

令和7年度
行政評価結果報告書

令和7年11月
会津若松市

目 次

第1編

令和7年度行政評価の概要

1	行政評価の目的・位置づけ	1
2	令和7年度における評価の特徴	2
3	行政評価の対象	4
4	行政評価の手法	5
5	外部評価	5
6	行政評価の流れ	6
7	SDGsとの関係性	7

施策評価票

第2編

令和7年度外部評価結果報告書

政策分野一覧

政策分野 No.	名称	担当部	担当課	ページ
1	子ども・子育て	健康福祉部	こども保育課	18
2	学校教育	教育委員会	学校教育課	47
3	教育環境	教育委員会	教育総務課	70
4	地域による子ども育成	教育委員会	教育総務課	87
5	生涯学習	教育委員会	生涯学習総合センター	99
6	スポーツ	教育委員会	文化スポーツ課	114
7	歴史・文化	教育委員会	文化スポーツ課	127
8	男女共同参画	市民部	市民協働課	143
9	社会参画	市民部	市民協働課	149
10	食料・農業・農村	農政部	農政課	162
11	森林・林業	農政部	農林課	202
12	中小企業	観光商工部	商工課	214
13	企業立地・産業創出	観光商工部	企業立地課	232
14	雇用・労働環境	観光商工部	商工課	242
15	観光	観光商工部	観光課	248
16	中心市街地・商業地域	観光商工部	商工課	278
17	健康・医療	健康福祉部	健康増進課	287
18	地域福祉	健康福祉部	地域福祉課	305
19	高齢者福祉	健康福祉部	高齢福祉課	317
20	障がい者福祉	健康福祉部	障がい者支援課	337
21	ユニバーサルデザイン	企画政策部	企画調整課	355
22	低炭素・循環型社会	市民部	環境共生課	359
23	自然環境・生活環境	市民部	環境共生課	373
24	公園・緑地	建設部	まちづくり整備課	383
25	生活・安全	市民部	危機管理課	393
26	地域防災	市民部	危機管理課	404
27	治水	建設部	都市計画課	414
28	雪対策	建設部	道路課	422
29	都市づくり	建設部	都市計画課	431
30	道路	建設部	道路課	440
31	公共交通	企画政策部	企画調整課	455
32	上下水道	上下水道局	上下水道局総務課	466
33	住宅・住環境	建設部	建築住宅課	475
34	景観	建設部	都市計画課	486
35	情報通信技術	企画政策部	情報戦略課	491
36	地域自治・コミュニティ	市民部	市民協働課	499
37	交流・移住	総務部	総務課	515
38	大学等との連携	企画政策部	シティプロモーション課	528
39	まちの拠点	企画政策部	企画調整課	533
40	公共施設	財務部	公共施設管理課	543
41	行政運営（①企画）	企画政策部	企画調整課	549
41	行政運営（②総務）	総務部	総務課	570
41	行政運営（③市民）	市民部	市民課	591
41	行政運営（④会計・委員会等）	会計課、議会事務局、 選挙管理委員会事務局、監査事務局		598
42	財政基盤	財務部	財政課	610

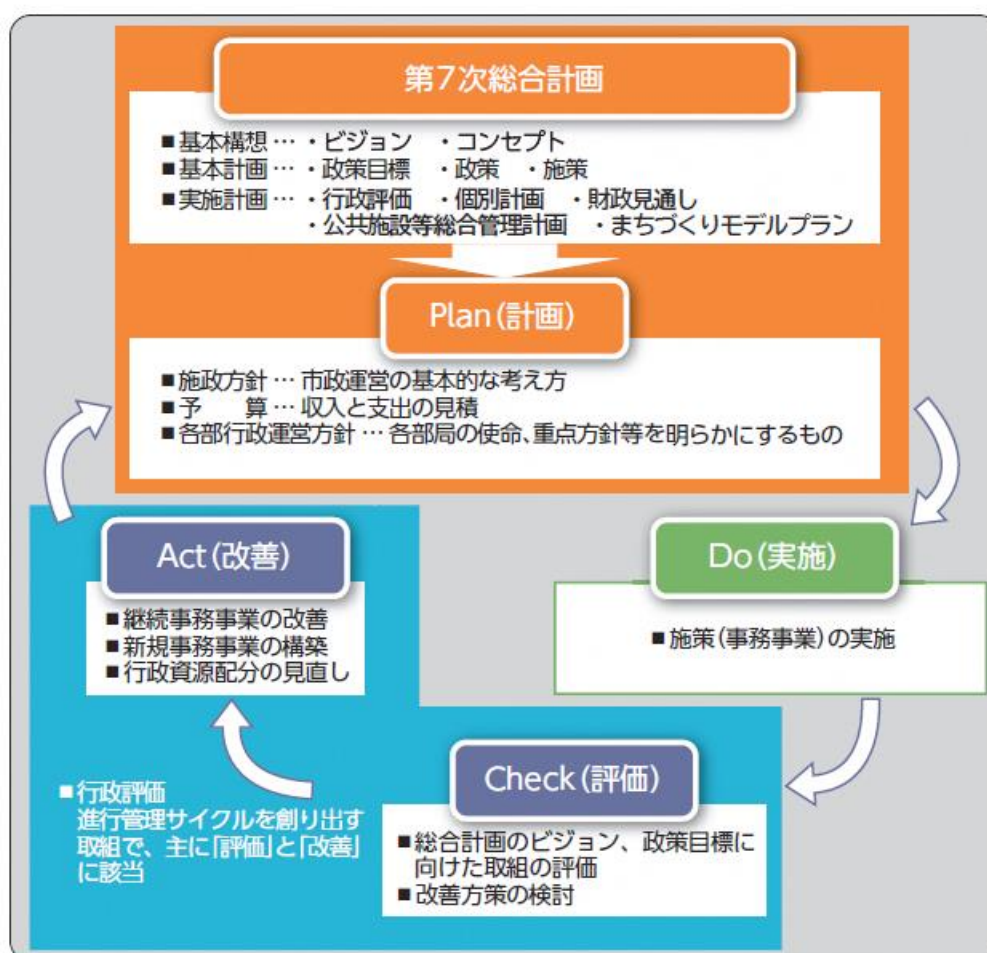
令和7年度行政評価の概要

1 行政評価の目的・位置づけ

行政評価は、市の総合計画の基本構想に掲げた目標の実現に向け、計画に位置付けた政策の着実な推進を図るため、社会経済情勢や市民意向等を踏まえながら「妥当性」「効率性」「有効性」等の観点から、必要な施策について評価を行っているものでありPDC Aサイクルのチェック機能の役割を担うものです。

第7次総合計画では、この行政評価の仕組みを計画の進行管理の手法として位置づけており、これにより、これまでの取組の改善、必要な施策の立案、将来に向けた取組の方向性の確認を行うことに加え、「評価の公表」を行うことで、次年度の施政方針、予算編成と続く、意思決定過程の「見える化」を図っています。

【参考1】行政評価による進行管理（「第7次総合計画 第3編 計画の推進」より）



2 令和7年度における評価の特徴

(1) 行政評価の視点

これまでも、社会経済情勢など、市民生活を取り巻く状況の変化を的確に捉えながら現総合計画の施策推進に向け、取組の立案、改善の検討、評価を行ってきたところであります。

本年度の施政方針、当初予算措置及び行政運営方針、さらには物価高騰の影響等を踏まえ、事務事業の実施状況を勘案しながら、以下の流れと視点に留意し、総合計画の政策分野ごとの「目指す姿」の実現に向けた施策の取組について検討・評価を行いました。

①社会経済情勢のトレンド、市民が求める行政サービスの的確な把握



②これまでの取組を以下の視点などにより検証、精査

視点1：市民生活に密接に関係する「地域課題」等の協働での解決の可能性

視点2：行政が直接行うことの有効性、効果

視点3：行政各分野の連携した取組や同様の事業との統合などの可能性

視点4：行政資源の適切な活用



③施策の推進にあたって必要な取組を構築（継続・新規事務事業立案の判断）

(2) ロジックモデルの試行導入

現在、国においては、経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を効果的・効率的に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目的に EBPM（証拠に基づく政策立案）に取り組んでいます。

本市においても、少子高齢化・人口減少や各種災害をはじめとした地域課題が複雑化・多様化しており、財源や職員などの経営資源も限られる現状において、第7次総合計画に掲げるビジョンや政策目標の実現に向け、データ等により証拠を示し、適切な評価を行いながら、真に効果のある政策・施策を展開するため、令和5年度から EBPM を段階的に取り入れています。

令和7年度においても引き続き、「ロジックモデル」を活用した事務事業評価を試行することで、成果の根拠（データ）を明確にした効果的な施策・事務事業の立案に取り組みました。

- ・対象：（施策）新規事務事業を立案する施策
（事務事業）新規事務事業を含む3～5事業程度

※EBPM…Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）

個人的な経験や勘、固定観念や先入観、エピソードや慣例にとらわれることなく、データや科学的な根拠に基づいて政策立案を行うこと。

【参考2】ロジックモデルについて

ロジックモデルとは、政策や施策が何を達成するために、どのような手段を使うのかその成果をどのような方法で測定しているのかをフローチャートで描くことで、その事務事業が目指す最終成果（目的）、手段、測定指標などを明確にするものです。

事務事業の実施前において、成果志向による事務事業の立案につなげるとともに、事務事業の実施後においては、ロジックモデルにおいて設定した成果が期待通りに得られたかを「成果の推移（根拠）」から分析し、個々の事業の有効性を評価することで、取組の改善につなげていきます。

令和7年度行政評価におけるロジックモデルの様式

施策名							
事業名	事業実績	→	短期成果	→	中期成果	→	最終成果
		→		→		→	
		→		→		→	
		→		→		→	
		→		→		→	
		→		→		→	
その他の事務事業							→

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績

ロジックモデルにおける各項目の定義

項目名	定義	視点
事業実績	事業が完了した際に実施されたことを示す事実	供給者側 (行政がどれだけ取り組んだか)
短期成果	事業完了後、比較的すぐに期待できる効果	受益者側 (市民・地域にどれだけ効果があつたか)
中期成果	事業完了後、一定の期間（3～5年）後に期待される変化	
最終成果	最終的に目指す成果（事業の目的）	
成果を示す根拠の推移	成果を示す根拠（事業成果の推移）	—

(3) 第7次総合計画の期中総括の実施

第7次総合計画については、計画期間の終盤を迎えていることから、政策分野の目指す姿に対する評価として、期中総括を実施しました。

3 行政評価の対象

評価対象は、第7次総合計画の政策・施策体系に基づくすべての政策分野と事務事業（新規事務事業を含む）としました。

【参考3】政策・施策＜体系＞（「第7次総合計画 第2編 基本構想」より）

政策目標	政策	政策分野
1 未来につなぐ ひとづくり	1 次代を創る 子どもたちの育成	1 子ども・子育て 2 学校教育 3 教育環境 4 地域による子ども育成
	2 生涯にわたる 学びと活躍の推進	5 生涯学習 6 スポーツ 7 歴史・文化 8 男女共同参画 9 社会参画
2 強みを活かす しごとづくり	3 生活の基盤となる 仕事の創出	10 食料・農業・農村 11 森林・林業 12 中小企業 13 企業立地・産業創出 14 雇用・労働環境
	4 地域の個性を活かした 賑わいと魅力の創出	15 観光 16 中心市街地・商業地域
3 安心、共生の くらしづくり	5 健やかで思いやりのある 地域社会の形成	17 健康・医療 18 地域福祉 19 高齢者福祉 20 障がい者福祉 21 ユニバーサルデザイン
	6 人と豊かな自然との共生	22 低炭素・循環型社会 23 自然環境・生活環境 24 公園・緑地
4 安全、快適な 基盤づくり	7 災害や危機への 備えの強化	25 生活・安全 26 地域防災 27 治水 28 雪対策
	8 地域の活力を支える 都市環境の維持	29 都市づくり 30 道路 31 公共交通 32 上下水道 33 住宅・住環境 34 景観 35 情報通信技術
5 豊かで魅力ある 地域づくり	9 ひとの力を活かした 地域活力の創造・再生	36 地域自治・コミュニティ 37 交流・移住 38 大学等との連携 39 まちの拠点
	10 社会の変化に対応した 行財政運営	40 公共施設 41 行政運営 42 財政基盤

4 行政評価の手法

(1) 評価主体

評価主体は、施策・事務事業に最も精通している各部局による評価（マネジメント）を基本とし、副部長会議（※１）による部局横断的な課題の検討、行政評価推進会議（※２）による協議・調整を経て、経営戦略会議（※３）において最終評価を決定しました。

（※１）各部局の副部長で構成

（※２）市長、副市長、企画政策部長、財務部長及び総務部長で構成

（※３）市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、各部長等で構成

(2) 評価方法

① 施策評価

主管部局、関係部局における施策の取組状況の検証、今後の取組方針に対する認識、評価を記載した施策評価票の記載内容に基づき、外部評価結果も踏まえながら、行政評価推進会議で協議し、経営戦略会議において最終評価を決定しました。また、第7次総合計画の計画期間が終盤を迎えていることから、令和3年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度までの取組を中心に、第7次総合計画の期中総括を行いました。

② 事務事業評価

既存事務事業については、取組の状況や課題を検証し、施策内における優先度を踏まえ、今後の方向性（事業実施期間を含む。）や事業のあり方、手法の改善について、各部局による評価（マネジメント）を基本に検討を行いました。

また、施策の推進において必要な新規事務事業については、前記2の「令和7年度行政評価の視点」、さらには、政策分野内における優先度や見込まれる費用等を踏まえ実施の可否について評価を行いました。

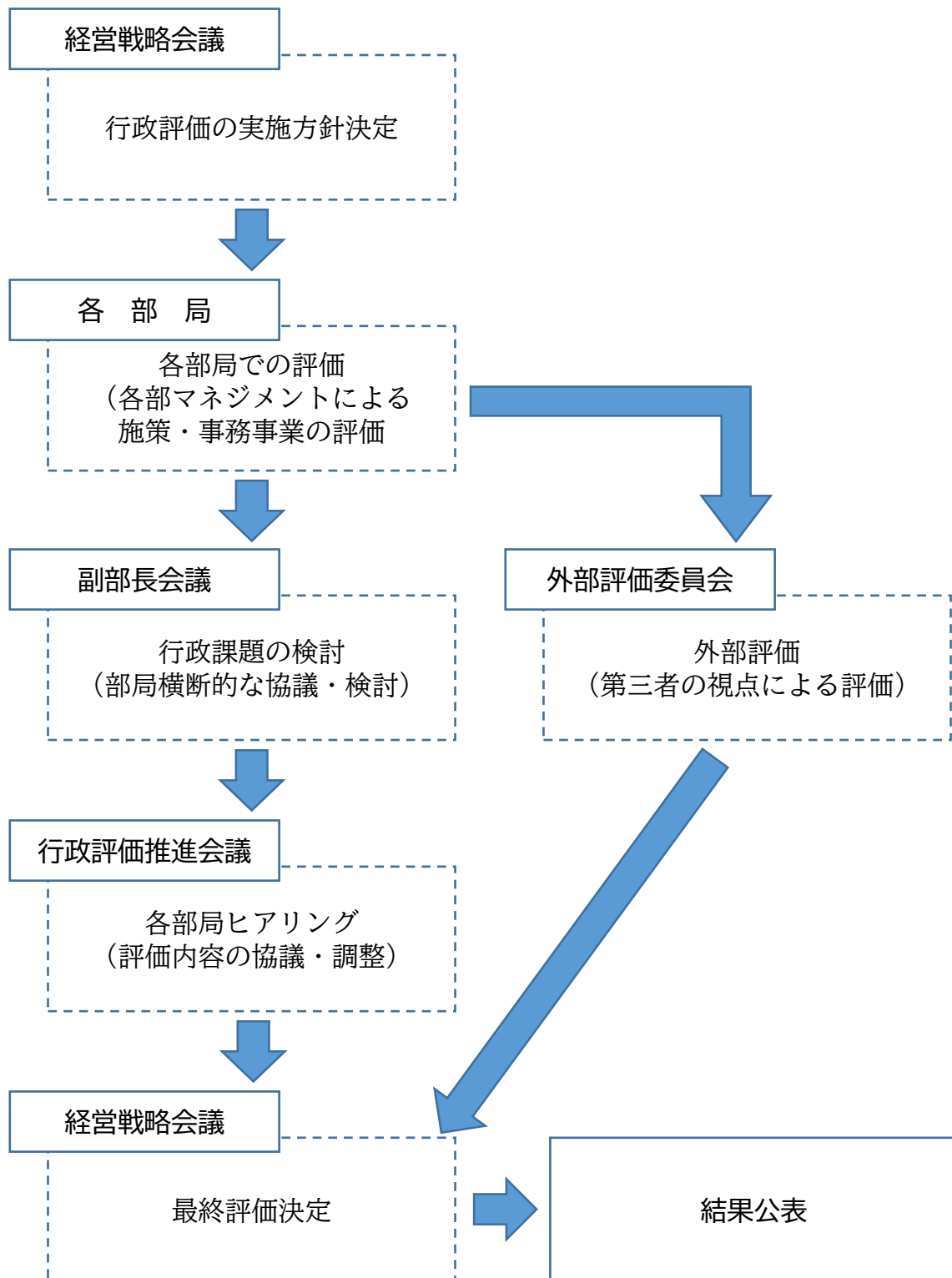
さらに、一部の事務事業（新規事務事業など）については、ロジックモデルを作成することで、その事務事業が目指す成果や成果を示す根拠（データ）を明確にし、成果志向による事務事業の立案・評価を行いました。

5 外部評価

行政評価の客観性・信頼性・公平性を確保する観点から、学識経験者及び公募市民で構成する外部の委員による施策の取組評価を行いました。令和7年度の外部評価の対象については、外部評価委員会が第7次総合計画に掲げる42の政策分野のうち4分野を選定しました。

外部評価の結果は、対象となった政策分野における今後の施策運営に生かしてまいります。なお、外部評価の内容・結果については、第2編「令和7年度外部評価結果報告書」をご覧ください。

6 評価の流れ



今後、行政評価の結果を踏まえ、総枠配分方式による予算編成において、次年度の事業構築を図ってまいります。

なお、今回公表する行政評価結果については、現段階における評価の結果であり、今後の社会経済情勢の変化や緊急課題の発生など、新たな行政ニーズや緊急に対応が必要とされる事業等が生じた場合には、別途対応してまいります。

7 SDGs との関係性

本市における様々な取組は、SDGs と親和性が高く、第7次総合計画に掲げる5つの政策目標の実現に向けて取り組むことが、SDGs の基本理念に沿った取組になるものと考えており、本市の施策がSDGs のどの目標と紐づくのか分かりやすくするため、それぞれの施策ごとに関連するSDGs の目標のアイコンを記載しています。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化しグローバル・パートナーシップを活性化する

SDGsの17の目標と169のターゲット



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジェン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。

2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
-----	---

3 すべての人に健康と福祉を  ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

4 質の高い教育をみんなに  ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	
4.1	2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

5 ジェンダー平等を 達成しよう 	ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

6 安全な水とトイレ を世界中に 	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。

6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.1	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。

10 人や国の不平等をなくそう

ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

	ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策1 次代を創る子どもたちの育成

政策分野1 子ども・子育て

目指す姿		
みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち		
施策		
施策番号	名称	関連するSDGs17のゴール
施策の内容		
施策1	子どもの育ちを支える取組の推進	
	すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。	
施策2	安心な妊娠・出産、育児等の支援	
	安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。	
施策3	未就学期から学齢期の成育環境の充実	
	多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。	
施策4	子どもが安心して生活できる環境づくり	
	ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層進め、子どもや子育てに課題を抱える家庭への対応体制を強化します。	
施策5	障がいのある子どもたちの療育体制の充実	
	障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	出生数				人	本市における出生数（年次）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	961	954	946	946	目標値を下回っているため、引き続き、安心して産み・育てられる環境整備に取り組んでいく。
	実績	603	550	-	-	
	達成率	62.7%	57.7%		-	
2	待機児童数（教育・保育施設）				人	4月1日現在の待機児童数（国基準）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	0	0	0	0	目標を達成出来ており、引き続き、受入体制の整備を進める。
	実績	0	0	0	-	
	達成率	100%	100%	100%	-	

2 施策の評価

施策 1	子どもの育ちを支える取組の推進
主な取組状況と成果	【1】こども計画の推進 ・基本理念「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた「こども・若者」が育つまち あいづわかまつ」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために令和6年度に策定した「こども計画」に沿って各施策・事業を推進していく。 ・妊娠から出産、子育て期にわたる子育て支援事業や各相談窓口等の情報を取りまとめたガイドブックやポータルサイトを作成し、子育て家庭等が必要とする情報の一元的な発信に取り組んだ。 【2】教育・保育施設の利用者負担額の軽減 ・児童が法定感染症に罹患し、施設の開所日数のうち6日以上登園できない場合、当該日数分を利用者負担から減額する「感染症減免」を実施している。 ・保育認定にかかる多子軽減の基準について、国においては、平成27年度より小学校就学前の児童からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料としていたが、本市においては、市独自の支援策として小学3年生からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とした。さらに令和5年9月からは、18歳未満を第1子とカウントするよう拡大した。 【3】子ども医療費の助成 ・子ども医療費の助成対象年齢を平成24年度に18歳まで拡大し、子どもの健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減した。 【4】子育て世帯への経済的支援 ・児童手当における令和6年10月分からの所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算の手当額増加等の制度の拡充及び支払月の変更について、対象者に周知しながら適切な支給に向けて取り組んだ。 【5】結婚支援 ・結婚支援のための現代版仲人の養成講座や、結婚希望者の自己研鑽のためのセミナー開催、「結婚応援地域連携会議」の開催など、前年に引き続き、官民連携による地域で結婚を応援する環境づくり、結婚支援に向けた体制の構築に取り組んだ。 ・県が運営する結婚マッチングシステムへの登録料の全額補助や、結婚に伴う新生活にかかる費用（住居費・引越費用）の補助により、経済的な負担を軽減することで結婚に前向きな気持ちになるよう支援の充実を図った。 ・結婚支援にあたる専門職員を配置し、結婚の相談や支援体制の強化に努めた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】こども計画の推進 ・少子化や子どもの貧困、児童虐待などの社会問題を背景に令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行されるなど、こどもが健やかに成長でき、安心して出産、子育てできる社会の構築が求められている。 ・子ども・子育て支援に関する学識経験者等で構成される市の附属機関「子ども・子育て会議」や庁内関係課で構成する「子ども・子育て支援事業計画検討会議」等の意見を踏まえながら、「こども計画」に基づき各施策・事業を推進していく。 ・子育て支援等の情報を子育て家庭に確実に伝えることが必要であるため、子育てに関する様々な情報を集約したガイドブックやホームページ等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を分かりやすく発信していく。 【2】教育・保育施設の利用者負担額の軽減 ・これまで、教育・保育施設の利用者に対しては、市独自の支援策も含め継続的に支援してきたが、出生数の減少に歯止めがかからない状況である。そのため、今後においては、従来の支援策に止まることなく、抜本的な子育て支援策も含め検討していく。 【3】子ども医療費の助成 ・少子化等の影響により対象となる子どもの数は減少しているものの、市民が安心して子育てするための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、財源の確保と利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う医療費の増加に対応していく。 ・適正かつ必要な受診につながるような広報活動を行い、事業の継続実施を図る。 ・県補助対象外である小学校1年生から小学校3年生までを補助対象にすること、所得制限及び1レセプト1,000円の自己負担の撤廃を要望していくとともに補助事業の継続を求めている。 【4】子育て世帯への経済的支援 ・児童手当の認定については対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないように、制度改正の内容も含め、引き続き対象者への周知に取り組みながら適正に支給し、子育て世帯を支援していく。 【5】結婚支援 ・人口減少・少子化対策として結婚支援への関心は高まっている。 ・出会いや婚活支援の直接の成果となるカップル成立数や結婚成立数を把握することは難しく、成果が見えにくい。 ・「出会いの場の創出」「自信をもって婚活に取り組むためのセミナーの開催」「婚姻に伴う経済的負担軽減」「結婚希望者を地域全体で支援する機運の醸成」に取り組み、若い世代が希望する時期に結婚できる環境を整備していく。

施策2	安心な妊娠・出産、育児等の支援
主な取組状況と成果	【1】妊娠・出産・育児への切れ目ない支援 ・平成30年に設置した子育て世代包括支援センターが担ってきた母子保健業務の機能を、令和6年度こども家庭センターの設置に伴い、当該センターの母子保健機能として引き続き実施している。 ・妊婦のための支援給付により、経済的支援と相談支援を一体的に実施し、妊娠後期の支援を拡充した。また、伴走型相談支援等の機会を活用して妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、助産師の配置により妊娠期から出産期の支援体制の強化及びニーズに合わせたきめ細やかな支援の提供に取り組んでいる。 【2】安心・安全な妊娠出産への支援 ・妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充、さらに多胎妊婦への健診費用の追加助成、低所得妊婦への初回産科受診費用の助成、産後ケアの利用者負担の減免により経済的負担の軽減を図るとともに産科医療機関と連携し支援が必要な方へ家庭訪問や電話による支援を行っている。 ・また、令和6年度から遠方で出産する妊婦に対し分娩時の交通費および宿泊費の助成や、不妊治療費等の助成等、経済的負担の軽減を図っている。 【3】乳幼児期の育児支援 ・乳児家庭全戸訪問事業等により母子の状況把握に努め、子育て支援に関する情報を提供し支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供や保健師の訪問等に繋いでいる。 ・専門職による健診事後相談や5歳児発達相談事業の実施により、適切な対応や支援へ繋ぐよう努め、保育部門や教育部門との連携も図っている。 【4】乳幼児健康診査 ・乳幼児期からの生活習慣病予防を見据えた保健指導を実施するとともに、健診票の改正等により発達障がい等の早期発見、また3歳6か月児健康診査に眼科屈折検査（SVS）検査を導入し弱視等の早期発見にも取り組んでいる。 ・令和7年度から1か月児健康診査を開始し、経済的支援や乳児期早期からの支援体制が強化された。 ・連絡票を活用し保育施設と連携した未受診児の状況把握等の対応を強化した。 【5】乳幼児のいる家庭への支援 ・子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦及び乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する正しい情報を提供することにより、子育て等に関する不安の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を促すための支援を行ってきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】妊娠・出産・育児への切れ目ない支援 ・妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応するため、こども家庭センターにおける情報の共有や関係機関との連携や強化に継続して取り組むとともに、相談しやすい環境の整備及び切れ目のない支援の提供に努める。 【2】安心・安全な妊娠出産への支援 ・母子健康手帳交付時における対面での実情把握や相談・情報提供、妊娠後期のアンケート及び相談の実施、産後の心身の回復状態に合わせて支援を行う産後ケアの実施等、妊娠の経過やニーズに合わせた支援を行う。妊産婦の不安解消や孤立防止を図るために、引き続き関係機関と連携した支援に努める。 【3】乳幼児の育児支援事業 ・保護者が安心して子育てをすることができ、子どもが望ましい生活習慣を身につけるために、発育・発達についての正しい情報の提供や専門的な支援も必要なことから、家庭訪問や相談事業、教室の実施による支援を継続する。 【4】乳幼児健康診査 ・子どもが健やかに成長するためには、基本的な生活習慣を身につけ丈夫なからだをつくることや、疾病や発達障がい等の早期発見も重要であることから、引き続き健診内容の充実に取り組む。また、未受診児への対応も含め関係機関との連携に引き続き取り組む。 ・国において出生後から就学前までの切れ目のない健康診査として5歳児健康診査の早期導入を求めており、代替事業とし実施してきた5歳児発達相談事業を見直し、内容の充実を図り、実施体制及びフォロー体制について調整を行う。 【5】乳幼児のいる家庭への支援 ・地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を早期に発見し、支援につなげていく必要性は高い。 ・子育て家庭への支援について、訪問支援に対するニーズは高い傾向にあるため、支援者である市民ボランティアの育成に努める。 ・ホームスタート事業などを展開しながら、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行い、子育てに不安を抱える家庭への支援の充実に取り組む。

施策3	未就学期から学齢期の成育環境の充実
主な取組状況と成果	【1】保育サービスの充実 ・共働き家庭の増加等による保育需要の高まりに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業所の新設、さらには既存施設の定員変更等により保育枠の拡大に努めてきた。 ・病児保育については、令和5年度より新たな法人によって「キッズケアにじいろ」を開所した。 ・広田保育所の民営化については、公募により選定した幼保連携型認定こども園の整備・運営を行う社会福祉法人と、保育施設の移管に関する協定を令和7年7月に締結した。また、令和7年12月定例会議に河東地区の教育・保育施設の統合と民営化に必要な条例の改正等を議案として提出する。 【2】児童健全育成事業 ・平成27年4月からこどもクラブの対象年齢を小学6年生まで拡大するとともに、利用時間の拡大を図った。 ・学校内外にこどもクラブを設置し、民間委託により運営している。各施設の利用状況に応じた統廃合や拡充を進めてきた経過にあり、令和7年度からは、25箇所（54クラス）において利用児童を受け入れている。 ・令和7年4月に中央こどもクラブを開設し、待機児童の解消を図った。 【3】児童館運営事業 ・児童館事業では、18歳未満のすべての児童に健全な遊びと生活の場を与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的に、様々な行事等を実施した。また、幼児クラブ事業では、幼稚園、保育所等に通っていない1歳以上の幼児と保護者を対象に、集団での遊びの指導、母親同士の交流及び育児相談の場を提供した。 ・児童館で実施しているこどもクラブを学校内に移設し民間委託により実施することに伴い、平成29年度をもって材木町児童館を、令和2年度をもって行仁児童センターを、令和3年度をもって城前児童センターを廃止し、機能を西七日町児童館1館に集約した。 【4】子どもの居場所づくり ・デジタル未来アート事業により、冬期間の子どもの遊び場の提供等を目的に平成27年度より「デジタルアート展」を開催するとともに、学校でのプログラミング講座の実施やコンテストの開催などデジタル技術に関する学びの機会を創出してきた。加えて、既存の公共施設について、遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】保育サービスの充実 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給し、教育・保育の質の向上を図っていく。 ・保育施設A I入所調整システムにより、保育施設側への内定通知までの期間短縮を図ることで、施設側の受入準備期間を十分に確保し、良質な保育の提供の促進に取り組んでいく。 ・病児保育については、今後の利用状況・利用者ニーズを把握しながら事業の円滑な運営を継続するとともに、近隣自治体のニーズを踏まえた市外児童の受け入れについて検討していく。 ・中央保育所については、施設の老朽化への対応を含め、検討を進めていく。また、広田保育所については、民営化前に合同保育を実施するなど、円滑に民間運営へ移行できるよう取組を進める。 【2】児童健全育成事業 ・放課後児童支援員及び補助員の研修受講を推奨するなど、支援員等の専門性の向上に努めるとともに、学校やこどもクラブ運営受託法人との連携強化により、事業運営の改善にも取り組んでいく。 【3】児童館運営事業 ・18歳未満の児童の健全育成のために環境整備及び事業のPRに努めていく。 ・児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎の利活用及び県立病院跡地利活用の取組の中で、引き続き検討していく。 【4】子どもの居場所づくり ・デジタル未来アート事業については、県立病院跡地利活用事業におけるデジタルルームにおいて、これまで事業で展示してきたデジタルコンテンツの常設と新規コンテンツの展示を行っていく。 ・また、屋内遊び場を含む子どもの居場所について、栄町第二庁舎及び県立病院跡地の利活用に係る取組のなかで、引き続き検討していく。

施策4	子どもが安心して生活できる環境づくり
主な取組状況と成果	【1】子どもの虐待防止の強化 ・子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化している中、児童虐待の未然防止・早期発見を図るため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携強化を図るほか「虐待対応支援員」を配置し、よりきめ細かな相談対応や支援を行うための体制強化に取り組んだ。 ・令和3年度より開始した産後ヘルパー派遣事業を拡充し、妊婦からヤングケアラーも含めて対応できるよう、子育て世帯訪問支援事業を開始した。 ・令和6年4月1日施行の児童福祉法等の一部を改正する法律等により、こども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図るほか、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制整備に取り組んだ。 【2】ひとり親家庭等への支援の充実 ・民設民営による母子生活支援施設の整備支援や各種手当、助成事業などを実施し、子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭を支える体制づくりに取り組んだ。 【3】ひとり親世帯への経済的支援 ・児童扶養手当における令和6年11月分からの所得限度額の引き上げ及び第3子以降の手当額増額の制度拡充について、周知しながら適切な支給に向けて取り組んだ。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】子どもの虐待防止の強化 ・家庭内の課題は複雑・多様化の傾向にあり、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのさらなる連携や支援体制の強化により、問題を抱えた家庭に対する支援を行う必要がある。 ・ヤングケアラーについては、令和4年度に県が実施した実態調査の結果を踏まえた支援体制の構築や啓発を図る必要があるとともに、子どもの心情に十分に配慮しながら、関係機関との連携により支援を行う必要がある。 ・ヤングケアラーへの支援に当たっては、支援者に対する研修会の実施や子育て世帯訪問支援事業等を活用しながら早期発見に努めるとともに、必要な支援につながるよう、教育委員会や学校等の関係機関と連携して取り組む。 ・こども家庭センターの設置により、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 【2】ひとり親家庭等への支援の充実 ・ひとり親家庭等をはじめとして、市民から幅広く寄せられる相談に対して、家庭相談員などによる助言・指導・情報提供を行っていく。 ・ひとり親家庭医療費助成において、県補助金の対象外となっている1,000円の自己負担廃止について、県へ継続して要望していく。 【3】ひとり親世帯への経済的支援 ・児童扶養手当の認定については対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないように、引き続き対象者への周知に取り組みながら適切に支給し、ひとり親世帯を支援していく。
施策5	障がいのある子どもたちの療育体制の充実
主な取組状況と成果	【1】支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進 ・早期から子どもの特性を見出し、理解するとともに、障がいのある子どもたちが、地域で学び共に生きるための環境整備を図るとともに、「障がい児福祉計画」に基づきながら、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めてきた。 ・「第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもへの支援体制の充実に取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進 ・放課後等デイサービス等のサービス利用者数も増加していることから、今後も利用ニーズは高水準で推移していくものと考えられるため、継続した事業実施が必要である。 ・障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じ支援していく。 ・関係機関と連携を図り、「第3期障がい児福祉計画」に基づきながら、児童発達支援センターの増設をはじめ、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めていく。 ・将来にわたる支援を見据え、障がいの早期発見・早期療育や障がいに対する親の理解促進のためのさらなる相談体制の強化を図る。 ・医療的ケア児や家族全体への支援を要する家庭等への支援など、より専門性の高い相談対応のため、相談支援専門員の資質向上が求められている。そのため、県の各種研修会等を活用しながら地域の相談支援体制を強化していくとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の支援や関係機関との連携を図っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4 - 1	ファミリー・サポート・センター事業	健康福祉部・こども家庭課
17 - 1	第2次健康わかまつ21計画の推進	健康福祉部・健康増進課
39 - 4	まちの拠点整備事業（県立病院跡地利活用事業）	企画政策部・企画調整課
41① - 2	まち・ひと・しごと創生法に基づく、会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	企画政策部・情報戦略課
41① - 3	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報戦略課、ほか関係各課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・基本理念「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた「こども・若者」が育つまち あいづわかまつ」の実現を目指し、令和6年度に策定した「こども計画」に沿って各施策・事業の推進を図っている。また、妊娠から出産、子育て期にわたる子育て支援事業のほか、各相談窓口等の情報を取りまとめたガイドブックやポータルサイトを作成し、子育て家庭等が必要とする情報の一元的な発信に取り組んだ。
- ・保育料について、市独自の支援策として小学3年生からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とした。さらに令和5年9月からは、18歳未満を第1子とカウントするよう支援を拡大した。また、子ども医療費の助成対象年齢を平成24年度に18歳まで拡大し、子どもの健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減した。
- ・児童手当における所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算の手当額増加等の制度の拡充及び支払月の変更について、対象者に周知しながら適切な支給に向けて取り組んだ。
- ・現代版仲人の養成や、結婚希望者の自己研鑽のためのセミナー等を開催するとともに、婚活支援事業補助金や結婚新生活支援事業補助金の交付により結婚支援に取り組み、結婚に向けた準備やきっかけ作りを行うことができた。

【施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援】

- ・平成30年に子育て世代包括支援センター（令和6年度に子ども家庭センターに統合）を設置するとともに、令和4年度から妊婦支援（給付金・伴奏型支援）を開始し、妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行った。
- ・令和6年度より、県の不妊治療助成の上乗せ助成事業を開始し、経済的負担の軽減を図っている。

【施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実】

- ・幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業所の新設、さらには既存施設の定員変更等により保育枠の拡大に努めるとともに、病児保育施設の新設等により、共働き家庭の増加による保育需要の高まりに対応してきた。
- ・児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象学年や利用時間の拡大を図るとともに、全校区へのクラブ設置及び待機児童対策として中央こどもクラブを設置することにより、小学生の健全育成に取り組んだ。
- ・市内の児童館機能を西七日町児童館に集約し、18歳未満のすべての児童の健全な遊びの場と居場所としての利用促進に努めた。
- ・既存の公共施設の遊具の充実により、屋内遊び場の充実に努めるとともに、子どもの遊び場の提供やデジタル技術への興味・関心の醸成等を目的に「デジタル未来アート展」等を継続して開催し、また、プログラミングコンテストの開催など学びの機会を創出してきた。

【施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり】

- ・子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化している中、児童虐待の未然防止・早期発見を図るため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携強化を図った。
- ・令和6年4月1日にこども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図るほか、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制整備に取り組んだ。
- ・民設民営による母子生活支援施設の整備支援や各種助成事業により、ひとり親家庭を支える体制づくりに取り組むとともに、児童扶養手当における所得限度額の引き上げ及び第3子以降の手当額増額の制度拡充について、適切な支給に向けて取り組んだ。

【施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実】

- ・「障がい児福祉計画」に基づき、支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進並びに障がいのある子どもたちが地域で学び共に生きるための環境整備を図ってきた。

○課題

【施策1 子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・これまで、教育・保育施設の利用者に対しては、市独自の支援策も含め継続的に支援してきたが、出生数の減少に歯止めがかからない状況であり、今後においては、従来の支援策に止まることなく、抜本的な子育て支援策も含め検討していく必要がある。
- ・出会いや婚活支援の直接の成果となるカップル成立数や結婚成立数を把握することは難しく、成果が見えにくい。
- ・出会いの場の機会創出や婚姻に伴う経済的負担の増加などへの不安を払拭するための支援策、婚活イベント等への女性参加比率の増加に向けた情報発信を強化していくことが必要である。

【施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援】

- ・子育てを取り巻く環境の変化により、育児不安や負担感が増大しやすい状況下にあるため、乳幼児の発育・発達についての正しい情報の提供と専門的な支援を行うことで、保護者の育児力を高め、子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるように、関係機関とより一層の連携を図る必要がある。

【施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実】

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給し、教育・保育の質の向上を図っていく必要がある。
- ・児童館機能や子どもの居場所確保のあり方について、旧栄町第二庁舎や県立病院跡地の利活用事業の取組と合わせて検討していく必要がある。

【施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり】

- ・児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携や支援体制の強化により、問題を抱えた家庭に対する支援を行う必要がある。
- ・ヤングケアラーについては、令和4年度に県が実施した実態調査の結果を踏まえた支援体制の構築や啓発を図るとともに、子どもの心情に十分に配慮しながら、関係機関との連携により支援を行う必要がある。

【施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実】

- ・支援が必要となる子どもたちの放課後等デイサービス等の利用ニーズについては、今後も高い水準で推移していくものと考えられるため、継続した事業実施が必要である。

5 最終評価

政策分野1「子ども・子育て」の推進にあたっては、人口減少対策として、子育て世帯への経済的支援策を検討し、若い世代の子育てに対する経済的不安の軽減を図り、出生数の向上を目指していく。また、保育サービスの質及び量の充実と保育人材の確保に向けた支援に取り組んでいく。さらに、発育・発達についての正しい情報の提供や専門的な支援を継続していくとともに、規則正しい生活習慣を身につけ丈夫なからだをつくることや、疫病や発達障がいの早期発見に向けて、健診内容の充実と5歳児健康診査実施に向けた検討を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 子どもの育ちを支える取組の推進							
1	◎	◎	基本目標4		保育料無償化事業	新規	健康福祉部・こども保育課
2	◎	◎	基本目標4		認可外保育施設利用者負担補助事業	新規	健康福祉部・こども保育課
3	◎	◎			在宅子育て支援金事業	新規	健康福祉部・こども家庭課
4	◎	◎	基本目標4		地方創生推進事業（結婚支援事業）	継続	企画政策部・シティプロモーション課
5		◎			こども計画の推進	継続	健康福祉部・こども家庭課
6		◎		1.1	児童手当	継続	健康福祉部・こども家庭課
7		◎	基本目標4	2.1	子ども医療費助成事業	継続	健康福祉部・こども家庭課
8			基本目標4		子育てガイドブック作成事業	継続	健康福祉部・こども保育課
施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援							
1				3.8	乳幼児健康診査事業	見直し	健康福祉部・健康増進課
2			基本目標4	3.8	5歳児発達相談相談事業	見直し	健康福祉部・健康増進課
3		◎		3.8	こども家庭センター事業（母子保健機能）	継続	健康福祉部・健康増進課
4			基本目標4	3.8	妊婦のための支援給付事業	継続	健康福祉部・健康増進課
5		◎		3.8	安全な妊娠・出産への支援事業	継続	健康福祉部・健康増進課
6			基本目標4	3.8	不妊治療費助成事業	継続	健康福祉部・健康増進課
7			基本目標4	3.8	育児支援事業	見直し	健康福祉部・健康増進課
8		◎	基本目標4		ホームスタート事業	継続	健康福祉部・こども家庭課
9		◎	基本目標4		ブックスタート事業	継続	健康福祉部・こども家庭課
10		◎	基本目標4		子育て短期支援事業	継続	健康福祉部・こども家庭課
施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実							
1	◎	◎	基本目標4		保育人材確保支援事業補助金	新規	健康福祉部・こども保育課
2		◎	基本目標4		乳幼児健康支援一時預かり事業	継続	健康福祉部・こども保育課
3		◎		4.2	子どものための教育・保育給付事業	継続	健康福祉部・こども保育課
4			基本目標4		公立保育所運営事業	継続	健康福祉部・こども保育課
5			基本目標4		公立幼稚園管理運営費	継続	健康福祉部・こども保育課
6			基本目標4		へき地保育所運営事業	継続	健康福祉部・こども保育課
7			基本目標4		子育てのための施設等利用給付事業	継続	健康福祉部・こども保育課
8			基本目標4		特別保育事業	継続	健康福祉部・こども保育課
9		◎	基本目標4		児童健全育成事業	継続	健康福祉部・こども保育課
10		◎	基本目標4		児童館運営事業	継続	健康福祉部・こども保育課
11			基本目標4	4.4	スマートシティ会津若松推進事業（デジタル未来アート事業）	継続	企画政策部・情報戦略課
12			基本目標4		就学前教育・保育施設整備交付金、安心こども基金特別対策事業補助金	継続	健康福祉部・こども保育課
13			基本目標4		利用者負担額賦課徴収事務	継続	健康福祉部・こども保育課
14			基本目標4		教育・保育施設等支援対策事業補助金	継続	健康福祉部・こども保育課
15			基本目標4		実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続	健康福祉部・こども保育課
16			基本目標4		認可外保育施設助成事業	継続	健康福祉部・こども保育課
17			基本目標4		保育士研修等事業費	見直し	健康福祉部・こども保育課
18			基本目標4		保育所等給食食材検査	終了	健康福祉部・こども保育課
19		◎	基本目標1		保育士宿舎借上支援事業	継続	健康福祉部・こども保育課
20			基本目標3		保育所等におけるICT化推進等事業	継続	健康福祉部・こども保育課

施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり						
1		◎			児童虐待防止対策事業	継続 健康福祉部・こども家庭課
2		◎			児童入所施設措置費	継続 健康福祉部・こども家庭課
3		◎	基本目標4		子ども未来基金事業	継続 健康福祉部・こども家庭課
4		◎			家庭児童相談室相談業務	継続 健康福祉部・こども家庭課
5		◎		1.1	児童扶養手当	継続 健康福祉部・こども家庭課
6		◎	基本目標4		ひとり親家庭医療費助成事業	継続 健康福祉部・こども家庭課
7		◎			ひとり親家庭自立支援給付金事業	継続 健康福祉部・こども家庭課
8					母子父子寡婦福祉資金貸付	継続 健康福祉部・こども家庭課
9			基本目標4		就学遺児激励金	継続 健康福祉部・こども家庭課
施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実						
1		◎			障がい児福祉計画の推進	継続 健康福祉部・こども家庭課
2		◎			障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	継続 健康福祉部・こども家庭課
3		◎			障がい児相談支援事業	継続 健康福祉部・こども家庭課
4					障害児福祉手当・特別児童扶養手当	継続 健康福祉部・こども家庭課
5			基本目標4		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	継続 健康福祉部・こども家庭課
6					自立支援医療（育成医療）	継続 健康福祉部・こども家庭課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 子どもの育ちを支える取組の推進					
1	事業名	保育料無償化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	認可施設を利用する0～2歳児について、市独自の支援としてその利用者負担（保育料）を無償化する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	—	169,800
			所要一般財源	—	169,800
			概算人件費	—	1,623
	取組状況と 成果	—			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	—			
2	事業名	認可外保育施設利用者負担金補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	認可外保育施設を利用する世帯に対し、利用料の支払い実績に応じて補助金を交付することにより、実質的に無償とする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	—	18,730
			所要一般財源	—	18,730
			概算人件費	—	464
	取組状況と 成果	—			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	—			
3	事業名	在宅子育て支援金事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	令和8年度に実施する保育料無償化に併せて、様々な事情により保育施設を利用していない家庭内保育世帯に対して経済的な支援を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	—	24,380
			所要一般財源	—	24,380
			概算人件費	—	14,367
	取組状況と 成果	—			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	—			

4	事業名	地方創生推進事業（結婚支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	結婚希望者がその希望を叶えられるよう支援と地域全体で婚活を応援する環境づくりに取り組み、定住人口と出生数の増加を図っていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	38,927	41,955
			所要一般財源	12,825	15,061
			概算人件費	6,601	6,601
取組状況と 成果	現代版仲人養成講座の開催や結婚支援員の配置により、結婚を支援する人材の育成・確保に努めた。また、結婚希望者の自己研鑽のためのセミナーや出会いの場となるイベントの開催、県のマッチングシステムの登録料や結婚に伴う新生活にかかる費用（住居費・引越費用）の補助など、出会いや結婚への支援・きっかけづくりを行った。さらに、結婚希望者を地域全体で支援する機運醸成のため、商工会議所等市内の経済団体等と「結婚応援地域連携会議」を開催し、連携強化を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・人口減少・少子化対策として支援の充実を図ってきたことにより、結婚支援への関心は高まっている。 ・出会いや婚活支援の直接の成果となるカップル成立数や結婚成立数を把握することは難しく、成果が見えにくい。 ・「出会いの場の創出」「自信をもって婚活に取り組むためのセミナーの開催」「婚姻に伴う経済的負担軽減」「結婚希望者を地域全体で支援する機運の醸成」に取り組み、若い世代が希望する時期に結婚できる環境を整備していく。				
5	事業名	こども計画の推進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	基本理念「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた「こども・若者」が育つまち あいづわかまつ」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために令和6年度に策定した「こども計画」に沿って各施策・事業を推進していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	447	447
			所要一般財源	447	447
			概算人件費	1,159	1,159
取組状況と 成果	・平成25年度：子ども・子育て支援法に基づく「市子ども・子育て会議」設置 ・平成26年度：第1期子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）策定 ・令和元年度：第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）策定 ・令和6年度：こども基本法に基づく「市こども計画」を策定				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・少子化や子どもの貧困、児童虐待などの社会問題を背景に令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行されるなど、こどもが健やかに成長でき、安心して出産、子育てできる社会の構築が求められている。 ・子ども・子育て支援に関する学識経験者等で構成される市の附属機関「子ども・子育て会議」や庁内関係課で構成する「子ども・子育て支援事業計画検討会議」等の意見を踏まえながら、「こども計画」に基づき各施策・事業を推進していく。				
6	事業名	児童手当		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童の保護者等に対し、受給資格を認定し、児童手当を支給する。（令和6年10月より18歳到達後の最初の年度末までの児童の保護者等に対象者が拡大。）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,360,970	2,360,970
			所要一般財源	219,962	219,962
			概算人件費	24,748	24,748
取組状況と 成果	・個人番号を活用した情報連携の開始に伴う各種証明書類の添付省略や、令和4年度の制度改正に伴う一律の現況届の提出義務の廃止により、受給者の負担軽減を図るとともに、令和5年度より公会計となった学校給食費の申し出徴収を開始した。 ・令和6年10月分からの所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算の手当額増加等の制度の拡充及び支払月の変更について、対象者に周知しながら、適切な支給に向けて取り組んだ。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・手当認定は対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないよう、制度改正の内容も含め、引き続き対象者への周知に取り組みながら適切に支給していく。 ・国が進めるシステム標準化に向け、国の標準仕様書により現在の事務運用を見直していく。				

7	事業名	子ども医療費助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童を対象に、子どもの疾病又は負傷の治癒を促進し、健康増進を図るとともに、保険診療の一部負担金を助成することにより、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	575,770	575,770
			所要一般財源	256,048	256,048
			概算人件費	19,268	19,268
	取組状況と 成果	・平成23年10月診療分からは入院を中学校3年生まで、入院外を小学校3年生までに拡充し、窓口無料化について市内のみから県内の医療機関等に拡大、平成24年10月診療分からは入院、入院外ともに18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）まで拡充、平成26年3月診療分からは医療費の窓口無料化について全国の医療機関等まで拡大、平成30年1月から市内での情報連携の条例等を整備し、所得・課税・控除証明書の省略を行った。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・市民が安心して子育てしていくための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、検査費や治療費が自己負担となったことにより助成額の増加が見込まれることから、扶助費等執行額の推移を注視し適切に対応していく。 ・国が進めるシステム標準化との連携、令和8年度以降のPMH対応に向けたシステムの改修が必要であるため、対応方法・時期等を検討していく。			
8	事業名	子育てガイドブック作成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の子育て支援事業や各相談窓口等の利用促進を図るため、子育て家庭等へ情報を発信するためのガイドブックを作成し、市窓口や各教育・保育施設等で配布する。合わせて、市ホームページ等にPDF版等を掲載し周知を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	464	464
	取組状況と 成果	・本市と民間事業者との協定に基づき、広告料収入を活用して子育てガイドブックを協働作成し、子育て家庭へ向け市役所各窓口や保育所等を通じて配布したほか、市ホームページ等に電子媒体を掲載し、広く周知を図った。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・今後の各種子育て支援事業の内容変更等を踏まえ、適宜、子育てガイドブックの改訂版を作成し、情報発信を継続していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 子どもの育ちを支える取組の推進

事業名	事業実績	→ 短期成果	→ 中期成果	→ 最終成果
保育人材確保支援事業 ※施策3	1、3、5、10年目の勤務を満了した保育士等に補助金を交付	→ 保育士等の新規雇用者の増と離職者の減による、保育人材の安定的な確保	→ 保育供給枠の安定的な確保	→ すべての子どもが、健やかに育つことができる環境が整備されるとともに、子どもたちの成長を支えるための経済的な支援が図られる。
認可外保育施設利用者負担金補助事業	認可外保育施設の利用者への補助金交付	→ ①認可外保育施設の安定運営 → ②利用者の経済的負担の軽減		
保育料無償化事業	0～2歳児の保育料の無償化	→ 子育て世帯の経済的負担の軽減	→ 子育て世帯における経済的不安の解消	
在宅子育て支援金事業	在宅での子育て世帯に対する支援金の給付	→ 子育て世帯の経済的負担の軽減		
地方創生推進事業（結婚支援事業） ※出会いの場創出事業	独身の若手社員が一堂に会し、交流や親睦を深めた	→ ・男女の区別なく複数の相手と交流が始まる → ・安心して連絡先の交換を行う	→ ・事業の参加者やその友人の紹介などで新しい出会いの輪が広がり、交際に発展するケースが増える → ・恋愛や結婚観への意識の変化が表れ行動変容が起きる	→ 婚姻数増加が図られる。

成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育人材確保支援事業	待機児童数	0	0	0	0	0		0	
認可外保育施設利用者負担金補助事業									
保育料無償化事業	子育てニーズ調査 ※経済的負担を理由に理想とする子どもの人数を持たない・持てない世帯の割合	—	60.3%	—	—	—	—	30%	
認可外保育施設利用者負担金補助事業									
在宅子育て支援金事業	出会いの場・交流会に参加した人数	—	—	—	—	30人		30人	
地方創生推進事業（結婚支援事業）									

施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援					
1	事業名	乳幼児健康診査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	目的：乳幼児の健康の保持増進を図る。 内容：集団健診は4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に実施、施設健診は新生児聴覚検査、先天性股関節脱臼等検診、1か月児健康診査、9～10か月児健康診査を実施。集団健診時に、相談(育児、栄養、歯科)保健指導等も実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	26,809	32,063
			所要一般財源	24,859	28,363
			概算人件費	20,732	27,494
取組状況と 成果	・社会性の発達状況を詳細に確認し支援につなぐため、M-CHAT導入や問診票改正を実施し、3歳6か月児健診では、眼科屈折(SVS)検査を導入し、弱視の発見及び治療開始率が上昇した。また、虐待リスクが高いとされる健診未受診児について、連絡票の活用により保育施設等関係機関との連携体制を整備し、状況把握につながっている。 ・令和7年度から1か月児健康診査を開始し、経済的支援や乳児期早期からの支援体制が強化された。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・子どもの肥満やむし歯有病率は改善傾向にあるが、全国と比較して高い状況であることから、実態把握に努め、基本的な生活習慣を身につけ、子どもが健全に成長していけるよう健診内容の充実に取り組む。 ・発達障がい早期発見・早期療育につなげられるよう社会性の発達に関する情報提供の強化と事業の検証、また、眼科屈折検査について引き続き結果の検証を行う。 ・支援が必要な家庭については、こども家庭センターと連携した支援に取り組む。				
2	事業名	5歳児発達相談事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	目的：発達障がいを含む支援が必要な子どもの早期発見と保護者等が子どもの特性について理解を深める機会とし適切な対応へ繋ぐ。 内容：保護者へ発達質問票を送付し、返信された質問票の内容により保健師が支援を行い、必要に応じて相談事業や関係機関と連携を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	480	5,504
			所要一般財源	480	3,754
			概算人件費	2,936	6,334
取組状況と 成果	・返信された発達質問票の内容に応じて支援を行い、必要に応じて専門職による発達相談を勧める等、適切な対応に努めた。 ・発達質問票の未返信者に対しては、保育部門との連携や保健師の連絡等により状況の把握に努めている。 ・教育部門や福祉部門と、発達に課題がある児への支援方法や情報共有方法について、協議を重ね課題を共有し、さらに連携が強化されるよう取り組んだ。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・社会性の発達や育児環境に課題がある場合は、保護者等と集団場面での行動の様子や特性について共有し、気づき、理解を深める機会となるよう、引き続き保健・保育部門の双方から本事業の活用を促す。 ・国において出生後から就学前までの切れ目のない健康診査として5歳児健康診査の早期導入を求めている、代替事業として実施してきた本事業を見直し、内容の充実を図り、実施体制及びフォロー体制について調整を行う。				
3	事業名	こども家庭センター事業（母子保健機能）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	こども家庭センターにおける母子保健機能は、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児等に切れ目のない支援を提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,693	7,693
			所要一般財源	3,733	3,733
			概算人件費	8,909	8,909
取組状況と 成果	・妊産婦や乳幼児の実情把握や相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行い、特に支援を要する場合は、児童福祉機能との合同ケース会議や支援検討会、産科医療機関との連絡会等により情報共有や支援内容の検討・評価をし、支援体制を強化した。 ・母子保健コーディネーターとして助産師を3名配置し、妊娠初期から出産後まで妊産婦に寄り添った継続した支援に努めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応する必要があることから、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握して、相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を継続して実施する。 ・特に、福祉部門の支援を必要とする対象者については、こども家庭センター統括支援員や児童福祉機能の職員との連携を図り対応を行っていく。				

4	事業名	妊婦のための支援給付事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	経済的支援と伴走型の相談支援を一体的に実施することで、相談機関へのアクセスがしやすくなり、また必要な支援につながりやすくなる。その結果、ニーズに即した効果的な支援が可能となり伴走型の相談支援の実効性をより高めていくものである。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	68,554	68,554
			所要一般財源	2,102	2,102
概算人件費	6,022	6,022			
取組状況と 成果	妊娠届や出生届の届出を行った妊婦・子育て世帯に対して、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援に繋ぐ伴走型の相談支援を行うとともに、出産育児関連品等の購入に係る費用を助成した。 ・令和5年度末、企画調整課主導で、経済的支援の受け取り方法に会津コインを追加した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のために、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、安心して出産・子育てができるようにしていく必要がある。 ・会津コインでの給付を選択者に対するインセンティブ付与開始に伴い、当面の間、会津コイン給付選択者の増加が想定され、迅速な給付と円滑な業務遂行に努める。				
5	事業名	安全な妊娠・出産への支援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：妊産婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠中から産後も安心して子育てできる支援体制を確保する。 内容：母子健康手帳交付時の保健指導・相談対応、妊産婦健康診査の助成、産後ケア事業及び産科医療機関との連携による支援等の実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	94,201	94,557
			所要一般財源	87,373	87,483
			概算人件費	3,476	3,476
取組状況と 成果	・妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充、さらに多胎妊婦への健診費用の追加助成、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成、産後ケアの利用者負担の減免の拡充、遠方出産支援事業などにより経済的負担の軽減を図っている。 ・妊婦アンケート（妊娠届出時・妊娠後期）による相談の他、産科医療機関と連携し支援が必要な方へ家庭訪問や電話による支援を行い、不安や悩みを軽減し安心して子育てができるよう妊娠期からの支援を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・妊娠届出数は減少しているが、支援を必要とする妊産婦は増えているため、母子健康手帳交付時の専門職との対面による状況把握と保健指導を継続し、切れ目のない支援により安心して妊娠期を過ごし出産に望めるよう取り組む。 ・産後ケアの利用など必要なサービスの利用や支援につながるよう引き続き関係機関と連携し、妊婦の不安解消や孤立化防止を図る。 ・母子健康手帳の電子化に向けた国の動向を注視し、情報収集を行う。				
6	事業名	不妊治療費等助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：不妊治療等における経済的負担の軽減を図る。 内容：福島県が実施する保険適用外の生殖補助医療及び妊孕性温存療法等を受けた方へ、治療費の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,770	7,770
			所要一般財源	7,390	7,390
			概算人件費	966	966
取組状況と 成果	・医療保険適用外となる不妊治療、妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療は、経済的負担が大きいため、安心して不妊治療が受けられるよう、経済的負担の軽減を図っている。 ・さらに、令和7年度からは、生殖補助医療交通費支援事業を開始し、遠方の医療機関に通院する夫婦に対して、移動に要する交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・結婚・妊娠・出産を考える世代やその家族等への周知について、市民ガイドブックや市ホームページの掲載、SNS等の活用など幅広い周知を行う。 ・会津保健福祉事務所や市内の産科医療機関、妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療を実施する医療機関にチラシを設置し事業の周知を行う。				

7	事業名	育児支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	目的：保護者が子どもの発育・発達について理解し、養育上の問題の改善や不安を軽減することで親子の心身の健康の保持・増進を図る。 内容：健診事後相談や乳児家庭全戸訪問、未熟児訪問、離乳食教室、未熟児に対する養育医療の給付等を実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,864	8,864
			所要一般財源	3,062	3,062
概算人件費			16,047	16,047	
取組状況と 成果	・各母子保健事業により、不安や悩みを傾聴し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供や医療機関の受診等につながるよう努めている。 ・出産・子育て応援事業の開始に伴い、乳児家庭全戸訪問事業を産後の面談に位置付け、面談後に子育て応援給付金申請書（令和7年度より妊婦支援給付金に名称変更）の交付を開始したことで、乳児家庭全戸訪問の実施率が向上した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・子育てを取り巻く環境の変化により、育児不安や負担感が増大しやすい状況下にあるため、乳幼児の発育・発達についての正しい情報の提供と専門的な支援を行うことで、保護者の育児力を高め、子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるように、関係機関とより一層の連携を図りながら取組を進める。 ・乳幼児健康診査の拡充にあわせて、離乳食教室の実施時期や内容等についての検討を進める。				
8	事業名	ホームスタート事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に当たり不安を抱えている家庭に、研修を受けた市民ボランティアが訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をするなどの支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,510	3,510
			所要一般財源	1,755	1,755
概算人件費			140	140	
取組状況と 成果	・訪問件数は年々増加傾向にあり、子育て家庭からの訪問依頼に対応できるよう、専門研修を実施するとともに、市民ボランティアの増加に取り組み、養育不安の軽減を図っている。令和元年6月より、産後に加え妊婦も支援対象とした。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を、子育て世代包括支援センター等を活用しながら早期に発見し、支援につなげていく必要がある。 ・訪問支援のニーズは高い傾向にあるため、市民ボランティアの増加・育成に取り組む。				
9	事業名	ブックスタート事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、子育てにおける読み聞かせの重要性を啓発し、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりに寄与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	758	758
			所要一般財源	0	0
概算人件費			144	144	
取組状況と 成果	・市の健康増進課で実施する4か月児健康診査において、乳児及びその保護者にボランティアが絵本の読み聞かせを行い、絵本等を配付した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・4か月児健康診査未受診者への絵本等の配付については、児童の状態確認を兼ねた個別家庭訪問等の実施により、対象者全員への配付に努める。 ・乳幼児の段階から読み聞かせや親子のふれあいの大切さを経験してもらい、楽しい子育ての時間を過ごすきっかけを届けるため、関係機関との連携を図るとともに、絵本への愛着や絵本を通した子育てにつなげていけるよう取り組む。				

10	事業名	子育て短期支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難な場合や、DV等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、一定期間の児童の預かり又は母子を入所させることにより、育児の負担軽減や児童虐待の未然防止、母子の安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	555	555
			所要一般財源	213	213
			概算人件費	580	580
	取組状況と 成果	・社会福祉法人たちあおいへ業務委託し、平成29年7月から事業開始した。委託先において受入体制の整備を行い、サービスを必要としている家庭への支援を行っている。 ・令和3年度及び令和4年度においては、安定したサービス提供を図るため、新型コロナウイルス感染症予防対策として必要な措置を講じた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・核家族化の進行や就労形態の多様化等により、従来の保育サービスでは対応できない子育て支援のニーズが生じており、特に家事や仕事、子育てとの両立を迫られるひとり親家庭においては、保護者の子育て負担の軽減策が重要となっている。 ・支援を必要としている世帯が、必要時に適切に事業利用できる体制を整備する。			

施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実					
1	事業名	保育人材確保支援事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	市内保育施設に就職後、1年目、3年目、5年目、10年目の勤務を満了した保育士及び保育教諭に対し、それぞれの補助金を会津コインにて交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	—	15,000
			所要一般財源	—	15,000
			概算人件費	—	927
2	取組状況と成果	—			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	—			
3	事業名	乳幼児健康支援一時預かり事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	病気のため集団生活が困難であるが、日中保護者が家庭で保育することができない生後6か月から小学校3年生までの児童を、病児保育所において一時的に預かる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	22,811	22,811
			所要一般財源	22,803	22,803
			概算人件費	464	464
3	取組状況と成果	平成11年度から「病後児保育」を、平成23年度から「病児保育」を医療法人社団新生会への委託により実施していたが、同医療法人の業務縮小のため、令和5年度より、新たに「キッズケアにじいろ」を開所した医療法人清信会へ事業を委託した。令和5年9月より、利用者の利便性向上とスタッフの負担軽減のため、オンライン予約システムを導入した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・今後も緊急時における子育てと就労の両立支援のため、保護者が安心して利用できるよう事業の運営を継続していく。 ・今後の利用状況・利用者ニーズを把握しながら事業の円滑な運営を進めていく。また、近隣自治体のニーズを踏まえた市外児童の受け入れについて検討していく。			
3	事業名	子どものための教育・保育給付事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	教育・保育給付認定を受けた子どもの教育・保育を実施するため、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し、国で定めた公定価格により算出する施設型給付費等を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,361,766	4,361,766
			所要一般財源	1,125,220	1,125,220
			概算人件費	5,562	5,562
3	取組状況と成果	・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業者が給付対象施設に追加され、公定価格により算出した給付費を給付している。 【給付対象施設（令和7年4月1日現在）】 - 認可保育所（8施設）、幼保連携型認定こども園（19施設）、幼稚園（1施設） - 地域型保育施設（7施設）			
	課題認識と今後の方針・改善点	・国で定める公定価格の単価改正や保育士の処遇改善等加算の加算率引上げ、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化等により、給付費は増加傾向にある。 ・充実した保育の実施及び施設運営の安定化に資するため、各施設の状況に応じた適切な給付に努めていく。			

4	事業名	公立保育所運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	保護者の就労などにより保育を必要とする乳幼児に対し、公立の保育所において保育を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	75,199	55,281
			所要一般財源	47,723	39,566
概算人件費			457,792	280,150	
取組状況と 成果	・中央保育所では、私立保育施設では受入れ困難なケースの障がい児保育や産休明け保育の実施など、保護者の多様な保育ニーズに対応している。 ・広田保育所は、令和8年度から幼保連携型認定こども園として民営化するため、公募により選定した社会福祉法人と保育施設の移管に関する協定を締結した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・広田保育所の民営化を円滑に進め、移管先法人が安定した施設運営をするため、令和7年度中に移管先法人との合同保育を実施する。 ・障がい児の利用希望の増加や施設の老朽化等に対応するため、中央保育所の施設整備のあり方について検討していく。				
5	事業名	公立幼稚園管理運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	入園児へ幼児教育の場を提供するとともに、施設を適切に維持管理し、幼児教育の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	14,061	14,061
			所要一般財源	14,013	14,013
概算人件費			36,742	36,742	
取組状況と 成果	・平成29年7月から一時預かり事業を拡充（長期休園日での実施）し、児童数の減少に対応するため、令和3年4月から3歳児の受入れを開始、令和4年4月から満3歳児の受入れを開始した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・少子化の進行や保護者の就労形態の多様化により児童数の減少が続いている。 ・築36年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、緊急性のある箇所については修繕等を行い建物の維持管理を行っていく。 ・令和8年度末の閉園及び令和9年度における園児の認定こども園への円滑な転園に向けて十分な支援を行っていく。				
6	事業名	へき地保育所運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通条件等により児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地区の保育を必要とする児童を「湊しらとり保育園」で集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	54,927	54,927
			所要一般財源	49,917	49,917
概算人件費			232	232	
取組状況と 成果	・平成21年度から、湊地区の4つのへき地保育所を統合し、会津若松市社会福祉協議会を指定管理者として「湊しらとり保育園」での集団保育を開始し、平成25年度以降についても、会津若松市社会福祉協議会が指定管理者として運営にあっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・平成27年4月の子ども・子育て支援新制度により、国では、へき地保育所に対する補助制度を廃止し、特例地域型保育又は施設型給付の対象施設への移行を推進している。給付対象施設となれば、利用者負担が応能負担となるなどの課題もあるため、今後、保護者や地域の意見等を聞きながら協議していく必要がある。				

7	事業名	子育てのための施設等利用給付事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	施設等利用給付認定を受けた子どもが、新制度未移行幼稚園・認可外保育施設・幼稚園等の預かり保育等を利用した際の利用料について、国が定めた上限額の範囲内で、保護者または利用施設へ給付を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	23,566	23,566
			所要一般財源	5,893	5,893
			概算人件費	3,090	3,090
	取組状況と成果	・令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定を受けた子どもが以下の対象施設や事業を利用した際の利用料について、給付を行っている。 【対象施設・事業】 新制度未移行幼稚園、幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業			
	課題認識と今後の方針・改善点	・令和元年度から開始された国の幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園の利用料、保育の必要性の認定を受けた児童の認可外保育施設等の利用料及び新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用する児童の預かり保育の利用料等が無償化の対象となった。 ・対象事業を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、適切な給付に努めている。			
8	事業名	特別保育事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子育て家庭の負担軽減のための各種保育サービスを特別保育事業（延長保育・一時預かり・障がい児保育等）として実施し、児童福祉の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	250,501	250,501
			所要一般財源	174,735	174,735
			概算人件費	1,931	1,931
	取組状況と成果	・特別保育事業を実施する私立施設等へ補助金を交付している。 ・令和元年度から、心身障がい児教育事業の補助基準額について、障がい児保育事業と同額とする引き上げを行った。 ・令和4年度からは、「医療的ケア児等の支援に関する法律」の施行に伴い、医療的ケア児の受入れにかかる「医療的ケア児保育支援事業」を追加した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業として市が実施すべき13事業のうち、本事業で実施している各種保育サービスのほか、利用者のニーズや利用状況などを踏まえながら、子育て家庭の負担軽減を図っていく必要がある。 ・子育て家庭の負担軽減のため、施設における各種保育サービスの提供や、多様な子育て支援の体制整備を引き続き推進していく。			
9	事業名	児童健全育成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を活用しながら放課後児童支援員を配置し、適切な生活と遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	881,927	881,927
			所要一般財源	321,826	321,826
			概算人件費	17,379	17,379
	取組状況と成果	・平成27年度から、対象児童を拡大（小学3年生まで→小学6年生まで）し、利用時間を延長（18時まで→19時まで）した。 ・こどもクラブの利用状況に応じ、こどもクラブの統廃合・拡充等を進めている。令和7年4月に待機児童対策として複数学区の児童を受け入れる中央こどもクラブを開設した。現在25施設（53クラス）を民間委託により運営している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・放課後児童支援員及び補助員の研修受講を推奨するなど、支援員等の専門性の向上に努めるとともに、学校やこどもクラブ運営受託法人との連携強化により、事業運営の改善にも取り組んでいく。			

10	事業名	児童館運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	18歳未満のすべての子どもを対象にして、児童の遊び及び生活援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,930	5,766
			所要一般財源	5,911	5,747
			概算人件費	19,604	19,604
11	取組状況と成果	・児童館事業としてスポーツや工作、四季の行事、伝統行事等（月～土）を実施するほか、令和4年度より中高生の居場所づくりのため「児童館プライムデー」を実施しており、自由来館者数は増えている。また、子育て家庭の遊び場や交流の場、さらには育児相談の場として、幼児クラブ事業を週3回（月、水、金）実施している。 ・令和2年度末に行仁町児童センター、令和3年度末に城前児童センターを廃止し、機能を西七日町児童館1館に集約した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・市内の児童を対象としているが、市民からの認知度が低いことや、立地場所に課題もあるため、近隣の学童以外の自由来館利用者が少ない。 ・乳幼児の遊び場、保護者の交流の場としてのニーズに対応していく必要がある。 ・児童の健全育成のための環境整備、事業のPR及び質的向上に努めていく。 ・児童館機能を担う施設の整備について、栄町第二庁舎や県立病院跡地の利活用の取り組みと合わせて整理していく。			
	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（デジタル未来アート事業）		法定／自主	自主
12	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津大学や地元ICT企業等との連携のもと、子どもが楽しみながらデジタル技術を学ぶことができる体験イベント等を実施することで、冬期間等の子育て環境の充実と、学びの機会を創出するとともに地元ICT企業等の技術力向上やしごとづくりを図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	17,000	17,000
			所要一般財源	2,791	8,500
			概算人件費	1,545	1,545
	取組状況と成果	スマートシティとしての子どもの遊び場の提供やデジタル技術への興味・関心の醸成等を目的に平成27年度より「デジタルアート展」を開催するとともに、学校でのプログラミング講座の実施やプログラミングコンテストの開催などを行ってきた。さらに、地元ICT企業等が開発した「デジタル未来アート展」のコンテンツが首都圏等のイベントで活用されるなど、地元企業等の技術力向上やしごとづくりにもつながっている。 特に「デジタル未来アート展」については、デジタル技術を活用した子どもの遊び場として定着しつつあり、地元ICT企業等の稼ぐ力の向上にも寄与するなど、着実に成果が上がっている。			
12	課題認識と今後の方針・改善点	デジタル未来アート事業については、現在認定を受けている国の交付金の事業期間が令和8年度までであることから、引き続き財源の確保に努めるとともに、県立病院跡地利活用事業におけるデジタルルームにおいて、これまで事業で展示してきたデジタルコンテンツの常設と新規コンテンツの展示を行っていく。			
	事業名	就学前教育・保育施設整備交付金、安心こども基金特別対策事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	保育所、認定こども園の新設、修理、改造又は整備等に要する経費の一部に充てるため、補助金を交付し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	397,311	401,331
			所要一般財源	15,722	27,355
			概算人件費	1,931	1,931
12	取組状況と成果	・施設整備による保育定員枠の拡大（幼稚園→認定こども園へ） ・老朽化施設の更新による教育・保育環境の整備 ・令和2年度、令和3年度及び令和5年度に各1施設の幼保連携型認定こども園の整備が完了した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・0～2歳児を中心とした潜在的待機児童がいるものの、保育の受け皿は一定程度充足している。一方、老朽化した施設の改築や、保育の必要性の有無に関わらず柔軟に子どもの受入れを行うため、保育所から幼保連携型認定こども園への移行に合わせた施設整備のニーズがある。 ・今後の施設整備については、施設の安全面の確保や教育・保育環境の充実等、ニーズに照らし合わせながら、必要性を個別に精査し、進めていく。			

13	事業名	利用者負担額賦課徴収事務		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童福祉法に基づき、認可保育所の入所児童に係る利用者負担について、賦課・徴収を行ってきた。平成27年度からは、認可保育所に加え、新制度に移行した認定こども園等を利用する児童の利用者負担額の算定も行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,463	52,881
			所要一般財源	20,463	52,881
概算人件費			13,550	10,666	
取組状況と 成果	・平成19年度に徴収方法を施設での集金から口座振替に変更したことに伴い、滞納額が増加したため、平成21年度には、滞納対策を目的に任期付短時間勤務職員（令和2年度から会計年度任用職員）2名を配置した。平成23年度からは、税外収納対策として納税課との連携を強化、平成25年度から滞納処分の本格運用を開始した。 ・平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う利用者負担額の算定・徴収を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・利用者負担額は、その確保と納付者の公平性を維持することが重要であり、これまで増加傾向にあった滞納額は、納税課との連携により調査・差押え等の滞納処分を行い、減少傾向となっているものの、引き続き徴収体制の強化を図っていく必要がある。				
14	事業名	教育・保育施設等支援対策事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	民間の特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者に対し、保育士確保、保育の質の向上等を目的として補助金を交付し、保育事業の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	46,832	46,832
			所要一般財源	35,283	35,283
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、当該補助金の見直しを行うとともに、年度途中での入所児童の受入れにかかる保育士確保経費を盛り込み、保育の質の向上等を目的とした補助金として再編した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・保護者の仕事復帰を支援するための年度途中の入所児童受入れにかかる保育士確保経費や保育士の専門研修費、さらには、市内の保育施設へ新たに勤務することとなった保育士への支援については、教育・保育施設、地域型保育事業者における保育の質の向上を図るためにも必要であることから、今後も継続して支援していく。				
15	事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	生活保護受給世帯等が、教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、給食費等の費用の一部を補助し、子どもの健やかな成長を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	720	720
			所要一般財源	240	240
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	・平成30年度の事業開始から、対象児童が利用する保育所及び認定こども園等への事業内容の説明及び保護者への周知を行い、対象世帯に対し補助金の交付を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、従来の幼稚園を利用する低所得世帯の児童の給食費については、本事業による補助金の交付を行うこととした。 ・対象世帯の経済的負担軽減のため、補助金の交付による支援を継続していく。				

16	事業名	認可外保育施設助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	認可外保育施設に対し、保育士の処遇の向上及び保育の充実を図るため補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	689	689
			所要一般財源	326	326
			概算人件費	464	464
17	取組状況と成果	・保護者の勤務形態の多様化や、途中入所等の都合により希望の認可保育所等に入所できない児童を受け入れている認可外保育施設の運営を支援するため、補助金を交付している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・就労と子育ての両立支援、入所児童の保育の充実と保育士の処遇向上のため、支援を継続していく必要がある。 ・令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定を受けた認可外保育施設の入所児童も無償化の対象となった。 ・幼児教育・保育の無償化の対象施設の要件として、県の指導監督基準を満たす運営体制の整備が必要となることから、県と連携して取り組んで行く。			
	事業名	保育士研修等事業費		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	保育士の専門性向上及び質の高い人材の安定的な確保、保育士の人材確保のため、保育士等の研修事業への支援や市主催の研修会を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	356	356
			所要一般財源	304	304
			概算人件費	1,931	1,931
18	取組状況と成果	・会津若松市保育士会・会津若松市幼児教育振興協会が実施する研修事業へ補助金を交付し、保育や幼児教育の質の向上を図っている。 ・また、乳児保育の質の向上を図る乳児保育研修や保育士人材確保のための潜在保育士の復帰を支援する研修を実施している。市主催の保育士復帰研修会においては、参加者の再就職につながるなどの成果があった。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・教育・保育の質の向上を図るため、引き続き、市保育士会及び市幼児教育振興協会が実施する研修事業への支援を継続していく。 ・潜在保育士の復帰支援研修会は、参加者の再就職につながった実績はあるものの、近年、参加申込がほとんどない状況であるため、研修内容を見直し、新人保育士等の育成や勤労意欲の向上につながる研修の実施を検討していく。			
	事業名	保育所等給食食材検査		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	保育所等の給食食材の安全確保と保護者の不安軽減を図るため、自園調理を行う保育施設等の給食食材検査を実施する。また、検査結果を市ホームページで公開し、保護者等への情報提供を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,004	—
			所要一般財源	190	—
			概算人件費	2,704	—
18	取組状況と成果	・東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により給食食材の放射能汚染が問題となり、平成24年5月から給食食材検査を開始。令和3年度には、1品目より10ベクレルの放射性セシウムが検出されたため、法定基準値(100ベクレル)未満ではあるが、給食での使用を控えるとともに追跡調査を実施。令和4年度以降は検出品目なし。 ・令和5年度、県より「事業実施については検査を希望する施設において実施すること」との通知を受け、令和6年度は13施設、令和7年度は3施設において実施している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・原子力発電所事故から12年が経過し、これまでの検査において基準値を超える放射性セシウムが検出された食材はなく、また、基準値を超える食材の流通を防ぐため、既に国や県の検査体制が確立され、食材の安全性は確保されていることから、本事業は令和7年度をもって終了とする。			

19	事業名	保育士宿舎借上支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	保育士が働きやすい環境の整備や、保育士の就業及び離職防止を図るため、事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,316	7,316
			所要一般財源	2,244	2,244
			概算人件費	580	580
20	取組状況と 成果	・補助金の交付 令和2年度：4施設（保育士7人分） 令和3年度：9施設（保育士20人分） 令和4年度：10施設（保育士22人分） 令和5年度：11施設（保育士19人分） 令和6年度：10施設（保育士17人分）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・子育て世帯の保育ニーズに対応する上で、保育士確保は保育事業者の重要な課題であり、事業者が保育士を確保するための支援策が必要となっている。 ・本事業は、保育士確保に資する取組であり、保育事業者からのニーズも高いことから、継続して取り組んでいく。			
	事業名	保育所等におけるICT化推進等事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）にかかるICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,625	5,250
			所要一般財源	875	1,750
			概算人件費	580	580
20	取組状況と 成果	・私立施設への補助 令和4年度 9施設 令和5年度 7施設 令和6年度 2施設 ・公立施設へのシステム導入 令和4年度 2施設			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・保育士の業務負担軽減はもとより、感染症による休園等の際にも一斉に保護者へ通知することができるため、保育施設等におけるICT化の必要性は、大きく高まっている。 ・保育システムの導入を希望する施設に対して支援を行い、保育施設等におけるICT化を推進していく。			

施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり					
1	事業名	児童虐待防止対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、関係機関等との連携を図り、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の早期発見、早期対応を行い適切な支援に努める。また、児童虐待の未然防止のための啓発活動や支援者を対象とした研修会を実施して資質向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	24,885	12,744
			所要一般財源	11,363	5,718
			概算人件費	18,538	18,538
取組状況と 成果	・要保護児童対策地域協議会により、児童虐待防止活動を推進するとともに、令和6年度にこども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図るほか、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制整備に取り組んだ。 ・「虐待対応支援員」を配置し、よりきめ細かな相談対応や支援を行ってきた。 ・令和3年度より開始した産後ヘルパー派遣事業を拡充し、妊婦からヤングケアラーも含めて対応できるよう、子育て世帯訪問支援事業を開始した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・こども家庭センター等との連携を図りながら、支援が必要な子どもとその家庭に対し、適切な子育て施策につなげられるよう連携体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に継続して取り組んでいく。また、新たな児童相談システムを導入し、母子保健分野との連携と事務の効率化を図っていく。 ・ヤングケアラーへの支援に当たっては、支援者に対する研修会の実施や子育て世帯訪問支援事業等を活用しながら早期発見に努めるとともに、必要な支援につながるよう、教育委員会や学校等の関係機関と連携して取り組む。				
2	事業名	児童入所施設措置費		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	経済的理由により入院出産ができない妊婦を助産施設へ入所させ、分娩とその費用を支援する。 養育不安等を抱え、在宅での生活に問題のある母子世帯に対し、母子生活支援施設において自立支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	24,284	24,284
			所要一般財源	6,071	6,071
			概算人件費	1,854	1,854
取組状況と 成果	・助産施設は毎年数件の利用があり、生活保護受給者など、経済的理由により入院出産が困難な妊婦が安全に出産できるよう支援を行っている。なお、県が指定する医療機関であり、本市内には2か所ある。 ・平成29年7月に開所した民設民営の母子生活支援施設（入所定員10世帯）へ、養育支援等が必要な母子の入所を決定し、支援計画に基づき母子が自立できるよう支援を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・医療機関をはじめとする関係機関と連携し、助産が必要な母子の把握に努めるとともに、支援を必要とする母子家庭が自立に向けた生活を送ることができるよう、施設入所による支援を継続していく必要がある。 ・医療機関等と連携し、経済的な困難を抱える妊婦が適切な環境で安心して出産できるよう支援していく。また、支援を必要とする母子世帯については、施設と関係機関で連携を図りながら、各世帯の状況に応じた支援を継続していく。				
3	事業名	子ども未来基金事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子ども未来基金を原資として、地域全体で継続的に子育てを支援するため、子ども未来基金事業助成金交付要綱に基づき、地域における子ども・子育て支援活動を行う団体に助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,063	6,063
			所要一般財源	63	63
			概算人件費	773	773
取組状況と 成果	・平成28年度に、市民等からの寄附をもとに子ども未来基金を創設した。翌年度から、その基金を原資として、子ども未来基金事業助成金の実施内容を定め、子育て支援に資する活動に助成金を交付した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・事業開始以降、本事業の認知度向上、助成金活用事業の定着化などが図られてきたところであるが、さらなる地域の子育て力の向上のため、助成対象事業や助成方法などの運用面の見直しを行っていく。				

4	事業名	家庭児童相談室相談業務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国において示している「市町村児童家庭相談援助指針」に基づき、市家庭児童相談室設置運営要綱により、家庭相談員を2名配置し、電話や面談等により児童の養育や家庭環境等の様々な相談に応じ、助言や指導を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,883	7,883
			所要一般財源	4,641	4,641
	概算人件費	5,939	5,939		
取組状況と 成果	・相談員の研修会参加による専門性の向上と関係機関との連携強化に取り組み、相談者の状況を適切に判断し、相談者のニーズに合った支援につなげられるための相談体制の整備を図ってきた。				
	・地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化等、様々な要因により相談内容の複雑化、深刻化がみられる。さらには、育児の悩みの背景に、子どもの発達障がいや保護者自身の精神疾患、経済的困窮が混在するケースも多数見られ、相談員の資質向上はもとより、他機関との連携の重要性は一層増している。 ・各種相談に応じることで、児童虐待の未然防止・早期発見に繋がる業務であることから、家庭相談業務の周知と相談員の資質向上に継続して取り組んでいく。				
	課題認識と 今後の方針 ・改善点				
5	事業名	児童扶養手当		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童扶養手当法に基づき、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父、または父母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	563,517	563,517
			所要一般財源	375,679	375,679
		概算人件費	28,751	28,751	
	取組状況と 成果	・平成24年度から現況届の際の住民票提出を省略するなど、市民の利便性の向上を図っている。 ・さらに平成26年度からハローワークと連携し、現況届受付期間に特設ブースを開設するなど、受給者の自立に向けた就労支援と相談を行っている。 ・また、平成29年11月より個人番号を活用した情報連携が開始されたことにより、申請に必要な所得・課税・控除証明書の省略を行っている。 ・令和6年11月分からの所得限度額の引き上げ及び第3子以降の手当額増額の制度拡充について周知しながら、適切な支給に向けて取り組んだ。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点					
6	事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に基づき、18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭等を対象に、保険診療の一部負担金を助成、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、健康と福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	53,013	53,013
			所要一般財源	30,223	30,223
		概算人件費	12,300	12,300	
	取組状況と 成果	・ひとり親家庭の自立支援に向け、医療機関を受診しやすい環境をつくり、早期受診による重症化の予防を図るため、平成29年10月診療分から、ひとり親家庭医療費の窓口無料化の実施とあわせ、1,000円の自己負担額を廃止した。 ・また平成30年1月から、庁内での情報連携に係る条例等を整備し、所得・課税・控除証明書の省略を行った。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点					

7	事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	主に児童扶養手当を受給するひとり親家庭の母または父を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしのための経費を助成し、安定した収入を得られる仕事に就労できるように支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,110	6,110
			所要一般財源	1,528	1,528
			概算人件費	464	464
8	取組状況と成果	・県からの事務移管を受け、平成25年度より事業を開始。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は平成28年度より開始し、令和4年度より受講開始時に費用の40%を支給する受講開始時給付金が新設された。 ・高等職業訓練促進給付金等事業は平成28年度に対象資格が追加され、令和元年度に支給期間上限を4年に拡充、令和3年度に修業要件が1年から6か月に緩和された。 ・自立支援教育訓練給付金事業は令和元年度に対象講座の追加と支給上限額を80万円へ拡充し、さらに令和5年度より支給上限が160万円に拡充された。 ・また周知を強化したことで近年の受給者数は一定の水準を保っている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・養成学校への入学には試験等に合格する必要がある、実際に入学までに至らず相談のみで終了してしまうケースも多い。また、収入増につながる資格取得であっても修学等にかかる資金や修学中の生活資金に不安があり踏み切れない状況がある。 ・ひとり親が就業し仕事と子育てを両立しながら、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、修学中の生活を経済面でサポートしていく。			
	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
9	概要 (目的・内容)	ひとり親家庭や寡婦で生活費や就学等の貸付を必要とする者に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けに関する説明や書類の受理を行い、福祉事務所の意見を付して県に提出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	425	425
	取組状況と成果	・県が実施主体であるこの事業は、市が相談受付を担い、女性福祉相談室相談業務と連携し、必要に応じ本事業を案内している。子どもの進学や就職等の費用が必要となった場合に、無利子で貸付を受けられる本貸付の周知及び申請助言等を継続して行っている。 ・平成26年10月より、貸付対象に父子家庭が追加された。また、令和5年度より、収入が減少するなどの家計急変者への生活資金の貸付が拡充された。			
9	課題認識と今後の方針・改善点	・本事業に対する相談はあるものの、申請に際して必要な書類が多く、手続きが複雑であるため、申請に至らないケースもある。 ・申請手続きが複雑であることから、申請時の注意点を伝えるなど、貸付申請者がスムーズに申請できるよう工夫・改善に努め、支援を継続する。			
	事業名	就学遺児激励金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松市就学遺児激励金支給条例に基づき、小・中・義務教育学校に在籍する就学遺児の健やかな成長と勉学の励みとなることを目的とし、就学遺児に対し激励の手紙を添えて激励金を支給する。金額は1回につき30,000円を支給している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	907	907
			所要一般財源	907	907
			概算人件費	348	348
9	取組状況と成果	・平成25年度から毎年5月5日現在において小・中学校第1学年に在籍する就学遺児から小・中学校に在籍する就学遺児へ対象を変更し、小学校在籍(またはその学齢)時1回、中学校在籍(またはその学齢)時1回の支給として、小・中学校及び義務教育学校(またはその学齢)に在籍する就学遺児が等しく激励金を受給できるようにした。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・就学遺児の健全な育成に寄与するものであることから、各学校からの調査報告と各種手当等の申請情報をもとに、対象児童の把握に継続して努めていく。 ・父や母を亡くした遺児が健やかな成長を遂げられるように激励し、就学遺児の健全な育成に寄与するため、事業を維持していく。			

施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実					
1	事業名	障がい児福祉計画の推進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がいのある子どもの状況等を踏まえ、本市における障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定める計画である。児童福祉法第33条の20第1項の規定により、市町村が定めるものとされている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	1,391	1,391
取組状況と 成果	・平成23年度：障がい者計画、障がい福祉計画策定 ・平成28年度：児童福祉法が改正され、平成30年度から都道府県及び市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられる。 ・平成29年度：第1期障がい児福祉計画（計画期間は3年間）の策定 ・令和2年度：第2期障がい児福祉計画（計画期間は3年間）の策定 ・令和5年度：第3期障がい児福祉計画（計画期間は6年間）の策定				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・第3期障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援センターを中心とした地域の療育体制や重症心身障がい児の支援体制の充実に取り組む必要がある。 ・地域自立支援協議会等との連携のもとで、PDCAサイクルによる第3期障がい児福祉計画の進行管理を行い、児童発達支援センター設置等の計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めるとともに、当該計画に基づく事業の具現化に引き続き取り組む。				
2	事業名	障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童福祉法に基づき、障がいのある児童又は療育等の支援が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	447,513	460,981
			所要一般財源	111,873	115,243
			概算人件費	16,389	16,389
取組状況と 成果	・平成26年4月：障害児通所給付にかかる多子軽減措置の開始 ・平成30年4月：第1期障がい児福祉計画の計画期間開始 ・令和元年10月：就学前の障がい児の発達支援の無償化開始 ・令和元～2年度：コロナの影響による通所支援増加分の自己負担額を助成 ・令和2年4月：第2期障がい児福祉計画の計画期間開始 ・令和6年4月：第3期障がい児福祉計画の計画期間開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・県をはじめとした関係機関と連携しながら、サービス事業所の増加に向けた呼びかけを継続することで、増加傾向にある利用児童のニーズが充足するよう取り組む。また、サービス事業所連携会議の効果的な運営や児童発達支援センターとの連携を通して、各事業所の支援スキル向上に取り組む。 ・医療的ケア児等が安心して地域生活を送るための医療的ケア児等コーディネーターを中心として、医療的ケア児が地域生活を送るための連携体制づくりや課題の洗い出しなどに取り組んでいく。				
3	事業名	障がい児相談支援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用者に対し、障がいのある子どもが適切にサービスを利用できるよう、サービス等の利用計画作成、利用の調整、利用状況・生活状況のモニタリング等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	34,697	36,945
			所要一般財源	8,674	9,237
			概算人件費	1,005	1,005
取組状況と 成果	・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児に対し、障がい児相談支援導入に向けた取組を進めてきた。 ・また、平成30年度から、年間事務量の平準化を図るため、障がい児福祉サービスの更新時期を、サービスを利用する児童の誕生日に合わせる取組を進めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・医療的ケア児や、家族全体への支援を要する家庭等への支援など、より専門性の高い相談対応のため、相談支援専門員の資質向上が求められている。 ・福祉サービス利用希望者の増加に伴い、新規で利用できない場合が増加しているため、障がい者総合相談窓口を中心に、障がい児相談支援導入が促進されるよう、障がい児相談支援事業所に働きかける。また、県が実施する研修を受講することで、障がい児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の資質向上を図っていく。				

4	事業名	障害児福祉手当・特別児童扶養手当		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるために、日常生活において特別の介護を必要とする20歳未満の児童に手当を支給する。 身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母等に手当を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,124	8,124
			所要一般財源	2,052	2,052
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	・平成25年度の行政機構の見直しにより所管課が、児童福祉を担当するこども家庭課へ変更になった。障がい者福祉の各種制度との関連のために障がい者支援課との連携を図りながら制度周知や支援を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・各手当の支給により障がい児及びその世帯の生活支援に資する制度であり、対象者への幅広い周知や案内に努めていく必要がある。 ・本手当の受給を契機として他の障がい福祉制度の利用等につながる場合もあるため、庁内外の関係機関・部署等との連携強化を図りながら、障がい児福祉の向上に努めていく。				
5	事業名	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の購入費等の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	228	228
			所要一般財源	115	115
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	・身体障害者福祉法における補聴器の助成対象となっていなかった軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の早期装用による言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上の推進を図ることを目的として、平成28年度から県の補助事業を活用して実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・軽度・中等度難聴児の早期の補聴器装用による言語の習得、教育等の発達に極めて有意義な事業であり、制度の周知や広報に取り組む必要がある。 ・新規購入・更新に加え、修理も助成対象としたことについて、医療機関（耳鼻科）と補聴器取扱事業者等へ周知していく。				
6	事業名	自立支援医療（育成医療）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に、医療費の自己負担を支援する。対象者は原則医療費の1割を負担する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	600	600
			所要一般財源	150	150
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・平成25年度に県からの権限移譲により市が事業を実施しており、障がいを持つ子どもの日常生活の安定、保護者の負担軽減を図っている。 ・国より、災害等の緊急時においては、指定医療機関以外の受診も可能とする取扱いを行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・医療機関への継続的な周知活動に努めながら、対象者の適正な制度利用の促進を図っていく。				

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策1 次世代を創る子どもたちの育成

政策分野2 学校教育

目指す姿

学ぶ喜びや楽しさを実感しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身に付けた子どもたちが育つまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	確かな学力の育成 子どもたちが、学力の基礎となる知識を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決する力を育成します。加えて、子どもたちが学ぶ喜びや楽しさを実感し、主体的に学習に取り組む姿勢を養います。また、「学力向上推進計画」に基づき、学校と家庭が連携して学力向上に取り組めます。	
施策2	豊かな心の育成 自分や他者を大切にする心や自己肯定感を育み、「あいづっこ宣言」の精神を基盤とした規範意識を高めます。また、ふるさと会津に誇りと愛着をもち、たくましく生きる人材を育成します。さらに、子どもたちの生命を守り、学校を安心して学べる場所とするため、学校、家庭、地域、関係機関、行政等の連携により、いじめや不登校などの未然防止、早期対応に取り組めます。	 
施策3	健やかな体の育成 子どもたちが運動の楽しさや喜びを実感できる機会をつくり、心身の健康の保持増進による健やかな子どもの育成を図ります。また、安全安心な学校給食を提供することに加え、学校給食を通じた食育の推進を図ります。	 
施策4	特別支援教育の充実 特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行い、学びを通して自立や社会参加に必要な力を育みます。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	学校が好きな児童生徒の割合				%	「学校が好き」と答えた児童生徒の数／回答総数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	94	96	98	100	目標達成に至らなかったため、不登校対応などによる学級経営の改善などにより、学校に対する満足度の向上に取り組んでいく。
	実績	89	88	－	－	
	達成率	95%	92%	－	－	
2	全国学力・学習状況調査における全国と本市の比較（小学6年生）				%	本市の教科平均正答率÷全国教科平均正答率×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	102.9	103.6	104.3	105.0	目標達成に至らなかったため、結果分析により成果や課題を明確にし、具体的な対策や指導計画の改善に向けた指導助言を行う。
	実績	99.5	97.6	－	－	
	達成率	97%	94%	－	－	
3	全国学力・学習状況調査における全国と本市の比較（中学3年生）				%	本市の教科平均正答率÷全国教科平均正答率×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	99.2	99.8	100.4	101	目標達成に至らなかったため、結果分析により成果や課題を明確にし、具体的な対策や指導計画の改善に向けた指導助言を行う。
	実績	88.9	91.3	－	－	
	達成率	90%	91%	－	－	
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国と本市の比較（小学5年生）				%	市平均合計得点（男女計）÷全国平均合計得点（男女計）×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	104.4	104.6	104.8	105	全国平均を上回ったが、目標達成には至らなかったため、運動に親しむ態度の育成や生活習慣の改善を含めた指導助言を行う。
	実績	102.7	103.3	－	－	
	達成率	98%	99%	－	－	
5	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国と本市の比較（中学2年生）				%	市平均合計得点（男女計）÷全国平均合計得点（男女計）×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	99.4	99.6	99.8	100	目標を達成したことから、引き続き運動に親しむ態度の育成や生活習慣の改善を含めた指導助言を行う。
	実績	101.9	100.5	－	－	
	達成率	103%	101%	－	－	

2 施策の評価

施策1	確かな学力の育成
主な取組状況と成果	【1】あいづっこ学力向上推進事業 ・平成29年度から令和8年度までの10年間を展望した「あいづっこ学力向上推進計画」に基づき、学力向上に資する多様な取組を推進してきた。 ・本市独自の学力調査問題（チャレンジテスト）を実施することで、児童生徒が自らの苦手分野を把握し復習することや、全国学力・学習状況調査に向けた自主学習に取り組むきっかけとなるなど、学習意欲の向上につなげることができた。 ・児童生徒の挑戦することの楽しさや達成感を養うため、各種検定受験に対する補助を実施し、中学生の日本漢字能力検定の補助対象への追加や、実用英語技能検定3級以上受検者への補助額の増額等、事業の拡充を図った。 ・令和6年度から、会津大学生等の協力のもと、数学の授業支援を行う「あいづっこ数学サポートティーチャー」を派遣し、学習のつまずき解消等を図るとともに、学習内容の理解促進と学力の定着を図るため、児童生徒の習熟度に応じて、個別最適な問題が出題されるA I型デジタルドリルを導入した。 【2】指導研究に要する経費 ・教員の指導力の向上と児童生徒の学力向上を図るため、指導主事による学校訪問や教育研究委託の実施、さらには、知能検査の実施等、児童生徒の個々の状況把握に努めた。 ・教員一人ひとりが力を発揮できる環境を整備するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に加え、法的課題に対応するためのスクールロイヤーや学校のICT環境の充実に向けた支援を行うICTアドバイザーを配置した。 【3】外国語指導助手等活用事業 ・平成24年度からの中学校英語科授業数の増加や、令和2年度からの小学校3・4年生における外国語活動の必修化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の派遣を充実させるとともに、小中学校の連携強化や教員への研修実施も含めた派遣体制を整備した。 【4】コミュニティ・スクール推進事業 ・教育等に関する課題が複雑化・多様化する中、学校と地域住民、保護者などが連携・協働して学校運営に参画し、児童生徒の教育を考えていくため、学校運営協議会の導入を推進し、令和2年度には全ての学校がコミュニティ・スクールとなった。 ・学校運営協議会をはじめとした保護者や地域からの要望を踏まえ、令和3年度には義務教育学校として河東学園を設置し、令和5年度には大戸小学校及び大戸中学校において小規模特認校制を導入した。さらに、令和6年度には湊小・中学校学校運営協議会からの要望を踏まえ、義務教育学校として湊学園を設置した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】あいづっこ学力向上推進事業 ・令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果、小学校・中学校ともに正答率が全国平均を下回っているため、「あいづっこ学力向上推進計画」に基づき、全市立学校で全国・県平均を上回ることを数値目標に掲げ、多角的かつ総合的に学力向上の取組を実施していく。 ・本市の課題である算数・数学科に係る指導力向上研修会等の開催により、教員の指導力の向上を図るとともに、あいづっこ数学サポートティーチャー事業の継続により、数学の基礎的・基本的な内容の理解・定着のための個別指導の充実を図る。 ・導入したA I型デジタルドリルや考えを整理し視覚的に分かりやすく表現する思考ツールの効果的な活用により、授業や家庭学習を充実させて学力の定着を図る。 ・hyper-QU（児童生徒個人や学級集団の状態、個人と集団の関係性を把握するためのアンケート）の活用、分析を踏まえ、児童生徒の学力向上を図る基盤づくりを推進する。 【2】指導研究に要する経費 ・各種調査や研修が学力向上や充実した学校生活に結びつくように、内容の精査や機会の充実に努めていく。また、教員一人ひとりが力を発揮できる環境を整備するため、学校への支援体制のさらなる充実に取り組んでいく。 ・湊学園（前期課程）において、複式学級となる見込みの学年があることから、その解消のため、非常勤講師1名の配置を検討していく。 【3】外国語指導助手等活用事業 ・令和2年度からの新学習指導要領に基づき、小学校における外国語科、外国語活動へ対応するため外国語指導助手（ALT）の活用を図るとともに、小中連携の観点から中学校区をベースとしたALTの派遣を行い、系統性のある指導を充実させていく。また、教員への研修等を積極的に実施し、指導力の向上に取り組んでいく。 【4】コミュニティ・スクール推進事業 ・本市における学校のあり方について、学校のみならず地域住民の参画も得ながら、地域に根差した学校づくりが進められるよう、学校運営協議会の取組を支援していく。 ・市立学校の設置に係る義務教育学校や小規模特認校制度等の導入など、学校規模の適正化等の様々な課題について、学校運営協議会からの意見等を踏まえ、魅力ある学校づくりの実現に向けて取り組んでいく。

施策2	豊かな心の育成
主な取組状況と成果	【1】あいづっこ人材育成プロジェクト事業 ・平成25年度よりスタートした本事業は、震災からの精神的な復興という所期の目的を経て、令和元年度からは、あいづっこ学力向上推進事業とともに、本市における人材育成の両輪として位置づけ、「本物に出会い本物に学ぶ」をコンセプトに「映画から学ぶ」「地域から学ぶ」「まなべこツアー」「あいづっこ黒板アートコンテスト」の4事業を展開し、「憧れ」や「郷土への誇り」といった子どもたちの心を豊かに醸成してきた。 【2】教育支援・教育相談事業 ・不登校児童生徒を対象に教育支援センター「ひまわり」やサテライト教室「ふれあいルーム」の運営を通して、児童生徒の学校への復帰や自立のための支援を行った。また、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ、不登校、虐待等の問題を抱える児童生徒の多様な相談対応や早期支援に努めた。 令和6年度からは、教育相談員を3名から6名に増員し、相談体制のさらなる充実を図った。 【3】いじめ防止対策事業 ・「いじめ問題対策連絡協議会」及び「あいづっこをいじめから守る委員会」など、市、教育委員会、学校、保護者、関係機関等が連携・協力する体制を構築するとともに、いじめの根絶や未然防止、早期発見、早期解決に向けた検討を行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】あいづっこ人材育成プロジェクト事業 ・「地域から学ぶ」等、学校により事業の利用に偏りがあることから、改めて本事業の意義、目的等の周知に努め、児童生徒が一人でも多く本事業を利用できるようにしていく。 【2】教育支援・教育相談事業 ・不登校傾向の児童生徒の支援として、引き続き教育相談員による相談対応やスクールソーシャルワーカーと関係部局等との連携等により、効果的な相談体制の充実に努めていく。 ・「適応指導教室ひまわり」は、令和7年度から「教育支援センターひまわり」と名称を変更したところであり、広く活動内容を周知し、一人でも多くの不登校児童生徒の学習の場を提供していく。 また、児童生徒の潜在的な問題を早期に把握し、適切な支援につなぐための取組として、学校でのスクリーニングを試行的に行う。 【3】いじめ防止対策事業 ・いじめの根絶に向けて、市民一人ひとりが当事者であるとの認識のもと、市、教育委員会、学校、保護者等がそれぞれの立場での責務や役割を果たす必要がある。また、学級の状況に係るアンケート調査や調査結果の分析を通して、より良い集団づくりを推進し、いじめの早期発見につなげる。

施策3	健やかな体の育成
主な取組状況と成果	【1】学校保健・体育活動の支援 ・児童生徒の体力や健康状態を各調査によって把握し、各学校の体力向上推進計画に基づいた体育の授業実践に努めるとともに、給食指導や食育の授業の実践、家庭との連携により、体力の向上と健康の保持増進に努めた。 ・令和6年度の全国体力・運動習慣等調査の結果では、対象となる小学5年生及び中学2年生で全国平均を上回ることができた。また、小学5年生では本市の目標値を下回ったものの、中学2年生は本市の目標値を上回ることができた。 ・プールの老朽化の状況を踏まえ、令和5年度から一部の市立学校において、近隣の学校や民間施設の代替プールを活用し、安全・安心な環境で水泳授業を実施できるよう試行的に取組を開始し、令和6年度・令和7年度に順次、代替プール利用校を拡大してきた。 【2】持続可能な部活動運営体制の構築 ・地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指して策定した「市部活動に関する方針」に基づき、平日における部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員を配置し、部活動を適切に運営するための体制整備に取り組んだ。 ・休日における部活動の地域移行を推進し、学校、地域、関係団体との協働により、「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境づくりを推進してきた。 ・令和元年度より、運動部の「部活動週末合同練習会」を開始し、令和5年度には、実施種目を市中体連に登録している全14種目に拡充するとともに、地域スポーツクラブ等による「遠隔地における地域移行練習会」を実施するなど、地域に関わらず生徒が活動できる場を確保してきた。また、文化部においては、令和5年度に吹奏楽部における地域移行の取組を開始し、令和6年度には、新たな活動として、「あいづっこ合唱教室」を開始した。 【3】学校給食の充実 ・食育や食物アレルギー対応の取組を推進するために、県が配置する学校栄養職員等の未配置校に対して市独自に学校給食栄養支援員を配置した。 ・国のアレルギー対応基本指針及び「会津若松市学校給食アレルギー対応指針」に基づき、安全な食物アレルギー対応に努めるとともに、消防機関に重度のアレルギー児童生徒の情報を提供し連携を図っている。 ・老朽化している給食施設設備等については、計画的に必要な修繕を行った。 ・学校給食における放射線の不安を払拭するため、学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表してきた。 ・学校給食費を公会計化し、学校給食費の徴収・管理及び食材購入を市の業務とした。 ・学校給食調理・洗浄業務については、平成13年度から民間委託を進め、令和7年度で全ての調理場を民間事業者へ委託し、業務の効率化を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】学校保健・体育活動の支援 ・心身ともに健康な児童生徒の育成を図るため、学校保健安全法に基づき、児童生徒及び教職員の保健管理への取組を継続していく。 ・学校プールについては、令和7年度に策定する各学校のプールの劣化状況、代替プール活用の可否、今後の児童生徒数の推移、学校の意向などを踏まえた市立学校のプールの在り方に係る方針に基づき、学校プールとして保全する施設は計画的に維持修繕を行うとともに、保全が困難と判断した施設や、多額の改修費用が想定される施設については、代替プールの活用の検討を進め、安全で効果的な水泳授業の環境を整備していく。 【2】持続可能な部活動運営体制の構築 ・「市部活動に関する方針」に基づき、平日における部活動の指導体制のさらなる充実を図るため、人材確保に努めながら、部活動指導員を配置していく。 ・休日における部活動を地域との連携による活動に完全移行し、学校、地域、関係団体との協働により、「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境づくりを引き続き進めていく。 ・令和8年度からの休日における部活動の地域への完全移行に向けて、地域部活動コーディネーターを活用し、関係団体との連携を深めながら取り組んでいく。 ・「あいづっこスポーツ・文化教室」の実施により地域移行の推進を図るとともに、年間実施回数を増やすなど、持続可能な部活動体制を整備していく。 ・これらの地域移行の取組により、学校の枠を越え、関係団体と連携しながら活動することにより、生徒の技術の向上を図るとともに、生徒の自主性、協調性、連帯感及び社会性の形成を図っていく。 【3】学校給食の充実 ・老朽化している給食施設設備について修繕や更新を計画的に行っていく。 ・給食施設の集約化や既存の給食センターにおける受配校の見直しなど再編の考え方を整理し、学校給食衛生管理基準の考え方に基づいた「新学校給食センター整備事業」に着手する。 ・学校給食費の適正な管理を行うとともに、未納対策や納付相談に取り組むなど、食材の購入も含めた学校給食費の公会計制度の適切な運用を図っていく。 ・国が令和8年度に導入するとしている学校給食費無償化については、食物アレルギーによる弁当持参や不登校児童・生徒への対応などの児童・生徒間の公平性や経済的困窮世帯への支援のあり方等が課題とされていることから、国から示される制度設計を踏まえ適切に対応していく。

施策4	特別支援教育の充実
主な取組状況と成果	【1】特別支援教育 ・教育上特別な配慮を要する児童生徒について、専門的な知識を有する者で構成する教育支援委員会による調査や相談により、専門的な判断のもと、適正な就学先の選択を支援している。 ・また、配慮を要する児童生徒の学校生活を支援するため配置している特別支援教育支援員や日常的に保護者等の相談を受ける教育相談員を増員するなど、支援体制の充実を図った。 【2】医療的ケア児支援 ・医療的ケアガイドラインを策定するとともに、医療的ケア児に必要な対応を行うための学校看護師等を配置した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】特別支援教育 ・心身に障がいのある子どもの成長過程に応じた一貫した支援の仕組みを教育機関だけでなく、保育機関、医療機関、福祉関係機関等と連携しながら構築する必要がある。特に就学前の児童について、福祉部門との連携を強化し、相談体制を整え、支援の充実を図っていく。 ・平成30年度より実施している「5歳児発達相談事業」と連携し、早期発見や早期支援を実施することにより、適正就学及び二次的不適応の予防に繋げていく。 ・特別支援教育支援員の増員を検討し、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備するなど共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育の推進を図っていく。 【2】医療的ケア児支援 ・医療的ケア児について、教育施設の状況を踏まえ、必要な支援のあり方を総合的に検討していく。 ・受け入れる医療的ケア児の状況を踏まえ、引き続き学校看護師や医療的ケア児特別支援員の配置を適切に実施していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4-2	青少年の心を育てる市民行動プラン事業費	教育委員会・教育総務課
6-1	社会体育事業	教育委員会・文化スポーツ課
20-1	障がい者差別解消推進事業	健康福祉部・障がい者支援課
25-2	交通安全推進事業	市民部・危機管理課
40-1	公共施設マネジメントの推進	財務部・公共施設管理課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 確かな学力の育成】

・あいづっこ学力向上推進計画に基づき、教員の指導力向上及び児童生徒の学習意欲の向上の両面からの多様な取組を推進することにより、児童生徒の学力の向上を図る基盤づくりや教員一人ひとりが力を発揮できる環境づくりを推進した。

【施策2 豊かな心の育成】

・あいづっこ人材プロジェクト事業による多様な学びの機会を提供し、「憧れ」や「郷土への誇り」といった子どもたちの豊かな心の醸成に寄与するとともに、様々な困難を抱える児童生徒に対する教育相談や教育支援の体制を拡充した。

【施策3 健やかな体の育成】

・全国的な課題である持続可能な部活動運営への対応として、部活動指導員の配置による平日における専門的な指導や、休日における地域の団体・住民との連携による「あいづっこスポーツ・文化教室」の実施等により、生徒が部活動本来の魅力を味わうことのできる体制の構築を推進することができた。

・令和5年度から実施しているプール代替事業により、学校プール施設の劣化による怪我や事故の防止、熱中症対策、教職員のプール管理に係る負担軽減、講師による質の高い水泳指導の実施などの成果があり、安全で効果的な水泳授業を行うことができた。

・令和5年度の学校給食費の公会計化により、市が学校給食費の徴収・管理、食材の購入業務を一括して行うことになり、保護者にとっても給食費納入の利便性の向上が図られ、これまで学校で担っていた教職員の負担も軽減された。

・令和5年度から物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用し、保護者から徴収する1食あたりの単価を据え置きとし、超過分を市が負担する措置を講じることにより、保護者の負担軽減を図っている。

・学校給食調理・洗浄業務については、平成13年度から民間委託を進め、令和7年度で全ての調理場を民間事業者に委託し、業務の効率化を図った。

【施策4 特別支援教育の充実】

・教育上特別な配慮を要する子どもが適正な就学先を選択できるよう教育支援委員会による専門的な助言を行うとともに、学校現場においては、特別支援教育支援員や看護師等の適切な配置により、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる支援体制の充実を図った。

○課題

【施策1 確かな学力の育成】

・令和6年度全国学力・学習状況調査の結果、小中学校（義務教育学校含む）ともに正答率が全国平均を下回っている現状にある。本市の課題である算数・数学科に係る指導力向上研修の開催やあいづっこ数学サポートティーチャー事業の活用促進やA I型デジタルドリル等のICT教材等の効果的な活用を図るなど、調査結果分析を踏まえた具体的な対策を講じる必要がある。

・また、hyper-QUの分析結果の効果的活用など、児童生徒の学力向上を図る基盤づくりを推進する必要がある。

【施策2 豊かな心の育成】

・いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒及び保護者等から多岐にわたる相談が寄せられており、引き続き教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談支援体制を充実させるとともに、教育支援センターにおける不登校児童生徒の学習環境を整備し、学びの保障と学校復帰に向けた支援を行う必要がある。

【施策3 健やかな体の育成】

・休日における部活動の令和8年度からの地域への完全移行に向けて、地域指導者の更なる確保に努めるとともに、活動回数が限られている部活動においては、持続可能な運営方法の検討を行い、学校の規模や活動の種類等に関わらず、生徒が安心して部活動に打ち込める環境を整備していく必要がある。

・令和7年度に策定する市立学校のプールの在り方に係る方針に基づき、計画的な学校プールの保全と、代替プールの活用の検討を進め、安全で効果的な水泳授業の環境を整備していく必要がある。

・学校給食施設や設備の老朽化対策は喫緊の課題であり、学校給食衛生管理基準の考え方に基づいた「新学校給食センターの整備」や「受配校の再編」を進めていく必要がある。

【施策4 特別支援教育の充実】

・特別な配慮を要する子どもが増加傾向にあり、これまでの取組を継続しながら、子どもの成長過程に応じた一貫した支援の仕組みを教育機関だけでなく、保育機関、医療機関、福祉関係機関等と連携しながら構築する必要がある。

5 最終評価

政策分野2「学校教育」の推進にあたっては、急激な少子化が進行する中においても、子どもたちが部活動を通して、スポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実させるため、休日の部活動を地域との連携による活動に完全移行し、学校、地域、関係団体との協働による持続可能な部活動体制を整備する。また、新たな学校給食施設の整備については、今年度策定予定の学校給食施設整備基本方針により、学校給食の提供体制の課題を整理し、事業の具現化に向け取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 確かな学力の育成							
1		◎	基本目標4	4.1	あいづっこ学力向上推進事業	継続	教育委員会・学校教育課
2		◎	基本目標4	4.1	指導研究に要する経費	継続	教育委員会・学校教育課
3		◎	基本目標4	4.1	外国語指導助手等活用事業	継続	教育委員会・学校教育課
4		◎	基本目標4	4.1	コミュニティ・スクール推進事業	継続	教育委員会・学校教育課
5				4.1	学校のあり方検討事業	継続	教育委員会・学校教育課
6					学校評価事業	継続	教育委員会・学校教育課
7			基本目標4		スクール議会開催事業	継続	教育委員会・学校教育課
8			基本目標4		複式学級対策事業	継続	教育委員会・学校教育課
9					修学旅行等児童生徒引率に要する経費	継続	教育委員会・学校教育課
施策2 豊かな心の育成							
1	◎		基本目標4		教育支援・教育相談事業（学校スクリーニングの試行的導入）	新規	教育委員会・学校教育課
2		◎	基本目標4	4.1	あいづっこ人材育成プロジェクト事業	継続	教育委員会・学校教育課
3		◎	基本目標4	4.a	教育支援・教育相談事業	継続	教育委員会・学校教育課
4		◎	基本目標4	4.a	いじめ防止対策事業	継続	教育委員会・学校教育課
5			基本目標4		スクールカウンセラー活用事業	継続	教育委員会・学校教育課
6			基本目標4		森林環境学習事業	継続	教育委員会・学校教育課
7			基本目標4		総合的な学習支援事業	継続	教育委員会・学校教育課
8			基本目標4		小学校芸術鑑賞事業	継続	教育委員会・学校教育課
施策3 健やかな体の育成							
1	◎	◎	基本目標4		新学校給食センター整備事業	新規	教育委員会・学校施設給食課
2		◎	基本目標4	4.1	地域部活動推進事業費	継続	教育委員会・学校教育課
3			基本目標4	4.1	部活動運営体制構築事業	継続	教育委員会・学校教育課
4					学校保健管理事業	継続	教育委員会・学校教育課
5			基本目標4		児童生徒各種大会出場補助金（児童生徒文化芸術全国大会出場激励金を含む）	継続	教育委員会・学校教育課
6			基本目標4		体育大会運営費	継続	教育委員会・学校教育課
7		◎			プール代替事業	継続	教育委員会・学校施設給食課
8				4.1	学校給食食材購入費・学校給食費徴収等事務費	継続	教育委員会・学校施設給食課
9			基本目標4		学校給食調理等に要する経費	継続	教育委員会・学校施設給食課
10					学校給食維持管理事業	継続	教育委員会・学校施設給食課
11			基本目標4		学校給食栄養支援員配置に要する経費	継続	教育委員会・学校施設給食課
12					学校給食食材検査事業	終了	教育委員会・学校施設給食課
13		◎	基本目標4		学校給食施設整備事業	継続	教育委員会・学校施設給食課
施策4 特別支援教育の充実							
1		◎	基本目標4	4.5	教育支援委員会経費	継続	教育委員会・学校教育課
2		◎	基本目標4	4.5	特別支援教育支援員事業	継続	教育委員会・学校教育課
3			基本目標4		医療的ケア児支援事業	継続	教育委員会・学校教育課
4			基本目標4	4.5	特別支援学級関係費	継続	教育委員会・学校教育課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 確かな学力の育成					
1	事業名	あいづっこ学力向上推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	長期的かつ総合的な視点から学力向上を進めるため、令和8年度までの10年間を展望した「あいづっこ学力向上推進計画」に基づき、学校・家庭・地域が一体となった推進体制を構築し、それぞれの役割と強みを活かし、様々な視点から学力向上のアプローチを図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50,535	53,337
			所要一般財源	30,042	32,836
			概算人件費	1,545	1,545
取組状況と 成果	・hyper-QUを活用した望ましい学級集団の育成、学校図書館支援員の配置等による読解力向上の取組及び学力向上推進委員会による取組の評価と検証を実施した。 ・児童生徒を対象に各種検定受検に対する補助を適宜見直しながら実施した。 ・令和6年度から数学の授業支援を行うため、会津大学生等の協力のもと「あいづっこ数学サポートティーチャー」を派遣し、学習のつまずきの解消等を図った。 ・A I型デジタルドリルや思考ツールのソフトを導入し、個別最適な学びや協働的な学びができる環境を整えた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・算数・数学科指導力向上研修会等の開催により、教員の指導力の向上を図るとともに、あいづっこ数学サポートティーチャー事業の継続により、数学の基礎的基本的な内容の理解・定着のための個別指導の充実を図り、学習へのチャレンジ意欲を高める。 ・A I型デジタルドリル及び思考ツールのソフトの積極的かつ効果的な活用により、基礎学力の定着や協働的な学びの推進を図る。 ・各種検定受検者に対する補助を継続し、主体的な学習を支援する。				
2	事業名	指導研究に要する経費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	教員の指導力の向上と児童生徒の学力向上に係る取組で、学校訪問、知能検査等の実施により、児童生徒の個々の状況把握に努める。また、外部等の専門スタッフを配置し、多様化・複雑化した学校現場の課題解決に向けて、体制整備を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,197	4,379
			所要一般財源	4,197	4,379
			概算人件費	618	618
取組状況と 成果	・学校教育指導委員会を通じた教員の指導力向上に取り組んできた。 ・家庭での生活習慣と学習の改善のための学校と家庭との連携に努めてきた。 ・学校経営に関する課題や学習指導に関する研修をもとに、学校訪問や各種研修会を通して、全市立学校へ伝達・指導を行った。 ・法的課題に適切に対応するためのスクールロイヤーや学校のI C T環境の充実に向けた支援を行うI C Tアドバイザーの配置等により、教職員の負担軽減に努めた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・児童生徒の学力向上や教員の資質向上のためには、児童生徒の実態の把握や情報収集、状況把握を行う必要がある。 ・各種調査や研修が学力向上や充実した学校生活に結びつくように、内容の精査や機会の充実に努めていく。 ・教員一人ひとりが力を発揮できる環境を整備するため、学校への支援体制の充実に取り組んでいく。				
3	事業名	外国語指導助手等活用事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童生徒の英語でのコミュニケーション能力の素地を養い、国際理解・国際感覚の涵養を図るため、民間派遣会社と派遣委託契約を結び、市立学校の外国語活動及び英語科の授業に外国語指導助手（A L T）を派遣する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	41,019	41,019
			所要一般財源	41,019	41,019
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	・平成23年度から小学校5、6年生において外国語活動が必修となり、また平成24年度からは中学校英語科の授業時数が増となったため、A L Tを派遣し外国語活動・英語科の授業の充実を図った。 ・小学校3・4年生にもA L Tの派遣をするとともに、小中の連携を強化し、教員への研修の実施も含めた派遣体制を確立した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・小学校の外国語科、外国語活動へ対応するためA L Tの活用を図るとともに、小中連携の観点から中学校区をベースとしたA L Tの派遣を行い系統性のさらなる充実に取り組んでいく。加えて、教員への研修等を積極的に実施し、指導力の向上に取り組んでいく。				

4	事業名	コミュニティ・スクール推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置により、「コミュニティ・スクール」を運営し、地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくりを推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,008	2,008
			所要一般財源	2,008	2,008
			概算人件費	464	464
	取組状況と 成果	・令和2年度には、全ての中学校区において学校運営協議会が設置され、市内全体で地域とともにある学校づくりに向けた体制が整備され、今後の学校のあり方等について、保護者や地域の意見を聴取してきた。 ・現在、13の学校運営協議会が設置されており、各学校運営協議会において、教育課程の編成、学校経営、組織編制などについて議論されている。 ・令和6年度に地域の要望を踏まえ、義務教育学校（湊学園）を設置した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・児童生徒数の減少など、学校を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、地域に根ざした学校づくりが、より一層求められている。また、学校運営協議会の存在やその意義についても保護者や地域住民の理解が進み始めている。 ・地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」を核とし、地域学校協働本部と連携しながら、「地域総ぐるみで子どもたちを育てる」体制を推進していく。			
5	事業名	学校のあり方検討事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	少子化が進行し、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校のあり方について、地域の意見を踏まえて、検討する場を設置し協議する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	464	464
	取組状況と 成果	・今後の児童生徒数の推移等、各学校や地域の実情や課題を踏まえながら、社会の変化に対応した学校づくりの検討を行った。 ・学校運営協議会連絡会を開催し、同協議会の運営等に関して意見交換を行った。 ・学校の特性を生かした学校づくりのため、令和3年度に義務教育学校（河東学園）を設置し、令和5年度に小規模特認校制を導入（大戸小・中学校）し、さらに、地域の要望を踏まえ、令和6年度には義務教育学校（湊学園）を設置した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本市における地域ごとの学校のあり方について、教育行政課題や地域の意向を踏まえ、学校や地域の状況を把握しながら検討していく必要がある。 ・市立学校の設置等においては、学校規模の適正化等の様々な課題に対応するため、義務教育学校や特認校制の導入など、学校運営協議会等からの意見等を踏まえ、魅力ある学校づくりの実現に向けて取り組んでいく。			
6	事業名	学校評価事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	全ての市立学校において、学校自らが行う「自己評価」と外部の人材による「学校関係者評価」を行い、自校の教育活動の成果や課題を明らかにして教育水準の向上を図り、特色ある学校づくりを行うとともに、結果を公表して開かれた学校づくりを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	113	113
	取組状況と 成果	・平成19年6月に改正され学校教育法において「学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努める」ことが規定された。 ・本市では、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりのため、平成17年度より、国より先んじて実施している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・今後も、時代や実態に応じた評価内容になるよう見直しを行ったり、評価者への情報発信のあり方等を改善したりするなど、より効果的な学校評価が実施できるよう工夫改善に努めていく必要がある。 ・各学校に対して、より効果的な学校評価とするため、評価内容の改善案を示したり、評価者への情報発信のあり方等を示したりするなど、市が、制度改善に積極的に関わり、地域の声が、さらに学校運営に活かされるよう、改善を図っていく。			

7	事業名	スクール議会開催事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子どもたちがまちづくりについて自ら学び、考えたことを発表し、市長との意見交換を通して本市のまちづくりや市政への関心を高められるようにするとともに、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、意見を表明する機会の創出を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	34	0
			所要一般財源	34	0
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・平成28年度までは、「スクール議会」と「市長との懇談会」を隔年で実施。平成29年度からは、いずれも毎年実施している。 ・スクール議会実施校 令和6年度：第二中学校、令和7年度：第三中学校（予定） ・市長との懇談会実施校 令和6年度・松長小学校、令和7年度・永和小学校（予定）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・子どもたちが、地域や市政に興味をもち、まちづくりについて考え、自由に自己の意見を表明する機会を確保するため、本事業を継続していく必要がある。 ・今後も本事業を継続して実施し、スクール議会等の成果は「学校教育課だより」等により実施校以外へも周知を行い、多くの児童生徒に反映できるよう取り組んでいく。				
8	事業名	複式学級対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童生徒の減少により、複式学級が設置された市立学校に非常勤講師を配置し、単一学年での授業による指導の機会を増やし、子どもたちの教育環境の充実に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,508	9,423
			所要一般財源	4,508	9,423
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	・平成25年度から複式学級への市費による非常勤講師を配置した。 ・令和元年度からは、大戸小学校において県費による非常勤の複式補正が配置されなかったため、市予算で非常勤講師を配置した。 ・令和2年度からは会計年度任用職員とすることで処遇の改善を図った。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・社会全体の少子化の流れにより、児童生徒が減少し、今後も複式学級が設置される学校が複数校想定される。 ・市費での非常勤講師の配置は、複式学級の単一学年での学習を可能にし、児童の学力向上等を図っていくためには不可欠であるため、今後も継続した対策を講じていく。 ・複式学級への対応は、本市に限らず全国、全県にわたる課題であることから、国や県に様々な機会を通して、配置を要望していく。 ・令和8年度は湊学園（前期課程）において、複式学級となる見込みであることから、非常勤講師の1名の配置が必要となる。				
9	事業名	修学旅行児童生徒引率に要する経費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	修学旅行で児童生徒を引率する教職員に対し、県の通知に基づき拝観・入場料、旅行取扱料金を支出することにより、教職員の負担軽減を図り、円滑に行事運営を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,388	1,381
			所要一般財源	1,388	1,381
			概算人件費	232	232
取組状況と 成果	・修学旅行において児童生徒引率にあたる教職員の旅費・宿泊費等は、市町村立学校職員給与負担法により県の負担になるが、拝観・入場料及び旅行取扱手数料は県負担対象外のため、市がその費用を負担してきた。なお、修学旅行先によって対象経費が異なる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・修学旅行の旅行先が各学校によって異なるため、特に、拝観料及び入場料については、一人あたりの経費に差が生じ、小学校よりも中学校の方が対象経費が高額となる傾向にある。 ・今後も円滑な行事の実施のために継続して実施していく。				

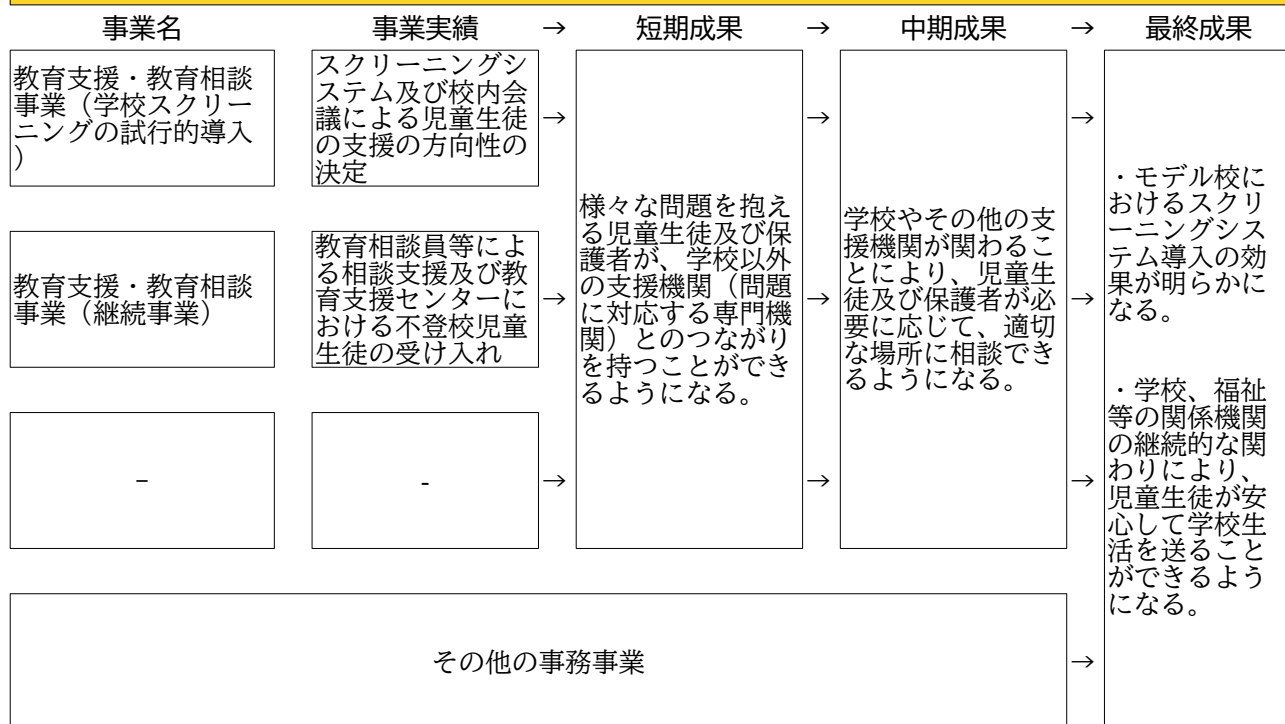
施策2 豊かな心の育成					
1	事業名	教育支援・教育相談事業（学校スクリーニングの試行的導入）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	新規
	概要 （目的・内容）	A Iを活用したスクリーニングシステムをモデル校へ試行的に導入し、児童生徒の潜在的な問題を早期に把握するとともに、適切な支援につなぐことにより、重大な問題への発展を未然に防止する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	0	990
			所要一般財源	0	990
概算人件費			0	989	
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、その背景には、人間関係や家庭環境、いじめ、障がいなど、様々な問題が潜んでいる。このため、児童生徒が抱える潜在的な問題を早期に把握し、福祉に係る関係機関等の適切な支援につなぐ仕組みづくりについて、モデル校において試行的に取り組み、その効果を検証する。				
2	事業名	あいづっこ人材育成プロジェクト事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	本物に出会い本物に学ぶ機会を創出し、心に残る感動体験を通じ「憧れ」や「郷土への誇り」といった子どもたちの豊かな心の育成を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	5,738	5,555
			所要一般財源	4,138	4,355
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	・あいづっこ学力向上推進計画とともに、本市人材育成の両輪として位置づけ、「本物に出会い本物に学ぶ」をコンセプトに事業を展開し、子どもたちの心を豊かに醸成してきた。 ・「映画から学ぶ」、「地域から学ぶ」、「まなべこツアー」、「あいづっこ黒板アートコンテスト」の4事業を展開した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・「地域から学ぶ」事業については利用しない学校もあり偏りがあることから、本事業のさらなる周知を行う必要がある。 ・人材育成を図るためには、長期的な視点での取組が必要であることから、各学校へ本事業の目的や利用について更なる周知を図り、学校のニーズの把握をし、利用促進に努め、文化芸術に関連するメニューも加えながら、継続して事業を実施していく。				
3	事業名	教育支援・教育相談事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	教育相談員が、いじめ、不登校、虐待等の問題を抱える児童生徒やその保護者の電話相談や来所相談に応じる。また、不登校児童生徒を対象に教育支援センターを開設し、学校への復帰や自立のための支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	27,510	38,091
			所要一般財源	25,223	35,665
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	・令和6年度には、教育相談員を3名増員して6名配置し、児童生徒や保護者の悩みを解決することにより、楽しい学校生活を送ることができるよう取り組んだ。 ・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒への多様な支援に努めた。 ・教育支援センター「ひまわり」において、入級した児童生徒が問題を解決し、学校へ復帰したり、将来の自立に向けた支援に努めた。また、令和6年度より、サテライト教室「ふれあいルーム」を設置した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・不登校児童生徒数は減少していない現状で、多様な相談が寄せられており、今後も児童生徒の居場所の確保及び復帰に向けた取組を継続していく。 ・児童生徒や保護者等の相談に適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係部局との連携・協力体制を強化することにより、指導及び相談体制の充実に努めていく。				

4	事業名	いじめ防止対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市いじめ防止等に関する条例に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」、「あいづっこをいじめから守る委員会」等を機能させ、本市の子どもたちが安心して学び、健やかに成長するため、いじめの根絶に向け市民一丸となった取組を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	168	168
			所要一般財源	168	168
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	・市いじめ防止等に関する条例に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」「あいづっこをいじめから守る委員会」等を開催し、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消その他いじめ防止のための対策について、意見交換を行うなど、関係機関等との連携を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・いじめの根絶に向けては、子どもから大人まで市民一人ひとりが当事者であるとの認識が必要であり、市、教育委員会、学校、保護者などが連携を図り、それぞれの立場での責務や役割を果たすよう、一丸となった取組を継続していく。 ・児童生徒の学校生活における満足度や意欲、さらには、学級集団の状況についてアンケート調査を実施し、そのデータ結果を活用することで、いじめの早期発見に繋げていく。				
5	事業名	スクールカウンセラー活用事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを市立学校に派遣することにより、悩みを持つ児童生徒やその保護者、さらには指導を行う教員の相談に応じ、その解決に資する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,410	2,410
			所要一般財源	2,410	2,410
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	・スクールカウンセラーが不登校や問題行動に悩む児童生徒や保護者、指導する教員の相談に応じ、専門的な指導助言を行うことにより、的確かつ迅速に問題を解決し、児童生徒が楽しく学校生活を過ごし、授業に参加することができるようになってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・保護者や教員の相談件数が増加傾向にあることから、学校経営や家庭との連携の観点からも、児童生徒の不登校や問題行動等の早期対応に果たすスクールカウンセラーの役割は非常に大きい。 ・教育環境の実現に向けて取り組むため、福島県スクールソーシャルワーカー派遣事業もあわせて活用するなど、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携した相談体制の一層の充実を図っていく。				
6	事業名	森林環境学習事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民参加の森林づくりを促す目的で、県が独自に交付する森林環境交付金を財源として、市立学校で実施している様々な森林環境保全学習活動に対し、奨励金を交付し支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,000	2,500
			所要一般財源	2,000	0
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	・平成18年度より、県の「森林環境税」を財源に事業を開始した。また、県の森林環境税条例の改正により、課税期間が令和7年度まで延長されたことにより、本事業も継続実施となった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・児童生徒が森林学習を通して、より主体的に環境保全に関わることができるよう指導する必要がある。 ・学習プログラムの多様化や学習後の発表、HPによる公表等を通して、より一層の森林環境保全の意識を持たせていく。 ・地域の「森林ボランティア」などに協力を依頼し、市民協働により事業を一層充実させ、森林環境への理解を深めるよう取り組んでいく。				

7	事業名	総合的な学習支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	各市立学校の「総合的な学習の時間」における学習の取組に対し、学級数等に応じて奨励金を交付することにより、講師謝礼や交通費等の経費の一部を支援し、各学校の体験活動や探究的な学習の振興・充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	399	401
			所要一般財源	399	401
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	・市立学校の児童生徒（小学校3年生～中学校3年生（義務教育学校3年生～9年生を含む。））の「生きる力」を育むため、通常の授業では学ぶことのできない体験活動や探究的な学習等を通して、学習意欲の向上、問題解決能力、思考力、判断力、表現力等の育成が図られた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・各市立学校において、総合的な学習の時間の充実を図るため、外部講師の招へいや体験学習に取り組むなど、学習の場の拡大や多様な学習形態の導入のためには、継続した支援が必要である。 ・総合的な学習をととした教科横断的で探究的な学習を展開することにより、児童生徒の問題解決能力、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、今後も継続した支援を行っていく。			
8	事業名	小学校芸術鑑賞補助金事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	演劇や音楽演奏等の芸術鑑賞を通じて、21世紀を担う人間性豊かな児童の育成を図るため、芸術鑑賞事業を実施する各市立小学校のPTAに対し、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,850	1,890
			所要一般財源	1,850	1,890
			概算人件費	116	116
	取組状況と 成果	・小学校のPTAが芸術鑑賞事業を実施するにあたり、学級数に応じた補助金を交付し、児童数の多少にかかわらず事業が実施できるよう保護者負担の軽減を図った。 ・地域に根ざした事業として一層の定着を図るため、平成24年度より保護者や地域住民の方にも広く芸術鑑賞会への参加を呼びかけた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・各学校の学級数に応じた補助金を交付しているところであり、公演料との差引額についてはPTAが負担することで、一定程度の受益者負担を求めている。 ・保護者や地域住民も含めて、芸術を身近に感じ鑑賞できる貴重な機会を提供し、人間性豊かな児童の育成に寄与していることから、事業の必要性は高く、継続的に実施していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 豊かな心の育成



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
教育支援・教育相談事業（学校スクリーニングの導入）	不登校出現率の前年度比増加率（％）	-	-	-	-	6.0	-	4.0	-
教育支援・教育相談事業（継続事業）	不登校児童生徒の復帰傾向率（％）	-	54.6	-	-	55.0	-	57.0	-

施策3 健やかな体の育成

1	事業名	新学校給食センター整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	目的：将来にわたって、安全・安心な学校給食を安定的に提供していくため、現在の各種衛生基準を満たした学校給食施設の整備を図る。 内容：既存の学校給食施設を統合・再編した「新学校給食センター」を建設する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	25,053
			所要一般財源	0	25,053
概算人件費			0	13,904	
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本市の学校給食施設は、学校建設時に学校内の給食室として整備されたものが多く、そのほとんどが30年以上経過していることから各施設や設備の劣化が進んでいる。 ・学校給食衛生管理基準の考え方に基づいた「新学校給食センターの整備」を検討していく必要がある。 ・令和7年度には、今後の施設整備の考え方をまとめた「学校給食施設整備基本方針」を策定する。				
2	事業名	地域部活動推進事業（運動部・文化部）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	休日における部活動を地域の活動として実施できるようにするため、関係団体等と連携し、指導できる地域人材を確保するとともに、指導者及び児童生徒の質的な向上を目指し、学校と地域、関係団体等との協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	17,811	20,268
			所要一般財源	0	1,690
概算人件費			3,708	3,708	
取組状況と 成果	・令和元年度より、運動部の「部活動週末合同練習会」を実施した。令和5年度は、実施種目を拡充するとともに、地域スポーツクラブや地区の体育協会などに指導を移行した。また、文化部においては、吹奏楽部における地域移行の取組を開始した。 ・令和6年度は、運動部において、「部活動週末合同練習会」及び「遠隔地における地域移行練習会」を実施した。また、文化部においては、「あいづっこ合唱教室」を開始した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和8年度からの休日部活動の地域への完全移行に向けて、運動部及び文化部ともに、生徒が希望する活動に取り組める持続可能な部活動体制を整備していく必要がある。 ・参加生徒の多い種目の活動場所の確保や種目に応じた指導者の確保・育成が必要である。特に、吹奏楽部の地域移行については、合同練習の方法や活動回数の確保、楽器の運搬、保管等の課題があるため、運営体制の整備を進める必要がある。				
3	事業名	部活動運営体制構築事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指して策定した「市部活動に関する方針」に基づき、平日における部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員を配置し、部活動の適切な運営のための体制整備に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,831	5,726
			所要一般財源	2,606	3,038
概算人件費			371	371	
取組状況と 成果	・平日における運動部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員を令和4年度は6名、令和5年度は7名、令和6年度は8名配置した。 ・運動部活動を担当する教員の支援を行うことにより、部活動指導体制の充実が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・県補助金を活用し、増員も検討しながら、継続して部活動指導員を配置していく必要があるが、人材確保が課題となっている。また、部活動指導員による大会等の引率のルール作りを進める必要がある。 ・今後も「市部活動に関する方針」に基づき、適切な運営のための体制整備に取り組んでいく。				

4	事業名	学校保健管理事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：児童生徒、教職員の健康管理 内容：学校保健安全法に基づく児童生徒及び教職員の健康診断や学校医等による健康相談を実施する。また、飲料水水質検査等の各種衛生検査及びプール水等の衛生管理を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	57,575	60,153
			所要一般財源	54,452	57,121
			概算人件費	5,793	5,793
取組状況と 成果	・令和2年度に会津若松医師会とメンタルヘルス対策や長時間労働による健康被害防止に係る連携協定を締結した。また、同年度より労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを実施している。 ・令和2年度から令和5年度において、新型コロナウイルス感染症対策のため、各学校にアルコール消毒剤、非接触型体温測定器等を整備した。 ・令和5年度に女子トイレへの生理用品の配備について、各学校の状況に応じた配備とする方針を示した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・高ストレス判定や長時間労働をしている教職員は一定数いるが、面接指導につながっていない状況にあるため、受診しやすい体制を整備する必要がある。 ・福島県医師会より、学校整形外科医の配置に係る要望があり、学校での運動器検診の実施状況等を踏まえ、配置を検討する必要がある。				
5	事業名	児童生徒各種大会補助金（児童生徒文化芸術全国大会激励金を含む）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童生徒が、学校教育活動により、国、地方公共団体等が主催する音楽・体育・英語弁論大会などに出場する場合、必要となる経費に対し補助金を交付する。加えて、音楽大会などの文化芸術分野の全国大会に出場する場合に激励金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,602	21,123
			所要一般財源	18,602	21,123
			概算人件費	927	927
取組状況と 成果	・児童生徒が大会に出場する際の交通費・宿泊費・楽器運搬費について、補助金を交付することで、保護者の経済的負担を軽減してきた。 ・交通費補助は、東北大会出場が9割、全国大会出場が全額補助とし、宿泊費は、地区大会及び県大会が1泊5千円、東北大会及び全国大会が1泊6千円を上限とした。 ・令和7年度から文化芸術分野の全国大会出場に係る激励金の上限額について、個人を5千円から1万円に、団体を5万円から10万円に引き上げた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・補助対象大会へのクラブチームでの出場が認められたことから、クラブチームへの制度周知を行う必要がある。 ・交通費及び宿泊費について、他自治体の状況を参考として、一定程度の受益者負担を求めながら補助を継続していく。 ・児童生徒文化芸術全国大会激励金においても、保護者の負担軽減を図るため、今後も実態を踏まえつつ必要に応じ見直しを行っていく必要がある。				
6	事業名	体育大会運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	小学校及び中学校の体育大会を運営するほか、市中学校体育連盟に対し、補助金を支出する。また、県大会、東北大会運営のため、開催地負担金を支出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,425	11,567
			所要一般財源	10,425	11,567
			概算人件費	580	580
取組状況と 成果	・体育大会は、児童生徒の健康増進及び体力・運動能力の向上と、部活動等教育活動の充実を図るため、市内の全小中学校（私・県立含む）が参加している。 ・県大会及び東北大会が市内で開催される場合、開催地負担金を支出し、大会運営に協力してきた。 ・在籍生徒数に応じた負担金について、生徒数の減少に伴い参加者負担額が増加したことから、令和2年度より補助金を1人当たり40円から140円に増額した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・児童生徒の健康増進及び体力・運動能力の向上と、学校教育の充実のため実施している体育大会の運営等に要する経費であり、継続して支援していく必要がある。 ・少子化に伴う部活動数の減少などにより、中体連における大会運営が難しくなっている現状から、大会運営の支援のあり方について関係団体等と調整を図っていく。				

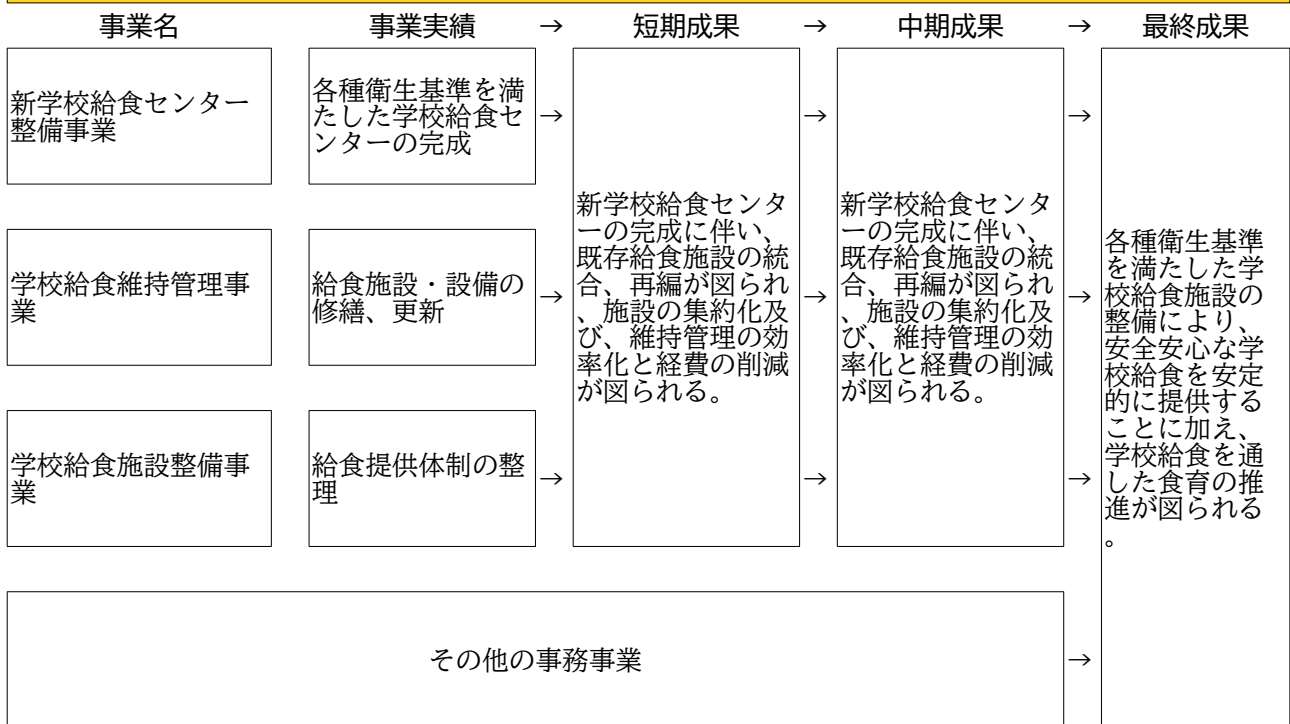
7	事業名	プール代替事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	学校プールの老朽化の状況を踏まえ、近隣の学校や民間施設のプールを活用し、安全・安心な環境で水泳授業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	14,447	19,596
			所要一般財源	14,447	19,596
			概算人件費	2,318	2,318
7	取組状況と成果	学校プールの老朽化状況を踏まえ、令和5年度から試行的にプールの共同利用等を開始した。令和6年度及び令和7年度に順次、代替プール利用校を拡大してきた。 ・令和5年度：神指小（永和小プール活用）、二中（市民プール活用）、湊中（湊小プール活用） ・令和6年度：謹教小（日新館スイミングスクール活用）、川南小（荒舘小プール活用）、六中（北会津中プール活用） ・令和7年度：日新小（会津インターナショナルスイミングスクール活用）、東山小（会津インターナショナルスイミングスクール活用）			
	課題認識と今後の方針・改善点	・学校プール施設は、設置年度から30年以上経過しているものが全体の半数以上を占め、安全面や衛生面について改善していく必要がある。今後の各学校の施設の劣化状況や、代替プール活用の可否、児童生徒数の推移、学校の意向などを踏まえた市立学校のプールの在り方に係る方針を令和7年度に策定し、学校プールとして保全する施設は計画的に維持修繕を行うとともに、保全が困難と判断した施設や、多額の改修経費が想定される施設の学校については、代替プールの活用の検討を進め、安全で効果的な水泳授業の環境を整備していく必要がある。			
8	事業名	学校給食費徴収等事務費・学校給食食材購入費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：学校給食の安定的な運営 内容：学校給食食材の購入に係る学校給食費の徴収・管理	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	634,874	608,757
			所要一般財源	107,885	13,606
			概算人件費	22,709	22,709
8	取組状況と成果	・令和3年度に学校保健給食室を設置。 ・令和5年度から学校給食食材の購入に係る学校給食費の公会計化による運用開始。 ・令和5年度から、物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用し、保護者から徴収する1食あたりの単価を据え置きとし、超過分を市が負担する措置を講じることにより、保護者の負担軽減を図っている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・物価高騰に伴う食材価格の動向を注視し学校給食費日額単価の検討が必要である。 ・国は、給食費無償化について「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する」としていることから、今後示される国の制度設計を踏まえ、実施までには課題を整理する必要がある。 ・学校給食費の適正な徴収管理と保護者の公平性の観点から未納対策を講じていく。			
9	事業名	学校給食調理等に要する経費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：安全安心な学校給食の提供 内容：調理等業務を民間事業者に委託し、学校給食業務の効率化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	366,552	367,052
			所要一般財源	366,552	367,052
			概算人件費	3,090	6,180
9	取組状況と成果	・学校給食調理・洗浄業務は、平成13年度から民間委託を進め、令和7年度には15調理場全てを民間事業者に委託した。 ・令和3年度から契約更新の時期に合わせ、学校給食調理・洗浄業務と運搬業務を一体的な業務として委託する方法を導入した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・一部の受託事業者では、調理員の採用に苦慮している状況がある。 ・学校給食調理等の業務委託については、「物価高騰の中での安定的な実施の観点から、適切な予定価格の設定や最低制限価格の導入等を検討していく。			

10	事業名	学校給食維持管理事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：安全安心な学校給食の提供 内容：学校給食法に基づく、給食施設設備の管理運営等の充実。心身の成長や地産地消に資する給食の提供。市学校給食食物アレルギー対応基本指針に沿った対応。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	178,500	256,357
			所要一般財源	178,500	256,357
			概算人件費	12,977	12,977
10	取組状況と成果	・保健所指導や老朽化による給食施設設備の工事、修繕等を計画的に実施してきた。 ・学校給食実施基準に基づき、食材料の地元調達や食育情報の提供を進め、教育に資する学校給食を実施してきた。 ・国及び市の「学校給食アレルギー対応指針」に基づき、安全な食物アレルギー対応に努めるとともに、消防機関へ重度の食物アレルギー児童生徒の情報を提供し連携を図っている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・給食施設設備の老朽化対応に加え、改正食品衛生法に基づく調理員用トイレの設置、作業動線にかかる設備の移動、調理場内の空調設備の整備、保健所の立入検査における指摘事項への早急な対応などが必要となっている。 ・食材価格の高騰が続く中、各調理場における食材の調達や献立の工夫など、学校給食を安定的に提供できるような取組を継続して行っていく。 ・さらなる地産地消の推進のため、地元農産物の調達方法等について検討していく。			
	事業名	学校給食栄養支援員配置に要する経費		法定／自主	自主
11	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：安全・安心な学校給食の提供と食育や食物アレルギー対応の取組の推進 内容：県が配置する学校栄養職員の未配置校に対して、市独自の学校給食栄養支援員を配置する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	25,260	33,681
			所要一般財源	25,260	33,681
			概算人件費	927	927
	取組状況と成果	・平成19年度から栄養士未配置校に栄養支援員を順次配置し、平成24年2学期から未配置校を解消した。 ・給食施設の年間稼働日数の平均192日にあわせ、令和5年度から勤務日数を年間180日から年間192日に変更した。 ・令和7年度の配置：6校（日新小、松長小、城南小、東山小、謹教小、湊学園）			
12	課題認識と今後の方針・改善点	・児童生徒数の減少に伴う県費栄養教諭等の学校栄養職員の引き上げにより、今後、さらなる学校給食栄養支援員の配置の必要性も見込まれる。 ・新学校給食センター整備の検討と併せて、関係機関と協議しながら、適切な配置のあり方等についても検討していく。			
	事業名	学校給食食材検査事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	目的：安全安心な学校給食の提供 内容：児童生徒の食材摂取による放射線量の低減化及び保護者のさらなる安心確保のため、学校給食で使用する食材の放射線量測定を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,835	0
			所要一般財源	2,835	0
			概算人件費	727	0
	取組状況と成果	・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線影響に対応するため、学校給食使用食材検査を平成24年5月より実施している。 ・給食提供前の食材（2か月に1度、2食材程度）の放射性セシウムを測定し、結果を市ホームページや学校の「給食だより」等で公表している。 ・開始時から令和7年6月現在に至るまで、学校給食における放射性セシウムの検出はされていない。			
12	課題認識と今後の方針・改善点	・これまで放射性セシウムが検出された食材はなく、また、基準値を超える食材の市場への流通を防ぐため、既に国や県の検査体制が確立され、食材の安全面は確保されていることから、本事業は令和7年度を持って終了とする。			

13	事業名	学校給食施設整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：効率的で安全安心な給食提供体制の構築を目指す。 内容：学校給食施設の適切なあり方を見直す中で、新学校給食センターの整備を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	3,708	0
	取組状況と 成果	・平成21年度に会津若松学校給食センターが稼働し、全ての市立学校で完全給食が実施となった。 ・大戸地区学校給食センターの老朽化に伴い、令和5年度から大戸小学校及び大戸中学校への学校給食を北会津地区学校給食センターからの提供とした。 ・神指小学校調理場の老朽化に伴い、令和7年度から神指小学校の給食を永和地区学校給食センターからの提供とした。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・学校給食衛生管理基準の考え方に基づいた「新学校給食センターの整備・運営手法」について検討していくため、「新学校給食センター整備事業」に着手するとともに、食数や調理場の現状を踏まえ、センター方式（親子方式含む）を基本とした「受配校の再編」を検討する。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策3 健やかな体の育成



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
新学校給食センター整備事業	施設運営事業者の決定	-	-	-	-	-	-	-	-
学校給食維持管理事業	完全給食の提供	100	100	100	100	100	100	100	100
学校給食施設整備事業	学校給食調理場の数	16	16	15	15	15	15	15	15

施策4 特別支援教育の充実

	事業名	教育支援委員会経費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「市教育支援委員会条例」に基づき、教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の教育の充実を図るため、「教育支援委員会」を設置し、幼児・児童・生徒の就学指導に関する事項等について調査・審議、相談を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	324	324
			所要一般財源	324	324
概算人件費			1,545	1,545	
1	取組状況と 成果	・平成26年3月に、従前の「心身障がい児就学指導委員会」の就学に関する事項の調査、審議、答申を中心にした役割だけでなく、早期からの教育相談・支援や就学先定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「心身障がい児就学指導委員会条例」の名称を含む改正を行い、「教育支援委員会条例」とした。 ・就学調査件数の増加を踏まえ、令和6年度より在学児童生徒の調査方法を複数人の調査員による担任等への聴き取りに変更した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・心身に障がいのある子どもの就学に関する調査件数が増加傾向にあることから、教育支援委員会において、より良い調査手法を検討していく必要がある。 ・心身に障がいのある子どもへの成長過程に応じた、一貫した支援の仕組みづくりを教育機関だけでなく、保育、医療、福祉等の関係機関と連携しながら構築する必要がある、特に就学前の児童については、福祉部門との連携を強化し、相談・支援体制を整えていく。			
	事業名	特別支援教育支援員事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	心身に障がいを持ち、生活上、学習上の支援を要する児童生徒が在籍する学校に対し、「特別支援教育支援員」を配置し、指導体制の充実と適切な対応を講じていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	122,598	134,438
			所要一般財源	122,598	134,438
概算人件費			503	503	
2	取組状況と 成果	・平成14年度に配置を開始。初年度は3校4名の配置を行い、その後は各学校の実情に応じて増員し、令和4年度は31名、令和5年度は33名、令和6年度は35名を配置した。 ・令和2年度からは、会計年度任用職員とすることで処遇の改善を図った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・通常の学級に在籍する支援の対象となる児童生徒が増加しており、未配置校への配置とともに、一つの学校に複数の支援員を配置する必要がある。 ・特別支援教育支援員について、各学校の要望や実情を踏まえながら、引き続き増員を検討していく。			
	事業名	医療的ケア児支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児（医療的ケア児）に対し、学校看護師等の配置などの必要な支援を行っていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,054	14,248
			所要一般財源	7,772	13,664
概算人件費			7,223	7,223	
3	取組状況と 成果	・学校において医療的ケア児への対応を行うため、看護師等の配置や民間の訪問看護事業者への委託により、校内支援体制の整備を行った。 ・令和元年度に、「小中学校における医療的ケア運営協議会」を設置し、医療的ケアガイドラインを策定した。 ・令和5年度に、宿泊を伴う学校行事の移動に係る補助を設けるとともに、学校看護師の勤務時間の区分を増やし、医療的ケア児の現状に即した丁寧な支援体制を整備した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・医療的ケア児が、安心・安全に教育を受けることができる環境づくりに向けて、保健、医療、福祉、教育分野の連携が求められている。 ・児童生徒本人や保護者の意向を確認しながら、必要な支援のあり方を検討していく。 ・医療的ケア児の状況を踏まえ、学校看護師や医療的ケア児特別支援員の配置のあり方を検討していく。			

4	事業名	特別支援学級関係費		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国が示す「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づき、特別支援学級に就学する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な学用品費や給食費等の一部を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,315	11,924
			所要一般財源	5,659	5,964
			概算人件費	348	348
	取組状況と 成果	・国の法令に基づき、特別支援学級に就学する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な学用品費や給食費等の一部を支援している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・年度ごとに増減はあるものの、特別支援学級が増加傾向にあり、「インクルーシブ教育」の重要性からも、今後も支援を必要とする児童生徒数の増加が見込まれることから、特別支援教育就学奨励費補助金を交付しながら、必要な支援を適切に行っていく。			

政策目標3 未来につなぐひとづくり/政策1 次代を創る子どもたちの育成

政策分野3 教育環境

目指す姿

すべての子どもたちが、等しく教育を受け、安全で安心して学校生活を送れる環境が整ったまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	就学環境の充実 子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするため、経済的理由や通学環境などから、児童及び生徒の就学に支障をきたす状況にある保護者などに対して必要な援助を行います。	 
施策2	学校環境の充実、整備 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、計画的な学校施設の耐震化を進め、さらに、予防保全の視点から施設や設備の適切な維持管理や改修を行います。また、新学習指導要領や各学校の特色、教育目標、教育課題等に対応した適切な教材や図書の整備を進めます。	  

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
耐震基準を満たす学校施設の割合					%	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
1	目標	100	100	100	100	令和3年度に市立学校の建物について耐震化を完了し、さらに令和4年度以降は屋内運動場のガラス補強やバスケットゴールの耐震化改修を実施し、災害に強い学校施設の整備を進めた。
	実績	100	100	100	-	
	達成率	100%	100%	100%	-	

2 施策の評価

施策 1	就学環境の充実
主な取組状況と成果	【1】就学支援 ・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、医療費等を支援することにより、義務教育の円滑な実施を図った。 ・新入学児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施するなど、より実情に沿った支援を行った。 ・東日本大震災等により被災した児童生徒に対しては、補助金を活用した被災児童生徒等就学支援事業費にて対応した。 【2】通学支援 ・学校の統廃合及び分校や寄宿舎の廃止等により遠距離通学となった児童生徒の居住する地区において、それぞれの地域特性を踏まえ、学校、保護者等と協議をしながらスクールバスを運行してきた。 ・遠距離通学する児童生徒の保護者に対し、バス・列車の乗車券や補助金を交付してきた。 【3】奨学資金給与 ・目的が同様の国・県による給付事業の影響により、申請者数が大幅に減少したことから、令和2年度より「あいづっこ高校生応援奨学金」として、高校入学者及び大学等受験者に向けた制度の見直しを行った。 【4】私立学校運営補助 ・補助金の交付により、市内の私立学校の教育条件の向上及び経営基盤の強化を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】就学支援 ・社会状況の変動を見極めながら、義務教育の円滑な実施に向け、援助を必要とする児童生徒の保護者に対し適切に就学援助が実施されるよう、周知徹底を図っていく必要がある。 ・支給費目のうち、修学旅行費については、各学校の行先や参加人数等により、個人負担額に差が生じること等の課題も踏まえ、支援のあり方を検討する。 ・被災児童生徒就学支援事業費は、全額国庫負担の単年度の交付金事業であることから、国の事業継続の見通しについて、注視していく。 【2】通学支援 ・スクールバスについては、毎年度、対象児童生徒にあわせて、コースや乗降所を設定し、適切な運行に努めていく。 ・遠距離通学する児童生徒の通学実態や地域の公共交通状況等を踏まえ、負担軽減に向けた支援のあり方を検討していく。 【3】奨学資金給与 ・令和2年度に制度の見直しを行った以降、毎年、目標人数に近い申請者があり、制度が定着しつつある。今後も積極的に制度の周知を図るとともに、申請状況を踏まえながら、給与時期や要件等について、適切かどうか検証していく。 【4】私立学校運営補助 ・少子化に伴う児童生徒数の減少など、環境が変化する中であっても、私立学校における特色のある学校教育を支援し、円滑な学校運営のために当補助事業を継続していく。

施策2	学校環境の充実、整備
主な取組状況と成果	【1】学校施設耐震化事業 ・平成19年度に「会津若松市小中学校施設耐震化推進基本方針」を策定し、令和3年度までに建物の耐震化は全て完了した。令和4年度からは非構造部材の耐震化として、屋内運動場のガラス補強・バスケットゴール改修を実施し、災害に強い学校施設の整備を進めた。 【2】小・中学校維持管理費 ・建物の劣化状況を踏まえ、計画的に校舎及び屋内運動場の長寿命化改修を実施した。 ・トイレ洋式化については、トイレ区画ごとの洋式トイレの整備は概ね完了した。さらに、女子児童生徒の利用人数が多い箇所の洋式トイレの増設を実施し、学校環境の充実が図られた。 ・学校の照明器具については、国の補助を活用し計画的に照明器具LED化を進め、学校環境の充実が図られた。 【3】通学路安全推進事業 ・通学路の安全を確保するため、「会津若松市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、通学路の合同点検を実施するなど、関係機関が連携して通学路の安全確保に努めてきた。 ・ツキノワグマ等危険動物出没時などの連絡体制を構築し、関係各課と連携しながら対応した。 【4】教育ICT環境推進事業 ・GIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台の学習用タブレットについて、令和3年度から各学校で利用を開始した。 ・令和4年3月に、教育ICT環境の整備方針や教員のICT活用・指導力向上、授業での活用方法等を示した「市教育ICT推進プラン」を策定した。以降は当該プランに基づいて環境整備を進め、令和6年度には統合型校務支援システム（本格運用開始は令和7年度から）を整備した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】学校施設耐震化事業 ・今後も引き続き、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう災害に強い学校施設整備を進めていく必要がある。 【2】小・中学校維持管理費 ・市立学校の校舎及び屋内運動場について、建築後30年以上経過した割合が約7割となっており、老朽化対策に向け、計画的な改修が必要である。このため、令和8年度に学校の個別施設計画を策定し、老朽化対策と教育環境の向上を計画的に進める必要がある。 【3】通学路安全推進事業 ・これまでの合同点検により抽出された危険箇所への対策に加え、防犯・防災の視点からも児童生徒の安全確保について、地域の方々及び関係機関と連携し取り組んでいく。 ・安全点検については、合同点検の時期だけではなく、危険箇所があれば、引き続き随時点検していく。 【4】教育ICT環境推進事業 ・「市教育ICT推進プラン」に基づき、計画的に教育ICT環境の整備・更新を進めていくとともに、統合型校務支援システムの運用や学校でのICT活用を支援する体制の充実にも取り組んでいく。 ・更新時期を迎えた学習用タブレットについて、令和8年度に国の補助を活用し入替を行っていく。 ・教職員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間をさらに確保できるよう、教育DXの取組を進めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
1-4	ひとり親家庭自立支援給付金事業	健康福祉部・こども家庭課
1-4	子ども未来基金事業	健康福祉部・こども家庭課
19-1	生活支援体制整備事業	健康福祉部・高齢福祉課
40-1	公共施設マネジメントの推進	財務部・公共施設管理課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 就学環境の充実】

- ・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助制度による経済的な支援により、保護者の負担軽減に努め、義務教育の円滑な実施に寄与することができた。
- ・遠距離通学児童生徒の居住する地区において、それぞれの地域特性を踏まえ、学校、保護者等と協議をしながらスクールバスを運行するとともに、遠距離通学制度によりバス・列車の乗車券や補助金を支給してきた。
- ・奨学資金給与において、対象を高校入学者及び大学等受験者に向けた内容に改正するなど、申請者が利用しやすいものとした。

【施策2 学校環境の充実、整備】

- ・子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す国の「GIGAスクール構想」に基づき、本市においても児童生徒1人1台の学習用タブレットを整備し、令和3年度から利用を開始した。
- ・また、学習用タブレットなどICTを活用した学習が円滑に行えるよう、各学校の通信ネットワークやデジタル教材等を映し出す大型提示装置なども整備するとともに、機器の不具合対応や授業の支援、教職員向けの研修会の実施など、ICT活用における総合的な支援体制を構築し、教員の負担軽減とICT活用指導力の向上を図った。
- ・さらに、校務事務の負担軽減を図ることで、児童生徒に向き合う時間を確保できるよう、出欠や成績の管理、保健管理、学籍管理等の校務事務をシステムにて管理する「統合型校務支援システム」を整備し、令和7年度から本格的な運用を開始した。
- ・学校の建物について耐震化を完了した。また、普通教室や一部特別教室へのエアコン整備、トイレ洋式化の改修を行うなど、教育環境の充実を図った。

○課題

【施策1 就学環境の充実】

- ・受給者数はここ数年減少傾向ではあるが、今後、社会状況の変動により増加する可能性がある。援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう周知を徹底し、保護者の相談に応じながら、適切な支援を継続していく必要がある。
- ・遠距離通学する児童生徒の通学実態や地域の公共交通状況等を踏まえ、負担軽減に向けた支援のあり方を検討していく。
- ・近年、貸与型奨学金制度の申請者数が減少していることから、奨学金の募集にあたっては、併せて市の奨学金返還支援制度の周知を図ることで、希望する学生の経済的・心理的な不安を軽減し、申請者数の増加に繋げる。

【施策2 学校環境の充実、整備】

- ・多くのICT機器が整備されているため、故障等への対応や古くなった機器を定期的に更新する際などの費用負担が大きい。また、通信速度については、現時点では支障がないものの、今後、動画など大容量のデジタルコンテンツの利用が増えた場合は、改善等が必要となることから、状況を把握していく必要がある。
- ・さらに、デジタル教材を活用した授業の実践や個別最適な学びの実現など、従来の指導方法からの転換が求められているが、ICTに苦手意識のある教員にとっては負担が大きいため、操作方法の支援や実践事例の紹介を含めた研修機会の拡大など、教員のICT指導力の向上を支援していく必要がある。
- ・一方で、デジタルを長時間にわたって利用することでの健康面への影響などが懸念されることから、デジタルの活用が効果的な場面で、適切に活用していくことが重要である。
- ・学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう建物の長寿命化に向けた改修を計画的に実施する必要がある。
- ・学校屋内運動場について、児童生徒の熱中症対策の強化と、災害時に避難所として使用されることを踏まえた環境整備のため、空調設備整備を計画的に進める必要がある。
- ・学校の長寿命化改修等への補助である国の学校施設環境改善交付金について、令和7年6月時点で県内の事業採択が26件に留まり、採択保留が51件にも上っており、学校施設整備に対する国の財源措置が不透明な状況にある。国の動向を注視するとともに、引き続き財源確保について国に要望していく必要がある。

5 最終評価

政策分野3「教育環境」の推進にあたっては、特に、児童生徒の学校活動における熱中症予防や快適性の向上、災害時の避難所としての環境整備の観点から、学校体育館の空調設備整備を計画的に進める必要があり、市立学校の体育館において必要とされる空調設備能力や断熱性能の調査等に取り組んでいく。また、令和3年度から導入した児童生徒1人1台の学習用タブレット端末について、今後、故障等への対応や古くなった機器の定期的な更新等にかかる費用負担が生じるため、現状把握に努めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 就学環境の充実							
1	◎				ゆめみらい応援事業	新規	教育委員会・教育総務課
2		◎	基本目標4	4.1	就学援助事業	継続	教育委員会・学校教育課
3			基本目標4	4.1	スクールバス運行事業	継続	教育委員会・教育総務課
4			基本目標4	4.1	小・中学校遠距離通学助成事業	継続	教育委員会・教育総務課
5				4.1	奨学資金給与	継続	教育委員会・教育総務課
6			基本目標4	4.1	板橋好雄奨学資金貸与	継続	教育委員会・教育総務課
7		◎	基本目標4	4.1	私立学校運営補助事業	継続	教育委員会・学校教育課
8					公立学校等後援会及び記念事業補助金	継続	教育委員会・教育総務課
施策2 学校環境の充実、整備							
1	◎			4.a	学校屋内運動場空調設備整備事業	新規	教育委員会・学校施設給食課
2	◎			4.a	湊学園施設一体化整備事業	新規	教育委員会・学校施設給食課
3				4.a	学校施設耐震化事業	継続	教育委員会・学校施設給食課
4				4.a	小学校維持管理費	継続	教育委員会・学校施設給食課
5				4.a	中学校維持管理費	継続	教育委員会・学校施設給食課
6				11.2	通学路安全推進事業	継続	教育委員会・学校教育課
7					小中学校維持管理費（PCB廃棄物の処分）	継続	教育委員会・学校施設給食課
8			基本目標4	4.1	教育ICT環境推進事業	継続	教育委員会・学校教育課
9				4.a	小・中学校維持管理費（校舎等長寿命化改修）	継続	教育委員会・学校施設給食課
10				4.a	小・中学校維持管理費（学校トイレ洋式化）	継続	教育委員会・学校施設給食課
11				7.a	小・中学校維持管理費（学校照明LED化）	継続	教育委員会・学校施設給食課
12					小・中学校用務員代行業務委託	継続	教育委員会・学校施設給食課
13					教育委員会会計年度任用職員報酬等	継続	教育委員会・教育総務課
14				4.1	教材費	継続	教育委員会・学校施設給食課
15					教材費（教育指導書等購入費）	継続	教育委員会・学校教育課
16				4.1	理科教育設備費	継続	教育委員会・学校施設給食課
17					地域とつながる教育支援事業	継続	教育委員会・学校教育課
18					河東学園センター開故事業	継続	教育委員会・学校施設給食課
19					旧小中学校用地整理事業	継続	教育委員会・学校施設給食課
20					学校用地整理事業	継続	教育委員会・学校施設給食課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 就学環境の充実					
1	事業名	会津若松市ゆめみらい応援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	未来の担い手として志を高く持って、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学する本市の学生に対し、寄附金を活用し最大で正規の卒業年度（修業年限の終期）まで支援金を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	2,000
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	0	1,391
取組状況と 成果	－				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	－				
2	事業名	就学援助事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、医療費等を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	101,773	100,983
			所要一般財源	101,452	100,675
			概算人件費	6,373	6,373
取組状況と 成果	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、学校給食費、医療費等を支援し、義務教育を円滑に実施している。 ・平成30年度の新入学児童生徒より新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施し、より実情に沿った支援に向け制度の見直しを行った。 ・東日本大震災により被災した児童生徒に対しては、交付金を活用した被災児童生徒等就学支援事業費において支援している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・援助を必要とする児童生徒の保護者の相談に応じながら、さらなる事業の周知を図り、今後も継続的に実施していく。 ・支給費目のうち、修学旅行費については、各学校の行先や参加人数等により、個人負担額に差が生じること等の課題も踏まえ、支援のあり方を検討する。 ・被災児童生徒就学支援事業費については、全額国庫負担の単年度の交付金事業であることから、国の事業継続の見通しについて、注視していく。				
3	事業名	スクールバス運行事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	学校の統廃合等により遠距離通学となった児童生徒に対し、登下校時にスクールバスを運行する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	110,110	110,110
			所要一般財源	110,110	110,110
			概算人件費	1,931	1,931
取組状況と 成果	平成19年度の河東学園小学校開校による運行開始にあわせ、他地区も含めこれまで徴収していた保護者負担を廃止。 平成21年度より、湊地区、北会津地区における路線バスとの重複路線を廃止し、遠距離通学助成による路線バス定期券助成へ変更。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域の実情に応じて運行基準を定めており、対象とならない児童生徒については、公共交通や地域内交通の活用について研究していく。 対象児童生徒にあわせて、コース及び乗降所を設定し、適切な運行に努めていく。				

4	事業名	小・中学校遠距離通学助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	遠距離通学となる児童生徒の保護者に対し、バス・列車の定期券等や補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,965	6,965
			所要一般財源	6,965	6,965
			概算人件費	580	580
取組状況と 成果	通学距離が4 k m（冬期3 k m以上）の児童、6 k m（冬期4 k m以上）の生徒を対象に公共交通機関の定期券等または現金を助成。 平成21年度より、湊地区スクールバス（赤井・原コース）と北会津中学校スクールバス（真宮南コース・真宮コース）を廃止し、それぞれ同じ路線を運行する路線バス等の利用へ変更し、定期券等の支給を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	遠距離通学制度により助成している場合においても、公共交通機関等の乗車時間や本数によって、利用が困難な状況にある地区もある。このことから、遠距離通学する児童生徒の通学実態や地域の公共交通状況等を踏まえ、公共交通、地域内交通について事業者及び関係部署と連携し、負担軽減に向けた支援のあり方を検討していく。 また、現在の助成方法に限らず、地域公共交通の状況や通学の実情を踏まえた効果的な支援の在り方を検討していく。				
5	事業名	奨学資金給与		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高等学校又は高等専門学校に在学する者で基準を満たしている者に、奨学資金5万円を給与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,000	2,000
			所要一般財源	2,000	2,000
			概算人件費	464	464
取組状況と 成果	令和元年度まで、住民税所得割非課税世帯への給与制度であったが、同内容・同目的の県が実施する給付金の拡充により、申請者数が大幅に減少していた状況から、令和2年度より「あいづっこ高校生応援奨学金」として高校入学者及び大学等受験者に向けた内容に制度を改め、申請者が利用しやすいものとした。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	本制度を必要とする生徒保護者が申請できるよう、引き続き中学校・高等学校と連携し、積極的に情報発信を行い、本制度のさらなる定着を図っていく。 また、就学環境の充実のため、本市制度の周知に併せ、関係機関等が実施する奨学資金制度についても情報提供を行っていく。				
6	事業名	板橋好雄奨学資金貸与		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	大学・短期大学・大学院に入学する者又は 在学する者のうち、要件を満たしている申請者 に対し、奨学資金50万円を貸与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13	13
			所要一般財源	13	13
			概算人件費	464	464
取組状況と 成果	平成22年12月に条例改正を行い、対象者を河東地区から市全域に拡大するとともに、在学生への適用や他奨学資金制度との併用を認めることとした。 平成30年12月に施行規則を改正し、申請時に連帯保証人の住民票、貸与時には印鑑証明を提出させ、より実効性のある手続方法とした。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年、各種奨学金制度等の充実により、貸与型奨学金制度の申請者数が減少している。奨学金の募集にあたっては、併せて市の奨学金返還支援制度の周知を図ること で、希望する学生の経済的・心理的な不安を軽減し、申請者数の増加に繋げる。				

7	事業名	私立学校運営補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内の私立小・中学校（１校）・私立高等学校（３校）の学校運営に対して補助金を交付することにより、私立学校の健全な発展と振興に資する。	財務内容 単位(千円)	令和７年度 (予算)	令和８年度 (見込み)
			事業費	2,800	2,800
			所要一般財源	2,800	2,800
概算人件費			309	309	
取組状況と 成果	・補助金の交付により、市内の私立学校の教育条件の向上及び経営基盤の強化を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・少子化に伴う児童生徒数の減少や、会津地区の経済状況の変化から、私立学校をめぐる環境が変化している。 ・私立学校における特色のある学校教育を支援し、円滑な学校運営のために当補助事業を継続していく。				

8	事業名	公立学校等後援会及び記念事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市に住所を有する者が在籍する特別支援学校等の後援会及び会津管内の公立学校等が行う記念事業に要する経費について、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和７年度 (予算)	令和８年度 (見込み)
			事業費	323	323
			所要一般財源	323	323
			概算人件費	78	78
取組状況と 成果	本市に住所を有する者が在籍する特別支援学校の健全な発展と振興に資するために後援会に対し補助金を交付し、児童生徒等の生活と学習環境整備に貢献している。 会津管内の公立学校等が行う記念事業に要する経費を補助することで、同窓会及び生徒保護者の負担を軽減している。 参考：令和４年度実績１校（県立若松商業高等学校） 令和５年度実績１校（県立会津学鳳高等学校） 令和６年度実績１校（会津若松ザベリオ学園）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金の交付を継続していく。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策１ 就学環境の充実

事業名	事業実績	→	短期成果	→	中期成果	→	最終成果
会津若松市ゆめみらい応援事業	寄附金を活用し、申請要件を満たす意欲ある学生が被給付者として決定され、最大で卒業年度まで年額100万円給付する。	→	被給付者が、研究活動費、遠征費など、才能開花に必要な様々な費用に充てることができる。	→	被給付者が、それぞれの専門分野における学びや活動に専心し、能力を高めていく。	→	・本市の学生に対し、自身の可能性を追求する上で必要な援助を行うことで、就学環境の更なる充実が図られる。 ・各分野で高い能力を発揮し、将来の地域社会や日本社会を担う人材が育成される。
—	—	→	—	→	—	→	
—	—	→	—	→	—	→	
—	—	→	—	→	—	→	
その他の事務事業						→	

成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
会津若松市ゆめみらい応援事業	給付により夢や目標の実現に向けた活動が充実したと回答する被給付者の割合（％）	—	—	—	—	100	100	100	100

施策2 学校環境の充実、整備					
1	事業名	学校屋内運動場空調設備整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	学校屋内運動場に空調設備を整備し、児童生徒の学校活動における熱中症を予防するとともに、避難所としての環境整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	10,000
			所要一般財源	0	10,000
概算人件費			0	1,236	
取組状況と 成果	—				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	学校屋内運動場の大きな空間への空調設備には大きな空調能力が必要となり、国の財源を活用した空調設備の整備費用及び維持管理経費の財政への影響など課題を整理する必要がある。				
2	事業名	湊学園施設一体化整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	令和6年4月に義務教育学校として設置された湊学園について、前期課程の施設を活用し、前期課程及び後期課程の学校施設を一体化する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	8,000
			所要一般財源	0	0
概算人件費			0		
取組状況と 成果	湊小・中学校学校運営協議会からの要望を踏まえ、令和6年4月に義務教育学校として湊学園を設置した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	湊学園の学校施設について、建物の老朽化の状況や、地域における児童生徒数の推移の見通し、地域や学校の意向を踏まえながら、良好で効率的な教育環境の維持管理・運営に向けた施設の在り方を検討し、令和7年度中に施設一体化の基本構想を策定する。 前期課程と後期課程の施設を一体化することにより、教職員がチームとなって一貫して指導できる教育環境の向上、異学年の交流や地域住民との連携促進など、小規模な義務教育学校の特徴を生かすことができる施設整備を行う。				
3	事業名	学校施設耐震化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	耐震診断により、耐震化が必要とされた校舎及び屋内運動場について耐震補強工事を実施する。また、屋内運動場の窓ガラス及びバスケットゴールの耐震化改修を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	137,666	13,200
			所要一般財源	75	1,000
概算人件費			2,318	2,318	
取組状況と 成果	平成19年度に「会津若松市小中学校施設耐震化推進基本方針」を策定し、令和3年度に建物の耐震化は全て完了した。 令和4年度からは非構造部材の耐震化として、屋内運動場の窓ガラスとバスケットゴールの耐震化改修を実施し、災害に強い学校施設の整備を進めた。 【屋内運動場の窓ガラスとバスケットゴールの耐震化改修実績】 令和4年度：謹教小、一箕小、川南小、四中、湊中 令和5年度：松長小、神指小、荒館小、一中、三中 令和6年度：日新小、城南小、二中				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	屋内運動場の窓ガラスとバスケットゴールの耐震化改修について、計画している箇所の改修は令和8年度に完了する予定である。引き続き児童生徒が安心して学校生活を送れるよう災害に強い学校施設の整備を進めていく必要がある。				

4	事業名	小学校維持管理費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	小学校における各種施設の営繕、委託等による維持管理業務及び学校運営にかかる光熱水費等の支払、学校図書購入、各種物品の調達等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	390,227	437,216
			所要一般財源	347,427	350,316
概算人件費			15,448	15,448	
取組状況と 成果	良好な教育環境の維持と経費抑制の取組を進めてきた。 ※これまでの主な取組内容 【平成28年度】学校間での備品の移動を可能にしたリユース備品制度を導入 【令和元年度】空調設備の整備（行仁小以外の全小学校普通教室及び一部特別教室） 【令和2年度】一部学校における電気購入先の変更（電気の地産地消） ※令和5年度にも電気の地産地消のために再度変更 【令和7年度】脱炭素先行地域内の学校における電気購入先の変更（地域産再エネ100%）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市立学校の校舎及び屋内運動場について、建築後30年以上経過した割合が約7割となっており、老朽化対策に向け、計画的な改修が必要である。このため、令和8年度に学校の個別施設計画を策定し、老朽化対策と教育環境の向上を計画的に進める必要がある。				
5	事業名	中学校維持管理費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中学校における各種施設の営繕、委託等による維持管理業務及び学校運営にかかる光熱水費等の支払、学校図書購入、各種物品の調達等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	194,665	180,423
			所要一般財源	169,935	170,923
概算人件費			15,448	15,448	
取組状況と 成果	良好な教育環境の維持と経費抑制の取組を進めてきた。 ※これまでの主な取組内容 【平成28年度】学校間での備品の移動を可能にしたリユース備品制度を導入 【令和元年度】空調設備の整備（行仁小以外の全小学校普通教室及び一部特別教室） 【令和2年度】一部学校における電気購入先の変更（電気の地産地消） ※令和5年度にも電気の地産地消のために再度変更 【令和7年度】脱炭素先行地域内の学校における電気購入先の変更（地域産再エネ100%）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市立学校の校舎及び屋内運動場について、建築後30年以上経過した割合が約7割となっており、老朽化対策に向け、計画的な改修が必要である。このため、令和8年度に学校の個別施設計画を策定し、老朽化対策と教育環境の向上を計画的に進める必要がある。				
6	事業名	通学路安全推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	通学路の安全対策及び交通事故防止に対する総合的な施策を推進し、児童生徒の登下校時の安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	316	293
			所要一般財源	316	293
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・通学路の安全対策及び交通事故防止に対する総合的な施策を推進し、児童生徒の登下校時の安全確保を図るため、令和3年度に防犯の視点を加え改訂した「市通学路交通安全・防犯プログラム」により、通学路の安全確保に努めてきた。 ・関係機関が連携して通学路における危険箇所の合同点検を実施し、継続的、計画的に通学路の安全確保に取り組んできた。 ・ツキノワグマ等危険動物出没時などの連絡体制を構築し、関係各課と連携しながら対応した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・通学路の合同点検により抽出された危険箇所について、関係機関による対策を講じ、安全及び防犯に努めていく必要がある。 ・今後も危険箇所の把握及び対策については、「市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、地域の方々や関係機関と連携しながら取り組んでいく。 ・ツキノワグマの対策については、庁内で関係課と連携し、対象学校に周知し安全確保を図っていく。				

7	事業名	小・中学校維持管理費（PCB廃棄物処分）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	追手町第二庁舎倉庫において適正に保管しているPCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、期限まで処分を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	1,210
			所要一般財源	0	1,210
概算人件費			0	186	
取組状況と 成果	PCB廃棄物について、適正な管理及び処分を行ってきた。 【1】PCB廃棄物の処分実績 平成25年度：コンデンサ2台 平成28年度：変圧器7台、コンデンサ3台 令和4年度：照明安定器207個（総務課と同時処分） 【2】現在の保管数 変圧器：4台、微量PCB混入の可能性が否定できない照明安定器：12台				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	PCB廃棄物として保管している変圧器について令和8年度に処分する。 微量PCB混入の可能性が否定できない照明安定器は、環境省が処分方法を検討しているところであり、動向を注視していく。				
8	事業名	教育ICT環境推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童生徒の情報活用能力の育成や多様な学習方法の実現のため、教育ICT環境の整備と教員のICT活用における指導力向上及び支援体制の充実を図る。また、教職員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間をさらに確保できるよう、教育DXの取組を進めていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	155,490	605,246
			所要一般財源	155,490	142,678
概算人件費			12,513	13,904	
取組状況と 成果	令和2年度 ・学習用タブレット整備、普通教室等へのWi-Fi環境整備 令和3年度 ・学習用タブレットの利用開始 令和4年1月～9月 ・学校インターネット接続環境の拡充 令和4年3月 ・「市教育ICT推進プラン」を策定 令和4～5年度 ・普通教室等への大型提示装置（テレビ）整備 令和6年度 ・校務支援システムを導入（本格運用開始は令和7年度から）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・「市教育ICT推進プラン」に基づく計画的なICT環境の整備・更新や校務支援システムの運用、学校のICT活用を支援する体制の充実等に取り組んでいく。また、令和9年度からの新たな「教育ICT推進プラン」の策定に向け、準備を進める。 ・学習用タブレットについて、令和8年度に国の補助を活用し入替を行っていく。 ・国の「教育DXロードマップ」の内容を参考に、本市で実施する取組の精査や手法等を検討し、教職員の事務負担の軽減と子ども・保護者の利便性向上を図っていく。				
9	事業名	小・中学校維持管理費（校舎等長寿命化改修）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	学校施設の長寿命化を図るため、校舎及び屋内運動場の屋根・外壁改修を計画的に実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	123,313	267,784
			所要一般財源	0	40,938
概算人件費			2,318	2,318	
取組状況と 成果	令和3年度：謹教小学校屋内運動場屋根・外壁改修 令和4年度：城西小学校中央棟外壁・屋上防水改修、松長小学校屋内運動場屋根・外壁改修、第四中学校北棟外壁・屋上防水改修 令和5年度：城西小学校北棟外壁・屋上防水改修、第一中学校屋内運動場屋根・外壁改修、川南小学校校舎屋上シート防水改修 令和6年度：城南小学校屋内運動場屋根・外壁改修、荒舘小学校北棟北西面外壁改修、第二中学校屋内運動場屋根・外壁改修、第四中学校校舎屋上防水改修				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市立学校の校舎及び屋内運動場について、建築後30年以上経過した割合が約7割となっており、老朽化対策に向け、計画的な改修が必要である。このため、令和8年度に学校の個別施設計画を策定し、老朽化対策と教育環境の向上を計画的に進める必要がある。				

10	事業名	小・中学校維持管理費（学校トイレ洋式化）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	近年の住宅事情の変化に伴い、学校における洋式トイレの必要性がますます高まってきていることから、洋式トイレの整備を行う。 また、トイレの臭いについても日常の清掃では臭いが取れない学校があるため、専門業者による清掃を実施し快適な環境の整備に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	90,040	37,400
			所要一般財源	440	5,967
概算人件費			2,074	2,074	
取組状況と 成果	学校トイレの洋式化を計画的に実施することにより、トイレ区画ごとの洋式トイレの整備は計画している箇所は完了した。さらに、女子児童生徒が利用するトイレ区画の洋式トイレの増設を実施し、学校環境の充実が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	女子児童生徒が利用するトイレ区画の洋式トイレの増設は令和8年度に完了する計画である。引き続き、トイレの乾式床への改修などトイレの臭い対策や衛生的なトイレ環境の整備に努める必要がある。				

11	事業名	小・中学校維持管理費（学校照明LED化）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	第4期地球温暖化対策推進実行計画に合わせ、令和12年度までに学校施設のLED化率100%の目標に向け、順次、照明のLED化を図っていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	204,655	57,500
			所要一般財源	67,064	32,034
			概算人件費	2,318	2,318
	取組状況と 成果	・学校の照明器具について、国の補助を活用し計画的に照明器具LED化を進め、学校環境の充実が図られた。 【学校照明器具LED化改修実績】 令和4年度：川南小学校（屋内運動場） 令和5年度：門田小学校（校舎）、東山小学校（校舎）、第四中学校（校舎・屋内運動場） 令和6年度：謹教小学校（校舎・屋内運動場）、荒館小学校（校舎・屋内運動場）、第三中学校（校舎・屋内運動場）			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	国が一般照明用蛍光灯の製造と輸出入を2027年末で禁止する政令改正を閣議決定したことで、既設照明器具の部品製造が終了し修理等の対応が困難となるため、早期に照明器具のLED化を進める必要がある。 第4期地球温暖化対策推進実行計画に合わせ、令和12年度までに照明器具LED化の完了を目指し、国の補助を活用し、各年度小学校2校・中学校1校を基本として照明器具LED化を推進していく。				

12	事業名	小・中学校用務員代行業務委託		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市立学校に用務員を配置し、校舎内外の清掃や敷地内の除草、設備の営繕等学校施設管理に関する諸用務を実施し、学校環境を良好に保つ。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	66,329	66,329
			所要一般財源	66,329	66,329
			概算人件費	93	232
取組状況と 成果	学校用務員の退職に併せて順次委託化を進めてきた。令和7年度は25校を委託しており、コスト削減の効果をあげている。平成29年度の入札から、雇用安定の観点により複数年契約を導入した。また、令和2年度の入札から、複数校をまとめて入札を実施し、業務委託の効率化を図っている。 【委託校数の推移】 平成19年度委託校14校/30校⇒令和7年度委託校25校/28校				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	用務員代行業務委託料については、適切な予定価格の設定、最低制限価格制度の活用など適切な仕様について関係課と協議し、検討していく必要がある。				
13	事業名	教育委員会会計年度任用職員報酬等		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	教職員の事務負担を軽減し、学校運営の円滑化を図るため、旧市内校・大規模校及び学級数児童数の多い小中学校に会計年度任用職員（学校事務補助員）を年間90日配置する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	17,671	17,671
			所要一般財源	17,671	17,671
			概算人件費	696	696
取組状況と 成果	平成6年度の市職員の引き上げに伴い、繁忙期の事務を補完するものとして臨時事務員を配置。平成17年度に行財政再建プログラムに基づき、配置校と配置日数を大幅な見直しを実施。 平成19年度～：16校（小10＋中6） 8ヶ月×10日（80日） 平成23年度～：18校（小12＋中6） 9ヶ月×10日（90日）※配置日数増 平成27年度～：19校（小13＋中6） 9ヶ月×10日（90日）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	年度内90日（月10日×9ヶ月）の配置を行っているが、予算確保協議会からは、教職員の事務負担の軽減や児童生徒への教育・指導の充実の観点より、学校事務補助員の継続と通年雇用・雇用日数増を要望されている。 一方で、児童生徒数の減少、学校給食費の公会計化移行により事務量が減少にあることから、配置基準等の見直しを学校と協議していく。				
14	事業名	教材費		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	学校教育法第5条に基づき、教育活動に必要な教材等（部活動用品・修理費も含む）を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	29,130	29,130
			所要一般財源	29,130	29,130
			概算人件費	1,854	1,854
取組状況と 成果	国の「教材整備指針」等を踏まえながら、授業や部活動で使用する教材の購入と修理を行い、学校教材の充実に努めてきた。 また、平成28年度に未使用備品を必要とする学校で再利用する学校備品Reuseの取組を開始し、備品の有効活用を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	老朽化した教材を保有・活用し、更新が急がれている学校が多くあり、修繕費用が年々増加していることから、計画的に更新していく必要がある。				

15	事業名	教材費（教育指導書等購入費）		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	学校教育法第5条に基づき、学校設置者である市が学習活動に必要な経費を負担する必要があることから、教師用教科書・指導書等を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	250	250
			所要一般財源	250	250
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・令和5年度には小学校、令和6年度には中学校教科書の採択替えが行われ、教師用デジタル教科書を全学校全教科に整備した。 ・特別支援学級の新設や入級等に伴う学級数の変動に対応し、必要な教科書等の整備を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・義務教育諸学校で使用する教科書については、おおむね4年ごとに検定・採択替えが行われ、採択替え実施年度には、教師用デジタル教科書を含め、全面的な教科書等の整備が必要となり、事業費が大きく増加する。 ・学校設置者である市は、児童生徒の学習活動に必要な教師用の教科書及び指導書を整備する必要がある、今後も適切な冊数を把握し整備を行っていく。 ・中学校の教師用デジタル教科書についても全教科の導入・整備に向けて対応していく。				
16	事業名	理科教育設備費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	理科教育振興法に基づき、国庫補助金制度を活用し、理科教育に必要な教材設備を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,100	1,100
			所要一般財源	550	550
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	毎年度、小学校3校、中学校2校を重点的な整備対象校とし、理科教育の教材設備を整備し、教育環境の充実が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	国の補助制度を有効活用し、より多くの学校の設備充実が図られるよう、引き続き整備に努めていく。				
17	事業名	地域とつながる教育支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校教育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松市教育ポータルサイト「あいづっこWeb」と連携し、学校における活動の様子や学校からのお知らせなどを配信するスマートフォン用アプリ「あいづっこ+」を運用することで、学校と保護者のコミュニケーションの強化や利便性向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	935	935
			所要一般財源	935	935
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	平成28年度「あいづっこWeb」、情報配信アプリ「あいづっこ+」の開発 平成29年度「あいづっこWeb」、情報配信アプリ「あいづっこ+」の運用開始 以後随時、機能拡充等を実施 令和3年度「会津若松+」リニューアル 令和4年度「あいづっこ+」のデザインを一新 令和5年度より簡単に利用者登録ができるよう「あいづっこWeb」の改修を実施				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・学校での活動の様子をはじめ、行事予定や急なお知らせなどを速やかに保護者に伝えるためにデジタルの活用は有効である。 ・引き続き「あいづっこWeb」の各学校のホームページを通じて、学校の様々な情報を家庭や地域などに幅広く発信していくとともに、情報配信を登録した保護者等には、メールやLINE、スマホアプリ「あいづっこ+」を通じて、学校や教育委員会からの情報を迅速かつ一斉に配信していく。				

18	事業名	河東学園センター開放事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	河東学園センターについて、学校運営に支障の無い範囲で市民に開放し、社会教育等の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	170	247
			所要一般財源	170	247
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	平成19年度の河東学園小学校の開校に伴い、河東学園センター開放事業を実施してきた。 土日や平日の夜間の利用に対応するため、管理指導員を配置し、安全な管理運営を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	社会教育等の向上を図るため、学校運営に支障の無い範囲で市民に引き続き開放していく。				
19	事業名	旧小中学校用地整理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	廃校後の学校用地の登記整理等を行う。（用地未整理の旧学校名：赤井小、河東一小、河東二小、河東三小、河東中）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,224	700
			所要一般財源	2,224	700
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	平成20年度まで、河東一小、河東二小、河東三小、河東中の権利者との交渉により、土地の所有権移転登記を進めてきた。 河東中については、未整理土地の解消を集中的に進め、登記の整理が完了した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・廃校後の学校用地については、引き続き登記の整理等を進め、適正な管理につなげる。				
20	事業名	学校用地整理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・学校施設給食課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公図や権利関係が未整理の学校用地について、登記事務（現地測量、分筆・合筆、地目変更等の登記）の委託による整理を進めることで、教育財産を適正に管理する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	667	0
			所要一般財源	667	0
概算人件費			464	464	
取組状況と 成果	公図や権利関係が未整理の学校用地について、整理を実施してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	公図や権利関係が未整理の学校用地について、計画的に整理を進め、適正な管理につなげる。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 学校環境の充実、整備



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
学校施設耐震化事業	耐震基準を満たす学校施設の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
学校屋内運動場空調設備整備事業	学校屋内運動場の空調設備の整備率	-	-	-	-	-	-	30.0%	
湊学園施設一体化整備事業	前期課程及び後期課程の教職員がチームとなっており一貫して指導できる体制の整備率	-	-	-	-	-	-	100.0%	

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策1 次代を創る子どもたちの育成

政策分野4 地域による子ども育成

目指す姿

地域全体で子どもたちを育み、子どもたちが社会的、精神的に成長するまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	子どもと子育て家庭を支える地域づくり 地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。	    
施策2	青少年の健全育成 會津藩校日新館の教えである「ならぬことはならぬ」に代表される会津の精神を踏まえて策定した「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」を青少年健全育成の柱とし、地域ぐるみで青少年を育みます。	  

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	ファミリー・サポート・センター支援件数				件	ファミリー・サポート・センター支援件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	3,000	3,000	3,000	4,500	令和6年度の実績において最終目標を上回って達成できている。今後もひとり親家庭に加え、障がい児・多胎児のいる世帯に利用料の半額を助成することにより、さらなる支援件数の増加を図っていく。
	実績	4,267	4,503	-	-	
	達成率	142.2%	150.1%	-	-	
2	放課後子ども教室利用児童の割合				%	登録児童数/対象となる小学校の児童総数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	8.7	9.0	9.5	10.0	最終目標を上回って達成できている。引き続き参加しやすいスケジュール調整や魅力的なプログラムを提供することで、今後も達成できる見込み。
	実績	10.4	10.2	-	-	
	達成率	119.5%	113.3%	-	-	
3	子ども（18歳）の会津図書館外貸出登録者の割合				%	会津図書館における子どもの登録者数/市内の子ども数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	45.0	45.0	45.0	45.0	最終目標を上回って達成できている。今後も市子ども読書活動推進計画に基づき事業を進めることで目標達成できる見込み。
	実績	53.7	54.7	-	-	
	達成率	119.3%	121.6%	-	-	
4	少年非行の割合（1,000人当たり）					会津若松市刑法犯少年検挙・補導数 ÷ 少年人口（6才～19才）× 1,000
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	2.1	2.0	1.9	1.8	本市の少年補導の状況は、令和4年以降増加傾向にあり、令和6年は、万引きや自転車盗が増加し、目標達成に至らなかった。
	実績	2.1	3.9	-	-	
	達成率	100%	51%	-	-	

2 施策の評価

施策1	子どもと子育てで家庭を支える地域づくり
主な取組状況と成果	【1】地域での子育て支援 ・ファミリー・サポート・センター事業において、サポート提供会員を増加させる取組等により、市民全体で子どもと子育て家庭を支える意識づくりに努めてきた。 ・市民ニーズの高まりや共働き世帯の要望を踏まえ、ひとり親家庭等に対する利用料の半額助成の実施のほか、土日に会員登録のための説明会やサポートを依頼したい会員と実際にサポートをする会員のマッチングを行うなどの取組を行うことで、子育てに関する不安や負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを整備してきた。 【2】地域子育て支援センターの充実 ・平成27年度からの新制度により地域子ども・子育て支援事業へ位置づけられ、保育所及び幼保連携型認定こども園等で実施した（令和7年度4月現在30か所）。 【3】地域学校協働本部事業（地域学校協働活動・放課後子ども教室）の推進 ・地域学校協働活動については、学校の教育活動を地域住民が支援する活動を平成23年度から開始し、令和3年度からは、全ての小・中・義務教育学校に地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置した。また、多くの地域住民にボランティアとして参画いただいており、本活動を通して、子どもたちの教育環境の向上と、地域住民の社会参加を促進した。 ・令和7年度現在、8地区において地域学校協働本部を設置したことで、より一層、地域と学校の連携・協働体制が強化された。 ・放課後子ども教室は、平成19年度より6公民館で取組が開始され、令和3年度からは全公民館で取組が始まり、市内13か所で実施されている。また、令和6年度からは13か所のうち11か所で、こどもクラブと放課後子ども教室が同一の小学校等内で実施される「校内交流型」として取り組んでおり、こどもクラブの子どもたちが、放課後子ども教室のプログラムに参加することで、地域住民との交流の促進や子どもたちの健全育成に寄与している。 【4】子ども読書活動の推進 ・平成22年度の「第一次市子ども読書活動推進計画」の策定から、現在の「第三次計画」までの間、家庭・学校・地域と連携して、年齢に応じた子どもたちの読書環境の整備や読書活動の推進を図ることができた。 ・小学生対象の「会津図書館を使った調べる学習コンクール」では、子どもたち自らが主体的に学ぶ意欲の醸成や情報活用能力の向上を図った。また、中高生対象の「会津ビブリオバトル（知的書評合戦）」では、読書活動の充実と論理的思考力・表現力・プレゼンテーション能力の向上を図った。 ・健康福祉部との連携や、読み聞かせボランティアとの協働により、平成28年度からブックスタート事業を行うとともに、赤ちゃんおはなし会などの事業開催を通して、保護者の方々に絵本の持つ力や読み聞かせの大切さを伝えることができた。 ・児童書やティーンズ向け図書資料の充実を図るとともに、読み聞かせなどのイベント開催や、こども園や小学校の見学受入れなどの実施により、来館を促した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域で子どもが健やかに成長できる支援体制の強化 ・市民ニーズの多いファミリー・サポート・センター事業については、依頼したい会員は増加傾向にあるが、サポートを提供できる会員は限られていることから、市政だよりやテレビ広報、市公式SNSなどを活用した幅広い周知を行うとともに、「おねがい会員」の経済的負担と「サポート会員」の確保の両面を鑑みながら、利用料金のあり方について検討していく。 【2】地域子育て支援センターの充実 ・今後も、子育て世帯の利用を促進するため、子育て支援センターの周知に努めていく。 【3】地域学校協働本部事業（地域学校協働活動・放課後子ども教室）の推進 ・地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニティスクール）が一体となって機能することが求められていることから、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等が、学校運営協議会の委員となり、幅広い地域住民等とともに参画することで、情報共有と連携体制の向上を図り、地域と学校が一体となって子どもたちの健やかな成長を支える活動を推進していく。 ・コーディネーターの後継者やボランティア不足が心配されることから、より多くの方々に主体的に参画いただけるよう、地域学校協働本部事業の活動の様子を周知・広報し、事業への理解・協力と参加促進に努めていく。 ・放課後子ども教室については、今後人口減少に伴い児童数の減少が見込まれるため、参加しやすいスケジュールの調整や魅力的なプログラムを提供し、参加者の確保に努めていく。 【4】子ども読書活動の推進 ・地域や学校における読書活動への参画者を増やすために、ボランティア育成や読み聞かせ講座による学習する機会と情報提供を行うとともに、事業活動の場の確保と継続に努めていく。 ・誰もが読書に親しめるよう、障がいや日本語以外を母国語とするなど支援を必要とする子どもたちに対して、図書サービスの充実を図っていく。 ・「第四次市子ども読書活動推進計画」を策定し、地域全体で子どもの読書活動の推進及び図書館事業の充実を図っていく。

施策2	青少年の健全育成
主な取組状況と成果	【1】青少年の心を育てる市民行動プラン事業 “あいづっこ宣言”という共通のテーマ設定により、家庭、学校、地域、企業及び青少年育成に関する団体が、連携して青少年問題に取り組みやすくなったことから、地区の実情に応じた様々な活動をそれぞれ主体的に実施している。また、大人への普及促進を重点的に図るため、民間企業への普及啓発事業に取り組むとともに（平成24年度～）、若い世代に向けて作成したリーフレットの有効活用など、未来を担う青少年の育成に効果的な事業を社会全体で展開している。 【2】少年の非行防止 少年センター補導員による街頭補導活動や各地区補導等のほか、郊外型大型店等の巡回を行う公用車による「あいづっこ青色パトロール」を実施してきた。市の情報配信メール「あいべあ」を活用した不審者情報等の速やかな情報配信や、補導員向けの研修会を実施し補導員の意識や資質の向上にも取り組んだ。 【3】青少年健全育成事業 「青少年育成市民会議」や「子ども会育成会」等の青少年関係団体の活性化を図りながら青少年の健全育成を推進している。 自主性や自立性を持った心豊かな子どもを育成するため、市子ども会育成会連絡協議会との連携により、中高生のジュニアリーダーを育成（平成26年度～）している。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】青少年の心を育てる市民行動プラン事業 “あいづっこ宣言”の更なる周知・啓発を図るために、青少年育成市民会議を核として地域の実情に即した事業を展開していくとともに、学校を通じた児童・生徒の宣言の理解促進と実践化を図っていく。また、民間企業との連携を図り、子どもだけでなく大人も一体となったより一層の普及啓発を進めていく。 【2】少年の非行防止 生活安全白書（会津若松警察署）による本市の少年補導の状況については、検挙・補導人数は令和4年以降増加傾向にあり、令和6年は前年同期と比べて23人増の52人となった。検挙された罪種としては万引きが最も多く、犯罪の低年齢化も問題となっている。また、令和6年に補導された不良行為として、最も多かったのは喫煙であった。これら非行を防止するため、関係機関との連携を基盤として、地域に密着した補導活動を行っていく。また、犯罪発生の多い地域や下校時間帯に合わせた『あいづっこ青色パトロール』での見せる補導や「あいべあ」での補導員への情報提供、研修会の開催により補導活動の充実を図り、少年非行と犯罪被害を未然に防ぐ抑止力としての取り組みを継続していく。 【3】青少年健全育成事業 青少年を取り巻く環境が一層複雑・多様化する中であって、青少年の健全育成には家庭、学校、地域等の連携した取組が不可欠であることから、今後も青少年関係団体などと連携し、地域全体で青少年の健全育成を推進する。子ども会育成会連絡協議会との連携を図り、より魅力ある事業の実施と効果的な周知方法を検討するなど、子ども会加入者の確保と育成会等の組織の活性化を図り、自主的な活動の支援を継続していく。 【4】少年の家 建設から50年以上が経過し老朽化が進んでおり、施設の状態に応じた適切な改修等が求められている。今後も安全性等の観点で優先順位をつけながら必要な修繕等を加え、現在の施設を維持管理していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
1-2	ホームスタート事業	健康福祉部・こども家庭課
1-3	児童健全育成事業	健康福祉部・こども保育課
1-4	子ども未来基金事業	健康福祉部・こども家庭課
2-1	コミュニティ・スクール推進事業	教育委員会・学校教育課
25-1	防犯推進事業	市民部・危機管理課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり】

・ファミリー・サポート・センター事業において、サポート提供会員を増加させる取組等により、市民全体で子どもと子育て家庭を支える意識づくりに努めてきた。

・市民ニーズの高まりや共働き世帯の要望を踏まえ、ひとり親家庭等に対する利用料の半額助成の実施のほか、土日に関係登録のための説明会やサポートを依頼したい会員と実際にサポートをする会員のマッチングを行うなどの取組を行うことで、子育てに関する不安や負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを整備してきた。

・地域学校協働活動では、主体的に学校を支援しようとボランティア活動に参加する方や、その活動が「生きがい」につながっている方が増えており、学校や家庭・地域を結ぶ学びの好循環が生まれている。また、令和3年度から全ての小・中・義務教育学校に地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置し、全地域において実施するとともに、11地区中8地区に協働本部を設置し、地域における学校とのつながりが広がっている。

・放課後子ども教室においては、全ての小学校を対象に地域の方々と触れ合う機会を提供できた。また、令和6年度からは13か所のうち11か所を校内交流型として実施し、より多くの子どもたちに学習や体験、地域住民との交流活動等の機会を提供することで、地域における、子どもたちの健全育成が図られた。

・子ども読書活動の推進では、健康福祉部と連携で行うブックスタート事業、おはなし会や読書イベントの開催や見学の受入れ等を通して、本に親しむ機会の充実を図ったことで、「子ども（18歳まで）の会津図書館館外貸出登録者の割合」が増加するなど、本に触れる子どもの割合が増えた。

【施策2 青少年の健全育成】

・「青少年の心を育てる市民行動プラン」において、家庭、学校、地域、企業及び青少年育成に関する団体と連携しながら「あいづっこ宣言」の普及に取り組むとともに、青少年育成市民会議では朝のあいさつ運動をはじめ、各地区の実情に応じた様々な活動を実施してきた。

・少年の非行防止に向けては、関係機関との連携を図りながら地域に密着した補導活動を実施してきた。また、「あいづっこ青色パトロール」での見せる補導や「あいべあ」による補導員への情報提供、研修会の開催など補導活動の充実に取り組んだ。

○課題

【施策1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり】

・市民ニーズの多いファミリー・サポート・センター事業については、依頼したい会員は増加傾向にあるが、サポートを提供できる会員は限られていることから、市政だよりやテレビ広報、市公式SNSなどを活用した幅広い周知を行うとともに、「おねがい会員」の経済的負担と「サポート会員」の確保の両面を鑑みながら、利用料金のあり方について検討していく。

・地域学校協働本部事業をより効果的に推進するためには、持続可能な活動体制の構築が必要であり、本事業の主体となる、コーディネーターやボランティアの人材発掘・確保と後継者育成などが課題である。

・地域において、子どもを育む取組をさらに推進するため、地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進する必要がある。

・子ども読書活動推進計画の推進のために家庭、学校、地域との連携強化や参画者を増やす必要がある。

【施策2 青少年の健全育成】

・「あいづっこ宣言」の更なる周知・啓発を図るために、青少年育成市民会議を核として地域の実情に即した事業を展開していくとともに、民間企業との連携を図り、子どもだけでなく大人も一体となったより一層の普及啓発を進めていく必要がある。

・少年非行の要因は単独で作用するだけでなく、複雑に絡み合っている犯罪の発生にもつながっている。このことから、現在の補導活動に加え、防犯の視点からも取組むなど、地域社会における防犯体制の強化に繋がるよう関係機関と連携を図っていく。

5 最終評価

政策分野4「地域による子ども育成」の推進にあたっては、地域全体で子どもと子育て家庭を支える意識づくりに努め、地域学校協働本部と学校運営協議会それぞれが持つ役割を十分に機能させながら一体的に取り組んでいく。また、青少年の健全育成については、現在の補導活動に加え、地域社会における防犯体制の強化につながるよう関係機関と連携を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり							
1		◎	基本目標4	3.8	ファミリー・サポート・センター事業	継続	健康福祉部・こども家庭課
2		◎	基本目標4	4.2	地域子育て支援拠点事業	継続	健康福祉部・こども保育課
3			基本目標4	4.2	中央保育所子育て支援センター事業	継続	健康福祉部・こども保育課
4			基本目標4	4.2	広田保育所子育て支援センター事業	終了	健康福祉部・こども保育課
5			基本目標4	4.1	地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
6			基本目標4	4.1	中央公民館神指分館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
7			基本目標4	4.1	北公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・北公民館
8			基本目標4	4.1	南公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・南公民館
9			基本目標4	4.1	大戸公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・大戸公民館
10			基本目標4	4.1	一箕公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・一箕公民館
11			基本目標4	4.1	東公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・東公民館
12			基本目標4	4.1	湊公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・湊公民館
13			基本目標4	4.1	北会津公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・北会津公民館
14			基本目標4	4.1	河東公民館地域学校協働本部事業	継続	教育委員会・河東公民館
15			基本目標4	4.1	子ども読書活動推進事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
施策2 青少年の健全育成							
1			基本目標4	4.7	青少年の心を育てる市民行動プラン事業費	継続	教育委員会・教育総務課
2			基本目標4	3.5	少年センター運営費	継続	教育委員会・教育総務課
3			基本目標4	4.7	青少年健全育成事業	継続	教育委員会・教育総務課
4				4.7	成人祝賀事業費	継続	教育委員会・教育総務課
5				4.7	少年の家維持管理経費	継続	教育委員会・教育総務課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり					
1	事業名	ファミリー・サポート・センター事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、国で定めるファミリー・サポート・センター事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,715	11,715
			所要一般財源	4,048	4,048
			概算人件費	557	557
取組状況と 成果	・平成17年度：市民組織「ファミリー・サポート・あいづ」により事業開始。 ・平成22年度：病児・病後児預かりを開始。 ・平成28年度：ひとり親家庭等に対し利用料の半額助成を開始。 ・平成30年度：共働き世帯の要望を反映し、会員登録のための事業説明会や依頼会員と提供会員のマッチングを土日祝日にも実施。 ・令和3年度：利用料の助成対象に「障がい児・多胎児のいる世帯」を追加。 子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを整備してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・おねがい会員（ニーズ）は増加傾向にあり、サポート会員（供給体制）の確保が求められていることから、市政だよりやテレビ広報、市公式SNSなどを活用した幅広い周知を行うとともに、「おねがい会員」の経済的負担と「サポート会員」の確保の両面を鑑みながら、利用料金のあり方について検討していく。				
2	事業名	地域子育て支援拠点事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	398,685	398,685
			所要一般財源	132,895	132,895
			概算人件費	1,931	1,931
取組状況と 成果	・地域子育て支援事業の実施施設に対し、補助金を交付してきた。 令和7年度 保育所9施設、幼保連携型認定こども園19施設、 学校法人1施設 地域型保育施設運営法人1施設（休日開所）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・拠点により利用状況にばらつきがあるため、利用者のニーズに対応した事業等のあり方について、検討していく必要がある ・今後も利用者のニーズや利用状況を踏まえ、子育て世帯の利用を促進するため、子育て支援センターの周知を図りながら、事業を実施していく。				
3	事業名	中央保育所子育て支援センター事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子育て家庭や妊娠期の母親の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育ての不安感、負担感、孤立感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	294	294
			所要一般財源	294	294
			概算人件費	11,188	11,188
取組状況と 成果	・子育て家庭の交流の場の提供や、各種相談・支援のほか、地域の子育てに関する情報提供や講習等に加え、市内施設の子育て支援担当者の情報交換や研修会を開催した。 ・相談事業に関しては、電話相談、支援活動の場での相談に対応できるよう、子育て支援担当者のほか、看護師・栄養士の対応を充実させている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・公立保育所の子育て支援センターとしての機能の充実を図る。 ・父親や妊娠期の母親の利用を促進するため、それぞれの利用層が参加しやすい交流広場や講座を企画していく。また、ホームページや情報誌を活用し、新規利用者の拡大を図るとともに、インターネットでの予約サービスを実施していく。 ・広田保育所と連携し、公立の子育て支援センターとして、更なる機能の充実を図る。				

4	事業名	広田保育所子育て支援センター事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	地域の子育て支援の拠点として、子育て中の親の不安感・孤立感を緩和するため、親子や子ども同士での交流の場、情報の提供を促進し、子育て支援機能の充実を図りながら子どもの健やかな育ちを支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	223	0
			所要一般財源	223	0
概算人件費			10,044	0	
取組状況と 成果	・平成28年度から子育て支援拠点事業を開始し、子育て親子の交流の場の提供等をしている。相談事業として、栄養士も参加しての栄養・発育・健康相談も実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和8年4月1日からの広田保育所の民営化に伴い、事業を終了する。				
5	事業名	地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々と触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,155	4,155
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,780	2,780	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動・・・「三中、四中学校区」R2～、「一中、二中学校区」R3～ ・放課後子ども教室・・・「あいづっ子1455」生涯学習総合センター H19～ 「城西っ子1455」城西小 H30～、「行仁っ子1455」行仁小 R3～ ・知識や経験の豊富なボランティアやコーディネーターなど、地域人材の活用が図られており、学校・家庭・地域を結ぶ学びの好循環が生まれている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・より多くの地域住民等の参画と事業継続に向けた取組が必要である。 ・地域の中で子どもを育む取組として活動の様子を広報し、主体的に参画いただける人材の確保に努めていく。 ・コーディネーターと公民館職員、地域連携担当教職員で情報共有を行い、学校ニーズと地域の思い等を反映しやすい体制づくりを行う。				
6	事業名	中央公民館神指分館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々と触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	671	671
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,113	1,113	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動…「神指小学校区」R3～ 「ちょこボラ隊」を立ち上げ、学校環境整備や授業の学習支援等を実施。令和7年度に「六中学校区地域学校協働本部」を設立し、同学区内の北公民館と共に取り組んでいる。 ・放課後子ども教室…「こうざしっ子」H19～ R元～神指小の余裕教室を活用し、子どもたちに地域の方々と触れ合う機会を提供できっており、そこから学校・家庭・地域を結ぶ好循環が生まれつつある。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・農村地帯でありながら、住民構成が一様でないため、地域性を考慮し、地区に合った形で事業を進めていく必要がある。 ・地域の中で、子どもを育む取組として、地域学校協働本部事業の活動の様子を広く周知し、主体的に参画して頂ける人材の確保に努めていくとともにコーディネーターと公民館職員、地域連携担当教員で情報共有を行い、学校ニーズと地域の思い等を事業に反映しやすい体制づくりを行う。				

7	事業名	北公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・北公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,159	1,159
			所要一般財源	0	0
概算人件費			3,476	3,476	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動・・・「第六中学校区」R3～ 永和小と第六中にコーディネーターを配置し、学習支援や環境整備を実施。 ・放課後子ども教室・・・「永和いなほキッズ」永和小 H19～ 地域住民や公民館利用団体の協力により体験活動等を実施。 ・R7年度に「第六中学校区地域学校協働本部」を設立し、地域と学校が相互に連携協働し地域の子どもたちを育成することにより地域社会の活性化が図られている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・より多くの地域住民等の参画と、事業継続に向けた体制作りが必要である。 ・地域の中で子どもを育む取組として活動の様子を広く広報し、主体的に参画頂ける人材の確保に努めていく。 ・コーディネーターと公民館職員、地域連携担当教職員で、事業目標や年間予定等の情報共有を行い、学校ニーズと地域の思い等を事業に反映しやすい体制づくりを行う。				
8	事業名	南公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・南公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,177	1,177
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,318	2,318	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動・・・「第五中学校区」R3～ 門田小、城南小及び第五中にコーディネーターを配置し、学習支援や環境整備を実施。 ・放課後子ども教室・・・「南チャレンジキッズ」H19～ 地域住民や公民館利用団体の協力により体験活動等を実施。 ・主体的に学校を支援しようとボランティア活動に参加する方が増えており、学校、家庭、地域を結ぶ学びの好循環が生まれている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・より多くの地域住民等の参画と、事業継続に向けた取組が必要である。 ・地域の中で子どもを育む取組として活動の様子を広く広報し、主体的に参画頂ける人材の確保に努めていく。 ・コーディネーターと公民館職員、地域連携担当教職員で、事業目標や年間予定等の情報共有を行い、学校ニーズと地域の思い等を反映しやすい体制づくりを行う。				
9	事業名	大戸公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・大戸公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	680	900
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,781	2,781	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動……「大戸地域」H30～ 大戸小・中学校にコーディネーターを配置し、学習支援や環境整備を実施。 ・放課後子ども教室……「おおとっ子1455」大戸小 H30～ 地域住民の協力を得ながら、学習支援やスポーツ、文化活動を実施。 ・子どもたちの健やかに育まれる環境づくりに寄与するとともに、放課後子ども教室では、異学年交流を通し、仲間づくりと郷土意識を育んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・年々、活動に参加する地域ボランティアが増えているが、活動回数の増加等によりコーディネーターの負担が増大しており負担軽減を図る必要がある。 ・活動の様子を公民館報「大戸岳」や市ホームページ、大戸専用アプリ「おおとチャンネル」等で広く周知し、地域の理解をより一層深める。 ・大戸地域学校協働本部構成団体等の地域団体と連携・協力し、活動の担い手の発掘や育成を行い、次年度からコーディネーターを複数配置する。				

10	事業名	一箕公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・一箕公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,265	1,265
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,623	1,623	
取組状況と 成果	・令和元年度に松長小学校において放課後子ども教室「まつながっ子1455」を開講、レクリエーション等を実施し、子どもの放課後の安心安全な居場所づくりを行っている。 ・令和2年度に「一箕地区地域学校協働本部」を立ち上げ、学校の支援ニーズを踏まえ町探検引率や校内マラソン記録会見守り等の地域学校協働活動を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本事業の趣旨を学校に十分に理解してもらいながら、支援ニーズを的確に把握するとともに、地域学校協働活動推進員やボランティア等に多様な住民の参画を促す必要がある。 ・地域学校協働活動推進員の育成や、ボランティアの募集など、主体的に関わる人材の確保を行い、今後も「学校を核とした地域づくり」を推進していく。				
11	事業名	東公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,193	1,193
			所要一般財源	0	0
概算人件費			464	464	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動・・・R3～第二中学校区で活動を開始し、地域と学校の連携に取組み、地域ボランティアの授業支援などの効果が出ている。 ・放課後子ども教室・・・H24～地域ボランティアの参画を受けながら子どもの居場所作りに取組み、多くの児童が参加している。 ・放課後子ども教室では、学年の枠を超えた交流と地域の方々と触れ合う機会を提供できている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域ボランティアの人材確保が課題となることを認識している。 ・地域の中で子どもを育む活動の様子を広報して人材の確保に努めていく。				
12	事業名	湊公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・湊公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	707	707
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,391	1,391	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動・・・「湊地域」H28～湊小中学校の環境整備や授業の支援を実施している。 ・放課後子ども教室・・・「みなとっ子1455」H30～湊学園の1～3年生を対象として開設し、ほとんどの対象児童が登録し活動している。 ・活動が高齢者にとっての「生きがい」につながっているほか、放課後子ども教室では、地域の方々との触れ合いの機会を提供できている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・支援メンバーの固定化や高齢化も懸念されることから、より幅広い住民や地域の多様な機関・団体の参画を維持できるよう継続的な取組が必要である。 ・地域の中で子どもを育む取組として活動の様子を広く広報し、さらなる体制の充実を目指し、地域内人材の確保に努めていく。 ・スクールバス運行の都合上、活動時間が30分と限られていることから、授業終了後直ちに活動に移れるよう支援者及び湊学園側との協力体制をより一層図っていく。				

13	事業名	北会津公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・北会津公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,104	1,104
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,120	1,120	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動・・・「北会津中学校区」R3～ ・放課後子ども教室・・・「あらたてわんぱく遊び隊」荒館小 R元～ 「かわなみわんぱく遊び隊」川南小 R2～ ・地域ボランティアの協力を得ながら様々な体験活動を実施し、学年の枠を超えた交流と地域の方々との触れ合う機会を提供している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・より多くの地域住民等の参画と事業継続に向けた取組が必要である。 ・地域の中で、公民館だより等により子どもを育む取組として活動の様子を広報し、主体的に参画いただける人材の確保に努めていく。 ・コーディネーターと公民館職員、地域連携担当教員で情報共有を行い、学校ニーズと地域の思い等を反映しやすい体制づくりを行う。				
14	事業名	河東公民館地域学校協働本部事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・河東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域と連携し、子どもたちの教育活動を支援する地域学校協働活動を推進して、放課後子ども教室を実施する。地域の方々との触れ合いや体験学習を通して、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	968	1,034
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,316	2,316	
取組状況と 成果	・地域学校協働活動……R2～地域ボランティアや各種団体等による授業支援等が精力的に実施されてきた。 ・放課後子ども教室……H19～子どもたちの安全、安心な活動場所を確保しながら様々な体験・学習の機会を提供してきた。R7～「こどもクラブ」と合同開催を開始。 ・地域住民による学校支援活動の広がりにより、様々な体験活動や授業支援をとおして子どもたちの学びや成長を支えることができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・学校運営協議会と連携を図りながら、河東学園のニーズや課題を共有して、地域学校協働活動の内容の充実を図る必要がある。 ・地域とともに歩む学校を目指す義務教育学校河東学園と連携しながら、年間を通して学校活動を支援できる体制を維持していく。				
15	事業名	子ども読書活動推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「言語の力」を使って、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育み、優れた人材を育成するための読書活動事業を実施するとともに、ボランティアとの協働による乳幼児期からの読み聞かせを通して、豊かな心を育む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,266	3,266
			所要一般財源	3,266	3,266
概算人件費			36,452	36,452	
取組状況と 成果	平成22年度に「第一次市子ども読書活動推進計画」を策定し、現在の「第三次計画」まで家庭・学校・地域が連携して、小学生を対象とした「会津図書館を使った調べる学習コンクール」や中高生を対象とした「会津ビブリオバトル」の開催、健康福祉部と連携したブックスタート事業を開始した。児童書やティーンズ向け図書資料の充実を図るとともに、読み聞かせなどのイベント開催や、こども園や小学校の見学を受け入れなどの実施により、来館者数の増加につながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域や学校における読書活動への参画者を増やすために、ボランティア育成や読み聞かせ講座による学習する機会と情報提供を行うとともに、事業活動の場の確保と継続に努めていく。だれもが読書ができるために、支援を必要とする子どもたちに対して、図書サービスの充実を図るとともに読書習慣が定着するよう、家庭や学校等での子どもの読書活動を推進していく。引き続き、地域全体で取組むため「第四次市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進及び図書館事業の充実を図っていく。				

施策2 青少年の健全育成					
1	事業名	青少年の心を育てる市民行動プラン事業費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	“あいづっこ宣言”の周知・啓発を図るとともに、推進母体である青少年育成市民会議の活動を支援していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	734	734
			所要一般財源	734	734
			概算人件費	5,523	5,523
取組状況と 成果	平成14年2月に“あいづっこ宣言”を策定し、家庭、学校、地域、企業及び青少年育成に関する団体と連携しながら宣言の普及に取り組んできた。宣言の推進母体である青少年育成市民会議では朝のあいさつ運動をはじめ、各地区の実情に応じた様々な活動を主体的に実施してきた。 平成23年度には10周年記念事業、令和3年度には20周年を記念した式典や動画作成等の記念事業により効果的な啓発事業を実施し、青少年の健全育成に寄与した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	“あいづっこ宣言”の更なる周知・啓発を図るために、青少年育成市民会議を核として地域の実情に即した事業を展開していくとともに、学校を通じた児童・生徒の宣言の理解促進と実践化を図っていく。 また、民間企業との連携を図り、子どもだけでなく大人も一体となったより一層の普及啓発を進めていく。				
2	事業名	少年センター運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	少年センターは、少年の非行防止という目的を達成するため、非行防止等に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として、少年センター補導員による「愛の一声」等の街頭補導や社会環境浄化活動等をおとして、少年の非行防止や青少年の健全育成活動を進めている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,048	3,030
			所要一般財源	3,048	3,030
			概算人件費	3,816	3,816
取組状況と 成果	少年センター補導員による補導活動として、「あたたかい愛の一声心のかけ橋」のスローガンを掲げ、青少年のみならず巡回する店舗等においても積極的な声かけをし、問題の早期発見・改善に努めた。公用車による「あいづっこ青色パトロール」では郊外型大型店や危険個所を効果的に巡回する補導を行った。市の情報配信メール「あいべあ」を活用した不審者情報等の提供により犯罪被害防止に努めるとともに、各種研修会の開催により、補導員の意識と資質の向上にも取り組んだ。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和6年の本市の少年補導の状況について、検挙・補導人数が令和5年に比べて増加しており、検挙の罪種としては万引きが最も多く、犯罪の低年齢化も問題となっており、補導の不良行為としては、喫煙が最も多かったことから、販売店へ陳列方法の指導や年齢確認徹底の依頼を行い改善を図っていく。少年非行の要因は単独で作用するだけでなく、複雑に絡み合って犯罪の発生にもつながっている。このことから、現在の補導活動に加え、防犯の視点からも取組むなど、地域社会における防犯体制の強化に繋がるよう関係機関と連携を図っていく。				
3	事業名	青少年健全育成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	心豊かで、創造性にあふれ、自分自身を大切にするとともに、社会規範を守り、他者の立場に立って考え、行動できる青少年を育成する。家庭、学校、地域および「子ども会育成会」や「青少年育成市民会議」等の関係団体等と協働、連携して青少年の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,836	5,862
			所要一般財源	5,836	5,862
			概算人件費	5,523	5,523
取組状況と 成果	「青少年育成市民会議」や「子ども会育成会」等の青少年関係団体の活性化を図りながら、少年の主張や指導児講習会等の事業を協働で実施し、青少年の健全育成を推進している。 自主性や自立性を持った心豊かな子どもを育成するため、市子ども会育成会連絡協議会との連携により、中高生のジュニアリーダーを育成（平成26年度～）している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	青少年を取り巻く環境が一層複雑化・多様化する中、家庭、学校、地域、企業、青少年関係団体などとの連携を強化し、地域全体で青少年の健全育成を推進する。子ども会加入者の減少とともに休止する子ども会の増加、加えて育成会等の担い手不足も課題となっていることから、子ども会育成会連絡協議会と連携を図り、さらに魅力ある事業の実施と効果的な周知を行い、子ども会加入者の確保と育成会等の組織の活性化を図り、自主的な活動の支援を継続していく。				

4	事業名	成人祝賀事業費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	令和4年4月には民法の一部改正により成年年齢が18歳に引き下げられたが、本市においては引き続き20歳を対象に式典「はたちのつどい」を実施する。18歳新成人については、お祝いや記念となる事業の実施を通して、成人となった自覚を促していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,932	2,969
			所要一般財源	2,932	2,969
			概算人件費	3,167	3,167
5	取組状況と 成果	式典については、大人になったことの自覚を促し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますことを意図して開催してきた。20歳という大きな節目で、地元の友人との再会や家族との時間を共有することで、あらためて郷土について考える契機となっている。 令和4年度からは18歳到達者を対象として、メッセージカードの送付やフォトスポットの設置により成人のお祝いと啓発に取り組んだ。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	人生の大きな節目である20歳の若者が地元の良さをあらためて認識する機会とするとともに、参加者にとって、さらに意義深く心に残る式典となるよう検討していく。 18歳成人に対しては、お祝いと自覚を促す取組として、メッセージカードの送付を継続して実施していく。			
	事業名	少年の家維持管理費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	少年の健全な心身の育成を図るための宿泊施設として設置。 施設の管理及び使用許可は市で行い、利用者が自主的に利用している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	740	3,070
			所要一般財源	740	3,070
			概算人件費	236	236
5	取組状況と 成果	体験学習活動等の場の提供により多彩な学習経験を通して青少年の健全育成を推進している。 青少年育成団体や子ども会等において、多様な体験活動を通した子どもたちの育成や成長の場として利用されており、学校外において重要な青少年活動施設となっている。 学校教育課が主催する「適応指導教室」の実施場所としても利用されている。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	建設から50年以上が経過し老朽化が進んでおり、施設の状況に応じた適切な改修等が求められている。 今後も安全性等の観点で優先順位をつけながら必要な修繕等を加え、現在の施設を維持管理していく。			

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

政策分野5 生涯学習

目指す姿		
誰もが生涯にわたって学び、活躍でき、地域社会の中で輝いているまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	生涯学習活動の支援	
	知の循環型社会の構築を目指して、生涯にわたる学びを支援し、学びの成果を地域社会に還元できる人材の育成を推進します。	
施策2	読書活動の推進	
	図書館を拠点として、市民が求める資料の充実やサービスの提供に努め、生涯にわたり文化的・創造的な生活ができるよう読書活動を推進します。	
施策3	地域における社会教育の推進	
	各公民館を地域の学習・活動の拠点として、住民が主体的に地域課題に取り組んでいくための環境づくりなど、地域に根ざした社会教育の推進により、地域コミュニティの活性化を図ります。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	公民館に参加している割合				%	公民館主催・共催講座の年間参加者／市の人口
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	34.1	34.5	34.8	35.0	最終目標を上回って達成できている。引き続き、市民の学習ニーズに応じた講座の開設や周知に努めることで、今後も達成できる見込み。
	実績	33.1	38.0	-	-	
	達成率	97.1%	110.1%	-	-	
2	図書館における市民100人あたりの貸出冊数				冊数	年間貸出総冊数／市の人口×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	451	454	457	460	貸出冊数は減少傾向にあり、価値観やライフスタイルの多様化、情報通信機器等の普及に伴う読書環境の変化を踏まえれば、最終目標には達成できない見込み。
	実績	389	371	-	-	
	達成率	86.3%	81.7%	-	-	

2 施策の評価

施策1	生涯学習活動の支援
主な取組状況と成果	【1】学習活動の支援・育成 ・高度化、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、本市における目指すべき生涯学習のあり方を示した「会津若松市生涯学習推進ビジョン」を踏まえ、生涯学習活動の支援を行った。 - また、高等教育機関や多様な機関・団体との連携による、生涯学習ネットワークを活用し、「プログラミング講座」や「会津大学との連携事業」、「みらい共創スターターズ」など多様な学習機会を提供した。 ・生涯学習総合センター窓口における学習相談や学習情報の提供を行うとともに、ソーシャルメディアを活用した積極的な情報発信により、市民の学習活動を支援した。 【2】地域コミュニティの活性化 ・地域活性化を図っていく上では、活動を主導する人材の育成が重要であるため、生涯学習支援者講座やコーディネーター研修会などを通じて、学びの成果を地域に還元できる人材の育成に繋げてきた。 【3】生涯学習総合センター管理運営 ・総合案内業務と図書館窓口業務の民間委託を導入し運営の効率化を図るとともに、利用者からの要望が多かった貸館業務の土日祝日受付を実施するなど、きめ細やかなサービス提供を行った。 ・市民からのニーズに対応し、和室座椅子の追加やトイレの洗浄便座化などの施設の充実を図り、利用者の利便性向上を図った。 ・照明のLED化を継続して行うことで電気料の経費圧縮に努め、脱炭素先行地域推進事業の取組を推進した。 ・施設の経年劣化が確認されることから部材等の計画的な更新を行い、維持管理経費の抑制と平準化を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】学習活動の支援・育成 ・高度化、多様化する市民の学習意欲に応じていくために、市民ニーズの的確な把握に努めながら、教育機関や外部団体と連携を強化し、幅広い学習内容と年齢層に対応した魅力ある講座を実施していく。 【2】地域コミュニティの活性化 ・人口減少や核家族化などの影響を受け、地域コミュニティの希薄化が懸念されている。地域の活性化を図っていくためには、地域住民が地域問題に主体的かつ連携・協力して取り組むことが必要であるため、講座の開催や生涯学習相談コーナーの設置などにより、学習情報の提供や学習機会の提供に努めていく。 【3】生涯学習総合センター管理運営 ・開館から10年以上が経過し、施設設備の経年劣化が目立つことから、利用者の安全安心な利用に支障がないよう計画的な更新が求められている。また、増加が見込まれる維持管理経費削減のため、より効率的な手法を検討する必要がある。 ・定期的な点検やメンテナンスにより適正な管理を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づいた改修等を行い施設設備の長寿命化を図る。

施策2	読書活動の推進
主な取組状況と成果	【1】図書資料等の充実 ・図書資料等の購入により乳幼児から高齢者までを対象とした図書資料等の整備を行い、市民の多様な要望に応えられるよう努めた。 ・平成29年度より雑誌スポンサー制度を導入し、令和7年5月末現在、6社12誌の提供を受けるなど、民間の協力により雑誌の充実を図った。 【2】図書館サービスの提供 ・ＩＣタグに対応した図書館システムを活用し、安定したサービスの提供が図られた。 ・図書館資料と会津若松市デジタルアーカイブを活用し、市民はもとより、県内外・国外からの多様な調査相談（レファレンス）に対応することができた。 ・郷土資料及び明治・大正・昭和の地元新聞のデジタルデータ、商用データベースなど多岐にわたる情報の提供を行い、利用者へのサービス向上を図った。 ・サビエ図書館や対面朗読などの障がい者等サービス等を導入し、障がい等により読書が困難な方の利便性向上を図った。 ・令和4年2月から、会津図書館所蔵の貴重資料を会津若松市デジタルアーカイブで公開し、継続してコンテンツの充実に取り組んだことで、市民や全国からの問い合わせの多い貴重資料等656点（令和7年5月現在）がインターネット上で利用可能となり、資料の情報発信の拡大と利便性の向上を図った。 【3】読書環境の整備・支援 ・「学校図書館ボランティア養成講座」を実施しボランティアの養成を図るとともに、学校図書館支援員等と協働で図書資料等の整備を行うことで学校図書館の活性化が図られた。 ・移動図書館（あいづね号）の日曜運行のほか、商業施設や福祉施設、小学校や会津支援学校・聴覚支援学校会津校等を巡回場所に加え、身近な場所での貸出環境を整備し、市民の利便性を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】図書資料等の充実 ・多様化する市民ニーズに応えるため、新刊図書や視聴覚資料の購入や新聞・雑誌、商用データベースの購読継続、さらに民間企業に対するスポンサー制度の広報を行い図書資料等の充実を図っていく。 【2】図書館サービスの提供 ・丁寧なレファレンス業務を継続し、市民の知識の探求の場としての役割を高めていく。 ・読書バリアフリー法に対応した図書資料や障がい者等サービスを提供し、誰もが等しく読書の機会を得ることができる環境の整備に努めていく。また、文字の拡大や音声読み上げ機能のある電子図書館の導入について引き続き研究していく必要がある。 ・市デジタルアーカイブのコンテンツを充実し、利用者の利便性を高めるとともに、学校の授業でも活用されるよう広報に努めていく。 ・広報紙やSNS等を活用した情報発信により、各種図書館サービスの利用促進を図っていく。 【3】読書環境の整備・支援 ・引き続き学校図書館支援員等と連携し、会津図書館奉仕員の巡回により学校図書館の蔵書管理や整理業務への支援を行うとともに、「学校図書館ボランティア養成講座」等の開催を通じた人材育成により、学校図書館の環境整備と活性化を図っていく。 ・移動図書館（あいづね号）の車両は規模が大きく、また、老朽化が進んでいることから、今後も安定した運行を継続するために車両や運行体制の見直しを検討する必要がある。

施策3	地域における社会教育の推進
主な取組状況と成果	【1】地域コミュニティの活性化 ・地区公民館では、地域の学習拠点として、地域住民が主体となり、地域コミュニティの醸成や活性化につながるよう地域活動の支援に努めており、住民同士の交流のための環境づくりを図るため、東公民館の「地域交流館～ひがしカフェ～」や、南公民館の「ふれあうよろずカフェ」、北公民館の「永和地区地域づくり協議会」、大戸公民館の「大戸まちづくり協議会連携事業」、河東公民館の「暮らしに役立つスマホ講座」、湊公民館の「よってカフェ」などの取組について、住民の参画を得ながら実施することができた。 【2】地区公民館の管理運営 ・地区公民館においては、利用者の利便性・快適性の向上に努めるとともに適切な施設管理を行ってきた。 ・令和6年度は、北公民館、南公民館、一箕公民館、湊公民館の照明器具LED化工事、大戸公民館、東公民館の自動ドア改修工事などを行い、安全・安心の観点からも利用者が利用しやすい施設の環境整備を行うことができた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域コミュニティの活性化 ・地域コミュニティを活性化させていくためには、地域住民が主体的かつ、連携・協働しながら、地域課題に取り組むことができる環境が必要であり、今後も、それぞれの地区公民館において、地域の実情に応じた環境づくりに努めていく。 ・地区公民館においては、地域住民との協働による地域コミュニティの拠点としての役割も求められており、各地域の実情に応じて、地域の活性化に取り組んでいく。 【2】地区公民館の管理運営 ・地区公民館の多くは、築30年以上が経過しており、経年劣化による施設の破損や設備の故障に対し、一時的な経費の負担増が見込まれる。公民館の適切な維持管理を行うため、耐震診断結果等を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な保全・整備を行う必要がある。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

- ・地域の関係機関、大学などの高等教育機関、活動団体、企業などと連携した、生涯学習ネットワークを活用し、幅広い年齢層を対象とする講座を開催するなど、市民の多様な学びの機会を提供した。また、SNSなどのソーシャルメディアを活用した情報発信に努めながら、生涯学習に関する情報提供を行った。
- ・学習ニーズや幅広い年齢層に対応した図書資料の整備に努めたほか、雑誌スポンサー制度による民間企業と連携した雑誌の提供により、図書館資料の充実が図られた。
- ・サビエ図書館や対面朗読など読書が難しい方に対応した資料やサービスの導入、全国からの多様なレファレンス（調査相談）への対応や、会津若松市デジタルアーカイブの公開・拡充、商用データベースの導入等、様々な媒体を活用した図書館サービスの向上により、利便性向上が図られた。
- ・移動図書館の運行や学校図書館支援員との協働による学校図書館の整備支援などにより読書環境の向上が図られ、市民の読書活動の推進につながった。
- ・公民館講座等の、学びの機会の提供を通して、地域住民のつながりづくりや、生きがいづくりに取り組むことができた。また、地域住民による、まちづくり協議会を発足させるなど、地区公民館が地域の学習拠点として、地域住民が主体的に地域課題に取り組んでいくための環境づくりに取り組んだ。

○課題

- ・市民の学習ニーズを的確に捉え、多様な機関・団体と連携・協働し、地域の活力を活かした魅力ある講座や事業を開催する必要がある。
- ・個人の学習意欲や学習成果を「社会貢献」や「地域還元」につなげていく事業展開が必要であり、主体的に地域課題に取り組む人材の育成や、自主的な学習活動などを推進する体制づくりを進めるとともに、地域や家庭、学校と連携した事業の推進を図る。
- ・市民の多様化するニーズに応えるため計画的に図書資料や視聴覚資料を購入する必要がある。
- ・誰もが読書の機会を得ることができるよう、引き続き読書バリアフリー法に対応した図書資料の提供を行うとともに、文字拡大や音声読み上げ機能のある電子書籍の導入について、引き続き研究していく必要がある。
- ・市デジタルアーカイブはニーズの高い貴重な郷土資料等の情報発信や後世への継承が可能となることや、学校の授業等での活用も有効であることから、引き続き内容の拡充を図る必要がある。
- ・図書館における各種サービスについての利用拡大を図るため、適切な広報を行う必要がある。
- ・地域住民が公民館を拠点として学習や社会活動に参加できるよう、住民参加型事業などを展開するなど、地域に根ざした社会教育の推進により、地域コミュニティの活性化に取り組む必要がある。また、公共施設等総合管理計画を踏まえながら、利用者が安心安全に公民館を利用できるような適切な維持管理及び環境整備を行う必要がある。

5 最終評価

政策分野5「生涯学習」の推進にあたっては、地域の関係機関、大学などの高等教育機関、活動団体、企業等と連携した生涯学習ネットワークを活用し、引き続き、市民の学習ニーズを的確に捉え、地域の活力を活かした魅力ある講座や事業を開催していく。また、読書活動の推進については、移動図書館の運行や学校図書館支援員との協働による学校図書館の整備支援などにより、読書環境の向上を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 生涯学習活動の支援							
1			基本目標4	4.1	生涯学習推進事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
2				4.1	生涯学習総合センター管理運営費	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
3			基本目標4	4.1	中央公民館神指分館事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
4				4.1	中央公民館神指分館管理運営費	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
5			基本目標4	4.1	子どもの森維持管理事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
6				4.1	教育委員会表彰経費	継続	教育委員会・教育総務課
施策2 読書活動の推進							
1			基本目標3	4.1	生涯学習情報提供事業	継続	教育委員会・生涯学習総合センター
施策3 地域における社会教育の推進							
1			基本目標4	4.1	北公民館事業	継続	教育委員会・北公民館
2				4.1	北公民館管理運営事業	継続	教育委員会・北公民館
3			基本目標4	4.1	南公民館事業	継続	教育委員会・南公民館
4				4.1	南公民館管理運営事業	継続	教育委員会・南公民館
5			基本目標4	4.1	大戸公民館事業	継続	教育委員会・大戸公民館
6				4.1	大戸公民館管理運営事業	継続	教育委員会・大戸公民館
7			基本目標4	4.1	一箕公民館事業	継続	教育委員会・一箕公民館
8				4.1	一箕公民館管理運営事業	継続	教育委員会・一箕公民館
9			基本目標4	4.1	東公民館事業	継続	教育委員会・東公民館
10				4.1	東公民館管理運営事業	継続	教育委員会・東公民館
11			基本目標4	4.1	湊公民館事業	継続	教育委員会・湊公民館
12				4.1	湊公民館管理運営事業	継続	教育委員会・湊公民館
13			基本目標4	4.1	北会津公民館事業	継続	教育委員会・北会津公民館
14				4.1	北会津公民館管理運営事業	継続	教育委員会・北会津公民館
15			基本目標4	4.1	河東公民館事業	継続	教育委員会・河東公民館
16				4.1	河東公民館管理運営事業	継続	教育委員会・河東公民館
17				4.1	河東地域スポーツ事業負担金	継続	教育委員会・河東公民館

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 生涯学習活動の支援

1	事業名	生涯学習推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の生涯学習の拠点として、様々な生涯学習の推進に関する事業を稽古堂市民講座として実施し、利用者のニーズに対応して学習の場と人材の育成、情報提供を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,925	3,925
			所要一般財源	3,925	3,925
概算人件費			60,326	60,326	
取組状況と 成果	「出前講座」や「地域教育コーディネーター派遣事業」により、地域教育力の向上や地域コミュニティ活性化を図るとともに、生涯学習総合センターの窓口で学習相談に応じるなど、学習者への支援を継続してきた。また、高校、大学といった教育機関や企業、地域団体などと連携し、それぞれの強みを活かした講座・事業を実施することにより、市民の多様な学習ニーズに応えてきた。さらに、「生涯学習講座」などを通して、地域活動や学習活動に主体的に取り組む人材育成に努めてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子高齢化の進行や、個人の生活環境や価値観が多様化している中で、市民が主体的に学習していくことができるよう、学習者のニーズに応じた学習機会の提供をどのように行うことができるかが課題となっている。また、地域コミュニティの希薄化が大きな課題となっており、学習活動を通じた世代間の交流や地域の活性化に向け、これまで以上に地域社会との連携・協働が必要となっている。				
2	事業名	生涯学習総合センター管理運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公民館と図書館、多目的ホール・市民ギャラリーを備えた複合施設の機能を活かし、利用者の意見や要望を踏まえ、より利用しやすい環境を整えるため適切な管理運営に努めていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	216,133	198,771
			所要一般財源	167,047	174,771
概算人件費			29,655	29,655	
取組状況と 成果	・総合案内業務と図書館窓口業務を民間委託し運営の効率化を図り、利用者からの要望が多かった貸館業務の土日祝日の受付や、時代のニーズに応じた施設整備としてトイレの洗浄便座化等の利便性の向上に努めてきた。 ・脱炭素先行地域推進事業の取組として照明のLED化を継続してきた。 ・経年劣化による部材等の計画的な更新を行い、維持管理経費の抑制と平準化を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・開館から10年以上が経過し、施設設備の経年劣化が目立ち始め、利用者の安全安心な利用と災害時の対応に支障がないよう計画的な更新が求められている。また、増加する見込みの維持管理等の経費削減のためより効率的な手法を検討する必要がある。 ・定期的な点検やメンテナンスにより適正な管理を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、優先順位を付け必要な改修等を行い施設設備の長寿命化を図る。				
3	事業名	中央公民館神指分館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習機会の提供及び自発的な学習活動の支援や情報の提供を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	202	202
			所要一般財源	202	202
概算人件費			3,530	3,530	
取組状況と 成果	・地元住民や各種講座参加者の声を大切にしながら、申込者の抽選を行うなど多くの参加希望者を得て、事業を計画・展開している。 ・地域の自主性を育み、住民相互の交流を図るため、地域の実行委員会と共催で、住民参加と発表機会となる「神指地区文化祭」を開催した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地区外からの講座参加者も多いことから、神指地区住民の参加促進と交流を図り、地域の活性化につなげていく必要がある。 ・事業懇談会をはじめ、多方面からの意見を反映させ、神指地区ならではの特色を活かした魅力ある講座・メニューの実施に取り組んでいく。				

4	事業名	中央公民館神指分館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中央公民館神指分館の施設管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,235	8,235
			所要一般財源	8,200	8,200
			概算人件費	7,777	7,777
取組状況と 成果	・これまで、安全安心に利活用できるよう施設整備をしてきた。 令和元年度 湯沸室改修工事 令和2年度 日本間カーテン取替、 令和4年度 照明器具LED化工事（日本間・会議室） 令和5年度 日本間壁紙修繕 令和7年度 日本間畳表替				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・施設改修等により、利用者に対し、利便性・快適性の提供に努めてきたが、什器類等をはじめ、全体的に老朽化が進んでいる。 ・不具合個所の早急な修理・修繕に努め、利用者が快適に利用できる施設の管理運営に努める。				
5	事業名	子どもの森維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	施設利用を通して、子どもたちに自然とふれあう機会を提供し、自然を大切にする気持ちや豊かな感受性を育む。そのため、管理人を配置し環境整備のための維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,487	3,379
			所要一般財源	2,487	3,379
			概算人件費	773	773
取組状況と 成果	・施設の環境整備のため、管理人を配置し、施設の維持管理を行った。 ・サポーター登録制度を設けボランティアで維持管理等の手助けを行っている。 ・主催事業として親子で楽しむ「親子でキャンプin子どもの森」を開催し、子育て応援と利用促進を図る目的として事業を実施することができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・近年はキャンプやバーベキュー等の利用により、大幅に利用件数が増加しており、炊事場等の施設の改修等、より安全で快適な場の提供に努める必要がある。 ・自然のふれあいの場として、利用者の満足度を高めていくとともに、青少年の自然体験事業などでの活用を進めるため、最近は減少傾向にある学校等の利用促進を図っていく。引き続き、各種講座も開催し、施設の周知及び利活用について取り組んでいく。				
6	事業名	教育委員会表彰経費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・教育総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の教育の振興発展等に貢献した市民または団体を表彰する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	496	496
			所要一般財源	496	496
			概算人件費	348	348
取組状況と 成果	毎年11月3日（文化の日）に、教育の振興・発展に貢献し、その功績が顕著である者を功労賞として、また全国レベルで教育学術、文化芸術、体育等に顕著な成績を修めたものを奨励賞として、教育委員会が表彰を行う。 平成30年度から、11月3日の表彰後に奨励賞の対象となった児童生徒に対し、3月表彰を行うこととした。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	運用方針で定める選考基準に基づき、教育委員会表彰式を実施する。潜在的な候補者が推薦されるよう周知に努めていく。				

施策2 読書活動の推進

1	事業名	生涯学習情報提供事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・生涯学習総合センター		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民の多様な学習ニーズに応えるため、図書や雑誌及び視聴覚資料の充実を図るとともに、会津図書館がもつ様々なサービスの広報に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	41,940	42,496
			所要一般財源	40,184	40,058
			概算人件費	36,452	36,452
	取組状況と 成果	・市民の要望に応えながら、図書資料等の購入や乳幼児から高齢者までを対象とした図書の整備に努めてきた。 ・読書が困難な方にも図書館を利用いただけるよう障がい者等サービスを行い、利便性の向上を図った。 ・会津若松市デジタルアーカイブで、デジタル化・テキスト化した貴重資料をインターネット公開し、図書館サービスの充実を図った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市民の多様な学習ニーズやリクエストに応えながら図書資料の充実に努めていく。 ・読書バリアフリー法に対応した図書資料やサービスの提供・広報を行うとともに、音声読み上げ等の機能がある電子図書の導入について研究する必要がある。 ・会津若松市デジタルアーカイブで公開するコンテンツ充実を図り、学校の授業等で活用されるよう広報に努めていく。 ・移動図書館の安定した運行継続のため、車両や運行体制を見直す必要がある。			

施策3 地域における社会教育の推進

1	事業名	北公民館事業		法定／自主	自主	
	担当部・課	教育委員会・北公民館		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会の提供及び自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	687	687	
			所要一般財源	687	687	
概算人件費			9,655	9,655		
取組状況と 成果	・地域伝統の「ものづくり」や時代の変化に応じたニーズ等を反映した講座の開催など、地域に根ざした生涯学習活動を実施してきた。 ・「北地区文化祭」等の開催や公民館だよりの発行、地域の各種会議への参加による地域との情報共有とコミュニティの活性化に努めてきた。					
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・人口減少や少子高齢化が急速に進む中で、地区公民館が活動の拠点となり地域コミュニティの維持や発展のため地域と協働し、地域課題の解決を図ることが必要である。 ・引き続き、住民の学習ニーズの把握に努め、地域の特性を生かした魅力ある公民館事業を積極的に実施するとともに、各種団体や住民の参画による事業を推進していく。					
2	事業名	北公民館管理運営事業		法定／自主	自主	
	担当部・課	教育委員会・北公民館		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	北公民館の管理運営等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	19,328	21,364	
			所要一般財源	11,242	11,787	
			概算人件費	9,655	9,655	
	取組状況と 成果	令和3年度 電話設備改修工事 令和4年度 網戸設置工事、屋外掲示板等改修工事、 高圧受電設備改修工事、2階女子トイレ改修工事 令和5年度 耐震改修工事、ボイラーバーナ部改修工事 令和6年度 照明器具LED化工事（1階日本間、事務室） 令和7年度 照明器具LED化工事（施設の残り全て）				
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・昭和55年開館から46年目を迎え、施設・設備の経年劣化が進んでいる。 ・利用者が安全で快適に利用できるよう、公民館が連携し作成した年次計画に基づき空調設備入替工事等の施設整備を進めていく。				
	3	事業名	南公民館事業		法定／自主	自主
		担当部・課	教育委員会・南公民館		次年度方針	継続
概要 (目的・内容)		市民に対する多様な学習活動の機会提供及び自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	366	378	
			所要一般財源	366	378	
			概算人件費	11,586	11,586	
取組状況と 成果		・門田地区の特色を活かしながら、会津伝統野菜について学ぶ講座や子どもたちにもものづくりの楽しさを伝える講座など多様な学習機会の提供に努めてきた。 ・地域住民同士の交流を深める「ふれあうよろずカフェ」などの講座を開催するとともに、地区文化祭の運営協力などをとおして、地域活動への支援を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点		・引き続き住民の学習ニーズを把握しながら、少子高齢化など地域課題を踏まえた事業を実施し、個々の生きがいづくりや地域の活性化につなげる。				

4	事業名	南公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・南公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	南公民館の施設の維持管理等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	45,117	29,145
			所要一般財源	11,681	17,809
			概算人件費	4,982	4,982
取組状況と 成果	令和3年度 1階屋上防水改修工事、1階男子トイレ改修工事 令和4年度 キュービクルフェンス改修工事、合併処理浄化槽水中フロア改修工事 令和5年度 非常放送設備改修工事、浄化槽第一ばっ気槽改修工事 令和6年度 照明器具LED化工事(施設の一部)、1階廊下床下点検口改修工事 令和7年度 駐車場整備工事(舗装工事)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・昭和56年4月の開館から40年以上経過し、施設・設備の経年劣化が進んでいる。 ・多くの方々の利用に供するため、日ごろより職員による目視を含めた点検を行いながら施設利用に支障が出ないよう必要な改修を行い、利用者が活動しやすい環境を整備する。 ・利用者が安全で快適に利用できるよう、公民館が連携し作成した年次計画に基づき、照明器具LED化工事、トイレの洋式化工事等の施設整備を進めていく。				
5	事業名	大戸公民館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・大戸公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会提供及び 自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を 図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	334	334
			所要一般財源	334	334
			概算人件費	7,724	7,724
取組状況と 成果	・世代を越えた地域住民の学習や活動の拠点となる施設運営に努め、生涯学習の推進を図った。 ・地域課題解決のために設立されたNPO法人大戸まちづくり協議会と連携し、住民参画事業を実施した。 ・NPO法人大戸まちづくり協議会等の活動拠点として地域住民が気軽に立ち寄れる「集いの場」を提供し地域コミュニティの活性化に努めた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・人口減少、高齢化が進むなか、それに伴う様々な地域課題を解決するため、地域活動の拠点としての役割や機能の充実が公民館に望まれている。 ・NPO法人大戸まちづくり協議会等との連携、協力により地域特性を活かしながら、住民ニーズに寄り添った事業の実施と地域活動等の担い手の発掘や育成に取り組む。				
6	事業名	大戸公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・大戸公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	大戸公民館の施設の維持管理等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,837	13,347
			所要一般財源	7,837	13,347
			概算人件費	9,345	9,345
取組状況と 成果	令和2年度 1階女子トイレ洋式化工事 令和3年度 1階男子トイレ洋式化工事 令和6年度 自動ドア改修工事				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・昭和60年の開館から40年が経過し、建物・設備の経年劣化が進んでいる中で、安全かつ利便性の高い施設環境を整える必要がある。 ・施設や設備の定期的な点検を行い、適切に修繕やメンテナンス等に努めることで、施設の長寿命化を図っていく。 ・利用者が安全で快適に利用できるよう、公民館が連携し作成した年次計画に基づき、空調設備入替工事やクロス張替工事等の施設整備を進めていく。				

7	事業名	一箕公民館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・一箕公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会提供及び 自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を 図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	448	448
			所要一般財源	448	448
概算人件費			4,867	4,867	
取組状況と 成果	・時代の変化に応じた地域ニーズ等を踏まえ、青少年や成人を対象とした講座を継続して実施している。 ・四半期ごとに「いっき公民館だより」を発行し、地域への情報発信を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・公民館主体の事業だけでなく、地域運営組織「一箕地区ひとみ創造ネットワーク」と連携し、地域住民や事業者との協働による住民参画型事業を行い、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図ることが必要である。 ・時代変化に合った事業の見直しを行い、魅力ある事業を開催するとともに、地域運営組織「一箕地区ひとみ創造ネットワーク」と連携し、地域の人材を生かした市民協働での住民参画型事業を推進していく。				
8	事業名	一箕公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・一箕公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	一箕公民館の施設の維持管理等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	38,478	19,267
			所要一般財源	10,468	19,267
概算人件費			4,867	4,867	
取組状況と 成果	令和3年度 1階女子トイレ改修工事ほか 令和4年度 1階事務室・2階会議室冷暖房改修工事 令和5年度 1階男子トイレ改修工事 令和6年度 照明設備LED化工事 令和7年度 高圧受電設備改修工事				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・施設・設備等の経年劣化が進んでおり、利用者の利便性・快適性・安全性を考慮し、施設設備環境の整備を計画的に行う必要がある。 ・今後も適切な施設の管理と改善を行っていく。重点項目として、利用者が安全・快適に利用できるよう冷暖房や自動ドア、トイレの改修等、施設の整備を順次実施していく。				
9	事業名	東公民館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会提供及び 自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を 図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	540	540
			所要一般財源	540	540
概算人件費			3,862	3,862	
取組状況と 成果	・地域コミュニティづくりや地域の活性化に寄与するため、地域住民との協働による「ひがしカフェ」や「東山地区文化祭」を実施してきた。 ・郷土史教室、クラフト教室などの主催事業により、学習機会と生きがいづくりの提供に務めてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域の高齢化が進むなかであって、生きがいづくりとなる事業を、地域との協働により継続していく必要があると認識している。 ・引き続き、地域の団体との協働により、事業を推進していく。 ・受講者のニーズにあった、魅力ある主催事業となるよう検討していく。				

10	事業名	東公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	東公民館の施設の維持管理等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,679	15,189
			所要一般財源	9,539	14,939
概算人件費			2,897	2,897	
取組状況と 成果	・これまで、安全安心に利活用できる施設整備をしてきた。 令和元年度 1階女子トイレ洋式化工事 令和2年度 非常用放送設備アンプ交換工事 令和3年度 1階男子トイレ洋式化工事・受電設備改修工事 令和4年度 照明器具LED化工事(施設の一部) 令和6年度 正面入口自動ドア改修工事				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・昭和63年の開館から30年以上が経過したことによる施設・設備等の経年劣化が進んでいる。 ・利用者の高齢化と安全・安心を優先した施設整備の観点から、年次計画により、経年劣化部分の修繕、照明器具LED化工事、高圧受電設備改修工事、トイレの洋式化を進めていく。				
11	事業名	湊公民館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・湊公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会提供及び自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	380	380
			所要一般財源	380	380
概算人件費			3,862	3,862	
取組状況と 成果	・サギソウ植栽講習会や湊みのりの大学など、世代の興味・関心、地域ニーズを反映した事業として、学習機会の提供に努めてきた。 ・月1回の広報紙発行による情報発信のほか、地区住民との連携を維持できるよう出張公民館による学びの機会の提供に努めている。 ・令和5年に立ち上げた「よってカフェ」は、湊町区長会・保健委員会・民生児童委員ほか地区住民との協働による住民の学びと交流の場となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・人口減少・高齢化の著しい地域状況の中で、公民館が核となって地域コミュニティを維持し、発展させていくことで課題の解決を図っていくことが求められる。 ・地域特性を生かした魅力ある事業構築に向け、参加者へのアンケート調査等を継続しつつ、地区課題の共有化を図りながら住民参画事業の拡大につなげ、事業の改善を図っていく。				
12	事業名	湊公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・湊公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	湊公民館の施設の維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,735	11,885
			所要一般財源	9,462	11,885
概算人件費			1,545	1,545	
取組状況と 成果	平成28年度 床暖房系統漏水修理・温水管修理 平成29年度 外灯修繕 平成30年度 北側屋根修繕(H25にも修繕の実績あり) 令和4年度 湊市民センター併設に伴う館内改修 令和5年度 屋根塗装等工事 令和6年度 照明器具LED化工事				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・開館後20年以上が経過し経年劣化に伴う損傷や故障も目立つ状況にある。 ・令和5年4月に湊地区が国の脱炭素先行地域に選定されたことを受け、事業期間内での施設設備の省エネ改修や再エネ導入に向けた検討を進め、令和7年度に待合室のエアコン改修と学習情報相談室にエアコンを設置する。 ・利用者の安全性・利便性及び快適性に配慮した施設環境整備に努めるため、令和8年度に自動ドア修繕工事を検討。				

13	事業名	北会津公民館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・北会津公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会提供及び自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	335	335
			所要一般財源	335	335
			概算人件費	7,912	7,912
13	取組状況と 成果	・実生活に即した教養や学習を中心に、住民の相互交流を図る講座の継続、参加しやすく興味をひく内容への検討・見直しを行ってきた。 ・地域住民との交流、生涯学習の普及のため、「北会津文化祭」の開催や公民館だよりの発行、地域各種会議への参加による地域との情報共有に努めてきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・急速な人口減少、少子高齢化が進み、市民の価値観が多様化するなか、市民ニーズに応えた企画立案、工夫による学習機会の提供や、地域コミュニティを維持、発展させていくことが必要であると認識している。 ・地域の方々の自由な居場所づくりに努めるとともに、地域の特性を活かしながら受講者が求める魅力ある事業展開に努める。			
14	事業名	北会津公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・北会津公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	北会津公民館の施設の維持管理等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,990	13,530
			所要一般財源	13,990	13,530
			概算人件費	3,032	3,032
14	取組状況と 成果	・施設や設備面の老朽化が進む中、施設の維持管理に努めてきた。 ・令和3年度「公共施設再編プラン」により今後の公共施設の在り方が示された。 ・令和4年度に学校教育等に専門的な知識や経験を有する「公民館専門員」を配置し北会津中学校区地域学校協働本部事業や社会教育事業を推進した。 ・令和4年度 公民館の今後の在り方について庁内関係部署による協議を開始した。 ・令和5～6年度 公共施設再編に係る関係部署による会議を継続して開催した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・昭和46年の開館から50年以上経過する施設であり、施設、設備、器具等の老朽化により、今後も必要最小限の修繕を行う必要がある。 ・利用者の安全安心、利便性に配慮した施設の適正な維持管理に努めるとともに、耐震診断の結果や公共施設等総合管理計画、公共施設再編プラン等を踏まえ、社会教育及び地域活動の拠点となる施設整備に向け、様々な手法を検討する。			
15	事業名	河東公民館事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・河東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する多様な学習活動の機会提供及び自発的な学習活動の援助や情報の収集・提供を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	676	659
			所要一般財源	676	659
			概算人件費	9,310	9,310
15	取組状況と 成果	・親子体験教室などの少年教育、さらには健康や趣味の講座、郷土の文化や歴史を学ぶ講座、ICT講座（スマートフォン講座）などをはじめとする成人教育等の主催事業のほか、地域ニーズを反映しながら幅広い年齢層に対応できる事業に取り組んできた。 ・地域団体との連携により各種スポーツ大会や文化産業祭、町民運動会等を長年に渡って実施し、地域住民の生涯学習の普及および健康の増進、地域親睦を図ってきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市民のニーズや価値観は多様化しており、生涯学習を支援するためには、地域住民の学習ニーズを的確に捉えた上での講座の開催が必要である。 ・参加者アンケートや公民館事業懇談会からの意見を反映させながら、学習ニーズを捉えた講座等を開催していく。 - また、気軽に集い、学び、作る、知ることができる場が公民館であることから、学習情報収集や情報発信に努める。			

16	事業名	河東公民館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・河東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	河東公民館の施設の維持管理等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,295	23,426
			所要一般財源	21,081	23,250
			概算人件費	24,465	24,465
	取組状況と 成果	- 施設や設備面の老朽化が進む中、施設の維持管理に取り組んできた。 - 令和3年度に学校教育等に専門的な知識や経験を有する「公民館専門員」を配置し、河東地区地域学校協働本部事業や社会教育事業を推進した。 - 令和3年度「公共施設再編プラン」により公共施設の在り方が示された。 - 令和4年度 公民館の今後の在り方について庁内関係部署による協議が開始された。 - 令和5年度 公民館利用登録団体と公民館の在り方に関するワークショップを開催。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	- 昭和51年の開館から長い年月が経過し、施設、設備等の老朽化が進む中、移転を考慮しながら安全性に配慮した必要最小限の修繕を行っていく必要がある。 - 利用者の高齢化が進む中、安全性や利便性に配慮した施設の維持管理を行いながら、耐震診断の結果や公共施設等総合管理計画、公共施設再編プラン等を踏まえ、地域の社会教育及び地域活動の拠点となる施設整備を検討する。			
17	事業名	河東地域スポーツ事業負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・河東公民館		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	河東地区体育連盟と河東公民館の共催により町民運動会、町内一周駅伝競争及び各種競技種目10大会（合計12事業）の実施を通して地域住民の健康増進と地域コミュニティの醸成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	600	600
			所要一般財源	600	600
			概算人件費	1,952	1,952
	取組状況と 成果	河東地域においては、旧河東村の時代から公民館と協働で社会体育事業を展開し、地域住民の健康意識の高揚、地域コミュニティの維持・活性化など、地区体育連盟の果たす役割が重要視され、現在に至るまでまちづくりに大きな役割を果たしてきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	- 体育連盟の自主財源の確保に努めるとともに、今後においても各種大会や地域イベント等の実施環境を維持するためには継続した財政支援が必要である。 - 本事業により、住民の健康増進や世代を超えた交流が図られ、地域活性や災害時の共助にも結び付いており、今後も体育連盟と公民館との協働により事業を継続していく必要がある。また、中学生の週末の部活動支援を地区体育連盟が担っており、継続して実施するための支援が必要である。			

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

政策分野6 スポーツ

目指す姿

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	スポーツ機会の充実 子どもから高齢者までの誰もが、スポーツに親しめる機会の充実を図り、総合型地域スポーツクラブ等の育成・支援に努めます。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツの振興を図ります。	 
施策2	スポーツ環境の充実 市民が、安全に安心して、生涯にわたり、健康・体力づくりのできる環境を整備します。また、武道の継承など、地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、市の施設のみならず、県や関係機関等の施設との連携に努めていきます。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	スポーツ施設の利用者数				人	年間延べ人数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	1,032,000	1,038,000	1,044,000	1,050,000	新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ施設利用者は減少したが、令和3年度からは回復傾向にあり、令和6年度については年次目標の達成には至っていないものの、一定規模以上の大会開催数や学校体育施設の利用団体数・構成員数の増加もあり前年度より増加した。 少子化・人口減少下にあるが、今後も多くの大会が本市で開催されるよう施設整備に万全を期すとともに、地域スポーツの普及により市民利用の回数を増加させ、利用者数の増加を図っていく。
	実績	750,033	755,490	760,000 (見込み)	-	
	達成率	72.7%	72.8%	72.8% (見込み)	-	

2 施策の評価

施策1	スポーツ機会の充実
主な取組状況と成果	【1】鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業 市民協働によるおもてなしの充実や1,000名を超えるボランティアスタッフ等に支えられ、令和元年度には参加者が9,000名を超えるなど、全国有数の大会となった。 令和6年度には受益者負担を原則とした参加料の見直しを行い、参加者の安全対策の強化を図った。加えて、更なる市民協働の取組となるよう、スポーツボランティアや沿道応援隊などの市民の参加機会の拡充に努め、スポーツを通じた交流と地域活性化を図り、エントリー数は8,000人を超え、県内最大のマラソン大会として開催した。 令和7年度においては、コース上での大会関係車両と選手、選手同士の接触の危険性や長時間の交通規制による影響に係る指摘を踏まえ10kmを部を休止したが、大会の知名度・定着もあり、参加者数は8,065人と一定程度維持することができた。 【2】各種スポーツ大会等の開催 市民の体力の維持向上・健康増進とともに、スポーツによる世代間・地域間交流の促進を図るため、実行委員会や主管競技団体と連携・協働により各種スポーツ大会等を開催してきた。毎年、各種市民大会（鶴ヶ城ハーフマラソン大会を除く）に、延べ約2,000名の参加があり、市民に定着したスポーツ大会として開催してきた。令和5年度からは、現在の社会状況の中でスポーツの価値を高め、すべての人々が、スポーツを「する」「観る」「支える」という様々な立場でスポーツに関わっていただけるよう、スポーツボランティアやスポーツ推進委員等の協力のもと各種スポーツ大会を開催してきたほか、次世代アスリートの育成に繋げるため、プロスポーツと連携し若年層を対象とした公式試合への無料招待やスポーツ教室を開催し、憧れや興味喚起を図ってきた。 【3】地域スポーツ活動の振興 休日の運動部活動地域移行に向け、地域総ぐるみで子どもを育て、生徒が選択できる部活動を減らさないよう、また、専門性を生かした指導が継続して行われるよう、市スポーツ協会加盟各競技団体等と連携しながら地域人材の確保に努めた。 また、スポーツ推進委員を中心とした、子どもからお年寄りまで誰でも気軽に行うことができるニュースポーツの普及促進を支援してきたほか、市内15地区の体育連盟の活動を支援し、各地区の運動会やスポーツ行事等の開催を通じて、地域における身近なスポーツ機会の拡大を図ってきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業 大会を安全安心に運営するために必要な様々な経費が高騰しているほか、警備員や走路員の確保が難しい状況にある。また、交通規制等による苦情も寄せられていることから、コース・時間設定を含め、多くの市民から理解を得られる大会となるよう、地域との連携した取組など、大会運営のあり方について関係機関を交え検討していく。 さらには、ノーマライゼーションや共生社会の観点から、年齢や障がいの程度に関わらず誰もが参加しやすい環境づくりを進めるほか、全国規模のスポーツイベントとして官民連携、市民協働による大会運営や市民の参加機会の拡充を通じたホスピタリティの向上を図りながら、本市並びに会津の魅力を発信していく。 【2】各種スポーツ大会等の開催 参加者が固定化している種目もあることから、当該競技の愛好者のみならず、初めての人も、個人でも、家族でも、誰もが参加できる大会となるよう、実行委員会や主管団体との連携を図り内容の改善・充実に努める。 また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツに対する興味・関心を継承・発展させるよう関係団体等と連携して取り組んでいくとともに、「支える」スポーツボランティアの確保・育成を通して、様々な形でスポーツに親しむ環境の構築を図る。加えて、プロスポーツとの更なる連携により、「観る」スポーツの機会創出を図っていくことで広くスポーツの魅力を伝え、スポーツの楽しさを発信していく。 加えて、令和8年度は国民スポーツ大会の予選会である「東北総合スポーツ大会」が福島県で開催され、本市ではテニス、ボクシング、ソフトテニス、なぎなたの4競技が予定されていることから、開催地として円滑な競技運営に向けた支援を行う。 【3】地域スポーツ活動の振興 地域総ぐるみで子どもを育て、生徒が選択できる部活動を減らさないよう、令和8年度からの休日における運動部活動の地域への完全移行に向け、今後も引き続き市スポーツ協会加盟各競技団体等と連携し指導者の確保並びに質的な向上を図る。 加えて、スポーツ推進委員や地区体育連盟の活動支援を継続し、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、スポーツを楽しむことができる環境を充実させていく。 また、今後も市スポーツ推進基本計画に位置付けた各種施策を推進していくとともに、令和8年度において、第2次市スポーツ推進基本計画（令和9年度～）について、スポーツ推進審議会から意見を頂きながら策定に取り組んでいく。

施策2	スポーツ環境の充実
主な取組状況と成果	【1】市民スポーツ施設の管理と利用促進 市民スポーツ施設の各施設・設備において改修工事を行い、施設の利便性向上と適切な維持管理に努めるとともに、市民から要望があったものや経年劣化等により施設・設備に損傷・故障が生じたものについて、関係部局と連携し、修繕・改修を行ってきた。 また、令和4年度以降、原油価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、国交付金を活用し、対象となる電気料金等の高騰分を支援し適切な施設運営を図った。 【2】コミュニティプールの管理と利用促進 当該施設は塩素・湿度の影響により施設・設備の腐食・損傷が生じやすいことから、指定管理者と協議・連携しながら、日々の点検、適切な保守管理を行うとともに、施設・設備の状況を踏まえた計画的な修繕・改修等を行ってきた。 また、令和4年度以降、原油価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、国交付金を活用し、対象となる電気料金等の高騰分を支援し適切な施設運営を図った。 【3】学校体育施設の利用促進 市民にとって利便性が高く、身近なスポーツ施設である市立小中義務教育学校の体育施設について、学校教育に支障のない範囲で27校・29施設を一般開放し、スポーツをする場の提供と環境の充実を図っている。 令和3年度より、各利用団体から施設の開錠・施錠も含む利用責任者として管理員を選出いただいたうえで、鍵の受け渡しを可変式暗証番号キーボックス使用へ変更し、学校の事務負担軽減に努めている。令和6年度からは、団体の構成員数に係る登録要件を緩和し、実態に応じたより利用しやすい体制整備を行ったところであり、令和5年度より多い141団体・2,841人の登録を得て、のべ118,366人の利用があった。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】市民スポーツ施設の管理と利用促進 施設の老朽化が進み、修繕・改修等の必要性が増してきており、その方法の検討や実施対象の選択、突発的な故障等箇所への対応が課題となっている。老朽化に伴う損傷・故障等について、市民要望も考慮し、計画的に修繕・改修等を行っていく。 加えて、施設の利便性や快適性の向上により大会開催数や利用者数の増加を図るためにも、市民やスポーツ関係団体からの要望を踏まえ、空調設備等の整備方針について検討していくとともに、併せて施設の老朽化に伴う今後の施設の在り方について、関連部局と協議を進めていく。 また、令和8年度からの次期指定管理者について、厳正な選考過程を経たうえで令和7年度中に選定する。 加えて、令和8年8月に開催の東北総合スポーツ大会について、市民スポーツ施設中の体育館での開催競技も予定されることから、近年の高温の発生リスクが増大している状況を踏まえさらなる熱中症対策を講じていく。 【2】コミュニティプールの管理と利用促進 施設の老朽化に伴う突発的な損傷・故障等への対応が課題となっている。一部設備は、学校と共用していることから、施設運営に支障をきたさないよう、計画的に修繕・改修工事等を実施していく。 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用離れが生じ利用収入の減少が続いたほか、原油価格高騰に伴い燃料費及び光熱水費が上昇しており、厳しい施設運営状況となっている。この対応として、利用者の増加を図るため、指定管理者と連携し、利用者ニーズを自主事業に反映するほか、施設利用のPRを行っていくとともに、新たな利用者層の確保に向け取り組んでいく。 また、令和8年度からの次期指定管理者について、厳正な選考過程を経たうえで令和7年度中に選定する。 【3】学校体育施設の利用促進 学校体育施設であることから、各利用団体に使用規則の遵守を徹底していくとともに、引き続き各学校に協力を求めながら、広く市民の方々にスポーツを楽しむ場として提供し、地域スポーツの普及を推進していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
2-3	地域運動部活動推進事業	教育委員会・学校教育課
2-3	学校保健管理事業	教育委員会・学校教育課
4-2	青少年健全育成事業	教育委員会・教育総務課
17-1	第3次健康わかまつ21計画の推進	健康福祉部・健康増進課
24-1	鶴ヶ城公園管理事業 会津総合運動公園等管理事業	建設部・まちづくり整備課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 スポーツ機会の充実】

・鶴ヶ城ハーフマラソン大会をはじめとする各種スポーツ大会の開催やスポーツ推進委員によるニュースポーツ普及活動、地区体育連盟による地域スポーツの振興等により、市民のスポーツ機会の充実が図られた。
・「支える」スポーツの充実に向け、若年層を含めたスポーツボランティアの確保・育成を図り、一定数を確保し様々なスポーツ大会等への参画に結び付けた。

【施策2 スポーツ環境の充実】

・安全安心なスポーツ環境を維持するため、指定管理者と連携し、老朽化に伴う損傷・故障等について計画的に修繕・改修工事等を実施し、市民スポーツ施設及びコミュニティプールの適切な維持管理を実現してきた。
・学校体育施設を広く市民がスポーツを楽しむ場として提供し、多くの市民に利用いただき、地域スポーツの普及が図られた。

○課題

【施策1 スポーツ機会の充実】

・鶴ヶ城ハーフマラソン大会について、交通規制等による苦情も寄せられていることから、コース・時間設定を含め、多くの市民から理解を得られる大会となるよう、地域との連携した取組など、より良い大会運営について関係機関を交え検討していく必要がある。
・「観る」「支える」スポーツについて市民のスポーツへの関わりの更なる充実に向け、新たな観戦機会の創出やスポーツボランティアの確保を図っていく必要がある。

【施策2 スポーツ環境の充実】

・施設の老朽化が進み、修繕・改修等の必要性が増してきており、その方法の検討や実施対象の選択、突発的な故障等箇所への対応が課題となっている。併せて、施設の老朽化に伴う今後のスポーツ施設の在り方について、少子化や人口減少等を踏まえた今後の利用者数の推測や、維持管理経費の将来推計と費用対効果について分析しながら、関連部局と協議を進めていく必要がある。

5 最終評価

政策分野6「スポーツ」の推進にあたっては、公共スポーツ施設の空調設備整備等による熱中症対策を進めていく。また、東北総合スポーツ大会や鶴ヶ城ハーフマラソン大会をはじめとする各種スポーツ大会の開催等、「する」「観る」「支える」を軸としたスポーツ施策を展開し、スポーツ人口の増加を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 スポーツ機会の充実							
1	◎				東北総合スポーツ大会負担金	新規	教育委員会・文化スポーツ課
2			基本目標2		「する」「観る」「支える」スポーツ人口創出事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
3	◎		基本目標2		鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
4	◎		基本目標2		社会体育事業（各種市民大会の開催）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
5			基本目標2		社会体育事業（地区体育連盟・総合型地域スポーツクラブ育成事業）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
6					ニュースポーツ振興事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
7					社会体育事業（スポーツ大会等出場選手激励金）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
8					社会体育事業（スポーツ協会補助金等及び事務局事務）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
9					社会体育事業（スポーツ推進委員の委嘱）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
10					社会体育事業（スポーツ少年団補助金及び事務局事務）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
11	◎				社会体育事業（各種大会への補助金等）	継続	教育委員会・文化スポーツ課
12			基本目標2		スポーツ交流の推進	継続	教育委員会・文化スポーツ課
施策2 スポーツ環境の充実							
1	◎				河東総合体育館空調設備整備事業	新規	教育委員会・文化スポーツ課
2	◎	◎		4a	市民スポーツ施設管理事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
3		◎		4a	コミュニティプール管理事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
4		◎			学校体育施設開放事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
5					県営武道館の誘致	継続	教育委員会・文化スポーツ課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 スポーツ機会の充実					
1	事業名	東北総合スポーツ大会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	国民スポーツ大会の予選会として開催されている「東北総合スポーツ大会」について、令和8年度は福島県での開催となり、本市ではテニス、ボクシング、ソフトテニス、なぎなたの4競技が予定されていることから、開催地として円滑な競技運営に向けた支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	4,303
			所要一般財源	0	1,200
概算人件費			0	7,412	
取組状況と 成果	－				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	－				
2	事業名	「する」「観る」「支える」スポーツ人口創出事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「する」「観る」「支える」といったスポーツへの様々な関わりを推進し、スポーツ人口の拡大を図る。また、次世代アスリートの育成に繋げるとともに、子どもたちを中心とした市民がスポーツの持つ魅力を再認識し、積極的にスポーツ活動に参画する機運を高める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,466	1,466
			所要一般財源	1,466	1,466
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	福島ファイヤーボンズや福島ユナイテッドFCなど、県内に拠点があるプロスポーツチームと連携し、公式試合の開催に合わせた無料招待や小学生などを対象としたスポーツ教室を開催し、憧れや興味喚起を図った。また、「支える」スポーツを推進するため、スポーツボランティアへの登録勧奨や養成研修を行い、令和6年度は幅広い年齢層の市民67名の登録を得て、鶴ヶ城ハーフマラソン大会等の各種スポーツ大会の運営に多くのスポーツボランティアに参画いただいた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子高齢化・人口減少に伴い、スポーツ人口も減少傾向にあり、誰もが自らが望む様々な関わり方でスポーツに触れることのできる多様な機会の創出が必要である。 県内に拠点を有するプロスポーツチームと連携し、「観る」スポーツの機会創出を図るとともに、地域内のスポーツ活動を積極的に発信しスポーツへの興味喚起を図っていく。加えて、各種スポーツ大会・イベントとの連携により、「支える」スポーツの活動の場を確保し、スポーツボランティアの確保・育成を図りながら、スポーツ人口の創出を図る。 また、今後も市スポーツ推進基本計画に位置付けた各種施策を推進していくとともに、令和8年度において、第2次市スポーツ推進基本計画（令和9年度～）について、スポーツ推進審議会から意見を頂きながら策定に取り組んでいく。				
3	事業名	鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	鶴ヶ城をコースに含むマラソン大会を開催し、県内外からの参加と交流を通して本市の魅力を発信するとともに、健康スポーツ都市宣言に基づき、健やかな心身の鍛錬を図り、健康で活力に満ちた大会を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,000	11,000
			所要一般財源	11,000	11,000
概算人件費			116	109	
取組状況と 成果	第25回大会でハーフ部門を新設。市民協働によるおもてなしの充実や1,000名を超えるボランティアスタッフに支えられ、令和元年度の参加者が9,000名を超えるなど、県内最大規模のマラソン大会に発展してきた。 令和6年度には受益者負担を原則とした参加料の見直しを行い、参加者の安全対策の強化を図った。加えて、更なる市民協働の取組となるよう市民の参加機会の拡充に努め、スポーツを通じた交流と地域活性化を図り、エントリー数は8,000人を超えた。 一方、コース上での大会関係車両と選手、選手同士の接触の危険性や長時間の交通規制による影響に係る指摘を踏まえ、令和7年度において10kmの部を休止した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	大会を安全安心に運営するために必要な様々な経費が高騰しているほか、警備員や走路員の確保が難しい状況にある。また、交通規制等による苦情も寄せられていることから、コース・時間設定を含め、多くの市民から理解を得られる大会となるよう、地域との連携した取組など、より良い大会運営となるよう関係機関を交え検討していく。				

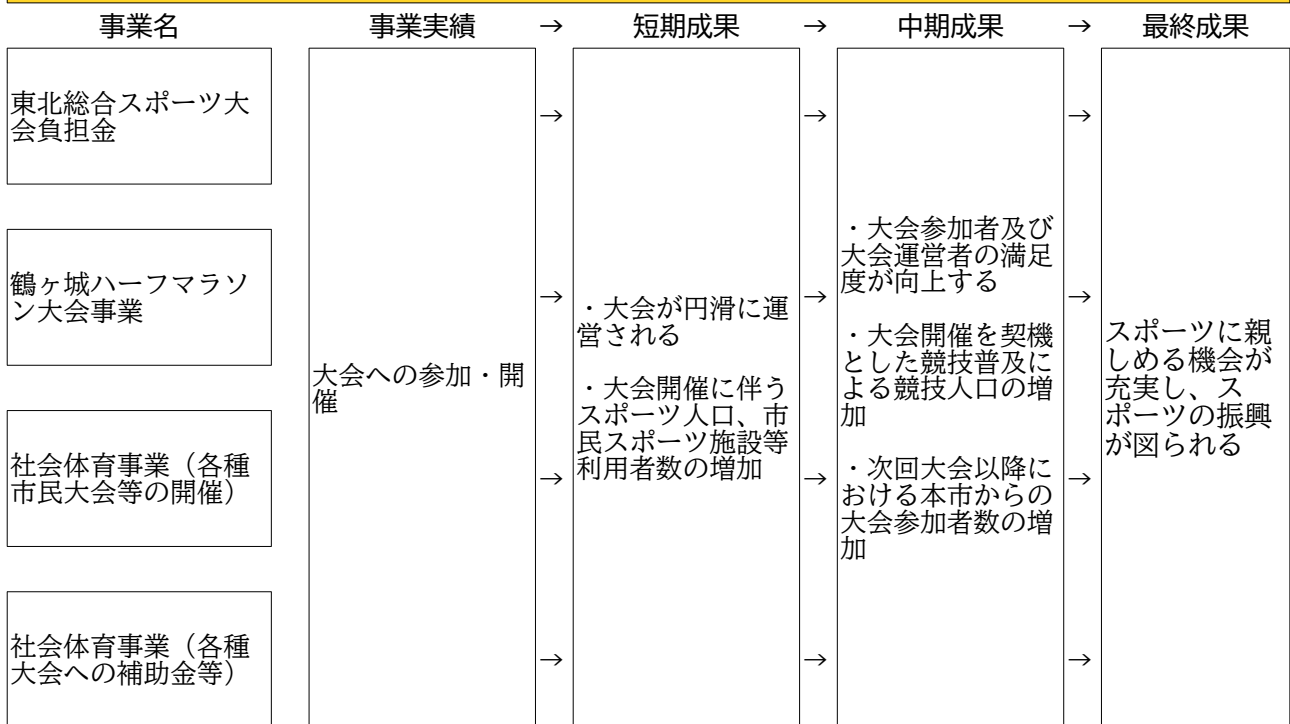
4	事業名	社会体育事業（各種市民大会の開催）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	各種市民大会（地域スポーツ大会北会津方部大会・市民水泳大会・市民スポーツ祭・市民スキー大会）を開催しながら、市民の体力の維持向上・健康増進とともに、スポーツによる世代間・地域間交流の促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,059	1,059
			所要一般財源	1,059	1,059
概算人件費			3,245	3,245	
取組状況と 成果	地域スポーツ大会北会津方部大会、市民水泳大会、市民スポーツ祭、市民スキー大会（鶴ヶ城ハーフマラソン大会を除く）といった市民に密着したスポーツ大会を開催してきた。令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止となったが、令和4年度は感染症対策を講じながら各大会を開催し、令和5年度以降は、入場制限等を行わず、通常の大会運営を行ってきたが、少子高齢化・人口減少の影響もあり、参加者数が減少傾向にある。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	誰もが参加できる市民大会となるよう、既存の内容に固執しない新たな運営手法について検討しながら、参加者数の増加を図っていく必要がある。 実行委員会や主管団体と連携を図り、誰もが気軽に参加できる大会となるよう内容の充実に努めていく。				
5	事業名	社会体育事業（地区体育連盟・総合型地域スポーツクラブ育成事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子どもから高齢者まで、性別や年齢、特定の種目に限定されことなく、レベルや興味に応じて（多志向・多世代・多種目）スポーツが楽しめる環境づくりを支援し、市民のスポーツ実践の機会拡大と生涯スポーツの振興を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	626	626
			所要一般財源	626	626
概算人件費			232	232	
取組状況と 成果	現在、15地区の体育連盟、謹教スポーツクラブ（平成16年）・きたあいづスポーツクラブ（平成22年）の2つの総合型地域スポーツクラブが地域スポーツ活動の中心団体として活動している。 総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図るため、市とクラブとの共同でモデル事業を実施するなど、会員拡大や自主財源の確保に向け取り組んできた。 また、クラブが部活動地域移行に係る「あいづっこスポーツ教室」の運営を担うなど、スポーツの機会の確保を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	クラブを支えるクラブマネージャー不足や地区体育連盟の担い手不足など、組織の維持運営に一定の課題を有している。 地域コミュニティの活性化を促すうえで地区体育連盟及び総合型地域スポーツクラブの活動の充実は重要であり、地区体育連盟等連絡協議会において情報・課題を共有しながら、地域それぞれの特徴を生かした生涯スポーツの振興に取り組んでいく。				
6	事業名	ニュースポーツ振興事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	スポーツレクリエーション実践者の増加を図るため、気軽に取り組めるニュースポーツの出前講座等を開催し、気軽に実践できるスポーツ環境の整備充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	260	260
			所要一般財源	260	260
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	スポーツ推進委員が中心となってニュースポーツ出前講座を開催し、ニュースポーツを体験する機会を設け、実践者の増加を図ってきた。また、ニュースポーツ用具の貸出をするとともに、種目の概要や必要な用具、人数を記載した「ニュースポーツルールブック」を作成し、普及啓発に取り組んできた。 令和6年度は出前講座を8回開催し326人の参加があったほか、用具貸出を80回行ったところであり、前年度より大幅に増加した。また、令和7年度より、出前講座の指導者に対して対価を支払う制度を創設し、指導者の確保を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	ニュースポーツは、子どもからお年寄りまで、誰でも気軽に行うことができるスポーツとして需要が高まっている。 市民のニーズに応えるため、用具の整備や貸出を行っている旨の周知を行うとともに、新たな指導者の育成・確保に向けスポーツ推進委員やレクリエーション協会等と連携を図り、出前講座の活用を促しながら、ニュースポーツの普及による「する」スポーツの人口拡大を図る。				

7	事業名	社会体育事業（スポーツ大会等出場選手激励金）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	国際大会や全国大会に出場する市民や、所属のスポーツ団体に激励金を交付し、本市のスポーツの普及奨励並びに技術の向上を図ることを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	1,800	1,800
			所要一般財源	1,800	1,800
			概算人件費	696	696
	取組状況と 成果	平成25年度より要綱の一部を改正し、市内小中高の児童・生徒の対象者には、予算の範囲内で複数回の交付を可能とした。 令和2・3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催できない大会もあったことから、激励金の申請・交付が減少したが、令和4年度以降においては、感染症対策を講じながら開催する大会が増えたため、増加している。 なお、令和7年度補助分より、支援強化のため激励金単価を増額した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	自然災害や感染拡大等によるスポーツ大会の開催状況並びに選手の活躍によって、激励金の申請・交付件数が増減する。 今後も本市のスポーツの普及奨励並びに技術の向上を図るため、当該事業の周知を図っていくとともに、激励金の増額や交付要件を含め、より良い支援のあり方について検討していく。			
8	事業名	社会体育事業（スポーツ協会補助金等及び事務局事務）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	本市及び会津地域の各スポーツ団体への運営補助により各団体及びその加盟団体が開催する大会等の充実を図るとともに、地域や各競技で活躍できるスポーツ指導者の育成を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	1,086	1,086
			所要一般財源	1,086	1,086
			概算人件費	1,931	1,931
	取組状況と 成果	市スポーツ協会、市町村体育・スポーツ協会会津地域連合会、会津スポーツ協会、市スポーツ少年団本部の事務局として各団体事務を実施することにより、加盟団体の育成と各種大会の充実を図り、様々なスポーツに触れる機会を創出している。 また、部活動地域移行に伴い開設した「あいづっこスポーツ教室」について、市スポーツ協会加盟の競技団体へ指導者の推薦を依頼し、運動部活動の全種目で実施する体制を整えた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子化による競技人口の減少や、高齢化による指導者不足が課題であり、スポーツへの興味・関心を次世代へつないでいけるよう、大会開催・運営への支援を継続するほか、各団体への若手指導者の加入、育成、及び競技力向上等、スポーツ推進事業の活性化に向け、関係団体と更なる連携を深めていく。 加えて、生徒が選択できる部活動を減らさないよう、今後も引き続き市スポーツ協会等と連携し指導者の確保並びに質的な向上を図る。			
9	事業名	社会体育事業（スポーツ推進委員の委嘱）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	市のスポーツ行事への協力、地区住民や学校等へのスポーツの実技指導等を通じて地域スポーツの充実を図るため、スポーツ推進委員の人材育成や活動の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	849	849
			所要一般財源	849	849
			概算人件費	1,931	1,931
	取組状況と 成果	スポーツ基本法に基づき、本市におけるスポーツ推進に係る体制を整備するため、スポーツ推進委員を委嘱し（令和7年度現在の委員数：25名）、市主催の各種スポーツ行事の運営に加え、生涯スポーツの振興を目的とした「ニュースポーツの出前講座」を実施してきた。また、委員の委嘱について従来の地区や競技団体からの推薦に加え公募を開始するなど人材の確保と合わせ、自主研修等の開催による資質の向上にも努めてきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	市の事業への参画が中心的事業となっていることから、各委員が各々の地域で活躍できる指導力の向上を目的とした、スポーツ推進委員の組織づくりや事業の充実等が課題となっている。 ニュースポーツ、指導力向上等の研修会や意見交換会等の機会の提供に努め、スポーツ推進委員の資質向上や新規活動に向けた支援を行っていく。			

10	事業名	社会体育事業（スポーツ少年団補助金及び事務局事務）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市スポーツ少年団本部及び県スポーツ少年団会津支部の主催事業等の充実を図り、もって団員・指導者を育成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	345	345
			所要一般財源	345	345
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	団員の健全育成と指導者の資質向上に向け、毎年各種講習会等を実施している。また、毎年国県が主催する各種事業への参加奨励を行い、団員・指導者それぞれの交流拡大に取り組んできた。 令和5年度でスポーツ少年団指導者資格移行措置期間が終了になることを受け、インターネット等での移行手続きの支援を行った。また、令和6年度から「市スポーツ少年団単位団活動支援補助金」を創設し、単位団の指導者確保に向け支援を行った。 令和6年度末時点で、団体数は41、団員数は978名、指導者数は148名であり、年々減少傾向にある。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	スポーツ少年団を取り巻く環境は、少子化や社会情勢の変化、スポーツに対する考え方の多様化により大きく変化し、団員の確保及び有資格指導者の育成・確保が課題となっている。 こうしたことから、団員確保に向けては、市ホームページに各団体の情報を掲載し興味・関心を喚起していくほか、指導者の育成・確保に向けては、研修会への参加勧奨や補助など、支援を継続していく。				
11	事業名	社会体育事業（各種大会への補助金等）		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	ふくしま駅伝をはじめとする各種大会の開催・参加を支援する。 (他に東日本少年剣道大会・市町村対抗軟式野球大会・市町村対抗ソフトボール大会)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,900	2,300
			所要一般財源	2,900	2,300
概算人件費			1,746	1,746	
取組状況と 成果	各大会の開催及び本市代表チームを支援することにより、競技人口の拡大並びに技術力向上を図りながら、本市のスポーツ振興を推進するとともに、スポーツ交流や観光による地域振興を図っている。 (うつくしまトライアスロン：令和7年度に主催者における運営上の都合により猪苗代町のみを範囲とした開催となったことから、負担金による支援を見送った経過にある)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	大会支援による競技人口の拡大や競技者の体力・技術力向上に寄与できる体制づくりを図りながら、スポーツ大会を通じた地域振興について庁内連携を図っていく必要がある。 また、市内スポーツ施設を活用した各種大会の開催について、関係団体と協議・検討を進めながら、引き続き各種大会の開催・参加を支援をしていく。				
12	事業名	スポーツ交流の推進		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	ゆかりの地とのスポーツを通じた相互交流の推進を図る。また交流を通して青少年の健全育成やスポーツ技術の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			20	20	
取組状況と 成果	平成21年度から尾道市との少年柔道大会を会津若松柔道会が主催しており、3年ごとに訪問と受入を交互に実施・継続している。平成30年度には尾道市を訪問。令和3年度の受入は新型コロナウイルス感染拡大の影響から延期となり、令和6年度は6年ぶりの交流となる受入が実施された。 また、令和7年には姉妹都市締結40周年を記念して、むつ市においてスキー交流を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	次回は令和9年度に本市が尾道市へ訪問予定である。訪問にあたっては多額の費用がかかることから、会津若松柔道会においても、交通手段の変更等経費を抑える努力をしているが、今後支援のあり方について検討していく必要がある。市スポーツ協会をはじめとする民間レベルでの交流を基本としながら、市として可能な支援を継続していく。 受入体制としては、各競技・種目団体主催による交流試合及び市主催大会等への参加を基本に取組を進める。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 スポーツ機会の充実



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
東北総合スポーツ大会負担金	市民スポーツ施設利用者数	144,000	125,785	145,000	—	146,000	—		
鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業	大会エントリー数	7,500	8,036	8,000	8,065	8,000	—		
社会体育事業（各種市民大会等の開催）	各種大会参加者数	2,500	1,879	2,500	—	2,500	—		

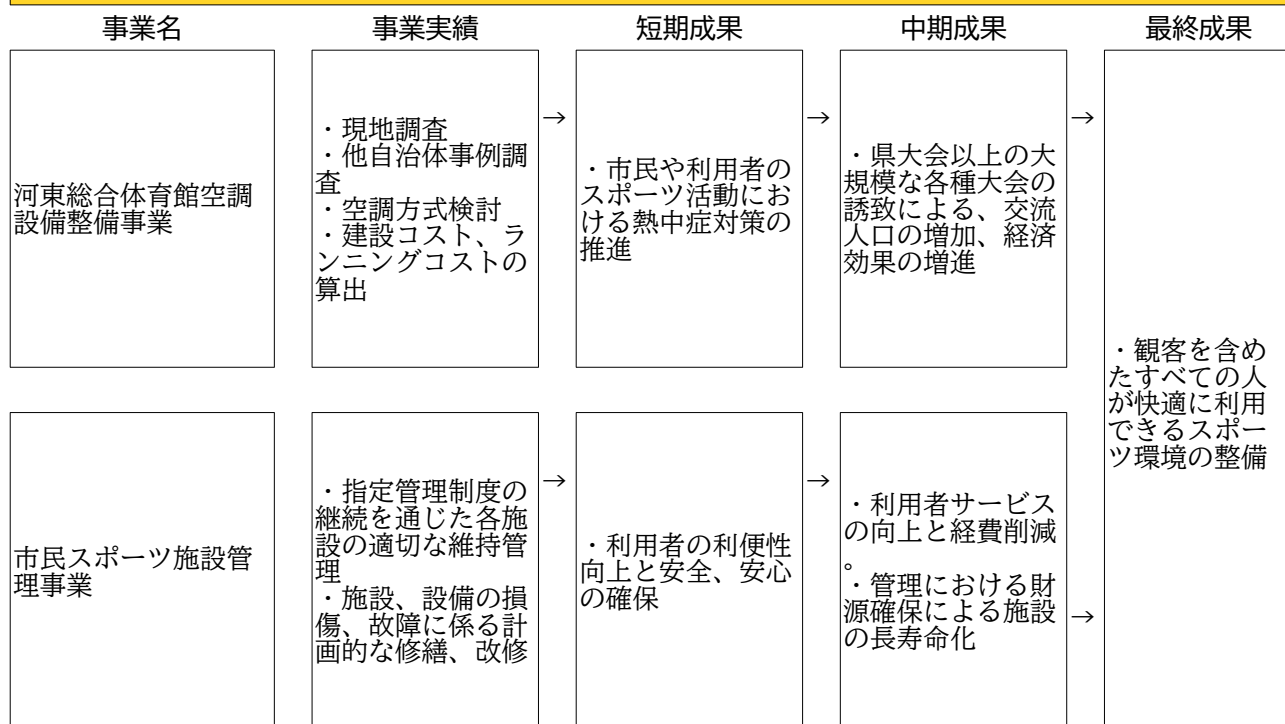
施策2 スポーツ環境の充実

1	事業名	河東総合体育館空調設備整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	近年の高温に伴い、夏季のスポーツ活動による熱中症の発生リスクが増大していることから、この対策として、屋内の公共スポーツ施設への空調設備の整備を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	7,591
			所要一般財源	0	7,591
概算人件費			0	773	
取組状況と 成果	—				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	—				
2	事業名	市民スポーツ施設管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民スポーツ施設（市民ふれあいスポーツ広場、河東地区スポーツ施設、小松原多目的運動場）の管理を通して、スポーツ人口の拡大並びに健康増進を図るとともに、安全かつ気軽に利用できる市民スポーツ施設の環境整備を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	42,524	50,993
			所要一般財源	42,524	50,993
概算人件費			1,545	1,159	
取組状況と 成果	市民スポーツ施設について適切な維持管理に努めるとともに、市民から要望があったものや経年劣化等により施設・設備に損傷・故障が生じたものについて、関係部局と連携し、修繕・改修を行った。 令和4年度以降、原油価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、国交付金を活用し、対象となる電気料金等の高騰分を支援し適切な施設運営を図った。 人口減少のなか、令和6年度の利用者数は約126千人となり、前年度より増加した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和8年8月に開催の東北総合スポーツ大会において、河東総合体育館での開催競技も予定されることから、熱中症対策を講じる必要がある。 ・施設の老朽化が進み、突発的な故障等も含め修繕・改修等の必要性が増してきていることから、市民要望も考慮し、計画的に修繕・改修等を行っていく。また、施設の老朽化に伴う今後の施設のあり方について、関連部局と協議を進めていく。				
3	事業名	コミュニティプール管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	通年利用できる屋内温水プールの利用促進により、スポーツ人口の拡大と冬季間の運動不足解消や健康増進を図るとともに、併せて、河東学園の教育課程に基づく授業や課外活動等にも供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	40,062	40,740
			所要一般財源	40,062	40,740
概算人件費			5,562	3,708	
取組状況と 成果	当該施設は塩素・湿度の影響により施設・設備の腐食・損傷が生じやすいことから、指定管理者と協議・連携しながら、日々の点検、適切な保守管理を行うとともに、施設・設備の状況を踏まえた計画的な修繕・改修等を行っている。 令和4年度以降、原油価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、国交付金を活用し、対象となる電気料金等の高騰分を支援し適切な施設運営を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少から回復しきれていない状況にあり、利用者の増加を図るため、指定管理者と連携し、利用者ニーズを自主事業に反映するほか、施設利用のPRを行っていくとともに、新たな利用者層の確保に向け取り組んでいく。 ・施設の老朽化に伴う突発的な損傷・故障等への対応が課題となっている。一部設備は、学校施設と共用となっていることから、施設運営に支障をきたさないよう、計画的に修繕・改修工事を実施していく。				

4	事業名	学校体育施設開放事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身近なスポーツ施設の提供及び地域スポーツの普及のため、学校教育に支障のない範囲で学校の体育施設を市民に開放する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,377	2,377
			所要一般財源	2,377	2,377
			概算人件費	1,931	1,931
5	取組状況と 成果	現在、市内の市立小・中・義務教育学校について、27校・29施設を開放している。令和3年度より、各利用団体から施設の開錠・施錠も含む利用責任者として管理員を選出いただいたうえで、鍵の受け渡しを可変式暗証番号キーボックス使用へ変更し、学校の事務負担軽減に努めた。 令和6年度より、団体の構成員数に係る登録要件を緩和し、実態に応じたより使用しやすい体制整備を行った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子化等により利用団体登録数・構成員数ともに減少傾向にあるが、各団体の利用回数は増加傾向しており、令和6年度においてはのべ118,366人の利用があった。 学校体育施設であることから、各利用団体に使用規則の遵守を徹底していくとともに、引き続き各学校の協力を得ながら、広く市民の方々にスポーツを楽しむ場として提供し、地域スポーツの普及を推進していく。			
	事業名	県営武道館の誘致		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
5	概要 (目的・内容)	会津若松商工会議所・市スポーツ協会・会津スポーツ協会・会津方部商工観光団体協議会・会津武道会等を中心に構成する「県営会津武道館建設促進期成会」と連携しながら、継続して本市誘致に向けた要望活動を展開していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	47	47
5	取組状況と 成果	県営会津武道館建設促進期成会による要望に加え、会津総合開発協議会においても平成13年から県に対し継続して要望活動を実施しているが、現時点において県から明確な計画は示されていない。 なお、建設候補地とされている県立会津総合病院跡地については、令和5年6月策定の本市の「県立病院跡地利活用基本計画」において、子どもの遊び場・子育て支援をメイン機能とする施設の建設が基本的な考えとなり、令和10年度の稼働に向け準備を進めている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	県営武道館も含めたスポーツ施設の建設については「既存施設の有効活用」が県の現段階の考え方であり、関係団体の意見を踏まえ、調査研究を進めるとの意思表示がなされている。 引き続き、県の動向を注視していくとともに、会津総合開発協議会や県営会津武道館建設促進期成会等の関係団体、関係部局と連携を図りながら誘致活動を継続していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 スポーツ環境の充実



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
河東総合体育館空調設備整備事業	市内公共スポーツ施設における県大会以上の大会数	—	79	80	—	80	—	80	—

政策目標7 未来につなぐひとづくり/政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

政策分野7 歴史・文化

目指す姿

文化芸術に親しむ機会にあふれ、本市の豊かな歴史資源の継承のもと、文化や歴史の魅力が世界に発信されているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興	
	地域の特色を活かした芸術文化事業や文化祭などの開催を支援します。また、質の高い文化芸術に触れる機会を充実し、地域の文化力の向上と市民が主体となった芸術文化活動の促進を図ります。	
施策2	地域の歴史・文化を育む環境づくり	
	誰もが気軽に地域の歴史や文化に触れ、学ぶことができる機会を創出します。また、歴史と文化が薫るまちを目指し、市民が活動しやすい環境づくりを行います。	
施策3	歴史資源・伝統文化の保存・継承	
	文化財をはじめとする本市の貴重な歴史資源や伝統文化を後世に継承する取組を進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図ります。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	市民文化祭参加行事				行事	参加行事数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	73	74	74	75	参加行事数はほぼ横這いで推移している。参加団体が固定化・高齢化しており、参加行事数について現在の目標を達成することは難しいと考えられる。
	実績	47	49	44	-	
	達成率	64%	66%	59%	-	
2	歴史文化講座参加者				人	参加者数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	330	340	350	360	開催情報の発信強化や、これまでになかったテーマや手法により、参加者数の回復が図られ、新たな層の参加を得ることができた。
	実績	124	227	250(見込)	-	
	達成率	38%	67%	71%(見込)	-	

2 施策の評価

施策1	地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興
主な取組状況と成果	【1】地域の主体的な参加 ・令和6年度より、市民文化祭の運営組織を見直し、これまでの文化団体のみならず、実行委員を公募するなど地域とともに企画・運営する体制づくりを行った。 ・これまでに無かった新たな視点により、会津の文化資源を実際に体験できるイベントや、年齢を問わず参加できる美術展が開催されるなど関係人口の増加を図ることができた。 ・あいづまちなかアートプロジェクトについても、運営組織を統合して実施することで、これまでの部会それぞれの取り組みから、双方連携した事業を展開することができた。 ・さらに、アートコミュニケータがまちなかアートプロジェクトの各事業で活動することにより、作品と来場者の距離が近くなり、来場者の満足度を高めることにつながった。 【2】早乙女貢文化振興基金の活用 ・令和5年度は、士魂の会と協議合意の上、早乙女貢文化振興基金の設立を行った。令和6年度からは、「早乙女貢文化振興基金設立記念文化講演会」・「早乙女貢展」、新庁舎での「早乙女貢絵画展」を開催することで、氏の功績と基金の周知を図るとともに、市民が文化や歴史、芸術へ触れる機会の促進を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域の主体的な参加 ・市民文化祭及びあいづまちなかアートプロジェクトなどの文化振興事業は、市民一人ひとりの潤いのある生活や、豊かなまちづくりを目指した活動であることから、市民がより主体的に参加できる取組となるよう、事業の方向性や実施体制、事業内容などの見直しを図っていく。 【2】早乙女貢文化振興基金の活用 ・早乙女貢文化振興基金記念事業を通じ、文化や歴史に対する市民の意識醸成を図っていく必要があることから、文学賞の創設や、生誕100周年記念講演会の実施について関係機関に協力を仰ぎながら検討していく。
施策2	地域の歴史・文化を育む環境づくり
主な取組状況と成果	【1】文化施設等の適切な管理、整備及び活用 ・文化活動の拠点となる文化施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、効率的な運営管理と市民サービスの向上を図るとともに、老朽化した施設・設備を計画的に改修してきた。 ・歴史資料センターにおいて、運営管理の一部を民間委託し、効率的な運営管理を図るとともに、様々な展示・講座を行い、市民が地域の歴史を学ぶ機会を創出してきた。 【2】収蔵美術作品の管理と活用 ・収蔵美術作品の保管・管理とその活用については、作品の種別や状態を踏まえ、劣化等が進みやすいものについては専門業者に保管管理を委託してきた。また、その他の作品は文化センター倉庫で保管している。 ・収蔵作品については、小学校を巡回して行う「ふれあい美術展」や、生涯学習総合センターでの「みちくさギャラリー」などのほか、作品のデジタル化を行い市ホームページで公開するなど、様々な手法で鑑賞の機会を提供し、文化芸術の振興に寄与した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】文化施設等の適切な管理、整備及び活用 ・文化施設及び歴史資料センターは施設の老朽化が激しいことから、利用者の安全性を第一に考慮し、施設・設備の改修計画を行う必要がある。 ・小学校と連携した郷土の歴史を学ぶことができる「まなべこツアー」の開催や、歴史資料センター「まなべこ」での資料展示や各種講座の継続により、子どもから大人まで広く郷土理解の促進を図っていく。 【2】収蔵美術作品の管理と活用 ・収蔵美術作品の適切な管理と一層の活用に向けて、学識経験者による専門的意見を踏まえ、より効果的な手法を検討していく。 ・収蔵作品のデジタル化についても、活用の幅を広げる取り組みを行うとともに、今後も引き続き収蔵作品のデジタル化を進めていく。

施策3	歴史資源・伝統文化の保存・継承
主な取組状況と成果	・国指定の史跡・名勝・天然記念物である御薬園・院内御廟・赤井谷地沼野植物群落について、文化庁や専門家により構成される指導会議での指導を受けながら保護や整備を行った。さらに赤井谷地や院内御廟で市民にその価値を理解してもらうため見学会や散策会を開催した。 ・御薬園については、植栽整備等の整備計画や重陽閣を位置付けた、新たな保存活用計画の策定を令和5年度から令和7年度にかけて行った。 ・日新館天文台跡については、駐車場や見学スペース、看板等の環境整備を行い、歴史文化講座等を開催することで、郷土の歴史の理解促進を図った。 ・開発行為等に伴い事前に発掘調査を実施し、遺跡の内容を記録として保存するなどの埋蔵文化財の保護を図った。 ・市文化財保存活用地域計画に基づき、意見交換会やワークショップ等を開催し、歴史資源や伝統文化の継承を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】文化財の保存・整備・活用 ・文化財保存・継承に向け、所有者や地域との連携や広く文化財に対する意識醸成に向けた取組を継続する。 ・指定文化財等の環境整備については、地区等への委託による支障木伐採や除草清掃を継続して行うとともに、国指定文化財等については、所有者のみで文化財の維持管理を行うことが難しい面もあることから、補助制度等を活用し、所有者の負担軽減を図っていく。 ・御薬園・院内御廟・赤井谷地沼野植物群落については、指導会議での指導を受けながら保存整備を進めていく。 ・院内御廟について、令和7年度より新たな保存活用計画の策定を行い、史跡の長期的な保存・活用を図っていく。 【2】埋蔵文化財の調査・保護の充実 ・開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の依頼件数が増加していることから、一部民間委託の導入などにより円滑に調査を進める。 ・「文化財だより」や「出前講座」により、文化財に対する保護意識の高揚を図っていく。 【3】歴史文化の継承のための機会の創出 ・院内御廟や赤井谷地、日新館天文台跡等について、現地での見学会や歴史文化講座を行うなど、市民の文化財に対する理解促進に向けた、積極的な文化財の活用を図る。 ・市文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財などの地域の歴史資源の情報収集や、地域ぐるみでの歴史文化の保存・活用に向けた取組を進める。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
2 - 2	郷土理解学習推進事業	教育委員会・学校教育課
5 - 1	生涯学習推進事業	教育委員会・生涯学習総合センター

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興】

・市民文化祭の開催支援や、小学校を巡回するふれあい美術展、さらには地域文化団体への支援等を通じ、文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民自らの文化芸術活動の促進を図ってきた。
・まちなかアートプロジェクトにおいては若手作家や子どもたちによる作品制作などの取り組みを通じ、担い手の育成に努め、市民の文化芸術に対する意識の醸成を図った。

【施策2 地域の歴史・文化を育む環境づくり】

・文化活動の拠点となる文化施設について、指定管理者制度を導入し、効率的な運営管理と市民サービスの向上を図るとともに、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、利用者が安心して利用できる環境づくりに取り組んできた。
・美術作品は、適した温度や湿度の管理が必須であるが、外部施設に委託することで一部作品を適正に管理してきた。また、市収蔵作品について、様々な事業機会を通じ鑑賞できる場を設けるとともに、デジタル化に取り組み、新しい鑑賞機会の提供に取り組んできた。

【施策3 歴史資源・伝統文化の保存・継承】

・国指定の史跡・名勝・天然記念物である御薬園・院内御廟・赤井谷地沼野植物群落について、文化庁や専門家による指導を受けながら保護や整備を行った。さらに、院内御廟や赤井谷地沼野植物群落では、散策会等を開催し、歴史文化への理解や愛着の醸成を図った。
・開発行為に伴い、事前に発掘調査を実施し、遺跡の内容の記録保存及び調査成果の公開を行ったほか、埋蔵文化財包蔵地を会津若松市公開用GISに掲載し、WEB上での確認を可能にすることで、埋蔵文化財の保護を図った。
・令和4年に策定した「市文化財保存活用地域計画」に基づいた取組により、歴史資源や伝統文化の把握と継承を図った。また、歴史資料センターを活用し、歴史資料の展示や先人顕彰を行うとともに、市内小学校と連携した「まなべこツアー」や、歴史文化講座、歴史に関するレファレンスを行うことにより、郷土の歴史の継承に努めた。

○課題

【施策1 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興】

・高齢化が進み、また文化芸術活動の形が多様化していく中で、市民が気軽に文化芸術に触れ、活動できる機会が創出されるよう学校教育とも連携を図りながら市民文化祭などの事業について検討していく。
・地域の文化芸術振興のためには、市民が文化芸術を鑑賞できる機会が得られるとともに、主体的に参加し創造していく機会を増やすことが重要であることから、学芸員などの専門家の知識を活用しながら事業企画や展示内容の計画実施などに努めていく。

【施策2 地域の歴史・文化を育む環境づくり】

・文化施設及び歴史資料センターは老朽化が進んでおり、利用者の安全性に配慮すべく、公共施設マネジメントの視点から、改修や施設そのもののあり方を検討していく。
・分散管理を行っている美術品等の収蔵機能について、適切な保存と効果的な活用について引き続き検討していく。

【施策3 歴史資源・伝統文化の保存・継承】

・歴史や文化は、その地域特有の財産であり、地域の魅力を発信するための貴重な資源であることから、歴史や文化に対する一層の理解と郷土への誇りや愛着を醸成する取組に加え、文化財や歴史資料をはじめとする本市の有する豊かな歴史資源や伝統文化を適切に保護し、後世に継承していく取組を進める必要がある。そのため、「市文化財保存活用地域計画」等に基づいた取組により、地域が一体となって歴史資源の把握と継承に努めていく必要がある。

5 最終評価

政策分野7「歴史・文化」の推進にあたっては、文化芸術に触れる機会の充実や人材育成事業を通して多様な主体による交流や協働を進め、より多くの市民の方々が文化芸術に主体的に参画できる環境づくりを進めていく。また、早乙女貢文化振興基金を活用した取組をはじめ、市内の文化振興に資する事業を展開していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興							
1				4.7	文化振興事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
2		◎		4.7	あいづまちなかアートプロジェクト事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
3				4.7	郷土研究奨励事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
4		◎		4.7	早乙女貢文化振興基金記念事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
施策2 地域の歴史・文化を育む環境づくり							
1		◎		4.7	會津風雅堂管理事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
2		◎		4.7	文化センター管理事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
3		◎		4.7	歴史資料センター管理運営事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
4				4.7	会津能楽堂管理事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
5				4.7	収蔵美術作品管理活用事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
施策3 歴史資源・伝統文化の保存・継承							
1	◎			4.7	本田地区農地整備発掘調査事業	新規	教育委員会・文化スポーツ課
2				4.7	文化財調査事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
3				4.7	文化財整備事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
4				4.7	御薬園管理運営事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
5				4.7	御薬園整備事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
6		◎		4.7	院内御廟保存整備事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
7				4.7	赤井谷地保存整備事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
8				4.7	埋蔵文化財管理事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
9				4.7	指定文化財保存整備補助事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
10				4.7	日新館天文台跡整備事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
11		◎		4.7	文化財保存活用地域計画推進事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
12	◎			4.7	県立病院跡地発掘調査事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
13				4.7	城前団地発掘調査事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
14				4.7	神指城跡保存検討会事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課
15				4.7	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（県道）発掘調査事業	終了	教育委員会・文化スポーツ課
16	◎			4.7	御山地区農地整備試掘調査事業	継続	教育委員会・文化スポーツ課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興					
1	事業名	文化振興事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に文化鑑賞の機会を提供するとともに、市民自らの活動に対する支援を行い、文化振興を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,442	2,442
			所要一般財源	2,442	2,442
			概算人件費	1,545	1,545
取組状況と 成果	市民文化祭や会津総合美術展の開催、文化団体連絡協議会の運営など、市民の文化活動を支援し、広く市民に参加と鑑賞の機会を提供している。				
課題認識と 今後の方針・改善点	社会の価値観の多様化に伴い、市民の文化芸術活動は様々な形態、分野で実施されている。特に若い世代においては、文化団体連絡協議会に所属せずに活動を実施する傾向にあり、市内の文化団体における高齢化が進んでいる。 市民が自ら主体的に参加し、または関わっていくことができる文化芸術活動の機会を提供することができるよう市民文化祭をはじめとし、取り組みを検討していく。				
2	事業名	あいづまちなかアートプロジェクト事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津の文化資源等を活用し、市民が気軽に芸術へ触れる機会の創出や、地域の魅力を再認識し郷土愛を醸成する取組を通じて、地域文化の振興を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,000	5,000
			所要一般財源	2,000	5,000
			概算人件費	6,180	6,180
取組状況と 成果	会津のうるし文化をテーマとした事業と会津地域で育まれてきた文化芸術活動を中心とした事業を展覧会やワークショップなどの具体的な活動として開催しながら、本市に必要とされるアートのあり方について、関係者らとともに考える恒常的な議論の場づくりを行ってきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	会津ならではの文化資源である「うるし」や、地域の魅力を生かした文化芸術「アート」を介して、交流の場づくりや文化活動に関わる人材の育成、さらには関係人口の増加が求められていることから、専門家だけでなく市民も含め協働し展開していく。				
3	事業名	郷土研究奨励事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	個人の寄附金の活用による基金事業として、会津地方に関する史学・民俗学・考古学・美術史学・地理学・農学・生物学・地学などを調査・研究した作品を募集し、優秀な作品を奨励・公開することにより、市民の郷土愛の醸成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	484	484
			所要一般財源	84	84
			概算人件費	155	155
取組状況と 成果	平成元年度から会津地方に関する調査・研究作品を募集し、郷土研究奨励金審査委員会の審査を経て、奨励賞及び副賞を授与している。 小学生から高齢者までの応募があり、郷土の歴史文化研究に取り組む機会となっている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	一般成人部門は、応募数や研究様式になっている作品が少ないため、応募方法や審査基準のあり方について検討していく。青少年部門は学年により熟度や理解に開きがあるため、審査委員による調査・研究方法等への指導の在り方を検討するとともに、より多くの応募を得るため、小・中・高校への周知の強化と歴史資料センターまなべこ等を活用した周知を図っていく。				

4	事業名	早乙女貢文化振興基金記念事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	早乙女貢文化振興基金を活用し、早乙女貢氏の功績と基金の周知を図り、文化や歴史、芸術へ触れる機会の創出を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,233	3,000
			所要一般財源	10,233	3,000
			概算人件費	927	927
	取組状況と 成果	令和5年度は、土魂の会と協議合意の上、早乙女貢文化振興基金の設立を行った。令和6年度からは、「早乙女貢文化振興基金設立記念文化講演会」・「早乙女貢展」、新庁舎での「早乙女貢絵画展」を開催することで、氏の功績と基金の周知を図るとともに、市民が文化や歴史、芸術へ触れる機会の促進を図った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	早乙女貢文化振興基金記念事業を通じ、文化や歴史に対する市民の意識醸成を図っていく必要があることから、文学賞の創設や、生誕100周年記念講演会の実施について関係機関に協力を仰ぎながら検討していく。			

施策2 地域の歴史・文化をはぐくむ環境づくり

1	事業名	會津風雅堂管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成18年度から指定管理者制度を導入し、多様な芸術文化活動の拠点となる施設として、効果的・効率的な管理運営を行い、市民サービスの向上に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	161,620	162,887
			所要一般財源	159,600	162,887
			概算人件費	483	483
	取組状況と 成果	指定管理者による効果的・効率的な管理運営と保守点検管理を行い、利用者の安全性を確保した施設の提供を行っている。また、平成6年の開館後31年を経過していることから、設備の更新や維持補修等を計画的に実施してきた。			
2	課題認識と 今後の方針・改善点	当施設は専門的な機器設備等が多く、改修等には相当の財源や時間を要するものが多いことから、安全で安定した施設運営が図られるよう、市の公共施設マネジメントに基づき計画的な設備改修を行う。また、大規模な改修を行う際は、休館による対応も必要となってくることから、指定管理者と連携し計画的に対応していく。 これからの地域文化の振興のためには、本施設が芸術文化の鑑賞の場にとどまることなく、地域の文化振興の拠点となるよう、指定管理者と連携し積極的に取り組んでいく。			
	事業名	文化センター管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成18年度から指定管理者制度を導入し、多様な芸術文化活動の拠点となる施設として、効果的・効率的な管理運営を行い、市民サービスの向上に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	37,611	41,122
			所要一般財源	37,611	41,122
			概算人件費	387	387
	取組状況と 成果	指定管理者による効果的・効率的な管理運営と保守点検管理を行い、利用者の安全性を確保した施設の提供を行っている。また、昭和53年の開館後47年を経過していることから、設備の更新や維持補修等を計画的に実施してきた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	当該文化施設は老朽化が進んでいること、さらには史跡上に建設されており大規模改修が困難であることを踏まえ、安全で安定した施設運営のため施設整備について計画的に進めることが急務となっている。 本施設は芸術文化の鑑賞の場にとどまることなく、地域の文化振興の拠点として市民はじめ地域内外の方に利用されていることから、施設の持つ機能は保持していく必要がある。			

3	事業名	歴史資料センター管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	郷土の歴史に関する学習及び、調査・研究活動の拠点であり、市の歴史資料等を保存・管理する施設として、歴史資料センターを管理運営する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	24,347	29,162
			所要一般財源	13,813	28,929
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	平成26年度、施設名称を「会津若松市歴史資料センター」とし、資料展示を行うなど、広く来館者を迎える施設として仮オープンし、平成27年9月にグランドオープンした。 歴史の苦手な人や子どもでも分かりやすい展示を心がけており、展示のほかにも歴史文化講座を開催することで、市民が郷土の歴史に触れる機会を創出し、近年では県外からの学習旅行による来館者数も増加している。 歴史資料の調査や収集、歴史に関する問合せへの対応も継続して行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	建物は建築からおよそ50年が経過しており、設備等に不具合が生じている部分が複数あるため、優先順位を検討しながら補修等を継続して行っていく必要がある。公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、郷土の歴史に関する調査・研究活動の拠点として、耐震診断や必要な修繕等を行っていくとともに、今後の施設のあり方について検討していく。 歴史文化講座や展示内容の充実を図るとともに、周知方法の見直しを行い、認知度と来館者の満足度の上昇に努めていく。				
4	事業名	会津能楽堂管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成26年度から指定管理者制度を導入し、能をはじめとする伝統文化や民俗芸能など幅広い分野の研修や練習の場として、効果的・効率的な管理運営を図りながら、市民サービスの向上に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	790	800
			所要一般財源	790	800
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成21年8月に民間団体より寄附を受け、平成21年10月に供用開始した。 文化活動の拠点となる施設の一つであり、特に、伝統文化を継承する施設として、指定管理者制度の導入により、効果的・効率的な管理運営を図りながら、伝統文化の後継者育成に向けた運営に努めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	研修施設である特性から、施設利用者は限定的であり、稼働率は低い状況である。 一方、市民の文化活動の研鑽と成果発表の拠点となる施設であるため、指定管理者による効率的な管理運営に努めていく。				
5	事業名	収蔵美術作品管理活用経費		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市が収蔵する美術作品を適切に保管・管理するとともに、その作品を多くの市民に公開する機会を設ける。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,511	3,750
			所要一般財源	3,511	3,750
概算人件費			300	300	
取組状況と 成果	収蔵美術作品の保管・管理とその活用については、作品の種別や状態を踏まえ、劣化等が進みやすいものについては専門業者に保管管理を委託してきた。また、その他の作品は文化センター倉庫で保管している。 収蔵作品については、小学校を巡回して行う「ふれあい美術展」や、生涯学習総合センターでの「みちくさギャラリー」などのほか、作品のデジタル化を行い市ホームページで公開するなど、様々な手法で鑑賞の機会を提供し、文化芸術の振興に寄与した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	収蔵作品については、小学校を巡回して行う「ふれあい美術展」や、生涯学習総合センターでの「みちくさギャラリー」などのほか、作品のデジタル化を行い市ホームページで公開するなど、様々な手法で鑑賞の機会を提供し、文化芸術の振興に寄与した。				

施策3 歴史資源・伝統文化の保存・継承

1	事業名	本田地区農地整備発掘調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	北会津町本田地区にて予定されている農地整備計画範囲内に埋蔵文化財が存在するため、整備に係る工事により遺跡が消滅する箇所について事前に発掘調査し、記録として保存する。令和8年度終了予定。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	37,747
			所要一般財源	0	2,396
概算人件費			0	4,975	
取組状況と 成果	—				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	—				
2	事業名	文化財調査事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松市文化財保護条例に基づき、教育委員会の諮問機関として設置した文化財保護審議会を開催する。審議会では、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存と活用に関する事項について調査・審議を行い、教育委員会に建議する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	140	140
			所要一般財源	140	140
概算人件費			152	152	
取組状況と 成果	委員による指定文化財の保存と活用に関する調査や、市内に存在する指定候補となる文化財等の調査を踏まえ、文化財保護審議会での議論を行い、文化財の指定等について教育委員会に建議した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	貴重な文化財を守り、後世に継承していくために、文化財の調査を行い、所有者の権利を守りながら、市指定などにより文化財の保存を推進するとともに、文化財の保護・保存について広く理解を得るための取組が必要である。 文化財保護審議会委員は、市内の文化財を専門的見地から調査し、指定・保存に値する文化財であるかを審議しており、文化財の保存に大きく寄与しているため、今後も継続的に活動していく。				
3	事業名	文化財整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	文化財を次世代に継承するために、指定文化財や埋蔵文化財などについて、特性や環境・状況に応じた保護・維持管理・環境整備等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	24,669	17,326
			所要一般財源	0	17,326
概算人件費			557	557	
取組状況と 成果	指定文化財等において、支障木対応や除草・清掃などの維持管理、老朽化した文化財説明板や敷地内の塀などの改修、撤去を実施し文化財の保護を図るとともに、市民がより文化財を活用しやすい環境を整えてきた。埋蔵文化財保護のため、開発に伴う試掘調査を実施した。「文化財だより」の発行や出前講座を実施し、市民の文化財に対する保護意識の高揚を図った。山鹿素行生誕の地について、ブロック塀の撤去及び景観に配慮された新たな囲障工事を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	指定文化財等の維持管理・環境整備については、経年や社会状況の変化により、施設の毀損や支障木の増加、管理体制などに課題が生じていることから、地域の関係者等と協議しながら、計画的に適切な維持管理・環境整備を行っていく。とりわけ、高瀬の大木については、国の補助金を活用した環境整備等を検討する。 埋蔵文化財試掘調査については、依頼者と協議し、適切な調査による埋蔵文化財の保護を図る。				

4	事業名	御薬園管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	御薬園（名勝会津松平氏庭園）の保護・保存を図るとともに、広く市民や観光客に公開するために、施設の管理運営を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,690	20,569
			所要一般財源	18,690	20,569
概算人件費			557	371	
取組状況と 成果	平成18年度より、一般財団法人会津若松観光ビューローが指定管理者となり運営している。令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で入場者が大幅に減少したが、令和4年度以降は回復が見られ、令和6年度は紅葉時期の庭園内ライトアップ夜間特別開園を無料入園とするかわりに、様々な催しを行い、入園者増や収入増につなげることで、総入場者数及び有料入場者数ともに前年度を上回る実績となった。				
課題認識と 今後の方針・改善点	本市の貴重な文化財として適正な保護・保存に努めながら、広く市民や観光客に公開するなど、その利活用を図っていく必要がある。 指定管理者制度の導入によりサービス向上と事業の効率化を図っており、引き続き指定管理者による管理運営を行うとともに、保存活用計画に沿った文化財庭園の維持管理を行う。また、指定管理者と連携し、適切な施設運営と観光施設としての魅力向上を通して、来園者増加に努めていく。さらに、令和8年度本市で開催が予定されている「大名庭園サミット」の開催を支援することで、大名庭園の魅力発信や、庭園の保存・活用・継承を図る。				
5	事業名	御薬園整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国指定名勝会津松平氏庭園の保護・保存を図るため、専門的知見を活用した整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,181	9,177
			所要一般財源	0	4,589
概算人件費			1,082	1,082	
取組状況と 成果	御薬園の保護・保存を図るため、名勝会津松平氏庭園整備基本計画書に基づき、池の護岸修復や御茶屋御殿の修復、支障木伐採等の整備修復を実施してきた。令和5年度からは、保存管理状況や継承についての課題を整理し、中・長期的な観点からの取組を進めるための、保存活用計画の策定を行った。				
課題認識と 今後の方針・改善点	庭園の重要な構成要素である植栽の整備が不十分であり、雪害による倒木等が発生しているため、緊急性の高い樹木から順に整備を行う必要がある。また、園内の施設が老朽化しているため、改修を行う必要がある。 そのため令和5年度から7年度にかけて作成する「保存活用計画書」に基づき、園内の植栽整備や施設改修などを年次計画により行う。				
6	事業名	院内御廟保存整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	史跡会津藩主松平家墓所（院内御廟）の保護・保存を図るため、専門的知見を活用し、整備や公開を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,281	7,651
			所要一般財源	0	0
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	院内御廟の保護・保存を図るため、平成14年度策定の保存・管理・活用基本計画に基づき、危険箇所の修復整備や支障木の伐採、案内板整備などを行い、平成27年度からは、今後の保存・活用に向け、石造物の調査・管理台帳作成、長期保存に向けた環境調査を実施した。また、平成21年度から歴史散策会を開催し、近隣観光施設と連携して市内外の方に院内御廟の歴史、価値、保存の重要性などの周知を図っている。また、令和7年度からは、史跡の保存活用計画の作成を行っている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	今後も史跡保護のための日常管理を行うとともに、歴史散策会やまなべこツアーなどを通して、史跡の歴史や価値、保存の重要性などの周知を図っていく。また、これまでに作成した石造物の管理台帳や環境調査のデータを活用しながら、石造物の劣化や獣害、支障木など史跡が抱える課題を抽出し、整備指導会議で委員に諮り、令和7年度・令和8年度で新たに保存活用計画を策定し、史跡としての院内御廟の保存・活用を図る。				

7	事業名	赤井谷地保存整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国指定天然記念物赤井谷地沼野植物群落の保護・保存を図るため、専門的知見を活用した整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,637	2,787
			所要一般財源	2,637	2,787
			概算人件費	1,005	1,005
8	取組状況と成果	農業基盤整備事業と連携し、農業用水の指定地外への付替えや非農用地の設定・公有化を実現し、毎年、水環境調査、植生調査を行い、湿原の保全・回復を図っている。令和5年度には、谷地保全のため旧新四郎堀の遮水と水位調整用のゲートを設置した。 また、観察会を年1回実施し、市民に対する赤井谷地の周知と保護意識の醸成に努めている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	赤井谷地は貴重な歴史資源であることから、乾燥化の防止や植生回復など適正な管理に努めるとともに、後世へ継承していくため、赤井谷地の文化財的価値の周知と保護意識醸成のための取組が必要である。 水環境・植生調査や指導会議の継続等により、谷地の保全に努める。観察会の実施やホームページ等の活用を通して、赤井谷地についての理解促進と保護意識の醸成を図る。			
	事業名	埋蔵文化財管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
9	概要 (目的・内容)	発掘調査で出土した遺物や、民俗資料などの文化財を適切に保存・活用するための管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	746	746
			所要一般財源	746	746
			概算人件費	232	232
	取組状況と成果	現在、河東文化財管理室（旧河東第一幼稚園）に民俗品、追手町埋蔵文化財収蔵庫に市内の埋蔵文化財からの出土品を収蔵および管理している。出土品は出土した遺跡ごとに適正に管理され、遺物見学会や歴史資料センターでの展示などに活用されている。			
9	課題認識と今後の方針・改善点	埋蔵文化財出土品と民俗品をそれぞれの施設に集約して収蔵し、管理・活用しているが、追手町埋蔵文化財収蔵庫の老朽化に加え、今後もほ場整備や開発に伴う発掘調査が続く見込みであり、出土品等の文化財が増加することが予想されるため、新たな収蔵施設の確保が必要であることから、新たな収蔵施設についての検討を行う。			
	事業名	指定文化財保存整備補助事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	民間所有の指定文化財の保存等に係る国・県補助対象事業などに対し、「会津若松市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付することで、文化財の管理・修理・保存等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,199	5,252
			所要一般財源	6,199	5,252
			概算人件費	279	279
	取組状況と成果	国指定重要文化財建造物（延命寺地藏堂、八葉寺阿弥陀堂、旧滝沢本陣横山家住宅、旧正宗寺三匠堂）の保存管理事業に対し、補助金を毎年交付するとともに、国・県・市指定文化財の修理事業や防災施設整備事業に対しても、補助金を交付し、文化財の適切な保存整備に寄与した。 令和7年度から2か年計画で、県指定文化財蒲生秀行廟の既存の茅葺を撤去し、金属屋根を葺く修理工事に着手した。			
9	課題認識と今後の方針・改善点	民間所有の指定重要文化財建造物の管理や修理事業に対し、補助金を交付することにより、文化財が良好な状態で保存される一助となっているが、国・県補助金の減額や不採択の事例がある。 引き続き、国県等と連携し、適切な保存につながるよう、補助金を要望していくとともに、文化財所有者と情報共有を図りながら、会津若松市文化財保存事業費補助交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付していく。			

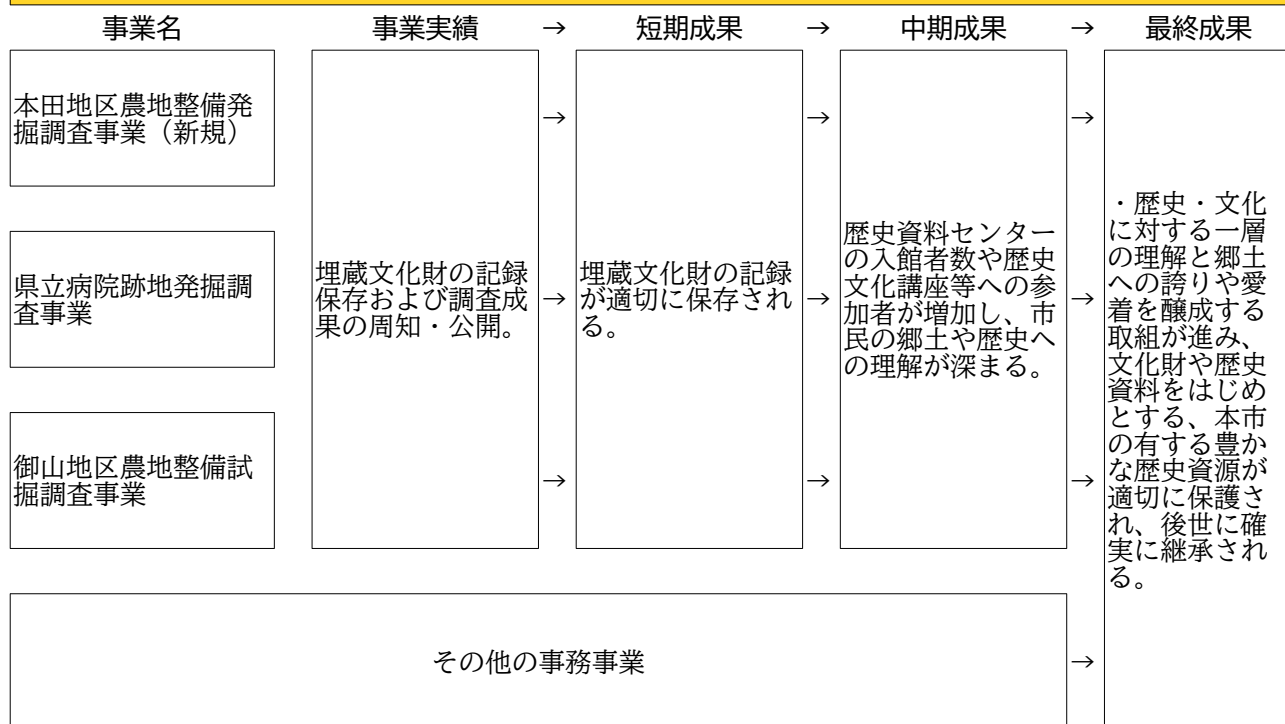
10	事業名	日新館天文台跡整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市指定史跡「天文台跡」の保存を図るとともに、市民や観光客が学習できる場となるよう周辺の整備・活用を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50	90
			所要一般財源	50	90
概算人件費			371	371	
取組状況と 成果	天文台跡の清掃等維持管理や隣接する土地の取得に向け所有者との協議を行うとともに、まなべこ歴史文化講座や天文学者による文化講演会を通じ、市民へ天文台跡の歴史や価値の周知に努めた。 令和5年度に取得した南側隣地を見学スペースや駐車場として活用するため整備し、令和7年6月に竣工した。また、5月にはまなべこ歴史文化講座による天文台跡の解説を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	指定史跡天文台跡は、現存する日新館唯一の遺構であり、日本唯一の天文台跡で日本天文遺産に登録されているため、保存・継承していく必要がある。 史跡の保存を第一とし、隣接地の購入等により、史跡を良好な形で保護・保存する。学習や観光の素材として活用するため、児童生徒、観光客、地域住民等が史跡に触れる場として、周辺の歴史探訪の回遊性向上に向けた取組を検討していく。				
11	事業名	文化財保存活用地域計画推進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市が目指す目標や取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとなる、「文化財保存活用地域計画」に基づく施策等の進行管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	175	2,210
			所要一般財源	175	1,210
概算人件費			155	464	
取組状況と 成果	令和2年度から計画策定を行い、令和4年度に文化庁の認定を受けた後は、庁内連絡調整会議や地域計画協議会の開催による情報共有及び、意見交換会やワークショップの開催による歴史資源の把握と地域の意識醸成を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子高齢化や社会状況の変化に伴い、本市の歴史文化の象徴である文化財を含む歴史資源の消滅や散逸の可能性が高まっている。 本計画に基づき、意見交換会やワークショップの開催により、地域の歴史資源の把握に努めるとともに、庁内や地域、関係団体等と協力して計画的に本市の文化財を保護・活用していく。また、令和8年度に計画の最終年度を迎えることから認定更新を行う。				
12	事業名	県立病院跡地発掘調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	埋蔵文化財保護のため、開発により現状で保存を図ることができない埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の内容を記録保存する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,012	160,000
			所要一般財源	0	0
概算人件費			773	1,545	
取組状況と 成果	令和6年度は、敷地北側の道路拡幅部分について、事前の発掘調査を実施して記録として保存し、令和7年5月末に調査記録の報告書を刊行した。現在、公共施設ゾーン1,900㎡のうち、1,200㎡について本発掘調査を完了している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	工事の設計によって発掘調査範囲や調査費用、調査期間が変動することから、関係課と密に調整をしながら計画を立て、調査を実施する必要がある。 工事の設計が概ね固まり次第、試掘調査の結果を基に関係課や施工業者と保存協議を行い、効率的に調査を実施していく。				

13	事業名	城前団地発掘調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	埋蔵文化財保護のため、開発により現状で保存を図ることができない埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の内容を記録保存する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,100	10,559
			所要一般財源	2,050	8,509
			概算人件費	2,160	2,163
14	取組状況と 成果	平成25年度に第1工区1,300㎡、平成28年度に第2工区960㎡、平成30年度に第3工区935㎡の発掘調査を実施し、記録として保存した。令和元年度は第4、第5工区1,790㎡の調査、令和6年度は、若松第二中学校庭東隣1,235㎡の発掘調査を実施した。令和7年度は、若松第三幼稚園北側隣地の道路拡幅工事に伴い、287㎡の発掘調査を行う。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	発掘調査の実施にあたっては、城前団地整備計画のスケジュールを踏まえながら、適切に対応して行く必要がある。 団地の建替えや道路整備のスケジュールに合わせ、関係部局等と協議を行いながら着工前に発掘調査を実施し、記録として保存する。 令和8年度は、団地内の道路拡幅工事の開始前までに、発掘調査を実施し、記録保存をする。			
	事業名	神指城跡保存検討会事業		法定／自主	自主
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
15	概要 (目的・内容)	神指城跡の今後の保存や整備と活用の方法などを検討するため、有識者による検討会を設置する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	103	103
			所要一般財源	103	103
			概算人件費	309	309
	取組状況と 成果	平成29年度から検討会を開催し、今後の保存や整備、活用の方法、地元説明会の開催における意見の検討を行っている。令和3年度から令和4年度については、計4回の地元説明会を開催し、地元住民の意見や考え方を聴取した。 令和5年度は地区説明会に替え、神指城の歴史的価値と魅力を解説するチラシを作成し、地区への周知を行うとともに、令和6年度は、文化庁調査官からの指導を受け、城跡周辺の地区に対象を絞って2回意見を聴取し、その意見を検討会で諮った。			
15	課題認識と 今後の方針 ・改善点	これまで神指地区全体の地元説明会を開催して地元住民の意見や考え方を聴取したが、参加者が少数にとどまったことから、令和6年度からは、より多くの意見を聴取するため、地区ごとの集会等の機会に合わせる形で地元説明会を実施している。今後も隣接地での道路事業の進展等と合わせて地区の意見を聞き、調査や整備の方向性を検討する必要がある。本丸の遺構の保存状況が不明瞭であるため、今後の保存整備について検討するために確認調査を実施する必要がある。			
	事業名	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（県道）発掘調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	埋蔵文化財保護のため、開発により現状で保存を図ることができない埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の内容を記録保存する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	39,233	0
			所要一般財源	39,233	0
			概算人件費	16,171	0
15	取組状況と 成果	令和5年度に、対象面積約1,200㎡のうち約500㎡の発掘調査を実施した。令和7年度に若松城郭内武家屋敷跡の西端にあたる外濠跡などを調査し、事業終了となる。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和7年度で事業終了			

16	事業名	御山地区農地整備試掘調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	教育委員会・文化スポーツ課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	埋蔵文化財保護のため、開発により現状で保存を図ることができない埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の内容を記録保存する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	58,596	49,603
			所要一般財源	29,274	24,775
			概算人件費	3,407	3,407
16	取組状況と 成果	既存の門田条里制跡における発掘調査、試掘調査結果を元に、開発者である地元土地改良区、県農林事務所と試掘調査実施について協議してきた。(条里制：古代の律令国家における土地区画制度)			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	埋蔵文化財の適切な保存のために、適切な期間内に事業主体と埋蔵文化財の保存協議を行う必要がある。 令和7・8年度に渡る試掘調査を滞りなく実施するため、試掘調査による遺構の情報等について正確に調査、記録し、事業主体である土地改良区と保存協議を行う。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策3 歴史資源・伝統文化の保存・継承



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
本田地区農地整備発掘調査事業	歴史文化講座満足度（％）	85	83	85		85		85	
県立病院跡地発掘調査事業	歴史文化講座満足度（％）	85	83	85		85		85	
御山地区農地整備試掘調査事業	歴史文化講座満足度（％）	85	83	85		85		85	

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

政策分野8 男女共同参画

目指す姿

性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまち

施策

施策番号	名称	関連するSDGs17のゴール
	施策の内容	
施策1	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	    
	男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組みます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業者数（累計）				事業者	男女ともに働きやすい環境づくりを進める事業者を表彰する
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	51	54	57	60	単年度の目標値3事業所に対し、毎年2～3事業所の応募があり、表彰につながっている。2事業所の応募だった年の影響で累計数が目標達成に至っていない。近年の全国的な女性活躍推進の流れを踏まえながら、関係機関と連携して事業の周知に努め、表彰者数の増加につなげていく。
	実績	48	51	-	-	
	達成率	94%	94%	-	-	
2	市の審議会等における女性委員の割合					市の審議会等の附属機関における女性委員数／委員総数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	30	30	30	30	女性の人材育成の取組や女性人材リスト等の活用により、政策・方針決定過程への女性の参画が増えてきているものの、実績値は伸び悩んでいる。人材リスト登録者数のより一層の充実や登録者のフォロー体制の検討、女性が参加しやすい手法の研究等をすすめながら、各所属からの依頼時に女性の選出をお願いするなど、目標達成につなげていく。
	実績	29.6	29.8	29.4	-	
	達成率	99%	99%	99%	-	

2 施策の評価

施策 1	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備
主な取組状況と成果	【1】男女共同参画推進プランの推進 ・第6次市男女共同参画推進プランに基づき、各施策・事業を実施することにより、あらゆる分野における男女共同参画の意識の浸透を図っている。 【2】男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ・子ども人生講座、男女平等に関する作文コンクール、出前講座等を実施し、学校教育・生涯学習等において男女共同参画意識の醸成を図っている。 【3】仕事と生活の調和を図るための環境の整備 ・子育て支援や介護サービスの充実をはじめ、「男女共同参画推進事業者表彰」やセミナー等の実施による事業者への意識啓発や男性向けの家事・育児講座等の実施などを通じ、男女がともに働きやすい職場・家庭環境づくりを推進している。 【4】政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・エンパワーメント講座等により女性の人材育成や起業・就労支援等を行うとともに、市政や地域貢献に関心のある女性の人材情報をまとめた「女性人材リスト」への登録と活用を通じ、市の政策・方針決定過程の場への女性登用の機会拡充を図っている。また、「働き方改革」の取組の一環として、市役所における女性職員の管理・監督職への登用に努めている。 【5】多様なSOGIをふまえた男女共同参画意識の醸成 ・市のホームページや市政だよりなど、分かりやすい広報・啓発活動に取り組んでいる。また、会津図書館内に男女共同参画コーナーを開設し図書館利用者への分かりやすい情報発信を行っている。 ・セミナー等を通じ、性的マイノリティや性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解や意識の醸成に取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】男女共同参画推進プランの推進 ・男女共同参画の推進状況について、毎年、取組状況や各種指標の実績、成果や課題等について取りまとめ、公表するとともに、男女共同参画審議会等、市民の意見をいただき、取組の検証や見直しを行いながら適切な進行管理に努めていく。 【2】男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ・人権や男女平等といった普遍的な価値観の理解へ、引き続き、子ども人生講座や男女平等に関する作文コンクールを実施し、子どもの頃からの意識の醸成を図っていく。 【3】仕事と生活の調和を図るための環境の整備 ・事業者における女性の雇用・活躍の推進や男性の家事・育児参加の促進などを進め、男女がともに働きやすい職場・家庭環境づくりにつなげていくため、関係課や関係機関等と連携しながら、表彰制度やセミナー等を通じて、仕事と家庭生活とを両立し、市民がより充実した生活となるよう支援していく。 【4】政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・女性があらゆる分野で活躍できるよう、エンパワーメント講座等のさらなる充実を図り、地域の女性のスキルアップやリーダーシップの醸成を図るとともに、市の審議会等における女性委員の割合向上のため、各所属からの依頼時に女性の選出をお願いしながら、「女性人材リスト」のさらなる充実・活用を図っていく。また、市自らが、すべての職員が働きやすい職場づくりなどを進め、女性職員の管理・監督職への登用に努めていく。 【5】多様なSOGIをふまえた男女共同参画意識の醸成 ・性に関する固定観念や偏見により困難な立場におかれている人々の人権が尊重されるよう、引き続き、市ホームページや市政だより、会津図書館内に男女共同参画コーナーの設置など、市民へ分かりやすい広報・啓発活動に取り組むとともに、性的マイノリティや性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解促進のため講演会やセミナーを実施していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

・男女共同参画推進プランに基づき、部局横断的な取り組みを推進することで、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と否定的な回答をした市民が平成29年度の59.6%から令和4年度には73.3%へと上昇するなど、市民意識の変化につながっている。

・事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性管理職登用をテーマとしたセミナーの開催、「男女共同参画推進優良事業者表彰」等の取組を行うとともに、子育て支援・介護サービスの充実、男性の家事や地域参加を促す講座、女性のエンパワーメント講座、DVやハラスメントの防止に向けた啓発及び相談支援体制の整備、LGBTQ+への理解増進に向けた啓発など様々な取組を進め、性別に関わらず誰もが自分らしく生きられる環境づくりに寄与することができた。

○課題

・「男女共同参画」や「セクシュアル・マイノリティ」などについて、「言葉として知っているが、意味までは理解していない」市民も一定数おり、用語の認知は進んでも、その背景にある意味や当事者の状況への理解、性的マイノリティの方々の身近な相談支援体制の構築等には課題があることから、知識としての理解だけでなく、具体的な行動変容につながるよう、引き続き、学校や職場、地域における学習機会の創出や関係機関等との連携強化、相談窓口等の周知等を進め、「女性は家庭、男性は仕事」といった、固定的性別役割分担意識の解消やDV、ハラスメント等の人権侵害の防止に努める必要がある。

・人口減少対策の視点からも女性の雇用機会の創出や格差是正等の取組は重要であることから「女性人材・起業家育成支援事業」の実施や、国・県との連携による相談支援の機会の充実や支援制度の周知等により、女性のさらなるキャリアアップや就労・生活面での困難、格差解消等に取り組みながら、子育て支援や介護サービス等の充実を図るとともに、男性向けの家事・育児・介護講座の開催などにより、性別によらず誰もが過度な負担を感じずに家事や家族のケアに取り組める環境づくりを整備し、企業や地域におけるさらなる女性活躍の一層の推進につなげる必要がある。

5 最終評価

政策分野8「男女共同参画」の推進にあたっては、男女共同参画推進プランに基づき、部局横断的な取組を推進することにより、市民意識の醸成につなげていく。また、外部評価にもあるように、知識としての理解だけでなく具体的な行動変容につながるよう、引き続き、学校や職場、地域における学習機会の創出や関係機関等との連携強化、相談窓口等の周知等をはじめ、固定的性別役割分担意識の解消やDV、ハラスメント等の人権侵害の防止に努めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備							
1			基本目標4	5.1	男女共同参画推進事業（男女共同参画推進プランの推進）	継続	市民部・市民協働課
2			基本目標4	4.7	男女共同参画推進事業（男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進）	継続	市民部・市民協働課
3			基本目標4	5.1	男女共同参画推進事業（仕事と生活の調和を図るための環境の整備）	継続	市民部・市民協働課
4			基本目標4	5.5	男女共同参画推進事業（政策・方針決定過程への女性の参画拡大）	継続	市民部・市民協働課
5			基本目標4	5.1	男女共同参画推進事業（多様なSOGIをふまえた男女共同参画意識の醸成）	継続	市民部・市民協働課
6			基本目標4	5.1	男女共同参画推進事業（地域活動における男女共同参画の環境づくり）	継続	市民部・市民協働課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備					
1	事業名	男女共同参画推進事業（男女共同参画推進プランの推進）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性と能力を充分発揮できるまちを目指し、男女共同参画推進プランに基づき、各施策・事業を計画的に推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	182	182
			所要一般財源	182	182
			概算人件費	1,187	1,187
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	市民意識調査・ワークショップ等を実施し、第6次市男女共同参画推進プラン（計画期間：令和6年4月～令和10年3月）を策定した。また、プランの一部を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及び配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画として位置付けた。 プランの推進により、女性に対する相談や就労機会の充実をはじめ、家事・育児への男性の参画、多様な性への理解増進など、地域や学校、企業等における男女共同参画への意識向上やジェンダーギャップ解消に向けた様々な取組の実施につなげている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	男女共同参画推進プランの取組状況や成果指標の達成状況等について取りまとめ、副部長会議を主体とする「男女共同参画行政連絡会議」や「男女共同参画審議会」において部局横断的な評価検証を行いながら、適切な進行管理を進めていく。				
2	事業名	男女共同参画推進事業（男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	学校教育や生涯学習などでの学習機会の充実を図るとともに、人権尊重や男女平等の意識の醸成を図り、誰もが性別にとらわれずいきいきと生きることのできる社会を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	765	765
			所要一般財源	765	765
			概算人件費	4,987	4,987
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	「子ども人生講座」や「男女平等に関する作文コンクール」等の取組により、市内の小中学生に対し、多様性や人権尊重、男女平等に関し学んだり考えたりする機会を創出するとともに、男女共同参画に関する出前講座により、高校生や大人に対し男女共同参画の考え方や取組への理解を促進した。 こうした取組により、性別にかかわらず自分らしく生きられる社会づくりに向けた意識の醸成につながっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	人権や男女平等といった普遍的な価値観の理解には、人格や価値観、人生観などが形成される子どもの時期に加え、ライフステージの様々な場面で学ぶ機会があること必要であるため、引き続き、「子ども人生講座」や「男女平等に関する作文コンクール」、「出前講座」等を実施し、男女共同参画に関し学ぶ機会の創出に努めていく。				
3	事業名	男女共同参画推進事業（仕事と生活の調和を図るための環境の整備）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	各事業所内におけるワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに、働きやすい環境づくりを推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	94	94
			所要一般財源	94	94
			概算人件費	613	613
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	平成16年度から男女共同参画推進事業者表彰を実施し、令和6年度は、新たに3事業者を表彰、表彰事業者は累計で51事業者になった。表彰事業者の取組を市政だよりや市ホームページに掲載し、他事業者への取組の普及を図った。また、表彰事業者のフォローアップを兼ねた交流会を開催し、男女がともに働きやすい職場環境づくりについて意見交換を行い、さらに取組を進めるきっかけづくりとした。この他、男性の家事・育児への参加を促すための男性むけ料理教室などの講座を開催した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	男女共同参画推進事業者表彰受賞者の取組紹介やフォローアップなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進する。また、ワーク・ライフ・バランスの充実が進むよう、関係機関とともに事業者への啓発や一人ひとりの意識改革へ向けた取組を進めていく。特に、先進的に取り組む企業の優良事例について、他の企業の参考になるような紹介の手法を検討しながら、ホームページを活用した情報提供などに取り組む。				

4	事業名	男女共同参画推進事業（政策・方針決定過程への女性の参画拡大）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	「エンパワーメント講座」の開催や「女性人材リスト」の活用、「活躍女性ロールモデルの紹介」等を通じ、市の審議会をはじめ、ビジネスや市民活動など様々な分野への女性の参画を促進していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	46	1,546
			所要一般財源	46	421
			概算人件費	300	300
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	女性が市政や地域などの様々な場へ積極的に参画できる能力を高めるためのエンパワーメント講座を開催してきた。また、市政への女性の参画促進のため、市政や地域貢献に関心のある女性に事前登録いただき、審議会委員の選出や各種ワークショップメンバー募集などに際し、各所管課へ情報提供する「女性人材リスト」の活用を進めている。さらに、令和6年度からは提案型協働事業として女性向け起業・創業スタートアップ支援事業を実施し、女性の能力発揮、人材育成の拡充に向け取り組んでいる。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	審議会等における女性参加率の向上のために「女性人材リスト」の充実や活用を進めるとともに、市の女性職員の管理・監督職の登用に努めていく。また、より多くの女性が社会やビジネス分野でリーダーシップを発揮し活躍できるよう、幅広い分野の知見を学べる機会の創出するため、これまで提案型協働事業で実施してきた起業・創業支援の拡充に向けて検討していく。				
5	事業名	男女共同参画推進事業（多様なSOGIをふまえた男女共同参画意識の醸成）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	男女共同参画への理解を深め、それぞれが主体的に意識を持ってそれらを実践できるよう、効果的な広報・啓発活動を推進する。 男女共同参画の推進に必要な調査等を実施し、本市の現状や課題を把握して施策に反映させる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	4	4
			所要一般財源	4	4
			概算人件費	26	26
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	市ホームページや市政だよりなど、多様な媒体を活用し、分かりやすい広報・啓発活動に取り組んできた。また、会津図書館内に男女共同参画コーナーを開設し関連図書を通じた意識醸成に努めている。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	引き続き、国や県と連携しながら、無意識の性的役割分業意識（アンコンシャスバイアス）の解消や性的マイノリティ、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について市ホームページや市政だより、関連図書を通じて周知啓発を行うとともに、理解促進のため講演会やセミナーを実施していく。				
6	事業名	男女共同参画推進事業（地域活動における男女共同参画の環境づくり）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	男女共同参画の理解促進や意識啓発のため、地域で活動する市民団体や個人等を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	153	203
			所要一般財源	153	203
			概算人件費	998	998
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	男女共同参画推進に取り組む市民団体等の活動の促進やネットワークづくりに向け、「男女共同参画推進活動ネットワーク会議」を開催し、各団体の取組情報の共有や勉強会等の活動の支援を行うとともに、「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」により、各団体の国等の研修参加や市民向けの啓発活動等の取組を支援した。 また、各町内会へ地域で活躍する女性区長を紹介するチラシを送付し、自治会の役職等を性別で固定しない意識の啓発を行った。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	男女共同参画社会の推進には、地域活動を行う市民団体等とともに取り組んでいくことが重要であることから、引き続き、男女共同参画を推進している市民団体等で構成する「男女共同参画推進活動ネットワーク会議」の開催や町内会等における女性活躍の推進、「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」による男女共同参画につながる講座等の開催を支援することで、地域全体で男女共同参画への意識啓発を図っていく。				

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

政策分野9 社会参画

目指す姿

たくさんの市民が、地域の課題解決や活性化に向けた活動に参画する活力のあるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	市民活動・協働の推進 地域の魅力づくりや課題解決に向けて、NPO・ボランティア等が活躍できる機会を創出していきます。また、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進します。	17 パートナリシップで目標を達成しよう
施策2	高齢者等の活躍の促進 多様な社会経験を持つ人が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労やボランティア活動等を通して、地域社会に参画し活躍できる場や機会を提供するなど、積極的な社会参画を促進します。	3 すべての人に健康と福祉を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
施策3	障がいのある人の活躍の場の創出 障がいのある人が、それぞれ個性を発揮しながら、就学や就労、社会への参画などの自己実現ができる環境づくりを推進します。	10 人や国の不平等をなくそう

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	NPO・ボランティアと市の協働事業数	事業所	「NPO・ボランティアとの協働に関する調査」(県調査)の結果
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	76 79 82 85	事業の見直し・終了等により事業数は減少している。研修会等を通して協働の有用性の共有と浸透を促進し、増加に向けた取組を進めていく。
	実績	58 56 - -	
	達成率	76% 71% - -	
2	高齢者ボランティア登録者(65歳以上)数	人	登録者数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	170 185 200 215	新型コロナウイルス感染症の影響で登録者が減少し、回復に至っていない。周知や啓発など登録者の増加に向けた取組を進めていく。
	実績	81 83 - -	
	達成率	47.6% 44.9% - -	
3	障がい福祉サービス事業所利用者一般就労人数	人	障がい福祉サービス事業所利用者一般就労人数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	16 17 18 20	障がい者雇用に取り組む企業と就労を希望する障がいのある方のマッチングが進んでいないことから推進していく。
	実績	8 4 - -	
	達成率	50.0% 23.5% - -	

2 施策の評価

施策1	市民活動・協働の推進
主な取組状況と成果	【1】市民活動への参加・参画の機運づくり 「提案型協働事業（市民提案型・行政提案型）」などを活用しながら、市民活動への参画の機運醸成に取り組んできた。 【2】市民活動活性化に向けた仕組みの構築 NPO法人や市民公益活動団体、市民等からの相談への対応や研修会の開催など、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援する「市民活動団体支援事業」により、市民活動の活性化に努めてきた。 また、NPO相互の情報共有や連携、NPOの活動の継続や活性化を支える中間支援機能の構築を目指す市内のNPO法人の活動を側面から支援した。 【3】市民協働への理解促進 地域の課題解決や活性化に向けて、市民活動団体と行政による「協働」の実績や成果をホームページや報告会の開催等により広く周知しながら、市民の市政や市民活動への参画の機運の醸成や、機会の拡大を図ってきた。 【4】栄町第二庁舎利活用事業 市民活動・男女共同参画の拠点施設の整備や公共的な団体の事務所としての利活用に向けて、令和4年1月に「栄町第二庁舎利活用方針」を策定し、令和6年3月に「栄町第二庁舎利活用計画」を策定した。令和6年度には実施設計を行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】市民活動への参加・参画の機運づくり 市民の市民活動へのさらなる参加・参画を促すため、広報活動に力を入れながら「提案型協働事業（市民提案型・行政提案型）」を多くの団体が活用できるよう取り組んでいく。 【2】市民活動活性化に向けた仕組みの構築 市民活動団体の実態や課題に応じた効果的な支援や、市民活動団体の連携・交流を促進するため「市民活動団体支援事業」の見直しを行いながら市民活動拠点の利活用に向けた体制整備に取り組んでいく。 【3】市民協働への理解促進 市民の市政や市民活動への参加・参画の機運を高めるため、「市民協働推進指針」に基づき、市民活動団体と行政による協働の実績を積み重ね、その成果、協働の意義や利点などを市ホームページや報告会の開催等により広く周知していく。また、庁内職員を対象とした研修会の開催などに取り組んでいく。 【4】栄町第二庁舎利活用事業 利活用計画に基づき、関係団体と協議を図りながら、令和8年度から供用を開始する。

施策2	高齢者等の活躍の促進
主な取組状況と成果	【1】高齢者の生きがいづくり ・あいづわくわく学園の改編やゆめ寺子屋事業の実施、老人クラブへの支援などを行い、高齢者の生きがいづくり及び地域リーダーの育成を図った。 【2】高齢者の社会参加・参画の促進 ・地域住民がともに支え合う体制づくりのため、地域支援ネットワークボランティア事業等に取り組み、高齢者のボランティアへの参加を支援した。 ・つながりづくりポイント事業については、市政だより等による事業の周知や、登録団体・協力店の参加拡大を図るとともに、参加者の意見等を踏まえ、換券機会の増加や換券ポイントの統一など、事業の改善を行ってきた結果、参加登録団体・人数とも増加してきている。令和7年度から、より効果的な事業となるよう事業費や事業内容を整理するため市直営による運営を開始した。 【3】高齢者の就労支援 ・シルバー人材センターへ運営費の補助を行い、豊富な社会経験を持つ高齢者が能力を発揮できる就労の場や地域のために活躍できる機会の拡充に努めた。また、平成28年度よりシルバー人材センターは、介護予防・日常生活支援総合事業として介護予防訪問事業に取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】高齢者の生きがいづくり ・「あいづわくわく学園」、「ゆめ寺子屋」については、高齢者のライフスタイルの多様化に伴う市民ニーズの変化が見られたことから、高齢者が参加しやすいよう就学年数を短縮するなどの見直しを行ったが、参加者は伸び悩んでおり、受講者の固定化がみられる。今後は、地域社会におけるリーダーとして活躍できる人材育成を目指したカリキュラムの見直し等を継続するとともに、両事業の統合等も視野に検討を進めていく。 【2】高齢者の社会参加・参画の促進 ・地域支援ネットワークボランティア事業、地域サロン活動支援事業等を通じて、地域活動を担う高齢者を増やしていく必要がある。そのため、これらの事業のさらなる周知を関係団体と連携しながら実施していく。 ・人生100年時代を迎える中で、社会の変化に合わせた敬老事業のあり方が求められており、地域毎の特色を生かした各地区敬老会の開催を進める。また地域の実行委員会の高齢化等も進んでおり、より柔軟な開催方法について検討していく。 ・つながりづくりポイント事業については、認知度向上、魅力度向上、ボランティア等の参加拡大の取組を進めていく。また、事業の費用対効果を高められるよう、業務内容・業務量の整理・精査を行うとともに、電子化等の検討を行っていく。 【3】高齢者の就労支援 ・シルバー人材センターの会員数及び受託事業数も高い水準で推移しており、高齢者の知識や経験を社会に生かす一助になっていることから、引き続き運営費の補助や情報提供等により支援を継続する。

施策3	障がいのある人の活躍の場の創出															
主な取組状況と成果	【1】障がいのある人の社会参加・参画の促進 ・平成28年度から障がい者団体等活動費補助金を交付し、障がい者団体の自発的な活動を支援した。 ・令和4年度から第5地域障がい者相談窓口において一箕公民館で出張相談を定期的に行った。相談内容によっては公民館事業の利用につなげる支援を行い、社会参加の促進を図った。 ・令和5年4月から市公共施設利用時の減免手続きにおいて、スマートフォン用アプリの「ミライロID」を導入し、利便性の向上を図った。 ・余暇活動支援については、日中活動系事業所の活動等が拡充されてきたことから「ふらっと」による取組を令和6年度をもって終了とした。 【2】障がいのある人の雇用・就業の促進 ・平成24年度から障がい者理解及び一般就労の促進を図るため、市の業務の一部を障がいのある方に体験してもらい、謝礼を支払うワークシェアリング事業を実施し、障がいのある人の就労の機会を確保した。 - 令和5年度 延べ参加人数：92名 - 令和6年度 延べ参加人数：219名 ・平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法により、毎年度障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、推進を図ってきた。 - なお、令和7年度より目標を前年度調達実績を上回ることにした。 <table><thead><tr><th></th><th>目標</th><th>実績</th><th>目標</th><th>実績</th></tr></thead><tbody><tr><td>・令和5年度</td><td>物品/160万円以上</td><td>140万円</td><td>役務/1,900万円以上</td><td>1,856万円</td></tr><tr><td>・令和6年度</td><td>物品/140万円以上</td><td>101万円</td><td>役務/1,900万円以上</td><td>2,263万円</td></tr></tbody></table> ・障がい者雇用等優良事業所等顕彰事業については、国においても同様の制度が存在することと一定数の事業所の表彰により、当初の目的を達成したことから令和6年度をもって終了とした。		目標	実績	目標	実績	・令和5年度	物品/160万円以上	140万円	役務/1,900万円以上	1,856万円	・令和6年度	物品/140万円以上	101万円	役務/1,900万円以上	2,263万円
		目標	実績	目標	実績											
・令和5年度	物品/160万円以上	140万円	役務/1,900万円以上	1,856万円												
・令和6年度	物品/140万円以上	101万円	役務/1,900万円以上	2,263万円												
課題認識と今後の方針・改善点	【1】障がいのある人の社会参画の促進 ・地域障がい者相談窓口などが地域づくりの観点において日中活動系事業所に通所していない方も含め、障がい者の活躍の場を広め、社会参画の促進を図っていく必要がある。 ・地域活動支援センターが重層的支援体制整備事業での地域づくり事業として位置づけされているため、当該事業の有効的活用について検討していく必要がある。 ・障がい者団体等活動費補助金については、引き続き制度の周知と利用の促進に努めていく。 【2】障がいのある人の雇用・就業の促進 ・障がいのある人の雇用・就業促進に向け、引き続き市役所内においては、ワークシェアリング事業を推進するとともに優先調達について併せて推進していく。また、地域自立支援協議会（就労部会）や障がい者就労支援促進会議と連携し、障がい者雇用に取り組む企業と就労を希望する障がいのある人のマッチングを推進していく。 ・今後、導入される就労選択支援について、関係機関と連携しながら、円滑な事業実施に向けた準備を進めていく。 ・関係機関と協議しながら国が実施する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座などと連携して支援者づくりなどに取り組んでいく。															

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
14-1	高齢者の雇用支援	観光商工部・商工課
10-1	農福連携事業	農政部・農政課
14-1	障がい者の雇用支援（会津地区障害者雇用連絡協議会負担金）	観光商工部・商工課
41-2	職員採用	総務部・人事課
41-2	障がい者就労支援事業	総務部・人事課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 市民活動・協働の推進】

・提案型協働事業は、令和6年度までに累計36事業を実施し、行政だけでは対応が難しい地域課題や市民ニーズに対し、効果的・効率的に取り組むことができた。また、協働した市民活動団体も、市との協働を契機として活動が活発化し、活動の場が広がる団体もあった。市民活動団体支援事業では、研修やイベントを通して、協働の担い手となるNPO法人等がスキルの習得やネットワークづくりをすることができた。

【施策2 高齢者等の活躍の促進】

・「地域支援ネットワークボランティア事業」や「つながりづくりポイント事業」を実施し、高齢者のボランティア活動の拡充や介護予防活動への参加意欲の向上を図った。
 ・「あいづわくわく学園」や「ゆめ寺子屋」の開設を通して、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進を図った。
 ・より身近な地域で幅広い世代とふれ合うことができるよう、各地区における「敬老事業」の実施を推進した。

【施策3 障がいのある人の活躍の場の創出】

・日中活動系事業所の活動の充実が図られたことや地域障がい者相談窓口による出張相談などにより、障がいのある人の社会参画の促進が図られた。
 ・ワークシェアリング事業の実施などにより障がいのある方の就労の機会の確保が図られた。
 障害者優先調達推進法により、毎年度障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、推進を図ってきた。

○課題

【施策1 市民活動・協働の推進】

・市民活動団体が、より協働しやすい仕組みづくりや団体の活動支援、ネットワークの充実が課題であるため、市民活動拠点を活用しながら多様な主体と行政が、相互に尊重し、ともに考え、活動し、実践していくための取組を進めていく必要がある。

【施策2 高齢者等の活躍の促進】

・高齢化の進展により、ボランティアや地域サロン等の担い手の確保が課題となっている。
 ・あいづわくわく学園やゆめ寺子屋の受講希望者の減少や固定化している傾向にある。
 ・敬老会への参加者が大幅に減少している。

【施策3 障がいのある人の活躍の場の創出】

・地域障がい者相談窓口などが地域づくりの観点において、日中活動系事業所に通所していない方等に対する社会参画の促進を図っていく必要がある。
 ・障がい福祉サービス事業所利用者の一般就労が目標に達していないことから、新たに導入される就労選択支援の実施できる事業所などの掘り起こしや障がい者雇用に取り組む企業と就労を希望する障がいのある方のマッチングなどの推進を引き続き進めていく。

5 最終評価

政策分野9「社会参画」の推進にあたっては、市民活動団体がより協働しやすい仕組みづくりやネットワークの充実に向け、市民活動の拠点を利用しながら、多様な主体と行政が相互に尊重し、ともに考え、活動していくための取組を進めていく必要がある。また、市民の地域活動参画、高齢者の社会参画や介護予防の推進、地域の「つながりづくり」を推進するため、地域支援ネットワークボランティア事業やつながりづくりポイント事業に取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 市民活動・協働の推進							
1		◎	基本目標2	17.17	市民協働推進事業（市民活動への参加・参画の機運づくり）	継続	市民部・市民協働課
2		◎	基本目標2	17.17	市民協働推進事業（市民活動活性化に向けた仕組みの構築）	継続	市民部・市民協働課
3		◎	基本目標2	17.17	市民協働推進事業（市民協働への理解促進）	継続	市民部・市民協働課
4			基本目標2	17.17	栄町第二庁舎利活用事業	継続	企画政策部・企画調整課
施策2 高齢者等の活躍の促進							
1		◎		17.17	地域支援ネットワークボランティア事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
2		◎	基本目標2	17.17	つながりづくりポイント事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
3		◎		17.17	敬老事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
4				17.17	あいづわくわく学園事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
5				17.17	ゆめ寺子屋事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
6			基本目標1	17.17	高齢者能力活用事業（シルバー人材センター補助金）	継続	健康福祉部・高齢福祉課
7				17.17	老人クラブ事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
8				17.17	ふれあいセンター事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
9				17.17	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業補助金	継続	健康福祉部・高齢福祉課
施策3 障がいのある人の活躍の場の創出							
1				10.2	自立支援給付(就労支援)	継続	健康福祉部・障がい者支援課
2				10.2	自発的活動支援事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
3				10.2	地域活動支援センター事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
4		◎	基本目標1	10.2	障がい者ワークシェアリング事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
5				10.2	ノーマライズ交流館パオパオ管理運営費	継続	健康福祉部・障がい者支援課
6				10.2	障がい者就労支援施設等からの優先調達	継続	健康福祉部・障がい者支援課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 市民活動・協働の推進

1	事業名	市民協働推進事業（市民活動への参加・参画の機運づくり）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域の魅力づくりや課題解決へ市民が参加・参画する機運を醸成するため、市民協働の実践事業である「提案型協働事業」に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,067	1,567
			所要一般財源	1,067	1,567
	概算人件費	3,475	3,475		
取組状況と 成果	平成26年度に「行政提案型協働モデル事業」を開始し、実践の場の創出を図った。令和2年度には、事業効果を上げることを目指し「行政提案型協働事業」に名称を変更し、令和3年度には、市民活動団体が認識する公共的課題に取り組めるよう「市民提案型協働事業」を加え、「提案型協働事業」とした。令和6年度までに累計36の「提案型協働事業」を実施し、協働への理解促進と地域の魅力づくりや課題解決を実現してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子高齢化や地域コミュニティの変容など、地域の環境の変化に伴い、市民の「公共」に対するニーズも多様化・複雑化しており、市民活動団体や行政が単独で解決することが困難な地域課題が増えている。こうした地域課題の解決には、市民の市民活動へのさらなる参加・参画が必要であることから、「提案型協働事業（市民提案型・行政提案型）」などを着実に実施していく。				
2	事業名	市民協働推進事業（市民活動活性化に向けた仕組みの構築）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	NPO法人や市民公益活動団体、市民等（以下、「市民活動団体」という。）からの相談への対応や研修会の開催など、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援することにより、地域の魅力づくりや課題解決、市民協働の推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,982	2,582
			所要一般財源	3,982	2,582
	概算人件費	4,209	4,209		
取組状況と 成果	平成28年度に「市民協働アイデア募集事業」で応募があった「市民活動・ソーシャルベンチャー相談窓口」を平成29年度から4年間設置した。令和2年度には、「行政提案型協働事業」を通して実施し中間支援の有効性と必要性を確認できたことから、令和3年度から「市民活動団体支援事業」を実施しており、地域の魅力づくりや課題解決に取り組む市民活動団体の活性化につながっている。令和5年度からはイベントを開催し、多様な主体の連携・交流、ネットワークづくりを支援している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市民活動団体の実態や課題に応じた効果的な支援や、市民活動団体の連携・交流を促進するため「市民活動団体支援事業」を見直しながら、市民活動拠点の利活用に向けた体制整備に取り組んでいく。 また、ボランティアをする側と受け入れる側とを市ホームページを活用して効率的につなげる仕組みづくりにも取り組んでいく。				
3	事業名	市民協働推進事業（市民協働への理解促進）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民協働への理解促進のため、「市民協働推進指針」に基づき、市民活動団体と行政による市民協働の実績を積み重ね、その成果を市ホームページ等で広く周知していくとともに、庁内職員の意識啓発を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	763	763
			所要一般財源	763	763
	概算人件費	733	733		
取組状況と 成果	「市民協働推進指針」の策定、「市民協働Q＆A（市職員向け）」及び「市との協働に向けた手引き（市民公益活動団体向け）」の作成や「提案型協働事業」の実践、これまでの協働事業の取組についての報告会や団体の活動紹介、庁内職員を対象とした研修会の開催などにより、市民協働への理解が進んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市民協働への理解促進のためには、市民の市政や市民活動への参加・参画の機運の醸成、機会の拡大が必要であることから、「市民協働推進指針」に基づき、市民活動団体と行政による市民協働の実績を積み重ね、その成果、協働の意義や利点などを市ホームページや報告会の開催等により広く周知していく。また、庁内職員を対象とした研修会の開催などに取り組んでいく。				

4	事業名	栄町第二庁舎利活用事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	新庁舎整備後の栄町第二庁舎について、市民活動や男女共同参画の拠点、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの公共的な団体の事務所として利活用し、市民活動の・協働の推進を図る	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	290,704	23,359
			所要一般財源	94	23,359
			概算人件費	580	155
	取組状況と 成果	市民活動・男女共同参画の拠点施設の整備や公共的な団体の事務所としての利活用に向けて、令和4年1月に「栄町第二庁舎利活用方針」を策定し、令和6年3月に「栄町第二庁舎利活用計画」を策定した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	利活用計画に基づき、関係団体と協議を図りながら、令和8年度から供用を開始する。 また、団体がこれまで入居していた公共施設のあり方については公共施設マネジメントの考え方を踏まえ検討していく。			

施策2 高齢者等の活躍の促進

1	事業名	地域支援ネットワークボランティア事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域支援ネットワークボランティアに登録した協力員により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対する軽易な内容の支援や高齢者福祉施設等でのイベント協力等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	351	351
			所要一般財源	351	351
概算人件費			5,097	5,097	
取組状況と 成果	一人暮らしの高齢者等を対象に、ごみ出し等の簡単な支援を行うボランティア活動を通して、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者を支えるための地域資源の活用につながっている。 また、参加者の意欲向上に向け、令和3年度よりつながりづくりポイント事業の参加団体に登録している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	登録ボランティア自体の高齢化が進み活動できる範囲が狭くなりつつあることに加え、地域によってボランティア登録者数に差があるため、支援依頼に対応できない場合がある。そのため、登録者を増加させるため、つながりづくりポイント事業を活用するとともに、地域ケア会議等の様々な機会をとらえ広報に取り組む。また、ボランティアへの参加しやすさを図るため、社会福祉協議会の団体との窓口の統一・連携についても検討していく。				
2	事業名	つながりづくりポイント事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を図るため、中学生以上が行うボランティア活動や高齢者が行う介護予防等のための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、協力店で使用できる利用券を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	17,910	19,910
			所要一般財源	17,910	19,910
			概算人件費	14,831	14,831
	取組状況と 成果	市政だより等による事業の周知や老人クラブや地域サロンなどの団体に周知を行い、参加者の意見等を踏まえ、換券機会の増加や換券ポイントの統一など、事業の改善を行ってきた結果、参加登録団体・人数とも増加してきている。 令和7年度から、より効果的な事業となるよう事業費や事業内容を整理するため市直営による運営を開始した。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るため、事業の認知度向上、魅力度向上、ボランティア等の参加拡大の取組を進めていく。また、事業の費用対効果を高められるよう、業務内容・業務量の整理・精査を行うとともに、電子化等の検討を行っていく。				
3	事業名	敬老事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者を敬愛し、長寿を祝いながら市民の高齢者に対する関心と理解を深めるため、各種敬老事業を実施する。①敬老祝金の贈呈 ②敬老会等の開催 ③百歳歳賀寿事業 ④老人の日・老人週間児童作文募集	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	19,541	18,959
			所要一般財源	19,541	18,959
			概算人件費	6,179	6,179
	取組状況と 成果	令和3年度の敬老祝金条例改正により、敬老祝金については贈呈対象者を88才の誕生日を迎える方とした。贈呈額は10,000円。 百歳賀寿については、対象を100才の誕生日を迎える方とし、祝状並びに祝金50,000円を贈呈する。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者の地域社会活動への参加や交流の機会のひとつとなるよう、敬老事業も、より身近な地域で幅広い世代の方とふれ合えるよう各地区実施を推進してきたが、各地区の実行委員会の高齢化等の状況も見ながら、より柔軟な開催方法等について検討していく。				

4	事業名	あいづわくわく学園事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者自らが意欲的に仲間づくりの輪を広げ、健康と生きがいの目標を見出し、今日及び明日への活力へ繋ぐことができるような機会を提供する。さらには、地域社会におけるリーダーとして活躍できる人材の育成を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	840	840
			所要一般財源	840	840
概算人件費			4,820	4,820	
取組状況と 成果	高齢者自ら意欲的に仲間づくりの輪を広げ、健康と生きがいの目標を見出し、明日への活力へ繋ぐことができるような機会を提供し、さらには、地域社会におけるリーダーとして活躍できる人材を育成してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者が参加しやすいよう、令和4年度に就学年数を3年から2年に短縮するなど見直しを行ったが、参加者は伸び悩んでいる。 高齢者の生涯学習の充実等を目的とした事業のあり方について検討するとともに、「ゆめ寺子屋事業」及び他の類似の事業との統合等も視野に検討を進めていく。				
5	事業名	ゆめ寺子屋事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者が豊かな高齢期を実現するため、高齢者の生活に密着した幅広い教養講座及びスポーツレクリエーション等の健康講座を開設するとともに、ボランティア活動の実践を通して、心身の健康保持・増進、生きがいづくり、さらには社会参加活動の促進等を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			649	649	
取組状況と 成果	高齢者の心身の健康保持や生きがいづくり、社会参加の促進等を図り、豊かな高齢期の実現を支援してきた。 文化センターを拠点に、月1～2回程度の講座を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者のライフスタイルの多様化に伴い、事業に対する市民ニーズの変化が見られる。また、受講者が固定化している。新たな受講者の掘り起こしのため、アンケート等の実施によるニーズの把握とともに、周知方法を検討していく。また、「あいづわくわく学園」及び他の類似の事業との統合等も視野に検討を進めていく。				
6	事業名	高齢者能力活用事業（シルバー人材センター補助金）		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者の就労促進及び就労機会を確保するとともに、健康の保持増進、生きがいづくりに資するため、シルバー人材センターに対し必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,614	10,091
			所要一般財源	9,614	10,091
概算人件費			55	55	
取組状況と 成果	補助金の交付を通じ、高齢者の就労支援と長年培った豊かな知識や経験を生かして、地域における各種社会活動への積極的な参加や就労の場、地域のために活躍できる機会の充実を支援した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	経営の安定化を促すため、シルバー人材センターが行う介護予防訪問事業をはじめとした様々な取組を支援していく。 また、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進と活力ある地域社会の構築に資する団体としての役割だけでなく、地域包括ケアシステムにおける高齢者生活支援事業を担う団体としても支援していく。				

7	事業名	老人クラブ事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者福祉の増進及び社会参加活動の促進、老人クラブ相互の親睦と交流を図るため、各単位老人クラブや、会津若松市老人クラブ連合会に対し、運営費の補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,557	4,557
			所要一般財源	3,705	3,705
			概算人件費	2,549	2,549
取組状況と 成果	単位老人クラブの活動に対し補助金を交付し、地域での活動を支援するとともに、老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、老人クラブの活動促進に資する各種活動や、健康づくり・介護予防に資する各種事業の支援を行った。 また、高齢者作品展を老人クラブ連合会と共催で開催し、日頃の活動で制作した作品の展示を行うことで、老人クラブの活動促進を支援した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	老人クラブの高齢化が進み、補助金の交付申請等の事務処理や活動自体が負担になってきている。併せて高齢者のライフスタイルの多様化等による団体や加入者の減少も課題となっており、単位老人クラブの継続に向けた方策について検討を行っていく。 老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業等の活動の活性化や会員数増加に向けた取組を支援していく。また、連合会及び事務局の持続可能な体制のあり方について検討を行っていく。				
8	事業名	ふれあいセンター事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者が趣味や娯楽活動、園芸活動を通して、地域の人々との交流や世代間交流を図るなど、高齢者の生きがいがづくりや健康づくり、さらには認知症及び介護予防につながる活動や各種講座等を、天神ふれあいセンター及び園芸ふれあいセンターにおいて開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,133	4,730
			所要一般財源	4,133	4,730
			概算人件費	309	194
取組状況と 成果	天神ふれあいセンターの指定管理者の工夫による様々な事業の実施や、河東園芸ふれあいセンターにおける認知症カフェの定期的開所などにより、地域交流の促進、高齢者の介護予防、居場所づくりに一定の成果をあげている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者の居場所づくりや社会参加の機会を拡充するため、更なる活用に向けた検討を継続する。一方、天神ふれあいセンターでは施設の老朽化に伴う修繕コストの増大が懸念されることから、今後のあり方について、指定管理者とも協議し、新たな事業展開も含めた検討を継続する。河東園芸ふれあいセンターにおいては、隣接している高齢者福祉施設との連携や地域の子どもの交流を図りながら、より活発な利活用を図るため、受託者との協議、検討を継続する。				
9	事業名	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	健やかな地域社会づくりを推進するため、公益財団法人地域社会振興財団が定める地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程に基づく人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業を行う団体に対し、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	3,000
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	194	194
取組状況と 成果	地域サロンや町内会活動で使用する物品の購入等を補助することにより、活動が円滑に行われ、地域コミュニティの活性化と地域における健康維持推進を図ることができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者だけでなく幅広い世代の活動にも活用できることから、地域コミュニティが主体となっていく、活力ある健やかな地域社会づくり活動の推進が図られるよう、町内会や地域サロン等に事業の周知を行っていく。				

施策3 障がいのある人の活躍の場の創出

1	事業名	自立支援給付（日中活動系事業（就労支援））		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中時間帯において、通所による一般就労などを見据えた訓練を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	602,941	615,343
			所要一般財源	150,735	153,836
概算人件費			2,607	2,607	
取組状況と 成果	・平成23年度に、就労継続支援A型の事業所が、平成30年度に、就労定着支援の事業所が市内に開所され、全ての就労系サービスの提供体制が整った。 ・就労継続支援を中心に、毎年利用者が増加しており、障がいのある方々の社会参加の促進に寄与している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がいのある人の社会参加の促進に向け、事業者等と連携しながら的確なアセスメントを行い、本人が希望する就労や生活能力にあったサービス等につなげる必要がある。 ・令和7年度から導入される就労選択支援について、県や障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所、会津支援学校等と連携しながら、円滑な事業実施に向けた準備を進めていく。				
2	事業名	自発的活動支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	共生社会の実現を図るため、障がい者団体等の自発的な取組に対する補助、公共施設の利用支援、県障がい者スポーツ協会への負担金の支出を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	500	500
			所要一般財源	125	125
概算人件費			271	271	
取組状況と 成果	・平成28年度に市の団体等活動費補助金要綱を策定し、自発的な活動を行う障がい者団体等に対し、事業費補助を開始した。 ・社会参加の促進と障がい者スポーツの普及のため、県障がい者スポーツ協会へ負担金による支援を継続してきた。 ・市公共施設利用料減免等により、団体の活動を支援してきた。令和5年4月から、市公共施設利用料の減免手続きにおいて、「ミライロID」を導入した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がい者等の自発的活動支援事業について、補助金申請団体数は減少傾向にある一方、新たに市民との交流事業に取り組む団体もあり、今後も本制度について関係団体へ周知を継続する。				
3	事業名	地域活動支援センター事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	病院や施設等からの地域生活移行者や自立支援給付事業の日中活動系サービスでは対応困難な人に対して、日中の活動場所や生産活動の機会を提供し、ニーズに即した他サービスの紹介や社会との交流促進等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	11,686	11,686
			所要一般財源	2,921	2,921
概算人件費			232	232	
取組状況と 成果	・平成18年当時の障害者自立支援法の施行により、障がい者小規模作業所からの移行事業として地域活動支援センター事業が創設された。 ・現在は市内1箇所、市外1箇所と地域活動支援センター委託契約を締結。 ・病院から退院した障がい者や障がいサービス利用中断者などの居場所づくりとしての機能を果たしている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・精神科病院や障がい者支援施設からの地域移行に際し、地域での活動の第一歩目としての役割を担う事業である。 ・今後、重層的支援体制整備事業での地域づくり事業として位置づけされているため、当該事業の有効的活用について検討していく。 ・当該事業の有効活用や適切なサービス提供のため、相談支援事業所等との更なる共通認識を図る必要があり、事業説明等を実施していく。				

4	事業名	障がい者ワークシェアリング事業		法定／自主	自主															
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続															
	概要 (目的・内容)	障がい者が従事可能な実務の創出を図り、障がい者に就労体験をしてもらい、その対価として謝礼を支払うことにより、就労意欲や一般就労への意識を喚起する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)															
			事業費	6,263	6,263															
			所要一般財源	4,882	4,882															
概算人件費			1,159	1,159																
取組状況と 成果	障がい者ワークシェアリング事業による主な体験内容として、通知用のチラシ折、お祝いメッセージカード作成、文書発送業務、製本作業等を実施 ・参加事業所への年間の実施日を事前告知や申込書類を簡素化等により、個人や事業者の参加促進を実施 ・庁内各課に協力を求め、シュレッダー作業や会議室の清掃など、庁内における新たな業務の抽出を進め、参加者の就労意欲や技能等の向上につなげた。 ＜令和5年度＞・延べ参加人数：92名 ＜令和6年度＞・延べ参加人数：219名																			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・デジタル化やペーパレス化等の推進により、チラシ折りや封入作業など従来実施していた作業が減少傾向にある。 ・新型コロナウイルス感染症等の契機に、本事業への参加者が減少傾向となり、また、参加者、参加事業所が固定化している。 ・庁内イントラネットや市HP、記者クラブへの取材依頼等を通じ、庁内外へ当該事業の周知をはかり、庁内における作業の抽出の推進や企業から就労系事業所への外部委託や障がい者の雇用等につなげる。																			
5	事業名	ノーマライズ交流館パオパオ管理運営費		法定／自主	自主															
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続															
	概要 (目的・内容)	地域交流を基調とし、広くノーマライゼーション（共生社会）の理念を普及することを目的に設置した障がい者福祉施設であり、関係団体や市民が施設を有効に利用できるよう、施設の貸館業務や維持管理業務等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)															
			事業費	6,263	6,263															
			所要一般財源	4,882	4,882															
概算人件費			1,159	1,159																
取組状況と 成果	・平成9年に施設を整備し、障がい者（児）の作業・療育の場、交流の場として関係団体が利用してきた。平成22年7月市障がい者支援センター「カムカム」を開設し、障がい福祉サービスの中心的な役割を担っている。 ・現在は、児童ディサービス施設、障がい者支援センターとして利用のほか、令和4年7月に会津権利擁護・成年後見センターが利用を開始し、交流スペースは福祉団体等への貸出を行い、障がい者の支援活動を行っている。																			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	現在パオパオを利用している市障がい者支援センター、成年後見制度中核機関が栄町第二庁舎へ入居予定であることを踏まえ、障がい者支援施設としての施設のあり方及び利活用の方向性について、検討を進める必要がある。 利用団体及び庁内の関係各課と協議しながら、施設のあり方及び利活用の方向性について検討していく。また、利用者が施設を安全に利用できるように適切な維持管理を行っていく。																			
6	事業名	障がい者就労支援施設等からの優先調達		法定／自主	法定															
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続															
	概要 (目的・内容)	平成25年4月施行の法律に基づき、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するために、毎年「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定・公表するとともに、当該年度の終了後に、調達の実績を公表する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)															
			事業費	0	0															
			所要一般財源	0	0															
概算人件費			450	450																
取組状況と 成果	・予算説明会で庁内に向けて周知・啓発を進めている。 ・開始以降、毎年物品及び役務共に調達額は増加しており、就労施設を利用する障がい者の工賃や就労意欲の向上を図ることができた。 <table><tr><td></td><td>目標</td><td>実績</td><td>目標</td><td>実績</td></tr><tr><td>・令和5年度</td><td>物品/160万円以上</td><td>140万円</td><td>役務/1,900万円以上</td><td>1,856万円</td></tr><tr><td>・令和6年度</td><td>物品/140万円以上</td><td>101万円</td><td>役務/1,900万円以上</td><td>2,263万円</td></tr></table>						目標	実績	目標	実績	・令和5年度	物品/160万円以上	140万円	役務/1,900万円以上	1,856万円	・令和6年度	物品/140万円以上	101万円	役務/1,900万円以上	2,263万円
	目標	実績	目標	実績																
・令和5年度	物品/160万円以上	140万円	役務/1,900万円以上	1,856万円																
・令和6年度	物品/140万円以上	101万円	役務/1,900万円以上	2,263万円																
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和6年度は、物品が減少し、目標を達成できなかったが役務は、大幅に増加し、目標を達成した。 ・ニーズと供給の不一致を解消するため、今後も障がい者就労施設等側に対して、市等で需要のある物品・役務について情報提供をしていくとともに障がい者ワークシェアリング事業を活用し、調達可能な役務を検討していく。																			

政策目標2 強みを活かす仕事づくり/政策3 生活の基盤となる仕事の創出

政策分野10 食料・農業・農村

目指す姿

力強く魅力ある農業と活力ある農村が実現し、安全な食料が安定して供給されるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	食料の安定供給	  
	地産地消をはじめとした地元農産物の消費拡大及び安全な農産物の安定供給を推進します。また、会津ブランドの確立と販路拡大及び多様な消費者ニーズへ対応した生産・供給体制の構築を目指します。公設地方卸売市場の効率的な管理運営と公平・公正な取引及び品質管理体制を確保しながら、市場機能の維持・活性化を図ります。	
施策2	農業の持続的発展	   
	力強く持続可能な農業の実現に向けて、担い手の育成・確保に努め、振興作物の重点的な生産拡大と需要に応じた米の安定的な生産により、地域間競争力の確保と農業経営の収益性の向上を図ります。また、優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図ります。さらに、ICT等の先端技術の農業生産への活用を推進することにより、農産物の収量増加、品質向上、省力化、技術の継承に取り組めます。	
施策3	農業生産基盤の整備	 
	生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業生産による経営の改善を図ります。また、農産物を安定的に生産するため、農業水利施設の機能保全と計画的な改修による農業用水の安定供給を図ります。	
施策4	農村の振興	          
	地域資源を活かした都市住民等の交流活動や農業6次化の推進などにより、地域の活性化や農業・農村の所得の増大に努めます。また、農業・農村のもつ多面的機能の発揮のため、環境負荷の低減や地域資源の維持・継承、農地・農業用施設の維持管理の適正化と住民の防災意識の向上などを図り、暮らしやすい農村環境を整備します。加えて、有害鳥獣による被害を防止するための対策を適切に行います。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名						単位	説明又は計算式
1	認定農業者数				経営体	認定農業者数	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	387	391	395	400	高齢化や後継者不足等により目標を下回った。	
	実績	264	247	239 (10月末)	-		
	達成率	68.2%	63.2%	60.5%	-		
2	「地域計画」に位置付ける地域内の農業を担う者の人数				人	「地域計画」に位置付ける地域内の農業を担う者の人数	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	375	379	383	387	「人・農地プラン」から「地域計画」への制度改正に伴い、目標数を「中心経営体の主たる従事者数」から令和6年度までに策定した市内16地区における地域計画の「地域内の農業を担う者」に変更したことにより増加した。	
	実績	347	631	631 (10月末)	-		
	達成率	92.5%	166.5%	164.8%	-		
3	新規就農者数				経営体	新規就農者数	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	7	7	7	7	令和6年度は移住就農者もあり前年度より増加し、目標達成となった。	
	実績	7	11	4 (10月末)	-		
	達成率	100.0%	157.1%	57.1%	-		
4	効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積率				%	担い手に集積された農用地面積／総農用地面積	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	77.7	77.8	77.9	78.0	令和6年度は目標値を上回る集積となり、集積率も前年度より上昇した。	
	実績	83.6	83.8	-	-		
	達成率	107.6%	107.7%	-%	-		
5	ほ場整備率				%	ほ場整備面積／農地面積	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	93.7	93.7	93.9	94.2	事業計画に基づいた整備率を、ほぼ達成している。	
	実績	93.5	93.7	93.7	-		
	達成率	99.8%	100.0%	99.8%	-		
6	グリーンツーリズムによる都市農村交流人口				人	体験参加人数	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	7,250	7,500	7,750	8,000	令和5年度と比べて増加しているが、市グリーンツーリズム・クラブ会員の高齢化等により大規模な受入が困難となっている。	
	実績	2,672	3,217	-	-		
	達成率	36.9%	42.9%	-%	-		
7	多面的機能支払交付対象面積				h a	多面的支払交付対象面積	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	4,895	4,930	4,965	5,000	組織の構成員の高齢化や農家減少により、活動を終了する組織があったため、対象面積が減少し、目標未達成となった。	
	実績	4,501	4,283	4,298 (10月末)	-		
	達成率	91.9%	86.8%	86.5%	-		
8	全農地に対する遊休農地面積				%	遊休農地/総農用地面積	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証	
	目標	0.43	0.42	0.42	0.42	農地利用状況調査による遊休農地の把握と農地利用意向調査による遊休農地の再生利用に対する働きかけや借り手農家のあっせんなどの取組を進めたものの、前年度より0.16% (10.2ha) 増加した。	
	実績	0.41	0.57	-	-		
	達成率	104.9%	73.7%	-%	-		

2 施策の評価

施策 1	食料の安定供給
主な取組状況と成果	【1】農産物の地産地消の推進 令和4年3月に策定した「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン」に基づき、地産地消による持続可能な生産・消費サイクルの実現を目標として、地元産農産物の利活用や消費の拡大などに取り組みながら、地産地消運動の推進を図ってきた。 【2】安全な農産物の生産支援と情報の発信 農産物の安全性を確保するため、米・野菜・果物等のモニタリング検査を実施し、その結果を公表してきた。 【3】会津産農産物及び食のブランド確立 本市振興作物の生産振興や、地元産農産物をテーマ食材として活用する「あいづ食の陣」の実施、本市産コシヒカリを栽培方法や食味により厳選した「AiZ'S-RiCE」などの取組を通して、本市産農産物の消費拡大とブランド化を推進してきた。 【4】公設地方卸売市場機能の維持・活性化 市場機能を適切に維持するため、定温売場施設を整備し、集荷体制の強化や取引先拡大の取組を支援するとともに、平成28年度以降は指定管理者制度の導入によりサービスの向上と運営コストの低減を図ってきた。 また、平成25年度より市場使用料を3/4に引き下げる特例措置を継続してきたが、令和7年4月から市場使用料（面積割）の引き下げ及び市場使用料（売上高割）を廃止し、市場内事業者の経営改善を支援した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】農産物の地産地消の推進 第4次あいづわかまつ地産地消推進プランに基づく地産地消協力農業者の確保や生産者・事業者・消費者との交流促進機会の創出等により、安全安心な地元農産物の安定供給と消費拡大に取り組んでいく。 【2】安全な農産物の生産支援と情報発信 「食の安全」を求める消費者ニーズに対応するため、引き続き市政だよりや市ホームページ等を活用した農産物のモニタリング検査結果の正確な公表と迅速な情報提供に取り組んでいく。 【3】会津産農産物及び食のブランド確立 多様化する消費者ニーズに対応した農産物の生産拡大や、飲食店等での地元産農産物を活用したメニュー提供、「AiZ'S-RiCE」の販売を通じた本市産米の魅力発信などにより、ニーズに対応した農産物の生産・供給体制の構築や、会津ブランドを生かした食の魅力による地域外需要の獲得に取り組んでいく。 【4】公設地方卸売市場機能の維持・活性化 人口減少や市場の取扱高の減少、施設の老朽化などの課題を見据え、指定管理者や市場内業者との連携により、引き続き市場機能の維持を図るとともに、市場内事業者や市場協会と意見交換を行いながら、今後の市場の在り方について検討を行う。

施策2	農業の持続的発展
主な取組状況と成果	【1】地域農業の担い手の育成 認定農業者や集落営農組織等の農業経営改善及び安定化を図るとともに、国の経営開始資金や市の「未来ファーマースタート支援事業」の活用、また、令和7年度より新たに地域おこし協力隊を活用した就農支援により、新規就農者の育成と確保に努めてきた。また、令和6年度末までに市内16地区において「地域計画」を策定し、地域農業の維持・継続を図ってきた。 【2】農業生産体制の向上 需要に応じた米生産と収益性の高い園芸作物や麦・大豆・そば・サトイモ等の土地利用型作物を組み合わせた複合経営を推進し、農業経営基盤の強化に取り組んできた。 【3】振興作物の生産支援 農業用機械・施設の導入への支援により、振興作物の収量増加や品質向上、農作業の省力化を図り、また、近年の夏季の高温等による園芸作物の生産量や品質低下への対応として、遮光資材の導入支援にも取り組んできた。なかでもアスパラガス、キュウリ、ミニトマトについては、JA集出荷施設「会津野菜館」との連携により生産を拡大するため、支援事業を拡充して園芸ハウスの導入を促進してきた。さらに、水稻については、備蓄米等の非主食用米の取組拡大により需要に応じた生産を推進してきた。 【4】優良農地の確保と担い手への集積・集約化 貸付や譲渡の申出があった農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員によるあっせん活動や農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進しながら、地域計画の目標地図に反映させた。 また、農地利用状況調査により遊休農地を把握するとともに、その所有者等に対して農地利用意向調査を実施し、農地の適正利用を働きかけながら守るべき農地の明確化を図る一方、農地として「再生困難」な土地については非農地判断を行い、農地台帳から削除した。 【5】ICT等の利活用による農業生産技術の向上と次世代継承 平成27年度からICTを活用した、養液土耕栽培設備、水田の水管理システム、栽培支援ドローンの導入を支援し、園芸作物の品質向上や省力化、稲作の労働時間の短縮やコスト削減効果について実証を行ってきた。令和6年度からは、実証事業の成果を踏まえ、対象機器の範囲を拡大した「スマート農業導入支援事業補助金」を創設し、農業用ドローン、直進アシスト田植機、AI灌水施肥システム等の導入を支援してきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域農業の担い手の育成 農業者の減少や高齢化、後継者不足など構造的な課題に対応するため、認定農業者や集落営農組織・農業法人などの担い手を育成するとともに、国県及び市独自の支援事業を活用し、多様な担い手の育成・確保を図る。 【2】農業生産体制の向上 園芸作物の産地化や稲作における生産コストの削減・省力化、麦・大豆・そばの団地化などを目指し、引き続き複合経営の推進を図るとともに、認定農業者を中心とした担い手の農業経営の改善を図ることで、農業生産体制の向上に取り組んでいく。 【3】振興作物の生産支援 振興作物については、国の経営所得安定対策による「産地交付金」等の活用や、担い手による園芸ハウスの導入、農業用機械施設の整備等を支援し、また、水稻については、今後の国の米政策の動向を注視しながら、収益性の高い農業生産体制の確立に向けて取り組んでいく。 【4】優良農地の確保と担い手への集積・集約化 農業従事者の減少・高齢化が進む中、地域農業の維持・継続には、農地集積が有効であることから、令和6年度末までに市内16地区において策定した「地域計画」等をもとに集落における話し合いを継続し、農業委員会等と連携しながら、その実現に向けた取組を推進するとともに、農地中間管理事業のさらなる活用により地域の農業を担う者に農地の集積・集約を図っていく。 さらに、農地法の規定に基づく利用状況調査及び利用意向調査を通して遊休農地の発生防止、解消を図る。 【5】ICT等の利活用による農業生産技術の向上と次世代継承 ICT等の先端技術を実装した多様なスマート農業機器の導入を支援することにより、品質向上・収量増加による販売額の増加や省力化、生産コスト削減等を図り、農業経営の改善を推進する。また、その効果を広く生産者や関係機関へ周知し共有することで更なる普及を図っていく。

施策3	農業生産基盤の整備
主な取組状況と成果	【1】土地改良事業の推進 国・県・関係団体が実施する土地改良事業に対し支援しており、土地改良事業を推進することにより、農地の区画整理をはじめ道路や用排水路の新設・改修を実施し、効率よく利便性の高い生産基盤を整備したことで、農業用水の安定供給及び地域農業の発展と農業者の所得向上に寄与した。 【2】大区画基盤整備による農業生産性向上 農業の生産性を高め、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、経営の改善を図るため生産基盤整備が実施され、令和6年度までのほ場整備率は93.7%で、目標値（93.7%）を概ね達成している。 実施地区では意欲ある担い手に農用地の集積を行い、経営規模の拡大が図られた。 【3】農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した基盤整備の推進 現在の基盤整備事業実施地区は4箇所（高野地区、本田地区、平沢地区、門田第5地区）であり、農業者の所得向上を目的とした農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して基盤整備を実施している。 【4】農業用ため池の防災減災の推進 市に存する農業用ため池50施設のうち18施設が防災重点農業用ため池に指定され、耐震検証を実施した結果、13施設のため池が設計指針に基づく必要な安全性を有していないことが判明した。 13施設のうち11施設のため池においては、県が策定する防災工事等推進計画に位置付け、計画的な改修を推進していく。残る2施設のうち1施設は防災工事等により改修済であり、1施設は用途廃止を予定している。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】土地改良事業の推進 国・県・関係団体が実施する農業用施設の長寿命化対策や農地の区画整理及びかんがい排水などの多様な土地改良事業に対し支援することにより、農業用水の安定供給及び地域農業の発展と農業者の所得向上につなげていく。 【2】大区画基盤整備による農業生産向上 基盤整備により大区画に農地を整備するとともに、道路や用排水路を効果的に配置することで農業生産性の向上を図っていく。 また、大区画ほ場により効率的な農業経営を目指し、地域計画に基づいた収益性の高い農作物への転換を図る。 【3】農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した基盤整備の推進 基盤整備事業は、農地の保全や担い手への農地集積を行うことで、農業の効率化を進めているが、後継者や担い手不足の他に負担金償還に対する不安などから、農業者の所得向上を目的とした農地中間管理機構関連農地整備事業への関心が高まっている。 現在、地域での説明会などを行っているところであり、事業を推進させることにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させ、農業経営の効率化や所得向上につなげていく。 【4】農業用ため池の防災減災の推進 東日本大震災や平成30年7月豪雨では、全国で多くの農業用ため池において決壊や損傷等が発生し、一部では人的被害が生じた。 このような状況を踏まえ、農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れがある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、決壊による水害その他の災害から市民の生命及び財産を保護するため、県が策定する防災工事等推進計画に基づき、計画的な改修を推進していく。

施策4	農村の振興
主な取組状況と成果	【1】グリーンツーリズムや観光農業の推進 「市グリーンツーリズム・クラブ」への支援を通じ、都市農村交流を推進するとともに、「市食と農の景勝地推進協議会」により本地域の食材や食文化等の情報を発信し、訪日外国人の誘客に取り組んできた。 【2】環境保全効果の高い営農活動の推進 慣行栽培と比較して化学肥料・農薬を5割以上低減する取組と併せ、有機栽培等の環境保全効果の高い営農に取り組む農業者団体等を支援し、環境保全型農業を推進してきた。また、令和6年度には有機農業の推進に向けて「市オーガニック推進協議会」を設立し、関係事業者との連携により有機農業のさらなる推進に取り組んでいる。 【3】多面的機能の維持・発揮に向けた支援 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域資源の保全活動に係る集落の共同活動を支援し、多面的機能支払制度の活用を推進してきた。 【4】農村の快適な生活環境の維持と保全 農村の生活環境改善のため、地区から要望のあった道路・水路等の整備工事を実施するとともに、地区で行う維持管理作業に必要な砂利や二次製品などの原材料を提供し、道路・水路等を良好に維持するための支援を行ってきた。 【5】有害鳥獣の被害防止・捕獲 電気柵の貸し出しや侵入防止柵の購入補助などの普及推進に努め、農作物被害を防止するとともに必要に応じて有害鳥獣の捕獲を実施してきた。 また、有害捕獲とは別にイノシシの個体数調整を目的とするイノシシ捕獲報償金制度に加えて、鳥獣被害防止総合支援事業での広域対策支援を実施し、イノシシによる被害の拡大防止に努めてきた。令和5年度より会津総合射撃場の供用を開始し、令和6年度から指定管理者による管理を行った。さらに、令和6年度より専門職員の配置により体制強化を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】グリーンツーリズムや観光農業の推進 市グリーンツーリズム・クラブにおいて、会員の高齢化等により、教育旅行等の大規模な農業体験の受け入れが難しくなっていることから、周辺自治体と協力する等、広域連携を含めた受入体制の整備について協議していく。さらに「市食と農の景勝地推進協議会」と連携を図り、外国人旅行者の農業・農村体験受入に係る体制整備を継続する。 【2】環境保全効果の高い営農活動の推進 国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、環境保全型農業直接支払事業に取り組む既存組織への指導・支援を継続するとともに、有機農業の推進に向けた「市オーガニック推進協議会」において、有機農産物の生産拡大と消費者の理解を促進し、有機農産物の消費拡大や学校給食等での活用を図り、持続的な食料システムの構築と循環型農業の確立に向けて取り組む。 【3】多面的機能の維持・発揮に向けた支援 農業者の減少や高齢化等により活動の継続が困難となっている組織への助言等を行い、活動継続を促すとともに、引き続き農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図っていく。 【4】農村の快適な生活環境の維持と保全 農村地域においては、高齢化や離農世帯との混在化などにより、道路・水路等の維持管理が困難な状況となっており、行政に対する要望が年々多様化し、増加している。 今後も、道路・水路等の整備工事や維持管理支援を継続し、あわせて多面的機能支払制度の活用も視野に入れながら、農村環境の維持・保全に努めていく。 【5】有害鳥獣の被害防止・捕獲 「市鳥獣被害防止計画」に基づきツキノワグマをはじめとした有害鳥獣に対する総合的な対策である「鳥獣被害防止総合支援事業」の対象地域を拡大し、専門家による集落環境診断を踏まえ、鳥獣被害発生の要因や対策に対する住民意識の高揚を図るとともに、次の対策・事業を進める。 ・緩衝帯の整備や地区一括での侵入防止柵設置による防除対策により、農作物被害や野生鳥獣の農地への侵入を軽減し、生産者の収穫量の確保と営農意欲の向上を図る。 ・侵入防止柵の普及推進とともに、捕獲従事者の確保やイノシシやニホンジカ捕獲の技術向上に努め、イノシシ・ニホンジカの個体数調整を目的とした指定管理鳥獣捕獲等事業について、県猟友会若松支部との連携を強化していく。 ・鳥獣被害対策専門員の配置を継続し、野生鳥獣の出没現場での警戒や有害鳥獣の捕獲補助、現場等にて市民に対する鳥獣対策の助言を行う等、被害防除対策について専門的な対応を行う。 ・広域的な鳥獣被害の軽減に向け、会津総合射撃場の指定管理者と連携を図り、より利用しやすい施設を目指し、「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」において利用促進を図る。 また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正により、令和7年9月（予定）から、市町村の判断で市街地において猟銃等を用いたツキノワグマ・イノシシの捕獲（緊急銃猟）が可能となることから、適切かつ安全な緊急銃猟の実施に向け、国のガイドライン等に基づき、関係機関との協議や必要物品の購入、損失補償保険への加入等の準備を進める。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
9-3	農福連携推進事業	健康福祉部・障がい者支援課
12-2	会津ブランド推進事業	観光商工部・商工課
15-3	国際観光推進事業	観光商工部・観光課
17-1	食育推進事業	健康福祉部・健康増進課
37-2	定住二地域居住推進事業	企画政策部・シティプロモーション課
30-2	身近な道路環境の整備・保全	建設部・道路課
32-2	上下水道未整備地区における飲料水の安定	健康福祉部・健康増進課
35-2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報戦略課
2-3	学校給食（有機食材）	教育委員会・学校施設給食課、学校教育課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 食料の安定供給】

- ・「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン」に基づき、地元産農産物の利活用や消費の拡大などに取り組み、より安全な地元産農産物の安定供給と消費拡大を図り、移出入収支の改善に結び付けてきた。
- ・農産物の安全性を確保するため、野菜・果樹等のモニタリング検査や米の全量全袋検査（令和2年度からはモニタリング検査へ移行）を実施し、その結果を公表することで、本市農産物の品質や安全性を迅速かつ正確にPRし、消費者の安心につなげてきた。
- ・本市振興作物の生産振興による「農産物のブランド化」や、地元産農産物をテーマ食材として活用した「あいづ食の陣」の取組により、消費拡大や付加価値付けを通じた「食のブランド化」を推進してきた。
- ・市場機能を適切に維持するため、集荷体制の強化や販路拡大、低温加工施設の設置を進めた。また、指定管理者の導入により運営コストの低減を図るとともに、市場使用料の改定を行い、市場内事業者の経営安定化を図った。

【施策2 農業の持続的発展】

- ・認定農業者や集落営農組織等の経営改善及び安定化を図るとともに、新規就農者の育成と確保に努めた。また、「地域計画」を策定し、地域農業の維持・継続を図った。
- ・需要に応じた米生産と収益性の高い園芸作物や大豆・そば・サトイモ等の土地利用型作物を組み合わせた複合経営を推進し、農業経営基盤の強化に取り組んだ。
- ・農業用機械施設の導入への支援により、振興作物の収量増加や品質向上、農作業の省力化を図り、近年の夏季の高温等による園芸作物の生産量や品質低下への対応として、遮光資材の導入支援に取り組んできた。中でもアスパラガス、キュウリ、チェリートマトについては、令和2年6月に竣工したJA集出荷施設「会津野菜館」との連携により生産を拡大するため、支援事業を拡充して園芸ハウスの導入を促進してきた。水稻については、全国的な需給環境の緩みに鑑み、備蓄米等の取組拡大により需要に応じた生産を推進してきた。加えて、本市産コシヒカリの厳選米「AiZ」S-RICE（アイズライス）」について、福島大学食農学類と酒粕堆肥の有効性に係る共同研究を行うなどさらなるブランド化への取組を進め、本市産米価格の維持・向上を図った。
- ・地域農業の維持・継続には引き続きの農地集積が有効であることから、「地域計画」により地域の担い手として位置付けられた農業者に農地集積を進め、効率的に規模拡大できるよう、農地中間管理事業等を活用し、農地集積・集約を図った。
- ・園芸作物の更なる生産拡大・品質向上・省力化を目指し、平成27年度からICTを活用した養液土耕栽培設備、水田の水管理システム、栽培支援ドローンの導入を支援し、園芸作物の品質向上や省力化、稲作の労働時間の短縮やコスト削減効果について実証を行ってきた。これら実証事業の結果を踏まえ、令和6年度から対象機器の範囲を拡大した「スマート農業導入支援事業補助金」を創設し、農業用ドローン、直進アシスト田植機、AI灌水施肥システム等の導入を支援した。

【施策3 農業生産基盤の整備】

- ・国・県・関係団体が実施する土地改良事業に対し支援しており、土地改良事業を推進することにより、農地の区画整理をはじめ道路や用排水路の新設・改修を実施し、効率よく利便性の高い生産基盤を整備したことで農業用水の安定供給及び地域農業の発展と農業者の所得向上に寄与した。
- ・農業の生産性を高め、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、経営の改善を図るためほ場整備が実施され、令和6年度までのほ場整備率は93.7%で、目標値（93.7%）を概ね達成している。
- ・実施地区では意欲ある担い手に農用地の集積を行い、経営規模の拡大が図られた。
- ・現在、農業者の所得向上を目的とした農地中間管理機構関連農地整備事業を活用したほ場整備を高野地区、本田地区、平沢地区、門田第5地区の4地区で実施しており、令和7年度に高野地区が整備完了予定であり、担い手への農地の集積・集約化を加速させ、農業経営の効率化や所得向上につなげていく。
- ・市に存する農業用ため池50施設のうち、18施設が防災重点農業用ため池に指定され、耐震検証を実施した結果、13施設のため池が設計指針に基づく必要な安全性を有していないことが判明した。
- ・13施設のうち11施設のため池においては、県が策定する防災工事等推進計画に位置付け、計画的な改修を推進していく。残る2施設のうち1施設は防災工事等により改修済であり、1施設は用途廃止を予定している。
- ・令和5年度より桂沢第1地区、令和7年度より稲荷山池地区の改修工事を実施しており、また令和6年度より桂沢第2地区の用途廃止工事を実施している。

【施策4 農村の振興】

- ・市グリーンツーリズム・クラブへの支援を通じた都市農村交流の推進や、国による「SAVOR JAPAN」（農泊・食文化海外発信地域）の認定を受け、訪日外国人旅行者の誘客に向け取り組みを進めた。
- ・慣行栽培と比較して化学肥料・農薬を5割以上低減する取組と併せ、有機栽培等の環境保全効果の高い営農に取り組む農業者団体等を支援し、環境保全型農業を推進してきた。また、令和6年度には有機農業の推進に向けて「オーガニック推進協議会」を設立し、関係事業者との連携により有機農業のさらなる推進を図った。
- ・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域資源の保全管理に係る集落の共同活動を支援し、多面的機能支払制度の活用を推進してきた。
- ・農村環境改善施設については、施設利用者が快適に利用できるよう、毎年適正な維持管理を行った。
- ・有害鳥獣に対する広域対策支援として、集落環境診断に基づき地区が実施する緩衝帯整備や広域での侵入防止柵設置や、個人での設置に対する支援を行い、鳥獣による被害防除を推進した。また、令和5年度より17市町村で構成された会津地域鳥獣被害防止広域推進協議会により整備された会津総合射撃場の供用を開始した。

○課題

【施策1 食料の安定供給】

- ・生産者・事業者・消費者が相互理解を深めながら地産地消を推進していく必要がある。
- ・きのこ、山菜類の一部については出荷制限が解除されていない品目が存在する。
- ・事業目的である会津産農産物のブランド力向上のために消費者から選ばれるブランディングや販路の確保、認知度拡大が求められている。
- ・公設卸売市場の取扱数量が想定以上に減少しており、市場の活性化に向けた取組が求められている。また、市場施設の老朽化しており、施設の長寿命化あるいは再整備への検討が必要となる。

【施策2 農業の持続的発展】

- ・農業者の高齢化や後継者不足により担い手の減少傾向が続いている。また、新規就農者の確保に向けては、参入時の多額の資金調達や農地確保の困難性などの高いハードルを下げるための方策が求められる。
- ・近年の夏場の高温に見られるように、地球温暖化などの影響により、これまでの生産活動や栽培技術では気候変動に対応できない可能性がある。
- ・国において水田政策の大きな見直しが控えており、これまでの水田の利活用に対する支援から、作物ごとの支援への転換が予想される。
- ・担い手の減少により、地域によっては農地の受け入れが困難となりつつある。
- ・基盤強化法が改正され、農地の貸借は、概ね農地中間管理事業に一本化されたため、その利用拡大に向けた更なる周知等の取組が必要である。
- ・ICTに限らず、AIやロボットなど、省力化に資する先端技術を活用した、多様なスマート農業の推進に向けた視点が必要とされる。

【施策3 農業生産基盤の整備】

- ・施設の老朽化等により用水路の漏水や破損等が数多く確認されており、更新事業が増加するが、農業者の負担を軽減するため、計画的に事業を推進する。
- ・農業者の高齢化や若年層の農業離れによる担い手不足への対応が必要である。
- ・景観の変化や環境への配慮が必要である。
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業の要件である事業区域内の農業収益が事業完了後5年以内に20%以上の向上を達成するため、担い手を増やし高収益作物の増産等の対応が必要となっている。
- ・令和3年度に法に基づき策定した福島県「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」について、令和7年度までに実施した防災重点農業用ため池の劣化状況・耐震・豪雨耐性評価に基づき、令和7年度に見直しが予定されている。また、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の期限が令和12年度までであるため、より計画的に事業を推進する必要がある。

【施策4 農村の振興】

- ・農業体験等を受け入れる農業者の高齢化により、これまでの受入体制が維持できなくなっている。
- ・持続可能な食料システム構築のため、生産・流通・消費を始め、学校給食あるいは教育現場等、地域一体となった有機農業の推進に向けた視点が必要となる。
- ・現農業者の減少や高齢化等により活動の継続が困難な組織があることから、組織の課題に応じて助言・指導等が求められている。
- ・各施設とも老朽化への対応が求められている。
- ・緩衝帯整備や、侵入防止柵設置についての有効性は浸透しているが、農業者の高齢化や若年層の流出により維持管理が困難となっている。また、有害鳥獣による被害対策である「生息環境管理」「被害防除」「有害捕獲」を効果的に実施するためにも捕獲技術の向上、醸成は必要であるが、高齢化に伴い銃所持者が減少している。
- ・また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正により、令和7年9月から、市町村の判断で市街地において猟銃等を用いたツキノワグマ・イノシシの捕獲（緊急銃猟）が可能となることから、適切かつ安全な緊急銃猟の実施に向け、国のガイドライン等に基づき、関係機関との協議や必要物品の購入、損失補償保険への加入等の準備を進める。

5 最終評価

政策分野10「食料・農業・農村」の推進にあたっては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第4次食料・農業・農村基本計画を策定し各種施策に取り組んでいく。また、地域農業の持続的発展には、農地集積が有効であることから、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携しながら、地域計画の実現に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業の活用により地域内の農業の担い手に農地の集積・集約化を図っていく。さらに、ツキノワグマ等大型獣への対策として、地域の方々と連携し、生ごみや放任果樹などの誘引物の除去等による生息環境管理、侵入防止柵の設置等による被害防除を進め、生活圏への侵入防止に努めるとともに、鳥獣被害対策実施隊や県、警察等と連携を密にし、緊急銃猟制度の活用も含めた有害捕獲により、被害の発生防止及び軽減に努める。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 食料の安定供給							
1		◎	基本目標1	8.4	米・食味分析鑑定コンクール国際大会開催事業	継続	農政部・農政課
2		◎	基本目標1	8.4	地産地消推進協議会負担金	継続	農政部・農政課
3		◎	基本目標1	8.4	地産地消まつり実行委員会負担金	継続	農政部・農政課
4		◎	基本目標1	8.4	あいづ食の陣実行委員会負担金	継続	農政部・農政課
5		◎	基本目標1	8.4	あいづの厳選米生産推進協議会負担金	継続	農政部・農政課
6				8.4	農産物販路開拓・販売促進事業	継続	農政部・農政課
7				8.4	会津人参生産支援事業	継続	農政部・農政課
8				8.4	会津みしらず柿販路拡大促進協議会負担金	継続	農政部・農政課
9				8.2	オールふくしまの酒づくり支援事業（旧「オリジナル酒米産地力強化支援事業」）	継続	農政部・農政課
10				2.c	地方卸売市場事業	継続	農政部・農政課
施策2 農業の持続的発展							
1	◎			2.4	食料・農業・農村基本計画の策定	新規	農政部・農政課
2			基本目標2	2.3	農の夢追いプロジェクト（地域おこし協力隊）事業	継続	農政部・農政課
3		◎	基本目標1	2.3	農業担い手支援事業（新規就農者育成総合対策事業）	継続	農政部・農政課
4		◎	基本目標1	2.3	農業担い手支援事業（未来ファーマースタート支援事業）	継続	農政部・農政課
5				2.4	水田利活用推進事業	継続	農政部・農政課
6				8.2	戦略的農業経営確立支援事業（低コスト農業経営支援事業）	終了	農政部・農政課
7				8.2	戦略的農業経営確立支援事業（土地利用型園芸作物産地化支援事業）	継続	農政部・農政課
8				2.4	戦略的農業経営確立支援事業（園芸産地生産力向上支援事業）	継続	農政部・農政課
9			基本目標1	2.4	農業担い手支援事業（市農業再生協議会負担金）	継続	農政部・農政課
10			基本目標1	2.4	農業担い手支援事業（農業後継者団体育成事業）	継続	農政部・農政課
11			基本目標1	2.4	農業担い手支援事業（機構集積協力金交付事業）	継続	農政部・農政課
12				2.4	農業経営資金利子補給金	継続	農政部・農政課
13				2.4	農業経営基盤強化資金利子助成金	継続	農政部・農政課
14					農業委員会総会に係る経費	継続	農業委員会事務局
15				8.2	農業機械施設等導入支援事業	継続	農政部・農政課
16				2.4	会津若松市農業振興協議会負担金	継続	農政部・農政課
17				2.4	福島県青果物価格補償事業	継続	農政部・農政課
18				2.4	農事組合活動事業	継続	農政部・農政課
19				8.4	畜産競争力強化対策事業（会津若松地域畜産クラスター計画の推進）	継続	農政部・農政課
20				8.2	肉用繁殖牛経営基盤強化支援事業	継続	農政部・農政課
21				2.4	県畜産振興協会負担金等	継続	農政部・農政課
22				2.4	農業振興地域整備計画推進事業	継続	農政部・農政課
23				2.4	遊休農地解消対策事業	継続	農政部・農政課
24				2.4	南原開発農地維持管理事業	継続	農政部・農政課
25		◎	基本目標1	8.2	スマート農業推進事業	継続	農政部・農政課
26				10.2	農福連携事業	継続	農政部・農政課
27		◎		2.4	農地利用集積事業	継続	農業委員会事務局
28		◎		2.4	遊休農地対策事業	継続	農業委員会事務局
29					農業者年金事業	継続	農業委員会事務局

施策3 農業生産基盤の整備						
1			2.8	土地改良事業(県営農地中間管理機構関連農地整備事業 高野地区)	終了	農政部・農林課
2			2.8	土地改良事業(県営農地中間管理機構関連農地整備事業 本田地区)	継続	農政部・農林課
3			2.8	土地改良事業(県営農地中間管理機構関連農地整備事業 平沢地区)	継続	農政部・農林課
4			2.8	土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業 門田第5地区)	継続	農政部・農林課
5			15.17	土地改良事業(県営水利施設等保全高度化事業 吉ヶ平地区)	継続	農政部・農林課
6			15.17	土地改良事業(県営水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全体) 会津大川地区)	継続	農政部・農林課
7			15.17	土地改良事業(県営農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業) 鶴沼川防災ダム地区)	終了	農政部・農林課
8			15.17	土地改良事業(県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業) 河東地区)	継続	農政部・農林課
9			15.17	土地改良事業(県営農村地域防災減災事業(農業用河川工作物応急対策事業) 佐布川地区)	継続	農政部・農林課
10			15.17	土地改良事業(国営かんがい排水事業 会津宮川地区 受益者償還金補助金)	継続	農政部・農林課
11			15.17	土地改良事業(国営かんがい排水事業 会津南部(第2期)地区)	継続	農政部・農林課
12			15.17	土地改良事業(鶴沼川防災ダム管理事業 県営及び連合協議会)	継続	農政部・農林課
13			15.17	土地改良事業(土地改良施設維持管理適正化事業)	継続	農政部・農林課
14			15.17	基幹水利施設管理事業(馬越頭首工)	継続	農政部・農林課
15			15.17	国営造成水利施設管理強化事業	継続	農政部・農林課
16			15.17	土地改良事業等事務事業	継続	農政部・農林課
17			15.17	土地改良事業(県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全体) 大戸地区)	継続	農政部・農林課
18			15.17	土地改良事業(県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全体) 神指地区)	継続	農政部・農林課
19			15.17	土地改良事業(県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全体) 門田地区)	継続	農政部・農林課
20			15.17	土地改良事業(防災重点農業用ため池整備事業)	継続	農政部・農林課
21			15.17	土地改良事業(団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 戸ノ口堰2期地区)	継続	農政部・農林課
22			15.17	土地改良事業(団体営農業水利長寿命化・防災減災事業 福島地区)	継続	農政部・農林課
施策4 農村の振興						
1		基本目標2	8.9	農村活性化推進事業(グリーンツーリズム・クラブ事業)	継続	農政部・農政課
2		基本目標2	8.9	農村活性化推進事業(食と農の景勝地推進協議会負担金)	継続	農政部・農政課
3		基本目標1	8.9	農村活性化推進事業(農村活性化プロジェクト支援事業)	継続	農政部・農政課
4				市民農園等設置運営事業	継続	農政部・農政課
5	◎		12.4	みどりの食料システム戦略事業	継続	農政部・農政課
6			12.5	農業用使用済プラスチック適正処理事業	継続	農政部・農政課
7	◎		2.4	多面的機能支払事業	継続	農政部・農政課
8			2.4	中山間地域等直接支払事業	継続	農政部・農政課
9				アメリカシロヒトリ防除対策事業	継続	農政部・農政課
10				基幹集落センター管理運営事業	継続	農政部・農政課
11				北会津農村環境改善センター管理運営事業	継続	農政部・農政課
12				河東農村環境改善センター管理運営事業	継続	農政部・農政課
13				農業関連施設維持管理事業	継続	農政部・農政課
14				農村環境整備事業	継続	農政部・農林課
15			12.2	鳥獣被害対策事業	継続	農政部・農林課
16			12.2	鳥獣被害防止総合支援事業	継続	農政部・農林課
17		基本目標2		会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業	継続	農政部・農林課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 食料の安定供給					
1	事業名	米・食味分析鑑定コンクール国際大会開催事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市産米の品質の高さを広くアピールし、取引価格の上昇と農業経営の収益性の向上を図るため、令和9年度に本市で開催する「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」に向けて、大会運営に関する各種準備や本コンクールでの入賞を目指した栽培技術研修会等を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,000	9,133
			所要一般財源	2,000	9,133
			概算人件費	22,246	29,661
取組状況と 成果	令和7年度に「米・食味分析鑑定コンクール：国際コンクール」in会津若松実行委員会を設立し、実行委員会内にコンクール部会、会津米品質向上部会、おもてなし部会の3つの専門部会を設置するとともに、令和8年度のブレ大会、令和9年度の本大会開催に向けた検討を開始した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	米価高騰などの不安定な米穀状況下で消費者の米離れが懸念されており、本コンクールの開催意義が高まっているとともに、猛暑等の気候条件の変化に対する良食味米の栽培技術確立が急がれている。関係団体や生産者等と連携し、品質や栽培技術の向上に向けた取組を行うとともに、本コンクール開催に向けた認知度向上や意識醸成等に取り組むため、実行委員会において多方面から検討を進める。				
2	事業名	地産地消推進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	消費者と食・農のつながりの深化促進、安全・安心な地元産農産物の安定供給、地元産農産物の消費拡大を3つの柱とした「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン」の趣旨を踏まえ、持続可能な生産と消費につなげる地産地消を推進していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,013	1,013
			所要一般財源	1,013	1,013
			概算人件費	2,318	2,318
取組状況と 成果	平成19年度に「あいづわかまつ地産地消推進プラン」を策定し、平成24年度に第2次、平成28年度に第3次、令和3年度に「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン」を策定し、地元産農産物の生産・安定供給、消費拡大、食育の推進、安全情報等の発信等、地産地消の推進に取り組んできた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子高齢化やライフスタイルの変化などを踏まえ、本市の農業の持続的な発展に資するため、安全・安心な地元産農産物の安定供給や地元産農産物の消費拡大、学校給食における地元産農産物の使用割合の向上（学校保健給食室と連携）、地元産農産物の安全情報等の発信など、生産者・事業者・消費者が相互理解を深めながら地産地消を推進していく必要がある。				
3	事業名	地産地消まつり実行委員会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地元産農産物の販売、各種体験、展示コーナー等を通して、地産地消運動の啓発宣伝と、本運動に対する意識の向上を図ることを目的として、毎年11月上旬に鶴ヶ城体育館で開催している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,182	3,182
			所要一般財源	3,182	3,182
			概算人件費	6,759	6,759
取組状況と 成果	平成23年度は、原発事故による風評払拭を目指して地元産農産物の安全性をPRした。令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じるなど規模を縮小して開催。令和5年度は、5類移行に伴って会場内飲食を再開して開催。令和6年度は、来場者アンケートやスタンプラリーをデジタル化して開催した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	新鮮な農産物を安価な値段で購入したいという消費者ニーズが依然として高い状況にある中で、価格差があっても「地元農産物を選びたい」という意識の醸成が引き続きの課題であり、地産地消運動の啓発宣伝と意識の向上に向けて、関係機関のみならず、地産地消に取り組む民間企業等とも連携を強化・拡充することで、PR効果を高めていく。				

4	事業名	あいづ食の陣実行委員会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内の飲食店や宿泊施設等において、季節ごとの地元産農産物をメインとしたメニューの提供を行う「あいづ食の陣」の実施により、地元産農産物の生産振興と利用拡大を図り、さらには高品質・良食味である会津の食の魅力を外部へ発信することでブランド化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,132	11,132
			所要一般財源	11,132	11,132
概算人件費			5,793	5,793	
取組状況と 成果	平成26年度から地元産農産物の地域内消費や商品の高付加価値化を推進することで、農産物のブランド化と「食」を通じた地域づくりに取り組んできた。平成27年度はプレミアム付き商品券である「出陣券」発行による事業の推進を図り、令和5年度には、冬のサブ食材として「いちご」を、令和6年度には、秋のサブ食材として「会津みしらず柿」を追加し、事業の活性化を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地元産農産物や会津の食の魅力を域外にPRすることによって、ブランド化を推進していくことが重要であるが、紙媒体を中心とした周知に課題があることから、デジタル媒体中心の周知への移行を検討し、今まで掲載できなかった新たな地元産農産物の魅力や情報の紹介等を実施し、課題解決を図っていく。				
5	事業名	あいづの厳選米生産推進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津産コシヒカリを栽培方法や食味値などによって厳選し、「AiZ'S-RiCE」として米集出荷業者が共同で、統一した精米パッケージによるブランド化やPRを行うことで、会津産米のブランド力向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,552	4,552
			所要一般財源	4,552	4,552
概算人件費			10,042	10,042	
取組状況と 成果	高品質・安定生産対策として、県と連携した生育状況の検討会や、コンクール入賞者のほ場視察を実施した。また、市内外での認知度向上のため、会津エリア及び首都圏エリアにおいてプロモーションを実施した。販売力強化事業として実施したキャンペーンにより、SNSのフォロワーが4,000名増加した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和5年度以降、猛暑等の影響により「AiZ'S-RiCE」の合格者が減少していることから、有識者による高温対策検討会や現地検討会などを通じ、「AiZ'S-RiCE」の安定生産や品質向上に向けた栽培技術のさらなる向上を図り、合格面積の増加を図っていく。				
6	事業名	農産物販路開拓・販売促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の優れた農産物等を広くPRし、新たな販路の開拓及び販売の促進を図るとともに、販路開拓に意欲のある生産者等を支援することにより、販路の維持・拡大を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,058	2,058
			所要一般財源	2,058	2,058
概算人件費			5,407	5,407	
取組状況と 成果	首都圏等でのJA、会津地域17市町村によるトップセールスや、卸売業者と連携した販売促進イベントを通じて、地元産農産物の安全・安心・高品質・良食味についてPRを実施し、販路の維持・拡大に貢献してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高品質・良食味である地元産農産物や加工品について評価を得られるよう、消費者ニーズを的確に捉えた販路開拓・販売促進が必要である。 農畜産物の需給状況等を考慮しつつ、JAや公設卸売市場などと連携し、トップセールスや商談、販売促進イベントを実施することにより、地元産農産物の魅力を発信する。				

7	事業名	会津人参生産支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津人参（おたねにんじん）について、会津人参生産支援補助金や地域特産活用産地づくり支援事業の活用を図るとともに、おたねにんじん推進協議会（事務局：会津農林事務所）の取組により、生産維持・拡大を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,273	1,273
所要一般財源			173	173	
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	会津人参生産支援補助金において、新たに播種・定植を行う生産者に対し、50千円/10aの支援を行った。 また、地域特産活用産地づくり支援事業において、初期生産資材の導入や、供給用種子を採種するほ場に対し支援を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	漢方薬の原料として、海外需要のほか国内需要も拡大しており、また、規格外品についても食用としての需要があり、生産の維持・拡大が求められている。 一方で生産者の減少が課題であることから、会津人参の生産維持・拡大を図るため、生産資材導入への補助などにより生産面を支援していく。				
8	事業名	会津みしらず柿販路拡大促進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内生産者の農業所得の向上及び安定化を図るため、会津みしらず柿販路拡大促進協議会に加入し、「会津みしらず柿」の海外輸出及び国内での販路拡大を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	200	200
所要一般財源			200	200	
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	平成30年度から同協議会に参画。タイ・マレーシア・シンガポールそれぞれに試験輸出を行いながら、本輸出に移行している。 令和5、6年度は、タイ及びシンガポール、マレーシアへの航空便によるサンプル輸送並びに本輸送を実施した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	農業所得のさらなる向上を図るための新たな海外販路先の創出と、現地のニーズに即した対応が課題となっていることから、令和6年度から新たな輸出先として継続協議している台湾との取引開始に向けた準備を進めていくとともに、現地のニーズに合わせた品質維持のため、今後も各種試験的な取組が必要である。				
9	事業名	オールふくしまの酒づくり支援事業（旧「オリジナル酒米産地力強化支援事業」）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県オリジナル酒米（「夢の香」及び「福乃香」）の生産拡大や安定供給を支援するとともに、県オリジナル酒米を原料とした日本酒の品質向上や消費拡大を支援し、県オリジナル酒米の生産振興と利用拡大を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,000	4,000
所要一般財源			0	0	
概算人件費			232	232	
取組状況と 成果	事業実施年度の県オリジナル酒米の使用量又は使用率を前年度に比して増加させる酒造業者における県オリジナル酒米を使用した日本酒の品質の向上・安定化に向けた取組に必要な経費を支援してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	海外の日本酒ブームを背景に、今後も需要の継続が見込まれることから、県オリジナル酒米の生産の拡大を支援するとともに、酒造好適米の地産地消の拡大に向けた取組を引き続き支援していく。				

10	事業名	地方卸売市場事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地方における唯一の公設卸売市場として、市民はもとより会津地域の消費者の日常に欠かすことのできない生鮮食料品等の安定供給を図るため、市場機能を適切に維持するとともに、計画的な改修等により施設の長寿命化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	69,543	69,543
			所要一般財源	69,543	69,543
			概算人件費	6,566	6,566
	取組状況と 成果	市場機能を適切に維持するため、水産棟への定温売場施設の整備や、生産者育成と集荷体制の強化、首都圏消費地における販路拡大の取組を支援するとともに、指定管理者制度の導入によりサービスの向上と運営コストの低減を図ってきた。また、施設の老朽化に対応するため計画的な改修・修繕に取り組んできた。 令和7年4月より市場使用料（面積割）の引き下げ及び市場使用料（売上高割）を廃止し、市場内事業者の経営改善への支援を行った。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	経営展望・経営戦略に基づく行動計画の実践や中長期的な目標に基づき、持続可能性の高い市場運営を行う。また、市場使用料の改定を行ったことから、経営戦略の見直しを行い、新たな料金体系に対応した投資・財政計画を策定する。			

施策2 農業の持続的発展					
1	事業名	第4次食料・農業・農村基本計画の策定		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	市政運営の基本方針である次期市総合計画の農政分野における個別計画として、また、市食料・農業・農村基本条例に定める基本計画として「第4次食料・農業・農村基本計画」を策定し、本市の食料・農業・農村振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	-	196
			所要一般財源	-	196
概算人件費			-	3,090	
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和7年4月に国が策定した「食料・農業・農村基本計画」や次期市総合計画との整合を図るとともに、農業者や関係機関等の意見を踏まえながら計画の策定を進める必要がある。				
2	事業名	農の夢追いプロジェクト（地域おこし協力隊）事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	将来の担い手確保のため、地域おこし協力隊制度を活用し、先進農家等において有機農業に係る栽培技術等を習得する機会を創出するとともに、農商工連携による販路開拓や年間をととした労働環境の整備について調査・研究する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,098	22,196
			所要一般財源	11,057	22,114
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	令和7年度より地域おこし協力隊を新規任用し、移住就農希望者が任用終了後にスムーズに就農できるよう、就農に向けて必要な技術等を習得するための農業研修を行うとともに、SNSを活用した情報発信により本市農業の魅力発信を行う。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	農業者の高齢化や後継者不足等により、農家人口の減少が続いているが、農業生産活動を維持し農用地や農村環境を保つためには、新たな担い手の確保が必要であり、移住就農希望者が地域おこし協力隊として勤務しながら、農業技術を習得する機会が得られる当該事業は将来独立・自営就農を目指すために有効であることから、地域おこし協力隊員の更なる増員を図っていく。				
3	事業名	農業担い手支援事業（新規就農者育成総合対策事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	認定新規就農者等に対し、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような就農当初の農業経営安定を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,173	21,173
			所要一般財源	23	23
概算人件費			12,977	12,977	
取組状況と 成果	新規就農者を対象に補助金を交付し、就農当初の経営安定を図った。 令和3年度までの採択者には、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付による継続支援を行い、令和4年度からは、経営開始資金や機械・施設等導入への支援対象となる経営発展支援事業により就農者への支援を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域農業の持続的発展には将来の農業を担う新規就農者の確保及び育成が重要である。 新規就農者が安定して営農活動が行えるよう、現行の補助事業を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター等、各関係機関と連携したサポート体制を構築し、農業技術等の指導・助言も含めた長期的なサポートを行っていく。				

4	事業名	農業担い手支援事業（未来ファーマースタート支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市外から移住し、本市において農業に従事しようとする55歳未満の移住就農者等に、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,228	1,446
			所要一般財源	4,228	1,446
概算人件費			3,090	3,090	
取組状況と 成果	令和5年度より本市独自の支援策として事業を開始した。初年度よりパンフレットやポスターの作成・配布、首都圏での移住相談イベントの参加による周知活動に取り組むとともに、市外からの移住就農者に対し令和5年度より1名、令和6年度より2名への支援を実施した。				
課題認識と 今後の方針・改善点	農業従事者の高齢化や減少等により、地域農業の担い手を確保することが課題となっている。また、就農を希望しても、認定新規就農者としての要件不足により、国の補助制度を活用できず、就農に踏み切れない方もいることから、多様な人材を新規就農につなげる上で当該事業は有効である。今後も各種移住就農相談イベントへの参加による周知活動や当該事業を通じた支援により、本市の新たな担い手の確保及び地域農業の維持に向け、取組を進める。				
5	事業名	水田利活用推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水田の有効活用による大豆・そば等の生産拡大の推進、地域における需要に応じた米生産の推進、水田農業の構造改革の推進、その他地域水田農業の振興等に資することを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,893	18,893
			所要一般財源	7,432	7,432
			概算人件費	22,246	22,246
取組状況と 成果	水田を活用して転作作物を生産する販売農家や生産組織に対し、土地利用型作物の集団的栽培や、環境に配慮した農産物の生産について支援することにより、水田の高度利用の推進及び収益性の高い農業経営の確立を図ってきた。 ＜令和6年度実績＞ 転作目安面積に対する実際の作付面積割合は81.9%であった。				
課題認識と 今後の方針・改善点	主食用米の需給調整や米価の動向が見通せないことから、引き続き複合経営の推進により所得を確保するとともに、認定農業者・集落営農組織等については、収入減少影響緩和対策や収入保険制度といったセーフティネットへの加入促進を図っていく。				
6	事業名	戦略的農業経営確立支援事業（低コスト農業経営支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	生産調整方針作成者（以下、方針作成者）と大規模農業者が連携し、農業経営の低コスト化を目指す取組に対して支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,715	0
			所要一般財源	1,715	0
概算人件費			1,005	0	
取組状況と 成果	米の過剰基調が続く中、米価下落の恐れがあることから、米価下落の状況においても一定の所得を確保できる農業経営を確立することが必要であるため、農業経営体へ支援を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	現在、国県において、地域計画策定を要件とした補助制度が創設されており、本事業の目的や内容等と類似し、且つ補助率が高く、本事業の代替が可能であることから、令和7年度をもって本事業を廃止する。				

7	事業名	戦略的農業経営確立支援事業（土地利用型園芸作物産地化支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	卸売業者が組織する生産者組織に所属し、サトイモ（品種：大和早生）を作付けする生産者に対し、生産に必要な機械の導入を支援するとともに、卸売業者が当該作物の産地化に要する経費の一部を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,154	1,154
			所要一般財源	1,154	1,154
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	平成29年度に丸果会津青果㈱において里芋部会が設立された。平成29年度からは、里芋部会構成員の生産者に対し、種いもや機械の導入を支援するとともに、丸果会津青果㈱に対しても出荷資材の導入を支援するなど、生産から流通までの一貫した支援を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	里芋の産地化に向けては、有利販売につなげる生産量を確保するため、部会員の増加、栽培面積の拡大及び栽培技術の向上が必要である。里芋の生産者増加、栽培面積の拡大及び販路拡大を図るため、引き続き、種いもや栽培機械の導入、販路拡大・販売促進活動に対する支援を継続するとともに、里芋部会が行う研修会の開催により、栽培技術の向上を図る他、里芋のPRイベント等の取組を支援していく。				
8	事業名	戦略的農業経営確立支援事業（園芸産地生産力向上支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	園芸品目の中で重点振興作物として位置づけられたアスパラガスなど6品目の新規作付、規模拡大を行う生産者に対して、施設導入等への支援を行う。事業実施主体が新規就農者の場合は補助率を1割上乘せする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,942	1,942
			所要一般財源	1,942	1,942
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	重点振興作物の生産拡大と農業所得の向上を図るため、施設導入等への支援を行ってきた。 〈令和6年度実績〉 ①施設導入：7棟（3経営体）／②井戸掘削：1経営体／③遮光資材導入：1経営体				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高収益作物の生産は農業所得を向上させる手段として有効であるが、園芸品目の導入には、施設等の初期費用の負担が大きいことが課題である。次年度以降についても、施設導入等の支援を継続しながら、農業経営の転換や農業所得の確保を図るとともに、遮光・高温対策資材導入への支援により、施設栽培における生産量や品質の向上を図っていく。				
9	事業名	農業担い手支援事業（市農業再生協議会負担金）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農用地の利用集積の促進及び農業経営の改善や安定化を図るため、認定農業者をはじめとした多様な担い手の育成・確保、集落営農の推進等、地域農業の持続的な発展に向けた総合的な支援を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	500
			所要一般財源	500	500
概算人件費			2,318	2,318	
取組状況と 成果	認定農業者の更新につながるよう、アンケート調査やフォローアップを通じた計画の振り返りと次期計画の作成に向けた助言を行うとともに、コーディネーター等と連携し、認定農業者の再認定及び新規認定に向けた経営改善計画の作成を支援した。 また、集落営農の組織化・法人化の支援として「地域計画」策定の推進や、担い手の経営能力の向上を図るため農業経営改善研修会の開催などに取り組んだ。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	農業者の減少が続く中、将来にわたって地域の中心となる担い手の確保・育成に向け、認定農業者の新規及び再認定への支援に取り組む。また、再認定を迎える認定農業者を対象に、さらなる経営改善に向けた支援や経営意向に応じた助言を行う。 さらに、認定農業者の意欲向上につながる施策の拡充を検討するとともに、制度の周知や経営能力の向上に資する取組など、総合的な支援を実施していく。				

10	事業名	農業担い手支援事業（農業後継者団体育成事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	情報交換や技術の研鑽を図るため、先進地視察や地域交流を行う市内の農業後継者団体に対し補助金を交付し、活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	100	100
			所要一般財源	100	100
概算人件費			607	607	
取組状況と 成果	農産物販売やPR活動、地域イベントへの参加、市内幼稚園との共同による農業体験などを開催し、地域農業の振興に関する各種取組を行ってきた。また、当該団体には既に農業経営者として活躍している農業者と新規就農者の両者が所属しており、活発な意見交換等が行われている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	農業後継者団体における、会員数の増加と団体活動の活性化のためには、各団体において新規就農者や青年農業者の加入を積極的に推進する必要がある。そのため、本市においては、補助金の交付による活動支援を継続するとともに、コミュニティへの参加を通じた青年農業者の技術向上等を図るため、新規就農者等に対して各団体についての周知を行う。				
11	事業名	農業担い手支援事業（機構集積協力金交付事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域の農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手等に貸し付けることにより、農地の集団化や効率的利用を促進する。また、機構集積協力金を活用し、農地の出し手（所有者等）に対する支援を行い、担い手への農地利用集積を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,132	5,000
			所要一般財源	0	0
概算人件費			9,269	9,269	
取組状況と 成果	平成26年度から、福島県農業振興公社が福島県における農地中間管理機構として、地域農地の集団化や効率的利用を促進し、規模拡大や分散錯図解消に資するため、農地中間管理事業を実施し、補助対象地域及び、対象者に対して補助金の交付を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	今後も農地の効率的利用を促進するため、農地中間管理事業関連農地整備事業に取り組む集落等を中心に、事業の利活用を通じて農地集積・集約化を推進していく。事業の活用促進に向け、地域計画の見直しに併せて地区説明会を開催する等により、制度の周知を図る。				
12	事業名	農業経営資金利子補給金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域農業の担い手となる農業者が、経営改善を目的とした資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子補給を行い、農業者の経済的負担の軽減を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,608	6,608
			所要一般財源	6,608	6,608
概算人件費			696	696	
取組状況と 成果	金利負担を軽減することにより、認定農業者等の農業経営の改善や自立経営の促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰の影響により農業経営に困難を来している農業者を支援するため、利子補給対象事業を追加した。				
課題認識と 今後の方針・改善点	農業の持続的発展には、新たな農業機械の導入や施設の整備等が欠かせず、これにかかる金銭的支援は農業者にとって重要であるが、近年、農業機械の価格が高騰している。地域農業を支える担い手の経営改善を促進し、地域農業を継続して発展させるため、今後も継続していく。				

13	事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域農業の担い手となる農業者が、経営規模の拡大や経営の効率化を図るために、農業経営基盤強化資金を借りた際に利子助成を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	140	120
			所要一般財源	70	60
概算人件費			279	279	
取組状況と 成果	金利負担を軽減することにより、認定農業者の経営規模の拡大や経営の効率化の促進を図ってきた。 平成24年度以降は全額国庫負担で行われており、市の利子助成は平成7年～23年度の借入者に対してのみ行っている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	現在、利子助成は平成23年度までの既往借入者に対してのみ行っており、償還完了まで継続していく。				
14	事業名	農業委員会総会に係る経費		法定／自主	法定
	担当部・課	農業委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り農業の健全な発展へ寄与するため、農地法等の関係法令に基づき、農地の権利移動に係る許可申請等を総会において審議し、決定する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	27,387	29,527
			所要一般財源	16,025	18,919
概算人件費			9,730	9,730	
取組状況と 成果	農業委員会総会における許可判断にあたっては、法令等の規定による許可基準に則り、現地調査等を実施しながら、公正・公平な審議に努めた。 また、新たな制度改正等に対応するため、農業委員等を対象とした研修会などを実施し、農業委員等の資質の向上に努めた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	・農地を所管する行政委員会として農地の権利移動に係る事務等を適正に執行するとともに、総会において承認された事案に係る許可条件の遵守等について適切な指導が求められている。 ・適正な事務執行と総会運営の透明性の維持・向上、さらには農業委員会活動を周知するため、ホームページや農業委員会だより等を活用し、さらなる情報発信が必要である。				
15	事業名	農業機械施設等導入支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市農業の振興及び地域の農業の担い手の経営発展等を支援するため、国県の農業機械施設等の導入に係る各種補助事業を活用する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	51,422	30,000
			所要一般財源	0	0
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	水稻をはじめ、大豆やそば、園芸作物などの生産に係る農業機械施設導入を支援することにより、品質や生産性の向上による認定農業者などの担い手における農業経営改善や規模拡大等に寄与してきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	地域農業の持続性を維持していくためにも、今後も国県の支援策について積極的に活用するとともに、地域の中心経営体による農地集積の加速化や高収益化、省力化等への支援を行う。				

16	事業名	会津若松市農業振興協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本協議会は、農業情勢に即応した生産体制の整備と農業・農村の活性化を図るため、市内の関係機関が連絡協調のうえ相互の技術研さんと融和を図り、もって本市農業の振興に寄与することを目的として活動している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	300	300
			所要一般財源	300	300
概算人件費			657	657	
取組状況と 成果	構成機関の連携のもと、専門的な技術の調査、研修及び指導の一元化に関する事業、農業の生産振興対策に伴う技術指導及び農作物被害の未然防止に関する事業、情報の収集及び消費・販路の拡大対策に関する事業等に取り組んできた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	変化する農業情勢に即応した農産物の生産振興及び販売促進、農業農村の活性化を図るため、関係機関が一体となって取り組む必要がある。 本市の農業振興を図るうえで、農業関係団体が連携しながら、技術指導、営農指導、販路拡大などに取り組む。				
17	事業名	福島県青果物価格補償事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	対象品目の市場価格が補償基準額を下回った場合、補償交付金を交付し、生産者の経営安定と青果物の安定供給を図るため、3年間を一つの業務対象期間として、県・市・生産者がそれぞれの負担割合により準備金を造成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			62	62	
取組状況と 成果	原発事故後、一時的に運用を停止していたが、平成31年1月から損害賠償額の算定方法が全国的な価格動向を反映する形となり、市況の価格下落分は賠償されなくなったこと、新型コロナウイルスの影響による価格下落で生産者の経営が不安定になる可能性があることなどから、令和元年度第4期分（令和2年1月から3月）から補償交付金の交付が再開されている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域振興作物の生産拡大及びブランド化や産地化を推進する上で、青果物の価格下落時の補償交付金の交付により生産者の経営安定を図る必要があることから、今後も事業を継続する。				
18	事業名	農事組合活動事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	集落の代表として農事組合長を委嘱し、市農政事務に関する調査・伝達を円滑に行うとともに、農事組合長で組織される市農事組合長連絡協議会の活動強化・研鑽を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,880	1,880
			所要一般財源	1,880	1,880
概算人件費			448	448	
取組状況と 成果	毎年、各集落の代表として農事組合長を委嘱し、市農政事業に関する調査・伝達を依頼するなど、市と農業者をつなぐ役割を担っていただくとともに、市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会と連携し、農業用廃プラスチック回収事業等に取り組んできた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年、農業者の減少により、農事組合の解散が相次いでいるが、各集落の農事組合長は、市と農業者をつなぐ重要な役割を担っていることから、引き続き他事業との関係を整理しながら存続を図っていく。				

19	事業名	畜産競争力強化対策事業（会津若松地域畜産クラスター計画の推進）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松地域畜産クラスター協議会（事務局：市農政課）が策定した「会津若松地域畜産クラスター計画」をもとに畜産農家、関係団体との連携により、繁殖牛の増頭や施設の整備等の支援を行い、畜産の収益性の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	平成27年2月に設立した同協議会において、畜産の収益性の向上を図ることを目的とした「会津若松市畜産クラスター計画」を策定し、関係団体の連携により計画の推進に努めている。				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	畜産農家の高齢化や後継者不足による担い手不足、輸入飼料価格の高騰によるコストの増加が課題であることから、中心的な経営体として位置づけられた生産者に対して、計画的な繁殖雌牛の更新による肉用子牛販売価格の上昇や、機械・施設整備への支援を通し、畜産の収益性の向上により畜産農家の担い手確保に取り組む。				
20	事業名	肉用繁殖牛経営基盤強化支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	市内の肉用繁殖農家が「優良血統」の繁殖雌牛を導入する際に、その費用の一部を支援し、肉用牛繁殖経営の基盤を強化することで、農業所得の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	724	1,440
			所要一般財源	724	1,440
概算人件費			325	325	
取組状況と 成果	本市の肉用子牛の価格は、肥育農家からのニーズの高い血統ではないことから、販売平均価格は県平均に及んでいない状況であった。本事業が開始されたことで、血統の高い繁殖雌牛へと更新は図られたが、近年の子牛出荷価格の下落により、生まれた子牛を出荷せずに自家で繁殖雌牛とする「自家保留」もされている。				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	これまで当該事業により優良な子牛の出荷を進めてきたが、近年は飼料価格の高騰により、経営継続が困難となっていることから、現状で国・県の支援がない粗飼料の価格高騰分を支援することで生産意欲の向上と子牛販売価格の上昇を図る。				
21	事業名	県畜産振興協会負担金等		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	福島県畜産振興協会及び全会津家畜衛生畜産振興協議会に加入し、自衛防疫事業（牛アカバネ病、牛ヘモフィルス等の予防接種）を実施すると共に各種畜産振興事業の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	46	46
			所要一般財源	46	46
概算人件費			209	209	
取組状況と 成果	関係機関からの負担金を財源とし、予防接種や研修会の開催等を通し、畜産振興を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	近年の全国各地での鳥インフルエンザや口蹄疫の発生など、緊急時における行政と畜産農家との連携体制構築や、それぞれの機関の役割分担の明確化が必要である。畜産農家にとって不可欠な事業を広範囲にわたり展開しており、特に家畜伝染病予防については概ね期待通りの成果が得られており、各協会等への協力を継続していく。				

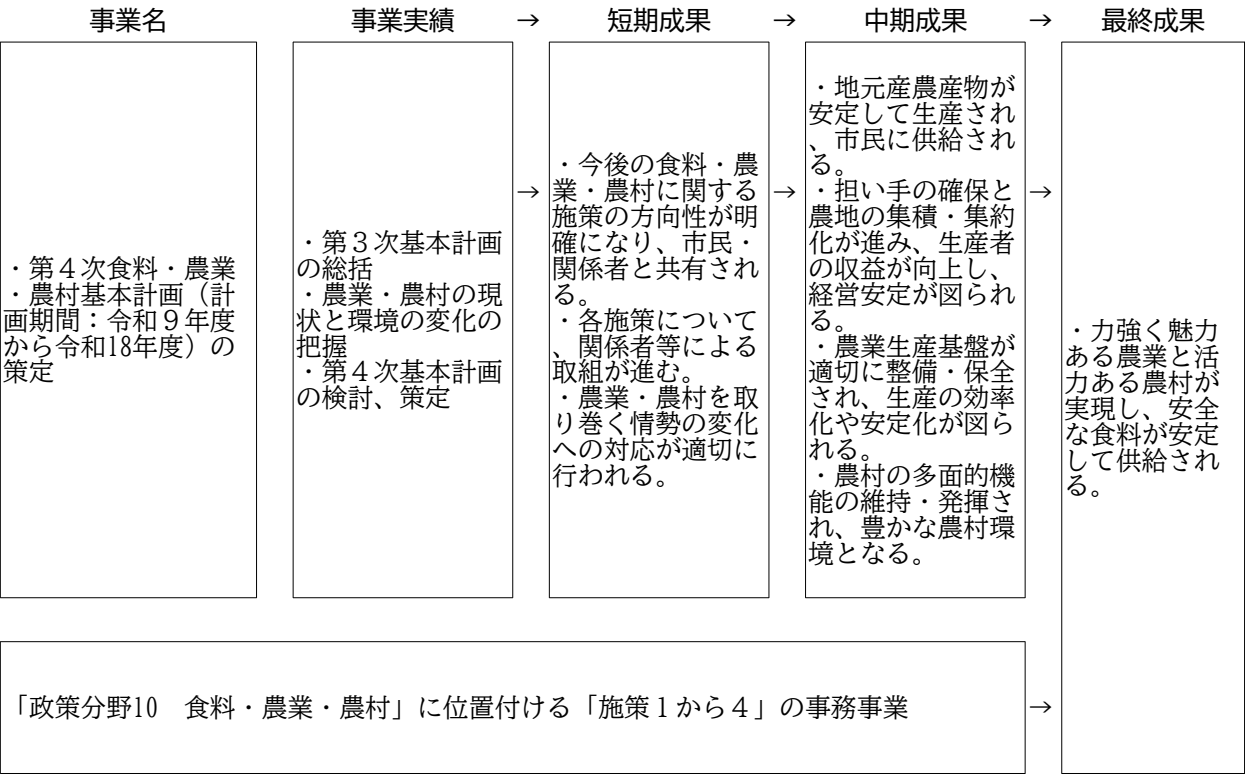
22	事業名	農業振興地域整備計画推進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業を振興すべき地域内における農地の保全・発展に係る諸施策を定めるとともに、集团的農地及び農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を農用地区域内に指定し、合理的な土地利用を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	8,000
			所要一般財源	0	8,000
概算人件費			1,931	3,862	
取組状況と 成果	平成29年度に計画の総合見直しを行い、集团的農地等の優良農地の確保・保全と農業以外の土地利用との秩序ある調整を図りながら、計画の適正な進行管理を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	農振農用地区域内からの除外については、事業目的や内容、土地の選定理由、都市計画法における開発許可や農地法における転用許可見込みなどを勘案しながら、法手続きを行う。 また、令和9年度に総合見直しを行う必要があることから、見直しに向けて令和8年度に土地利用状況や農業生産の現況等を把握するための基礎調査を行う。				
23	事業名	遊休農地解消対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業委員会と連携し農地の利用状況の把握に努めるとともに、農地中間管理事業や県遊休農地等再生対策支援事業等の活用により、遊休農地の発生防止と解消に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			464	464	
取組状況と 成果	市内全域を対象に毎年、農業委員会と連携して農地の利用状況現地調査を行い、遊休農地化した農地の把握に努めてきた。 また、市農業再生協議会として県補助事業を活用し、担い手等による遊休農地再生の支援を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	遊休農地化することにより病虫害・鳥獣被害の発生・雑草の繁茂・用排水施設の管理の支障等が発生し、周辺の営農環境に悪影響を与える恐れがあることから、農地中間管理事業や多面的機能支払事業などにより、農地の適正管理と遊休農地の発生防止が必要となる。				
24	事業名	南原開発農地維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	南原開発農地区域における入植者の効率的な農業生産のために、市が所有する農用地・農地法面・道水路・貯水槽等、共用施設の適正な維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,054	5,054
			所要一般財源	5,054	5,054
概算人件費			1,365	1,365	
取組状況と 成果	南原開発農地区域における入植者の効率的な農業生産のために、市が所有する農用地・農地法面・道水路・貯水槽等、共用施設の適正な維持管理を行ってきた。平成28年度において、農地約24haのうち未分譲となっていた約12haを取得したことから、農用地の保全管理が必要となっている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	市が取得した農地約12haについては、特用樹（ウルシ）の植栽を長期かつ段階的な計画により実施しているが、実施期間中の雑木伐採など維持管理が必要となる。 農地・道水路等の適切な維持管理を継続して行うとともに、天災等による被害の未然防止を行い、農地の維持・保全を図っていく。				

25	事業名	スマート農業推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市農業の振興を図るため、スマート農業機器（A I ・ I O Tなどの先端技術の活用により農作業の省力化や生産性の向上を図るための農業機器）の導入により、農業経営における課題解決に取り組む農業者に対して支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,150	6,150
			所要一般財源	6,150	6,150
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	・平成27年度～令和5年度 スマートアグリ実証事業補助金 ・平成29年度～令和5年度 スマートアグリ導入支援事業補助金 ・令和6年度～ スマート農業導入支援事業補助金 <令和6年度実績> 農業用ドローン3件、直進アシスト田植機3件、養液土耕栽培システム1件				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	担い手不足など、生産者を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、スマート農業機器の導入による生産性の向上、省力化、コスト削減等を図る生産者への支援を通し、農業経営の改善を推進していく必要がある。				
26	事業名	農福連携事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業分野と福祉分野の連携の取組の活性化を図るため、会津人参の栽培に関する研修及び実習を行う障がい福祉サービス事業者に対し、「会津人参栽培研修事業補助金」により支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	468	468
			所要一般財源	468	468
概算人件費			464	464	
取組状況と 成果	平成30年度 事業開始 事業者のほ場に会津人参の作付実施（毎年2aずつ） ※会津人参の栽培には3～5年かかり、一度作付けしたほ場には、その後10年程度作付け不可能となる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	就農した社会福祉事業所においては、会津人参の栽培が難しく収益を得ることが出来ていないことから、継続して支援していくとともに、労働力確保の観点から、会津人参に限らず、障がい者による農作業受委託等の推進に向けて関係機関と検討を行っていく。				
27	事業名	農地利用集積事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農業委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	貸付や譲渡の申出がなされた農地については、農業委員等のあっせん活動を通して農地中間管理事業の活用を促進し、担い手への農地の集積・集約化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	130	96
			所要一般財源	130	96
概算人件費			5,793	5,793	
取組状況と 成果	農地中間管理事業等により、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化が進み、農地利用集積率は向上している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢化や後継者不足により、所有する農地の貸付や譲渡を希望する農業者が増加する一方で、経営規模の拡大を目指す認定農業者等もいることから、「地域計画」の見直しに伴う協議の場への参画と農業経営意向調査の結果等を踏まえ、関係機関と連携しながら、計画に位置付けられた担い手等への農地のあっせん活動を強化し、農地中間管理事業の活用による農地利用の集積・集約化を図る。				

28	事業名	遊休農地対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農業委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	遊休農地の把握及び解消を図るため、農地利用状況調査を実施するとともに、有効に活用されていない農地所有者に対しては利用意向調査を実施し、遊休農地の再生利用を促す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,199	1,152
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	農地利用状況調査による遊休農地の現状把握を行い、再生利用が可能な農地の所有者に対しては、農地利用意向調査を実施し、遊休農地の再生利用に対する働きかけや借り手農家のあっせんなどの解消に向けた取組を進めたものの、前年度より0.16%（10.2ha）増加した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	担い手への農地の集積・集約化を図るうえで、遊休農地は大きな障害となっており、その解消に努めることは将来の農地の面的集積に寄与するものである。 遊休農地所有者に対する指導の結果、一定程度の解消が図られたものの、新たに発生する遊休農地も存在することから、農業委員等の活動を通して、所有者へ適切な保全・管理を働きかけていく。				
29	事業名	農業者年金事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農業委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金加入者や受給者に対する事務及び新規加入者の掘り起こし活動を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	617	569
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	2,059	2,059
	取組状況と 成果	昭和45年に創設された政策年金制度であり、平成14年の抜本的な改正により、強制加入から任意加入に移行した。 ・年金加入者や受給者に係る農業者年金基金からの受託事務の実施。 （手続き件数 R2 70件、R3 62件、R4 62件、R5 55件、R6 48件） ・新規加入者の掘り起こし活動の実施。 （新規加入者数 R2 2名、R3 6名、R4 2名、R5 2名、R6 1名）			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	県農業会議から示された加入目標数については達成しているものの、死亡等により旧制度加入者の減少が続いている。 離農後の安定した生活を確保するため、加入推進者リスト作成し農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により、将来の地域農業を担う若い農業経営者など、新規加入者の確保に努める。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 農業の持続的发展



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
食料・農業・農村基本計画の策定	基本計画の策定	—	—	—	—	策定	策定		

施策3 農業生産基盤の整備					
1	事業名	土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業 高野地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	終了
	概要 （目的・内容）	担い手や生産組織による農地の集積を行い、 農業収益の向上を目指す。 事業費:1,265,000千円、受益面積:55.7ha 受益戸数:70戸、同意率:100% 事業年度:平成26年度～令和7年度 負担率:国62.5・県27.5・市10.0%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	2,100	0
			所要一般財源	300	0
概算人件費			78	0	
取組状況と 成果	平成26年度～令和元年度 調査事業及び文化財試掘調査等 令和2年度 事業採択、実施設計 令和3年度～令和6年度 農地の区画整理 令和5年3月29日に変更事業計画が確定した。 令和7年度 補完工・換地業務 一式（事業完了）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	事業区域内的の農地集積を地域担い手に80%以上達成すること。また、高収益作物の生産や水稻の生産コスト低減等により、事業区域内的の農業収益が事業完了後5年以内に20%以上の向上が求められるため、担い手を増やし高収益作物の増産等の対応を検討する。				
2	事業名	土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業 本田地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	担い手や生産組織による農地の集積を行い、 農業収益の向上を目指す。 事業費:521,000千円、受益面積:25.1ha 受益戸数:36戸、同意率:100% 事業年度:令和2年度～令和11年度 負担率:国62.5・県27.5・市10.0%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	5,600	13,900
			所要一般財源	600	12,500
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	令和2年度 調査事業申請及び仮同意の取りまとめ 令和3年度 県単調査設計 令和4年度 農用地集団化 令和5年度 事業採択申請 令和6年度 事業採択・実施設計 令和7年度：整地工 一式				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	事業区域内的の農地集積を地域担い手に80%以上達成すること。また、高収益作物の生産や水稻の生産コスト低減等により、事業区域内的の農業収益が事業完了後5年以内に20%以上の向上が求められる。 基盤整備事業により農作業の省力化が図られた農地を長期にわたり農地中間管理機構から借り受けた、安定的な経営体（担い手等）を育成し、農業の持続的発展に資するため今後も継続していく。				
3	事業名	土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業 平沢地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	担い手や生産組織による農地の集積を行い、 農業収益の向上を目指す。 事業費:1,030,000千円、受益面積:50.0ha 受益戸数:83戸、同意率(仮):100% 事業年度:令和3年度～令和13年度 負担率:国62.5・県27.5・市10.0%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	0	4,000
			所要一般財源	0	400
概算人件費			76	76	
取組状況と 成果	令和3年度 調査事業の申請及び仮同意の取りまとめ 令和4年度 事業申請に係る調査事業 令和5年度～令和6年度埋蔵文化財の試掘調査 令和7年度 農地中間管理権設定・事業採択申請				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	事業区域内的の農地集積を地域担い手に80%以上達成すること。また、高収益作物の生産や水稻の生産コスト低減等により、事業区域内的の農業収益が事業完了後5年以内に20%以上の向上が求められる。 基盤整備事業により農作業の省力化が図られた農地を長期にわたり農地中間管理機構から借り受けた、安定的な経営体（担い手等）を育成し、農業の持続的発展に資するため今後も継続していく。				

4	事業名	土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 門田第5地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	担い手や生産組織による農地の集積を行い、 農業収益の向上を目指す。 事業費:1,300,000千円、受益面積:39.0ha 受益戸数:103戸、同意率(仮):100% 事業年度:令和6年度～令和15年度 負担率:国62.5・県27.5・市10.0%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	令和6年度 農村環境整備事業実施計画（1年目） 令和7年度 農村環境整備事業実施計画（2年目）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	事業区域内的の農地集積を地域担い手に80%以上達成すること。また、高収益作物の生産や水稻の生産コスト低減等により、事業区域内的の農業収益が事業完了後5年以内に20%以上の向上が求められる。 基盤整備事業により農作業の省力化が図られた農地を長期にわたり農地中間管理機構から借り受けた、安定的な経営体（担い手等）を育成し、農業の持続的発展に資するため今後も継続していく。				
5	事業名	土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業 吉ヶ平地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	施設の老朽化に伴い、危険箇所を改修する。 事業費:1,737,000千円、受益面積:603ha 受益戸数:349戸、同意率:100% 事業年度:平成19年度～令和11年度 負担率:国50・県25・市7.5・受益者17.5%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30,660	33,000
			所要一般財源	2,360	3,300
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成25年度～平成28年度 事業化に向けた地区調査や調査事業 平成29年度 実施設計 平成30年度～令和6年度 水路トンネル工、放水路改修、幹線用水路工 令和5年3月29日に変更事業計画が確定し、事業期間を延長した。 令和7年度 幹線用水路工 一式				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	農業用水の安定供給に加え、排水機能の改善により浸水被害を防止する。 農業用水の安定供給による管理コストの軽減と市民の生命や財産を守る観点から今後も継続し、施設の延命化を図っていく。				
6	事業名	土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型） 会津大川地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水供給機能の確保と排水機能を改善し、浸水被害を防止する。 事業費:283,000千円、受益面積:297.3ha 受益戸数:325戸、同意率:100% 事業年度:平成29年度～令和8年度 負担率:国50・県29・市6.3・受益者14.7%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	56,302	4,600
			所要一般財源	602	500
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成30年度から令和3年度 事業化に向けたや対象施設の機能診断及び調査事業 令和4年度 実施設計 令和5年度 実施設計・幹線用水路改修 令和6年度 幹線用水路改修 令和7年度 幹線用水路改修工 一式				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	用水供給機能を確保することに加え、排水機能を改善することにより浸水被害を防止する必要がある。 管理コストの軽減と市民の生命や財産を守る観点から今後も継続し、施設の延命化を図っていく。				

7	事業名	土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業） 鶴沼川防災ダム地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	水供給機能の確保と排水機能を改善し、浸水被害を防止する。 事業費:1,038,000千円、受益面積:685/4,492ha 受益戸数:656/5,452戸、同意率:100% 事業年度:平成29年度～令和7年度 負担率:国55%・県39%・地元6%(美里65%、坂下,若松17.5%)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,302	0
			所要一般財源	602	0
概算人件費			78	0	
取組状況と 成果	令和元年度 実施設計 令和2年度～令和6年度 ダム排砂工、法面保護工、安全施設工、水管理システム更新 令和6年3月22日に変更事業計画が確定し、事業期間を延長した。 令和7年度 ダム排砂工 一式（事業完了）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	施設の機能を強化することにより用水の安定供給と洪水防止に努め、より安定的な農業経営を図る必要がある。 自然災害に強い施設を整備し、農業経営の安定を図るため、今後も事業を継続していくとともに、施設の延命化を推進する。				
8	事業名	土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業） 河東地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業水利施設の機能回復し、被害発生を未然に防ぐなど防災リスク管理を支援する。 全体整備計画:400m、事業費:40,000千円、 受益面積:110ha 受益戸数:77戸、同意率 (仮):100%、事業年度:平成19年度～令和10年度 負担率:国50%・県25%・市7.5%・受益者17.5%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	平成28年度まで調査事業 令和5年度までに受益者からの同意取得				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	農業用水の安定供給に加え、排水機能の改善により浸水被害を防止する。 管理コストの軽減と市民の生命や財産を守る観点から今後も継続し、施設の延命化を図っていく。 令和8年度：事業採択申請（予定）				
9	事業名	土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（農業用河川工作物応急対策事業） 佐布川地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	老朽化した取水堰の改修を行い機能維持を図る。 事業費:751,000千円、受益面積:3.5/47.1ha 受益戸数:7/104戸、同意率:100% 事業年度:平成28年度～令和8年度 負担率:国55%・県37%・市町村2.4%(市0.18%,美里町2.22%)・受益者5.6%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	268	400
			所要一般財源	68	100
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成28年度～令和元年度 事業化に向けた各調査、事業申請 令和2年度 実施設計 令和3年度～令和6年度まで堰体工事 令和7年3月27日に変更事業計画が確定し、事業期間を延長した。 令和7年度 堰体工・護岸工 一式				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	用水供給機能を確保することに加え、排水機能を改善することにより浸水被害を防止する必要がある。 管理コストの軽減と市民の生命や財産を守る観点から今後も継続し、施設の延命化を図っていく。				

10	事業名	土地改良事業（国営かんがい排水事業 会津宮川地区 受益者償還金補助金）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	国営事業完了後編入地域への事業費負担支援 受益者償還額:51,458千円(補助額25,728,273円) 受益面積:77.1ha、受益戸数:84戸 事業年度:平成17年度～令和11年度 毎年度償還額:1,050千円(令和5年度受益面積調整)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,050	1,050
			所要一般財源	1,050	1,050
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成16年度完了の国営かんがい排水事業の受益者償還額 全体支援（予定）額 25,729千円 令和6年度までの支援額 20,490千円 令和7年度以降の支援(予定)額 5,239千円				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	営農者の償還額を軽減し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る必要がある。 農業用水を確保することと併せ、受益農地の土地基盤整備を実施し、大型機械の導入による省力化と複合経営の推進を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定を進めることから、受益者の償還額の軽減に向けて今後も継続していく。 令和7年度：償還金補助を継続				
11	事業名	土地改良事業（国営かんがい排水事業 会津南部（第2期）地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	施設の老朽化に伴い、危険箇所を改修する。 馬越・富川頭首工各1基、用水路 L=11.5km 事業費:9,813,000千円、受益面積:4,320ha 受益戸数:3,333戸、同意率:91.1% 事業年度:平成24年度～令和7年度、負担率:国66.66%・県17.00%・市8.17%・受益者8.17%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	282,575
			所要一般財源	0	28,275
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成24年度から平成26年度まで事業化に向け、国直営で地区調査 平成27年度事業採択を受け整備に向けた実施設計（整備計画） 平成28年度から令和7年度まで国営造成施設の補修等 事業完了後の償還業務：令和8年度負担金の一括繰上償還 負担率：国66.66%・県19.33%・市9.00%・受益者5.01%				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和7年度に事業完了予定であり、令和8年度より負担金の償還業務が始まるが、一括繰上償還を予定している。				
12	事業名	土地改良事業（鶴沼川防災ダム管理事業 県営及び連合協議会）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	宮川・二岐・栃沢の3防災ダムの施設管理 受益戸数:7,679戸(うち市内656戸) ・県営:県50%・市町50% ・連合:市町100% (市町内訳:会津美里町65%・会津若松市及び会津坂下町17.5%)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,986	4,986
			所要一般財源	4,986	4,986
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	平成15年度まで連合協議会が県有施設の宮川・二岐・栃沢ダムの施設管理を実施しており、一部管理を負担していた。 平成16年度から県及び連合協議会が同施設の管理を実施する。なお、連合協議会は負担団体の取り扱いとし、主たる管理は県が実施する。 協議会事務局：会津美里町				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	本市及び会津美里町に受益地がある鶴沼川流域の農業用ダムを総合的に運用し、広域的な観点から農地及び農業用施設を災害から守る必要がある。 県、市町及び土地改良区が一体となって農業水利施設の管理を強化する方策を講じる中で、大規模で広域的な施設については、管理に要する費用を今後も受益者である市町が負担し管理を継続していく必要がある。 令和7年度：施設管理				

13	事業名	土地改良事業（土地改良施設維持管理適正化事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業用排水路の老朽箇所を整備補修し、施設を適正に維持管理することにより農業の持続的発展を維持させる。 負担率:国30%・県30%・地元40%(市4%・受益者36%)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	390	0
			所要一般財源	390	0
			概算人件費	78	78
14	取組状況と成果	令和4年度 2地区（柳川地区：用水路目地補修、中田揚水機地区：高圧機器更新） 令和5年度 2地区（大林地区：排水路、中田揚水機地区：高圧機器更新） 令和6年度 2地区（大林地区：用水路目地補修、赤井揚水機地区：ポンプ補修） 令和7年度 1地区（下荒井地区：揚水機更新工一式）			
	課題認識と今後の方針・改善点	農業の持続的発展のため、食料の安定供給の確保と、生産コストの軽減による農業所得の増益を図るために施設を適正に維持管理する「必要がある」。 用排水路の老朽箇所の整備補修により、用水を適正に配分することで管理コストを軽減し、生産基盤整備の十分な効果を発揮させるため、今後も継続し施設の延命化を図っていく。			
	事業名	基幹水利施設管理事業（馬越頭首工）		法定／自主	法定
15	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国有施設の通年維持管理を受託して実施。 管理事業主体： 会津若松市(代表)、会津美里町、湯川村 事業期間:平成9年1月6日から 受益面積:3,032ha、受益戸数:3,576戸 負担率:国30%・県30%・市町村40%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,483	7,854
			所要一般財源	1,090	1,270
			概算人件費	194	194
	取組状況と成果	平成8年度から国営造成施設の馬越頭首工施設管理を国から委託され、管理を行う。			
16	課題認識と今後の方針・改善点	農業水利施設は、農業生産基盤の中核を成す重要な施設であるとともに、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、公共性・公益性は益々高いものとなり、施設機能の適正な管理が必要とされる。 県、市町村及び土地改良区が一体となって農業水利施設の管理を強化する方策を講じるため、適正管理に要する費用を今後も市町村で負担し、施設の延命化を図っていく。令和7年度：施設管理			
	事業名	国営造成水利施設管理強化事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国有施設及びその付帯施設を管理する団体へ管理支援を実施する。 管理主体:会津若松市 事業期間:平成12年10月から改良区へ管理支援 受益面積:3,032ha、受益戸数:3,576戸 負担率:国50%・県25%・市25%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,954	7,424
			所要一般財源	1,999	1,859
			概算人件費	194	194
17	取組状況と成果	平成12年度事業採択、平成12年度から令和3年度まで実施。 令和3年度から水利施設管理強化事業に一部移行。 令和5年度から水利施設管理強化事業に移行。			
	課題認識と今後の方針・改善点	農業施設の維持管理に係る事業受益者及び土地改良区の負担を軽減し、農業用水の安定供給を図る必要がある。 国営土地改良事業により造成した農業水利施設や付帯県営造成施設について、地域における多面的機能の発揮を促す観点から土地改良区の施設管理に係る支援を行い、高度な管理や管理体制の強化により、施設の延命化を図っていく。			

16	事業名	土地改良事業等事務事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	福島県土地改良事業団体連合会や各種関係団体への賦課金及び負担金・補助などの事務や連絡調整、一般管理を行う。 農業農村整備事業を行う市町村及び事業地区営農者（3条資格者）等、本市に関わる各種団体の事業実施対象数⇒4団体	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,111	1,111
			所要一般財源	1,111	1,111
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	①会津若松市土地改良区連絡協議会（土地改良区間での土地改良事業相互調整） ②福島県土地改良事業団体連合会（市は出資者：運営の賦課＞農地面積賦課（一般）・事業施工の賦課（特別）・農道台帳管理賦課） ③一級河川氷玉川・宮川流域整備促進期成同盟会（河川改修等の事業促進） ④福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会（適正な維持管理や費用の軽減、施設の円滑な導入を支援）等				
課題認識と 今後の方針・改善点	土地改良事業の推進において、関係機関との協力や連携に積極的に取り組む必要がある。 県、市町村及び各種団体が一体となって農業が食料の安定供給という基本的役割を担うため、各種事業等の推進・導入による農業者の経営の安定化に努めるとともに、消費者の視点に立った食料・地域農業の構築に向け取り組む。また、協議会の運営にあたっては規約に則った運営を指導していく。				
17	事業名	土地改良事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 大戸地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県営事業によって整備された農業水利施設を補修して長寿命化を図る。 事業費:100,000千円、受益面積:190ha 受益戸数:302戸、 事業期間:平成28年度～令和14年度 負担率:国50%・県25%・市7.5%・受益者17.5%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	平成28年度から事業化に向けた各調査手続き申請等の事務の調整を実施している。				
課題認識と 今後の方針・改善点	基盤整備事業等の土地改良事業で整備されたが、数十年経過し施設の老朽化により用水路の漏水や取水ゲートの破損等が確認されている。更新事業の実施による農家の事業費負担を軽減するため、適正な管理を行う必要がある。 農業用施設の機能診断に基づき補修等を行うことで、農業用水の安定供給や管理コストの軽減など、市民の生命と財産を守る観点から今後も継続していく。				
18	事業名	土地改良事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 神指地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県営事業によって整備された農業水利施設を補修して長寿命化を図る。 事業費:100,000千円、受益面積:346ha 受益戸数:469戸、 事業期間:平成28年度～令和14年度 負担率:国50%・県25%・市7.5%・受益者17.5%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	平成28年度から事業化に向けた各調査手続き申請等の事務の調整を実施している。				
課題認識と 今後の方針・改善点	基盤整備事業等の土地改良事業で整備されたが、数十年経過し施設の老朽化により用水路の漏水や取水ゲートの破損等が確認されている。更新事業の実施による農家の事業費負担を軽減するため、適正な管理を行う必要がある。 農業用施設の機能診断に基づき補修等を行うことで、農業用水の安定供給や管理コストの軽減など、市民の生命と財産を守る観点から今後も継続していく。				

19	事業名	土地改良事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 門田地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県営事業によって整備された農業水利施設を補修して長寿命化を図る。 事業費:100,000千円、受益面積:236ha 受益戸数:394戸、 事業期間:平成28年度～令和14年度 負担率:国50%・県25%・市7.5%・受益者17.5%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	平成28年度から事業化に向けた各調査手続き申請等の事務の調整を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	基盤整備事業等の土地改良事業で整備されたが、数十年経過し施設の老朽化により用水路の漏水や取水ゲートの破損等が確認されている。更新事業の実施による農家の事業費負担を軽減するため、適正な管理を行う必要がある。 農業用施設の機能診断に基づき補修等を行うことで、農業用水の安定供給や管理コストの軽減など、市民の生命と財産を守る観点から今後も継続していく。				
20	事業名	土地改良事業（防災重点農業用ため池整備事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	老朽化等により危険な状態となっている防災重点農業用ため池の改修を行い災害を未然に防止する。 事業年度:令和3年度～令和12年度 改修事業 負担率:国55%・県34%・市11% 廃止事業 負担率:国100%	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,420	5,500
			所要一般財源	420	600
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	令和3年度に法に基づき策定した福島県「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」について、令和7年度までに実施した防災重点農業用ため池の劣化状況・耐震・豪雨耐性評価に基づき、令和7年度に見直しが予定されている。 令和7年度 桂沢第1地区改修工・稲荷山池地区実施設計 一式				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	決壊による水害その他の災害から市民の生命及び財産を保護するため、計画的に改修を推進していく。				
21	事業名	土地改良事業（団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 戸ノ口堰2期地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	幹線用水路取水口補修(猪取頭首工)への支援 事業費:30,000千円(補助対象額 15,915千円) 受益面積:1,291ha(うち市内 1,049ha) 事業年度:令和6年度～令和8年度 負担率:国55%・県14%・地元31%(市2.51%・湯川村1.74%・受益者26.75%)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	400
			所要一般財源	0	400
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	令和6年度 調査事業（水利権更新等） 令和7年度 調査事業（実施設計）一式				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	竣工後45年経過し、老朽化した猪取頭首工を改修し、長寿命化及び維持管理の労力軽減を図り、安定的な用水供給を実現する。 農業用水の安定供給に加え、管理コストの軽減や排水機能の改善することにより浸水被害を防止し、市民の生命や財産を守る観点から、今後も施設機能を維持し、適正な管理の延命化を図り、大規模な改修費用を抑える。				

22	事業名	土地改良事業（団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 福島地区）		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	幹線排水路改修への支援 事業費:40,000千円 受益面積:198.3ha 事業年度:令和7年度～令和8年度 負担率:国55%・県14%・地元31%(市3.1%・受益者27.9%)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	1,240
			所要一般財源	0	1,240
			概算人件費	78	78
	取組状況と 成果	S48～S58に造成された素掘り排水路であり、老朽化により水路崩落も相次いでいるため、水路を整備することにより、長寿命化及び維持管理の労力軽減を図り、安定的な用水供給を実現する。 令和7年度 農業農村整備事業調査計画			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	農業用水の安定供給に加え、管理コストの軽減や排水機能の改善することにより浸水被害を防止し、市民の生命や財産を守る観点から、今後も施設機能を維持し、適正な管理の延命化を図り、大規模な改修費用を抑える。			

施策4 農村の振興

1	事業名	農村活性化推進事業（グリーンツーリズム・クラブ事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の農家や農村が連携して本市の有する農業資源を活かした農業・農村体験の受入促進による都市農村交流を活性化し、もって本地域の農業振興並びに地域振興に寄与することを目的としている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	513	513
			所要一般財源	513	513
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	随時農業農村体験の受入を行い、都市住民と地元農家との交流を推進している。さらに、研修会や視察を開催して受入体制の整備を図っている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	市グリーンツーリズム・クラブにおいて、会員の脱会や高齢化等により、これまでの受入体制が維持できなくなっていることから、教育旅行等の大規模な農業体験の申込はあるものの対応することができず、交流人口の増加につなげていないため、周辺自治体と協力し、広域連携を含めた受入体制の整備について、会員の意見をもとに協議していくと共に、会員の募集についても継続していく。				
2	事業名	農村活性化推進事業（食と農の景勝地推進協議会負担金）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や特徴のある景観等の観光資源を活用し、訪日外国人旅行者をもてなす取組の推進を図り、もって会津産農畜産物や加工食品等の需要拡大、農業所得の向上及び地域の活性化に資することを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	500
			所要一般財源	500	500
概算人件費			464	464	
取組状況と 成果	本市は、平成29年12月に農林水産省から「食と農の景勝地（SAVOR JAPAN）」の認定を受け、令和4年度に新たに5カ年の認定更新となっており、同協議会への支援を通じ、外国人旅行者の農業農村体験受入に係る体制作りや、地元関係者と連携した受け入れ態勢の整備やプロモーションに努めてきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	本事業の主な対象者が、訪日外国人旅行者であることから、一部の生産者以外には受入のハードルが高いことが課題である。今後は、市グリーンツーリズム・クラブや市国際交流協会等の関係機関と連携し、受入のハードルを下げる取組について協議していく。				
3	事業名	農村活性化推進事業（農村活性化プロジェクト支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域農業・農村の活性化に向けて頑張る人・地域が提案し、取り組もうとする各分野（地産地消、地場産品ブランド化、交流体験、環境保全、情報管理、農業6次産業化、GAP認証取得）における事業に対して支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,420	1,570
			所要一般財源	2,420	1,570
概算人件費			1,236	1,236	
取組状況と 成果	農業・農村の持続的発展を目指すため、地域農業の活性化に意欲を持って取り組もうとする人や地域を、補助事業により支援してきた。令和4年度からGAP認証取得を支援対象へ追加した。				
課題認識と 今後の方針・改善点	農業従事者の高齢化など、農業・農村を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある中、6次化やブランド化、販路開拓、直売所の運営などの生産以外の取組も重要となってくるが、導入コストが障壁となっているケースがあることから、創意工夫によって経営の安定・拡大を図ろうとする生産者に幅広く活用していただけるよう、継続した事業の周知を図っていく。				

4	事業名	市民農園等設置運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	自らの手で農作物を栽培することで、農業に対する理解を深める機会となるよう、市民農園・学校農園を設置し、市民に貸し出す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	492	492
			所要一般財源	492	492
概算人件費			1,314	1,314	
取組状況と 成果	市民農園開設(平成元年度)以来、毎年市民に農園を貸し出している。 なお、近年、熊等の出没もあることから、電気柵を設置し、利用者の安全確保を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市民農園については、毎年、申請利用区画数に応じた区割りができており、市民の農作業体験の機会が創出されている一方で、近年、利用者数は減少傾向にある。 多くの市民の方々に農作業を体験していただく観点から、引き続き広報誌やHP等により利用者を募りながら、無料で市民農園の貸出を継続していく。				
5	事業名	みどりの食料システム戦略事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体を環境保全型農業直接支払事業を活用し支援するとともに、有機農業を推進することで、循環型農業を確立する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,690	5,690
			所要一般財源	1,417	1,417
概算人件費			20,392	20,392	
取組状況と 成果	環境保全型農業直接支払事業の取組面積は事業が開始された平成23年度は約35haであったが、令和6年度は約94haとなっている。 有機農業の推進にあたっては、みどりの食料システム戦略に基づき、令和6年度に生産・流通・消費に関わる関係者と「市オーガニック推進協議会」を設立し、有機農業のさらなる推進に取組んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	環境保全型農業直接支払事業は、令和6年度から、環境負荷低減のクロスコンプライアンスに伴い「環境負荷低減のチェックシート」が事業要件とされ、また、令和7年度に事業内容の見直しが行われることから、利用者への周知を図る必要があり、組織に対し、継続して事業に関する情報提供及び指導助言等を行っていく。 また、有機農業の推進について、「オーガニック推進協議会」により有機農産物の生産拡大と消費者の理解を促進するとともに、市内の有機農産物流通量が少ないことから、市内の流通の拡大に取り組み、本市における持続可能な食料システムと循環型農業の確立を目指す。				
6	事業名	農業用使用済プラスチック適正処理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業用使用済プラスチックをリサイクル処理するための一斉回収を実施するにあたり、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	616	616
			所要一般財源	616	616
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	事業実施主体である会津若松市農業用済プラスチック適正処理推進協議会については、平成18年度に河東地区、平成21年度に北会津地区の協議会と統合し、一体的で効率的な適正処理の推進を図ってきた。 令和3年度から処理事業者との契約をJA主体で行うことにより、処理費用・農家負担の軽減を図るとともに、令和5年度から会計事務の主体をJAに移管することで、インボイス制度への対応を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	産業廃棄物である農業用使用済プラスチックを、全ての農業者が個別に適正処理することは困難であることから、引き続き適正処理に向けた啓発活動を行うとともに、関係機関連携のもと計画的な収集運搬・リサイクル処理を推進していく。 回収作業については、農事組合長連絡協議会からの参加率が減少しており、農業使用済プラスチックの排出主体である農業者の参加のあり方について検討を進める。				

7	事業名	多面的機能支払事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	188,935	188,935
			所要一般財源	47,870	47,870
概算人件費			18,265	18,265	
取組状況と 成果	旧制度である「農地・水保全管理支払（平成19年度）」の活用が始まり、平成26年度から現行制度の「多面的機能支払」に移行し、組織の制度活用を促進してきた。平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき安定した制度として活用推進を図り、令和7年度現在の組織数は98組織となっている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	農業者の減少や高齢化、事務作業が煩雑等の各活動組織が抱える課題などに対して助言・指導等を行い、継続が難しい組織に対しては事務の外部委託等の提案をしながら活動の継続を促す。				
8	事業名	中山間地域等直接支払事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動の継続を図りながら、農業の多面的機能を確保するために、集落協定に基づき、継続して農業生産活動を行う農業者等に対し補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	37,074	37,074
			所要一般財源	10,361	10,361
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	平成12年度から実施しており、令和7年度より第6期対策を開始している。また、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施している。市内においては12集落協定が事業に取り組んでおり、農業の多面的機能の確保が図られている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	中山間地域等は平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、高齢化が進行する中で、担い手の減少、遊休農地の増加等により多面的機能が失われ、国民全体に大きな経済的損失が生じることが危惧される。 そのため、中山間地域等における農業生産活動が継続されるよう、各集落協定に対する支援を継続し、もって、中山間地域等における遊休農地化の防止、多面的機能の確保を図っていく。				
9	事業名	アメリカシロヒトリ防除対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	高枝切りハサミの貸出し（巣取り防除）、防除機の貸出し（自主防除）、請負防除業者の紹介を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,750	8,750
			所要一般財源	8,750	8,750
概算人件費			758	758	
取組状況と 成果	多種の樹木に害を及ぼすアメリカシロヒトリの防除の推進を図るため、高枝切りハサミの貸出し（巣取り防除）や防除機の貸出し（自主防除）等を行ってきた。また、町内会等に向けて防除方法の周知や防除機の更新・修繕等により、町内会等の作業に支障のないよう、適切な管理を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	町内会等が行う自主防除について、防除機の貸出件数が10年前と比べて半減する中、物価高騰等の影響で委託料や防除機の維持管理費が年々増加傾向にある。また、町内会での自主防除が慣例化している地域もあり、アメリカシロヒトリ発生前に薬剤散布をするなど、必ずしも防除に繋がらない利用も見られることから、今後、効果的な事業の在り方について検討していく必要がある。				

10	事業名	基幹集落センター管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農林業の振興及び農山村の生活環境の向上を図るため、会議室・多目的ホール・多目的広場を備えた基幹集落センターを適正に運営し、利用者が快適に使用できるよう維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	35,657	8,759
			所要一般財源	8,587	8,759
概算人件費			696	966	
取組状況と 成果	施設利用者が快適に利用できるよう、毎年、適正な維持管理を行ってきた。また、令和5年4月より指定管理者制度を導入し、地域運営組織による地域に密着した効率的かつ効果的な施設運営が図られている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	指定管理者による施設運営が適切に行われているか適宜報告等を求めながら確認していく。また、施設の老朽化が進んでいることから、指定管理者と協議しながら修繕や改修等について検討していく。 また、令和7年度には脱炭素先行地域に関する補助金を活用し、冷暖房設備改修及び照明のLED化工事を実施予定であり、省エネに係る取組を進めている。				
11	事業名	北会津農村環境改善センター管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農林業の振興及び農山村の生活環境の向上を図るため、会議室・大研修室・テニスコートを備えた北会津農村環境改善センターを適正に運営し、利用者が快適に使用できるよう維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,945	6,945
			所要一般財源	6,945	6,945
概算人件費			966	966	
取組状況と 成果	施設利用者が快適に利用できるよう、毎年、適正な維持管理を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	利用申請や維持管理の運用が複数部署で分かれていることによる「施設管理の一元化」が課題となっている。 また、施設整備から40年以上が経過し施設・設備の老朽化が進んでいるため、改修が必要となっている箇所が散見される。 公共施設再編プランを踏まえ、関係部局と連携しながら施設・機能のあり方について検討していく。				
12	事業名	河東農村環境改善センター管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農林業の振興及び農山村の生活環境の向上を図るため、会議室・多目的ホール・ゲートボール場を備えた河東農村環境改善センターを適正に運営し、利用者が快適に使用できるよう維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,785	10,632
			所要一般財源	13,785	10,632
概算人件費			927	464	
取組状況と 成果	平成20年度に指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理のもと、サービスの向上及び効率化を図りながら、毎年、適正な管理を行っており、令和4年度・令和5年度においては、エネルギー価格高騰により増加した施設の管理費に対して、補助金を交付し指定管理者への支援を行った。 指定管理者公募に対し応募者がいなかったことから、令和6年度は農政課による直接管理を行ったが、令和7年度より再び指定管理者による管理となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	施設整備から20年以上が経過し、老朽化が懸念される施設であるため、大規模改修を未然に防ぐ予防保全に努めていく必要がある。 また、公共施設再編プランを踏まえ、関係部局と連携しながら施設・機能のあり方について検討していく。				

	事業名	農業関連施設維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農業者の連帯感の醸成と健康増進を図るための多目的農村広場、及び多目的な航空交通に活用することを目的としたヘリポートについて、適正な維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,534	1,534
			所要一般財源	1,530	1,530
概算人件費			464	464	
13	取組状況と 成果	多目的農村広場・多目的コートを備えた多目的農村広場について、施設利用者が快適に使用できるよう、毎年、適正な維持管理を行ってきた。 ヘリポートについて、農作物の輸送・航空防除・訓練を含む緊急救急活動等、多目的な航空交通に活用できるよう、毎年、適正な維持管理を行ってきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	多目的農村広場については、利用申請や維持管理の運用が複数部署で分かれていることによる「施設管理の一元化」が課題となっている。 ヘリポートについては、20年以上農産物の輸送・航空防除のための利用はなく、訓練を含む緊急救急活動や報道関係等の利用申請のみとなっていることから、適正な維持管理手法について、今後、検討をしていく。			
	事業名	農村環境整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	農道の維持管理：農道台帳の整備・農道占用に係る事務事業を行う。 農村地域の環境改善：要望のある水路等の整備や、整備に必要な資材等を提供する。 農道の改良：舗装要望のある道路のうち、農業生産に緊密な道路の舗装を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	53,716	61,578
			所要一般財源	39,516	42,978
概算人件費			14,541	14,541	
14	取組状況と 成果	(令和6年度実績) 農道の維持管理：農道管理路線 560路線、延長 約234km、補修資材提供 44地区 農村地域の環境改善：要望箇所66件のうち令和6年度に1箇所を実施し、累計で38箇所の整備が完了した。 農道の改良：舗装要望箇所108箇所のうち令和6年度に3箇所を実施し、累計で50箇所の整備が完了した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	住民の高齢化や非農家の混住化も進んでいることから、環境の維持管理に支障をきたしている状況にある。 農村地域の環境改善について、要望件数も多く、農業生産基盤の整備や住環境に密接に関連する公共性の高い案件であるため、引き続き事業を継続していく。			
	事業名	鳥獣被害対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	野生鳥獣による農作物被害、農地被害や人的被害を防止するために様々な防除対策を実施し、被害等の状況に応じて鳥獣被害対策実施隊による捕獲等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,066	20,066
			所要一般財源	17,099	17,099
概算人件費			14,866	14,866	
15	取組状況と 成果	農作物被害、農地被害や目撃情報を受けて現地調査を行い、侵入防止柵の設置や誘引物の除去等の防除対策について住民に対し周知するとともに、状況に応じて有害鳥獣の捕獲を実施してきた。さらに、地区に対し追い払い用花火の提供と、センサーカメラによる生態調査、加害動物の特定を実施してきた。 鳥獣被害対策専門員の配置を継続し、野生鳥獣の出没現場での警戒や有害鳥獣の捕獲補助、現場等にて市民に対する対策の助言を行う等、鳥獣被害対策について専門的な対応を行った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	出没傾向や出没頻度から対策の要否、方法等を検討できる手法を整備するために、過年度データを地図上に集積する。 また、鳥獣被害対策実施隊員の捕獲技術向上を図るため、「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業」との連携を深める。 緊急銃猟の適切かつ安全な実施に向け、関係機関との協議や必要物品の購入、損失補償保険への加入等の準備を進める。			

16	事業名	鳥獣被害防止総合支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	専門家による集落環境診断に基づき、地区が実施する緩衝帯整備や侵入防止柵設置への支援（広域対策支援）や、農地・農作物被害の防止を目的に個人等が設置する侵入防止柵の購入に係る経費を支援（個別対策支援）することで、自主的な被害対策を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,080	7,080
			所要一般財源	5,080	5,080
概算人件費			1,545	1,545	
取組状況と 成果	広域対策支援は令和6年度までに、湊町の6地区（赤井、東田面、原、四ツ谷、上馬渡、経沢）、大戸町の2地区（芦ノ牧、大豆田）、門田町の3地区（堤沢、北御山、南御山）において集落環境診断に基づく被害対策として、各地区で緩衝帯整備や誘引物の除去、広域での侵入防止柵設置を実施しており、ツキノワグマやイノシシの侵入を防ぎ、農地の安全確保に高い効果が確認された。 個別対策支援はこれまで、侵入防止柵購入に対する補助金を交付してきたものであり、その結果、侵入防止柵の需要が高まってきている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	緩衝帯整備や誘引物の除去といった「生息環境管理」や侵入防止柵による「被害防除」の有効性については徐々に浸透しているが、まだ不足している現状である。 地区一括による侵入防止柵設置制度の啓発に努めるとともに、場合によっては個人による侵入防止柵設置制度の活用を推める。 令和7年度より福島県補助事業である「福島県野生鳥獣被害対策地域づくり事業」により、緩衝帯整備および侵入防止柵設置が可能となったため、これまでの事業と並行して本市でのさらなる「生息環境管理」および「被害防除」を推進する。				
17	事業名	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会（会津地方17市町村で構成）が整備し、本市へ譲渡された会津総合射撃場の管理運営を行うことで、猟友会会員の技術向上と若年層化及び増員を図る。 会津地域の広域的な鳥獣被害防止計画の策定について、17市町村との協議を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,836	1,910
			所要一般財源	561	470
			概算人件費	773	773
取組状況と 成果	協議会において会津総合射撃場を整備した。 令和3年度：射撃場測量設計業務委託（財源：17市町村負担金） 令和4年度：射撃場整備工事（財源：県交付金及び17市町村負担金） ○令和5年度： 本市へ会津総合射撃場が譲渡。管理運営費を協議会負担で合意。 7月～11月 会津総合射撃場供用開始(直営による管理運営) 12月 指定管理者を指定（指定期間 R6.4.1～R10.3.31） ○令和6年度 指定管理による管理運営（初年度）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	野生鳥獣による被害対策である「生息環境管理」「被害防除」「有害捕獲」を効率的に組み合わせて実施するためにも、捕獲技術の向上、醸成は高齢化により銃所持者数が減少している現状を鑑みると喫緊の課題となっている。 広域的な鳥獣被害の軽減に向け、会津総合射撃場の指定管理者と連携を図り、より利用しやすい施設を目指し、「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」において利用促進を図る。				

政策目標2 強みを活かす仕事づくり/政策3 生活の基盤となる仕事の創出

政策分野11 森林・林業

目指す姿					
豊かな森林資源を活用した林業による資源循環が可能なまち					
施策					
施策番号	名称	関連するSDGs17のゴール			
施策の内容					
施策1	林業の振興				
	林道や保安林・治山施設の整備や森林病虫害被害の拡散抑制による林業の生産基盤整備と環境保全を図ります。林業事業体が策定する森林経営計画に基づき、林業の低コスト化に向けた継続的な支援や、民有林の整備を持続的かつ計画的に進めます。また、適切な間伐の実施により、原木、間伐材等の安定供給を図ります。				
施策2	森林資源の需給拡大				
	会津地域から供給される原木（間伐材含む。）国県や管内の林業関係団体と連携し、森林環境の保全と、建材、CLT等の集成材、燃料チップ、ペレットなど様々な用途での需要拡大を図ります。加えて、ウルシ樹の育成により、会津漆器に利用するウルシ液などの森林資源の活用を図ります。				
施策3	森林の活用				
	公有林や遊歩道の整備を進め、憩いやレクリエーションの場としての豊かな森林環境を活かしていきます。さらに、森林ボランティアや森林環境学習、林業体験会等を通じて森林を守り育てる意識を醸成します。				

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	森林経営計画策定数				件	森林経営計画策定件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	30	33	35	38	令和6年度末で目標に対し約6割の達成率だった。これは、森林経営に適した森林が少ないため、策定数が伸びていないもの。今後、森林経営管理事業の推進により、荒廃した森林の整備を進め、計画策定に繋げる。
	実績	21	22	23	-	
	達成率	70.0%	66.7%	65.7%	-	
2	森林施業面積				ha	民有林の森林整備面積
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	2,267	2,317	2,367	2,417	令和6年度末で、目標に対し9割超の達成率であり、概ね順調に推移している。
	実績	2,117	2,125	2,165	-	
	達成率	93.4%	91.7%	91.5%	-	
3	間伐実施面積				ha	民有林の間伐実施面積
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	2,462	2,512	2,562	2,612	令和6年度末で、目標に対し8割超の達成率であり、概ね順調に推移している。
	実績	2,074	2,099	2,149	-	
	達成率	84.2%	83.6%	83.9%	-	

2 施策の評価

施策 1	林業の振興
主な取組状況と成果	【1】林道、保安林、治山施設の整備 市が管理する林道や作業道を対象に、下刈りや破損箇所の維持補修等を行ってきた。また、令和元年度から林業専用道舟子峠線の開設事業に着手した。 【2】森林経営計画に基づく森林経営の支援 平成24年度から、林業事業体が作成する森林経営計画の策定を支援し、補助事業を活用して低コスト化林業による持続性・収益性のある森林整備を進めてきた。 【3】間伐材搬出支援等による森林整備の促進 県内の集成材やバイオマス発電用燃料チップ等の新たな需要に対して、森林経営計画に基づき搬出した間伐材等の運搬経費を支援し、原木の安定供給に努めてきた。 【4】森林病虫害被害の拡散抑制 松くい虫等の森林病虫害の被害木の伐採や、樹幹注入による感染予防を計画的に行い、森林資源の確保と自然環境・景観の保全に努めてきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】林道、保安林、治山施設の整備 路網整備を推進するため、令和元年より林業専用道舟子峠線の整備に着手したが、物価高騰の影響もあり、当初予定していた事業費での施工が困難となり、国との協議の結果、費用対効果が見込めないことから林道整備事業を完了とし、令和8年以降は国の森林環境譲与税を活用し、路網整備に取り組む。 【2】森林経営計画に基づく森林経営の支援 林地台帳制度の運用にあたり森林クラウドを導入することにより、森林所有者の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、国の森林環境譲与税を活用して、森林所有者が管理できない民有林について所有者に代わり市が森林の経営、管理を行う。 【3】間伐材搬出支援等による森林整備の促進 集成材やバイオマス発電用燃料チップなどに対して、会津地方から原木等の安定供給に向けて継続して取り組む。 【4】森林病虫害被害の拡散抑制 被害面積は減少傾向にあるものの、沈静化には至っていないことから、引き続き被害木の早期発見、予防防除により被害区域の拡大防止に努める。特に、本市の「木」に指定されるアカマツは、歴史・観光としての景観形成に必要な森林資源であることから、継続して森林の保護に取り組む。

施策 2	森林資源の受給拡大
主な取組状況と成果	【1】森林環境の保全と木材の活用 県森林環境交付金を活用して、公共施設等への県産材を利用した木質化やペレットストーブの導入による木質バイオマスの利活用、さらに市内の小・中学校の森林環境学習を支援してきた。 【2】会津産木材の流通体制の整備 会津流域林業活性化センターが、会津管内の林業関係団体と連携して、方部別に原木サテライト市場（会津美里町、三島町）の整備を進めてきた。 【3】CLTや集成材の新たな木材需要の創出 木材の新たな需要に対応するため、平成28年度に会津地域13市町村等が連携してCLT用ラミナ材供給と木質バイオマスボイラによる熱供給事業を柱とした「会津地域分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」が策定され、事業を引き継ぐ形で平成29年5月に「会津地域森林資源活用事業推進協議会」が設立された。 また、森林資源活用計画策定事業における再生可能エネルギー導入計画策定業務に取組み、市の公共施設や温泉ホテル、旅館を対象に木質バイオマスボイラの導入可能性を検証し令和4年に喜多方市の公共施設において、木質ペレットボイラを1台導入した。 【4】ウルシ樹の育成 会津漆器の原材料であるウルシ液を生産するため、一箕町金堀地区でウルシ樹の保育管理とウルシ液の掻き取りを行い、会津漆器協同組合へ供給するとともに、大戸町南原地区で新たな漆団地として平成29年度より土壌改良とウルシ苗木の新植を行ってきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】森林環境の保全と木材の活用 森林環境交付金の財源となる森林環境税制度が、令和3年度から令和7年度まで第4期5年間の延長が決定され、県産材の利活用推進や木質バイオマスの利活用推進に向けた事業に継続して取り組む。 【2】会津産木材の流通体制の整備 会津産材の流通の低コスト化を図るため、方部別のサテライト市場や木材集荷場の整備を進め、市場における競争力の強化を図る。 【3】CLTや集成材の新たな木材需要の創出 CLT用ラミナ材や木質バイオマスボイラによる熱供給事業を柱とする「分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」の具現化に向け取り組んできたが、令和7年5月の協議会定期総会において、ロードマップを見直す方針が示され、燃料チップ用材のストックヤードの整備・木質バイオマスボイラの導入推進・CLT製造拠点の木材コンビナート整備計画等のロードマップ見直しに向け協議を行う。 【4】ウルシ樹の育成 大戸町南原地区において、ウルシ液の生産量拡大に向けて、土壌改良や肥培管理を含め計画的なウルシ苗木の植栽の実施に取り組む。さらに令和4年度より、鳥獣による食害防止策として侵入防止柵を設置し、ウルシ樹の新植と適切な保育に取り組む。

施策3	森林の活用
主な取組状況と成果	【1】自然休養林の適正管理 快適な森林レクリエーションや社会（野外）教育の場を提供するため、休養林内の遊歩道や市民と共生の森のフィールドを対象に、適正な維持管理に努めてきた。 【2】森林ボランティア等の活動の促進 市民と共生の森や会津東山自然休養林を活用して、児童生徒や市民を対象に、森林に親しむ森林環境学習や林業体験、森林浴などを実施してきた。また、建築業組合や市民等を対象に、森林ボランティアによる下刈り等を継続している。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】自然休養林の適正管理 利用者の安全確保のため、定期的な巡回・点検を継続して実施する。 併せて、適切な維持管理を継続して行う。 【2】森林ボランティア等の活動の推進 市民に対し自然観察や林業体験の場として提供するため、計画的な市有林の整備・管理を行いながら、森林ボランティアの育成に継続して取り組む。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
3-2	小学校維持管理費、中学校維持管理費	教育委員会・教育総務課
9-1	市民協働推進事業	市民部・市民協働課
12-1	地場産業振興事業	観光商工部・商工課
13-1	企業誘致推進事業、企業立地優遇制度	観光商工部・企業立地課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 林業の振興】

- ・人工林の間伐や皆伐をはじめとする森林施業の用に供する連絡線形として令和元年より林業専用道として整備を行った。また、森林の山腹崩壊や溪流の荒廃を防止するため県に対し事業要望を行った。
- ・森林環境譲与税を活用し、森林経営計画に基づく森林整備への支援を行った。
- ・地域林業の活性化を図るため、森林経営計画を策定した林業事業体が行う間伐材搬出運搬経費に対し支援を行った。
- ・森林資源の確保と自然環境保全を目的に松くい虫等の森林病虫害の被害木の伐採や、樹幹注入による感染予防を計画的に行った。

【施策2 森林資源の需給拡大】

- ・会津地域から供給される森林資源を活用し、市有施設や学校、幼稚園等を対象に木質化の推進や森林環境学習に対し支援を行った。
- ・会津流域林業活性化センターが、会津管内の林業関係団体と連携し、方部別に原木サテライト市場整備の推進を図った。
- ・会津地域13市町村と関係団体が、「分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」を策定。会津地域森林資源活用事業推進協議会を設立し、再生可能エネルギー導入計画を策定し、市公共施設や温泉旅館等を対象に木質バイオマスボイラの導入可能性の検証を行い、喜多方市の公共施設において木質ペレットボイラ1基を稼働した。
- ・一箕町金堀地区でのウルシ樹の保育管理や大戸町南原地区でのウルシ樹新植や保育管理を行った。

【施策3 森林の活用】

- ・自然休養林内の遊歩道の整備を行い適正な維持管理を実施した。
- ・市有林を中心に自然観察や林業体験の場として環境整備に取り組んだ。

○課題

【施策1 林業の振興】

- ・物価高騰により年々工事価格が上昇している現状から、年間施工延長が減少し、事業期間が延長している状況にあることから、事業内容の見直しが必要である。
- ・森林所有者の経営意欲の低下や境界未確定森林の存在、担い手不足による森林の適切な管理が行われていない状況にあることから、さらなる事業への理解を深める必要がある。
- ・年々林業事業体からの森林経営計画の策定が減少している状況にあることから、森林所有者による間伐事業の収益が還元される事を広く周知して行くことが必要である。
- ・被害木の早期発見、予防防除により被害区域の拡大を防止して、併せて未被害森林の健全育成を図ることにより、松くい虫被害が抑制されることから、本市の森林の枯損被害を防止する必要がある。

【施策2 森林資源の需給拡大】

- ・森林環境交付金を活用し、県産材の利活用推進や木質バイオマスの更なる利活用推進に向け、各種事業に継続して取り組む必要がある。
- ・会津産材の流通の低コスト化を図るため、方部別のサテライト市場や木材集荷場の整備を進め、市場における競争力の強化を図る必要がある。
- ・令和7年5月の協議会定期総会において、ロードマップを見直す方針が示され、燃料チップ用材のストックヤードの整備・木質バイオマスボイラの導入推進・CLT製造拠点の木材コンビナート整備計画等のロードマップ見直しに向け協議を行う必要がある。
- ・安定的なウルシ液の供給のためには、新植したウルシ樹の継続した適切な保育が必要である。

【施策3 森林の活用】

- ・遊歩道の通行止めは解除したが、利用者の安全確保のため、定期的な巡回・点検を継続する必要がある。
- ・市民と共生の森が、市民共有の財産であるとの理解や普及啓発を図るため、今後も継続して森林ボランティアの育成に取り組む必要がある。

5 最終評価

政策分野11「森林・林業」の推進にあたっては、国からの森林環境譲与税を活用し、森林所有者が管理できない民有林について、所有者に代わり、市が森林を経営、管理し、森林整備を進めるとともに、林業専用道の整備や特用林ウルシ樹育成に取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 林業の振興							
1		◎		15.4	森林病虫害等防除事業	継続	農政部・農林課
2				15.2	治山事業	継続	農政部・農林課
3		◎		12.2	会津材循環利用促進事業	継続	農政部・農林課
4				15.2	森林整備地域活動支援事業	継続	農政部・農林課
5		◎		9.1	林道維持管理事業	継続	農政部・農林課
6				15.2	林地台帳整備事業	継続	農政部・農林課
7		◎		15.1	森林経営管理事業	継続	農政部・農林課
8		◎		15.1	林業専用道整備事業	継続	農政部・農林課
施策2 森林資源の需要拡大							
1		◎		7.a	森林環境整備事業	継続	農政部・農林課
2				15.2	林業管理費	継続	農政部・農林課
3		◎		12.2	特用林ウルシ樹育成事業（金堀地区）	継続	農政部・農林課
4		◎		15.2	特用林ウルシ樹育成事業（南原地区）	継続	農政部・農林課
5		◎		7.a	会津地域森林資源活用事業推進協議会	継続	農政部・農林課
施策3 森林の活用							
1		◎		15.4	市民と共生の森整備事業	継続	農政部・農林課
2				15.4	会津東山自然林養林整備事業	継続	農政部・農林課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 林業の振興					
1	事業名	森林病虫害等防除事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	森林資源の確保と自然環境の保全を目的に、森林病虫害被害木の伐倒駆除、未被害木の除去（樹種転換）、感染予防（樹幹注入剤による予防）、病原体への抵抗性を持つ品種の植栽により、病虫害被害の拡散を抑制する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,450	4,450
			所要一般財源	544	1,444
			概算人件費	773	773
2	取組状況と成果	・森林病虫害の種類別被害量を、市内全域を対象に毎年実施している。 ・平成19年度に、国・県の指示により松くい虫防除対策の補助対象区域が自治体の指定する「松でなければ森林機能が維持できない保全松林」に限定されたため、一箕町北部から東山町御廟周辺と大戸町の指定された森林において、補助事業を活用して重点的に防除対策を実施している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・被害木の早期発見、予防防除により被害区域の拡大を防止して、併せて未被害森林の健全育成を図ることにより、森林の枯損被害を防止する必要がある。 ・被害面積は減少傾向にあるものの、被害の沈静化には至っていないことから、引き続き事業を行っていく。 ・松くい虫被害対策は、本市の花木鳥の「木」に指定されているアカマツについて、歴史的観光の景観形成に重要な森林の保護に結びつく事業として継続して取り組む。			
	事業名	治山事業		法定／自主	自主
3	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	豪雨等によって被災した山林を復旧することにより、森林の荒廃と再被災の防止を図る。 森林の山腹崩壊や溪流の荒廃が発生した場合に、県営復旧治山事業により復旧すべく県に対し事業要望を行い、これに伴う保安林指定の申請を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	64	64
			所要一般財源	64	64
			概算人件費	387	387
	取組状況と成果	H21～26 復旧治山事業（県施工、流路工 L=320.0m） H22～24 県単治山施設事業（県施工、流路工 L=16.0m） H24 保安林改良事業（県施工、山腹工 A=0.15ha） H26 県単治山施設事業（市施工、流路工 L=173.2m） H28 治山施設事業（市施工、流路工 L=22.9m） R2～ 復旧治山事業 峠地区（県施工、山腹工）			
3	課題認識と今後の方針・改善点	・近年多発するゲリラ豪雨や集中豪雨等で、山腹崩壊や荒廃溪流が増大する傾向にある。 ・治山事業は、災害復旧や災害防除的な要素が強く、国土保全の観点から、行政が実施すべき必要性が極めて高いため、継続して取り組む。 ・令和2年度より大戸町芦ノ牧峠地区において、県営復旧治山事業に着手したことから、地元調整など市の協力体制により継続して事業に取り組む。			
	事業名	会津材循環利用促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
3	概要 (目的・内容)	地域林業の活性化を図るため、県の基準に基づき森林経営計画を策定した林業事業者が行う間伐事業に対して、平成24年度から間伐材搬出経費の一部（1,500円/㎡）を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,750	3,750
			所要一般財源	3,750	3,750
			概算人件費	387	387
3	取組状況と成果	平成24年度～令和6年度用途別間伐材搬出運搬量 建築用材 11,357㎡ 合板用 8,469㎡ 燃料チップ 26,639㎡ 合計 46,645㎡			
	課題認識と今後の方針・改善点	・森林所有者に間伐事業による収益の一部が還元されることから、森林経営計画への参加や事業量の増加に寄与している。 ・会津産材の利用拡大や木質バイオマス発電施設等の木材チップの大口需要に対する安定供給を図るため、地域林業の活性化に向けた市独自の支援を継続していく。			

4	事業名	林業・木材産業支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	森林経営計画の策定を通じた計画的かつ適切な森林整備の推進を図る観点から、林業事業体等による計画策定に必要な森林情報の収集活動、境界確認作業や森林所有者の合意形成など、地域活動に対する支援を行う。また、林業事業体の高性能林業機械等の導入に対する支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,433	300
			所要一般財源	0	90
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・森林の境界の明確化事業（H22 A=5ha） ・施業区域境界明確化事業（H19～H22 A=1,003ha） ・森林の被害状況確認事業（H22 A=79ha） ・森林経営計画作成促進事業（H23～H29 A=810ha） ※H30～R6の該当事業なし				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林経営計画作成に必要な情報収集、調査活動、森林所有者の合意形成に向けた活動に対する支援を継続する必要がある。 ・森林整備の推進、担い手の育成確保、木材利用及び木材産業の体制整備の推進を図るため、林業事業体に対する支援を行う。 ・令和8年度以降における、事業要望等について林業事業体に確認していく。				
5	事業名	林道維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	林道や作業道を点検し、路肩の草刈り、側溝や横断溝の土砂撤去、路面整備等を行う。 また、既設林道の機能向上を図るための改良工事、軽微な破損や崩壊箇所の修繕工事、管理区分を明確化するための用地整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,288	33,397
			所要一般財源	13,288	14,397
概算人件費			6,180	6,180	
取組状況と 成果	・林道管理者として、林道開設事業で整備された林道22路線、併用林道5路線及び作業道3路線、計30路線約89kmの維持管理を行ってきた。 ・林道用地の一部未登記箇所については、早急に所有権を明確にする必要があり、用地測量及び所有者登記事務を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・林道施設の維持管理経費は、経年劣化、台風や豪雪、大雨等の影響により増加傾向にあり、効率的な維持管理及び改良が必要である。 ・林道用地の一部未登記箇所について、林道維持管理の円滑化、用地寄附者への税負担解消を図るため、早急に所有権を明確にする必要がある。 ・林道管理者の責務である通行の安全確保に努めるとともに、林道用地の境界を明確にし速やかに用地登記を行うことで事業の円滑化を図る。				
6	事業名	林地台帳整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成28年5月に森林法が改正され、全市町村の統一基準で森林の土地の所有者と林地の境界に関する情報を整備する林地台帳制度が創設され、県が整備した森林クラウドシステムを活用し、市町村と林業事業体が森林関連情報を共有して森林整備に向けた所有者確認と境界確認事務の効率化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	264	264
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,989	1,989	
取組状況と 成果	・令和2年1月 ふくしま森林クラウドシステム 仮運用 ・令和2年4月 ふくしま森林クラウドシステム 本運用				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・森林所有者の高齢化や木材価格の低迷など、森林経営意欲が低下する中、所有者の所在不明森林や境界の不明確森林が増加するなど、森林整備に支障をきたしている。 ・県が整備した「ふくしま森林クラウドシステム」を活用し、森林所有者情報の修正・更新を随時行うことで、森林所有者情報の精度が向上するとともに、林業事業体が直近の森林所有者情報を法務局へ出向かずに確認し事務の効率化が図れるため、引き続き事業に取り組む。				

7	事業名	森林経営管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国の森林環境譲与税を活用して、森林所有者によって管理が行われていない私有林を、市が所有者に代わって経営管理することで、森林が持つ多面的機能の維持・向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50,985	19,460
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,318	2,318	
取組状況と 成果	・これまで、県森林環境交付金事業の使途と重複しないよう、森林経営管理制度に関する事業に限定されたため、市が私有林を整備するために必要な「経営管理権」の取得に向けた業務を行ってきた。 ・令和2年度に意向調査の実施に係る全体計画を作成し、今後の優先順位を設定することで計画的に事業を進めてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定森林の存在や担い手不足など、森林所有者による森林の適切な管理が行われていない状況にある。 ・令和2年度に作成した全体計画に基づき、令和3年度から順次、意向調査、境界確認、経営管理権集積計画を実施し、適正な森林の経営管理を行う。				
8	事業名	林道整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	間伐事業を始めとする森林施業の用に供する道路として整備することで、当該地区の森林資源の利用拡大と林業の活性化を図る。 ・林業専用道 舟子峠線 ・計画延長:2,300m ・事業費:379,500千円 ・事業期間:R元～R20 ・財源内訳:森林環境譲与税	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,100	28,000
			所要一般財源	3,100	0
			概算人件費	1,545	1,545
	取組状況と 成果	平成20年度当時、林道2路線の開設工事を行っていたが、財政上の理由から林道谷地平線の早期完成を図るため林道舟子線を休止した経過にあり、平成29年度で林道谷地平線の開設工事が完了したことから、令和元年度より林業専用道として、開設工事を行っていたが、国との協議の結果、事業費がかさみ費用対効果が見込めないことから、令和8年度以降は補助金の交付が見込めなくなるため、国の森林環境譲与税を活用して、林道舟子峠線の開設工事を行う。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・近年、森林や自然環境に対する市民の意識が向上し、林道及び林業専用道は森林施業以外に、様々な目的で利活用されている。 ・東日本大震災の影響により、年々工事価格（材料費、人件費、経費等）が高騰している現状から、年間施工延長が減少し、事業期間が延びる可能性がある。 ・広範な森林施業を可能とし、また、大戸町舟子地区と上小塩地区を連絡する避難路にも利用できる舟子峠線の開設工事を継続して実施する。				

施策2 森林資源の需給拡大					
1	事業名	森林環境整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	森林環境交付金による、県産材の利活用推進、木質バイオマスの利活用推進等により、森林環境の保全を図るとともに、市内の小・中学校の森林環境学習を支援し、「市民一人ひとりが参画する新たな森林づくり」を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,041	12,000
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	森林環境交付金の財源となる森林環境税制度は、平成18年度から実施され、5カ年を1計画期間としており、令和2年度まで3期に渡り実施された。さらに、令和3年度から令和7年度までの第4期5年間の延長が決定された。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本事業を活用した公共施設の木質化により木のぬくもり、癒やしの効果の普及や、ペレットストーブの導入による環境対策など、要望件数は増加傾向にある。 ・森林環境交付金を活用し、県産材の利活用推進や木質バイオマスの利活用推進に向けた各種事業に継続して取り組む。				
2	事業名	林業管理費		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・公用車を含む機械器具の維持管理等の林業業務に係る全般の諸経費 ・各種林業関係団体等への負担金・補助金	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	739	739
			所要一般財源	739	739
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	・各種林業関係団体（(公社)福島県森林・林業・緑化協会、(公社)ふくしま緑の森づくり公社等）に対し、森林整備や林業の活性化に向けて支援してきた。 ・謹教小、東山小、大戸小、川南小の緑の少年団育成会の活動支援により、国や県等の関係団体から毎年表彰されている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・木材価格の長期低迷、林業従事者の減少や高齢化等に対して、後継者対策や専門技術者養成を関係団体と連携して継続する必要がある。 ・児童生徒や市民を対象に、緑とのふれあいを通して緑を愛し守り育てる意識の醸成が重要である。 ・管内13市町村による森林資源活用事業推進協議会等と連携して、会津材の需要拡大に向けて林業活性化を図る取り組みを進める。				
3	事業名	特用林ウルシ樹育成事業（金堀地区）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	漆器の原材料であるウルシ液を生産するため、ウルシ樹の育成とウルシ液の掻き取りを実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,287	2,353
			所要一般財源	28	28
概算人件費			618	618	
取組状況と 成果	昭和52年度から56年度に植栽したウルシ樹について、平成4年度からウルシ液の掻き取りを行ってきたが、将来的な生産量を確保するため、平成24年度より県の森林環境交付金事業を活用し、2,490本の新植と保育管理を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・安定的なウルシ液の供給のためには、新植したウルシ樹の継続した適切な保育が必要である。 ・本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展に寄与すべく、今後も継続してウルシ液を供給するため、令和8年度からは、国の森林環境譲与税を活用して、ウルシ樹の適切な保育管理と掻き取りに取り組む。				

4	事業名	特用林ウルシ樹育成事業（南原地区）		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展のため、森林環境交付金を活用して、大戸町南原の新たなウルシ団地を目指し、土壌改良と肥培管理を行い、ウルシ樹の新植と適切な保育によりウルシ樹育成に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,483	6,677
			所要一般財源	405	599
概算人件費			618	618	
取組状況と 成果	昭和52年度から56年度に植栽したウルシ樹を、平成4年度からウルシ液の掻き取りを行い、会津漆器協同組合へ供給しているが、ウルシ液増産の要望があることから、生産量拡大に向けて、大戸町南原を新たな漆団地として平成29年度より土壌改良、ウルシ苗木の新植を行ってきた。令和4年度より、鳥獣による食害防止策として侵入防止柵の設置を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・安定的なウルシ液の供給のためには、新植したウルシ樹の継続した適切な保育が必要である。 ・本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展に寄与すべく、今後も継続してウルシ液を供給するため、令和8年度からは、国の森林環境譲与税を活用して、ウルシ樹の新植と適切な保育管理に取り組む。 ・野生鳥獣による食害が発生しているため、防除対策を実施する必要がある。				
5	事業名	会津地域森林資源活用事業推進協議会		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地域の13市町村で設立した「会津地域森林資源活用事業推進協議会」の取組として、木質バイオマス熱利用とCLT（直交集成版）の原料となるラミナ材の供給実現に向けて、平成29年度に策定された再生可能エネルギー導入計画に基づく事業の実現を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5	5
			所要一般財源	5	5
			概算人件費	580	580
	取組状況と 成果	・平成28年度：会津地域13市町村と関係団体が、国補助を活用して、「分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」を策定。 ・平成29年度：「会津地域森林資源活用事業推進協議会」を設立し、国補助を活用して再生可能エネルギー導入計画を策定し、ロードマップ推進に向けて市公共施設や温泉旅館等を対象に木質バイオマスボイラの導入可能性を検証した。 ・令和4年度：喜多方市の公共施設において木質ペレットボイラ1基を本稼働した。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会津地域の豊富な森林資源を活用し、再生可能エネルギーの導入に向けた取組に加え、伐採の適齢期を迎えた森林整備に積極的に取組むため、マスタープランの具現化に向けて取組んできたが、燃料チップ用材のストックヤードの整備・木質バイオマスボイラの導入推進・CLT（直行集成材）製造拠点の木材コンビナート整備計画等のロードマップ見直しに向けて協議を行う。				

施策3 森林の活用					
1	事業名	市民と共生の森整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市有林の健全な育成とともに、市民に憩いと学びの場、森林レクリエーション、森林ボランティア活動のフィールドなどを提供し、森林の機能や林業に対する理解を深める場として、市有林（市民と共生の森）の整備を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,832	1,325
			所要一般財源	4,270	1,325
			概算人件費	580	580
取組状況と 成果	・市有林の保育事業を実施しながら、国土緑化会津若松市推進委員会主催事業として植樹祭を開催し、スギなどを植栽してきた。 ・平成15年度からは市民と共生の森の会事業（森林エコカル子どもクラブ等）を行い、また、市民を対象にするグリーンスクール事業では、自然観察教室や植栽箇所の下刈り体験や間伐事業の見学、ウルシの掻き取り体験などにより、森林整備を体系的に学習し、地域緑化のリーダーを育成した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・森林が持つ多面的機能の発揮、市民と共生の森区域内の豊かな自然、歴史、文化など、地域資源を活かした体験型の森林環境の整備に努めることで、森林体験活動を通して森の大切さや森林整備の必要性について市民の意識向上を図ることができる。 ・市民に対し自然に親しむ機会を提供するためには健全な森林の整備が必要であり、今後も間伐事業をはじめ計画的に市有林の整備・管理を行う。				
2	事業名	会津東山自然休養林整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	快適な森林レクリエーションや社会（野外）教育の場を提供するために維持管理等を実施し、市民及び観光客へ広報誌、パンフレット等によるPRを行い、一般市民及び観光客等の利用者の増加を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	395	411
			所要一般財源	395	411
			概算人件費	557	557
取組状況と 成果	・会津東山自然休養林は、昭和48年に林野庁より指定され、保護管理を目的として昭和49年に会津東山自然休養林保護管理協議会が発足した。 ・協議会が発足して以来、市とタイアップして保護管理を継続して実施しており、一般市民等に潤いと安らぎを提供する場として、利用拡大が見込まれる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・利用者の安全確保のため、定期的な巡回・点検を継続して実施する。 ・併せて、適切な維持管理を継続して行う。				

政策分野12 中小企業

目指す姿

中小企業が元気で経済活力にあふれるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール				
施策1	地場産業の振興					
	技術後継者の育成や商品開発・販路開拓等の支援、PR推進により、漆器や清酒をはじめとした地場産業の振興を図ります。					
施策2	経済循環の推進					
	異業種間連携・産学官連携を推進して地域内経済の活性化を図っていきます。さらに会津ブランドを活かした商品の差別化や、大手流通事業者等との連携による地域外流通の拡大等により地域経済の活性化を図ります。					
施策3	基盤の強化					
	関係機関・団体と連携して相談業務の充実を図るほか、各種支援制度や融資制度により、企業における経営基盤強化を図り、競争力のある企業を育成します。					

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	製造業出荷額（年間）				百万円	—
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	223,680	224,960	226,230	227,500	
	実績	266,061	284,839	—	—	R6の実績値については、国の経済構造実態調査における直近のR4の公表値を記載している。
	達成率	119%	127%	—	—	
2	卸売、小売業の年間商品販売額				百万円	—
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	304,031	312,377	320,723	329,069	
	実績	287,339	287,339	—	—	R6の実績値については、国の経済センサス活動調査における直近のR3の公表値を記載している。
	達成率	94.5%	92.0%	—	—	

2 施策の評価

施策1	地場産業の振興
主な取組状況と成果	【1】技術後継者の育成支援 ・会津漆器については、会津漆器技術後継者訓練校の運営及び各種支援制度の拡充等により、技術後継者の自立に向けて取り組んだ結果、令和6年度末時点で、修了生のうち、約44%が市内で漆器業に従事している。また、後継者の育成手段を有していない木地師については、木地師へのヒアリングや先進地視察等を実施した結果、現状と課題、今後に向けた木地師の後継者確保に向けた取組の方向性について業界と共有するとともに、令和7年度には会津漆器技術後継者インターンシップ事業を実施し、後継者の発掘と本市への定着に向けた支援を行っている。 ・会津清酒については、会津酒造技術後継者育成協議会による各種講習会やセミナー等の開催を支援し、後継者の育成や製造技術の向上に取り組んできた結果、品質の高さが評価され、各種コンテスト等で多くの銘柄が受賞し、会津清酒の認知度が向上している。 【2】商品開発や販路開拓支援 ・会津漆器については、会津漆器協同組合とともに首都圏での展示会への出展や、消費者ニーズを捉えた商品開発を目的とした講習会等を実施してきた。こうした取組によるノウハウを個々の事業者浸透させるため、事業者ごとの販売戦略に基づく販路拡大や商品開発の取組を支援できるような制度を創設し、取組を支援してきた。これにより、事業者において、商品開発や販路の獲得に向けた新たな取組の支援につながった。 ・会津清酒については、その品質の高さと国内屈指の酒どころとしての認知度を向上させるため、地域内外でのイベント等でのPRや、期間限定アンテナショップを出展し、会津清酒の魅力発信に努めた。こうした取組により、会津清酒の人気と品質の高さが改めて認知され、新たな販路拡大につながった。 ・本市を含む会津地域の食品や加工食品、民芸品等の地場産品については、生産者や首都圏大手流通事業者等と連携し、取引拡大につながるような商談や、品質や生産量の向上にかかる課題を解決するための意見交換等の機会づくりを行った結果、首都圏企業等との取引が拡大している。 【3】地場産業のPR推進 ・会津ブランドものづくりフェアの開催や首都圏で開催されるイベントや商談会等への参加を通して地場産業の認知度向上を図ってきた。その結果、イベント等への来場者の中には、農産物や加工食品、漆器や清酒、民芸品等の地場産品等を目的に来場し、積極的に購入し、会津を応援したいとの意向を示す方が年々増加している。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】技術後継者の育成支援 ・会津漆器においては、訓練校を修了した方が市内に定着できるような支援体制を一体的に整備する必要がある。また、後継者の確保・育成手段を有していない木地師についても、木地師インターンシップ事業を通じて確保した後継者を地域に定着させるため、地域おこし協力隊制度を活用した支援等の検討も必要である。 - 引き続き、会津漆器協同組合と連携し、後継者を取り巻く現状の分析を行うとともに、後継者のニーズを踏まえた支援に留意していく。 ・会津清酒については、品質や、その製造技術のさらなる向上を図る必要があることから、会津酒造技術後継者育成協議会の行う講習会や先進地視察等の取組を支援していく。 【2】商品開発や販路開拓支援 ・会津漆器については、販売戦略やターゲット層が事業者ごとに異なり、業界全体での商品開発や販路拡大が困難となっていることから、個別支援が可能となるような補助制度を運用しており、個々の事業者や組合に加入していない事業者等の取組を支援し、業界全体の底上げにつなげる。 ・会津清酒については、その品質の高さを地域外に積極的に情報発信することで、地域への誘客に伴う消費拡大につながることから、首都圏大手流通事業者との商談機会の確保や地域外でのPRイベント等を積極的に推進していく。しかしながら、昨今の原料米の価格高騰が、酒造業者の製造や販路拡大の戦略に大きな影響を及ぼしており、引き続き、県や他市町村の動向にかかる情報収集や酒造業界が求める業界ニーズへの適切な対応を行う必要がある。 【3】地場産業のPR推進 ・本市の漆器業、酒造業、食品や民芸品等の製造などの地場産業については、「会津」という地名の認知度と比べ、地域外における認知度が十分に広まっていない状況である。そのため、引き続き、地域内への誘客促進や、新たな取引先の確保等、産業振興につながるよう、業界や生産者、さらには首都圏等の関係自治体や企業等と連携し、地域内外でのイベントPR等に取り組んでいく。

施策2	経済循環の推進
主な取組状況と成果	【1】異業種等の連携 ・会津地域経済循環推進協議会においては、地域内の食品生産者と宿泊業や飲食業等の異業種間のマッチングを推進し、経済循環の推進を図ってきた。また、首都圏のホテルや、関係自治体内の飲食店において、地域内の食材の取引拡大につなげるためのフェアを開催した。その結果、地域内外で新たな需要が創出されたことに伴い、取引の拡大に至った。 【2】会津ブランドの推進 ・会津若松商工会議所との連携のもと、首都圏企業における、お歳暮ギフトの販売やイベント及び商談会等への参加による会津ブランド認定品のPRを実施した。 ・本市と交流のあるさいたま市とのコラボ商品の開発や、横須賀市での物販イベント等への参加を通じて、首都圏での認知度向上を図った。 ・会津ブランドの認知度が高まるにつれて、イベント等での地場産品の目的買いや、ふるさと納税の返礼品等において、会津ブランド認定品が選択される機会が増えてきている。 【3】流通事業者との連携による地域外流通の拡大 ・桜咲く会津プロジェクト実行委員会においては、国内流通最大手のイオングループとの連携により、会津フェスタを開催し、商品バイヤーや旗艦店舗に対し、新商品の提案や、生産者との商談機会を創出し、取引拡大につなげた。その結果、会津地域の商品のイオングループとの取引累計額は、約118.7億円（平成25年度～令和6年度）に達した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】異業種等の連携 ・会津地域内の経済循環を推進するためには、SNS等を効果的に活用し、食材や事業者、食品製造又は加工施設等の地域内の情報を継続的に発信していく必要があることから、自治体間の情報発信・情報共有を強化していく。 【2】会津ブランドの推進 ・会津若松商工会議所が会津ブランド認定事業者に実施したアンケート調査では、インターネット販売の強化や、物産展等への出展を希望する事業者が多いことから、商工会議所との役割分担のもと、事業者支援を行っていく。 【3】流通事業者との連携による地域外流通の拡大 ・イオングループとの継続的な取引には、商品の供給体制の整備や、商流ルートの確立など、地域内の事業者、市、イオングループが連携して解決すべき課題が多い。 ・令和7年度においては、東北エリアにおける通常取引の拡大と、イオングループ内の新たな企業（イオンマーケット、USMH等）との商談機会を創出する。

施策3	経営基盤の強化
主な取組状況と成果	【1】商工業団体との連携による支援充実 ・会津若松商工会議所及びあいづ商工会等の支援機関と連携し、個別伴走型の支援体制や相談窓口の強化により、相談件数が増加し、中小企業の経営・資金繰り等の支援につながった。 【2】中小企業における資金調達の円滑化 ・中小企業未来資金保証融資制度については、経済情勢に応じた預託額の引上げ、融資限度額の変更、信用保証料補助制度の補助割合の変更など、柔軟な運用を行っており、中小企業の経営安定と資金調達の負担を軽減した。 【3】経営品質向上の取組 ・経営品質協議会の運営をとし、会員外の企業にも経営品質について発信するセミナー等を開催するなど市内企業全体の成長を促し、経営品質賞を受賞する組織を輩出してきた。 【4】中小企業・小規模企業振興の取組 ・令和元年度に施行した中小企業及び小規模企業振興条例において協議の場として設置した「中小企業・小規模企業未来会議」において、中小企業の振興に資する取組について協議を進め、協議の中で提案された地域活性化をテーマとした講演会の開催を通し、市内企業の経営基盤の強化と地域各主体の連携を促進した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】商工業団体との連携による支援充実 ・高齢化に伴い、事業所数が減少傾向にある中で、中小・小規模企業が直面する多様化する課題に対し伴走支援の必要性が高まっている。また、会津大学生の起業が活発化しており、市内で創業する際の拠点の確保や資金繰り等の支援が求められているため、関係団体と役割分担を図り、専門人材を確保しながら、創業時から事業継続まで各段階に応じた効果的な支援を行っていく。 【2】中小企業における資金調達の円滑化 ・金融機関及び民間事業者のニーズが高いことから、引き続き企業の資金繰りを支援し、市内事業者の経営基盤を強化していく必要がある。中小企業未来資金保証融資制度の運用については、経済情勢や国・県・他自治体制度の動向等を見ながら、市内事業者のニーズに沿った効果的な運用方法を研究していく。 【3】経営品質向上の取組 ・経営品質協議会の会員が減少傾向にあり、参加組織が固定化しているため、経営品質の認知度向上に取り組む必要がある。広く市内組織の成長につながるよう、新たな企業が参加しやすい機会を検討していく。 【4】中小企業・小規模企業振興の取組 ・地域経済の持続的な発展のために、地域の各組織における経営基盤の強化及びより一層の連携促進が求められている。未来会議の取組を通して、中小企業及び小規模企業が抱える様々な課題を共有し、議論を深めることで、地域各主体の連携を促進し、中小・小規模企業の振興を図っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
13-1	企業誘致促進事業	観光商工部・企業立地課
13-3	各種雇用・就職支援事業	観光商工部・商工課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 地場産業の振興】

・地場産業における技術後継者への育成・支援について、漆器業においては、製造技術を継承するための技術後継者を支援するための会津漆器技術後継者訓練校の運営や修了後の各種支援により、修了生の約44%が市内に定着している。また、酒造業においては会津酒造技術後継者育協議会における研修会や先進地視察等の取組への支援を行ったこともあり、各種コンクール等で多くの銘柄が受賞するなど、品質の高さが評価されるようになっている。

【施策2 経済循環の推進】

・関係自治体や首都圏等の大手流通事業者の協力のもと開催したイベントや商談会等により、漆器、清酒、食品、加工食品、民芸品等の地場産品の地域外におけるブランド力が向上するとともに、首都圏等における新たな販路の開拓及び取引金額の増加につながった。

【施策3 経営基盤の強化】

・商工業団体や金融機関等と連携した個別伴走型の支援体制や相談窓口の強化、中小企業未来資金保証融資制度など中小企業に対する様々な支援を行い、中小企業の経営安定と資金調達の負担軽減につながった。また、経営品質や中小企業・小規模企業未来会議の取組を通し、市内企業全体の成長を促しながら、経営基盤の強化と地域各主体の連携を促進した。

○課題

【施策1 地場産業の振興】

・技術後継者が地域内で自立・定着していくためには、経済基盤が確立されるまでの継続的な支援が必要とされることから、業界や技術後継者等のニーズを踏まえ、効果的な支援策の拡充・検討を継続的に行うことが求められている。特に会津漆器においては、育成手段が確立されている「塗り」や「蒔絵」と異なり、木地師については、後継者の確保・育成施策が不十分であることから、職業としての木地師へのニーズ調査を目的としたインターンシップ等を実施しており、今後も後継者の確保及び市内に定着させていくことが課題である。

【施策2 経済循環の推進】

・地場産品の販路拡大をさらに進めるためには、商品の魅力や品質管理の向上に加え、安定的な生産を可能とする設備投資、また取引にかかる商流等の確立等が問題となっている。また、事業者においても、積極的に地域外との取引拡大に取り組もうとする意識が希薄であることから、関係自治体や首都圏企業等の協力をいただきながら、継続的な支援を行うことが課題である。

【施策3 経営基盤の強化】

・高齢化に伴い、事業所数の減少や企業が直面する課題の多様化等に対応するため、関係団体と連携し、専門人材を確保しながら、創業支援、経営相談、資金調達、経営革新の促進等、中小・小規模企業の振興につながる支援をさらに充実させていく必要がある。

5 最終評価

政策分野12「中小企業」の推進にあたっては、地場産業の振興に向け、引き続き、会津漆器技術後継者訓練校や会津清酒技術後継者育成協議会における技術後継者の育成を支援していく。また、イベントや商談会等の開催を通じ、地場産品の地域外におけるブランド力の向上や、首都圏等における新たな販路の開拓及び取引金額の増加につなげていく。さらに、高齢化に伴う事業所数の減少や中小企業が直面する課題の多様化に対応するため、関係団体と連携し専門人材を確保しながら、中小・小規模企業の振興につながる支援を充実させていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 地場産業の振興							
1				11.4	会津漆器産業従事者支援補助金	継続	観光商工部・商工課
2			基本目標1	11.4	会津漆器技術後継者訓練校運営補助金	継続	観光商工部・商工課
3				11.4	会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着支援事業補助金	継続	観光商工部・商工課
4			基本目標1	11.4	会津漆器技術後継者訓練奨励金	継続	観光商工部・商工課
5				11.4	会津酒造技術後継者育成協議会負担金	継続	観光商工部・商工課
6				8.1	会津清酒消費拡大推進事業	継続	観光商工部・商工課
7				8.1	地場産業振興事業	継続	観光商工部・商工課
8			基本目標1	8.1	地場産業動向調査	継続	観光商工部・商工課
9				8.1	一般財団法人伝統工芸品産業振興協会負担金	継続	観光商工部・商工課
10					会津町方伝承館管理運営事業	継続	観光商工部・商工課
11					会津漆器協同組合融資制度預託金	終了	観光商工部・商工課
12			基本目標1		会津ブランドものづくりフェア	継続	観光商工部・商工課
13				11.4	福島県溶接技術協議会負担金	継続	観光商工部・商工課
14					会津若松市少年少女発明クラブ負担金	継続	観光商工部・商工課
施策2 経済循環の推進							
1			基本目標1	8.1	桜咲く会津プロジェクト推進事業	継続	観光商工部・商工課
2			基本目標1	8.1	会津地域経済循環推進協議会負担金	継続	観光商工部・商工課
3					貿易振興事業	継続	観光商工部・商工課
施策3 経営基盤の強化							
1				8.3	商工業振興事業	継続	観光商工部・商工課
2				8.3	商工業金融対策事業	継続	観光商工部・商工課
3				8.3	会津若松経営品質協議会負担金	継続	観光商工部・商工課
4					計量業務	継続	観光商工部・商工課
5			基本目標1	8.3	中小企業・小規模企業未来会議	継続	観光商工部・商工課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 地場産業の推進

1	事業名	会津漆器産業従事者支援補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	漆器組合または漆器産業従事者（単一の組合員またはグループ）が、商品開発、販路開拓、技術指導、勉強会（オンライン関連、インバウンド関連）など、会津漆器の振興に資する取組に対して補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,500	2,500
			所要一般財源	2,500	2,500
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	・会津漆器協同組合や会津漆器関連業者へ向けて、制度の周知を行った。 ・本制度の活用により、首都圏や海外で開催される展示会への出展など、個々の事業者が行う取組を補助することができている。			
2	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会津漆器協同組合には多数の事業所が加入しているが、漆器業が完全分業制で成立してきた経過から、組織として販路開拓の方向性や意見を集約・一本化することが容易でない。 ・会津漆器の持続性を保持するためには、組合への支援とともに、個々の取組への支援は必要であり、各々の成功体験をもとに、今後の産地の方向性を定める一助としてもらうとともに、個々のチャレンジを通して業界全体の底上げを図る。			
	事業名	会津漆器技術後継者育成訓練校運営補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津漆器の技術後継者を育成するため、技術訓練を行う会津漆器技術後継者訓練校に対する運営補助金を交付し、支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,500	2,500
			所要一般財源	2,500	2,500
			概算人件費	116	116
	取組状況と 成果	・訓練校では毎年1学年あたり3名程度の訓練生を育成。作り手の基礎となる基本的技術や伝統的技法について、2年間で約2,800時間の指導を行っている。 ・平成16年度から令和6年度までに74名の後継者を育成しており、5割弱が市内で漆器関係に従事している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・訓練校修了後の後継者が、自立して地元に着定できるようになるまでには、訓練校での基礎的な技術習得とともに、訓練校修了後の支援体制を一体的に考える必要がある。産地のニーズに沿った支援の在り方を業界と協議・検討することで、効果的な人材育成につなげていく必要がある。 ・より効果的な後継者育成が図られるよう、運営主体である漆器組合と協議しながら、実情に合った事業内容となるよう検討していく。			

3	事業名	会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着支援事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者の自立を目的として、会津漆器協同組合が行う育成支援事業、自立支援事業、産地定着支援事業への女性を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,000	2,000
			所要一般財源	2,000	2,000
			概算人件費	379	379
	取組状況と 成果	・会津漆器協同組合において、平成22年度に職人による技術指導を育成支援とし、後継者に対する自立支援メニューを追加した。また、令和4年度には、産地定着支援メニューを追加し、後継者の作業場確保と定着に向けた環境を整備した。 ・本制度の活用により、技術研鑽の機会を持つとともに、道具の準備や展示会出展等の経験を積むことができた後継者のなかから、職人として独立に至った者が出てきている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・全国的に漆器の需要低下が続く状況の中で、基本的な技術しか体得できていない後継者たちが自立するには困難が多く、自立から地域への定着まで継続的な支援が求められる。 ・訓練校終了後の経済的に不安定な時期を乗り越え、漆器業を継続していくために必要な支援となるよう、業界とともに支援内容や実施手法を適宜検討することで産地振興に寄与できる人材育成を目指していく。			
4	事業名	会津漆器技術後継者訓練奨励金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	雇用する従業員を会津漆器技術後継者訓練校に通わせ、技術訓練を受講させている事業主に対して、その訓練期間中、奨励金を支給する	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,720	5,760
			所要一般財源	6,720	5,760
			概算人件費	116	116
	取組状況と 成果	・雇用する従業員に訓練校の行う職業訓練を受講させた事業主に対し、奨励金交付を継続実施している。 ・事業主の負担軽減により、雇用される訓練生にとっては、訓練期間中の経済的基盤の安定が図られており、技術訓練に専念できる環境づくりに寄与している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・業界からは、訓練生を従業員として雇用できる体制を整えられる事業所が限定されているとの意見も寄せられており、継続的な後継者育成のため業界の実態把握と協議を適時行っていく必要がある。 ・今後も引き続き、会津漆器技術後継者訓練校の運営と対になる事業として継続実施していく。			

5	事業名	会津酒造技術後継者育成協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	酒造業界等が行う酒造技術の後継者の知識や技能向上を図るため、専門家等を招いての講習会や研修、先進地視察等の取組を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	260	260
			所要一般財源	260	260
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	・福島県ハイテクプラザ等の支援を得ながら、酒造技術や知識の向上を図るための講習会や研修、先進地視察等の取組を支援した。 ・会津若松酒造協同組合に加入する蔵元が全国新酒鑑評会において、史上初の金賞受賞数9年連続日本一達成の大きな原動力となるなど、会津清酒の品質の高さの認知度向上につながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会津清酒については、各種コンテストで入賞するなど高い評価を得ているが、消費者ニーズや好まれる味のトレンドは日々変化しており、国内最高峰の品質レベルを維持するため、酒造技術の継続的な研鑽の必要性が高い。 ・酒造技術の後継者の知識や技能向上を図るため、専門家等を招いての講習会や研修、先進地視察等の取組を支援するとともに、会津清酒の品質の維持・向上に向け、必要な施策を検証するための情報交換等を行っていく。				
6	事業名	会津清酒消費拡大推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「会津清酒のブランド力向上」、「会津清酒の品質の良さを体感できる機会の創出」、「会津清酒の理解度向上」を柱に、酒造業界とともに地域内外に向けたイベントやプロモーション等の取組を実施し、会津清酒の魅力の向上と消費拡大につなげる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,088	1,700
			所要一般財源	1,088	1,700
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・酒造業界と連携し、乾杯条例の制定や会津清酒の認知度向上と消費拡大につなげるための各種イベントや、SNSでの情報発信や動画作成などのプロモーションを実施した。 ・会津清酒に関する認知度が高まっているとともに、純米吟醸・純米大吟醸の売上が伸びている。また、会津清酒を目的に飲食店等を訪問する国内外のビジネス客・観光客が増加するなど会津清酒の魅力の発信につながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・生活様式の多様化等の影響により日本酒の消費量は伸びていない中、品質にこだわった純米吟醸などは、若い世代にも受け入れられており、SNS等の普及に伴う新たなファン層の獲得に加え、地域内での意識の醸成も必要である。 ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、平常の経済活動が再開され、イベント等も通常開催されていることから、業界と連携し、効果的なPRを行い、新たなファン層の獲得及び消費拡大につなげる。				

	事業名	地場産業振興事業費		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津漆器の使用拡大支援補助や展示会開催などを通して、地域内外に対する会津漆器の販路拡大やブランド化や、木地師後継者の確保・育成に向けた取組等により、会津漆器産地の振興を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,634	1,599
			所要一般財源	4,634	1,599
概算人件費			387	387	
7	取組状況と 成果	・会津漆器の使用拡大を目的とした補助制度の改正を行ったことで、市内宿泊施設等で会津漆器製品が供され、地域内外の方へのPRが図られた。 ・市長室での会津漆器展示の取組を実施し、漆器産地であることの認知度が高まった。 ・後継者の育成手段を有していない木地師の後継者確保に向けた情報収集やニーズ調査を実施したことにより、木地師の現状と課題及び全国的な先進地の取組等の把握につながった。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・産地の持続性を高めるためには、業界と行政の連携の下、効果的な情報発信や消費者ニーズの把握、異業種連携や他産地の情報収集など多様な取組が求められる。 ・後継者育成においては、育成手段が無く、深刻な木地師の後継者確保と育成に取り組む必要が高いことから、令和7年度においては、全国の職人を目指す若手層を対象としたインターンシップ事業に取り組み、職業としての木地師のニーズの把握と後継者の確保と産地への定着に向けた支援を行う。			
8	事業名	地場産業動向調査		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地場産業界全体の動向を把握し、施策に反映させるための調査を実施。(年1回)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	48	48
			所要一般財源	48	48
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	・平成24年度までは漆器業・酒造業ともに景気動向指数による調査を実施。平成25年度より漆器業においては年1回の全数調査を実施。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響にかかるヒアリング調査を実施(漆器業、酒造業、社交飲食業)。 ・業界ニーズの的確な把握及び業界が必要とする効果的な施策の企画・実施につながった。			
課題認識と 今後の方針・改善点	・地場産業においては、長期的な視点を意識した施策が必要な一方、トレンドの変化を的確に捉えた柔軟な施策も必要である。しかし、業界内部だけにいてはこうした外的環境の変化に気づきにくいため、調査結果をもとに業界の意向を踏まえた施策をトレンドにどう対応させるか客観的な視点をどう有するが課題である。 ・業界の意向の変化や消費者ニーズ・トレンドの変化を的確に把握できるよう、調査項目の見直しや調査手法について見直しを適宜実施していく。また調査結果については、業界と共有を図り、業界の目指すべき方向性について随時検証するための基礎データとして活用してもらう。				

	事業名	一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会に対し負担金を支出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
概算人件費			39	39	
9	取組状況と 成果	・協会が主催する各種事業やイベント等、様々な情報共有が図られるとともに、令和6年度は会津塗伝統工芸士の試験が開催された。 ・伝統的工芸品である会津塗の普及啓発並びに需要開拓が図られ、伝統工芸士の認定により、技術者の育成や地位向上に寄与している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・日々変化する消費者のニーズや、社会情勢に対応するためには、首都圏の消費者ニーズや他産地の幅広い取り組み、協会の補助事業など、工芸品に関する様々な情報を知ることが必要となる。 ・一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会からの情報を踏まえて、漆器組合と共に伝統的工芸品の普及・振興に努める。			
10	事業名	会津町方伝承館管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	伝統産業や伝統工芸の振興のため、郷土資料や物品の展示、交流等を通して、市民及び観光等に伝統産業等に関する情報を発信する。 なお、平成18年度からは指定管理者制度による管理運営を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,029	8,924
			所要一般財源	9,029	8,924
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	・平成18年度～指定管理者制度を導入、2階企画展示室の使用を有料化し、民間事業者のノウハウを活用し、サービスの向上を図った。 ・利用者の増加を目指し、令和3年度に伝統工芸の実演やワークショップを実施した。 ・令和4年度以降も伝統工芸品等のイベントを継続することとし、地域や観光客の方に伝統産業を知ってもらう機会を創出した。 令和6年度来館者数 のべ10,597人				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・近年来館者数が減少傾向にあることから、指定管理者と連携して、企画展示や体験教室等の実施により来館者数の増加を図る。 ・施設建築から40年程経過しているため、施設の劣化・損傷等を確認し、利用者の不便とならないようメンテナンスを行う。				

	事業名	会津漆器協同組合融資制度預託金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	会津漆器協同組合に属する事業者が受ける手形割引融資の原資を金融機関に預託することにより、組合員の円滑な資金繰りを支援し、もって地場産業である漆器産業の振興・発展を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費		
			所要一般財源		
概算人件費					
11	取組状況と 成果	・利用者の減少、固定化により、平成25年度に預託額の引き下げを行った。 ・漆器関連事業者の資金繰り支援につながった。 令和6年手形割引実績額： 9,920千円			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・他の融資制度を利用するケースも見られ、利用者が減少及び固定化する中、平成3年6月に国より示された成長戦略実行計画において、約束手形については、令和8年度末までの利用廃止が示され、制度終了への検討が課題となっていた。 ・近年手形を利用する事業者は減少・固定化傾向にあり、別の決済手段へ代替可能であることから、事業者及び関係団体と協議・検討し、令和6年度をもって制度終了とした。			
	事業名	会津ブランドものづくりフェア		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地域の伝統工芸や先端設備など、会津のものづくり文化のPRとして、首都圏及び会津地域内にて「会津ブランドものづくりフェア」を開催し、地域産業を支える作り手の魅力発信や多様なものづくり体験の機会を提供し、来場者のものづくりに対する理解・認識を深め、将来のものづくり人材の確保及び育成により、会津地域と伝統的工芸品産業及び地場産業の活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,500	7,500
			所要一般財源	7,500	7,500
概算人件費			1,545	1,545	
12	取組状況と 成果	・平成28年度から、会場をまちなか（鶴ヶ城体育館）に移し、関係団体と協議しながら満足度の高いイベント開催に取り組んでいる。 令和6年度アンケートより 満足度 71% ・令和5年度から、首都圏にて会津地域の伝統工芸品や特産品等を発信するイベントを開催し、地域内外の多くの方に会津のものづくりについてPRを行い、地域の活性化及び交流人口の増加を図っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・伝統工芸品をはじめとした地域産業の活性化には、後継者の確保が重要であるため、イベントを通して、将来の担い手の育成の場を創出するとともに、地域内外に対し、継続して会津のものづくり文化を知ってもらう機会を創出していく必要がある。 ・イベントの手法や内容等について、実行委員会の構成員と連携し、満足度が高いイベントを目指す。			

13	事業名	県溶接技術協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	ものづくりの基盤である溶接技術の向上を図るため、福島県溶接協会が実施する競技会の開催に対し、負担金を支出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30	30
			所要一般財源	30	30
			概算人件費	116	116
14	取組状況と 成果	・福島県溶接技術競技会に、市内企業からも例年数名が参加しており、溶接技術の研鑽と継承に寄与してきた。 (※ 平成23年度は震災の影響、令和2年度はコロナの影響により中止) ・受賞件数(平成19年度～令和6年度) 18件(協議会長賞、会津若松市長賞等)			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・市内事業所からの参加者数は他自治体と比較して少ない状況が続いており、溶接技術の向上のため継続した支援が課題となっている。後継者の技術研鑽及び意欲向上等に有効な大会であることから、引き続き負担金を交付することで大会継続を支援する。			
	事業名	会津若松市少年少女発明クラブ負担金		法定／自主	自主
14	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内小学校児童を対象に、創造性や科学への関心を高めることを目的に、発明作品の製作指導やものづくり関連施設の見学などを行う。また、発明工夫展を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	150	150
			所要一般財源	150	150
			概算人件費	3,476	3,476
	取組状況と 成果	・市内小学4～6年生を対象に、ものづくりやプログラミングなどの講座を実施し、ものづくりの楽しさを伝え、自由な発想の育成に寄与してきた。 令和6年度クラブ修了児童数 25人 令和6年度県発明展の入賞作品数 1作品			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・指導員が固定化・減少傾向にあり、運営体制の検討が課題となっている。会津大学や市内企業との連携や、民間講座の活用なども含め、運営方法を検討していく。			

施策2 経済循環の推進

	事業名	桜咲く会津プロジェクト推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域内経済循環の推進とブランド力向上を図ることを目的として、流通大手のイオン(株)と締結した地域貢献協定をいかし、地域課題の解決に向けた様々な事業を持続的に展開する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	15,150	15,150
			所要一般財源	15,150	15,150
概算人件費			7,416	7,416	
1	取組状況と 成果	・平成25年度から全国のイオングループ店舗において会津フェスタを60回以上開催し、多くの消費者に品質や味の良さをPRすることができた。 ・商談会や視察受入等の実施により、清酒や味噌、漆器等がイオンのプライベートブランドに採用されるなど、継続的な取引が行われているとともに、品質管理の徹底にも繋がっている。 ・イオン店舗への出荷に向け、若手農業者等によるチーム会津や有機野菜生産者による会津オーガニック匠の会が組織され、農産物の生産量確保と物流網の整理が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・継続的な全国への流通販売を行う上で必要となる生産量の確保や品質管理の向上、物量網の整備などを引き続き支援する必要がある。そのため、地域貢献協定を活用し、地域内事業者と市・イオンによる協議を行い、供給体制の整備や物流ルートの見直しを行うなど、地域が抱える課題解決に向けて取り組む。 ・取引拡大に向け、首都圏に加えて新たなエリアにおける販路開拓（東北、北陸信越等）に取り組んでいく。			
2	事業名	会津地域経済循環推進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域内経済循環が確立されやすい「農業と食」に関する分野をモデルケースとして、県と会津17市町村が連携し、地域内経済の好循環化と地域外からの外貨獲得を目指した、地域内外の企業の結び付けや高付加価値の商品開発・PRに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	233	233
			所要一般財源	233	233
			概算人件費	3,862	3,862
	取組状況と 成果	・構成自治体の担当者が定期的に情報交換を行いながら、地域内の生産者・食品加工業等と連携し、競争力のある商品づくりに関するセミナーの開催や地域内外企業との商談会、首都圏ホテルとの業務提携によるフェア開催、さいたま市との連携によるフェアの開催などの取組を行ってきた。 ・地域内の事業者の常時取引が増加し、経済循環の推進や新たな販路開拓につながった。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・食品をはじめとして魅力ある産品作りに努めてきたものの、小規模の生産者や加工業者単独では、販路の拡大が難しいケースが多くある。 ・会津17市町村のネットワークを強化し、連携に基づく地域資源の掘り起こしから域内外へのPR活動を行う。 ・生産者や食品加工業者等と飲食店や宿泊施設等をつなぐ機会の創出を図り、販路拡大を目指すとともに、地域産品の高付加価値化とブランド化による競争力の強化に取り組んでいく。				

3	事業名	貿易振興事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	日本貿易振興機構福島貿易情報センター（ジェトロ福島）及び福島県貿易促進協議会に負担金を交付し、地場産品の輸出促進や県・市内企業等の海外進出を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	381	381
			所要一般財源	381	381
			概算人件費	78	78
	取組状況と 成果	・ジェトロ福島における海外進出向けの各種事業（セミナー、展示会等）の実施や、福島県貿易促進協議会での、県内企業の商談等のビジネス活動を支援し、海外進出を検討する企業を後押しし、販路拡大の一助となっている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・人口減少に伴う国内の消費額減少を見据え、海外のマーケット開拓を進めていく必要がある。 ・ジェトロ福島におけるデジタル化による海外事情・ニーズなどの情報網や相談業務、セミナー等の活用や、県貿易促進協議会における商談や販売促進活動により、市内企業の海外販路拡大のための事業運営を支援していく。 ・目的や対象が共通する、日本貿易振興機構福島貿易情報センター（ジェトロ福島）及び福島県貿易促進協議会への負担金について、貿易振興事業とし、総合的に進行管理を行っていく。			

施策3 経営基盤の強化

1	事業名	商工業振興事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	支援団体（会津若松商工会議所・中小企業相談所・あいづ商工会等）に補助金を交付し、中小・小規模事業者の経営改善支援や金融相談、創業時及び創業初期段階に重点を置いた支援など、地域経済全般の振興に資する総合的な活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	14,597	14,597
			所要一般財源	14,597	14,597
概算人件費			348	348	
取組状況と 成果	・会津若松商工会議所及びあいづ商工会における企業の経営支援や、商店街活性化など地域産業・経済の振興に資する活動支援につながっている。 ・中小企業相談所（会津若松商工会議所内）における巡回指導を中心とした経営改善支援・普及活動を支援するとともに、平成26年の小規模事業者支援法の改正以降、個別伴走型の支援体制の取組により、事業承継や創業についての取組支援につながっている。 令和6年度中小企業相談所指導員1人当たりの巡回・窓口相談件数 537件				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・各支援団体の会員数が減少傾向にあり、地域事業者の厳しい経営状況や後継者の不足など、企業の課題が多様化しており、相談対応に係る専門人材の確保が課題となっている。また、会津大学生の起業が活性化しており、市内で創業する際の拠点の確保や資金繰り等の支援が求められている。 ・市と各支援団体の連携により、専門人材を育成・確保しながら、創業時から事業継続の各段階に応じた柔軟な支援を行っていく。 ・目的や対象が共通する、支援団体（会津若松商工会議所、中小企業相談所、あいづ商工会等）への各種補助金について、商工業振興事業とし、総合的に進行管理を行っていく。				
2	事業名	商工業金融対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・市内中小企業に対し市独自の融資制度を設け、市内各金融機関へ原資を預託することにより、円滑な資金調達環境を整備する。 ・融資制度の利用企業に対し、信用保証料の補助を行い、企業の経営安定化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	620,904	620,904
			所要一般財源	620,904	620,904
			概算人件費	812	812
	取組状況と 成果	・令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響に鑑み、融資限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ、信用保証料を全額補助とした。令和7年度からは、融資限度額は2,000万を維持し、信用保証料補助率は4分の3とした。 令和6年度交付件数：134件 ・経済情勢を考慮した資金繰りの支援により、事業者の事業継続支援に寄与した。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本事業は、金融機関及び民間事業者のニーズが高いことから、引き続き企業の資金繰りを支援し、市内事業者の経営基盤を強化していく必要がある。 ・事業内容については様々な手法があるため、他自治体制度等の情報収集を行い、金融機関と連携しながら、ニーズに沿った、より効果的な方法を研究していく。 ・目的や対象が共通する、市中小企業未来資金保証融資制度預託金及び同制度信用保証料補助金について、商工業金融対策事業とし、総合的に進行管理を行っていく。				

3	事業名	会津若松経営品質協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松経営品質協議会の事業運営を支援し、参加企業等の顧客視点に立った経営品質の向上・経営革新を促進し、地域経済の活性化につなげていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	250	250
			所要一般財源	250	250
概算人件費			3,862	3,862	
取組状況と 成果	・「経営品質」に対する理解を深めるための各種セミナーや受賞企業報告会等の開催、「会津若松経営品質賞」の表彰等により、市内事業者に経営品質の考え方を周知し、経営力の向上を図ってきた。 会津若松経営品質賞：大賞11社、奨励賞8社				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会員が減少傾向にあり、セミナー等への参加組織が固定化しているため、新たな企業も参加しやすい学びの場を提供していく必要がある。広く市内組織の成長につながるよう、広報の工夫や事業内容・運営方法等を検討する。				
4	事業名	計量業務		法定／自主	法定
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	昭和28年に計量法第10条第2項の規定で定める政令（計量法施行令第4条）により計量特定市に指定されており、同法に定められた計量に関する業務を県に代わって、同法第19条に基づく特定計量器の定期検査及び同法第148条に基づく立入検査を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,848	5,049
			所要一般財源	4,848	5,049
			概算人件費	232	232
	取組状況と 成果	・奇数年…新市内区域・約380台 ・偶数年…旧市内区域・約680台 ・計量法に基づいた適切な検査を実施することで、市内計量器の適正な運用を維持してきた。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・計量特定市として計量に関する職務を県に代わって行っており、市職員が他業務との兼務により計量業務を行う中、2週間以上の研修や定期的な人事異動など検査に係る体制の確保が課題である。 ・令和5年度からは定期検査等用務について委託を行っており、今後も委託を基本としながら、事業の実施体制について検討していく。				

5	事業名	中小企業・小規模企業未来会議		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市、関係機関、中小・小規模企業者等が一堂に会し、地域の中小企業・小規模企業の活性化に向け、具体的な方策について協議・検討する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	217	217
			所要一般財源	217	217
			概算人件費	773	773
	取組状況と 成果	・会議において協議・検討したセミナー等を産学官協働で開催し、中小・小規模企業はじめ関係組織の連携強化につなげた。 ・会議での協議事項や取組について、市政だよりに掲載することで市内企業に広く提案した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域経済の持続的な発展のために、地域の各組織における経営基盤の強化及びより一層の連携促進が求められている。会議を通して、業種を超えた組織等の主体的な参加・連携を促し、市内企業の振興に必要な事項について議論を深めながら、継続的な協議を行う。			

政策目標2 強みを活かすしごとづくり/政策3 生活の基盤となる仕事の創出

政策分野13 企業立地・産業創出

目指す姿

企業誘致と支援、起業支援、新産業の創出により、安定したしごとのあるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	企業誘致の推進と企業間連携の強化 工業用地の整備・供給などにより企業誘致を推進することに加え、企業間の連携を推進するなど、既存企業を支援することで、雇用の拡大と定住人口の増加、市民所得の向上を図ります。	   
施策2	成長産業の集積 アナリティクス産業やICT関連産業の更なる集積、次世代産業分野への支援を進め、そこから生まれる技術革新や高付加価値化などにより、新たな産業基盤の構築と雇用の創出を図ります。	   
施策3	起業支援・新産業創出 起業支援により、社会の変化に合わせた産業構造への転換と、新規雇用の創出に取り組みます。会津大学等との連携によるベンチャーの育成により、新たなビジネスモデルの創出を図ります。	   

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	新規企業立地件数（累計）				件	実数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	22	23	24	25	目標を達成できている。実績について、令和6年度は56件中、ICT関連企業が53件。
	実績	56	56	56	-	
	達成率	255%	243%	233%	-	
2	会津大学発ベンチャー企業数（累計）				社	実数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	55	55	55	55	会津大学発ベンチャー企業の設立は目標に達していないものの、企業数は毎年着実に増加している。
	実績	45	47	-	-	
	達成率	81.8%	85.5%	-	-	

2 施策の評価

施策1	企業誘致の推進と企業間連携の強化
主な取組状況と成果	【1】工業用地の整備・供給 ・これまで企業誘致の受け皿としていた徳久工業団地が平成30年度に完売したことから、新たな工業団地の確保が求められており、令和元年度に策定した工業振興計画において、新たな工業団地の整備について位置づけた。 ・新たな工業団地の整備に係る各種業務を実施した。 【2】企業誘致の推進 ・平成27年度の河東工業団地全7区画の完売と新規5社の立地に続き、平成28年度から分譲を開始した徳久工業団地では平成30年度に全5区画が完売し、新たに4社が立地したところであり、操業開始後も誘致企業の安定操業に向けた支援を行うなど、雇用拡大に向けた取組を行ってきた。また、国・県の企業立地に係る優遇制度を積極的に活用し、新規立地とともに既存企業の設備投資を支援した。 【3】企業間連携の強化 ・平成20年度に会津地域内のものづくり企業が主体となって組織された会津産業ネットワークフォーラム（ANF）を中心とした会津地域のものづくり企業間の連携強化、産業人材の育成、展示会への共同出展などを通して、企業の経営基盤の強化に努めた。 ・ANFとスマートシティAiCT入居企業が連携し、中小ものづくり企業の生産性向上に向けた取組を進めた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】工業用地の整備・供給 ・新規企業立地に即応できるよう、工業団地の整備を進める。 ・各工業団地内の施設の保守・修繕を適切に実施するとともに、市有地の除草等をはじめとした環境整備を適正に行う。 【2】企業誘致の推進 ・新たな工業団地の整備を見据え、企業訪問など積極的な誘致活動を推進する。 ・これまで誘致した企業や既存企業の安定操業と事業拡大に向けた支援に努める。 【3】企業間連携の強化 ・地域内ものづくり企業間のネットワークと企業の経営基盤の強化により、地域内企業の持続的な成長と発展を図る必要があり、ANFの取組を関係市町村と連携しながら、継続して支援していく。 ・中小企業におけるDX推進に向け、ICTを活用した経営の効率化が求められていることから、引き続きスマートシティAiCT入居企業と連携し、生産性向上に係る取組を進めることにより、既存企業の経営基盤強化を支援し、地域の産業振興に努める。

施策2	成長産業の集積
主な取組状況と成果	【1】ICT関連産業の集積 ・ICT関連産業の集積に向け、平成26年度の「地域再生計画」の認定に基づき、国の地方創生関連交付金を活用したICTオフィス環境整備事業に取り組んできた。平成31年度に開所したスマートシティAiCTは、誘致活動により令和7年10月現在で35社が入居しており、首都圏の大手企業やベンチャー企業、地元企業などICT関連企業の集積が進んでいる。 ・本市への機能移転を検討する企業に対し、本市での事業を体験できる環境を提供する施設として、サテライトオフィスを設置している。 【2】次世代産業分野の支援 ・平成22年度から医工連携推進事業に取り組み、医療福祉関連分野の新規立地や事業拡張が進んだことから、本市産業の一層の活性化に向け、令和6年度より次世代産業支援事業に改編した。支援対象を医療福祉、高度部材、デジタル、エネルギー・環境、ロボティクス、航空宇宙の次世代産業6分野に拡充し、企業の新規参入と事業拡張に向けた支援を開始した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】ICT関連産業の集積 ・会津大学の立地という地域特性を最大限に活かしながら、スマートシティAiCTを核として、ICT関連企業の更なる集積を図る。 ・スマートシティAiCT誘致企業と地元企業の連携による、様々な地域課題解決に向けた技術革新の拠点化への取組を支援していく。 ・スマートシティAiCTやサテライトオフィスへの入居が進んでいる状況を踏まえ、市内の民間オフィスも活用しながら、引き続きICT関連企業の誘致を推進する。 ・行仁町第1サテライトオフィスは、老朽化が進んでいることから、今後の在り方について検討していく。 【2】次世代産業分野の支援 ・デジタル化やカーボンニュートラル等の社会変革の対応に資する次世代産業は、今後更なる成長が見込まれることから、県や関係機関の次世代産業振興の取組と連携を図りながら、既存企業の新規参入と事業拡張支援に取り組んでいく。

施策3	起業支援・新産業創出
主な取組状況と成果	・これまで、IT技術の認定表彰制度や展示会への出店支援制度を設け、地元ベンチャーの認知度向上及び販路拡大を支援してきたが、IT技術の浸透による利用申請の減少や利用事業者の偏り、また社会情勢の変化に対応するため、ITに特化した支援制度は終了している。 ・県制度を活用し融資を受けた場合の信用保証料の補助や、支援機関と連携しながら、「市創業支援等事業計画」に基づく相談窓口やセミナー、個別相談会を開催し、実効性と継続性のある創業支援を行うことで、安定したしごとの創出につなげた。 ・平成31年4月、中小企業振興条例を全部改正し、中小企業及び小規模企業振興条例を施行し、チャレンジ企業応援補助金を新設。その後、令和5年5月に施行規則を一部改正しチャレンジ企業応援補助金に創業枠を新設し、中小・小規模企業者が実施する事業への支援を行うことにより、事業活動や組織の活性化に一定の成果を上げている（再掲 政策分野16中心市街地・商業地域、施策1 商店街機能の維持・強化、中小企業及び小規模企業振興補助金）。
課題認識と今後の方針・改善点	・昨今の社会・経済情勢の急激な変化に対応するなど、中小・小規模企業者の自主的な努力を後押しするためには、ITに限らず幅広い業種に対し、支援制度の周知を徹底するとともに、適切な運用を図っていく必要がある。 ・引き続き、情報発信に努めながら、各種取組への支援を継続するとともに、ニーズに対応した効果的な支援について研究していく（再掲 政策分野16中心市街地・商業地域、施策1 商店街機能の維持・強化、中小企業及び小規模企業振興補助金）。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
16	中小企業及び小規模企業振興補助金	観光商工部・商工課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 企業誘致の推進と企業間連携の強化】

- ・令和4年度に基本構想を策定、令和5年度には（仮称）新工業団地基本計画を策定した。
- ・新たな工業団地の整備に係る各種業務を実施した。
- ・ANFによる企業間交流等の取組により、会員企業間取引の増加や販路拡大等が図られた。

【施策2 成長産業の集積】

- ・スマートシティAiCTには令和7年10月現在で35社が入居しており、首都圏の大手企業やベンチャー企業、地元企業などICT関連企業の集積が進んでいる。
- ・平成22年度から取り組む医工連携推進事業を、令和6年度より次世代産業支援事業に改編するとともに、次世代産業6分野に拡充し、企業の新規参入と事業拡張に向けた支援を開始した。

【施策3 起業支援・新産業創出】

- ・県制度を活用し融資を受けた場合の信用保証料の補助や、支援機関と連携しながら、「市創業支援等事業計画」に基づく相談窓口やセミナー、個別相談会を開催し、実効性と継続性のある創業支援を行うことで、安定したしごとの創出につなげた。
- ・平成31年4月、中小企業振興条例を全部改正し、中小企業及び小規模企業振興条例を施行し、チャレンジ企業応援補助金を新設。その後、令和5年5月に施行規則を一部改正しチャレンジ企業応援補助金に創業枠を新設し、中小・小規模企業者が実施する事業への支援を行うことにより、事業活動や組織の活性化に一定の成果を上げている（再掲 政策分野16中心市街地・商業地域、施策1商店街機能の維持・強化、中小企業及び小規模企業振興補助金）。

○課題

【施策1 企業誘致の推進と企業間連携の強化】

- ・現在工業団地が完売していることから、企業誘致の受け皿となる工業団地の整備が必要である。
- ・新たな工業団地の整備を見据え、企業訪問など積極的な誘致活動が必要である。
- ・AiCT入居企業をはじめとしたICT関連企業とのづくり企業の連携促進を図り、生産性向上及び経費削減等を図ることが必要である。

【施策2 成長産業の集積】

- ・市内の民間オフィスも活用しながら、引き続きICT関連企業の誘致を推進する。
- ・県や関係機関の次世代産業振興の取組と連携を図りながら、既存企業の新規参入と事業拡張支援に取り組んでいく。

【施策3 起業支援・新産業創出】

- ・昨今の社会・経済情勢の急激な変化に対応するなど、中小・小規模企業者の自主的な努力を後押しするためには、ITに限らず幅広い業種に対し、支援制度の周知を徹底するとともに、適切な運用を図っていく必要がある。
- ・引き続き、情報発信に努めながら、各種取組への支援を継続するとともに、ニーズに対応した効果的な支援について研究していく（再掲 政策分野16中心市街地・商業地域、施策1商店街機能の維持・強化、中小企業及び小規模企業振興補助金）。

5 最終評価

政策分野13「企業立地・産業創出」の推進にあたっては、新たな工業団地の事業区域における必要な調査等や農村産業法の計画変更に伴う県との協議を行い、工業団地の整備を進める。また、スマートシティAiCTを中心に、首都圏の大手企業やベンチャー企業などICT関連企業の集積が進んでおり、次世代産業振興については、引き続き、県や関係機関と連携を図りながら、既存企業の新規参入と事業拡張支援に取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 企業誘致の推進と企業間連携の強化							
1		◎	基本目標1	9.2	企業誘致促進事業	継続	観光商工部・企業立地課
2		◎	基本目標1	9.2	ものづくり企業連携促進事業（ANF）	継続	観光商工部・企業立地課
3			基本目標1	9.4	工業団地対策事業	継続	観光商工部・企業立地課
4		◎	基本目標1	9.2	（仮称）新工業団地整備事業	継続	観光商工部・企業立地課
施策2 成長産業の集積							
1			基本目標1	4.4	ICT産業集積促進事業	継続	観光商工部・企業立地課
2			基本目標1	9.2	次世代産業支援事業	継続	観光商工部・企業立地課
施策3 起業支援・新産業創出							
1				8.3	創業支援信用保証料補助金	継続	観光商工部・商工課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 企業誘致の推進と企業間連携の強化

1	事業名	企業誘致促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・企業立地課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：企業誘致の促進 内容：企業訪問活動等により情報収集に努め、新規企業の誘致、既存企業の設備投資等を支援し、雇用の創出、定住人口の増加及び市民所得の向上を促進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	43,052	47,538
			所要一般財源	41,106	45,592
			概算人件費	14,869	14,869
	取組状況と 成果	・新規企業の立地に向け、平成27年の河東工業団地の分譲完了に続き、平成28年から徳久工業団地を全5区画販売し、平成30年度中に全区画の分譲が完了した。 ・国、県の企業立地に係る優遇制度を活用し、新規立地とともに既存企業の設備投資を支援した結果、企業の安定操業が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・設備投資や雇用等が活発になってきているものの、リーマンショック以前の水準には戻っていない状況の中、雇用の創出と地域経済の維持発展に向け、企業間の連携支援や社会経済情勢の影響を受けにくい産業基盤の確立を図る必要がある。 ・企業訪問等を通して、誘致企業の操業支援と市内企業の安定操業を支援する。 ・新工業団地の整備を見据え、企業誘致活動を強化し、さらなる雇用の場の創出と地域経済の活性化に努める。			
	事業名	ものづくり企業連携促進事業（ANF）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・企業立地課		次年度方針	継続
2	概要 (目的・内容)	目的：ものづくり企業の連携促進 内容：会津地域の製造業を中心とする企業が、企業間連携や地域社会との連携・協力体制を確立し、企業自らの成長と地域の発展を目指して組織した「会津産業ネットワークフォーラム（ANF）」の取組を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,670	4,670
			所要一般財源	4,670	4,670
			概算人件費	3,708	3,708
	取組状況と 成果	・平成20年度に、会津地域内の企業が主体となってANFが組織され、企業間交流等の取組により、会員企業間取引の増加や販路拡大につながっている。 ・ANFとスマートシティAiCT入居企業が連携し、中小ものづくり企業の生産性向上を図るため、共通業務システムプラットフォーム（CMEs）を構築し、導入したANF会員企業2社では、生産性向上等の効果が上がっている。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域内ものづくり企業間のネットワークと組織力を強化し、地域内企業の持続的な成長と発展を図る必要がある。 ・ANFとスマートシティAiCT入居企業が連携し、ものづくり分野におけるデジタル化、データ連携など、ICTを活用した中小企業の経営の効率化が求められている。 ・引き続き、地域内ものづくり企業間の連携強化や産業人材の育成等により、企業の経営基盤強化を支援し、地域の産業振興に努めていく。				
3	事業名	工業団地対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・企業立地課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：工業団地の維持管理 内容：会津若松工業団地及び一ノ堰工業団地、高久工業団地、河東工業団地、徳久工業団地における公用施設や公用地の適正管理を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,107	11,586
			所要一般財源	8,307	3,986
			概算人件費	3,708	3,708
	取組状況と 成果	・会津若松工業団地の排水施設（ポンプ）について、昭和54年の設置から長期間が経過し、老朽化が著しいため、年次計画により改修して機能を維持している。 ・各工業団地における市有地や調整池の除草を定期的の実施しており、快適な環境整備が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会津若松工業団地及び徳久工業団地に立地している企業が安心して企業活動を行うためには、排水施設が安定的に稼働している必要がある。 ・排水施設の安定稼働のため、改修計画については年次点検の結果を基に、工業団地管理組合等と協議を行い、毎年度計画内容を見直していく。 ・各工業団地の環境整備のため、除草等により団地内の市有地を適正に管理する。			

4	事業名	(仮称) 新工業団地整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・企業立地課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：新工業団地の整備 内容：企業の新規立地に即応できる体制を整えるため、新たな工業団地の整備を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	45,224	563,200
			所要一般財源	6,824	2,000
			概算人件費	18,538	18,538
	取組状況と 成果	・これまで企業誘致の受け皿としていた徳久工業団地が平成30年度に完売したことから、新たな工業団地の確保が求められており、令和元年度に策定した工業振興計画において新たな工業団地の整備について位置付けた。 ・新たな工業団地の整備に係る各種業務を実施している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・国内への立地計画を持つ企業が増加傾向にある一方、全国的に分譲可能な工業用地が不足しており、企業の立地需要に応えられていない状況である。 ・本市においても、既存工業団地は全て完売していることから、企業の新規立地に即応できるよう、新工業団地の整備を進めていく。			

施策2 成長産業の集積

1	事業名	ICT産業集積促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・企業立地課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：ICT関連企業の集積 内容：今後とも成長が期待されるICT関連企業の集積により、新たな人の流れと雇用の場の創出、若年層の地元定着促進による地域活力の維持向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,034	1,034
			所要一般財源	1,034	1,034
			概算人件費	3,708	3,708
取組状況と 成果	・平成31年度に開所したスマートシティAiCTへの企業誘致により、令和7年10月現在の入居企業が35社となるなど、首都圏の大手企業やベンチャー企業、地元企業などICT関連企業の集積が進んでいる。 ・本市への機能移転を検討する企業に対し、本市での事業を体験できる環境を提供する施設として、サテライトオフィスを設置しており、ICT関連産業の更なる集積を図る体制が整備されている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ICT関連企業の集積が図られつつあることから、誘致企業の地元定着や新規雇用に係る支援のほか、誘致企業と地元企業の連携による様々な地域課題解決に向けた技術革新の拠点化への取組を支援していく必要がある。 ・スマートシティAiCTやサテライトオフィスを核としながら、県補助事業等を活用し、市内民間オフィスへの誘致に取り組むことで、ICT関連産業の更なる集積に努めている。				
2	事業名	次世代産業支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・企業立地課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：次世代産業の支援 内容：今後更なる成長が見込まれる次世代産業分野について、地元企業の新規参入及び事業拡張を支援し、本市産業の活性化と持続的発展を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,291	1,291
			所要一般財源	1,291	1,291
			概算人件費	3,708	3,708
取組状況と 成果	・平成22年度から取り組んできた医工連携推進事業により、医療福祉関連分野の新規立地や新規参入が進んだことから、本市産業の一層の活性化に向け、令和6年度より次世代産業支援事業に改編し、支援対象を医療福祉を含めた次世代産業6分野に拡充し、既存企業の新規参入や事業拡張支援を行っている。 ・医工連携セミナーの開催により医療福祉関連分野への参入促進を図るとともに、展示会への出展料補助により企業の事業拡大を支援した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・デジタル化やカーボンニュートラル等の社会変革の対応に資する次世代産業は、今後更なる成長が見込まれることから、本市産業の持続的な発展に向け、次世代産業関連分野への積極的な参入支援に努めていく。 ・事業効果を適宜検証するとともに、県や関係機関の次世代産業振興の取組と連携を図りながら支援に取り組んでいく。				

施策3 起業支援・新産業創出					
1	事業名	創業支援信用保証料補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「福島県起業家支援保証制度要綱」に基づき融資を受け、かつ、新規で事業を営む者（創業1年未満）が支払った信用保証料に対して補助（3/4）を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	872	872
			所要一般財源	872	872
			概算人件費	78	78
	取組状況と 成果	・ 創業者や支援機関からの意見を受け、創業1年未満の事業者の資金繰りを支援するため、信用保証料の補助を実施することで、事業者の創業時の負担を軽減し、事業の継続につながった。 ・ 交付件数 令和4年度：7件、令和5年度：8件、令和6年度：6件			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ 社会情勢に合わせた新産業の創出を図り、市内の事業者数を一定程度維持していくことが課題である。創業して1年未満の事業者については、既存の事業者よりも資金繰りが厳しく、その負担軽減と経営安定化が求められていることから、新たに事業を営む者への信用保証料の補助を継続し、現行の補助率を維持しながら、創業時の資金繰りを支援していく。			

政策目標2 強みを活かすしごとづくり/政策3 生活の基盤となる仕事の創出

政策分野14 雇用・労働環境

目指す姿

働きやすく、働き続けることができるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	雇用環境の充実 就職面接会の開催や個別相談等を通じて、求職・求人のマッチングと多様な求職者への能力開発を支援します。また、就業意識の高揚を図り、労働者がやりがいや豊かさを実感できる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。	    
施策2	勤労福祉の充実 安定的な労働環境を維持するため、一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター「あしすと」と連携して、中小企業勤労者への福利厚生施策を充実します。また、勤労青少年ホームをとして、勤労者の交流や福祉の向上を図ります。	    

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	合同就職面接会による就職者数				人	1 開催あたり人数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	48	48	48	48	有効求人倍率が1 倍を超える状況が続いており、当該就職面接会による就職者数はやや増加している。
	実績	28	36	-	-	
	達成率	58.3%	75%	-	-	
2	(一財)市勤労者福祉サービスセンター会員				人	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	2,660	2,700	2,750	2,800	平成30年度以降、退会者が入会者を上回り、会員数の減少が続いている。 令和6 年度入会者：172人、退会者：227人
	実績	2,302	2,247	-	-	
	達成率	86.5%	83.2%	-	-	

2 施策の評価

施策1	雇用環境の充実
主な取組状況と成果	【1】雇用環境の改善・求職と求人のマッチング支援 ・就職フェアの開催により、求職者及び求人企業のマッチングを支援し、市内企業の雇用を促進している。 ・福島労働局との協定に基づき、高校生を対象とした合同企業説明会の開催や雇用要請活動等を実施し、市内企業における若者や障がい者等の地元での雇用促進と、労働環境の向上を図った。 ・若者の各ライフステージに応じた雇用支援を強化し、若者の地域外流出の抑制や本市へのUターン等の推進につなげた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】雇用環境の改善・求職と求人のマッチング支援 ・人口減少・高齢化により、求人と求職側のミスマッチや慢性的な人手不足が課題であるため、就職フェアや合同企業説明会等の開催により、雇用を促進するとともに、各種セミナーの開催や雇用要請活動を通して、誰もが働きやすい職場環境の充実を図る。 ・特に、若者の市外流出への対策が課題であることから、高校生、大学生、新入社員を対象に市内企業の認知度向上及び若者の交流の機会を創出し、若年層に対する市内企業への雇用促進と定着を図る。
施策2	勤労福祉の充実
主な取組状況と成果	【1】勤労青少年ホーム管理運営 ・指定管理者による施設管理・事業実施により、効率的な施設運営とサービスの向上を図った。 【利用状況（令和6年度実績）】 令和6年度利用登録者数180人 ・延べ利用者数2,559人 【2】市勤労者福祉サービスセンターへの支援 ・市から補助金を交付し、経営基盤の安定化を支援し、中小企業従業員の福利厚生に係るサービスの充実を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】勤労青少年ホーム管理運営 ・生活スタイルの多様化により、利用登録者が減少していることや、事業内容と若者のニーズが合っていないものもあることから、効果的な事業内容や勤労青少年ホームの在り方も含め検討していく。 ・施設の老朽化により施設の維持に、大規模改修が必要となる可能性があるため、事業内容と併せて当該施設の必要性について検討していく。 【2】市勤労者福祉サービスセンターへの支援 ・平成30年度以降、会員数が減少傾向にあり、自立した事業継続に向けて新たな登録事業所の掘り起こしや経費節減、財源確保などが必要であることから、経営基盤の維持を支援していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 雇用環境の充実】

・近年では有効求人倍率が1倍を超える状況が続いており、就職フェアにおいては参加求職者の20%程度の市内企業の雇用につなげた。
・福島労働局との協定に基づき、高校生を対象とした合同企業説明会の開催や雇用要請活動を実施し、市内企業における若者や障がい者等の地元での雇用促進と、労働環境の向上を図った。

【施策2 勤労福祉の充実】

・勤労青少年ホーム管理運営においては、指定管理者による施設管理・事業実施により、効率的な施設運営とサービスの向上を図った。また、市勤労者福祉サービスセンターへの支援については、市から補助金を交付し、経営基盤の安定化を支援し、中小企業従業員の福利厚生に係るサービスの充実を図った。

○課題

【施策1 雇用環境の充実】

・人口減少や高齢化により、求人と求職側のミスマッチや慢性的な人手不足が問題である。特に、若者の市外流出への対策については、高校生、大学生、新入社員を対象とした市内企業の認知度向上及び若者の交流の機会を創出し、若者に対する市内企業への雇用促進及び定着を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境の充実を図る必要がある。

【施策2 勤労福祉の充実】

・勤労青少年ホーム管理運営については、生活スタイルの多様化により、利用登録者が減少していることや事業内容と若者のニーズが合っていないものもあることから、効果的な事業内容や勤労青少年ホームの在り方も含め検討する必要がある。また、市勤労者福祉サービスセンターについては、平成30年度以降、会員数が減少傾向にあり、事業継続に向けて新たな登録事業所の掘り起こしや経費節減、財源確保が課題であることから、経営基盤の維持を支援していく必要がある。

5 最終評価

政策分野14「雇用・労働環境」の推進にあたっては、就職フェアや合同企業説明会等の開催により、雇用を促進するとともに、各種セミナーの開催や雇用要請活動を通して、誰もが働きやすい職場環境の充実を図っていく。また、高校生、大学生、新入社員を対象に、市内企業の認知度向上及び若者の交流の機会を創出し、若年層に対する市内企業への雇用促進と定着を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 雇用環境の充実							
1		◎	基本目標1	8.5	雇用対策支援事業	継続	観光商工部・商工課
2					労政事業	継続	観光商工部・商工課
施策2 勤労福祉の充実							
1					勤労青少年ホーム管理事業	見直し	観光商工部・商工課
2					一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター補助金	継続	観光商工部・商工課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 雇用環境の充実					
1	事業名	雇用対策支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地域の市町村や経済団体、福島労働局、障害者雇用連絡協議会等と連携し、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組み、若者の市外への流出防止・定着促進、人材不足企業の雇用支援、魅力ある職場づくりの推進等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,072	11,264
			所要一般財源	11,072	11,264
			概算人件費	4,405	4,405
取組状況と 成果	・就職フェアの開催により、求人企業と求職者のマッチングが図られ、参加求職者の20%程度の就職につながっている。 ・平成30年に福島労働局と雇用対策協定を締結し、市、労働局、会津若松公共職業安定所による運営協議会を設置し、働き方改革に関するセミナーや高校生向け合同企業説明会の開催、雇用要請活動により、労働環境の向上と若者や障がい者等の地元での雇用を促進した。 ・若者の各ライフステージに応じた雇用支援を強化し、若者の地域外流出の抑制や本市へのUターン等を推進している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・人口減少・高齢化により、求人と求職側のミスマッチや慢性的な人手不足、若者の市外流出の対策が課題であるため、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、特に若者に対する市内企業への雇用・定着を促進していく。 ・目的や対象が共通する、就職フェアinあいづ実行委員会負担金、市雇用対策協定運営協議会、障がい者雇用支援について、雇用対策支援事業とし、総合的に進行管理を行っていく。				
2	事業名	労政事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内で事業に従事する卓越した技能者の表彰及び会津職業訓練協会に対し補助金を交付することで、技能者の地位及び技能水準の向上を図り、産業全体の人材育成を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,454	1,454
			所要一般財源	1,454	1,454
			概算人件費	1,430	1,430
取組状況と 成果	・市技能功労者表彰を実施し、技能者の地位及び技能水準の向上を図った。 受賞者数 令和4年度：6人、令和5年度：5人、令和6年度：4人 ・会津共同高等職業訓練校(昭和39年4月設立)の訓練運営を補助金交付により支援し、技能向上と訓練の充実を図った。 入校生 令和4年度：2人、令和5年度：2人、令和6年度：4人				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市技能功労者表彰については、高齢化等に伴い推薦者数が減少傾向にあり、各組合より推薦要件の年齢加減と実務経験年数の引き下げを求められている。県に同様の表彰制度があることから、目的に沿った効果的な制度の在り方を検討していく。 ・会津職業訓練協会は、人手や後継者不足により、生徒数が減少傾向にあり、建築業界の人材育成が課題である。引き続き、補助金の交付により継続的に支援していく。 ・目的が共通する技能功労者表彰制度及び会津職業訓練協会補助金について、労政事業とし、総合的に進行管理を行っていく。				

施策2 勤労福祉の充実					
1	事業名	勤労青少年ホーム管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	勤労青少年の健全な育成を図るため、一般教養・実務教育に関する講座を開設するほか、生活や職業に対する各種相談・アドバイスを行う。また、勤労青少年の交流と福祉の増進を図るため、施設及び付属設備を提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	28,540	32,692
			所要一般財源	28,540	32,692
			概算人件費	464	464
取組状況と 成果	平成18年度から指定管理者制度による施設管理・事業実施により、効率的な施設運営とサービス向上を図ってきた。 【利用状況（令和6年度実績）】 利用登録者数：180人				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・生活スタイルの多様化により、利用登録者が減少していることや、事業内容と若者のニーズが合っていないものもあることから、効果的な事業内容を検討する必要がある。 ・施設の老朽化により施設の維持には、大規模改修が必要となる可能性があるため、事業内容と併せて当該施設の必要性についても検討していく。				
2	事業名	一般社団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中小企業従業員の福利厚生に係るサービスの充実を図るため、「勤労者福祉サービスセンター（あしすと）」が実施する事業に対して補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	15,750	15,750
			所要一般財源	15,750	15,750
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	・勤労者福祉サービスセンターに補助金を交付することで、企業単独では提供が難しい福利厚生を平均的に提供でき、中小企業従業員等の福祉向上に寄与してきた。 会員数 令和4年度：2,323人、令和5年度：2,302人、令和6年度：2,247人				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・平成30年度以降、会員数が減少傾向にあり、自立した事業継続に向けて新たな登録事業所の掘り起こしや経費節減、財源確保などが必要であることから、経営基盤の維持を支援していく。				

政策目標2 強みを活かすしごとづくり/政策4 地域の個性を活かした賑わいと魅力の創出

政策分野15 観光

目指す姿

歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながら、おもてなしの心で来訪者を迎えるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール	
施策1	地域資源を活用した観光振興		
	鶴ヶ城、飯盛山をはじめとした歴史的・文化的資源や猪苗代湖に代表される自然資源、さらには、温泉地やまちなか観光などの様々な地域資源を活用しながら、「会津まつり」に代表されるまつりやイベントなど、あらゆる機会を捉えて観光を振興し、地域の活性化に結び付けていきます。		
施策2	誘客宣伝の推進と受入体制の整備		
	テレビやラジオ、ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した観光情報の発信を行うとともにキャラバンや物産展など関係機関等と連携した効果的なプロモーションの実施、フィルムコミッションの推進による本市知名度の向上、さらには、教育旅行やコンベンション誘致などの各種施策の展開により、誘客宣伝を推進します。また、観光案内機能等の充実を図りながら、地域全体でおもてなしの向上を図るために市民参加、市民意識の高揚に努め、その推進を担う組織の強化に取り組めます。		
施策3	広域観光・インバウンドの推進		
	会津17市町村が一体となって「仏都会津」を主要テーマとした広域観光を推進し、周遊型の観光誘客を図ります。また、外国人の誘客を推進するため、海外向け観光プロモーションの展開や、ICTを活用した情報発信、多言語表記等により外国人受入体制の充実を図ります。特に、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、これらの取組を推進します。		

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	観光客入込数（年間）				千人	入込数（1～12月）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	3,931	3,954	3,977	4,000	目標に対しては66.4%であったが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を経て回復基調にあり、対前年比では114%となった。
	実績	2,313	2,626	-	-	
	達成率	58.8%	66.4%	-%	-	
2	市内宿泊施設の外国人宿泊者数（年間）				人	外国人宿泊者数（1～12月）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	30,700	32,700	44,000	50,000	目標に対して103%となり、目標を達成した。特に、コロナ前の令和元年と比較して、東山・芦ノ牧温泉宿泊者数は約2.5倍、ターゲットである台湾の宿泊者数は約3.7倍と大きく増加した。
	実績	18,301	33,838	-	-	
	達成率	60%	103%	-%	-	
3	教育旅行県外来訪校数（年間）				校	県外来訪校数（4～3月）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	798	808	815	820	目標に対しては85.4%であったが、積極的な誘致活動により新規校として51校が来訪するなど、教育旅行適地としての認知が高まったことで県外来訪校数は、感染症拡大前の令和元年度を上回った。
	実績	753	690	-	-	
	達成率	94.4%	85.4%	-%	-	

2 施策の評価

施策1	地域資源を活用した観光振興
主な取組状況と成果	【1】歴史的・文化的な資源・資産の活用 ・史跡若松城跡総合整備計画等に沿った整備・改修や、天守閣内の展示リニューアル等を推進するなど、鶴ヶ城の魅力や価値の向上を図るとともに、歴史的・文化的資源を観光資源として活用し、鶴ヶ城を基点とした市内の周遊や、滞在型観光推進に寄与してきた。 ・令和5年度には、天守閣内の展示リニューアルを実施。 ・令和6年度は、鶴ヶ城アドベンチャーツアーや和船体験事業など、さらなる魅力付けによる新たな観光コンテンツを開発したことにより、天守閣入場者数は583千人となり、令和5年の506千人から大きく増加するなど、本市観光入込の回復に寄与した。 ・また、令和7年度は、前年度に実施した鶴ヶ城アドベンチャーツアーの継続や和船体験事業の拡充、鶴ヶ城再建60周年記念事業の実施により鶴ヶ城の魅力発信を行った。 ・さらに、史跡若松城跡の長寿命化や魅力づくり、史跡内の資源の活用による誘客を促進する必要があることから、入場料の値上げによる財源の確保に向け研究を進めた。 【2】自然資源等の活用 ・崎川浜を遊泳場として開設するとともに、来訪者の利便性の向上を図るため湊四浜に便益施設を整備するなど、安全性の確保や環境美化、適切な維持管理に努め、本市を代表する自然資源を観光資源として活用し、観光誘客を図ってきた。 ・観光動態の変化に対応しながら、これまでの環境整備や、安全性・湖水浴の魅力などの情報発信に努めたところ、令和6年度の湊四浜への入込数が、令和5年度の約24,000人から増加し、約25,400人となるなど、特に県外からの来訪者の増加に寄与してきた。 ・令和7年度は、サステナブルツーリズム補助金を活用し、湊地域との連携のもと、地域文化を活かした「湊町たたら文化（玉鋼（たまはがね）づくり）体験」を実施し、持続可能な観光地づくりと新たな層の獲得を目指した。 【3】温泉地域の活性化 ・温泉街の魅力向上や観光誘客、震災やコロナ禍からの回復に向けた取組について、これまで温泉地域活性化推進事業補助金等により支援するなど、滞在型観光推進の中心となる温泉地域の活性化を図ってきた。 ・加えて、令和3年度に市が中心となり温泉関係者とともに「温泉地域活性化検討会」を設置し、温泉街の目指すべき方向性や姿などをまとめた「温泉地域景観創造ビジョン」を策定。令和4年度には同ビジョンのアクションプランを策定したことで、温泉関係者の機運も高まり、令和5年度からは同アクションプランに基づき、官民連携のもと温泉地域内の景観支障木の伐採や観光案内所の改装、ファサードの設置、三十三観音や湯泉神社の整美といった温泉街の修景対策等による魅力向上に取り組んだところであり、令和6年の温泉地域入込数は718千人となるなど、令和5年の654千人からの回復につながった。 ・庁内関係部署との連携により確保した財源により、令和7年度は、同アクションプランに位置付けた「湯泉神社」の整美を支援し、景観形成を図った。 【4】賑わいの創出 ・会津まつり協会への支援を通して、会津まつりをはじめとするまつりやイベント等によるまちの賑わいの創出に努めてきた。 ・令和6年度の会津まつりは、会津藩公行列の一般参加枠拡大を継続するとともに子ども会未加入者であっても提灯行列へ参加できるようにするなど、より参加しやすい環境づくりに取り組んだ。さらに、ステージイベントでは、これまでの彼岸獅子や民謡の披露に加え若手シンガーを出演させるなど、幅広い層の誘客に取り組んだところ、悪天候により、一部の行事が中止となったが、3日間の開催で20万人を超える来場者があり、観光入込に貢献した。 ・令和7年度は、さらなる誘客を図るため、会津藩公行列の一般参加枠拡大を継続し、その一部を民間事業者の旅行商品枠として提供した。 ・また、海外に向けては、ドローンや高性能カメラなどを活用し、迫力と臨場感のある会津まつりのPR動画を制作し、ウェブサイトをはじめ、海外で多く視聴される旅行動画サイトやSNSなどに掲載することに加え、国内外の商談会等においても積極的に活用していく。 ・さらに、お日市など地域のまつりについては、令和7年度、新たに補助制度を設け、開催や継承を支援しており、出店等を実施するお日市が昨年度から3カ所増え、22カ所となった。 ・「ホテル祭り」については、会津若松の知名度を活用し、北会津地域の独自性「ホテルの里北会津」をPRした。 ・住民協賛金、企業協賛金等のしくみを立ち上げ、また、ホテル市の出店料の見直しなど、自主財源の確保に努めた。 ・住民参加を通して地域の活性化を図りながら、実行委員会が地域に根ざした組織となるよう区長会やJA地域団体の加入を図った。 ・住民参加を通して地域の活性化を図りながら、実行委員会が地域に根ざした組織となるよう区長会やJA等地域団体の加入を図った。 ・地元中学生による祭り会場の清掃に加えて、令和7年度は、新たに高校生や地元企業による運営協力のボランティアを受けるなど、住民協働の取組を進めた。

- 【1】歴史的・文化的な資源・資産の活用
- ・鶴ヶ城をはじめとした歴史的・文化的資源の保全・保存と磨き上げに取り組み、これらの観光資源としての有効活用と情報発信に努め、観光誘客を図っていく。
 - ・史跡若松城跡内施設の長寿命化が課題であることから、長寿命化計画に基づき優先順位を付けながら、改修及び管理に係る経費試算を踏まえ対応していく。併せて、史跡若松城跡のさらなる魅力づくりのために必要な財源の確保に向け入場料の見直しを図る。
 - ・インバウンドの急増は本市の観光にとって追い風であるが、一方で外国人観光客の訪問地点が鶴ヶ城に限定的であることから、彼らの探求心に対応し、より深く本市の各観光資源を理解してもらえよう外国人ガイドの常設や看板等の英文表示などの整備を進め、本市全体の観光消費額の向上に寄与していく。
- 【2】自然資源等の活用
- ・観光動態の変化により、屋外でのアクティビティニーズや、インバウンドを中心としたサステナブルツーリズムへの需要増が見込まれるが、本市には対応するスポットが少ないことが課題であることから、湊四浜について今後も地元住民の協力を得て連携を密にしながら、便益施設や浜の清掃などに取り組む。特に崎川浜については、環境省が行う磐梯朝日国立公園計画区域の見直しにより、野営区域の認定を受け、公にテント設置が可能となったことから、引き続き防風林内の枝打ちや伐採等による環境整備を行いながら観光資源として有効活用していく。
 - ・本市を代表する自然資源である湊四浜を魅力ある観光拠点として、本市への旅の目的となるよう整備し、若年層やインバウンドを中心に新たな客層の獲得を図っていく。
 - ・推進にあたっては、民間事業者による営業手法を用いて持続・発展させていくことが効果的であることから、民間活力を活用しながら新たな観光拠点として整備していくため、補助金による支援を継続していく。
- 【3】温泉地域の活性化
- ・温泉地域の活性化に向け、魅力向上を図っていく必要があることから、今後も温泉街が全体で取り組むイベント等の開催や環境整備などについて支援していく。
 - ・観光動態の変化への対応や、慢性的な人手不足の解消により観光産業の生産性を向上させる取組が必要であることから、温泉地域による平日や閑散期における誘客対策等による観光需要の平準化に向けた取組を支援していく。
 - ・温泉街の魅力阻害要因である空き旅館等への対応を進めていくうえで、これに係る権利関係の整理や新たな投資を呼び込むことが喫緊の課題であることから、令和6年7月に立ち上げた会津若松市温泉地域景観修景協議会を活用しながら、両温泉地域の事業に関心のある事業者等をつなぐことにより課題解決に取り組み、温泉地域景観創造ビジョンの早期実現を図っていく。
- 【4】賑わいの創出
- ・会津まつり協会や会津若松観光ビューロー等の関係団体と連携協力しながら、「会津まつり」や「会津絵ろうそくまつり」などの各種イベント内容の充実による魅力向上を図る。
 - ・特に、会津まつりは、先人への鎮魂と感謝が理念であり、市民の連帯意識を醸成する大切な場であるとともに観光客にとっては、会津の歴史や文化、魅力に触れる貴重な機会であるが、近年の社会情勢や環境の変化等により、ボランティアスタッフの確保や熱中症対策など運営に課題が生じていることから、「会津まつり協会に関する検討委員会」の一員として、引き続き、開催内容や運営体制の見直し等について協議していく。
 - ・「お日市」など地域のまつりは、本市の歴史・文化そのものを形どっており、それ自体が本市の魅力であるが、高齢化や担い手不足が進み、次世代への継承が課題となっていることから、実態調査を進め、その結果に基づきながら、市内で約50もの「まつり」が開催されていた本来の姿を再構築できるよう、さななる支援に取り組む。
 - ・会津まつり協会は、自主事業に加え、様々な団体等の取組も支援しているが、こうした地域のまつりを存続していくための事業を継続するには、推進体制が十分ではないことから、市は、引き続き、「会津まつり協会に関する検討委員会」に参画し、その組織強化についても関係団体と協議していく。
 - ・北会津地区、河東地区においては、地域の活性化を図るため、住民協働と事業内容見直しを更に進めながら、事業内容の更なる充実に向けて取り組んでいく必要がある。
 - ・地域の自然資源であるホテルをPRすることで、水環境の美化・保全に対する意識高揚を図る。
 - ・イベント等に、地場産品を景品として提供するなど、「ホテルの里北会津」の魅力を発信、住民との協働の取組を更に進める。
 - ・今後も円滑な事業継続のため、協賛金等、さらなる自主財源の確保を検討する。
 - ・「かわひがし皆鶴まつり」については河東地域の「皆鶴姫」伝説にちなむ、町のシンボルイベントとして、多くの市民が参加し賑わいづくりやふるさとの良さを再認識できる事業として地域に定着している。あいづ商工会を事務局とする実行委員会において適宜内容の見直しを行っている。
 - ・「広田駅前ライトアップ・イルミネーション」は地域の賑わいを創出する冬の恒例イベントとして、また、期間中に併せて開催している「かわひがし八日市」は正月の縁起物を地元で手軽に購入できる「市」として、それぞれ地元に着していることから、地域活性化のため今後も継続して支援をしていく。

施策2	誘客宣伝の推進と受入体制の整備
主な取組状況と成果	【1】観光情報発信と誘客活動の推進 ・本市の魅力あるコンテンツを、さらに多くの人にPRするために、登録DMOである会津若松観光ビューローと連携し、本市観光基幹ウェブサイトの閲覧解析等から、各種情報を発信するタイミングや回数などを工夫したところ、令和6年度のポータルサイト閲覧数が、前年度から約50万件増加し、本市観光入込の回復に貢献した。 ・令和7年度は、さらなる誘客に寄与するため、観光客が旅行先の情報を入手する割合が高いとされる動画多く活用するなど、国内外向けの本市観光基幹ウェブサイトの改修を進めている。 ・また、四季折々の景観や地元の食を楽しみたいといった旅行者ニーズを捉え、会津若松観光ビューローが行う着地型旅行商品の造成を支援することにより滞在型観光を推進し、令和6年の観光消費額単価について、全国平均とほぼ同額となったことに貢献した。 ・さらに、閑散期である冬季の誘客強化として、官民一体となって組織している会津磐梯スキーリゾート形成計画推進協議会に参画し、ウェブサイトや2次交通の整備を実施するとともに、会津若松観光ビューローと連携し、鶴ヶ城に約3か月間マーケット（市）を開催したことにより、令和6年度の冬季間（12月～3月）におけるインバウンドの東山・芦ノ牧両温泉の宿泊者数は、令和6年の年間実績に迫る約25,000人となり、観光需要の平準化に大きく貢献した。 ・フィルムコミッション事業においては、積極的な誘致活動や受入体制の整備を行うことにより、令和6年度、海外作品を含む45件の撮影実績があった。 ・また、令和6年度から7年度にかけて、本市が舞台の大型作品が放映されていることから、その撮影地となった施設での衣装展示やパネル及び説明看板の設置など、映像作品を活用した観光誘客をさらに強化している。
	【2】教育旅行誘致の推進 ・教育旅行の誘致は、観光需要の平準化とリピーターの創出につながることから、ターゲットとする各都道府県エリアの学校長や教育委員会などに対し、本市が優位性を持つデジタル技術を活用した新たな体験型コンテンツや、来訪校からの聞き取りにおいて、望む声が多かった探求的学習の場として、本市に多様なモノづくり体験の場があることや周遊バスが短い間隔で運行し、班別行動が実施しやすいことなどを積極的にPRしたところ、震災後100校まで減少した県外来訪校数が、令和6年度には、近年、来訪が無かった沖縄県、広島県、徳島県といった遠方からの来訪が復活し、690校まで回復した。また、実際に学校等を訪問し、誘致活動を行った千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県内の小中学校を中心に51校の新規来訪校を獲得した。 ・これまで普及促進を図ってきたデジタル技術を活用した体験型コンテンツについては、令和7年度から一部を実用化し、探求的学習の場として提供しており、すでに複数校が本コンテンツを採用している。
	【3】コンベンションの誘致 ・会津若松観光ビューローへの支援を通して各種会議などの誘致に取り組んだ。 ・ワーケーションについては、令和4年度に地域の関係者とともに「市ワーケーション推進協議会」を設立し、これまで本市独自の地域資源を素材とする研修プログラムを6本造成し、また、ワーケーション利用企業とこれらのプログラムとのマッチング・調整を行うコーディネーターを4社育成するなど、計画的に推進してきた結果、AiCT入居企業など協議会設立以降令和6年度までにのべ8社・約110名の誘致に至った。 ・また、さらなるワーケーションプログラムの造成に取り組むとともに、ホームページの開設やパンフレットの作成によるプロモーションの強化を図っており、一部企業では定着化が図られ、令和7年度は、すでに3社、約50名の誘致につながっている。

主な取組状況と成果

- 【4】観光案内機能と便益施設の充実
- ・会津若松観光ビューローへの支援を通し、観光案内所において、人流データに基づいた人気スポットの紹介や多言語対応機器を導入することにより、令和6年の平均訪問地点数が、前年の3.47カ所から3.51カ所に増加し、滞在型観光に寄与した。
 - ・外国人観光客については、来訪者数は増加しているものの、ニーズを捉えたコンテンツの提案や観光スポットの魅力を十分に伝えられていないため、訪問地点や観光消費が限定的であることから、本市が優位性を持つデジタル技術を活用し、「アバター」による観光案内ポイントを市内の主要観光スポット7カ所に設置し、ニーズに沿ったきめの細かい案内による訪問地点の増加に取り組んだ。
 - ・令和7年度は、観光案内ポイントを増やすとともにAIを導入し、利用促進に取り組んでいる。
 - ・便益施設等については、来訪者の多い観光地周辺に駐車場やトイレなどを整備し、維持管理することで、引き続き、観光客の利便性と満足度を高めている。また、さらなる観光客の満足度を高めるため近年の健康への関心の高まりから分煙に対する取組についても関係団体等と検討を始めた。
- 【5】観光客受入に関わる人材の育成と市民意識の高揚
- ・市民一人ひとりが的確な観光案内のできる環境づくりと、観光客を温かく迎え入れるおもてなし意識の醸成を図るため、全市民を対象とした観光ガイド講座を開催し、市民意識の高揚を図っており、近年では、新たに設定した小学生を対象としたコースを含め全3コースの観光ガイド講座の開催や、フィールドワーク等を内容とする体験型講座の開催を通し、若年層の参加を呼び込んでいる。
 - ・令和7年度は、本市独自のおもてなしを形とした「6つのどうぞ」などについての取組を、近年の観光動態や社会情勢の変化等に沿った事業となるよう一部見直しを図っている。
 - ・また、市民意識の向上を図るため、これまで講習会等を実施してきたが、さらに市の観光誘客の取組内容や観光情報等を伝える機会を増やすため広報誌を作成するなど、観光のまちづくりへの参画意識の向上を図っている。
- 【6】観光推進組織との連携
- ・登録DMOである会津若松観光ビューローと連携し、市観光振興計画に基づき、関係事業者等と合意形成を図りながら観光プロモーションや観光案内所の運営など観光振興の基盤となる事業や、インバウンド誘客、着地型旅行商品の造成販売など地域への波及効果の高い事業を実施し、令和6年の本市の観光消費額単価が、全国平均とほぼ同額となったことに貢献した。
 - ・令和7年度においても、引き続き、会津若松観光ビューローをはじめ関係事業者等と連携し、観光需要の平準化と観光消費額の向上に取り組む。

【1】観光情報発信と誘客活動の推進

・旅の形態が、団体型から個人型へシフトするとともに旅の目的も多様化するなど観光動態が大きく変化し、観光情報についても、その魅力を動画などを用いてより具体的にPRすることや四季を通してリアルタイムの情報発信が求められているが、本市観光基幹ウェブサイトにおいては、まだ写真やテキストのページが多く訴求力が十分ではないことから、登録DMOである会津若松観光ビューローと連携し、同ウェブサイトの内容や発信方法の大幅な見直しを進めていく。

・一方、観光客を受け入れる側においても人手不足が深刻化しており、現在の体制の中で生産性を高めるためには、観光入込の平準化が必要であることから、令和8年4月から6月に実施されるJR6社とタイアップしたデスティネーションキャンペーンを絶好の機会と捉え、春のみならず夏、秋、冬の観光情報を発信し、年間を通じた誘客を強化する。特に冬季の誘客については、ウィンタースポーツでの来訪が増加しているオーストラリアをターゲットとし、会津磐梯スノーリゾート形成計画を推進する関係自治体や民間事業者等と連携し、プロモーション強化に取り組む。

【2】教育旅行誘致の推進

・これまでの誘致活動や本市を訪問した学校への聞き取りから、教育旅行に探究的学習や学びの体験を求める声が多く、さらなる新規校の獲得や既存来訪校の定着化を図るためには、こうした要望に応えていく必要があるため、引き続き、事業者等と連携し、デジタル技術を活用した体験型の学習コンテンツを含めた学びの場の充実に取り組んでいく。

・また、バスの確保が難しいことや物価高により行程の見直しを余儀なくされているという声が多いことから、定時制を確保できる新幹線等列車を利用した来訪を提案するとともに、列車利用校への支援制度について検討していく。

・一方、受入側においても、2次交通の充実や鶴ヶ城周辺の大規模な駐車スペース確保などが課題となっていることから、地域事業者等とさらに情報共有を図り、地域が一丸となって必要な対策を講じていく。

・さらに、観光需要の平準化はもとより観光消費のさらなる向上を図るため、滞在期間の長い中学校や高校、大学、さらには台湾からの誘致も強化する必要があることから、これらの学校の誘致に必要な情報を収集するために誘致活動の地域拡大を図る。

【3】コンベンションの誘致

・本市は、受入施設の規模や数からも誘致できる大会等が限定的ではあるが、観光入込の平準化につながる取組であることから、引き続き、関係機関と連携し、誘致に取り組んでいく。

・また、閑散期における観光需要の獲得を図るワーケーションの推進にあたっては、受入実績や研修プログラム数が少ないことに起因し、ターゲットである企業等に対し、訴求力のあるプロモーションが実施できていないことが課題である。このことから、本事業の推進役であるコーディネーターが、地元関係者との合意形成を図りながら自ら企画立案できるよう育成するとともに新たなプログラムの造成を支援し、実績を重ねることでさらなる誘致に取り組む。

【4】観光案内機能と便益施設の充実

・観光案内所においては、ターゲットごとに観光意欲を喚起する情報提供を行い、さらに周遊性を高める取組が必要であることから、各種データの分析等に基づき、引き続き、案内所スタッフと、ターゲットの趣味趣向などの傾向や事業者の声などを共有し、質と鮮度の高い情報発信に努める。

・また、本市における観光消費額のさらなる向上を図るためには、旅ナカにおける消費喚起や訪問地点を増やす観光案内が必要であることから、情報収集媒体として最も利用されているスマートフォンで鮮度の高い情報が取得できるシステムを活用するなど情報発信の拡充を図る。

・さらに、「アバター」を活用した観光案内については、特に、訪問地点が限定的な外国人観光客の周遊促進に寄与する必要があることから、ビックデータを活用できるAIを導入し、まちなかの観光資源の魅力を外国人にわかりやすく発信していく。

・便益施設については、設置から年数が経過し劣化が見られる施設もあることから、順次更新等を行いながら、今後も来訪者へのサービス提供を継続していく。また、駐車場や喫煙所の設置のあり方については、引き続き関係団体と検討を継続し、必要な対策を講じていく。

【5】観光客受入に関わる人材の育成と市民意識の高揚

・観光動態が変化し、旅の目的が、今までの物見遊山的な観光から行き先での交流や体験になる中で、満足度を向上させるには、旅先での出会いやおもてなし、地元の人との交流が重要な要素のひとつとなっている。このことから、市民一人ひとりのさらなる意識高揚が必要であるが、現在、そうした場合は、講座の開催のみと限定的であるため、今後、市民に向け、独自のパンフレット作成やウェブを通し、情報を伝える機会を増やしていく。

【6】観光推進組織との連携

・市は、DMOとして本市観光振興計画に基づき各種事業を実施する会津若松観光ビューローを支援しているが、観光動態が大きく変化する中で、観光地域づくりの舵取り役として本市観光をけん引する組織体制については、さらに強化を図る必要があると認識しており、引き続き、国等の補助メニューを活用した専門人材の派遣などの支援を継続し、その事業推進体制を強化していく。

・連携内容としては、観光需要の平準化を図るため、令和8年の春に実施されるJR6社とタイアップしたデスティネーションキャンペーンを誘客の絶好の機会と捉え、お日市などのまつり、茶道コンテンツ、会津磐梯スノーリゾートといった夏から冬にかけての観光資源を集中的にプロモーションし、年間を通じた誘客につなげる。

・また、観光消費額の向上を図るため、令和8年の秋に本市で開催が予定されている「大名庭園サミット」を契機に、茶室隣に代表される本市独自の茶道文化と連動した茶会、呈茶、野点等の体験型コンテンツのさらなるプロモーションに取り組み、誘客を強化する。

・さらに、会津若松観光ビューローが、地域産業における慢性的な人手不足を構造的に解消するために、地域事業者と合意形成を図りながら取り組む事業に対しても支援を検討する。

・令和8年度、DMOをはじめ観光事業者254意見交換を図りながら第4次観光振興計画を策定する。

施策3	広域観光・インバウンドの推進
主な取組状況と成果	【1】広域観光の推進 ・「極上の会津プロジェクト協議会」を中心に、会津17市町村が有する魅力ある観光資源を組み合わせたモデルルートの提案や一体的なプロモーションによる広域観光を促進しており、令和6年度は日本遺産フェスティバルの開催を契機とした構成文化財と地域の様々なコンテンツを組み合わせた新たな通年型の周遊ルートである「七色めぐり」を構築し、エクスカッションツアーの実施や専用のポータルサイトでのプロモーション、さらには日本遺産カードの配布等の取組により、会津地域への来訪者数が前年比約95万人増加するとともに、市を訪問するリピーターの割合も昨年度より約10%増加した。 ・ライフスタイルや価値観の変化等によって旅の目的が多様化するなど、新たな観光動態に対応するため、地域との深い関係性を提供する「暮らすような旅」の造成や、冬季の楽しみ方を紹介する特集ページの作成、さらにはエリア内の公共交通機関が2日間乗り放題となる会津ぐるっとカード事業の実施など、多様な受入体制の整備を進めた結果、周遊性の向上につながり、市の観光客入込数は前年比約14%増加した。 ・令和7年度は、ブリティッシュ・エグゼクティブ・アワードを契機とした誘客に向け、極上の会津プロジェクト協議会と連携して、鶴ヶ城ライトアップをはじめ、50以上の会津地域の特別企画を、DC実行委員会やプロジェクト協議会のポータルサイト等で広く周知を図った結果、4月～6月の観光客入込数は前年同時期を上回る結果となった。併せて令和8年度のDCに向けたプロモーションツールの作成に着手した。 ・国内外からの誘客促進を図るため、新潟市や佐渡市など本市とゆかりのある自治体と連携協定等を締結、お互いのコンテンツを組み合わせ新たな周遊ルートの造成や共同プロモーション等を実施し、広域周遊の促進を図った。 ・特に新潟市とは、両市の優位性である、日本酒や味噌などの「発酵・醸造文化」を活用することで、両地域を周遊する発酵・醸造を軸とした新たなツーリズムを構築することができた。令和7年度には、それらを活用した新たなガイドブックの作成やポータルサイトの立ち上げ、大阪・関西万博等、関西方面でのプロモーションを行った。 【2】インバウンドの推進 ・台湾、タイ、欧米豪地域をターゲットに、ナイトタイムエコノミー推進協議会等と連携して、ニーズに応じた魅力あるコンテンツの開発やポータルサイトなどを活用した情報発信、インバウンドガイドの活用など受入体制の構築、海外からの予約システムの強化等、各種インバウンド事業を推進してきた結果、令和6年における東山・芦ノ牧両温泉の宿泊者数は、令和元年と比較して約2.5倍の約26,000人となり、過去最高となった。 ・さらに、インバウンド誘客を進め、経済波及効果を高めるために、ターゲット国毎に魅力的な観光コンテンツの造成、宿泊や各種コンテンツ等の受入体制の整備、効果的なプロモーション、予約販売という観光マーケティングの一連のプロセスを計画的かつ持続的に推進するアクションプランの策定を、事業者及び市民等と連携して取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】広域観光の推進 ・観光産業の生産性の低さや人手不足、さらにはコロナ禍を経て、旅行に対してより深い体験を求めるなど、観光動態が多様化する中において観光振興を進めるためには、これまで以上に会津地域はもとより圏域を超えた広域連携を強化し、多様なコンテンツを組み合わせた滞在型観光の推進などによる観光消費額の向上や、閑散期である冬季や平日の誘客促進による観光需要の平準化を図る必要がある。 ・観光消費額の向上を図っていくため、所得が高く、深い学びを求める50代以上を誘客ターゲットとし、会津地域が優位性を持つ食や温泉・体験などについて、その担い手との交流の機会を提供するなど、より高い満足度を得られる高付加価値なコンテンツを、極上の会津プロジェクト協議会と連携して造成していく。 ・また、閑散期である冬季間、スノーリゾート形成計画推進協議会等と連携し、ウィンタースポーツを軸にオーストラリアをターゲットとして誘客を図っているが、そのニーズに沿ったコンテンツの提供やプロモーション等が十分ではなく観光消費が限定的であることから、会津地方全体をエリアとし、彼らが求めている「本物」をアクティビティや本地域独自の食などで提供することで、さらなる観光消費の向上と観光需要の平準化を図っていく。 ・令和8年4月～6月には、ふくしまデスティネーションキャンペーンが、県や全国のJR各社を主催として開催されることから、鶴ヶ城を核としたコンテンツや茶道文化にふれられる抹茶をテーマとしたまちなか観光、さらに猪苗代湖の自然を活かしたサステナブルツーリズムなど、本市の魅力あるコンテンツを極上の会津プロジェクト協議会と連携して全国に発信することで、新たな誘客を促進するとともに、年間を通したプロモーションにより、リピーター獲得を図っていく。 【2】インバウンドの推進 ・インバウンドについては、令和6年に過去最高の入込数を記録するなど、全国的に急増していることから、宿泊者数の増加や、それに伴う市内の訪問地点数や飲食や体験等の促進などの波及効果による消費拡大を図るため、これまで以上に地域一体となり、計画的かつ持続的な取組が必要である。 ・令和7年度に策定するインバウンド誘客アクションプランに基づき、台湾やタイ、欧米豪などの各ターゲット毎の旅行動態やニーズに応じた各種誘客事業について、DMOをはじめ、民間事業者及び市民と役割分担を明確化し、魅力あるコンテンツの開発やインバウンドガイドの整備といった受入体制の充実、誘客プロモーション、旅行商品の予約販売といった誘客マーケティングといった一連の取組を進め、地域一体となった推進体制を構築していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
10-4	グリーンツーリズム支援事業	農政部・農政課
16-2	中心市街地活性化事業	観光商工部・商工課
23-1	ホテル生息地保全事業	企画政策部・北会津支所
35-2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報戦略課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 地域資源を活用した観光振興】

・歴史や文化、自然、温泉、さらにはまつりといった地域資源を活用した各種施策により、新型コロナウイルス感染症により年間83万人まで落ち込んだ観光客入込数は、約263万人まで回復し、さらに、令和4年度の市観光振興計画の中間見直しにおいて新たな指標として設定した観光消費額単価は、設定当初、全国平均まで1万円以上の差があったが、令和6年には、ほぼ同額となった。

【施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備】

・登録DMOである会津若松観光ビューローと連携し、各種データに基づき効果的な情報発信を実施したところ、令和6年の平均訪問地点数は市観光振興計画の中間見直しを実施した令和4年度から11%以上増加し、3.51カ所となったことから、滞在型観光の推進に寄与した。
・また、観光案内機能や便益施設の充実、さらには、おもてなし意識の醸成に努めたところ、市観光振興計画の中間見直しを実施した令和4年度は、90.3%であった観光客の総合満足度は、令和6年度に93.4%まで上昇した。

【施策3 広域観光・インバウンドの推進】

・ニーズに応じた魅力あるコンテンツの開発やポータルサイトなどを活用した情報発信、インバウンドガイドの活用など受入体制の構築、海外からの予約システムの強化等、各種インバウンド事業を推進してきた結果、令和6年における東山・芦ノ牧両温泉の宿泊者数は令和元年と比較して約2.5倍の約26,000人となり、過去最高となった。
・日本遺産フェスティバルの開催を契機とした構成文化財と地域の様々なコンテンツを組み合わせた新たな通年型の周遊ルートである「七色めぐり」を構築し、エクスカーションツアーの実施や専用のポータルサイトでのプロモーション、さらには日本遺産カードの配布等の取組により、会津地域への来訪者数が前年比約95万人増加するとともに、市を訪問するリピーターの割合も昨年度より約10%増加した。

○課題

【施策1 地域資源を活用した観光振興】

・地域資源の保全や保存に加え、それらの活用を図るための財源確保が課題である。

【施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備】

・観光動態の変化や急増するインバウンドに対応するため、これまで以上にきめ細やかな情報発信や誘客活動が必要であり、会津若松観光ビューローと連携し、商品・コンテンツの造成、プロモーション、受入体制の整備、予約販売体制の強化を進めていくことが課題である。

【施策3 広域観光・インバウンドの推進】

・全国的にインバウンドが増加している中、宿泊者数の増加や、それに伴う市内の訪問地点数や飲食や体験等の促進などの波及効果による消費拡大を図るため、事業者等とともに地域一体となりアクションプランの具現化に取り組む必要がある。
・また、会津地域はもとより圏域を超えた広域連携の強味を活かし、多様なコンテンツを組み合わせる滞在型観光のさらなる推進による観光消費額の向上を図る必要がある。

5 最終評価

政策分野15「観光」の推進にあたっては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第4次観光振興計画を策定し各種施策に取り組んでいく。また、閑散期である冬期間においては、ウィンタースポーツとまちなか観光を組み合わせる新たなコンテンツ開発やプロモーション、二次交通の拡充等の取組を継続し、さらなる観光需要の平準化と観光消費の向上を図っていく。さらに、令和8年4月にふくしまデスティネーションキャンペーンが開催されることから、鶴ヶ城を核としたコンテンツや茶道文化に触れられる抹茶をテーマとしたまちなか観光、猪苗代湖の自然を活かしたサステナブルツーリズムなど、本市の魅力あるコンテンツを極上の会津プロジェクト協議会と連携し全国に発信することで、新たな誘客を促進するとともに、年間を通したプロモーションにより、リピーター獲得を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 地域資源を活用した観光振興							
1		◎	基本目標2	8	温泉地域再生・高付加価値化事業	継続	観光商工部・観光課
2		◎	基本目標2	8	会津まつり協会負担金	継続	観光商工部・観光課
3				8	史跡若松城跡総合整備事業（観光施設事業特別会計）	継続	観光商工部・観光課
4				8	観光施設指定管理運営事業（観光施設事業特別会計）	見直し	観光商工部・観光課
5				8	若松城天守閣等管理運営事業（観光施設事業特別会計）	見直し	観光商工部・観光課
6			基本目標2	8	史跡若松城跡ライトアップ事業（観光施設事業特別会計）	継続	観光商工部・観光課
7			基本目標2	8	鶴ヶ城体験事業（観光施設事業特別会計）	継続	観光商工部・観光課
8		◎	基本目標2	8	鶴ヶ城誘客促進事業（観光施設事業特別会計）	継続	観光商工部・観光課
9		◎	基本目標2	8	温泉地域活性化推進事業	継続	観光商工部・観光課
10			基本目標2	8	ONSEN・ガストロノミーウォーク事業	継続	観光商工部・観光課
11			基本目標2	8	会津十楽inサムライシティあいづ開催事業（観光施設事業特別会計）	継続	観光商工部・観光課
12				8	鶴ヶ城大茶会実行委員会負担金（観光施設事業特別会計）	継続	観光商工部・観光課
13		◎	基本目標2	8	湊四浜環境整備事業	見直し	観光商工部・観光課
14			基本目標2	8	まちなか観光推進事業	継続	観光商工部・観光課
15			基本目標2	8	ホテル祭り実行委員会負担金	継続	企画政策部・北会津支所
16			基本目標2	8	ふるさとイベント事業補助金	継続	企画政策部・河東支所
17			基本目標2	8	魅力ある町づくり推進事業補助金	継続	企画政策部・河東支所
施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備							
1				8	第4次観光振興計画の策定	新規	観光商工部・観光課
2			基本目標2	8	（一財）会津若松観光ビューロー補助金	見直し	観光商工部・観光課
3			基本目標2	8	教育旅行誘致推進事業	継続	観光商工部・観光課
4			基本目標2	8	市民総ガイド運動事業	継続	観光商工部・観光課
5				8	便益施設整備事業	継続	観光商工部・観光課
6				8	観光管理運営費事業	継続	観光商工部・観光課
7			基本目標2	8	フィルムコミッション事業	見直し	観光商工部・観光課
8				8	会津若松観光ルネッサンス協議会負担金	見直し	観光商工部・観光課
9			基本目標2	8	ワーケーション推進事業	継続	観光商工部・観光課
10			基本目標2	8.9	スマートシティ会津若松推進事業（観光分野）	継続	企画政策部・情報戦略課
施策3 広域観光・インバウンドの推進							
1			基本目標2	8	極上の会津プロジェクト協議会事業	継続	観光商工部・観光課
2		◎	基本目標2	8	国際観光推進事業	継続	観光商工部・観光課
3			基本目標2	8	会津カード運営協議会事業	継続	観光商工部・観光課
4				8	福島県観光復興推進委員会負担金	継続	観光商工部・観光課
5			基本目標2	8	都市間連携推進事業	継続	観光商工部・観光課
6			基本目標2	8	磐越西線SL運行推進事業	継続	観光商工部・観光課
7			基本目標2	8	日光・会津観光軸活性化推進検討会事業	継続	観光商工部・観光課
8			基本目標2	8	会津・置賜広域観光推進協議会事業	継続	観光商工部・観光課

※人口減少対策に資する事業を「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 地域資源を活用した観光振興					
1	事業名	温泉地域再生・高付加価値化事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	観光商工部・観光課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	目的：温泉街の魅力阻害要因である廃屋等の景観を改善することにより、滞在型観光の推進と観光消費額の拡大を図る観光振興のための拠点機能を有する温泉地域の活性化を図る。 内容：温泉地域の魅力づくりに取り組もうとする個々の事業者等に対する支援	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	660	4,000
			所要一般財源	660	4,000
			概算人件費	1,545	1,545
取組状況と 成果	・令和3年度に、市が中心となり、温泉関係者とともに温泉街の目指すべき方向性や姿などをまとめた「温泉地域景観創造ビジョン」を策定した。令和4年度には同ビジョンの具現化に向けアクションプランを策定し、令和5年度からは官民連携のもと温泉街の修景対策等による魅力向上に取り組んだ。 ・アクションプランに掲げた事業への支援により、温泉地域の魅力創出・付加価値付けが図られた。さらに、入湯税の増額により確保した財源により、令和7年度は「湯泉神社」の整美を支援し、景観形成を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・滞在型観光の推進と観光消費額の拡大を図るための拠点機能を有する温泉地域の活性化を推進するため、温泉街をそぞろ歩きする観光客を主な対象とする飲食店に空き店舗等を改装するなど、温泉地域の修景対策及び施設の高付加価値化事業に対して支援していく。 ・温泉街の魅力阻害要因である空き旅館等への対応を進めていくうえで、これに係る権利関係の整理や新たな投資を呼び込むことが喫緊の課題である。官民の連携・協力により解決に向け取り組み、温泉地域景観創造ビジョンの早期実現を図っていく。				
2	事業名	会津まつり協会負担金	法定／自主	自主	
	担当部・課	観光商工部・観光課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	会津まつりをはじめとする地域振興事業を実施する会津まつり協会へ負担金を支出し、先人への感謝の気持ちを育むとともに地域振興、観光誘客を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	99,292	104,292
			所要一般財源	99,292	104,292
			概算人件費	927	927
取組状況と 成果	・令和6年度の会津まつりは、会津藩公行列の一般参加枠拡大を継続するとともに子ども会未加入者であっても提灯行列へ参加できるようにするなど、より参加しやすい環境づくりに取り組んだ。さらに、ステージイベントでは、これまでの彼岸獅子や民謡の披露に加え若手シンガーを出演させるなど、幅広い層の誘客に取り組んだところ、悪天候により、一部の行事が中止となったが、3日間の開催で20万人を超える来場者があり、観光入込に貢献した。 ・令和7年度は、さらなる誘客を図るため、会津藩公行列の一般参加枠拡大を継続し、その一部を民間事業者の旅行商品枠として提供した。 ・また、海外に向けては、ドローンや高性能カメラなどを活用し、迫力と臨場感のある会津まつりのPR動画を制作し、ウェブサイトをはじめ、海外で多く視聴される旅行動画サイトやSNSなどに掲載することに加え、国内外の商談会等においても積極的に活用していく。 ・さらに、お日市など地域のまつりについては、令和7年度、新たに補助制度を設け、開催や継承を支援しており、出店等を実施するお日市が昨年度から3カ所増え、22カ所となった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会津まつりは、先人への鎮魂と感謝が理念であり、市民の連帯意識を醸成する大切な場であるとともに観光客にとっては、会津の歴史や文化、魅力に触れる貴重な機会であるが、近年の社会情勢や環境の変化等により、ボランティアスタッフの確保や熱中症対策など運営に課題が生じていることから、「会津まつり協会に関する検討委員会」の一員として、引き続き、開催内容や運営体制の見直し等について協議していく。 ・「お日市」など地域のまつりは、本市の歴史・文化そのものを形どっており、それ自体が本市の魅力であるが、高齢化や担い手不足が進み、次世代への継承が課題となっていることから、実態調査を進め、その結果に基づきながら、市内で約50ヶ所もの「まつり」が開催されていた本来の姿を再構築できるよう、さななる支援に取り組む。 ・会津まつり協会は、自主事業に加え、様々な団体等の取組も支援しているが、こうした地域のまつりを存続していくための事業を継続するには、推進体制が十分ではないことから、市は、引き続き、「会津まつり協会に関する検討委員会」に参画し、その組織強化についても関係団体と協議していく。				

3	事業名	史跡若松城跡総合整備事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：史跡若松城跡総合整備計画の推進による鶴ヶ城の魅力増進 内容：若松城整備等基金を活用しながら、史跡の復元等、計画に沿った整備を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,459	1,029
			所要一般財源	3,459	1,029
			概算人件費	1,159	1,159
	取組状況と成果	- 平成19年から現在まで、天守台石垣定点観測を毎年実施。 - 令和元年度以降は二ノ丸芝生広場整備、テニスコート撤去、廊下橋塗装工事、御三階跡地整地、鉄門西側遺構整地等、史跡の復元等、計画に沿った整備を行っている。 - これらの整備を着実に推進し、本市観光のシンボルであり拠点としての役割を担う鶴ヶ城の魅力を高めてきたことにより、本市全体の観光入込は令和5年の2,313千人から令和6年は2,626千人となるなど、その増加に寄与してきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	- 今後も、史跡若松城跡総合整備計画に基づいた整備を推進するとともに、鶴ヶ城の保全と保存、磨き上げにより、史跡若松城跡の価値を高め、末永く保存し、観光資源として有効活用することで観光誘客を図っていく。 - 令和4年度に実施した史跡内の公園機能に係る基礎調査結果を踏まえた、まちづくり整備課による鶴ヶ城公園内のお濠の浚渫工事や園路の修繕等の取組と合わせ、史跡若松城跡内施設の適切な維持管理に取り組む。			
4	事業名	観光施設指定管理運営事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	目的：本市の主要な観光施設である若松城天守閣、麟閣、市営駐車場の適切な管理運営 内容：指定管理者による管理運営の実施	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	173,000	195,000
			所要一般財源	173,000	195,000
			概算人件費	1,545	1,159
	取組状況と成果	- 平成18年～ 指定管理者制度導入 - 現在第5期目（令和4年4月～令和8年3月）指定管理者：（一財）会津若松観光ビューロー - 本市観光のシンボルであり拠点としての役割を担う鶴ヶ城各施設の適切な管理運営により、令和6年の天守閣入場者数は583千人となり、令和5年の506千人から大きく伸びすなど、本市全体の観光入込の増加に大きく寄与した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	- 指定管理者による自己評価や市による事後評価を適切に行っていく必要がある。 - 今後も観光施設の適切な管理運営を継続していくとともに、鶴ヶ城を本市観光の基点として、まちなかへの誘導や会津地域への効果的な観光誘客を図っていく。			

5	事業名	若松城天守閣等管理運営事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	目的：若松城整備等基金などの財源を活用し、史跡若松城跡内の観光施設（天守閣、麟閣等）の長寿命化等を図る。 内容：観光施設の長寿命化に向けた計画的な整備やき損箇所の修繕、また、内部展示更新による魅力向上を図っていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	40,669	51,189
			所要一般財源	40,669	51,189
			概算人件費	1,137	1,137
6	取組状況と 成果	令和3年度に若松城天守閣長寿命化に係る実施計画、令和5年度には史跡若松城内施設長寿命化計画を策定し、若松城天守閣をはじめとした施設の長寿命化に向けた改修等を、計画的に進めている。令和5年度には天守閣展示のリニューアルも行い、本市観光のシンボルとしての魅力向上を図ってきたことにより、令和5年の天守閣入場者数は506千人、令和6年は583千人となり、令和4年の337千人から大きく伸ばすなど、本市全体の観光入込の増加に大きく寄与した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	- 若松城天守閣及び麟閣等の計画的な維持、修繕や内部展示の更新等により、観光施設としてふさわしい景観や安全性の確保、さらには、内部展示等の魅力を持続させる必要がある。 - 増加するインバウンドに対応するためのスタッフの配置や、史跡内の外国語表記の充実を図っていく。 - 史跡若松城跡内施設の長寿命化が課題であることから、長寿命化計画に基づき優先順位を付けながら、改修及び管理に係る経費試算を踏まえ対応していく。併せて、史跡若松城跡内にある資源のさらなる活用を図り誘客を促進する必要もあることから、それらの資源の魅力向上に必要な新たな財源の確保に向け研究を進めていく。			
	事業名	史跡若松城跡ライトアップ事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
6	概要 (目的・内容)	目的：観桜期における史跡の魅力創出により、閑散期である冬季からの入込数の早期回復を図る。 内容：桜の開花時期における、史跡若松城跡内の石垣や樹木、濠などのライトアップの実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	16,763	16,763
			所要一般財源	16,763	16,763
			概算人件費	188	188
6	取組状況と 成果	- 平成7年度から継続して事業実施。 - 令和元年度に史跡若松城跡ライトアップ（春）のPR動画を作成、公開。令和4年度は4月～6月まで、観桜期、葉桜期、新緑期の状況に合わせ実施。令和6年度からは、本丸・二の丸における照明演出の一体化による魅力向上を図ったほか、本丸芝生広場の演出を強化し、広場の一部に照明演出を施した栈敷席を設置。令和7年度は来場者が自身のスマートフォンでライトの色や動きを変えられるなど趣向の凝らし、賑わいや新たな魅力の創出につながった。来場者アンケートからも約9割の方から満足したとの回答を得ている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	期間中における鶴ヶ城公園内への来場者数が近年伸び悩んでいることから、宿泊施設や飲食店と連携しながら夜間の魅力向上に努める。また、より魅力的な照明演出や効果的なPRを行うほか、閑散期対策としてライトアップの実施時期や回数を含め検討するなど、来場者数の増加につながるよう取り組んでいく。			

7	事業名	鶴ヶ城体験事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：子どもたちが天守閣をはじめとした史跡に直接触れる機会を創出し、子どもたちの郷土愛の醸成と鶴ヶ城の魅力の再発見・創出により教育旅行をはじめとした観光誘客に寄与する。 内容：鶴ヶ城における各種体験事業を実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	600	600
			所要一般財源	600	600
概算人件費			607	607	
取組状況と 成果	・平成19年度～：子ども向けに鶴ヶ城や会津の歴史にまつわる各種体験を実施。 ・平成24年度～令和2年度：鶴ヶ城の魅力を広く伝えるとともに誘客促進に寄与するため、「鶴ヶ城フォトコンテスト」を実施。 ・令和3年度～：「鶴ヶ城みりよく発見事業」の実施。体験イベントで子どもたちが取材、体験した内容を反映したパンフレット「鶴ヶ城のみりよく発見マップ」を作成。作成したマップは教育旅行誘致に活用し、新規来訪校数の増加にもつながった。 ・令和5年度：AR歴史学習アプリを制作し、教育旅行生向け体験コンテンツとしての活用を図っている。 令和7年度は、教育旅行で活用できる小学生向けの「セルフガイド」を作成し、教育旅行来訪地としての魅力向上を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和3年度から開始した「鶴ヶ城みりよく発見事業」により、小学生目線の鶴ヶ城の新たな魅力の発見、発信につながっている一方で、参加者が伸び悩んでいる。 ・子どもたちが没入感を持てる内容を検討するなど、より鶴ヶ城への興味関心を持てるような企画内容で事業を継続するとともに、鶴ヶ城の魅力を知り、ひいては旅の満足度を高めることができる体験コンテンツの実証を通じて教育旅行を含めた観光誘客に寄与する。				
8	事業名	鶴ヶ城誘客促進事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：本市観光のシンボルである鶴ヶ城の歴史的資源を活用し、鶴ヶ城を基点とした観光誘客促進を図る。 内容：お濠におけるボート・和船体験事業及び鶴ヶ城を観光素材としたツアーの実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,895	12,895
			所要一般財源	13,895	12,895
			概算人件費	1,137	1,137
取組状況と 成果	・令和6年度は、お濠でのボート体験事業（3,302人）及び光のアートプロジェクトを継続実施したほか、新たに和船体験事業（235人）及び著名な城郭考古学者の千田嘉博氏をガイドとする鶴ヶ城アドベンチャーツアー（年度内に3回開催）を実施した。 ・令和7年度は、光のアートプロジェクトを継続実施した。ボランティアガイドの解説を聞きながら史跡を巡る和船体験事業は、開催日を47日間と、前年の約3倍に各拡充した。前年度に引き続き千田嘉博氏をガイドとする鶴ヶ城アドベンチャーツアー（1回開催）を実施したことにより、新たなコンテンツとして再来訪の動機付けにもなるなど、市内全体の観光入込に寄与した。 ・また令和7年度は鶴ヶ城再建60周年事業として、千田嘉博氏を招いての記念講演会を開催したところ市内外から352名が来場し、観光誘客につながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・当該事業は、史跡内の資源を有効活用した鶴ヶ城における新たなコンテンツとして、本市への再来訪の動機付けとなるなど、市内全体の観光入込に大きく寄与していることから、引き続き事業を展開していく。 ・和船体験事業については体験者の満足度が高く、注目を集めているものの、その費用対効果について検証していく必要がある。 ・鶴ヶ城アドベンチャーツアーの事業内容の更なる充実を図るとともに、本市観光のシンボルである史跡若松城跡へのさらなる魅力付けによる新たな観光コンテンツの開発に取り組んでいく。				

9	事業名	温泉地域活性化推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：東山・芦ノ牧温泉街の活性化を図り、滞在型観光の推進と市内における観光消費額の向上に寄与する。 内容：両温泉観光協会が主体となって取り組む、誘客宣伝・イベント・温泉街環境整備などの事業への補助金の交付。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,000	12,000
			所要一般財源	12,000	12,000
概算人件費			1,082	1,082	
取組状況と 成果	・観光客が温泉街をそぞろ歩きできるような魅力創出や観光誘客に向けた各種取組を支援してきた。 ・平成24年度から通常分の7,000千円に加え、震災復興特別分として5,000千円を補助し、温泉街のさらなる活性化に向けた取組を支援している。 ・温泉街のライトアップやスノーパークの開設をはじめとしたイベントの実施や誘客宣伝など、各種事業の実施を継続支援したことにより、令和6年の温泉地域入込数は718千人となり、654千人であった令和5年からの大幅な増加につながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・温泉地域の活性化に向け、温泉街の魅力向上を図っていく必要があることから、今後も温泉街が全体で取り組むイベント等の開催や環境整備などについて支援していく。 ・観光動態の変化への対応や、慢性的な人手不足の解消により観光産業の生産性を向上させる取組が必要であることから、温泉街全体で取り組む平日や閑散期における誘客対策等による観光需要の平準化に向けた取組を支援していく。 ・両温泉地域における湯量の安定が課題となっており、今後も持続可能な事業運営を図るためには、湯量（源泉）の現状と今後の確保に向けた取組について温泉地域関係者との意見交換を行いながら、適宜必要な対応を講じていく。				
10	事業名	ONSEN・ガストロノミーウォーク事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：東山・芦ノ牧両温泉地域の新たな資源の掘り起こしと滞在中の新たな過ごし方を構築し、イベントを通じて実証・発信していくことで温泉地域の付加価値付け及び活性化に結び付けていく。 内容：温泉・食・自然等の本市の魅力を徒歩で巡りながら体験する「ONSEN・ガストロノミーウォーク」イベントの開催。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,213	3,213
			所要一般財源	3,213	3,213
			概算人件費	1,236	1,236
取組状況と 成果	・平成29年度から事業開始。 ・令和4年度、令和6年度：9月に芦ノ牧温泉周辺で開催 ・令和5年度、令和7年度：10月に東山温泉周辺で開催 ・令和6年度は160名、令和7年度は201名の参加があり、うち約4割は県外からの参加であり、本市への来訪の動機付けとなるとともに、宿泊需要の創出につながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	当該事業の実施により、両温泉地域のブランド化に向け一定の成果があったものの、今後、温泉地域の様々な資源の精査や新たな資源の掘り起こし・磨き上げを行い、温泉地域における新たな過ごし方の構築・提案に結び付けることで、さらなるブランド力向上に寄与していくためにも、主催する実行委員会の組織体制の見直しについて検討していく。				

11	事業名	会津十楽inサムライシティあいづ開催事業（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：蒲生氏郷公が創設した「十楽」を現代に復活させ、歴史的な背景を含めた新たな観光資源とし、観光誘客を促進する。 内容：鶴ヶ城を会場とし、サムライシティとしての演出をイメージしながら、物産販売やイベントを実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,000	6,000
			所要一般財源	6,000	6,000
概算人件費			607	607	
取組状況と 成果	・本市を含む市内の観光団体等が参画するサムライシティプロジェクト実行委員会（事務局：NP0法人会津NP0センター）による「十楽」や関連する企画の実施を支援している。 ・平成25年度から毎年開催（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、蒲生氏郷入府430年を記念し、小冊子を作成し、市内中学校や観光施設に配布） ・令和5年度から、特別企画として鷹匠体験を実施。 ・令和6年度からは、鶴ヶ城築城にまつわる伝説になぞらえた白狐イベントを開催。多くの来場者で賑わい、本市ならではの満足度の高い体験コンテンツの創出となった。				
課題認識と 今後の方針・改善点	幕末だけではなく新たな本市の魅力創出により観光振興への効果が期待され、インバウンドに対しても大きな訴求ポイントとなりうることから、鷹匠体験や白狐イベントを好事例として、さらなる誘客に向け新たなサムライコンテンツを創出し、サムライシティの具現化を図る取組を支援していく。				
12	事業名	鶴ヶ城大茶会実行委員会負担金（観光施設事業特別会計）		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：会津の茶道文化の拠点である茶室麟閣が若松城本丸内に移築復元されたこと、並びに会津の茶道文化の振興とその歴史を広く全国に知らしめることを目的に開催される鶴ヶ城大茶会を運営する実行委員会への負担金 内容：鶴ヶ城大茶会の運営、茶道体験ワークショップの開催	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,630	1,630
			所要一般財源	1,630	1,630
			概算人件費	696	696
	取組状況と 成果	・平成2年度～：茶室麟閣が若松城本丸内に移築復元されたことに伴い、毎年10月に開催 ・令和2～4年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・令和5年度から新たに茶道体験ワークショップを開催 ・令和7年度：茶道体験ワークショップ：92名／5回 こうした歴年の取組により、茶室麟閣の歴史や会津茶道の普及が一定程度図られてきた。 ※鶴ヶ城大茶会実行委員会：会津茶道会5流派を中心に、市及び（一財）会津若松観光ビューローで構成（事務局：（一財）会津若松観光ビューロー）			
課題認識と 今後の方針・改善点	・会津茶道会の各流派が一堂に会する催事として定着し、茶室麟閣の歴史や会津茶道の普及振興を図っていくうえで重要な位置付けであり、市民や観光客が茶道を身近に体験できる取組として茶道体験ワークショップも含め今後も継続していく。 ・インバウンドの増加もあり改めて茶道への注目が集まっているが、通年で多くの方々が体験できる状態にないことが課題である。こうした中、近年、会津の茶道文化に焦点をあてた取組が、同実行委員会のほか市内の様々な団体において実践されていることから、会津茶道の観光資源としてのブランド化に向け、一体的なプロモーションに努めるほか、関係団体を交え受入体制の整備に取り組んでいく。				

13	事業名	湊四浜環境整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	内容：監視員等の配置や仮設トイレや仮設電灯設備の設置、便益施設の維持管理等。さらに、湊四浜で観光業に取り組む事業者や団体に対し、共同施設の設置や観光イベントの開催、空き店舗等の有効活用に対する支援。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,997	16,996
			所要一般財源	10,997	16,996
概算人件費			2,704	2,704	
取組状況と 成果	・湊四浜への常設トイレ、小石ヶ浜、中田浜への常設脱衣所の設置及び維持管理、崎川浜公衆便所浄化槽の維持管理、浜の清掃（崎川浜、田面浜）、崎川浜の防犯維持管理、崎川浜遊泳場の監視等を実施 ・これまでの環境整備や、安全性・湖水浴の魅力などの情報発信により、湊四浜への入込数は、令和5年度の約24,000人から令和6年度は約25,400人となるなど、観光動態の変化に対応し、県外からの来訪者の増加に寄与してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・観光動態の変化により屋外でのアクティビティニーズや、インバウンドを中心としたサスティナブルツーリズムへの需要増が見込まれるが、本市には対応するスポットが少ないことが課題である。 ・サスティナブルツーリズムの推進にあたっては、民間事業者による営業手法を用いて持続・発展させていくことが効果的であることから、補助金による支援を行い民間活力を活用しながら新たな観光拠点として整備していく。 ・遊泳場の安全利用や湖畔利用ルールについて、関係機関と連携しながら周知徹底を強化していく。 ・便益施設や浜の清掃などの環境整備にあたっては、地元住民の協力を得て、今後とも連携を密にしながら推進していく。 ・夜間利用者のための仮設電灯設備の設置に毎年1,000千円程度の経費を要していることから、コスト縮減を図るため電灯設備の常設化を検討していく。 ・環境省が行う、磐梯朝日国立公園計画区域の見直しにより、崎川浜が野営区域の認定を受ける予定である。公にテント設置が可能となるが、崎川浜防風林内には枯れ枝が多く、事故の危険性もあることから、利用者の安全性確保の取組を継続していく。				
14	事業名	まちなか観光推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：まちなみの整備やまちの活性化による、まちなかへの観光誘客促進と滞在時間の増加を図る。 内容：まちなかの店舗等が行う景観整備への支援と七日町市民広場等の維持管理。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,591	2,891
			所要一般財源	2,591	2,891
			概算人件費	1,854	1,854
取組状況と 成果	・まちなか観光推進事業補助金により、まちなみ整備団体が実施するのれんの設置やトイレ案内看板設置、パンフレット作成等へ支援してきた。 ・令和6年度までに、のれん55件、トイレ案内看板83件、パンフレット・マップ作成31件、車いす用トイレ3件など、まちなか整備団体が取り組む事業を支援してきたことにより、まちなみの整備やまちの活性化が図られ、まちなか観光周遊促進の一助となっている。 ・七日町市民広場は例年同様700人程度の利用があり、中町まちなか市民広場の観光駐車場は年々利用者が増加しており、令和5年度は4,373台の利用があった。 ・七日町駅舎内アンテナショップ「駅カフェ」の運営支援：令和5年入込数は3,143人／月で前年（2,470人／月）より大幅に増加しており、会津地域の地場産品を通じた魅力発信に寄与している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・滞在型観光を推進し、観光消費額の向上を図るためには、まちなかの歴史や文化、景観、食、イベントなどの魅力を結び付け、周遊性をさらに高めていくことが必要であり、これまで以上にまちなか観光の担う役割は大きくなっていることから、これまでに整備してきた拠点の有効活用とともに機能強化を図りながら、今後のまちなか観光を計画的かつ効果的に推進していくことについて、地域関係者をはじめ民間事業者等と連携しながら進めていく。 ・インバウンドを含め、観光客の増加への対応するための支援を強化するとともに、観光駐車場としての利用が多い中町まちなか市民広場について、民間企業による取組実績等も参考としながら、観光駐車場としての利用拡大やモビリティ拠点の創出など、中町まちなか市民広場のあり方について研究していく。				

15	事業名	ホタル祭り実行委員会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・北会津支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	北会津地域のシンボルであるゲンジボタルの観賞会を呼び物に、ホタル市（地元商工会員による出店及び農産物の販売等）や地域住民や地域内小学校・幼保園による舞台芸能発表、手づくりの民話劇などの各種イベントを実施し、地域の賑わいを創出することを目的に活動する「ホタル祭り実行委員会」に対し、負担金を支出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,200	3,200
			所要一般財源	3,200	3,200
			概算人件費	927	927
取組状況と 成果	・住民協賛金、・企業協賛金等のしくみを立ち上げた、また、ホタル市の出店料の見直しなど、自主財源の確保に努めた。 ・住民参加を通して地域の活性化を図りながら、実行委員会が地域に根ざした組織となるよう区長会やJA等地域団体の加入を図った。 ・地元中学生による祭り会場の清掃に加えて、令和7年度は、新たに高校生や地元企業による運営協力のボランティアを受けるなど、住民協働の取組を進めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域の活性化を図るため、住民協働と事業内容見直しを更に進めながら、事業内容の更なる充実に向けて取り組んでいく必要がある。 ・地域の自然資源であるホタルをPRすることで、水環境の美化・保全に対する意識高揚を図る。 ・イベント等に、地場産品を景品として提供するなど、「ホタルの里北会津」の魅力を発信、住民との協働の取組を更に進める。 ・今後も円滑な事業継続のため、協賛金等、さらなる自主財源の確保を検討する。				
16	事業名	ふるさとイベント事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・河東支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	河東地域に伝わる皆鶴姫伝説にちなむ町のシンボルイベントとして、皆鶴姫墓前祭、地元中学生が扮する義経・皆鶴姫発表会、芸能発表、花火大会等を行うかわひがし皆鶴姫まつり実行委員会に対し、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,700	1,700
			所要一般財源	1,700	1,700
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	【1】平成22年度 会場を「広田西公園」、名称も「かわひがし皆鶴まつり」に変更。 【2】平成30年度 皆鶴姫にまつわるまつりとして、「かわひがし皆鶴姫まつり」として名称変更。 【3】令和2・3年度 新型コロナウイルス感染防止のため皆鶴姫墓前祭のみ実施。 【4】令和4年度 皆鶴姫墓前祭・花火打ち上げのみとし、ライブ配信を実施。 【5】令和5年度～ 通常開催				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・河東地域の「皆鶴姫」伝説にちなむ町のシンボルイベントとして、多くの市民が参加し賑わいづくりやふるさとの良さを再認識できる事業として地域に定着している。 ・あいづ商工会を事務局とする実行委員会において適宜内容の見直しを行っている。				

17	事業名	魅力ある町づくり推進事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部 ・河東支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	町の中心商店街に位置する広田駅周辺の地域活性化、青少年健全育成の一環としてのライトアップ・イルミネーション事業と、地元の「市」として正月の縁起物を購入できる八日市事業を主催するあいづ商工会へ補助金を交付し、河東地区の地域活性化への取組を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	300	300
			所要一般財源	300	300
			概算人件費	232	232
	取組状況と 成果	【1】平成11年12月 広田駅前ライトアップ・イルミネーション実施 【2】平成18年～ 広田駅前ライトアップ、八日市 【3】令和2・3年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のためライトアップ・イルミネーションのみ実施。 【4】令和4年度～ 通常開催、令和6年度：八日市のみ実施			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・「広田駅前ライトアップ・イルミネーション」は地域の賑わいを創出する冬の恒例イベントとして、また、期間中に併せて開催している「かわひがし八日市」は正月の縁起物を地元で手軽に購入できる「市」として、それぞれ地元に着していることから、地域活性化のため今後も継続して支援をしていく。				

施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備					
1	事業名	第4次観光振興計画の策定	法定／自主	自主	
	担当部・課	観光商工部・観光課	次年度方針	新規	
	概要 (目的・内容)	本市観光のさらなる推進を図るため、観光振興計画を策定する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	140
			所要一般財源	0	140
			概算人件費	0	1,067
2	取組状況と 成果	—			
	課題認識と 今後の方針・改善点	社会情勢や観光動態の変化等を踏まえた計画とする。			
	事業名	(一財)会津若松観光ビューロー補助金	法定／自主	自主	
	担当部・課	観光商工部・観光課	次年度方針	見直し	
	概要 (目的・内容)	本市観光地づくりの舵取り役である(一財)会津若松観光ビューローが、市観光振興計画に基づき実施する各種事業に対し補助金を交付し、支援することにより、観光需要の平準化と観光消費額の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	77,857	91,357
			所要一般財源	77,857	91,357
			概算人件費	3,245	3,245
2	取組状況と 成果	・市は、DMOとして本市観光地づくりの舵取り役を担う会津若松観光ビューローが、市観光振興計画に基づき、関係事業者等と合意形成を図りながら実施する観光プロモーションや観光案内所の運営などの観光振興の基盤となる事業や、各種データの収集分析やインバウンド誘客などの投資効果の高い事業について支援し、令和6年の本市の観光消費額単価が、全国平均とほぼ同額となったことに貢献した。 ・令和7年度においても、市観光振興計画に基づき、DMOが実施する観光需要の平準化に資する教育旅行の誘致や、観光消費額の向上に資する着地型旅行商品の造成等を支援している。 ・閑散期である冬季の誘客強化として、官民一体となって組織している会津磐梯スノーリゾート形成計画推進協議会に参画し、ウェブサイトや2次交通の整備を実施するとともに、会津若松観光ビューローと連携し、鶴ヶ城に約3カ月間マーケット(市)を開催したことにより、令和6年12月から令和7年3月までの冬季間におけるインバウンドの入込が、過去最多の約25,000人となり、観光需要の平準化に貢献した。 ・観光動態の変化等に対応し、より効果的な情報発信を行うため、国内外向けの本市観光基幹ウェブサイト等の改修を進めており、生成AIを活用した新機能等について検討を進めている。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・市は、DMOとして本市観光振興計画に基づき各種事業を実施する会津若松観光ビューローを支援しているが、観光動態が大きく変化する中で、観光地域づくりの舵取り役として本市観光をけん引する組織体制については、さらに強化を図る必要があると認識しており、引き続き、国等の補助メニューを活用した専門人材の派遣などの支援を継続し、その事業推進体制を強化していく。 ・連携内容としては、観光需要の平準化を図るため、令和8年の春に実施されるJR6社とタイアップしたデスティネーションキャンペーンを誘客の絶好の機会と捉え、お日市などのまつり、茶道コンテンツ、会津磐梯スノーリゾートといった夏から冬にかけての観光素材を集中的にプロモーションし、年間を通した誘客強化に取り組む。 ・また、観光消費額の向上を図るため、令和8年の秋に本市で開催が予定されている「大名庭園サミット」を契機に、茶室隣閣に代表される本市独自の茶道文化と連動した茶会、呈茶、野点等の体験型コンテンツのさらなるプロモーションに取り組み、誘客を強化する。 ・さらに、会津若松観光ビューローが、地域産業における慢性的な人手不足を構造的に解消するために、地域事業者と合意形成を図りながら取り組む事業に対しても支援を検討する。			

3	事業名	教育旅行誘致推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市観光需要の平準化と将来のリピーター創出を図るため、教育旅行の誘致を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	14,332	24,713
			所要一般財源	390	771
			概算人件費	1,082	1,159
取組状況と 成果	・教育旅行の誘致は、観光需要の平準化とリピーターの創出につながることから、ターゲットとする各都道府県エリアの学校長や教育委員会などに対し、本市が優位性を持つデジタル技術を活用した新たな体験型コンテンツや、来訪校からの聞き取りにおいて、望む声が多かった探求的学習の場として、本市に多様なモノづくり体験の場があることや周遊バスが短い間隔で運行し、班別行動が実施しやすいことなどを積極的にPRしたところ、震災後100校まで減少した県外来訪校数が、令和6年度には、近年、来訪が無かった沖縄県、広島県、徳島県といった遠方からの来訪が復活し、690校まで回復した。また、実際に学校等を訪問し、誘致活動を行った千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県内の小中学校を中心に51校の新規来訪校を獲得した。 ・これまで普及促進を図ってきたデジタル技術を活用した体験型コンテンツについては、令和7年度から一部を実用化し、探求的学習の場として提供しており、すでに複数校が本コンテンツを採用している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・これまでの誘致活動や本市を訪問した学校への聞き取りから、教育旅行に探究的学習や学びの体験を求める声が多く、さらなる新規校の獲得や既存来訪校の定着化を図るためには、こうした要望に応えていく必要があるため、引き続き、事業者等と連携し、デジタル技術を活用した体験型の学習コンテンツを含めた学びの場の充実に取り組んでいく。 ・また、バスの確保が難しいことや物価高により行程の見直しを余儀なくされているという声が多いことから、定時制を確保できる新幹線等列車を利用した来訪を提案するとともに、列車利用校への支援制度について検討していく。 ・一方、受入側においても、2次交通の充実や鶴ヶ城周辺的大型バスの駐停車スペース確保などが課題となっていることから、地域事業者等とともに情報共有を図り、地域が一丸となって必要な対策を講じていく。 ・さらに、観光需要の平準化はもとより観光消費のさらなる向上を図るため、滞在期間の長い中学校や高校、大学、さらには台湾からの誘致も強化する必要があることから、これらの学校の誘致に必要な情報を収集するために誘致活動の地域拡大を図る。				

4	事業名	市民総ガイド運動事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民一人ひとりが観光ガイドであるという意識の高揚と、実際に観光ガイドができる人材の育成を図るため、観光ガイドを養成するための講座等を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	400	400
			所要一般財源	400	400
			概算人件費	1,327	1,327
取組状況と 成果	・市民一人ひとりが的確な観光案内のできる環境づくりと、観光客を温かく迎え入れるおもてなし意識の醸成を図るため、全市民を対象とした観光ガイド講座を開催し、市民意識の高揚を図っており、近年では、新たに設定した小学生を対象としたコースを含め全3コースの観光ガイド講座の開催や、フィールドワーク等を内容とする体験型講座の開催を通し、若年層の参加を呼び込んでいる。 ・令和7年度は、本市独自のおもてなしを形とした「6つのどうぞ」などについての取組を、近年の観光動態や社会情勢の変化等に沿った事業となるよう一部見直しを図っている。 ・また、市民意識の向上を図るため、これまで講習会等を実施してきたが、さらに市の観光誘客の取組内容や観光情報等を伝える機会を増やすため広報誌を作成するなど、観光のまちづくりへの参画意識の向上を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・観光動態が変化し、旅の目的が、今までの物見遊山的な観光から行き先での交流や体験になる中で、満足度を向上させるには、旅先での出会いやおもてなし、地元の人との交流が重要な要素のひとつとなっている。このことから、市民一人ひとりのさらなる意識高揚が必要であるが、現在、そうした場合は、講座の開催のみと限定的であるため、今後、市民に向け、独自のパンフレット作成やウェブを通し、情報を伝える機会を増やしていく。				

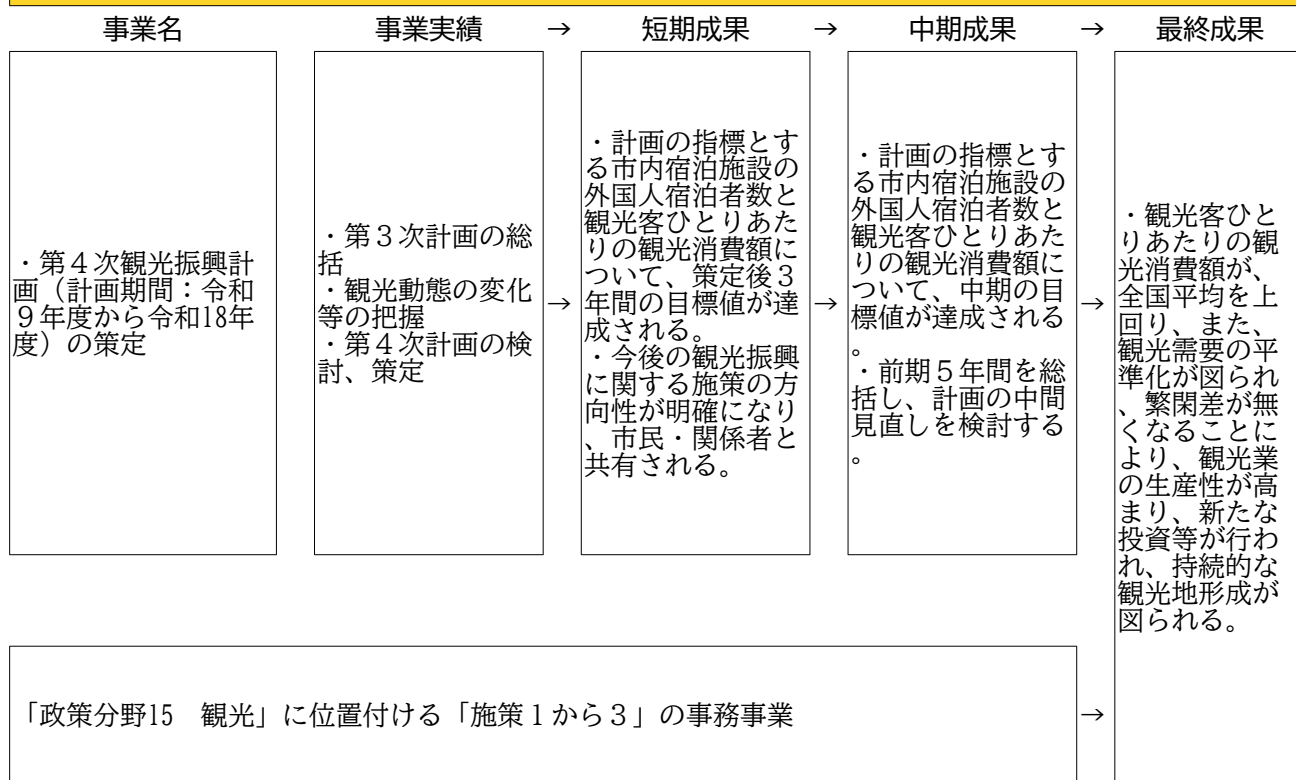
5	事業名	便益施設整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	観光客が、市内観光施設を快適に使用できるよう駐車場やトイレ等を整備し、利用者の満足度の向上とともに観光入込の増加に寄与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,809	11,809
			所要一般財源	9,809	9,809
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	・便益施設等については、来訪者の多い観光地周辺に駐車場やトイレなどを整備し、維持管理することで、引き続き、観光客の利便性と満足度を高めている。また、さらなる観光客の満足度を高めるため近年の健康への関心の高まりから分煙に対する取組についても関係団体等と検討を始めた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・便益施設については、設置から年数が経過し劣化が見られる施設もあることから、順次更新等を行いながら、今後も来訪者へのサービス提供を継続していく。また、駐車場や喫煙所の設置のあり方については、引き続き関係団体と検討を継続し、必要な対策を講じていく。				
6	事業名	観光管理運営費事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市で快適に観光を楽しめるよう駐車場やトイレなどの便益施設の充実に努めるとともに、道路案内・観光案内標識等の維持管理を通し観光客の利便性向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,530	6,413
			所要一般財源	4,530	6,413
			概算人件費	773	773
取組状況と 成果	・石部桜の観桜期に、案内看板や感染症対策看板、仮設トイレの設置、警備員の配置、臨時駐車場の確保等を継続して行い、観光客の利便性と観光地としての魅力向上を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・道路案内、観光案内標識等の定期的な状況確認に加え、設置から年数が経過し、劣化が見られる施設もあることから、順次更新等を行いながら、今後も来訪者へのサービスの提供を継続していく。 ・また、インバウンドへの対応など利用者のニーズが多様化していることから、案内標記に二次元コードを記載するなどして効果的な情報発信に取り組んでいく。				

7	事業名	フィルムコミッション事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	映画やテレビ番組等の撮影を積極的に誘致し、その作品を通じ、ロケ地として、本市の知名度向上と魅力の発信することで観光誘客を図るため、映像作品の撮影の支援や誘致を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,639	4,639
			所要一般財源	2,639	4,639
			概算人件費	6,180	7,724
7	取組状況と 成果	・平成24年度の大河ドラマ「八重の桜」の撮影支援等に代表されるように、撮影許可・届出等の手続きやロケに関する相談・斡旋、エキストラの募集支援を行い、映画やテレビ等を通じて本市が有する観光資源や魅力を発信・紹介してきた。 ・令和6年度は、積極的な誘致活動や受入体制の整備を行うことにより、海外作品を含む45件の放映実績があった。 ・また、令和6年度から7年度にかけて、本市が舞台の大型作品が放映されていることから、その撮影地となった施設での衣装展示やパネル及び説明看板の設置など、映像作品を活用した観光誘客をさらに強化している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・近年、海外作品を含むドラマ・映画など大型作品の撮影実績が増加傾向にある中、いかにこうした作品を活用し、国内外から誘客を図るかが課題であることから、ロケ地での特別な体験を盛り込んだ旅行商品を造成するなどツーリズム化を図り、観光消費額の向上に寄与していく。 ・ウェブページについては、2つに分かれている既存サイトを統合し、情報発信の強化を図る。			
8	事業名	会津若松観光ルネッサンス協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	観光振興や地域経済の活性化について、行政や観光団体等に提言を行うことを目的に、先駆的テーマや諸課題等を調査・研究している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	1,500
			所要一般財源	500	1,500
			概算人件費	943	1,159
8	取組状況と 成果	・令和5年度からは、会津領主である蒲生氏郷公を軸に「会津におけるキリシタン文化」に「茶の湯」という新しいテーマを加え調査研究を開始し、有識者による講演会や茶道体験等のイベントを開催しながら、茶室隣閣を持つ本市の優位性や観光素材としてのニーズを確認できたことから、本コンテンツの観光活用に向け、市やDMO等への最終提言に向けて、わかりやすく、かつ訴求力の高いストーリーを構築している。 ・また、本取組により、茶道への関心も高まっており、基幹ウェブサイトの茶道関連ページの閲覧数が、前年度から9,000件以上増加するなど話題作りに寄与することができた。 ・まちなかライトアップ事業については、夜間のさらなる魅力創出に貢献するため、有識者を招いた現地視察を行い、効果的な事業展開についての助言をもらうとともに事業協力者へのフィードバックを実施した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・旅行動態の変化や旅行ニーズの多様化が進んでいるため、実証を踏まえた質の高い観光振興策の提言が必要となっていることから、有識者の意見等を聴取しながら本市ならではのコンテンツに成熟させるために調査研究を行い、着地型旅行商品の造成等の観光活用について関係機関へ提言し、観光振興に貢献する。 ・まちなかライトアップ事業については、有識者による現地視察の中で、より効果的な事業に向けた実施方法についての助言があったことから、各施設において、実施方法の見直しを検討する。			

	事業名	ワーケーション推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	新しい働き方である「ワーケーション」等の需要の高まりを市場機会として捉え、本市における「ワーケーション」及び「プレジャー」を推進し、平日や閑散期の需要を掘り起こすことで、観光需要の平準化や滞在期間の拡大につなげ、観光消費額の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,803	1,803
			所要一般財源	1,803	1,803
概算人件費			618	618	
9	取組状況と 成果	・令和4年度に「市ワーケーション推進協議会」を設立し、これまで本市独自の地域資源を素材とする研修プログラムを6本造成し、また、ワーケーション利用企業とこれらのプログラムとのマッチング・調整を行うコーディネーターを4社育成するなど、計画的に取り組んできた結果、AiCT入居企業などのべ8社・約110名が同プログラムを活用したところであり、一部企業では定着化が図られ、令和7年度は3社が活用。 ・また、ホームページを開設するとともにパンフレットを作成し、プロモーションの強化を図るとともに、さらなるワーケーションプログラムの造成に取り組んでいる。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・閑散期における観光需要の獲得を図るワーケーションの推進にあたっては、受入実績や研修プログラム数が少ないことに起因し、ターゲットである企業等に対し訴求力のあるプロモーションが実施できていないことが課題である。このことから、本事業の推進役であるコーディネーターが、地元関係者との合意形成を図りながら自ら企画立案できるよう育成するとともに新たなプログラムの造成を支援し、実績を重ねることですらなる誘致に取り組む。			
10	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（観光分野）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	近年、視察者が多く訪れる「スマートシティ会津若松」を産業観光のコンテンツと捉え、視察窓口の調整や宿泊・観光情報を一体的に提供する体制の構築とデジタルツールの提供を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	令和4年度においてデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、AiCTコンソーシアムが取り組む観光分野の取組を支援することで、観光情報提供を一元化するとともに「スマートシティ会津若松」の視察受入れ・宿泊・行程情報等の個別提供も行うデジタル観光案内サービス「Visitory」が運用されている。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	今後も、「スマートシティ会津若松」を交流人口・関係人口の創出・拡大のコンテンツと捉え、国内外への情報発信の強化や、デジタル観光案内サービス「Visitory」の利用者拡大、ワーケーションの推進につなげていくとともに、AiCTコンソーシアムが取り組む持続可能な観光都市を目指した研究等などの取組を支援する。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
第4次観光振興計画の策定	計画の策定					策定	策定		

施策3 広域観光・インバウンドの推進					
1	事業名	極上の会津プロジェクト協議会事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：会津17市町村等の連携による広域観光の推進 内容：広域連携の優位性を活かした受入体制の整備やプロモーション等の充実強化を図りながら、回遊性のある滞在型観光の推進を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,769	5,769
			所要一般財源	5,769	5,769
			概算人件費	35,220	35,220
取組状況と 成果	・平成18年度に協議会設立、28年度に「会津の三十三観音めぐり」が日本遺産に認定。 ・認定以降、案内板設置や日本遺産ガイドの育成など日本遺産めぐりの受入体制整備や周遊型観光の促進に向け、17市町村ごとにデザインした日本遺産カードの配布等を展開。 ・令和6年度には東北で初開催された日本遺産フェスティバルを契機とした構成文化財と地域の様々なコンテンツを組み合わせた新たな通年の周遊ルートである「七色めぐり」を構築し、エクスカッションツアーの実施や専用のポータルサイトでのプロモーション、さらには日本遺産カードの配布等の取組により、会津地域への来訪者数が前年比約95万人増加するとともに、市を訪問するリピーターの割合も昨年度より約10%増加した。 ・ライフスタイルや価値観の変化等によって旅の目的が多様化するなど、新たな観光動態に対応するため、会津まつりへの参加など地域との深い関係性を提供する「暮らすような旅」の造成や、芦ノ牧スノーパークをはじめとした冬季の楽しみ方を紹介する特集ページの作成など、さらにはエリア内の公共交通機関が2日間乗り放題となる会津ぐるっとカード事業の実施など、多様な受入体制の整備を進めた結果、周遊性の向上につながり、市の観光客入込数は前年比約14%増加した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・観光産業の生産性の低さや人手不足、さらにはコロナ禍を経て、旅行に対してより深い体験を求めるなど、旅行趣向が多様化する中において、観光振興を進めるためには、これまで以上に市や圏域を超えた広域連携の優位性を活かし、多様なコンテンツを組み合わせた滞在型観光の推進などによる観光消費額の向上や、閑散期である冬季や平日の誘客促進による観光需要の平準化を図る必要がある。 ・観光消費額の向上を図っていくため、所得が高く、深い学びを求める50代以上を誘客ターゲットとし、会津地域が優位性を持つ食や温泉・体験などについて、その担い手との交流の機会を提供するなど、より高い満足度を得られる高付加価値なコンテンツを、極上の会津プロジェクト協議会と連携して造成していく。 ・令和8年4～6月には、ふくしまデスティネーションキャンペーンが県や全国のJR各社を主催として開催されることから、鶴ヶ城を核としたコンテンツや茶道文化を継承する抹茶をテーマにしたまちなか観光、さらに猪苗代湖の自然を活かしたサステイナブルツーリズムなど、本市の魅力あるコンテンツを極上の会津プロジェクト協議会と連携して全国に発信することで、新たな誘客を促進するとともに、年間を通じたプロモーションにより、リピーター獲得を図っていく。				

2	事業名	国際観光推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：観光需要の平準化を図るため、本市のターゲットである台湾・タイ・欧米豪地域に向け、インバウンド誘客を進める。 内容：海外でのプロモーションや旅行会社等への情報発信を行うとともに、受入環境整備を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	31,564	31,564
			所要一般財源	31,564	31,564
概算人件費			30,858	30,858	
取組状況と 成果	・台湾、タイ、欧米豪地域をターゲットに、極上の会津プロジェクト協議会やナイトタイムエコノミー推進協議会等と連携して、ニーズに応じた魅力あるコンテンツの開発やポータルサイトやSNSなどを活用した情報発信、多言語ガイドの活用や極上のはしご酒事業などの受入体制の整備、海外からの予約システムの強化等、一連のプロセス整備に取り組んできた結果、令和6年における東山・芦ノ牧両温泉の宿泊者数は、令和元年と比較して約2.5倍の約2万6千人となり、過去最高となった。 ・さらに、インバウンド誘客を進め、経済波及効果を高めるために、ターゲット国毎に魅力的な観光コンテンツの造成、宿泊や各種コンテンツ等の受入体制の整備、効果的なプロモーション、予約販売という観光マーケティングの一連のプロセスを計画的かつ持続的に推進するアクションプランの策定を、事業者及び市民等と連携して取り組んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・インバウンドについては、令和6年に過去最高の入込数を記録するなど、全国的に急増していることから、宿泊者数の増加や、それに伴う市内の訪問地点数や飲食や体験等の促進などの波及効果による消費拡大を図るため、これまで以上に計画的かつ持続的な取組が必要である。 ・新たに策定するインバウンド誘客アクションプランに基づき、台湾やタイ、欧米豪などの各ターゲット毎の旅行動態やニーズに応じた各種誘客事業について、DMOをはじめ、民間事業者及び市民と役割分担を明確化し、魅力あるコンテンツの開発やインバウンドガイドの整備といった受入体制の充実、誘客プロモーション、旅行商品の予約販売といった誘客マーケティングといった一連の取組に対する支援制度の整備などの対策を講じていくことで、地域一体となった推進体制を構築していく。				
3	事業名	会津カード運営協議会事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：会津10市町村、交通事業者等の連携による広域観光の推進。 内容：「会津ぐるっとカード」の発行・運営を通して、該当エリア内の公共交通機関の2日間乗り放題サービスを提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	120	120
			所要一般財源	120	120
概算人件費			1,854	1,854	
取組状況と 成果	・平成15年度、会津10市町村と地域内の鉄道及び路線バス事業者等と協議会を設立、会津ぐるっとカードの販売を開始。 ・デジタル版は販売数が年々増加しており、令和6年度は前年比約1.5倍と大きく伸び、全販売数の1/4に達した。 ・令和6年度に開催された日本遺産フェスティバルと連動して、オリジナルデザインカードを2,000枚限定販売、完売した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・これまでに実施した利用者アンケートからは、カード利用により周遊性が向上したとの声が主であったが、路線の拡大や交通機関の拡充、利用期間の設定等へ声も一部上がった。交通事業者からは、物価高騰への対応を求める声も聞かれている。 ・今後は、各交通事業者の運賃改定を踏まえた料金体系の見直しを行うとともに、利便性向上を見据えたエリアの見直しなどに向けた検討を行っていく。				

4	事業名	福島県観光復興推進委員会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：全県的な観光振興を目的として、県が本推進委員会を設立（事務局：観光交流課）。 内容：上記目的を達成するため、県内各市町村は観光客入込数等で算定された負担金を支出。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	314	314
			所要一般財源	314	314
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	・県内3方部でそれぞれ推進組織が選定され、会津方部では「極上の会津プロジェクト協議会」が選定されており、例年600万円が協議会に支出されている。 ・推進委員会事業として、全県的な観光情報誌の発行やホームページの管理・運営などの誘客プロモーションを実施。 ・本市旅行情報等について、県等が運営する各種ポータルサイトやSNS、国内各地の情報窓口等を活用し、幅広いプロモーションを実施。 ・令和7年4～6月のプレデスティネーションキャンペーンにあわせ、鶴ヶ城を活用した本市コンテンツを県が発行する特別リーフレットやポータルサイト等に掲載することで誘客促進を図った。（4～6月の観光客入込数は前年同時期を上回る結果となった）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本市の観光コンテンツを全国にプロモーションする機会として、全県的な誘客事業に連携して取り組む必要がある。 ・令和8年4～6月にはDCの開催が予定され、全国にプロモーションする絶好の機会であることから、復興推進委員会はもとより、DC実行委員会やJR各社と連携して、本市の観光素材を継続してプロモーションすることで、全国からの誘客を図っていく。				
5	事業名	都市間連携推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：国内外からの広範囲な誘客促進を図るため、広域連携による誘客事業を実施する。 内容：新潟市や佐渡市など、本市とゆかりのある自治体と連携協定等を締結、お互いのコンテンツを組み合わせた周遊型観光の推進事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,276	2,276
			所要一般財源	2,276	2,276
			概算人件費	5,021	5,021
	取組状況と 成果	・国内外からの誘客促進を図るため、新潟市や佐渡市など本市とゆかりのある自治体と連携協定等を締結、お互いのコンテンツを組み合わせた新たな周遊ルートの造成や共同プロモーション等を実施し、広域周遊の促進を図った。 ・新潟市：両市の優位性である、日本酒や味噌などの「発酵・醸造文化」を活用することで、両地域を周遊する発酵・醸造を軸とした新たなツーリズムを構築することができた。令和7年度には、それらを活用した新たなガイドブックの作成やポータルサイトの立ち上げ、大阪・関西万博等、関西方面でのプロモーションを行った。 ・佐渡市：両市の高付加価値コンテンツを組み合わせた周遊ルートを創出、両地域のDMO等を中心とした旅行商品の販売を進めるステージに移行した。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・観光産業の生産性の低さや人手不足、さらにはコロナ禍を経て、旅行に対してより深い体験を求めるなど、観光動態が多様化する中において観光振興を進めるためには、これまで以上に市や圏域を超えた広域連携の優位性を活かし、多様なコンテンツを組み合わせた滞在型観光の推進などによる観光消費額の向上や、閑散期である冬季や平日の誘客促進による観光需要の平準化を図る必要がある。 ・特に、冬間に多く来訪する傾向のあるオーストラリアからの誘客に向け、スノーリゾート形成計画推進協議会等と連携し、スノーコンテンツとサムライコンテンツ等を組み合わせたプロモーション等を実施することで、観光需要の平準化を図る。 ・新潟市とは、両地域に共通する「発酵・醸造文化」について、磨き上げたコンテンツのツーリズム化を進めるとともに、宿泊や飲食施設での提供や土産品等へ展開などの受入態勢の整備を進めることで、観光消費額の向上を図る。 ・佐渡市とは、両地域のDMOを中心とした旅行商品の販売を継続するとともに、両市の歴史的繋がりを活かした市民交流により、相互誘客を促進する。				

6	事業名	磐越西線SL運行推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：SLの定期運行を通じた観光誘客や地域活性化を図る。 内容：沿線自治体等と協議会を構成し、各種おもてなし事業や利便性向上に向けた取組を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	571	691
			所要一般財源	571	691
概算人件費			232	232	
取組状況と成果	・「磐越西線SL定期運行推進協議会」（新潟⇄会津若松間）及び「磐越西線SL等運行・活性化推進協議会」（郡山⇄喜多方（山都）間）に対して、負担金を支出し、各種おもてなし事業を実施するとともに、定期運行に向けた働きかけを実施。 ・フルーティア（郡山⇄喜多方間）は令和5年をもって運行終了となり、令和6年から新たな特別列車「あいづSATON0」が運行され、沿線一体となったおもてなし等を実施。運行列車は、定員に近い乗車率であり、本市の入込数回復に寄与した。 SLばんえつ物語運行実績（会津若松駅での降車人数）：R4：約6千人、R5：約9千人、R6：約15千人				
課題認識と今後の方針・改善点	・SLばんえつ物語や「あいづSATON0」等の特別列車は、列車旅行の魅力を体感できるものの、沿線の観光コンテンツとの一体となった誘客促進が必要である。 ・特別列車と併せて沿線の食や温泉、絶景などのコンテンツを組み合わせた旅行商品等を沿線自治体等と連携して造成・プロモーションすることにより、滞在型観光を促進し観光消費額の向上を図っていく。				
7	事業名	日光・会津観光軸活性化推進検討会事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：日光、会津エリアとして広域的な観光誘客の促進、周遊型観光の推進を図る。 内容：会津・日光両地域沿線の市町村や鉄道会社等と連携し、各地域や沿線の魅力などを組み合わせた広域プロモーションを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	232	304
取組状況と成果	・平成28年度～令和5年度：首都圏からの誘客促進に向けた広告掲出 首都圏を走る東武車両等に日光・会津両沿線地域の観光資源を掲載したポスターを掲示。 ・令和6年に、日光エリアを運行するDL大樹の会津若松駅までの延伸を契機に、特別列車を軸とした新たな滞在型の旅行商品を造成するため、南会津町、下郷町の沿線自治体等と新たな協議会を設立。令和8年のふくしまディステーションキャンペーンを契機とした新たな観光列車旅行商品販売を目指し、ターゲットやコンセプトの策定や、コンテンツの洗い出し等に着手した。				
課題認識と今後の方針・改善点	・首都圏や日光を起点とする旅行者を会津地域へ誘客するためには、イメージプロモーションだけでなく、首都圏・日光からの会津地域への移動手段と新たなコンテンツを組み合わせた旅行商品の創出が必要である。 ・特別列車と組み合わせる新たな観光コンテンツの開発や共同プロモーションを実施するため、国の補助事業を活用しながら、下郷町・南会津町、更には東武鉄道と連携した新たな誘客事業を推進していく。 ・検討会会員と連携し、引き続き日光・会津地域の相互誘客を図る。				

8	事業名	会津・置賜広域観光推進協議会事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・観光課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：米沢市・喜多方市・会津若松市の広域的な観光誘客を促進する。 内容：3市で会津・置賜広域観光推進協議会を運営し、共通のブランドコンセプトである「ラーメンと温泉」を活かした周遊事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	500
			所要一般財源	500	500
			概算人件費	304	304
	取組状況と 成果	・平成28年度：会津・置賜両地域の広域観光の環境整備と誘客促進のため、「会津・置賜広域観光推進協議会」設立。 ・平成29年～：「ラーメンと温泉」をコンセプトに、3市を周遊する誘客事業を実施。 ・令和5年～：参加利便性向上のため、スマホアプリによるデジタルラリー形式へと変更したことにより、両地域での広域観光が促進された。（令和6年度の応募総数178件（前年比142%））			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・デジタル化に移行し、参加者属性が把握できるようになったことから、メインターゲット層への積極的なプロモーションを実施し、周遊性の向上を図ることで観光消費額の向上につなげていく必要がある。 ・ターゲット層に向け、SNS広告を実施することにより周遊促進を図るとともに、ラリーの実施期間を3か月短縮した10月から2月までに設定することで、地域内の周遊向上による観光消費額の向上を図った。			

政策目標2 強みを活かすしごとづくり/政策4 地域の個性を活かした賑わいと魅力の創出

政策分野16 中心市街地・商業地域

目指す姿

商機能やコミュニティ機能等が充実し、快適で利便性が高い、魅力・活力にあふれるまち

施策

施策番号	名称	関連するSDGs17のゴール
施策の内容		
施策1	商店街機能の維持・強化	     
	商店街による買物機能やコミュニティ機能の維持・強化を支援し、魅力あふれる商店街づくりを進めます。 また、アミューズメント機能を含む、人の集める商業機能の充実に取り組みます。	
施策2	中心市街地の魅力向上	         
	中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協議会と連携しながら民間活力の活用や市民との協働により快適で利便性の高い、魅力あふれるまちづくりを推進します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	1日あたりの滞在人口				人	人流・位置情報データから得られる、30分以上滞在した人数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	40,000	40,500	41,500	43,000	
	実績	35,111	33,821	-	-	計画策定時（令和4年度）の35,500人から2年間で1,679人の減少。目標には至っていない。
	達成率	87.8%	83.5%	-	-	
2	日常的に訪れる市民の割合				%	人流・位置情報データから得られる、市内居住者のうち、30分以上滞在した日数が10日以上あった人の割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	25	26	27	28.5	
	実績	23.7	23.0	-	-	計画策定時（令和4年度）の24.2%から2年間で1.2ポイントの減少。目標には至っていない。
	達成率	94.8%	88.5%	-	-	
3	消費や体験の満足度				%	市内の暮らしに関するアンケートで得られる、まちなかでの買い物、食事、イベント等への「大変満足・満足」とした回答数の割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	32	33	35	37	
	実績	-	31.7	-	-	計画策定時（令和4年度）の31%から2年間で0.7ポイントの増加したが、目標には至っていない。（令和5年度は計画1年目のため集計なし。令和6年度は8月から11月までの調査結果）
	達成率	-	96.1%	-	-	

2 施策の評価

施策 1	商店街機能の維持・強化
主な取組状況と成果	【1】商店街等による個店の魅力向上と人材育成、環境整備などへの支援 ・中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援制度により、商店街等が行う環境整備（神明通り商店街のアーケードなど）や人材育成、イベント等の活性化事業に対する事業費の一部を助成し、主体的な活動を促進することで、商店街の魅力向上を図った。 ・支援制度については、商店街等のニーズや抱える問題、国・県等の施策の動向を踏まえながら、中小企業・小規模企業の事業活動の維持と更なる強化、第3期中心市街地活性化基本計画の実現に向け、見直しを行った。 ・令和4年度にデジタル地域通貨「会津コイン」の提供が開始され、令和5年度には「会津コイン」を活用した消費喚起を目的としたプレミアムポイント事業、令和5年度と令和6年度は、商店街等向けのクーポンサービスの展開を支援した。 ・令和7年度は、物価高騰対策として、消費を後押しすることで、市内に店舗がある地域の事業者を支援し、地域内の経済循環を促すことを目的に、会津コイン還元事業を実施した。 【2】空き店舗、空きスペースなどの活用支援と情報の一元化 ・商店街等が行う空き店舗対策事業や中心市街地での出店に対する支援を行うことで、商店街の魅力向上と商機能の再生を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】商店街等による個店の魅力向上と人材育成、環境整備などへの支援 ・複合的な要因（多様化する消費者ニーズの変化、施設の老朽化、後継者不足など）により既存店舗の商環境は一層厳しさを増している。 ・また、昨今の社会・経済情勢の急激な変化への対応など、商店街等をはじめとした中小・小規模企業者の自主的な努力を後押しするためには、支援制度の情報発信やサポート体制の構築に加え、ニーズに対応した支援内容の検討を継続して行っていく必要がある。 ・引き続き、情報発信に努めながら、各種取組への支援を継続するとともに、ニーズに対応した効果的な支援について検討していく。 ・「まちなか出店応援補助金」及び「チャレンジ企業応援補助金」については、ともに本市で事業を始めようとする事業者を応援する補助制度であることから、手続等において利用者が申請しやすい環境をつくるため、公募期間や手続等の統合について検討する。 ・「会津コイン」を活用した事業実施により、データによって得られる地域内の経済循環や効果を定量的に把握することで、施策の検証や今後の効果的な事業展開に繋げるとともに、成果を「見える化」し、地域通貨としての意義を周知していく。 【2】空き店舗、空きスペースなどの活用支援と情報の一元化 ・人口減少や少子高齢化、店主の後継者不足等を背景に、店舗等として活用可能な建物の解体、遊休不動産（空き店舗、空き地、空き家等）の増加が進んでおり、経済活動の衰退、エリア価値の低下などへの対応が求められている。 ・空き店舗などの遊休不動産の現状把握と情報発信に努めるとともに、効果的な活用方法や民間事業者の投資を促す施策の検討など、会津若松商工会議所や株式会社まちづくり会津、商店街等と連携して取り組んでいく。

施策2	中心市街地の魅力向上
主な取組状況と成果	【1】中心市街地活性化協議会等と連携した中心市街地活性化事業の推進 ・会津若松市中心市街地活性化協議会との連携により、第2期中心市街地活性化基本計画を策定し、平成27年6月に国の認定を受けながら、総合的な活性化事業の推進を図った。 ・平成30年度、中心市街地活性化協議会が主体となって実施した歩いて暮らせるまちづくり強化プロジェクト事業に参画し、まちなかコミュニティ拠点事業や、空き店舗×創業応援事業、公共交通機関利用促進事業などの各種事業を展開した。 ・令和3年5月に、株式会社良品計画と中心市街地及び地域活性化を目的とした連携協定を締結した。 ・令和5年3月、これまでの取組を検証し、新たなコンセプトで第3期中心市街地活性化基本計画を策定した。 ・令和7年度は、第3期中心市街地活性化基本計画の基本理念や基本方針の実現に向けた具体的な事業の一つとして、会津若松中心市街地活性化協議会が主体となり、商業施設跡地を活用したエリア価値向上事業を実施した。 【2】協働による地域個性を活かしたまちづくり ・まちなか賑わいづくりプロジェクトを策定し、各種事業を第2期中心市街地活性化基本計画に位置付け、その実行組織として、市民や商店街、関係団体、行政等により構成した「まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会」を設立し、各種事業を実施した。 ・令和5年5月から、第3期中心市街地活性化基本計画の実行組織として、上記実行委員会を再編した「マチイクプロジェクト実行委員会」により、情報発信をテーマに中心市街地のスペースやイベント、街なみや個店等の情報を発信するとともに、起業希望者向けの人材育成に取り組んだ。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】中心市街地活性化協議会等と連携した中心市街地活性化事業の推進 ・中心市街地の活性化については、少子高齢化や人口減少が進む中で、中心市街地を取り巻く環境が今後ますます変化していくことを前提として、効率的、効果的な手法を取り入れていく必要がある。 ・課題解決に向け、地域全体が中心市街地に対する共通の視点と主体性を持ち、一体的な活性化策に取り組む必要があり、持続していくためには次世代を担う人材「人」の発掘、育成も必要である。 ・また、限られた資源（人、資金、時間等）の中で効率的、効果的な取組を進めるためには、既存の組織を見直し、新たな時代に対応した体制づくりも必要となっている。 ・第3期中心市街地活性化基本計画の「まちの目指す姿」をまちづくりの指針として広く示し、関わる方々（住民、事業者、関係団体、行政など）の目線を合わせながら、取り組むべき課題の解決に向け、一体的なまちづくりを推進していく。 ・特に、中心市街地の情報の一元化と、エリアの価値向上のための取組を、中心市街地活性化協議会や株式会社まちづくり会津、関係部局と連携しながら取り組んでいく。 ・また、地域住民とともにこれからの中心市街地のありたい姿（ビジョン）を描く過程で、目線合わせ等を行いながら、次世代を担う人材の発掘、育成に取り組んでいく。 【2】協働による地域個性を活かしたまちづくり ・地域ならではの資源を活かした魅力的なまちづくりを推進するためには、まちに関わる方々が自分事として主体的に活動できる体制をつくるとともに、「まちの目指す姿」を共有しながら、協働による取組を進める必要がある。 ・第3期中心市街地活性化基本計画の基本理念や基本方針の実現に向け、まちで活動する方々の創意工夫の後押しや、情報発信、まちなかのスペース（公園や道路等）を活用した事業など、市民協働による取組を進めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
24-1	公園緑地等管理事業	建設部・まちづくり整備課
29-1	立地適正化計画推進事業	建設部・都市計画課
35-2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報政略課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 商店街機能の維持・強化】

・商店街等のニーズや抱える問題、国・県等の施策の動向を踏まえながら、商店街をはじめとする中小・小規模企業等が実施する環境整備、人材育成、イベント等の活性化事業に対する支援を行うことにより、主体的な事業活動の促進や組織の活性化、商店街の魅力向上に一定の成果を上げている。

・令和4年度に、デジタル地域通貨「会津コイン」の提供が開始され、消費喚起を目的としたプレミアムポイント事業や還元事業等において活用され、地域内での経済循環を図ってきた。

【施策2 中心市街地の魅力向上】

・令和5年に第3期中心市街地活性化基本計画を策定し、その実現に向けた取組や「マチイクプロジェクト実行委員会」による情報発信等により、消費や体験等の満足度が上昇している。

○課題

【施策1 商店街機能の維持・強化】

・昨今の社会・経済情勢の急激な変化への対応など、商店街等をはじめとした中小・小規模企業等の自主的な努力を後押しするため、引き続き情報発信に努めながら、各種取組への支援を継続するとともに、ニーズに対応した効果的な支援について検討していく必要がある。

・「会津コイン」を活用した事業実施により、データによって得られる地域内での経済循環や効果について定量的に把握することで、施策の検証や今後の効果的な事業展開に繋げていく。

【施策2 中心市街地の魅力向上】

・中心市街地の活性化については、少子高齢化や人口減少が進む中で、中心市街地を取り巻く環境が今後ますます変化していくことを前提として、効率的、効果的な手法を取り入れていくことが求められている。

・暮らしの中で中心市街地が選ばれる存在となるために、「消費や時間を過ごすうえで、目的地となる「場所」や「きっかけ」を増やすこと」を、地域全体が共通の視点と主体性を持って取り組む必要があり、まちが持続していくためには、次世代を担う人材を育成していくことも必要となっている。

・特に、エリアの価値向上のための取組を、中心市街地活性化協議会や株式会社まちづくり会津、関係部局と連携して取り組むとともに、限られた資源（人、資金、時間等）の中で効率的、効果的な取組を進めるためには、既存の組織を見直し、新たな時代に対応した体制づくりも必要となっている。

5 最終評価

政策分野16「中心市街地・商業地域」の推進にあたっては、第3期中心市街地活性化基本計画をまちづくりの指針として、住民、事業者、関係団体等と目線を合わせながら、一体的なまちづくりを推進していく必要がある。このため、中心市街地の情報の一元化とエリア価値向上に向けた取組を、中心市街地活性化協議会や株式会社まちづくり会津、関係部局と連携しながら進めるとともに、次世代を担う人材の発掘及び育成にも取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 商店街機能の維持・強化							
1			基本目標1	8.3	中小企業及び小規模企業振興補助金	継続	観光商工部・商工課
2					市商店街連合会補助金	継続	観光商工部・商工課
3					十日市実行委員会負担金	継続	観光商工部・商工課
4					スマートシティ会津若松推進事業（決済分野）	継続	企画政策部・情報戦略課、観光商工部・商工課
施策2 中心市街地の魅力向上							
1		◎	基本目標2	11.a	中心市街地活性化事業	継続	観光商工部・商工課
2		◎			マチイクプロジェクト事業	継続	観光商工部・商工課
3					人流動態分析	継続	観光商工部・商工課
4					株式会社まちづくり会津	継続	観光商工部・商工課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 商店街機能の維持・強化						
1	事業名	中小企業及び小規模企業振興補助金			法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課			次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中小・小規模企業者の自主的な努力を助長し、活力ある持続的な成長発展を図ることを目的とし、安全安心施設設置及び維持管理、イベント、人材育成、商店街空き店舗対策、中心市街地への出店、中小・小規模企業者の新たな取組等に対し、事業費の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	35,565	35,565	
			所要一般財源	31,506	31,506	
概算人件費			4,635	4,635		
取組状況と 成果	・平成31年4月、中小企業振興条例を全部改正し、中小企業及び小規模企業振興条例を施行。チャレンジ企業応援補助金を新設。 ・令和5年5月、施行規則を一部改正しチャレンジ企業応援補助金に創業枠を新設。 ・令和6年4月、施行規則及び交付要綱を全部改正。主な改正内容として、商店街空き店舗対策事業補助金を廃止し、まちなか出店応援補助金を新設。 ・商店街をはじめとする中小・小規模企業者が実施する事業への支援を行うことにより、事業活動や組織の活性化に一定の成果を上げている。					
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・中小・小規模企業者の自主的な努力を後押しするため、補助制度の周知を徹底するとともに、適切な運用を図る。 ・引き続き、情報発信に努めながら、各種取組への支援を継続する。 ・「まちなか出店応援補助金」及び「チャレンジ企業応援補助金」については、ともに本市で事業を始めようとする事業者を応援する補助制度であることから、手続等において利用者が申請しやすい環境をつくるため、公募期間や手続等の統合について検討する。					
2	事業名	市商店街連合会補助金			法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課			次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	商店街における商機能の維持・発展を目的に、会津若松市商店街連合会の活動促進と組織運営の円滑化のため、補助金を交付し支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	650	650	
			所要一般財源	650	650	
概算人件費			194	194		
取組状況と 成果	・事業立案、情報共有を目的とした会議の開催 ・令和5年度、令和6年度は、デジタルを活用した消費喚起事業を実施した。 ・連合会への支援を行うことにより、組織活動の促進と円滑化が図られている。 ・市内経済の活性化を目的とした消費喚起事業への支援を行うことにより、消費の促進や再来街及び新たな来街者の獲得に一定の効果が見られた。					
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域住民のライフスタイルは変化しており、時代に対応した商店街の姿を整理しながら、組織力を活かした魅力のある事業や、地域のニーズに応える店舗の創出等への取組が求められている。 ・効果的な事業の実施や、個店の創意工夫を後押しする取組も必要である。 ・情報提供や関係団体への調整などの側面支援を行いながら、連合会の活動促進と組織運営の円滑化に対する支援を行うとともに、商店街の振興に寄与する消費喚起事業への支援など、必要に応じ対応していく。					
3	事業名	十日市実行委員会負担金			法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課			次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	400年以上の伝統を持つ会津地域最大の初市である十日市を中心市街地において開催するため、十日市実行委員会に対し負担金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	750	750	
			所要一般財源	750	750	
概算人件費			97	97		
取組状況と 成果	・十日市の開催状況（来場者数・出店マス数） 令和6年1月10日（水）100,000人・302マス 令和7年1月10日（金）100,000人・313マス ・会津地域最大の初市である「十日市」が開催されることにより、中心市街地へ多くの人々が訪れる。地域ならではの体験や記憶を創出する伝統行事であるとともに、経済効果が高いため、中心市街地の活性化に貢献している。					
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・近年、出店者数が減少傾向にあり、一部の出店エリアは縮小されていることから、出店者の維持に向けた取組が必要となっている。 ・十日市の経済効果は大きく、第3期中心市街地活性化基本計画の基本方針の一つでもある「地域ならではの思い出」にもつながることから、継続して支援していく。					

4	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（決済分野）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課、観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	地域内経済循環とデータ活用による付加価値創出を目指し、既存のキャッシュレス決済とは異なる、地域側で運用・活用が可能な新しいデジタル地域通貨サービスの構築や運用を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	387	387
	これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	・令和4年度においてデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、AiCTコンソーシアムが取り組む決済分野の取組を支援することで、デジタル地域通貨「会津コイン」の提供が開始された。 ・令和5年度は、「会津コイン」を活用した消費喚起を目的としたプレミアムポイント事業を実施した。また、商店街等向けのクーポンサービスの展開を支援した。 ・令和6年度は、令和5年度に実施した商店街向けのクーポンサービスの有効性を事業者とともに検証し、同サービスのさらなる改良と事業の展開を支援した。 ・令和7年度は、「会津コイン」を活用した消費喚起を目的とした還元事業を実施した。			
	事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	・「会津コイン」を活用した事業実施により、データによって得られる地域内での経済循環や効果について定量的に把握することで、施策の検証や今後の効果的な事業展開に繋げていく。 ・会津コインが地域経済全体にどのような波及効果をもたらしているかを多角的に評価する体制を構築、事業成果を「見える化」し、事業者、ユーザー、関係者への説明責任を果たすことで、地域通貨としての意義を周知し、利用拡大を図る。			

施策2 中心市街地の魅力向上					
1	事業名	中心市街地活性化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中心市街地の活性化を目的として、中心市街地活性化基本計画を策定し、多様な団体から構成される中心市街地活性化協議会や、民間事業者、関係機関等と連携しながら、中心市街地活性化事業を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	24,416	14,000
			所要一般財源	22,416	14,000
			概算人件費	18,538	18,538
	取組状況と 成果	・第1期中心市街地活性化基本計画 平成21年4月～平成26年3月(5年) ・第2期中心市街地活性化基本計画 平成27年7月～令和5年3月(7年9か月) ※うち第1期国認定計画 平成27年7月～令和2年3月(4年9か月) ・第3期中心市街地活性化基本計画 令和5年4月～令和10年3月(5年) ・令和元年度に実施した市政モニターへの調査では、「全体の魅力」について市民意識に若干の改善がみられた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域全体が中心市街地に対する共通の視点を持ち、一体的な活性化策に取り組む必要があり、関係者の目線合わせが重要な課題である。 ・第3期計画では、取り組むべき課題と、目指す姿のイメージを具体化した。 ・引き続き、中心市街地が消費者ニーズに応える魅力を備え、事業活動の場として消費者及び事業者から選ばれ、地域特有の体験や記憶を通して、地域への愛着を育むエリアとなることを目指し、目線を合わせながら計画に位置付けた各種事業を推進していく。			
2	事業名	マチイクプロジェクト事業		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中心市街地活性化基本計画の基本理念及び基本方針の実現に向け、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちづくりに関わる人」が協働で事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,982	2,982
			所要一般財源	2,982	2,982
			概算人件費	9,269	9,269
	取組状況と 成果	・まちなか賑わいづくりプロジェクトを策定し、各種事業を第2期中心市街地活性化基本計画に位置付け、実行委員会を設立して各種事業を実施した。これらの事業に関する住民アンケートでは、約8割の方が「エリアの魅力向上につながった」と回答しているなど、主にハード面では一定の効果があつた。 ・令和5年5月から、第3期計画の実行組織として、上記実行委員会を再編した「マチイクプロジェクト実行委員会」により、情報発信をテーマに各種事業を開始した。 ・令和6年度より起業希望者向けの人材育成にも取り組んでいる。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域ならではの資源を活かしたまちづくりを推進するためには、まちに関わる方々が自分事として主体的に活動できる体制をつくり、「まちの目指す姿」を共有しながら、協働による取組を進める必要がある。 ・第3期中心市街地活性化基本計画の基本理念や基本方針の実現に向け、まちで活動する方々の創意工夫の後押しや、情報発信、まちなかのスペース(公園や道路等)を活用した事業や人材育成など、主にソフト事業を中心に市民協働による取組を進めていく。			

3	事業名	人流動態分析		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	第3期中心市街地活性化基本計画における各種事業の推進と効果測定、商店街等における事業検討にあたり、人流等の把握を行うため、各種データの収集及び分析を目的に、中心市街地活性化協議会が実施主体となり、携帯キャリア会社が保有する契約者の位置情報を活用した人流分析を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,080	1,080
			所要一般財源	1,080	1,080
			概算人件費	387	387
	取組状況と 成果	・令和3年度からは従前の調査方法を見直し、会津若松市中心市街地活性化協議会において、携帯キャリア会社が持つ契約者の位置情報から滞人口や人流を調査。 ・商店街等の事業検討において、これまで勘や経験に頼っていたものが、数値データとして明確になった。また、第3期中心市街地活性化基本計画の策定では、仮説の検証に活用した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・商店街や事業者等の事業検討への活用など、更なる有効活用について検討が必要である。また、本事業も含め、類似の調査等から得られるデータは、中心市街地活性化基本計画の効果検証にも必要であるが、市の各種施策への活用も有効であるため、担当課単位ではなく、全庁的なサービスの利用に向けた検討も必要である。 ・引き続き、本事業の実施主体や利用期間等について再検討しながら、基本計画の効果検証や、商店街や事業者等の事業検討への効果的な活用について研究していく。			
4	事業名	株式会社まちづくり会津		法定／自主	自主
	担当部・課	観光商工部・商工課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	まちづくりのマネジメント機関であり、商工会議所とともに中心市街地活性化協議会の共同設立者である株式会社まちづくり会津との連携を通じた各種事業を実施し、中心市街地の活性化を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	773	773
	取組状況と 成果	・野口英世青春広場及びアイバッセの管理運営や、戦略的中心市街地賑わい創出再生事業、歩いて暮らせるまちづくり強化プロジェクト事業（まちなかコミュニティ拠点事業）など各種事業を実施した。 ・中心市街地活性化協議会の事務局をはじめ、まちの拠点として機能する広場や施設の運営、各種業務受託など、事業の分野は多岐に渡っており、幅広い意味で地域の発展に寄与している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・まちづくり会社の役割は多様化しており、民間企業として経営基盤の確立のための事業を備えながら、一定の公共性を保ち、適切な対象へ将来につながる投資を行うことが重要であり、新たな時代に対応した組織体制づくりと人材の確保が必要である。 ・引き続き、積極的なまちづくりへの関与や投資、体制づくりに向け、働きかけを行っていく。			

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

政策分野17 健康・医療

目指す姿

健康づくりに取り組み、病気を予防して、健康でいきいきと暮らせるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	生活習慣病の予防 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得に取り組み、I C Tなども活用しながら市民自らによる適切な健康管理を進めます。	3 すべての人に健康と福祉を
施策2	感染症対策の推進 感染症の予防の徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく危機管理体制の確立を進めます。	3 すべての人に健康と福祉を
施策3	地域における医療体制の確保 県及び医師会との連携のもと、小児科医をはじめとする医療従事者の確保を図り、救急時の医療対応を含めた地域医療体制を維持します。	3 すべての人に健康と福祉を
施策4	医療保険制度の安定的な運営 医療制度改革の動向を的確に捉えながら、適切な医療給付を実施することで、医療保険制度の安定的な運営を図ります。	3 すべての人に健康と福祉を

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	特定健康診査受診率	%	40～74歳の国民健康保険加入者のうち、生活習慣病予防のための健康診査を受けた人の割合
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	60.0 60.0 60.0 60.0	
	実績	47.8 48.6 - -	未受診者への受診勧奨を継続しながら、特に若年層の受診率向上に向けた取組を強化していく必要がある。
	達成率	79.7% 81.0% - -	
2	特定保健指導実施率	%	特定健康診査の結果、保健指導の対象となった人のうち、指導を受け評価を終了した人の割合
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	73.8 74.2 74.6 75.0	
	実績	62.5 53.9 - -	年代による実施率に差があるため、対象者への保健指導の必要性や効果の啓発など実施率向上に向けた取組を継続する。
	達成率	84.7% 72.6% - -	
3	特別会計の健全性	千円	財政安定化基金借入額（～H29・一般会計基準外繰入金-次年度一般会計繰出金）
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	0.0 0.0 0.0 0.0	
	実績	0 0 - -	目標達成に向けた取組を継続していく必要がある。
	達成率	100.0% 100.0% - -	

2 施策の評価

施策1	生活習慣病の予防
主な取組状況と成果	【1】生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、各種健康診査やがん検診の内容の充実による受診率の向上に努めた。また、その結果をもとに保健指導対象者の明確化を行い、対象者に応じた効果的な保健指導を行うとともに、医療機関との連携の取組も行った。 ・第3次健康わかまつ21計画においては、健康づくりのポイントを市民にわかりやすく伝えるために、具体的な行動目標として示し周知を図った。 【2】市民一人ひとりが取り組む健康づくりへの支援 ・市、市民、関係団体等が一体となって健康づくりに取組む環境整備の一環として、健康づくり推進条例を制定し、広く周知を図った。 ・幼少期からのよりよい生活習慣の獲得を図るため、乳幼児健康診査などの母子保健事業や子育て施設・小中学校において食育推進や虫歯予防の普及啓発等を行うとともに、市民の主体な健康づくりの推進のため、「会津LEAD」をキーワードとした情報発信の取組を推進した。 【3】ICTを活用した健康情報活用の推進 ・妊娠期からの自主的なからだづくりと将来の生活習慣病予防を見据え、母子健康手帳を電子化した母子健康情報ポータル「OYACOp l u s」について、マイナンバーカードの本人確認機能を活用し、来庁不要で利用開始できるようにし利便性の向上を図った。 ・令和4年度、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、住民の日々の健康情報をPHR（パーソナルヘルスレコード）として集約・統合し、患者・医療従事者間で情報共有するとともに、オンライン相談・指導等に繋げる仕組みを、一般社団法人A i C Tコンソーシアムの会員企業が運営するデジタルサービスとして実装し、連携する医療機関やデータ項目数・利用者数の増加に向けた取組を支援した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 ・誰もが健康でいきいきと暮らすことができる会津若松市の実現を目指し、生活習慣の改善（リスクファクター：危険因子の低減）、生活習慣病の発症予防と重症化予防を基本とし、こころの健康の維持・向上、健康を守るための環境整備に引き続き取り組み、各種健康診査やがん検診の受診率結果をもとに対象者に応じた効果的な特定保健指導等を継続する。 ・健康づくり推進条例の理念の下、市民が心身の健康づくりに対する関心と理解を深め、健康づくりの推進に対する意識を高める取組を進めていく。 【2】市民一人ひとりが取り組む健康づくりへの支援 ・幼少期からのよりよい生活習慣の獲得を図るためには、市民一人ひとりが主体的に感心を持ち健康づくりに取り組む必要があることから、母子保健事業や食育推進、虫歯予防の普及啓発等を行うとともに、「会津LEAD」をキーワードとした情報発信の実施・拡充、健康アンバサダーの育成、健康まつりの開催や食育事業の推進等を、関係団体と連携して取り組んでいく。 ・保健センター機能集約に伴う既存施設の利活用に関して、外部意見徴取等の取組を進めていく。 【3】ICTを活用した健康情報活用の推進 ・「OYACOp l u s」の利用者拡大を図るとともに、健康に関するパーソナルヘルスレコード（PHR）やSNS等の情報通信ツールの利活用により、特に健康意識が低い「働き世代や無関心層」に対する効果的な情報発信に努め、市民が自らの健康情報を活用して自身の健康管理に役立てられる環境づくりに継続して取り組んでいく。 ・健康管理に活用できる情報通信ツールの利用拡大のため、庁内で連携して周知広報等に取り組むとともに、A i C Tコンソーシアム会員企業と関係者との調整等を支援していく。

施策2	感染症対策の推進
主な取組状況と成果	【1】感染症対策 ・感染症法等に基づき、感染症予防の徹底とまん延防止に努めた。また、新型インフルエンザ等対策行動計画や業務継続計画等を策定し、感染症対策の強化を図ってきた。新型コロナウイルス感染症対策としては、市民への情報発信とともに、発熱外来の運営、医療資材確保、医療従事者宿泊支援、濃厚接触者・自宅療養者生活支援、ワクチン接種等に取り組んできた。 【2】予防接種の推進等 ・予防接種法に基づく定期接種について、市政だより・ホームページを始め、個別通知や幼保施設・小学校でのチラシ配付等による積極的な周知・勧奨を行い、接種率の向上に努めた。 また、予防接種による健康被害が生じた方に対しては、市独自の給付制度を設けて給付を行うなど、被害者への支援を行ってきた。 ・高齢者の定期接種（B類）に、令和6年度に新型コロナウイルスワクチンを追加、令和7年度に带状疱疹ワクチンを追加した。 【3】環境衛生対策の推進 ・水害発生時等の防疫活動、財政支援による公衆浴場転廃業の防止、集合予防注射による狂犬病予防及び許可制による適正な墓地管理等、市民の衛生的な生活環境の確保のための事業を実施してきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】感染症対策 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、感染再拡大等に備え、引き続き、国県等と連携しながら、市民への啓発や医療資材の適切な備蓄及び管理に努める。 また、今後新たな感染症の発生に備え国・県の方針を踏まえ、医師会等関係期間と連携して、行動計画の改定に向け取組を行っていく。 【2】予防接種の推進等 ・感染症の予防を徹底し発生や蔓延を防止することは、市民の健康を守るために重要な取組であることから、引き続き県・医師会及び医療機関と連携を図りながら、予防接種の周知や接種勧奨を積極的に行い、接種率の向上に継続して取り組んでいく。 また、新型コロナウイルスワクチン接種及び子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害への対応については、国への申請手続き等の支援を含めて、適正丁寧な対応に努めていく。 【3】環境衛生対策の推進 ・市民の衛生的な生活環境確保のため、引き続き各種環境衛生対策を実施していく。

施策3	地域における医療体制の確保
主な取組状況と成果	【1】夜間及び休日等の救急医療体制の確保 ・夜間の初期救急医療体制の確保を図るため、夜間急病センターの適切な運営に努めるとともに、年末年始の日中の診療時間拡大やレセプト（診療報酬明細書）のオンライン化など、利用者の利便性向上にも努めてきた。 - また、コロナ禍においても変わらず、休日等の初期救急医療体制の確保を図るため、会津若松医師会及び会津若松歯科医師会との連携により体制の整備に努めてきた。 - さらに、二次救急医療体制の確保を目的として、竹田総合病院、会津中央病院及び会津医療センターとの連携や補助金交付支援により、夜間及び休日等の医療従事者の確保と重症救急患者の受入体制の確保に努めてきた。 【2】地域医療体制の確保 ・夜間及び休日等の救急医療体制はもとより、会津地域全体の医療体制の確保において、将来的な小児科・産科等の医師不足が懸念されることから、会津若松医師会等と協議を行い、将来的な医師確保に向けた方策を検討してきた。 ・会津オンライン診療研究会へ補助金を交付し、神経変性疾患を主としたオンライン診療の普及・推進を進めてきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】夜間及び休日等の救急医療体制の確保 ・引き続き、適切な夜間急病センターの管理運営、各医師会、医療機関の連携強化により、夜間及び休日等の救急体制の確保に努めていく。 【2】地域医療体制の確保 ・地域医療体制の崩壊を防ぐために、県や地域の医療関係者と緊密な連携を図りながら、地域医療体制の確保に努めていく。 ・小児科医をはじめとする医療従事者の負担軽減及び将来的にも維持可能な地域医療体制の確保のため、会津若松医師会等関係機関との協議・連携により、実効性のある方策を継続して検討していくとともに、医師の負担軽減が期待できるオンライン診療等のデジタル技術の有効活用や、広域連携事業の推進といった新たな展開も視野に入れ、検討・調整を進めていく。 ・夜間急病センターの運営については、継続的に医師会等の関係機関と連携強化を図り、市民が安心して受診できる医療体制を確保する。

施策4	医療保険制度の安定的な運営
主な取組状況と成果	【1】適正な医療給付の実施 ・国民健康保険事業運営健全化指針に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防に着目した特定健康診査や特定保健指導を行うとともに、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進により医療費適正化を図ってきた。 【2】国民健康保険税の適正な賦課と徴収 ・毎年度、国保事業費納付金等を踏まえ、国保税率の検討を行ってきた。 ・平成28年度にコンビニエンスストア納付、令和2年度にインターネット納付、令和4年度にスマートフォン決済アプリによる納付を導入し、納付環境の整備を図ってきた。 【3】保健事業の推進 ・これまでの取組の成果や課題を総括し、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画を令和6年3月に策定した。 ・特定健康診査の受診率向上に向け、未受診者の過去の受診履歴に基づく受診勧奨に取り組むなど、被保険者の健康の保持増進に資する取組を行ってきた。 【4】県単位化に伴う国保事業の安定化に向けた取組 ・新たな県国民健康保険運営方針を踏まえ、第4期国民健康保険事業運営健全化指針を令和6年3月に策定した。 ・収支の適正な管理を図り、一般会計からの基準外繰入によらない財政運営を行ってきた。 ・保険証様式の統一や葬祭費支給額の引上げ等、事務の標準化を行ってきた。 【5】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進 ・高齢者の心身の課題に対応したきめ細かな支援として、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する事業を令和4年度は北会津圏域で、令和5年度は対象地域を拡大して第3、第4、北会津圏域で、令和6年度からは市内全域で実施した。 【6】マイナ保険証への移行 ・令和6年12月に現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）を基本とした仕組みへの移行に際し、周知を含め円滑な移行対応に取り組んできた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】適正な医療給付の実施 ・高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加している傾向にあり、第4期国民健康保険事業運営健全化指針及び第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づく保健事業等の推進による医療費の適正化を図っていく。 【2】国民健康保険税の適正な賦課と徴収 ・国保税を適正に賦課するため資格管理の適正化に取り組むとともに、更なる納付の利便性向上や、効率的な収納対策による収納率の向上に継続して取り組んでいく。 ・子ども・子育て支援金制度の令和8年度からの導入に伴い、必要となる対応を進め、子ども・子育て支援金分の賦課徴収を行う。 【3】保健事業の推進 ・第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づく保健事業を推進し、被保険者の健康の保持増進に努めていく。 ・特定健康診査の受診率向上のための効果的な取組を推進していく。 【4】県単位化に伴う国保事業の安定化に向けた取組 ・県単位化に伴い、国保の市町村事務処理標準システムを導入するとともに、高額療養費の支給事務を見直すなど、事務処理等の標準化・効率化を図っていく。 ・国保事業費納付金に見合った歳入の確保に努めるとともに、令和11年度予定の県内保険税水準の統一に向け、県による段階的な調整等の手順やスケジュールに沿って、基金活用や国保税率見直しの検討を行い、安定的な事業運営を行っていく。 【5】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進 ・高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を継続していくため、関係機関と連携しながら、効果的かつ効率的に実施していく。 【6】マイナ保険証への移行 ・令和6年12月以降のマイナ保険証（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）を基本とした仕組みへの移行に伴い、周知を含め円滑な移行対応に引き続き取り組んでいく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
1- 2	安全な妊娠・出産への支援事業	健康福祉部・健康増進課
1- 2	育児支援事業	健康福祉部・健康増進課
1- 2	乳幼児健康診査事業	健康福祉部・健康増進課
19- 3	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	健康福祉部・高齢福祉課
35- 2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報戦略課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 生活習慣病の予防】

・要指導対象者への個別アプローチの結果、循環器疾患・糖尿病の改善や年間透析者数の減少が見られた。
 ・歯や口腔の健康については、意識の向上等によりむし歯の有病率が改善された。
 ・市、市民、関係団体等が一体となって健康づくりに取り組む環境整備の一環として、健康づくり推進条例を制定し、広く周知を図った。
 ・デジタル田園都市国家構想推進交付金などの活用により、（一社）AiCTコンソーシアムの会員企業が自ら運営するヘルスケア分野のサービスが複数実装され、市民が自らの健康情報を活用して自身の健康管理に役立てられる環境整備が進んだ。

【施策2 感染症対策の推進】

・感染症法・特措法に基づく新型インフルエンザ等対策（感染症発生状況等に係る情報発信、新型コロナウイルスワクチン接種、医療資材確保、発熱外来設置、濃厚接触者・自宅療養者への生活支援事業等）を実施。

【施策3 地域における医療体制の確保】

・夜間急病センターにおいて発熱外来を設置し、新型コロナ対応でひっ迫する初期救急医療の一助となった。

【施策4 医療保険制度の安定的な運営】

・国民健康保険税において、平成28年度にコンビニエンスストア納付、令和2年度にインターネット納付、令和4年度にスマートフォン決済アプリによる納付を導入し、納付環境の整備を図った。
 ・第4期国民健康保険事業運営健全化指針と、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画を令和6年3月に策定した。
 ・高齢者の心身の課題に対応したきめ細かな支援として、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する事業を令和4年度は北会津圏域で、令和5年度は対象地域を拡大して第3、第4、北会津圏域で、令和6年度からは市内全域で実施した。

○課題

【施策1 生活習慣病の予防】

・各種がん検診の受診率向上に向けて、がんの正しい知識を含めた検診の必要性や受診しやすい環境整備など、効率的・効果的な取組を推進していく。
 ・ICT活用による利便性向上など、個人が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を推進していく。
 ・健康管理に活用できる情報通信ツールの利用拡大のため、庁内で連携して周知広報等に取り組むとともに、AiCTコンソーシアム会員企業と関係者との調整等を支援していく。また、医師の負担軽減が期待できるオンライン診療等のデジタル技術の有効活用や、広域連携事業の推進といった新たな展開も視野に入れ、検討・調整を進めていく。

【施策2 感染症対策の推進】

・新たな感染症発生に備え、国県等と連携し、市民への啓発や医療資材の適切な備蓄及び管理に努める。

【施策3 地域における医療体制の確保】

・年末年始等の繁忙期における対応など、夜間急病センターの効率的な運営について検討を行う。

【施策4 医療保険制度の安定的な運営】

・高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加している傾向にあり、第4期国民健康保険事業運営健全化指針及び第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づく保健事業等の推進による医療費の適正化を図っていく。
 ・特定健康診査の受診率向上のための効果的な取組を推進していく。
 ・県単位化に伴い、国保の市町村事務処理標準システムを導入するとともに、高額療養費の支給事務を見直すなど、事務処理等の標準化・効率化を図っていく。

5 最終評価

政策分野17「健康・医療」の推進にあたっては、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、各種健康診査やがん検診の受診率向上に努めていく。感染症対策については、新たな感染症の発生に備え、国・県等と連携し、市民への啓発や医療資材の適切な備蓄及び管理に努めていく。また、高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加している傾向にあることから、第4期国民健康保険事業運営健全化指針等に基づき保健事業等を推進し、医療費の適正化を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 生活習慣病の予防							
1		◎	基本目標3	3.4	第3次健康わかまつ21計画の推進	継続	健康福祉部・健康増進課
2			基本目標3	3.4	がん検診の推進	継続	健康福祉部・健康増進課
3			基本目標3	3.3	肝炎ウイルス検診	継続	健康福祉部・健康増進課
4			基本目標3	3.4	骨粗しょう症検診	見直し	健康福祉部・健康増進課
5		◎	基本目標3	3.4	食育推進事業（食育推進計画・食生活改善推進員）	継続	健康福祉部・健康増進課
6			基本目標3	3.4	歯科保健事業	継続	健康福祉部・健康増進課
7			基本目標3	3.9	放射線に対する健康管理対策	継続	健康福祉部・健康増進課
8			基本目標3	3.8	保健センターの充実	継続	健康福祉部・健康増進課
9			基本目標3	3.8	健康づくり推進協議会	継続	健康福祉部・健康増進課
10			基本目標3	3.8	保健委員会への支援	継続	健康福祉部・健康増進課
11			基本目標3	3.4	健康まつり事業	継続	健康福祉部・健康増進課
12		◎	基本目標3	3.8	健康情報活用推進事業	継続	健康福祉部・健康増進課
13			基本目標3	3.4	健康ポイント事業	終了	健康福祉部・健康増進課
14			基本目標3	3.8	スマートシティ会津若松推進事業（ヘルスケア分野）	継続	企画政策部・情報戦略課、健康福祉部・健康増進課
施策2 感染症対策の推進							
1		◎	基本目標3	3.3	感染症対策事業	継続	健康福祉部・健康増進課
2		◎	基本目標3	3.3	予防接種	継続	健康福祉部・健康増進課
3			基本目標3	3.4	子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援者に対する医療給付金	終了	健康福祉部・健康増進課
4			基本目標3	3.3	狂犬病予防接種	継続	健康福祉部・健康増進課
5			基本目標3	3.9	公衆浴場対策	継続	健康福祉部・健康増進課
6			基本目標3	3.8	墓地等経営許可業務	継続	健康福祉部・健康増進課
施策3 地域における医療体制の確保							
1		◎	基本目標3	3.4	夜間急病センター運営事業	継続	健康福祉部・健康増進課
2		◎	基本目標3	3.4	休日当番医制事業	継続	健康福祉部・健康増進課
3		◎	基本目標3	3.4	救急医療病院輪番制運営事業	継続	健康福祉部・健康増進課
4			基本目標3	3.8	自動体外式除細動（AED）整備事業	継続	健康福祉部・健康増進課
5			基本目標3	3.8	骨髄移植ドナー助成事業	継続	健康福祉部・健康増進課
6			基本目標3	3.8	オンライン診療推進事業	継続	企画政策部・情報戦略課
施策4 医療保険制度の安定的な運営							
1		◎	基本目標3	3.8	適正な医療給付と賦課徴収（国民健康保険特別会計）	継続	健康福祉部・国保年金課
2		◎	基本目標3	3.8	県単位化に向けた取組（国民健康保険特別会計）	継続	健康福祉部・国保年金課
3			基本目標3	3.8	後期高齢者医療事業（一般会計）	継続	健康福祉部・国保年金課
4			基本目標3	3.8	高額療養費貸付事業	継続	健康福祉部・国保年金課
5		◎	基本目標3	3.8	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施	継続	健康福祉部・国保年金課、健康増進課、高齢福祉課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 生活習慣病の予防					
1	事業名	第3次健康わかまつ21計画の推進	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	「健康寿命の延伸・健康格差の解消」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の整備と質の向上」を基本目標とした市の健康増進計画「第3次健康わかまつ21計画」(令和6～17年度)に基づき、市民の健康づくりを推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	19,278	20,292
			所要一般財源	16,915	20,029
			概算人件費	38,929	38,929
1	取組状況と 成果	○第1健康わかまつ21計画(H15～24) ○第2次健康わかまつ21計画(H25～R5) →会津LEAD事業開始(H30～) ○第3次健康わかまつ21計画(R6～R17) →会津若松市健康づくり推進条例の制定(R7)			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	○誰もが健康でいきいきと暮らすことができる会津若松市の実現を目指し、生活習慣の改善(リスクファクター:危険因子の低減)、生活習慣病の発症予防と重症化予防を基本とし、こころの健康の維持・向上、健康を守るための環境整備に引き続き取り組む。 ○健康づくり推進条例の理念の下、市民が心身の健康づくりに対する関心と理解を深め、健康づくりの推進に対する意識を高める取組を進めていく。			
2	事業名	がん検診の推進	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	がんの正しい知識の普及啓発と各種がん検診(肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん)及び特定健康診査制度対象外である医療保険未加入の生活保護受給者等を対象とした健康診査を実施し、健康の保持・増進と疾病の早期発見・早期治療を促進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	165,099	165,099
			所要一般財源	164,993	164,993
			概算人件費	7,724	7,724
2	取組状況と 成果	○各種がん検診及び健康診査等を公民館等で実施する集団健診と指定医療機関で実施する施設健診の2方式で実施している。 ○無料クーポン券の配付や節目年齢無料者の拡大等による受診促進を実施。 ○肺がん施設検診の導入や、読影システムを追加して精度向上を図った。 ○令和4年度より胃がん検診(胃内視鏡検査)の対象年齢を国のがん検診の指針に基づき50歳以上に引き上げた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	○がんによる死亡者は今後も増加していくことが予想されるため、一次検診未受診者に対する個別の受診勧奨や、要精密検査未受診者に対する精密検査受診勧奨など、医療機関とも連携しながら、受診率向上に向けた対策を実施していく。			
3	事業名	肝炎ウイルス検診	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	肝炎ウイルスに関する知識を普及させるとともに、40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方を対象に、血液によるC型肝炎ウイルス及びB型肝炎ウイルス感染の有無を検査し、肝炎の早期発見・早期治療を促進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,081	1,081
			所要一般財源	443	443
			概算人件費	773	773
3	取組状況と 成果	○新規対象者となる40歳全員(40歳は検診自己負担無料)に受診券を送付し、受診勧奨を行ってきた。 ○受診方法は、公民館等実施する集団健診と指定医療機関で実施する施設健診の2方式で、特定健康診査やがん検診等と同時に受診できるように環境を整えた。 ○検査の結果「陽性」と判定された方については、医療機関の受診状況を確認し、肝炎による健康障害の回避、軽減等を図った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	○肝炎ウイルス検診は、実施主体が多岐に渡ることや匿名受診の場合等もあり、正確な受診状況を把握することは困難。 ○肝炎ウイルス陽性者に対しては、定期的な医療機関への受診勧奨やその後の診療状況の追跡確認を行い、重症化予防を図る。 ○肝炎ウイルス感染者を早期に発見し、適切な治療に結びつけるために、引き続き未受診者対策及び新規対象者(40歳)への受診勧奨に取り組んでいく。			

4	事業名	骨粗しょう症検診		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	目的：過度の骨量減少の早期発見、早期治療と骨量減少を最小限に食い止めるための生活習慣の改善。 内容：60歳と65歳の女性を対象に踵骨の超音波測定法による集団検診及び結果説明を実施	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,586	2,865
			所要一般財源	529	955
概算人件費			1,175	1,314	
取組状況と 成果	○生活習慣の改善に主眼をおき実施、受診率は、概ね30%前後で推移している。 ○検診の結果、要精密検査となった方には、通知や電話により受診勧奨を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○健康日本21では、生活機能の維持・向上に加え、女性のやせ・骨粗しょう症等の健康課題の解決が目標に掲げており、本市の第3次健康わかまつ21においても、女性の健康課題の解決について新たに取り組んでいる。 ○女性ホルモンが劇的に変化し急激な骨量減少等、健康に様々な影響を与える50歳代に対象者を拡大し、骨粗しょう症及びその予備群を発見・治療につなぎ、健康課題の解決に取り組んでいく。				
5	事業名	食育推進事業（食育推進計画・食生活改善推進員）		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：市食育推進計画に基づき、食育事業を地域協働で進めることにより、食を取り巻く課題及び健康課題解決を図る。 内容：食育推進事業、食環境整備事業、食育ネットワーク事業、食生活改善推進員養成・育成事業	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,871	1,740
			所要一般財源	2,871	1,740
概算人件費			13,904	11,586	
取組状況と 成果	○栄養アセスメントを実施することにより本市の地域傾向をとらえ、効率的かつ効果的な食育の推進を、食育ネットワークと等と連携しながら実施している。 ○食生活改善推進員を養成・育成することにより、地域に根付いた食育活動を推進している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○第3次食育推進計画を令和7年度中に策定し、計画的に取組を推進する。 ○食育の推進について、より実践に繋がる工夫や支援を検討していく。 ○食環境整備事業参加飲食店や食育ネットワーク参加団体数を増加させるなど、健康づくりの実践に向けた取組を強化する。				
6	事業名	歯科保健事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：歯や口腔の健康づくりについて意識啓発を図り、むし歯や歯周病等を予防する。 内容：各種保健事業や市政だより、ホームページ等で口腔衛生の情報提供を行う。また子どものむし歯予防対策としてフッ化物洗口事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	723	783
			所要一般財源	446	413
概算人件費			1,558	1,558	
取組状況と 成果	○市政だよりやホームページ、保健事業を活用し、むし歯や歯周病の予防、口腔衛生とウイルス感染予防、口腔機能低下等についての情報を提供し意識啓発を図った。 ○フッ化物洗口実施施設(令和6年度実施施設：未就学児施設19、小学校2、中学校1)への補助金交付等の支援を行うと共に、フッ化応用(フッ化物配合歯磨剤の活用等)について情報提供を行った。 ○本市の子どものむし歯は、全国平均より高いものの減少傾向にあり改善がみられる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○本市の子どものむし歯の状況は改善傾向であるが、口腔の健康維持には、生活習慣が関与し、自覚し難い病変や機能の低下もあるため、今後も関係機関と連携し情報提供を行う。また市民全体への歯科・口腔保健の意識啓発について歯科医師会等と取組の強化を図る。 ○フッ化物洗口事業については県の事業検証においてもその効果が示されているため、実施施設や歯科医師会等と連携しながら推進していく。				

7	事業名	放射線に対する健康管理対策		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	東日本大震災における原発事故により生じた市民の放射線に対する健康被害や不安を払拭するため、自らの積算線量を確認する電子式線量計の貸与、食の安全・安心の確保のための自家消費農作物等の食品放射能検査を行い、市民の健康管理の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	○平成23年度 電子線量計の貸与、自家消費農作物等の食品放射能検査開始 ○平成24年度 受贈ホールボディカウンターによる市独自の内部被ばく検査開始 ○平成29年度 県ホールボディカウンター搭載バスによる内部被ばく検査事業開始 (令和2年度以降は年1回の巡回型検査)に伴い、市独自の検査終了。 ○令和4年度 市が直接行う自家消費農作物等の食品放射能検査を終了し、県の検査機関(委託事業者)での検査方式に変更。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○福島第一原子力発電所事故の影響が収まるにつれ、線量計の貸与と食品放射能検査の実績は減少傾向にある。 ○内部被ばく検査及び食品放射能検査については、県事業を活用しながら継続して対応する。なお、利用実績の推移や県の事業の動向を見極めながら、今後の事業のあり方を検証していく。				
8	事業名	保健センターの充実		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民の健康づくりの拠点である保健センターで行う事業が円滑に実施できるよう点検・管理及び必要に応じて修繕を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	25,337	16,907
			所要一般財源	25,337	16,907
			概算人件費	2,982	2,982
取組状況と 成果	○施設点検や修繕工事等を実施し、維持管理を行っている。 ○北会津保健センターについては、指定管理者制度による管理運営を実施している。 ○令和4年度 北会津保健センター屋根防水工事／河東保健センター冷暖房設備改修 ○令和5年度 北会津保健センター不動産鑑定評価委託／アスベスト含有分析調査委託 ○令和7年度 北会津保健センター地下タンク・浄化槽・自動ドア改修工事				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○保健センター3施設は、建物の老朽化、駐車スペース不足や立地場所など、効率的な市保健事業実施、市民の利便性の面で課題がある。 ○当面の間、市民の利便性の確保に努めながら、安全かつ快適に利用できるよう適切な維持管理に努めていくとともに、今後、県立病院跡地利活用基本計画に基づき整備される複合施設への保健センター機能集約検討に加えて、現在供用中施設の利活用に関する外部意見聴取等の取組を進めていく。				
9	事業名	健康づくり推進協議会		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	健康づくり推進協議会は、保健医療関係団体の代表者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱した委員で構成された組織であり、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	485	485
			所要一般財源	485	485
概算人件費			618	618	
取組状況と 成果	○市民が生涯にわたり疾病を未然に防ぎ、健康な生活を送ることができるよう、地域に密着した総合的な健康づくりを推進するため、協議会委員の専門的見地から意見・提案をいただいている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○健康づくりに関して専門的見地からの意見を聴取する必要不可欠な事業であり、今後も継続して開催していく必要があるが、委員の構成については、民意の反映という観点から、公募を検討する必要がある。 ○今後も継続して開催し、市民の健康づくりの推進に関する専門的見地からの意見聴取に努めるとともに、委員の公募を含めた今後のあり方についても検討していく。				

10	事業名	保健委員会への支援		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域住民の健康の保持増進を目的として活動している市保健委員会に対し、補助を行うとともに、活動の活性化を図るための支援として、研修会の開催、行政の情報提供及び地域での活動への協力を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,589	3,589
			所要一般財源	3,589	3,589
			概算人件費	2,393	2,393
10	取組状況と成果	○地域の健康づくり推進団体として、各地区保健委員会主催による地区ウォーキング大会、健康教室等の実施や、市保健委員会主催の「市民健康ウォーク」の開催などの自主的な活動に対する支援を行っている。 ○各地区保健委員を中心に、地域住民に対する検診（健診）受診率向上や生活習慣病予防に向けての予防啓発等、市と協働による活動を行っている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○保健委員会は、健康推進活動等に対して積極的に参画いただき、市民の健康の維持・増進に寄与している。 ○市保健委員会の自主性を尊重し、今後の健康課題に対する取組について、適切な情報の提供等を図り、活動の支援を継続する。 ○地区活動に差が生じていることから、組織体制の見直しに向けた議論を進める。			
11	事業名	健康まつり事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市健康まつり実行委員会（健康づくりに関する団体等により組織）が、市民の健康意識の啓発・高揚を目的に実施する「会津若松市健康まつり」（健康に関するテーマに基づく展示、体験、相談等）に対し、支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,000	1,000
			所要一般財源	1,000	1,000
			概算人件費	1,738	1,738
11	取組状況と成果	○昭和60年度～ 市主催による開催 ○昭和62年度～ 実行委員会主催による開催 ○平成13年度～ 環境フェスタとの合同開催（～H29） ○令和元年度 ふくしま健康長寿フェスティバル2019in会津若松（県）と共催 ○令和2～4年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ○令和6年度 いきいき健康づくりフォーラムin会津若松（県）と共催			
	課題認識と今後の方針・改善点	○広く市民に認知され、来場者も多数訪れるイベントとして健康意識の啓発・高揚に一定以上の効果がある一方、マンネリ化が課題となっているため、さらなる内容の充実を図っていく。 ○健康まつりに、より多くの市民が来場し、健康意識のさらなる啓発・高揚が図られるよう、アンケート調査による市民ニーズの把握、事業への反映の検討、企業や他のイベントとの連携など内容の充実に向け、引き続き支援を行う。			
12	事業名	健康情報活用推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康診断結果等について個人が活用できる仕組みの整備や、関係団体と連携し、各種健診の受診勧奨、健康づくりに関する事業や取組の周知とともに、自身の健康情報を健康管理に活用しやすい環境づくりを図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,287	1,287
			所要一般財源	1,287	1,287
			概算人件費	228	228
12	取組状況と成果	○母子健康手帳を電子化した母子健康情報ポータルを整備（平成29年2月：サービス提供開始）し、安心かつ利便性の高い子育て環境の実現を図った後、令和5年度にマイナンバーカードによる本人確認機能の利用開始により、市民の利便性向上を図った。 ○医師会、歯科医師会、薬剤師会との共同により、市の健康に関する状況や改善すべき要因、改善に向けた取り組み等の情報をまとめた「会津若松市健康だより」を作成、配布し、健康情報に対する意識向上の取り組みを行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○生活習慣病の予防や健康維持のためには、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることを意識し、積極的に健康管理に取り組むことが重要であることから、健康情報の発信を充実させるとともに、利用しやすい環境を整備していく必要がある。 ○健康に関するパーソナルヘルスレコード（PHR）や、SNS等の情報通信ツールの利活用について、関係課との協議を視野に含め、様々な健康情報を多様な広報手法による発信を検討し、市民の健康維持、増進への自主的な取組の契機に結び付けていく。			

13	事業名	健康ポイント事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	平成28年6月に県が開始した「ふくしま健民パスポート事業」に、市独自の対象やインセンティブを上乗せしながら健康ポイント事業として実施し、個人の自立した望ましい健康習慣の実践・継続や社会参加を喚起し、継続的に健康づくりに取り組める環境整備を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	183	0
			所要一般財源	183	0
			概算人件費	114	0
14	取組状況と 成果	○市が定める健康づくりメニューと社会参加に対する取り組みにポイントを付与し、県内協力店舗で各種サービスが受けられる「ふくしま健民カード」を交付するとともに、抽選により県産品等をプレゼントした。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○県事業である「ふくしま健民パスポート事業（福島健民アプリ、ふくしま健民カード発行及び協力店の仕組み）」が令和7年度をもって終了となることから、本市も同様に事業終了とする予定。			
	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（ヘルスケア分野）		法定／自主	自主
14	担当部・課	企画政策部・情報戦略課、健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	患者のオプトインに基づき、医療機関等の医療情報と、血圧計などのIoT機器から得られる日々の健康情報を、データ連携基盤を通してPHR（パーソナルヘルスレコード）として集約・統合し、患者と医療従事者間で情報を共有するとともに、高血圧症の方へのオンライン診療をはじめとして、地元医療機関等と連携しながらオンラインによる健康相談や服薬指導等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	455	455
14	取組状況と 成果	・令和4年度において、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用により一般社団法人AiCTコンソーシアムに補助金を交付し、民間企業自らが運営するデジタルサービスとして既に実装され、継続してサービス提供されている。 ・また、高血圧に関するオンライン診療サービスなどの体験会・意見交換会といったリビングラボを開催し、市民や地域への普及を支援してきた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・今後も、セルフケアを含めた医療全体の質の向上を目指してサービスの地域へのさらなる普及を図るため、庁内で連携して周知広報等に取り組むなど、引き続き利用を促進していく。連携する地元医療機関や利用者数の増加に向けて、サービス提供企業が実施するリビングラボやヘルスケアに関する新たな実証などの周知、「スマートシティ会津若松共創会議」などを活用した地元のステークホルダー等との調整を支援していく。			

施策2 感染症対策の推進					
1	事業名	感染症対策事業（新型インフルエンザ等対策・そ族昆虫駆除対策）		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民の生命に重大な影響を及ぼす感染症に対し、感染予防と地域の医療体制を継続的に維持するための対策等を効果的に行う。また、水害等の発生による市民生活への影響を回避するため、消毒作業等を実施し環境衛生を維持する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	292	392
			所要一般財源	292	392
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	○感染症法・特措法に基づく新型インフルエンザ等対策（感染症発生状況等に係る情報発信、新型コロナウイルスワクチン接種、医療資材確保、発熱外来設置、医療従事者宿泊支援事業、濃厚接触者・自宅療養者への生活支援事業等）を実施。 ○感染症法に基づく水害、そ族昆虫対策（豪雨等の水害発生時の住宅地浸水時の周辺地域の消毒、虫の発生が顕著な側溝及び水路への薬剤散布等による駆除等）を実施。				
課題認識と 今後の方針・改善点	○新型コロナウイルス感染症は、令和5年度に感染症法上の位置付けが5類に移行後も、感染再拡大や新たな感染症の発生に備える必要がある。なお、新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年度よりB類定期接種として実施（一部自己負担あり）。 ○感染再拡大に備え、引き続き国県等と連携しながら、市民への啓発や医療資材の適切な備蓄及び管理に努める。また、新たな感染症発生に備え、国県等の方針を踏まえ、医師会等と連携して、行動計画の改定に向けた取組を進めていく。				
2	事業名	予防接種（新型コロナウイルス接種含む）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	感染症の予防とまん延防止のため、法令に定められた予防接種（定期接種）及び、必要性の高い任意接種を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	470,350	410,338
			所要一般財源	418,084	403,584
概算人件費			18,538	18,538	
取組状況と 成果	○令和2年度～特例臨時接種として新型コロナワクチン接種実施（令和5年度まで） ○令和4年度～HPVワクチンの接種勧奨再開・時限付きのキャッチアップ接種実施 ○令和6年度～定期接種B類の位置づけで新型コロナウイルスワクチン接種実施。 ○令和7年度～定期接種B類の位置づけで高齢者带状疱疹ワクチン接種開始。				
課題認識と 今後の方針・改善点	○東日本大震災被災者支援事業で開始した高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種は、事業終了後（H24.6）も市独自助成を継続したが、平成26年に定期接種化され、任意接種者も減少したことから、令和7年度をもって任意接種を終了し、定期接種のみ継続する。 ○新たなワクチンの定期接種化等も国において検討されており、指針が示され次第、速やかに会津若松医師会と連携し、接種体制を構築していく。				
3	事業名	子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援者に対する医療給付金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	市が実施した子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の接種に起因して健康被害を生じた方に対し、公的救済制度の救済が受けられるまでの間、接種者及び保護者の負担・不安を軽減するために、医療費等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	252	0
			所要一般財源	252	0
概算人件費			16	0	
取組状況と 成果	○平成27年10月の子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状が継続している方の実態を把握するためのアンケート調査を踏まえ、平成27年12月、子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害が否定できない方への支援のための要綱を設置した。 ○平成28年1月、当該支援要綱に基づく給付開始した（これまでの対象者は平成29年7月をもって全員が公的給付開始となったため給付終了）。令和3年3月以降の給付実績なし。				
課題認識と 今後の方針・改善点	○平成27年当時、国の健康被害認定審査が中断しており、審査の決定を待つ間に医療費等を先立って補填することを目的に市独自の給付を行ってきたが、新たな対象者の見込みもなく、現在は国での審査も順調に進んでおり、本事業の一定の目的は達成された。 ○令和7年度をもって、市独自の給付事業を終了し、新たな健康被害相談があった際は、速やかに救済措置が受けられるよう申請等の支援をしていく。				

4	事業名	狂犬病予防接種		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	狂犬病の発生・まん延を防止するため、狂犬病予防法に基づき畜犬の登録および毎年の狂犬病予防注射実施状況の管理（畜犬管理システム利用）を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,371	1,388
			所要一般財源	2,371	1,388
			概算人件費	2,163	2,163
	取組状況と 成果	○狂犬病予防注射実施率向上を目的として、毎年4月に集合注射を実施。未実施犬の飼い主に対しては、毎年秋に文書送付し必要性の啓発をしている。未登録の犬が判明した場合は、県（保健福祉事務所）と連携し指導を実施している。 ○環境生活課、廃棄物対策課と連携し、飼い主のマナー啓発等を実施している。 ○動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、ブリーダーや販売事業者などの一部を対象として、令和4年6月1日からマイクロチップ装着が義務化された。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○狂犬病は、国内での発生は確認されていないものの、近年には台湾で発見されるなど、世界的には多くの地域で発生しており、輸入の増加や不正上陸等に伴う国内発生リスクは存在していることから、万が一発生した場合のまん延防止を図るためにも、犬の登録頭数及び狂犬病予防注射の実施状況を把握する必要がある。 ○市民に向けて狂犬病に関する正しい知識の啓発並びに狂犬病への危機意識の高揚を図りながら、犬の登録及び狂犬病予防注射実施率の向上を図る。			
5	事業名	公衆浴場対策		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公衆浴場の転廃業の防止し、経営の安定と入浴施設の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に資するため、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,440	1,440
			所要一般財源	1,440	1,440
			概算人件費	116	116
	取組状況と 成果	○厚生事業補助金（70歳以上の高齢者や障がい者に対する割引入浴や無料開放、小学生とその保護者を対象とした親子ふれあい入浴等を行う厚生事業に対する補助金。事業は福島県公衆浴場業環境衛生同業組合会津若松支部が行う。） ○施設整備事業補助金（風呂釜や給湯給水配管等の設備の更新または改修に対する補助金。費用負担割合は県、市、浴場ともに3分の1。）を活用し、令和5年度に城前温泉のボイラー改修に取り組んだ。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○公衆浴場は、原油高騰による燃料費の増、生活水準の向上による利用者の減により経営が圧迫されているほか、施設の老朽化や経営者の高齢化・後継者問題など、その存続が非常に厳しい状況にあり、早急な対応を検討する必要がある。 ○市民の公衆衛生の向上及び衛生的な生活確保の観点から、県公衆浴場業環境衛生同業組合会津若松支部、浴場経営者との定期的な協議を行い、公衆浴場転廃業防止のための現状把握や利用者確保に向けて取り組む。			
6	事業名	墓地等経営許可業務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等業務を、墓地需要を踏まえながら、適正に行うことにより、墓地等行政の円滑化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	300	300
	取組状況と 成果	○平成24年度 県より墓地等の経営許可業務が移譲される。 ○平成25年度 墓地現況調査 ○平成26年度 墓地需要調査 ○墓地経営許可 年間1件程度			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○適正な墓地等の経営許可のために、墓地需要の動向を注視していく必要がある。 ○平成26年度に実施した墓地等需要調査等の結果や市営墓地の需要動向を参考にしながら、墓地等の経営許可を適正に行う。			

施策3 地域における医療体制の確保					
1	事業名	夜間急病センター運営事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	夜間時の初期救急患者の診療体制を確保するため、年中無休により夜間の内科・小児科系の診療を行う。 ※年末年始は日中の診療も行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	57,361	57,361
			所要一般財源	30,329	30,329
			概算人件費	3,708	3,708
2	取組状況と成果	○昭和54年度 城前保健センター内に開設 ○平成22年度 謹教コミュニティセンター内に移転（駐車場不足等の解消のため） ○令和2年11月16日に新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来の機能の統合。 ○令和5年5月8日の感染症法分類変更後も、発熱外来対応と同様に継続している。 ○令和6年度 レセプト（診療報酬明細書）のオンラインシステム整備。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○夜間の初期救急医療体制確保のために適切な管理運営を行うとともに、小児科医が不足している現状を踏まえ、県や会津若松医師会との連携のもと、医療従事者（特に小児科医）を将来的に確保していくための方策について、検討を継続する。 ○感染症対策である発熱外来機能の運営について、継続的に医師会等との連携強化を図り、必要な感染対策を徹底しながら安心して受診できる医療体制を確保する。 ○電話回線混雑時の、通話中時アナウンス案内機器の導入検討を行う。			
3	事業名	休日当番医制事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	日曜、祝祭日の昼間における初期救急患者の医療体制を確保するため、当番制により、内科系・小児科・外科系・歯科の初期救急医療を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,458	8,458
			所要一般財源	8,458	8,458
			概算人件費	387	387
3	取組状況と成果	○各医師会への委託により運営している。休日等の担当医を当番制で割り当て、その医師が在籍する医療機関にて診察を行う。年末年始は、歯科以外は夜間急病センターで対応している。 ○小児科医の不足・高齢化に伴い平成26年4月からは内科・小児科を統合し、内科系として診療を行っている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○休日当番医制は初期救急医療体制の根幹をなすものであることから、休日においても市民が救急時に受診できる医療体制を維持していくとともに、救急医療の適正利用について市民への周知に努めていく。 ○小児科医が不足していることから、会津若松医師会との連携のもと、小児科医を将来的に確保していくための方策について、検討を継続する。			
3	事業名	救急医療病院輪番制運営事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	夜間及び日曜・祝祭日の日中に入院治療を必要とする重症救急患者の受入のため、通常の当直体制のほかに対応できる医師等、医療従事者を確保し、救急医療病院群輪番制運営事業を実施している二次救急医療病院群に対し、その支援を目的として補助金を支出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	28,546	28,546
			所要一般財源	28,546	28,546
			概算人件費	290	290
3	取組状況と成果	○二次救急医療病院は、休日当番医や夜間急病センター等、初期救急医療機関から転送される重症救急患者の受け入れを行っている。 ○対象医療機関となっている竹田綜合病院、会津中央病院、会津医療センターの3施設に対し、安定的な二次救急医療体制確保のために補助金交付による支援を行っている。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○不要不急の患者の受診が、二次救急医療機関の救急運営上の負担となっているため、救急医療の適正利用について市民に理解を求めていく必要がある。 ○市内の二次救急医療機関が行う輪番制に対し、継続して補助を行い、救急医療体制の安定確保を図る。 ○救急医療運営の支障となる不要不急の患者の受診を減らすため、広報等による周知活動を行い、引き続き救急医療に対する市民の理解を求めていく。			

4	事業名	自動体外式除細動（AED）整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成16年7月より非医療従事者による自動対外式除細動器（AED）の使用が可能となったことに伴い、市民の安全・安心を確保するため、市施設への整備を推進し、適切な維持管理を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	91	1,350
			所要一般財源	91	1,350
			概算人件費	47	47
5	取組状況と成果	○市の施設におけるAEDの設置状況及び消耗品交換時期の把握・指導(各課に対する照会) ○AED日常点検状況の把握及び指導(各課に対する照会、点検方法の周知) ○ホームページ、ウォーキングマップ等によりAED設置施設を市民へ情報提供 ○市主催のイベント等でのAED貸出し ○公共施設の応急手当推進事業所認定の促進			
	課題認識と今後の方針・改善点	○市の施設のAED整備が図られており、適切な維持管理に努めるとともに、設置個所の情報提供やAEDを使用できる職員・市民の増加を図る取組を進めていく。 ○AEDの設置施設の情報を市ホームページ等で提供するとともに、多くの市民がAEDを使用できるよう、普通救命講習会やAED講習会の受講を促していく。 ○消防署と連携し、市のAED設置施設について応急手当推進事業所への認定を推進し、緊急時の対応環境の整備を図る。			
	事業名	骨髄移植ドナー助成事業		法定／自主	自主
5	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄等（骨髄及び末梢血幹細胞）提供あっせん事業において、骨髄等の提供を行った者に対し、提供にかかる通院や入院又は面談に要した日数に応じ助成を行い、ドナー登録者の増加及び骨髄等の移植の推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	280	280
			所要一般財源	140	140
			概算人件費	16	16
	取組状況と成果	骨髄等移植ドナー登録者の増加及び骨髄等の移植の推進を図るため、令和元年度に「骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱」を制定し、対象者への助成を開始した。			
6	課題認識と今後の方針・改善点	○骨髄等が必要とされる疾病については、適合確率の低さや適合後の時間的・金銭的負担を理由とした辞退等により治療に支障をきたしている場合が多く見られるため、骨髄ドナー登録者の増加、骨髄等移植の推進を図るため、支援していく必要がある。 ○骨髄等ドナー提供に対する助成制度や、骨髄ドナー登録及び骨髄提供の必要性について、市民及び事業所への周知に努め、骨髄ドナー登録者の増加・推進を図る。			
	事業名	オンライン診療推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	医師会や総合病院をはじめとした各医療機関と連携し、ICTを活用したオンライン診療の普及や推進を支援していくことで、受診者や医師の負担軽減を図り、地域医療サービスの向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,500	7,500
			所要一般財源	3,750	3,750
			概算人件費	450	450
6	取組状況と成果	・オンライン診療の普及・推進のため、令和元年度に「オンライン診療推進事業補助金の交付等に関する要綱」を制定し、会津オンライン診療研究会への補助金を交付することで、神経変性疾患を主としたオンライン診療を進めてきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・本事業は、神経変性疾患以外の診療科への展開や救急搬送等との多職種連携など、同研究会が取り組むオンライン診療に関する先進的な実証が軌道に乗るまで支援するものとして位置づけているが、財源として活用してきた国交付金が令和7年度で終了するため、令和8年度以降は、新たな財源の確保や補助制度の見直しを含めた、総合的な検討を進めていく。			

施策4 医療保険制度の安定的な運営					
1	事業名	適正な医療給付と賦課徴収（国民健康保険特別会計）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部 国保年金課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国民健康保険事業運営健全化指針及びデータヘルス計画・特定健康診査等実施計画に基づき、適正な医療給付と賦課徴収を行うとともに、被保険者の健康の保持増進を図り、誰もが安心して医療を受けられるよう、健全な国民健康保険事業の運営を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,501,643	10,454,493
			所要一般財源	777,478	788,150
			概算人件費	302,357	304,608
	取組状況と 成果	○生活習慣病の発症・重症化予防に着目した特定健康診査や特定保健指導を行うとともに、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進により、適正な医療給付を図ってきた。 ○毎年度、国保事業費納付金等を踏まえ、国保税率の検討を行うとともに、収納率向上のため、平成28年度にコンビニエンスストア納付、令和2年度にインターネット納付、令和4年度にスマートフォン決済アプリによる納付を導入し、納付環境整備と滞納対策を講じ、国民健康保険税の適正な賦課徴収を図ってきた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は増加している傾向にあり、第4期国民健康保険事業運営健全化指針及び第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率向上をはじめとした保健事業の推進等による医療費の適正化を図っていく。 ○国保税の適正賦課のため資格管理の適正化に取り組むとともに、更なる納付の利便性向上や効率的な収納対策による収納率の向上に継続して取り組んでいく。また、子ども・子育て支援金制度の令和8年度からの導入に伴い、必要となる対応を進め、子ども・子育て支援金分の賦課徴収を行う。			
2	事業名	県単位化に向けた取組（国民健康保険特別会計）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部 国保年金課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成30年度の国保制度改革により、国民健康保険は都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとなり、今後は都道府県内で保険税水準の統一と事務処理等の標準化・効率化が図られることとなっているほか、システムの標準化やマイナ保険証など、制度変更等に適切に対応する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	(10,501,643)	(10,454,493)
			所要一般財源	(777,478)	(788,150)
			概算人件費	(302,357)	(304,608)
	取組状況と 成果	○令和11年度予定の県内保険税水準の統一に向け、県市町村国保運営安定化等連携会議等において、県及び他市町村と協議を行ってきた。 ○収支の適正な管理を図り、一般会計からの基準外繰入や県財政安定化基金の借入によらない財政運営を行ってきた。 ○保険証様式の統一や葬祭費支給額の引上げ等、事務の標準化を行ってきた。 ○マイナ保険証への移行に際し、周知を含め円滑な移行対応に取り組んできた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○国保の市町村事務処理標準システムを導入するとともに、高額療養費の支給事務を見直すなど、事務処理等の標準化・効率化を図っていく。 ○国保事業費納付金に見合った歳入の確保に努めるとともに、令和11年度予定の県内保険税水準の統一に向け、県による段階的な調整等の手順やスケジュールに沿って、基金活用や国保税率見直しの検討を行い、安定的な事業運営を行っていく。 ○マイナ保険証への移行に伴い、周知を含め円滑な移行対応に引き続き取り組んでいく。			
3	事業名	後期高齢者医療事業（一般会計）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・国保年金課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	後期高齢者医療制度の運営主体となる県広域連合と連携し、市は保険料の徴収・納入とともに、市民にとって身近な窓口として各種申請受付などの業務を行う。また、医療実績に基づき市としての法定負担金を払い出していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,822,048	1,805,405
			所要一般財源	1,475,799	1,465,054
			概算人件費	23,756	23,756
	取組状況と 成果	申請受付のほか、保険料徴収、健康診査等を行っており、収納率向上や健康づくり等による医療費適正化に継続して取り組んできた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	一人当たりの医療費は増加傾向となっており、疾病の早期発見や重症化予防を図るため、健康診査の受診率向上や歯科口腔健診の実施により健康づくりに引き続き取り組んでいく。 県広域連合と連携し、保険料率の改定や自己負担割合の引上げ等の制度改正について被保険者の理解を求めながら、保険料の口座振替や納期内納付を推進していく。			
	事業名	高額療養費貸付事業		法定／自主	自主

4	担当部・課	健康福祉部・国保年金課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	窓口での高額な医療費の支払いに困窮する世帯が安心して医療を受けられるよう、貸付のための原資を会津若松市社会福祉協議会へ預託し、その資金を貸し付けることにより、利用世帯の生活の安定を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,798	10,843
			所要一般財源	798	843
			概算人件費	618	618
取組状況と 成果	高額な医療費の支払いに困窮する市民に対し、その支払い資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高額療養費については、国保税滞納者は現物給付となっていないことから、高額な医療費の支払いに困窮する市民が安心して医療を受診できる仕組みが必要である。 市民が安心して医療を受診するために必要な事業であり、継続して実施していく。				
5	事業名	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・国保年金課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	後期高齢者医療制度の運営主体となる県後期高齢者広域連合と連携し、高齢者の心身の課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,031	1,330
			所要一般財源	0	2
			概算人件費	13,770	14,316
	取組状況と 成果	・高齢者の心身の課題に対応したきめ細かな支援として、低栄養防止や生活習慣病重症化予防、健康状態不明者への支援のため、訪問等による健康相談や医療機関受診等につなげる取組を実施するとともに、フレイル予防教室やフレイルチェックを行い、フレイル予防の啓発及び低栄養や筋力低下の状態に応じた健康相談等を実施した。 ・令和4年度は北会津圏域で、令和5年度は第3、第4、北会津圏域で、令和6年度からは市内全域で実施した。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を継続していくため、関係機関と連携しながら、効果的かつ効率的に実施していく。				

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

政策分野18 地域福祉

目指す姿

高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもたちなどの誰もが、住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	地域包括ケアシステムの構築 要支援者である高齢者や障がいのある人、さらに子どもたちなどが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえながら、地域において見守り、支え合うことのできる仕組み「地域包括ケアシステム」を構築します。	  
施策2	生活を支える福祉の充実 様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	ふれあい・いきいきサロン活動を行う団体数				団体	ふれあい・いきいきサロン活動を行う団体数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	133	136	139	142	担い手の高齢化による活動の終了、社会福祉協議会からの補助金減額により減少した。今後は、担い手の育成などの活動を継続できる環境整備を図っていく必要がある。
	実績	123	117		-	
	達成率	92.5%	86.0%	0.0%	-	
2	生活困窮の相談者のうち支援を行った人の割合				%	生活困窮の相談者のうち支援を行った人の割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	61	62	63	65	情報提供や相談のみで終了となった方が多かったため、目標には届かなかったものの、今後も相談内容に応じたきめ細かな対応、支援に努める必要がある。
	実績	46	51		-	
	達成率	75.4%	82.3%	0.0%	-	

2 施策の評価

施策1	地域包括ケアシステムの構築
主な取組状況と成果	【1】地域福祉計画の推進 ・「地域福祉を考えるフォーラム」を平成28年度から毎年開催し、地域福祉への理解促進を図った。 ・令和元年度に「地域福祉を考えるアンケート」を実施し、地域の課題及び市民のニーズ等、状況把握に努めた。 ・令和2年度に「第2期地域福祉計画」を策定し重点施策である「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、ワーキングチーム等による検討を行い、「重層的支援体制整備事業」に着手することとした。 ・令和5年度より「重層的支援体制整備事業移行準備事業」をスタートさせ、包括化支援員1名を配置して「多機関協働事業」に着手するとともに、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施した。また、令和6年度には「参加支援事業」を実施し、すべての必須事業を開始するとともに、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定した。 ・第2期地域福祉計画の計画期間が今年度までであることから、第3期地域福祉計画の策定に向けて、令和5年度に市民2,000人を対象とした「地域福祉推進アンケート」を実施し、地域の実態把握や地域福祉に係る意識調査を行った。 ・地域ケア会議等において地域課題を把握し、それぞれの地域や地域包括支援センター等が抱える個別の課題解決に向け、状況に応じた適切な支援に努めた。 【2】地域福祉を支える関係団体等への支援 市社会福祉協議会、市民生児童委員協議会及び会津若松地区保護司会等が行う地域福祉活動等の事業を対象として補助金を交付し、地域福祉の推進を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域福祉計画の推進 ・地域福祉に対する意識向上、地域活動における担い手の育成が必要であることから、社会福祉協議会と連携し、地域住民への理解促進や情報発信、多様な主体の参画による協議の場の創出に向けたコーディネートを行い、地域住民が取り組む地域福祉活動を継続的に行うための仕組みづくりを推進していく。 ・重層的支援体制整備事業については、移行準備事業から本事業へ移行したことから、令和6年度に策定した「重層的支援体制整備事業実施計画」により事業を推進し、課題を抱える世帯全体への円滑な支援体制の充実を図る。 ・「第3期地域福祉計画」については、「地域福祉推進アンケート」の結果や地域福祉計画等推進会議での評価検証及び協議を踏まえ、パブリックコメント等を経て今年度中に策定する。また、当計画を踏まえた「第2期重層的支援体制整備事業実施計画」についても、今年度中に策定する。 【2】地域福祉を支える関係団体等への支援 ・会津若松市社会福祉協議会、会津若松市民生児童委員協議会及び会津若松地区保護司会など、各団体ともに自主財源が少なく活動資金が不足している状況にある。今後も、要支援者の援助や地域住民の見守り等、地域福祉を支える関係団体等の活動が円滑に行えるよう支援を継続していく。 ・引き続き、市社会福祉協議会が中心となって進めている「地区社会福祉協議会」の設立や運営に向けた取組への支援を行う。

施策2	生活を支える福祉の充実
主な取組状況と成果	【1】生活困窮者自立支援制度の円滑な実施 必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）に加え、任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）を実施。自立支援の強化を図るとともに、制度の周知や相談窓口体制の充実、庁内外の関係機関との連携に努めた。 特に、令和3年度より開始した家計改善支援事業を通じ、自立に向けた家計の見直しや債務整理のサポートなどに取り組んだ。 【2】ひきこもりの支援 ひきこもりの早期把握や適切な支援に向け、平成30年5月に設置した「市ひきこもり支援連携会議」等を通じ、関係機関相互の連携を図った。 また、ユースプレイス（居場所）を提供し、各種プログラムやボランティア活動への参加により、社会性の向上や就労意欲の喚起など、自立促進に努めた。 【3】生活保護の適正な実施・運用の推進 ・自立支援プログラムに基づき、就労支援相談員、健康管理支援員を配置し、生活保護受給者の状況に応じた個別具体的な支援を継続的に実施することにより、生活の安定や自立助長を促進した。 ・生活保護受給者の約半数にあたる高齢者や傷病者に対し、健康維持及び病状改善等に向けた指導を行い、早期発見、早期治療による病状悪化の防止に努めた。 ・各種医療制度の活用を徹底するとともに、後発医薬品の原則使用や、適正な診療報酬明細書点検の実施など、医療扶助の適正化に努めた。 ・不正受給の未然防止及び債権管理マニュアルに基づく適正な債権管理に取り組んだ。 【4】物価高騰に伴う取組 ・物価高騰の影響が長期化する中、様々な困難に直面された方を対象として、低所得世帯に対する給付事業など、本市独自の支援策も講じながら、切れ目のない幅広い支援に努めてきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】生活困窮者自立支援制度の円滑な実施 生活困窮者の早期発見・早期支援につなげるため、相談窓口の効果的な周知や支援内容の充実、相談支援員のスキルアップを図るとともに、重層的支援体制整備事業を活用しながら誰もが安心して相談できる寄り添い型の窓口体制の充実に努める。 【2】ひきこもりの支援 ひきこもりについては、早期発見や本人との関わり方が難しく、慎重な対応を求められることから、「市ひきこもり支援連携会議」を中心とした専門機関や関係機関との連携により、実効性の高い支援に取り組む。 【3】生活保護の適正な実施・運用の推進 ・生活保護受給者の生活の安定や自立を促進するため、医療・介護機関等とのより一層の連携を進める。 ・就労支援相談員、健康管理支援員を配置し、生活保護受給者の個々の状況に応じた自立支援プログラムに基づく個別具体的な各種支援を継続的かつ効果的に行っていく。 ・他法他施策の活用、後発医薬品の原則使用（平成30年10月1日施行）により、医療費等の適正化に取り組んでいく。 ・引き続き、不正受給の未然防止及び債権管理マニュアルに基づく適正な債権管理に取り組む。 【4】物価高騰に伴う取組 今後の社会経済情勢並びに国・県の対応等を注視しながら、必要な支援に取り組む。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
19-1	地域包括支援センター事業	健康福祉部・高齢福祉課
20-2	地域生活支援拠点等の整備	健康福祉部・障がい者支援課
36-1	町内会活動事業	市民部・市民協働課
36-2	自治基本条例推進事業	市民部・市民協働課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 地域包括ケアシステムの構築】

・すべての市民を対象とした「会津若松市版地域包括ケアシステム」を地域福祉計画に位置付け、その具体的な取組である「重層的支援体制整備事業」を実施したことで、複数の支援機関連携による包括的な支援体制の強化が図られた。

・当初69団体であった「ふれあい・いきいきサロン活動を行う団体数」は、令和元年度には計画の目標値である100団体が達成されるなど、地域福祉活動への理解や地域の支え合い活動の充実が図られた。一方で令和2年度に実績を踏まえ引き上げた目標値には達していないことから、引き続き地域福祉の理解促進、活動の支援を行っていく。

【施策2 生活を支える福祉の充実】

・「生活困窮者自立支援制度」や「重層的支援体制整備事業」などの活用により、様々な困難に直面された方々に対するきめ細かな相談対応、自立に向けた支援が推進された。

・「市ひきこもり支援連携会議」や「ユースプレイス自立支援事業」、さらには「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」などを通じ、ひきこもり状態にある方の早期把握・早期支援、居場所の提供等の体制強化が図られた。

・コロナ禍や物価高騰といった社会経済情勢が大きく変化する中、大きな影響を受ける低所得世帯の方々に対し、様々な給付事業をはじめ、本市独自の支援策も講じながら、切れ目のない幅広い支援を実施した。

・生活保護受給者の自立に向け、専門の支援員（就労支援相談員、健康管理支援員）を配置し、通常のケースワークに加え、よりきめ細かな個別支援を実施した。また、診療報酬明細書点検により、医療扶助の適正化が図られた。さらには、不正受給の未然防止、債権管理マニュアルに基づく生活保護費返還金等の回収にも取り組んだ。

○課題

【施策1 地域包括ケアシステムの構築】

・個人の意識や生活様式の変化、少子高齢化の進展などのさまざまな要因により、地域活動の担い手が減少しており、人材の確保が求められている。

・地域においては、子供会活動がなくなるなど、若者が地域活動へ参加する機会が少なくなっていることから、参加に向けたきっかけづくりを進める必要がある。

・各種団体の活動継続に向けた、若い世代の参加に向けた取組が必要である。

【施策2 生活を支える福祉の充実】

・8050問題やヤングケアラーなど、単独の相談支援機関のみでは円滑な対応が困難な支援ニーズが顕在化しており、こうしたニーズに対応するための包括的な相談支援体制をさらに強化する必要がある。

・相談窓口の周知・広報に加え、アウトリーチの手法等による早期把握・早期支援の更なる体制強化が求められる。

・物価高騰による影響の長期化を踏まえ、実効性のある支援策が求められることから、今後の社会経済情勢並びに国・県等の動向を注視していく必要がある。

・生活保護受給者の自立を促進するため、関係機関との連携を図り、個々の状況に応じた支援が必要である。また、医療扶助の適正化のため、引き続き、適正な診療報酬明細書点検を実施するとともに、健康管理支援員（保健師）による生活習慣病の発症予防及び重症化予防等の推進が必要である。加えて、不正受給の未然防止及び債権管理マニュアルに基づく適正な債権管理の継続が必要である。

5 最終評価

政策分野18「地域福祉」の推進にあたっては、今年度策定予定の第3期地域福祉計画により、地域の方々が取り組む地域福祉活動を継続的に行うための仕組みづくりを推進していく。また、第2期重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、課題を抱える世帯全体への円滑な支援体制の充実を図っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 地域包括ケアシステムの構築							
1		◎	基本目標3	17.17	地域福祉計画の推進	継続	健康福祉部・地域福祉課
2		◎			社会福祉法人指導監査	継続	健康福祉部・地域福祉課
3		◎	基本目標3	17.17	民生委員・児童委員活動事業費	継続	健康福祉部・地域福祉課
4			基本目標3	17.17	民生委員・児童委員活動推進事業補助金	継続	健康福祉部・地域福祉課
5		◎	基本目標3	17.17	地域福祉活動推進事業補助金	継続	健康福祉部・地域福祉課
6			基本目標3	17.17	孤立死等対策事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
7					日本赤十字社福島県支部会津若松市地区事務	継続	健康福祉部・地域福祉課
8					献血推進事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
9					保護司会活動推進事業補助金	継続	健康福祉部・地域福祉課
10					遺族会運営事業補助金	継続	健康福祉部・地域福祉課
11					戦没者追悼式	継続	健康福祉部・地域福祉課
12			基本目標3	17.17	「福祉まっぴ」更新事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
13					災害援護資金貸付事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
14					戦傷病者等援護事務	継続	健康福祉部・地域福祉課
15		◎	基本目標3	17.17	重層的支援体制整備事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
16					国民年金事業の推進	継続	健康福祉部・国保年金課
施策2 生活を支える福祉の充実							
1		◎		10.1	自立生活サポート事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
2		◎		10.2	セーフティネット事業	継続	健康福祉部・地域福祉課
3		◎		10.2	生活保護法に基づく各種扶助費	継続	健康福祉部・地域福祉課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 地域包括ケアシステムの構築					
1	事業名	地域福祉計画の推進		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	第2期地域福祉計画（令和2年度策定）に位置付けた、市民協働による地域生活課題の解決に向けた仕組みづくりを推進するため、様々な取組を行う。また、具体的な取組を盛り込んだ社会福祉協議会地域福祉活動計画と連携を図りながら、本市の地域福祉を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,306	751
			所要一般財源	3,121	566
			概算人件費	7,724	5,407
取組状況と 成果	○「地域福祉フォーラム」の開催（平成28年度～）による地域福祉への理解促進 ○地域福祉計画等推進会議における外部委員による評価検証 ○地域ケア会議等における地域課題の把握と、地域や地域包括支援センター等が抱える個別の課題解決に向けた取組への支援 ○第3期地域福祉計画策定に向け、地域の現状や課題、地域福祉への関心などを把握するための市民アンケート調査を実施 ○犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けた「再犯防止推進計画」の策定				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	計画推進においては市民協働が不可欠であり、地域生活課題の解決に向けた協議の場をつくるためのコーディネート、活動の担い手の育成が必要であることから、引き続き、実態把握、情報発信、地域福祉活動の仕組みづくりを社会福祉協議会と連携し取り組む。また、「地域共生社会の実現」に向け、福祉分野連携による相談支援体制の充実等を進める。第3期計画の今年度中の策定に向け関係機関との連携を図りながら取り組む。				
2	事業名	社会福祉法人指導監査		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある社会福祉法人に対して、認可等及び指導監査業務を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	290	290
			所要一般財源	290	290
			概算人件費	9,115	9,115
取組状況と 成果	○指導監査実績 令和2年度4件、3年度4件、4年度6件、5年度4件、6年度4件 ○新設認可実績 平成28年度1件				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	指導監査業務では、法人の適正な組織運営と適正な会計処理の確保を図るために、法人が自主的に改善事項に取り組むことができるよう、適確な指導を行うことが求められており、単に改善を要する事項の指摘にとどまることなく、国から示された指導監査ガイドラインに基づき、具体的な根拠を示して適確な指導を行っていくことが必要である。また、適確かつ円滑な指導監査を行うために、担当職員の監査技能の習得、継続的なスキルアップが必要である。				
3	事業名	民生委員・児童委員活動事業費		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	厚生労働大臣が委嘱する民生委員・児童委員が、生活上の課題を抱える世帯（者）に係る相談業務や関係機関との仲介などの活動を円滑に行えるよう、県とともに活動費を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,133	8,790
			所要一般財源	9,105	8,762
			概算人件費	11,586	3,862
取組状況と 成果	○民生委員推薦会、活動費の支給に関する事務及び市民生児童委員協議会（任意組織）の事務局として、委員活動の円滑化に資するよう連絡調整・相談業務等を実施している。 ○民生委員の一斉改選（3年に1度）にあたり市内16地区民生委員推薦準備会の会議開催費用を負担（1地区10,000円）（平成28年度～） ○報償金を1人あたり2,000円増額（令和2年度～）				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	地域において民生委員・児童委員の福祉活動に対する期待が高まってきている一方、なり手不足の現状にあることから、民生委員・児童委員の福祉活動を広く市民に知ってもらうための啓発活動、さらには研修機会を拡充するための支援を継続し、地域住民にとって身近な相談体制等の充実に資する。				

4	事業名	民生委員・児童委員活動推進事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	民生委員・児童委員で組織する16方部の民生委員協議会（法定組織）は、委員個々の活動基盤として地域の実情に応じた事業を活発に展開しており、本市の社会福祉の増進に貢献していることから、当該協議会に対する支援を通して活動の拡充と活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,512	2,528
			所要一般財源	2,512	2,528
概算人件費			580	580	
取組状況と 成果	○研修活動等の支援 16方部の各地区協議会へ組織運営のための活動費を支給し、市民生児童委員協議会へは研修費及び普及活動費を支給している。 研修費については平成29年度に1人当りの金額を増額した。なお、普及啓発費については平成30年度から支給しているもので、広く市民に民生委員・児童委員の福祉活動を知ってもらうことにより、なり手不足解消の一助とする。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域における要支援者が増加する中、民生委員・児童委員に期待される役割は年々大きくなっていることから、民生委員・児童委員活動の基盤である各地区協議会及び市民生児童委員協議会の活動への支援を継続し、研修及び啓発活動の充実を図る。				
5	事業名	地域福祉活動推進事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域福祉活動基盤強化事業、老人福祉センター運営事業、ボランティアセンター事業、ふれあいのまちづくり事業等を実施する会津若松市社会福祉協議会に対する支援を通して地域福祉を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	58,900	60,000
			所要一般財源	58,760	59,498
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	○適切な支援（補助制度の見直し） 平成26年度 補助対象事業及び積算根拠の明確化を図るため、事業費補助に変更 平成30年度 交付額の明確化を図るため、補助率を設定 令和3年度～令和4年度 交付額の明確化を図るため、補助対象範囲の明確化				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	社会福祉協議会の運営や事業推進のための財政支援が求められており、補助の在り方についての検討が必要である。 また、市民ニーズを踏まえた「第3期地域福祉計画」、「第3期社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、引き続き、地域福祉の推進に向けて連携した取組を進める。 また、補助対象事業の適切な執行に向け指導・監督を継続する。				
6	事業名	孤立死等対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成24年10月に、市と電気、ガス、水道、新聞販売店等の事業社（協力事業所）及び会津若松警察署と協定締結により、孤立死防止等ネットワークを構築した。市、警察署、協力事業社の連携のもと孤立死の防止等に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	725	1,181
			所要一般財源	725	1,181
概算人件費			348	348	
取組状況と 成果	○孤立死防止等対策連携会議の開催による情報交換（平成25年度～） ○協定締結事業者の拡大（令和2年度1社、令和4年度1社、令和5年度4社、令和6年度1社） ○広報活動の充実 車両マグネットシート・窓口用ステッカー（平成28年度～）、リーフレット配付（平成30年度～）、広報紙全戸配付（令和4年度～）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○孤立死等の防止、早期発見への対応 市民の地域からの孤立を防止し、孤立死などの事案を回避するための継続が必要。 ○協定締結事業者との連携強化・規模拡大 事業者との緊密な連携と、協力事業者の拡大を図りながら、見守り等を実施していく。 。地域からの孤立防止のため、見守り活動への支援と、周知啓発に取り組む。				

7	事業名	日本赤十字社福島県支部会津若松市地区業務		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市における赤十字活動の中心的な役割を担うとともに、市内全世帯を対象とする社費募集に係る事務等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,738	1,738	
取組状況と 成果	地域活動の担い手となる日本赤十字奉仕団の活動支援、国内外の災害に対する、義援金の募金活動、赤十字活動の根源となる社費募集活動に取り組んでいる。 赤十字奉仕団、町内会等による募集活動及び寄附、更には、法人からの寄附の募集にも力を入れたが、令和6年度は、県支部の目標額に届かなかった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	活動の担い手となる日本赤十字奉仕団員の高齢化により、担い手不足に陥っている地域がある。奉仕団活動の理解促進につながるよう市民への周知、広報機会の拡充に取り組むことが求められる。 また、集合住宅の増加や、社員の高齢化により社費募集率が低下している。 このため、社費の募集率向上に向け、奉仕団員による戸別訪問の他、町内会や企業へ幅広く協力を呼びかけていくことが必要である。				
8	事業名	献血推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血に対する市民の理解を深めるとともに、血液センターによる献血の受け入れが円滑に実施されるよう努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
概算人件費			580	580	
取組状況と 成果	○献血に関する普及啓発活動 様々な機会や場所を通して、献血の啓発活動を行う。 ・「愛の血液助け合い運動」献血キャンペーン、十日市献血 など ○献血協力依頼 市民、官民関係団体等への献血の協力を依頼する。 ○献血協力団体表彰の推薦				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	若年層の献血率が低く、将来にわたり輸血用血液製剤を確保することが困難な状況であるため、血液センターと連携し、若年層の献血機会の確保について検討していく。 企業や大学等への訪問、さらには市民が多く集まる各種イベント（十日市、成人式、産業まつり等）での献血キャンペーンや移動採血により、企業や若年層に対する献血啓発活動を幅広く展開し、献血の機会の確保が求められる。				
9	事業名	保護司会活動推進事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	青少年の非行防止、犯罪の予防・更生、指導等の活動を行う会津若松地区保護司会の活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	340	340
			所要一般財源	340	340
概算人件費			152	152	
取組状況と 成果	○活動支援 犯罪者の更生保護、青少年の非行防止、犯罪予防のための研修や事業、「社会を明るくする運動」による啓発活動、更生保護サポートセンター開設などの各種支援を実施。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	会津若松地区保護司会の保護司の現員数は定数に満たない状況にあることから、新たな担い手の発掘にかかる市の関与の在り方について検討するとともに、保護司の活動について市民の理解促進につながるよう周知広報の支援を行う必要がある。 再犯防止については、今後とも保護司会との連携により、再犯防止推進計画に位置付けた取組を行うとともに、今年度中の「第2期再犯防止推進計画」策定に向け取り組む。				

10	事業名	遺族会運営事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	戦没者慰霊祭や英霊の顕彰活動を行う遺族会の運営を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	269	269
			所要一般財源	269	269
概算人件費			155	155	
取組状況と 成果	遺族会（会津若松市遺族会、北会津地区戦没者遺族会、日橋地区遺族会、堂島地区遺族会）が行う英霊の追悼等に係る活動、遺族の福祉向上に係る活動が円滑に行われるよう支援した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	会員の高齢化が進み、会員数が年々減少していることから、組織の方向性については遺族の意向も尊重しながら対応していく。 特に、日橋地区、堂島地区の遺族会が合併の意向を示していることから、合併に向けた調整を行っていく。				
11	事業名	戦没者追悼式		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	祖国の安泰と繁栄を念じつつ祖国に殉じた3千余柱の市戦没者を追悼しその冥福を祈るとともに平和を祈念するため、戦没者の遺族をはじめ全市民を対象に参加を呼び掛け、追悼式典を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	471	471
			所要一般財源	471	471
概算人件費			696	696	
取組状況と 成果	○追悼式の開催 市町村合併後、会津若松、北会津、河東それぞれの地区ごとに追悼式を開催してきたが、平成23年度から会津若松地区と河東地区の合同開催となり、平成29年度からは北会津地区を加え、全地区合同開催となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	○合同追悼式の継続 各地区遺族会との調整を図りながら、全地区合同による開催を継続する。 ○参列者減少への対応 戦没者遺族の高齢化により、年々、参列者が減少している状況にあるため、状況を見極め、各遺族会と調整を行い、今後の開催内容を検討していく。				
12	事業名	「福祉まっぷ」更新事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者や障がい者、子育て中の方が安心して外出できるようバリアフリー対応施設の情報を「福祉まっぷ」として提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			116	116	
取組状況と 成果	○バリアフリー情報の提供 平成21年度より市ホームページに掲載していたバリアフリー対応施設等の情報を、DATA for CITIZENのサイト上で提供している。令和7年度より新システムに移行し、スマートフォン対応や施設写真の掲載、検索機能充実など、福祉まっぷの機能を強化した。 新システムへの移行後は、月平均閲覧数が134件とこれまでの約4倍に増加した。 ○バリアフリー情報の収集 施設・店舗等の情報収集を行い、福祉まっぷへ反映している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	施設等の改修等により、現情報に相違が見受けられる場合がある。新施設についても早期に取得・反映を行っていく必要があることから、市民と連携をしながら情報収集、まっぷの更新を行っていく。				

13	事業名	災害援護資金貸付事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害により、住居等に損害が生じた場合、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,283	431
			所要一般財源	5,529	203
概算人件費			1,082	1,082	
取組状況と 成果	東日本大震災（平成23年） ・貸付総額…16,360,000円（13件） ・償還済額… 9,078,450円				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	東日本大震災の発災から10年以上が経過し、本市においては、平成27年度以降新たな申請はない。今後は、貸付金の債権管理を行っていくことが重要であり、償還開始が貸付日の6年後となることから、借受人の償還意欲の持続と滞納防止のために、残額確認や繰上償還の通知を継続的に行い、適正な債権管理を行っていく。また、最終償還期日が到来することから、未納のある借受人については、償還期限の延長など必要な管理を行っていく。				

14	事業名	戦傷病者等援護事務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	法令に基づき、戦傷病者に対する乗車券の支給、戦没者の遺族等に対する弔慰金や給付金の支給を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	301	152
			所要一般財源	211	50
			概算人件費	773	773
取組状況と 成果	○戦傷病者及び戦没者の遺族に対する各種給付金等の申請受付、進達及び国庫債券の交付事務を行っている。 ○戦傷病者乗車券引換証の交付及び戦傷病者手帳に係る異動等の事務を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	戦傷病者及び戦没者遺族の高齢化が進み、年々対象者は減少しているものの、各種給付金等及び戦没者乗車券引換券に係る事務を適正に継続していく。 国の方針に基づき、戦傷病者及び戦没者遺族等に対する各種給付金の受付、進達及び国庫債券の交付事務を継続していくほか、戦傷病者乗車券引換証の交付及び戦傷病者手帳に係る異動等の事務も継続していく。				

15	事業名	重層的支援体制整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	子ども・子育て、障がい、介護、生活困窮の既存の分野の支援制度では難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、各分野の相談支援、参加支援、地域づくりを連携して取り組むことで、地域生活課題を抱える世帯全体の円滑な支援を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,294	8,294
			所要一般財源	2,125	2,125
概算人件費			18,637	18,637	
取組状況と 成果	重層的支援体制整備事業の移行に向けて、包括化支援員を配置して多機関協働事業を実施し、各相談支援機関が参加した重層的支援会議の中で支援プランを決定するなど、関係機関が一体的に支援できる体制づくりを行う多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援事業の必須事業を実施するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	社会経済情勢が大きく変化する中で、これまでの介護、障がい、子ども子育て、生活困窮の単独の福祉制度では円滑な相談、支援が困難なニーズに対応するため、令和6年度に策定した「重層的支援体制整備事業実施計画」により、分野を越えた連携を深め、効果的な事業の実施に向けて、「第3期地域福祉計画」を踏まえた「第2期重層的支援体制整備事業実施計画」を今年度内に策定する。				
16	事業名	国民年金事業の推進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・国保年金課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	事業主体である日本年金機構と市民とのパイプ役として、国民年金適用関係などの届出受付を主とする窓口業務・個別相談にあたる。また、国民年金制度について、市政だよりへの掲載やパンフレット配布などを行い、制度の周知を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,149	2,149
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	23,782	23,782
取組状況と 成果	国民年金加入者の高齢・障がい・死亡に際し実質的な経済基盤を支える年金制度について、情報の提供を行うとともに個別相談に応じることで、受給漏れや無年金者を減らし、市民の安定した生活の維持・向上に寄与してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	国民年金の制度改正に伴い、窓口での相談内容や手続内容等が複雑化しており、専門的かつ適切な事務対応が求められる。 申請・届出の手続内容が複雑化していることから、今後とも日本年金機構との協力・連携を密にし、市民に寄り添った事業の推進を図っていく。				

施策2 生活を支える福祉の充実					
1	事業名	自立生活サポート事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	生活保護に至るおそれのある生活困窮者からの相談に応じ、相談者それぞれが抱える課題の解決や自立促進に向けて、関係機関と連携しながら、就労支援をはじめとした様々な支援を包括的かつ継続的に実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	36,086	36,086
			所要一般財源	11,472	11,472
概算人件費			47,537	47,537	
取組状況と 成果	必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）に加え、任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施し、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援の強化を図るとともに、制度の周知や相談窓口体制の充実、庁内外の関係機関との連携、ひきこもりの支援等に努めた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	自立に向けた就労支援とともに、就労準備支援事業の利用促進に向けて、受入事業所の新規開拓や農業分野との連携など、支援メニューの充実を図る。 また、社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付に係る償還開始や、物価高騰による影響等を踏まえ、個々の状況に応じた包括的な支援を行っていく。				
2	事業名	セーフティネット事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	生活保護受給者の自立助長のため、就労支援相談員や健康管理支援員を配置し、個々の状況に応じた効果的な支援を実施する。また、医療扶助の適正化を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	54,938	54,938
			所要一般財源	25,936	25,936
概算人件費			179,583	179,583	
取組状況と 成果	生活保護受給者の各種自立に向けた支援プログラムを策定し、専門の支援員（就労支援相談員、健康管理支援員）を配置。通常のケースワークに加え、よりきめ細かな個別支援を実施している。 また、診療報酬明細書点検により、迅速な過誤調整が進み、医療扶助の適正化が図られている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	就労による経済的自立、生活改善や意識改善等による日常生活の自立を促進するため、関係機関との連携を図り、個々の状況に応じた支援を実施する。 また、医療費の適正化及び自立助長のため、引き続き、適正な診療報酬明細書点検を実施するとともに、健康管理支援員（保健師）による生活習慣病の発症予防及び重症化予防等を推進する。				
3	事業名	生活保護法に基づく各種扶助費等		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・地域福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	生活に困窮している世帯に対し、当該世帯がその利用し得る資産、能力、援助などあらゆるものを利用してもなお、国の基準による最低生活費を下回るときにその不足分を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,369,252	2,369,252
			所要一般財源	555,538	555,538
概算人件費			セーフティネット事業に包含		
取組状況と 成果	○各種扶助費 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、就労自立給付金、進学準備給付金、保護施設事務費、医療扶助、介護扶助 ○生活保護受給世帯数 1,387世帯（令和7年3月：保護停止中は含まず） ○債権管理 不正受給の未然防止、債権管理マニュアルに基づく生活保護費返還金等の回収				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	医療扶助費や介護扶助費が扶助費の半分を占めており、関係機関等と連携を図り、世帯状況に応じた支援や受給者の医療・介護サービスを把握し、適正な支出に取り組む。 また、就労収入や年金収入などの未申告による生活保護費返還金等の未然防止を強化するとともに債権管理マニュアルに基づく適正な債権管理に取り組む。				

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

政策分野19 高齢者福祉

目指す姿

介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	高齢者支援体制の充実 高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による状況把握や情報共有等を図ります。 特に、介護従事者の確保が課題となっていることから、関係機関と協力して、対応を図ります。	 
施策2	介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供 特別養護老人ホーム等の介護保険施設サービスや、地域密着型サービスなどの在宅介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービス、利用者負担及び介護保険料の適切なバランスを図ります。	 
施策3	介護予防の推進 介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組みます。	 
施策4	高齢者とその家族等への総合的な生活支援 高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進します。また、認知症の早期発見、早期対応への取組や理解促進の取組を推進します。	  

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	介護や支援を必要としない高齢者の割合	%	要介護認定を受けていない高齢者数÷高齢者数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	80.5 80.6 80.7 80.8	介護予防事業等への取り組みにより、概ね目標を達成できた。
	実績	80.3 80.3 - -	
	達成率	99.8% 99.6% - -	
2	認知症サポーター養成講座受講者数	人	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	15,700 16,500 17,300 18,100	新型コロナウイルス感染症の影響で目標に届かなかった年があるため、累計の受講者数については達成できなかったが、令和6年単年度としては概ね目標を達成できた。
	実績	15,443 16,174 - -	
	達成率	98.4% 98.0% - -	

2 施策の評価

施策1	高齢者支援体制の充実
主な取組状況と成果	【1】地域包括支援センターの機能強化 ・地域包括ケアシステムの構築の中核である地域包括支援センターについて、職員の増員や、認知症支援推進員・事務員の配置など機能強化を図った。 【2】在宅医療と介護の連携推進 ・平成29年度から会津若松医師会への委託により、医療・介護関係者の研修や市民講演会等を開始。平成30年10月からは、事業実施の中心となる在宅医療・介護連携支援センターを設置し、在宅医療と介護の連携を推進した。 【3】多様な実施主体による多様なサービスの提供 ・平成28年度に総合事業のモデル事業の実施を通して、介護事業所以外の事業所の参入を促し、また従来なかったリハビリテーション専門職と連携した介護予防体操（いきいき百歳体操）の普及や、リハビリテーション専門職が家庭訪問し指導する事業に取り組んだ。 【4】地域のネットワーク構築 ・平成30年度に16地区に地区協議体を設置するとともに、各地域包括支援センターに地区生活支援コーディネーターを配置し、地域ケア会議等の開催により、民生委員・児童委員や共生福祉相談員、区長などの地域関係者との連携の推進を図り、より地域に根ざした形により高齢者を地域で見守り支え合うためのネットワークの構築を推進した。 ・令和4年度より全市生活支援コーディネーターを1名増員し、地域のネットワークやボランティアのマッチングのさらなる強化を図った。 ・令和6年度、一般社団法人AiCTコンソーシアムや加盟の民間企業と「地域包括ケアにおけるDX推進に向けた協定」を締結した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域包括支援センターの機能強化 ・後期高齢者の増加に伴う要介護や認知症の高齢者が増加していくことから、地域包括ケアシステムのの中核として、地域包括支援センターのさらなる体制及び機能強化を図っていく。 ・介護、障がい、生活困窮、子どもなど分野を跨いだ重層的支援体制整備事業について、関係機関と連携を図りながら推進していく。 【2】在宅医療と介護の連携推進 ・後期高齢者の増加や入院ベッド数の減少が見込まれる中、自宅等での看取りの充実や、自らの療養生活のあり方を考え選択していくことが重要であることから、医療依存度の高い重度要介護者への訪問診療・訪問看護等の充実等、医療と介護が連携した支援体制の強化や、市民へのACP（人生会議：本人の望む医療や介護のあり方を関係者皆で話し合い共有すること）の普及啓発を進めていく。 【3】多様な実施主体による多様なサービスの提供 ・これまでの事業を継続するとともに、生活支援コーディネーターを中心に、関係機関や地域住民等との連携を図りながら、支援が必要な方と必要なサービスを結び付けていく。 【4】地域のネットワーク構築 ・近所づきあい等の希薄化により、従来より地域内での見守りや声かけなどの支え合いの弱まりが課題となっており、地域ケア会議等の開催などを通じて、課題解決に向けた関係機関及び地域住民とのネットワークを構築し、地域の支え合いを支援する。 ・高齢者の見守りなどの地域課題を解決するためには、市民の地域活動への積極的な参加が不可欠である。そのため、地域ケア会議等の開催などを通じて、地域での支え合いの仕組みづくりを検討するとともに、より多くの市民が地域活動や介護予防活動に参加できるよう、つながりづくりポイント事業を活用していく。 ・「地域包括ケアにおけるDX推進に向けた協定」を踏まえ、ICTを活用した家族介護者支援や介護事業所の業務改善等に向け、関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

施策2	介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
主な取組状況と成果	【1】介護保険事業計画の円滑な推進 ・本市の高齢者福祉施策の根幹となる高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの推進・深化、高齢者の活躍の促進、フレイル対策を含めた介護予防の推進、地域における総合的な生活支援の充実、介護保険制度の円滑な運営に努めた。 【2】介護保険制度の適切な運営 ・介護サービスの円滑な提供を目指し、施設整備等を支援するとともに、介護保険制度について広く市民等に周知した。また、介護事業所における人材確保を推進するため、新たに「介護人材就職支援金支給要綱」を制定した。（令和7年4月1日施行） 【3】質の高いサービスの確保 ・介護保険制度の信頼度を高め、安定的な制度運営を図るため、介護給付適正化事業や介護事業所に対する研修・指導等に取り組み、介護サービスの質の向上及び給付適正化の推進に努めた。 【4】低所得者層への支援 ・低所得者層の介護サービスの自己負担を軽減するため、料金の減免を実施した社会福祉法人に補助金を交付するとともに、所得区分が第1段階から第3段階の方の介護保険料の軽減（平成27年度～）を実施した。 【5】介護保険料の徴収強化 ・取組の強化により、介護保険料の現年度分普通徴収の徴収率が向上した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】介護保険事業計画の円滑な推進 ・第9期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムを支える各分野の質と量の充実、及びネットワークの有機的な連携等を図る。また、計画に位置付けた地域密着型サービスの整備を進めるとともに、持続可能な介護保険サービスの提供に向け、介護人材の確保に取り組む。 【2】介護保険制度の適切な運営 ・高齢化の一層の進展に伴う介護サービス利用者及び介護給付費の増加に向け、介護サービスの適切な給付や適正化事業等を通じ、持続可能な介護保険制度の運営に努める。また、「介護人材就職支援金」の支給により、介護事業所における人材確保と早期離職の防止を推進する。 【3】質の高いサービスの確保 ・介護保険制度の信頼度を高め、安定的な制度運営を図るため、介護給付適正化事業や介護事業所に対する研修・指導等に継続して取り組み、介護サービスの質の向上及び給付適正化の推進に努める。 【4】低所得者層への支援 ・誰もが公平に介護サービスを利用できるよう、個々人の所得に応じた負担を求めつつ、低所得者層に対する利用者負担額の支援や介護保険料の軽減を行うなど、バランスのとれた介護保険運営を図る。 【5】介護保険料の徴収強化 ・介護保険の制度の周知や保険料の納め忘れがないかの確認を図る。また、納付相談に丁寧に応じる一方、未納者に対する臨戸徴収による催告も行っていく。

施策3	介護予防の推進
主な取組状況と成果	【1】介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・要支援認定者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に、訪問型や通所型の介護予防サービスを提供し、介護予防・自立支援の推進に取り組んだ。 【2】介護予防の推進 ・すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施し、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図ってきた。 ・地域サロンや老人クラブ等の支援を通じ、支え合う地域づくりの推進や、閉じこもり防止等の介護予防に取り組んだ。 【3】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進 ・令和4年度は、北会津圏域において、地域包括支援センターと連携・協力し、体力測定や健康教育・健康相談を実施した。この取組により、北会津圏域で最初のいきいき百歳体操団体が発足した。 ・令和5年度は、実施地域を3圏域に拡大して事業を実施し、令和6年度からは、実施地域を全地域に拡大した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・介護予防・生活支援サービスについては、事業所及び地域住民の参画と、利用者のニーズを把握した独自のサービス提供が必要である。そのため、利用者のニーズを把握し、地域住民をはじめとする多様な主体による多様なサービスが提供できる体制の構築を推進する。 【2】介護予防の推進 ・地域住民が主体となって介護予防を実施する場として、地域サロンや老人クラブ等は有効である。そのため、地域サロンや老人クラブ等において、感染症対策に引き続き留意しながら、いきいき百歳体操等の介護予防の取組を推進していく。また、地域サロンの運営については、住民同士がより一層主体的に取り組めるよう支援していく。 ・地域包括支援センターと連携し、新たな地域サロンの立ち上げ支援を行っていく。その際、つながりづくりポイント事業も活用していく。 【3】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進 ・健康診査・保健指導等、生活習慣病重症化予防については、75歳以上の後期高齢者医療においても重要であり、フレイル予防等の介護予防との一体的な取組については、実施方法と事業内容等を評価・検証し、次年度以降の事業実施に活かしていく。

施策4	高齢者とその家族等への総合的な生活支援
主な取組状況と成果	【1】認知症高齢者への支援体制の強化 ・認知症への市民の理解促進のために認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症地域支援推進員を配置し、支援体制の強化を図った。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応の充実を図った。 ・認知症の人と家族、地域住民等が交流・相談ができる認知症カフェの開設・運営支援を行った。 ・令和6年度から、「チームオレンジ」を設置。認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、認知症の人やその家族の支援を行った。 【2】一人暮らし高齢者の支援の充実 ・介護保険サービスと相互に補完し合う関係にある緊急通報体制等整備事業や訪問給食サービス事業を通して、ひとり暮らし高齢者等に対する支援を行った。 【3】権利擁護・安全確保の推進 ・高齢者の尊厳を保持しその権利を守るため、成年後見制度の申立を支援した。令和2年度に地域福祉計画の中で成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和4年7月に成年後見制度の広報・相談や後見人の支援等の機能をもつ中核機関を設置し、地域連携ネットワークの体制整備を実施した。 ・高齢者の虐待を防止するため、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置し、早期発見の体制づくりに努めた。 【4】高齢者の生活全般の支援の充実 ・共生福祉相談員事業や家族介護者交流会事業、家族介護慰労金支給事業等の実施により、在宅で生活する要支援高齢者や介護者の家族等に対する生活を支援した。 ・国の地域支援事業交付金の任意事業の介護用品（紙おむつ等）の支給に関する対象要件の改正に伴い、令和3年度より対象者の要件等、事業内容の見直しを行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】認知症高齢者への支援体制の強化 ・認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の人が地域の中で安心して生活できるような環境整備が求められており、引き続き、認知症の理解の促進、早期発見・早期対応の充実、相談体制や支援の強化を図る。 ・認知症カフェなど既存の取組を活用し、認知症の方や家族と支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの活動の活性化を図る。また、チームオレンジで認知症の人やその家族の支援を行うメンバーの育成を推進する。 【2】一人暮らし高齢者の支援の充実 ・一人暮らし高齢者世帯が増加する中で、平常時の見守りや、緊急時の対応など、一人暮らし高齢者に対する更なる支援の充実を図る必要があるため、関係団体と連携しながら、本市の実情に合った支援の仕組みを構築していく。 【3】権利擁護・安全確保の推進 ・成年後見制度の利用が必要となる方の増加が見込まれており、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の運営・連携や法人後見の推進、市民後見人の育成など体制整備を進めることで、制度利用が必要な方の早期発見・支援や後見人の確保など成年後見制度の利用促進を図る。 ・高齢者の虐待防止対策の必要性が極めて高くなっており、高齢者の権利擁護及び安全確保の周知啓発・支援体制の充実強化を図っていく。 【4】高齢者の生活全般の支援の充実 ・介護保険制度における地域支援事業交付金の上限が見直されたことから、任意事業のあり方を検討し、健全な財政の運営を目指しつつ、高齢者やその家族に対する生活支援を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
17-1	第2次健康わかまつ21計画の推進	健康福祉部・健康増進課
17-4	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康福祉部・国保年金課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 高齢者支援体制の充実】

・職員体制の充実など地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能強化が図られ、地域住民や関係機関との支援のネットワーク構築が進んだ。

【施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供】

・高齢者がいきいきと暮らせる地域社会を実現するため、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種施策を着実に推進してきた。
・地域包括ケアシステムの構築に必要な地域密着型サービスの公募を行い、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス体制を整備した。

【施策3 介護予防の推進】

・地域サロンの立ち上げ支援や「いきいき百歳体操」の普及などを行い、地域サロン、老人クラブ等における、地域住民が主体となった介護予防の取組の推進が図られた。
・「介護や支援を必要としない高齢者の割合」が目標値には及ばないものの計画始期と比較して増加しており、高齢化が進む中で介護予防の取組の成果が現れている。

【施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援】

・令和2年度に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の中核機関を設置し、地域連携ネットワーク体制を整備するなど、高齢者の権利擁護の推進に向け、周知啓発・支援体制の充実強化を図った。

○課題

【施策1 高齢者支援体制の充実】

・高齢化率の上昇や一人暮らし高齢者等の増加を背景に、地域包括支援センターで対応する相談が複雑化しており、さらなる体制充実及び機能強化や分野を跨いだ連携強化を図っていく必要がある。

【施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供】

・人口減少による人手不足に伴い、介護分野における人材確保のための支援策が求められている。

【施策3 介護予防の推進】

・住民主体の介護予防活動を更に推進するとともに、活動が継続できるよう支援していく必要がある。

【施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援】

・一人暮らし高齢者世帯のさらなる増加が見込まれ、地域における見守りや生活支援などを進めていく必要がある。

5 最終評価

政策分野19「高齢者福祉」の推進にあたっては、外部評価にもあるように、後期高齢者の増加に伴い、要介護や認知症、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれ、相談内容も多様化・複雑化していることから、地域包括ケアシステムの中核として、地域包括支援センターのさらなる体制充実及び機能強化を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、分野をまたいだ重層的な支援を行っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 高齢者支援体制の充実							
1		◎		3.8	地域包括支援センター事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
2		◎		3.8	在宅医療・介護連携支援センター事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
3		◎		3.8	生活支援体制整備事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供							
1		◎		3.8	介護給付適正化事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
2				3.8	介護人材確保に向けた就職支援金支給事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
3				3.8	老人福祉施設整備補助金	継続	健康福祉部・高齢福祉課
4				3.8	介護保険利用者負担軽減事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
5		◎		3.8	高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
6		◎		3.8	要介護認定調査事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
7				3.8	デイサービスセンター運営事業	見直し	健康福祉部・高齢福祉課
8		◎		3.8	介護保険料徴収対策強化事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
施策3 介護予防の推進							
1		◎		3.8	介護予防・生活支援サービス事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
2		◎		3.8	一般介護予防事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
3				3.8	地域サロン活動支援事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
4		◎		3.8	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援							
1	◎			3.8	高齢者ごみ出し支援事業	新規	健康福祉部・高齢福祉課
2	◎			3.8	寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
3	◎			3.8	共生福祉相談員事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
4	◎			3.8	訪問給食サービス事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
5		◎		3.8	成年後見制度利用支援事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
6				3.8	養護老人ホーム措置事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
7		◎		16.1	高齢者虐待防止事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
8				3.8	家族介護者交流事業	終了	健康福祉部・高齢福祉課
9		◎		3.8	認知症対策事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
10				3.8	高齢者自立支援短期入所事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
11				3.8	緊急通報体制等整備事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
12				3.8	高齢者自立支援住宅改修事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
13				3.8	高齢者車いすタクシー利用助成事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
14				3.8	日常生活用具給付事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
15				3.8	家族介護慰労金支給事業	終了	健康福祉部・高齢福祉課
16				3.8	高齢者はり、きゅう、マッサージ等サービス事業	見直し	健康福祉部・高齢福祉課
17				3.8	中等度難聴者補聴器購入費助成事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 高齢者支援体制の充実

1	事業名	地域包括支援センター事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内7ヵ所の地域包括支援センターに事業委託し、圏域内の高齢者に対する、①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント事業、④介護予防ケアマネジメント事業等を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	174,858	196,490
			所要一般財源	100,711	126,882
			概算人件費	8,342	8,342
取組状況と 成果	地域包括支援センターの機能を強化しつつ事業を実施し、センターを核に、関係機関が連携して、高齢者本人やその家族を地域で支え合うネットワークの構築が進み、総合相談体制の充実や情報の共有化が推進された。 ・平成29年度 各センターに認知症地域支援推進員を配置 ・令和2年度 基準人員を改正し、2ヶ所のセンターに各1名を増員 ・令和3年度 各センターに事務員1名を配置				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域包括ケアシステムの構築における中核的機関として、センターの機能強化を図るために、自己評価、市及び第三者による評価・改善を継続していく。 高齢者の増加や複雑化する相談に対応するため、センターの役割や業務量に応じた体制の検討や、障がい、生活困窮、子どもの要支援対応との連携強化を図っていく。併せて介護予防ケアマネジメント業務の外部委託の推進など業務負担の軽減を図っていく。				
2	事業名	在宅医療・介護連携支援センター事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松医師会への委託により設置した在宅医療・介護連携支援センターを中心として、在宅医療と介護の連携推進に効果的な事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,970	12,970
			所要一般財源	4,672	4,672
			概算人件費	927	927
取組状況と 成果	・平成30年度 在宅医療・介護連携支援センターを設置し、在宅医療と介護の連携を推進 ・令和元年度 センターに専門職（常勤専従）を1名増員し、2名体制に拡充 ・令和5年度 医療・介護関係者の情報共有のため、高齢者が利用できる施設の情報を収集し「センターだより」に掲載 ・令和6年度 訪問診療を担う医師でICTツールの利用を開始 ・ACP（人生会議）の普及啓発のため、市民公開講座を実施				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	後期高齢者の増加や入院ベット数の減少が見込まれる中、自宅及び高齢者施設での看取りを進めるため、医療依存度の高い重度要介護者への訪問診療・訪問看護の充実等、医療と介護が連携した支援体制強化に向けた活動を推進していく。また、在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、ACP（人生会議）の普及啓発や、訪問診療医師の負担軽減策を検討していく。				
3	事業名	生活支援体制整備事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	協議体や生活支援コーディネーターを設置し、住民が参加する地域ケア会議等を通じて地域における生活支援の情報共有及び地域の要支援者等を把握し、課題解決策を話し合い、地域内の支え合いを推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	41,807	56,707
			所要一般財源	17,650	32,550
			概算人件費	927	927
取組状況と 成果	・平成29年度 全市協議体設置・生活支援コーディネーター(1名)配置 ・平成30年度 地区協議体設置(16地区)・地域包括支援センターに地区生活支援コーディネーター(7名)配置 ・令和4年度 全市生活支援コーディネーターを2名に増員				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近隣の関係性が希薄になってきており、高齢者の生活上の困りごとへの個別支援を担う地域内ボランティアの確保が求められている。 生活支援コーディネーターの資質向上や情報共有を図りながら、地域ケア会議等で抽出した課題の解決に必要な支援確保に取り組んでいくとともに、つながりづくりポイント事業と連携し、ボランティアの確保や地域サロンの育成、介護予防活動の活性化を図っていく。				

施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供

1	事業名	介護給付適正化事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査」「医療情報等との突合・縦覧点検」の3事業を柱とし、質の高い介護サービスを提供できる体制を構築するとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対する信頼感の醸成や介護給付費及び介護保険料の増大を抑制する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	90	90
			所要一般財源	90	90
概算人件費			23,018	23,018	
取組状況と 成果	適切な介護保険サービスを提供するため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報等との突合・縦覧点検等を通じ、介護給付費の適正化に努めてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者人口が増加し、要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、点検体制の充実強化及び点検業務の効率化を図ることが必要である。 介護サービス事業者に対し、継続的に点検や研修等を行うことで、介護サービスの質の向上及び介護給付費の適正化を図る。				
2	事業名	介護人材就職支援金支給事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	介護分野における人材確保を推進するため、市内の介護事業所に新たに常勤職員として就職した者に就職支援金を支給する。（1人10万円×30人）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,009	3,009
			所要一般財源	-	-
概算人件費			309	309	
取組状況と 成果	市独自の制度を開始することにより、新規就労を検討している人に市内の介護事業所へ目を向けてもらうとともに、「就労後6月以上の勤務」を支給要件にすることにより、早期離職を防止する。 令和7年4月に制度施行、令和7年10月から支給申請受付開始。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市内介護事業所における人材確保のため、市独自の支援策が求められている。事業開始3年目を目途に効果を検証し、事業の継続・廃止・拡充等を検討していく。				
3	事業名	老人福祉施設整備補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の建設を行った社会福祉法人等に対し、借入償還金の補助または利子償還への助成を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	25,186	24,826
			所要一般財源	25,186	24,826
概算人件費			47	47	
取組状況と 成果	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の建設等を行った社会福祉法人等に対し、借入償還金を補助による支援を行ってきた。また、施設サービス利用者に係る居住費負担の実情や、社会福祉施設整備に係る支援のあり方を勘案し、補助制度の見直しを行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	すでに交付決定を受けている施設については、それぞれ借入金の返済が終了するまで補助を継続する。 今後、新たな施設整備が計画された際は、市の支援の必要性について検討する。				

施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供

4	事業名	介護保険利用者負担軽減事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施のための制度。 居宅サービス等を提供する社会福祉法人が、一定の基準以下の低所得者に対して利用者負担の軽減を行った場合、軽減総額の1/4または1/2を交付（社福法人以外は利用者への交付）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,038	1,038
			所要一般財源	531	531
概算人件費			978	989	
取組状況と 成果	介護サービス利用者のうち、所得が低く、生計が困難な方の利用者負担を軽減することでサービス利用の促進を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	介護を必要としている方が適切な介護を受けられるよう、今後も本事業の周知・徹底に努めていく。				
5	事業名	高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「現計画」という。）に基づき、高齢者の活躍の促進、フレイル対策を含めた介護予防の推進、認知症対策の推進、高齢者の生活支援・家族介護者への支援の充実、介護保険制度の円滑な運営を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,271	4,769
			所要一般財源	5,271	4,769
概算人件費			3,090	9,269	
取組状況と 成果	現計画において位置付けた「認知症対応型共同生活介護」1施設を開設するとともに、介護サービスの充実を図った				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者のみならず、すべての人がいきいきと暮らせる「地域共生社会」を実現させるため、地域包括ケアシステムの推進、認知症対策の推進をはじめとした現計画の各種事業の着実な遂行に努める。 また、現計画に基づき地域に根差したサービスの提供のため、現計画に位置付けた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス施設の整備を進めるとともに、持続可能な介護保険サービスの提供に向け、介護人材の確保に取り組んでいく。				
6	事業名	要介護認定調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	要介護認定における公平性及び客観性の確保を目的に実施している。 介護認定審査会に向け、市直営と居宅介護支援事業所等への委託による認定調査を実施するとともに、医師へ意見書等の作成を依頼する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	64,678	64,742
			所要一般財源	64,678	64,742
概算人件費			44,491	44,607	
取組状況と 成果	要介護認定調査の客観性・公平性を確保するため、新規認定にかかる調査については市職員が実施するとともに、委託した調査票は市職員が全件点検し、内容の適正化に努めてきた。将来にわたり、適正かつ円滑な認定調査実施体制を維持するため、令和2年度から指定市町村事務受託法人にも認定調査業務の一部を委託している。 認定調査員の資質向上を図るため、新任調査員及び現任調査員を対象とした研修会を開催している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請の増加に備え、円滑かつ安定した認定調査実施体制を維持・強化するため、認定調査支援システム（タブレット）の導入等による調査の効率化及び点検作業の軽減を検討していく。 職員の資質向上に向けては、各種研修会への参加や課内研修会を継続して開催するとともに、認定調査に必要な知識・技能の習得に向けた研修会を継続して実施し、必要な情報を発信していく。				

施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供					
7	事業名	デイサービスセンター運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	北会津デイサービスセンターの運営を指定管理者に委託し、介護保険通所介護サービスの安定供給を通して要介護者及び家族の福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	633	509
			所要一般財源	633	509
			概算人件費	580	580
	取組状況と 成果	要介護者等がデイサービスの利用を通して、利用者の身体機能の維持・回復を図るとともに、その家族等に係る介護負担の軽減を図った。また、要介護者等にとっての日常生活の活性化や社会との関わりを持つ機会となっているほか、介護者の身体的・精神的な負担軽減に役立っており、高齢者の福祉の増進に寄与してきた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	市内において、民間事業者による通所介護サービスの提供体制が整い、供給が十分充足されている状況であることから、北会津デイサービスセンターの民間事業者による運営体制への移行を含め、施設のあり方を検討していく。 また、併設の北会津保健センターは、今後、県立病院跡地利活用基本計画に基づき整備される複合施設に「保健センター機能」を集約する方針であるため、集約後の既存施設の利活用等も含めた検討を進めていく。			
8	事業名	介護保険料徴収対策強化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	介護保険料の徴収対策の強化及び介護保険制度の周知を図るため介護保険推進員を配置し、臨戸徴収や滞納処分などの対策を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,902	3,902
			所要一般財源	3,902	3,902
			概算人件費	742	742
	取組状況と 成果	平成29年度から非常勤特別職員（令和2年度から会計年度任用職員専門職）1名を採用し、普通徴収滞納者を中心に介護保険制度の周知や臨戸徴収、口座振替勧奨等に取り組んでいる。その結果、普通徴収をはじめ、介護保険料全体の徴収率が上昇しており、当該事業の効果が表れている。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	滞納者に対して催告書等を発送して自主納付を促すとともに、介護保険推進員による徴収対策を継続する。また、納付相談にあたっては、生活状況等を丁寧に聞き取り、無理のない範囲で計画的に納付するよう促す。			

施策3 介護予防の推進

1	事業名	介護予防・生活支援サービス事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援として、訪問・通所型サービス事業及び介護予防ケアマネジメント事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	518,762	518,762
			所要一般財源	194,502	194,502
概算人件費			3,476	3,476	
取組状況と 成果	住民主体の多様なサービスの充実を図ること等を目的として、予防給付で行われていた訪問介護・通所介護を、平成29年4月から介護予防・生活支援サービス事業に移行して実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢化の進行に伴いサービス利用者及び給付費の増加が見込まれるため、様々な事業所等に周知し、参入を促すとともに、利用者のニーズに沿った多様なサービスを提供し、介護予防の推進を図る。				
2	事業名	一般介護予防事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	すべての高齢者を対象として、地域の団体に講師を派遣する介護予防講座や、地域包括支援センター等による介護予防教室により、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。また、介護予防活動などを自主的に継続実施できるよう支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,627	10,627
			所要一般財源	3,840	3,840
概算人件費			4,944	4,944	
取組状況と 成果	・介護予防普及啓発…外部の専門職講師を地域サロン等に派遣する介護予防講座や、集会所や公民館等で開催する介護予防教室を通じて介護予防に関する知識を普及 ・地域リハビリテーション活動支援…地域における住民主体の交流活動の場等によりリハビリテーション専門職を派遣し、いきいき百歳体操などの介護予防活動を支援 ・地域介護予防活動支援…いきいき百歳体操サポーターを養成し、地域住民が主体的に行う介護予防活動の継続を支援				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	高齢者が介護予防に関する知識を習得し、主体的に介護予防に取り組むことを通して、社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の健康維持につながることから、住民主体の介護予防活動への支援をはじめ、つながりづくりポイント事業を活用しながら様々な活動への参加を推奨するなど介護予防の一層の推進を図る。				
3	事業名	地域サロン活動支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域サロン（1～2ヶ月に一回程度、身近な地域の集会所等において、高齢者等を対象に地域住民が企画から当日の運営まで全て自主運営している交流活動）について、講師派遣や地域包括支援センター・社会福祉協議会と連携した立ち上げ・活動支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			93	93	
取組状況と 成果	平成22年度からは、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、地域サロン（地域自主活動組織）の立ち上げ・活動支援を実施している。 令和3年度から、地域サロン活動がつながりづくりポイント事業のポイント付与対象となり、活動意欲の向上につながっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域リハビリテーション活動支援事業や介護予防講座により、リハビリ専門職等を地域サロンに派遣するなど、活動を支援し、住民主体の介護予防活動をさらに推進する。 地域包括支援センターと連携して新たな地域サロン立ち上げ支援を行っていく。その際、つながりづくりポイント事業も活用していく。				

施策3 介護予防の推進					
4	事業名	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者の心身の課題に対応したきめ細かな支援を行うため、後期高齢者医療制度の運営主体となる福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	5,562	5,562
	取組状況と 成果	令和4年度は、北会津圏域を対象に、フレイル予防教室やフレイルチェックを実施。 令和5年度は、第3・第4・北会津圏域に対象を拡大して実施。 令和6年度は、全圏域に対象を拡大して実施。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	体力測定への介護予防ボランティアの活用や、医療専門職が配置されている地域包括支援センターとの連携により、より効果的・効率的な事業実施方法を検討していく。			

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援					
1	事業名	高齢者ごみ出し支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	支援対象者の玄関先等においてごみを個別に回収し、ごみ処理施設へ運搬する。 事業開始から2年程度はモデル地区を選定して実施し、ニーズの調査や事業費の精査、課題の整理等行っていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	2,036
			所要一般財源	0	0
概算人件費			0	2,966	
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	-				
2	事業名	寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅で寝たきり等の高齢者が使用する紙おむつ及びその交換に必要な介護用品購入費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,349	19,178
			所要一般財源	8,598	10,276
概算人件費			1,978	1,978	
取組状況と 成果	紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成することにより、要介護者が属する世帯に係る経済的負担を軽減するとともに、在宅介護を支援してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和9年度以降、国の交付金の支給対象外となり、市負担の大幅な増加が見込まれるが、在宅において介護を受けている高齢者やその家族の経済的負担軽減に必要なサービスであることから事業を継続していく。				
3	事業名	共生福祉相談員事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	共生福祉相談員が、在宅高齢者（一人暮らし・寝たきり）等を訪問し、その生活相談に応じ、必要な助言指導を行う。あわせて、住民と地域活動団体をつなぎ、活動を支援することで、地域活動の活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,851	8,851
			所要一般財源	8,851	8,851
概算人件費			1,391	1,391	
取組状況と 成果	一人暮らし等の在宅高齢者を訪問し、安否確認や日常生活の助言等を行い、高齢者の精神的孤立感の解消や安心した生活への支援を図っている。 高齢者の見守りの推進と地域の多様な支え手を拡大していく観点から、令和3年より、業務内容に地域活動の支援を加え、それに伴い名称を「高齢者福祉相談員」から「共生福祉相談員」に変更した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	一人暮らし高齢者等の見守りや生活支援の必要性が高まっていることから、民生委員・児童委員をはじめ各関係団体と連携し、地域の実情に合った高齢者の見守り体制を構築していく。 また、相談員の担い手が不足している状況にあり、相談員業務について周知するとともに、区長等からの推薦や公募等により確保に努めていく。				

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援

4	事業名	訪問給食サービス事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅の一人暮らし高齢者等に弁当を配達し、栄養バランスのとれた食事を提供することで栄養改善の一助とするとともに、安否確認を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	63,802	75,189
			所要一般財源	28,283	27,085
			概算人件費	1,931	2,125
取組状況と 成果	一人暮らし高齢者に対し、バランスのとれた食事の提供を通して健康的な在宅生活を支援してきた。平成28年度より、配食事業者を登録制としたことで、利用者に選択の幅ができ、利用者の増加につながっている。令和元年度より、サービス提供日を拡大し、年末年始を除く月～土曜日実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	一人暮らし高齢者等の健康維持、栄養改善、安否確認に有効な事業であり、利用者、配食数ともに増加していることから、昨今の物価高騰や人件費の上昇を鑑み、自己負担額及び委託料の見直しを行い、今後も継続して実施する。また、利用日や個別対応への利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、日曜日のサービス提供や遠隔地への配達可能な事業者の確保等、利用目的に即した持続可能な制度設計について研究していく。				
5	事業名	成年後見制度利用支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	判断能力が不十分で親族が不在あるいは親族の協力が得られない高齢者が成年後見制度を利用する場合、市長が家庭裁判所に後見等開始の申立を行う。また、申立費用、後見人等への報酬が負担できない高齢者への助成を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,740	21,740
			所要一般財源	10,656	10,656
			概算人件費	5,040	5,040
取組状況と 成果	市で申立を行った高齢者に関して、本人財産より後見人等への報酬の支払いが出来ない場合は、市が報酬を助成している。また、令和4年度より、本人申立および親族申立を行った被後見人等で生活保護受給者や報酬を支払うことで生活保護に該当する人など、支払いが困難な人についても助成の対象としている。 令和4年度に中核機関を設置し、中核機関を中心に地域連携ネットワーク体制整備や市民後見人育成等に取り組んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	中核機関を中心に、制度利用が必要な方を早期発見し、適切に制度利用につなげるネットワークを整備する。 申立費用や報酬の支払い困難が制度利用の妨げとならないよう、本人申立・親族申立における生活保護受給者以外の申立費用の助成や、成年後見監督人への報酬の助成などを検討する。また、関係機関と連携し市民後見人活用へ向けた体制整備を行っていく。				
6	事業名	養護老人ホーム措置事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	老人福祉法に基づき、身体的・経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者や、虐待等を受けている高齢者に対し、養護老人ホームへ入所措置を行い、高齢者の生活を守る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	281,678	295,178
			所要一般財源	211,847	225,347
			概算人件費	8,899	8,899
取組状況と 成果	身体的・経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であったり、虐待等を受けている高齢者の生活を守るため、法に基づき適切な入所措置を継続している。 令和元年度より、地域包括ケアシステム構築に向け、入所判定委員会の委員に地域包括支援センター所長等を加え強化を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	身体的・経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者及び虐待等を受けている高齢者に対し、今後も引き続き適切な入所措置を行っていく。また、人件費や物価の高騰を踏まえ、施設に対する適切な措置費の額を検討していく。				

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援

7	事業名	高齢者虐待防止事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを活用し、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、虐待解消に向けた個別支援に至る各段階において、関係機関団体が連携協力して高齢者を虐待から守るとともに、養護者・家族に対して必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			6,025	6,025	
取組状況と 成果	平成21年高齢者虐待防止ネットワークを組織。 平成23年6月24日の障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律施行により、平成27年よりネットワークに障がい者団体も加えて高齢者・障がい者虐待防止ネットワークとして、関係機関・団体の連携強化を図るなど、対策の充実強化に取り組んでいる。				
課題認識と 今後の方針・改善点	高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの関係機関団体の連携強化や、職員のスキルアップを図りながら、高齢者及びその養護者に対する適切な支援を行っていく。 通報窓口として市及び地域包括支援センターの認知度は高まっているが、虐待の早期発見・早期対応のため、引き続き周知啓発を行っていく。				
8	事業名	家族介護者交流事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	介護者相互の交流や慰労を図るとともに、介護者の健康管理や適切な介護方法を学ぶための交流会を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	636	0
			所要一般財源	269	0
概算人件費			387	0	
取組状況と 成果	平成22年度より、それまで実施していた家族介護者教室と統合したうえで、地域包括支援センターに委託し、家族介護者交流会を実施。地域での継続的な交流とともに地域での関わりを強化してきた。				
課題認識と 今後の方針・改善点	家族介護者交流事業は、地域包括支援センターへの委託により、交流会の開催等による介護者の慰労を図ってきたが、参加者が減少している状況にある。また、介護者や家族への支援については、ケアマネジャーによるケアマネジメントにより実施されており、地域住民との交流については、認知症カフェや地域サロン等の身近な場での交流で孤立防止を図ることができていることから、事業終了とする。				
9	事業名	認知症対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	認知症に対する正しい市民理解の促進や支援体制の整備に努め、認知症の方とその家族が安心かつ安全な生活を送ることができる地域づくりを目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,516	8,516
			所要一般財源	3,477	3,477
概算人件費			5,562	5,562	
取組状況と 成果	認知症についての知識や理解を深めるため、平成19年度から町内会や老人クラブ、職場、学校等を対象に認知症サポーター養成講座を実施した。 平成29年度からすべての地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置し、市の認知症地域支援推進員と合わせ8名で支援等を実施した。 令和6年度から、「チームオレンジ」を設置。認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、認知症の人やその家族の支援を行った。				
課題認識と 今後の方針・改善点	引き続き認知症サポーターの養成を進める。また、子どもの頃から認知症に対する理解を深められるよう学校との連携を図る。 認知症地域支援推進員を核として、医療と介護、地域の関係者の連携強化や資質の向上を図ることで、相談支援体制の充実に努める。 認知症サポーターステップアップ講座受講修了者を対象に「チームオレンジ」メンバーを育成して、誰もが住み慣れた地域で支え合う体制を構築していく。				

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援

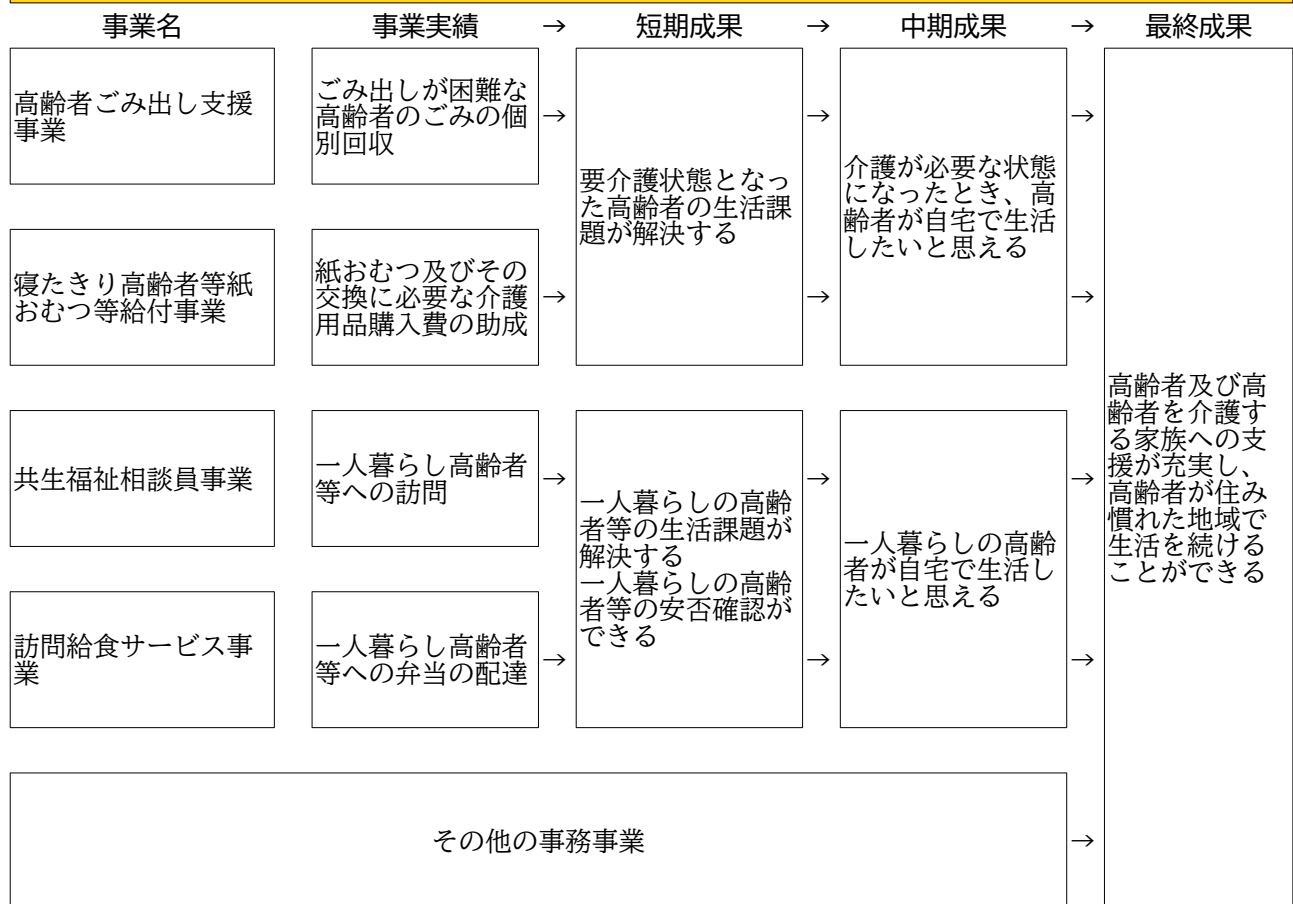
10	事業名	高齢者自立支援短期入所事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、一時的に保護が必要と認められる高齢者を養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに短期入所させる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	310	310
			所要一般財源	279	279
概算人件費			116	116	
取組状況と 成果	介護保険制度で非該当と認定された65歳以上の高齢者で、同居家族が社会的理由により一時的に不在となり生活に支障がある者等について、短期入所を利用することにより、高齢者及びその家族の福祉の向上を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年は、高齢者虐待や警察等での保護など緊急対応により、一時的に保護が必要な高齢者の利用が大部分を占めている。 普段は自立している高齢者が一時的に保護が必要となった場合の支援策として、引き続き事業を継続する。				
11	事業名	緊急通報体制等整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、見守り支援に役立てるとともに、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれるよう体制を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,397	19,355
			所要一般財源	18,397	19,355
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	令和元年度より、固定電話回線を持たない世帯を対象に、携帯型緊急通報装置の貸与を開始した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、安否確認を行う本事業の役割は今後も重要である。また、既存利用者やその協力員の高齢化による異動が増加している。引き続き地域の高齢者の見守り支援として事業を継続していく一方、安否確認や見守り支援の手法が多様化していることから、より効果的な手法について研究する。				
12	事業名	高齢者自立支援住宅改修事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	介護保険の認定を受けていない高齢者が要介護状態になることを防止するため、高齢者が居住する住宅等を改修する場合の工事費の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,260	1,260
			所要一般財源	819	819
概算人件費			309	309	
取組状況と 成果	介護保険の認定を受けていない65歳以上の方で、世帯の生計中心者の方の市県民税が非課税の市民を対象に、手すりの取り付けや床段差の解消など居宅する住宅の改修について対象工事費20万円を上限に、その9割を助成している。 令和3年度より総合事業対象者を助成対象者にすることを明確化するとともに、申請者一人あたりの助成上限基準額を設定した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	住宅改修に係る助成を継続し、高齢者及び家族の負担軽減を図ってきた。 在宅高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築にあたり、その中心となる高齢者の居住環境の改善は重要であり、要介護状態への移行防止の有効な手段でもあることから、国の方針を注視しながら、国交付金の活用を前提に継続して実施する。				

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援					
13	事業名	高齢者車いすタクシー利用助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	移動が困難な非課税世帯の高齢者に対し、車いすタクシー利用料金の一部を助成することにより、社会参加の促進及び通院等に係る経済的負担の軽減を図っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,641	2,769
			所要一般財源	2,641	2,769
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	令和3年度より対象者や申請方法、助成内容等を見直し、一度の乗車にかかる助成上限額を引き上げ利便性の向上を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	一度の乗車にかかる助成上限額を引き上げたことにより、利用者が一月に使用する利用券の枚数が増加傾向であるが、身体機能の低下等により外出が困難となった高齢者への支援及び経済的負担の軽減を図るため継続して実施する。				
14	事業名	日常生活用具給付事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	日常生活用具の給付等を通して、日常生活の便宜及び安全確保を図るため、ひとり暮らしの65歳以上高齢者等（非課税世帯）に火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	308	337
			所要一般財源	308	337
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	一人暮らしの高齢者が増加している中で、火災警報器等の給付を通して、高齢者の日常生活における安全確保と不安解消に寄与している。消防法の改正に合わせ、平成27年度より開催警報機の設置箇所と設置個数を見直した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	火災警報器等の設置は、一人暮らしの高齢者等の日常生活の便宜及び安全確保と周辺住民・地域の火災による不安解消に資することから、継続して実施する。 また、対象者やその支援者等へ事業の周知を図るとともに、給付機器等の耐用年数超過にかかる点検等の周知について関係機関と協議しながら検討していく。				
15	事業名	家族介護慰労金支給事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	重度の要介護者を、介護保険法に基づくサービスを受けずに在宅で介護している家族に対し慰労金を支給することにより、介護者の労苦を労うとともに、高齢者福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	300	0
			所要一般財源	125	0
概算人件費			16	0	
取組状況と 成果	慰労金の支給により、重度の介護を要する高齢者を在宅介護している家族の慰労を図った（令和3年度～令和6年度は支給なし。令和7年度1件支給あり）。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	適正な介護保険サービスの利用を促す中において、支給対象者が減少していることから、事業効果を踏まえ、事業終了とする。				

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援					
16	事業名	高齢者はり、きゅう、マッサージ等サービス事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	はり、きゅう、マッサージ等を利用する75歳以上の高齢者の施術費用を一部助成し、高齢者の経済的負担の軽減及び健康増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	400	679
			所要一般財源	58	337
			概算人件費	773	773
	取組状況と 成果	はり、きゅう、マッサージ等を利用する75歳以上の高齢者の施術費用を一部助成し、高齢者の経済的負担の軽減及び健康増進を図ってきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	身体機能の低下等により外出が困難となった高齢者等への支援及び経済的負担の軽減を図るため、他市の状況や市内施術所の料金などを踏まえ、制度の周知方法や助成額についての見直しを図る。			
17	事業名	中等度難聴者補聴器購入費助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	コミュニケーションの円滑化と社会参加の促進を図るため、中等度の難聴で日常生活に支障のある18歳以上の市民のうち、補聴器の使用が有効と医師に診断された非課税世帯の方に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	408	488
			所要一般財源	408	488
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	市政だよりや市ホームページにおいて制度の周知を図り、令和6年度は13名に対し助成を行った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	アンケート調査の実施による事業の効果の検証を行いながら、中等度難聴者のコミュニケーション能力の維持・向上による介護予防及び認知症発症・進行予防のため事業を継続していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
高齢者ごみ出し支援事業	ごみの個別回収を行った人数	-	-	-	-	20		50	
寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業	給付券の交付者数	750	656	760		770			
共生福祉相談員事業	共生福祉相談員の訪問対象者数	2800	1876	2800		2800			
訪問給食サービス事業	訪問給食サービス利用者数	850	837	850		850			

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

政策分野20 障がい者福祉

目指す姿		
障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	障がいのある人の人権が守られる取組の推進	
	障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します。	
施策2	障がいのある人への支援の充実	 
	障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹相談支援センターや地域相談支援センターなどの相談支援体制の充実、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。また、各種障がい福祉サービスや助成事業の周知や情報提供を進めます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	障がいのある人が差別等を感じた割合				%	障害者手帳所持者に対するアンケート調査の回答で差別等を感じた割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	9	7	6	5	計画策定時の令和4年度アンケートにおいて18%であったことから、引き続き差別解消に向けた取組みが必要である。
	実績	-	-	-	-	
	達成率	-	-	-	-	

2 施策の評価

施策1	障がいのある人の人権が守られる取組の推進
主な取組状況と成果	【1】障がいに関する理解推進 ・平成28年4月に障害者差別解消法に基づく、「職員対応要領」を策定し、市の事務事業等に関し差別解消に努めるとともに、平成28年11月に地域の関係機関からなる障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、差別事例の共有化を図ってきた。 ・障がい理解を促進するための講演会やワークショップ、理解促進チラシの全戸配布等を実施してきた。 ・また、支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」の周知や配布を行った。 ・さらに令和6年度から、身近な場所で心に不調を抱えた方をサポートする方法や、こころの病気について学ぶ「心のサポーター養成研修」を実施した。 ・令和5年3月に手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を制定し、条例の理解促進を図るため、チラシや市政だよりによる広報や手話の出前講座を実施した。また、手話の市政だよりやコミュニケーションボードの作成など、手話をはじめ、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進を図っている。 ・令和5年度から手話講習会と手話奉仕員養成事業を統合したほか、新たに手話講習会（基礎編）の修了者を対象に手話奉仕員ステップアップ講座を開始した。 【2】障がいのある人の権利擁護の推進 ・平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、本市に障がい者虐待防止センターを設置した。また、高齢者・障がい者虐待防止ネットワークや相談支援事業所等との連携により、虐待の防止・早期発見・支援に取り組んできた。 ・成年後見の制度について、講演会の開催等により理解を促進し、親族がいない方に対する市長申立の実施や、低所得の方に対する後見報酬の助成を実施してきた。 ・令和2年度に「市成年後見制度利用促進基本計画」を策定。 ・令和4年7月に成年後見制度の相談・制度利用促進等の機能を持つ中核機関「会津権利擁護・成年後見センター」を設置し、地域連携ネットワークの体制を構築した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】障がいに関する理解推進 ・市障がい者差別解消支援地域協議会において差別解消の方策検討や情報共有を行っているが、各種相談窓口につながっていない潜在的な差別案件があると考えられるため、今後とも、障害者差別解消法の趣旨や各種相談窓口についての周知を継続していく必要がある。 ・障がいのある人への差別の解消に向け、障がい特性や令和6年4月から事業所に義務付けられた「合理的配慮」の周知に継続して取り組むほか、一般市民に対してもヘルプマークをもつ意味や認知度を広めるため、周知を図っていく。 ・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例の理解促進を図るため、ホームページ、パンフレット等による広報や手話の出前講座の実施、市民や事業者を対象とした障がいのある人とのコミュニケーションに関するガイドラインの周知などに取り組んでいく。 【2】障がいのある人の権利擁護の推進 ・認知症患者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の家族の高齢化等により成年後見制度のニーズは年々高まっており、必要とする方を適切に制度につなげる必要がある。 ・「市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の設置により制度利用が必要な方の早期発見や、受任者不足の解消に向けた法人後見の推進及び市民後見の育成などに取り組んでいく。 ・令和7年度に「第2期市成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画とあわせて策定

施策2	障がいのある人への支援の充実
主な取組状況と成果	【1】相談支援体制の充実・連携強化 ・基幹障がい者相談支援センター、地域障がい者相談窓口、相談支援事業所がそれぞれの役割を果たし連携しながら、重層的な相談支援体制を構築してきた。さらに福祉サービス等の利用支援や必要な情報を提供しながら、安心して地域で生活ができるよう相談支援事業を実施してきた。 ・令和4年度から、地域障がい者相談窓口及び相談支援事業所に対し、緊急時入所事業や地域生活体験事業等のコーディネート機能を付与し、障がいのある方が親なき後でも地域で安心して暮らしていける相談支援体制の構築に努めた。 ・令和4年度から、地域障がい者相談窓口の配置基準を整理し、新設及び既存地域の増員を行い、身近な地域の相談窓口の充実を図った。 ・令和7年度から、引きこもりの障がいのある方の支援の一環として、メタバースによる相談支援事業を実施した。 【2】障がい福祉サービスや助成事業の充実 ・第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画に基づき、市地域自立支援協議会及び庁内関係各課との連携により、各種施策を推進するとともに、必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきた。 ・障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がいのある人の社会参加を促進してきた。 ・日常生活用具の進化や、対象者のニーズの多様化を考慮しながら、必要とされる対象品目の見直しを図り、日常生活での利便性向上に努めた。 ・重度心身障がい者医療費助成制度において、平成29年10月診療分より医療機関で窓口の負担がなくなる現物給付を開始した。 ・令和5年3月に手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を制定し、施策の基本方針としてコミュニケーション支援者の確保及び養成を位置付け、手話通訳者の健康対策や研修に取り組んできた。 ・令和6年度から外出支援事業において利用券を月8枚交付から月10枚とし、経済的負担軽減に努めた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】相談支援体制の充実・連携強化 ・障がいのある方が身近な地域で気軽に相談でき、必要とされるサービス等につながるよう支援に取り組んでいく。また、市地域自立支援協議会などの場において個別事例の協議を継続し、地域課題の共有につなげ、地域課題について対応策の検討を進める。 ・身近な相談窓口として地域障がい者相談窓口設置として第4地域、河東地域について、関係機関と協議を継続していく。あわせて基幹相談支援センターの相談支援事業所に対する専門的指導・助言を行う機能の充実を図る。 ・第2期地域福祉計画において重点的施策とした「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域住民や相談支援機関とも連携し災害時にも対応できる支え合いの地域づくり、重層的支援体制整備事業による他機関との連携による相談支援体制の充実を進めていく。 【2】障がい福祉サービスや助成事業の充実 ・第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画に定めた内容を確実に推進するため、庁内検討組織や市地域自立支援協議会において、適切な進捗管理を行っていく。 ・障がいのある人が地域の中で生活していくために、緊急時の対応など効果的な支援やサービス量が充足されよう各事業についての検証や精査を行い、必要に応じ見直しを実施していく。 ・各種サービスについて、提供体制の整備の支援に加え、関係機関等への周知や手続きの簡素化に取り組んでいく。 ・障がいのある人のニーズ等を踏まえ、日常生活用具品目や交付要件等の見直しを検討していく。 ・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例に位置付けた施策の基本方針に基づき、持続的な手話通訳の活動体制を整備していく。また、手話通訳の体制を維持していくため、手話通訳士の職員3名の退職時期を考慮して、手話通訳士の募集を開始し、今後、採用を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
2-2	適応指導・教育相談事業	教育委員会・学校教育課
2-2	いじめ防止対策事業	教育委員会・学校教育課
18-1	重層的支援体制整備事業	健康福祉部・地域福祉課
19-1	地域包括支援センター事業	健康福祉部・高齢福祉課
19-4	成年後見制度利用支援事業	健康福祉部・高齢福祉課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進】

・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を制定し、理解促進を図るため、パンフレット等による広報や手話の出前講座の実施、市民や事業者を対象とした障がいのある人とのコミュニケーションについて周知してきた。

【施策2 障がいのある人への支援の充実】

・相談窓口増設を図り、障がいのある方が身近な地域で気軽に相談できるよう体制整備を図った。

○課題

・人口減少のなか身体障害者手帳所持者が減少する一方、知的・精神障がい者については、増加傾向となっている。

・支援の担い手となるサービス事業所については、人材不足・支援者の高齢化など見込まれることから、今後法定サービスの持続性を担保するために、介護職員の処遇改善を図っていくために、国に働きかけていくことと、事業所の負担軽減などを図っていく必要がある。

・一般の市民の方についても支える側となっていだけるよう、成年後見制度における市民後見人の育成、こころの不調を抱える人に対して、適切な初期対応を身に付けた心のサポーターなどの養成を図っていく必要がある。

5 最終評価

政策分野20「障がい者福祉」の推進にあたっては、障がいのある方が身近な地域で気軽に相談できるよう体制整備を図っていく。また、支援の担い手となるサービス事業所における人材不足や支援者の高齢化等が見込まれることから、介護職員の処遇改善や事業所の負担軽減などを行っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進							
1				16.7	差別解消推進事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
2		◎		16.7	障がい者虐待防止事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
3				16.7	成年後見制度利用促進事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
4				16.7	手話言語及び多様なコミュニケーション手段の理解促進	継続	健康福祉部・障がい者支援課
施策2 障がいのある人への支援の充実							
1		◎		10.2	障がい者計画・障がい福祉計画の推進	継続	健康福祉部・障がい者支援課
2				10.2	地域自立支援協議会の運営	継続	健康福祉部・障がい者支援課
3		◎		10.2	障がい者相談支援体制の充実	継続	健康福祉部・障がい者支援課
4		◎		10.2	地域生活支援拠点等の整備	見直し	健康福祉部・障がい者支援課
5				10.2	自立支援給付の適正化	継続	健康福祉部・障がい者支援課
6				10.2	自立支援給付（訪問系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
7				10.2	自立支援給付（日中系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
8				10.2	自立支援給付（居住系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
9				10.2	自立支援給付（相談系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
10				3.8	自立支援医療（更生医療）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
11				10.2	補装具費支給事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
12				3.8	自立支援医療（精神通院医療）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
13				10.2	障がい者手帳・諸証明事務	継続	健康福祉部・障がい者支援課
14				10.2	特別障害者手当等（特別障害者手当、（経過的）福祉手当）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
15		◎	基本目標3	10.2	意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
16				10.2	ガイドヘルパー派遣事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
17				10.2	日常生活用具費助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
18				10.2	タイムケア事業	見直し	健康福祉部・障がい者支援課
19				10.2	訪問入浴サービス事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
20				10.2	身体障がい者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
21				3.8	重度心身障がい医療費助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
22				10.2	在宅重度障がい者対策事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
23				10.2	人工透析患者通院交通費助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
24				10.2	共生型サービス事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
25				10.2	障がい者福祉システム管理業務	継続	健康福祉部・障がい者支援課
26				10.2	外出支援事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
27				10.2	緊急通報体制等整備事業（障がい者分）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
28				10.2	訪問給食サービス事業（障がい者分）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
29				10.2	特定疾患患者見舞金	継続	健康福祉部・障がい者支援課
30				10.2	心身障がい者扶養共済制度助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
31				10.2	高額障がい福祉サービス等給付費、新高額障がい福祉サービス等給付費、地域生活支援事業利用負担金還付金	継続	健康福祉部・障がい者支援課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進					
1	事業名	差別解消推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進にかかる事業を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	93	93
			所要一般財源	93	93
			概算人件費	1,159	1,159
	取組状況と 成果	・平成28年4月「市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」制定(人事課) 市職員の不当な差別の禁止、合理的配慮提供の推進を図る。 ・平成28年11月 市障がい者差別解消支援地域協議会設置 医療、福祉、司法、当事者団体等関係機関により、地域における差別解消の推進を図る。 ・平成30年4月 小中学校障がい理解推進事業開始 ・令和6年4月 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、周知啓発を図っていく。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市障がい者差別解消支援地域協議会により、関係機関の情報共有や差別解消の方策の検討を行っている。しかし、各種相談窓口につながっていない潜在的な差別案件があるものと考えられるため、今後とも、障害者差別解消法の周知啓発も含め、法の趣旨や各種相談窓口について、継続的に市民に情報提供していく。			
2	事業名	障がい者虐待防止事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月施行)に基づき、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク等により、障がい者の虐待からの保護、防止、早期発見、自立の支援と養護者に対する支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	313	313
			所要一般財源	79	79
			概算人件費	3,090	3,090
	取組状況と 成果	・平成24年10月 障がい者虐待防止センター設置(障がい者支援課内) ・平成27年4月 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク設置			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本人や支援者等からの虐待通報を受けた場合、速やかに事実調査を行い虐待を把握し、虐待防止支援を行っている。 ・虐待者や被虐待者、支援者などに虐待の認識がないために通報に至っていないケースが存在すると推測されるため、虐待防止の周知啓発を行っている。			

3	事業名	成年後見制度利用促進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,627	8,627
			所要一般財源	7,459	7,459
			概算人件費	425	425
3	取組状況と成果	・平成14年度 親族等の成年後見申立が困難な場合の市長申立を実施 ・平成25年度 成年後見申立の費用や成年後見人への報酬支払が困難な方に、当該費用の助成を実施 ・令和2年度 「会津若松市成年後見制度利用促進計画」を策定 ・令和4年度 成年後見制度の広報・相談や後見人の支援等の機能をもつ「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークの体制を構築 ・令和7年度 「第2期会津若松市成年後見制度利用促進計画」を策定			
	課題認識と今後の方針・改善点	・高齢化率の上昇や8050問題を抱える世帯の増加等により、制度利用のニーズは高まっていると思われるが、制度の周知や後見人支援、受任者の確保などの点において利用促進の課題となっている。 ・「市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の設置により制度利用が必要な方の早期発見や、受任者不足の解消に向けた法人後見の推進及び市民後見の育成などに取り組んでいく。また、令和8年度の事業所移転を支障なく進める。			
	事業名	手話言語及び多様なコミュニケーション手段の理解促進		法定／自主	法定
4	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例の理解促進を図るため、点字講習会や手話講習会、手話の出前講座を実施するほか、パンフレット等を作成、配布を通じて、条例の周知を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	680	680
			所要一般財源	128	128
			概算人件費	464	464
	取組状況と成果	・令和5年3月 手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例制定 ・令和5年度 手話講習会と手話奉仕員養成事業を統合 手話講習会（基礎編）の修了者を対象にステップアップ講座開始 生涯学習総合センターの出前講座のメニューとして手話の出前講座を開始 条例に関するチラシ・パンフレットを作成、配布 ・令和6年度 放課後こども教室において小学生を対象とした手話の出前講座を実施			
	課題認識と今後の方針・改善点	・受講者数の増加のため、市民が参加しやすく魅力ある事業となるよう、事業内容の充実に向けて検討するとともに、受講後に習得した技術等を活用するため、ボランティア団体への参加を促していく。 ・手話言語に親しむ機会を創出するため、子どもを対象とした手話の出前講座の充実を図っていく。 ・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例の理解促進を図るため、ホームページ、パンフレット等による広報や手話の出前講座を実施していく。			

施策2 障がいのある人への支援の充実

1	事業名	障がい者計画・障がい福祉計画の推進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市における障がいのある方の施策に関する基本的な事項を定める障がい者計画と障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定める障がい福祉計画の進行管理を行い、目標値の達成等に向け、取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	・令和5年度 第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画の策定 ・毎年、各課の事業を地域自立支援協議会が評価し、各課で事業見直しを検討 ・目標を設定することで、市内各課の事業や市内の社会資源の整備が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・国の基本指針に基づき、令和6年度からの両計画について、共に6年間の実施期間を設定しているが、3年毎の報酬改定や制度改正等に対応していく。 ・計画の進行管理にあたっては、事務事業の進捗を確認しながら、より効率的かつ効果的に計画の目標達成を目指していく。				
2	事業名	地域自立支援協議会の運営		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成24年5月に設立した「市地域自立支援協議会」においては、市障がい者計画及び障がい福祉計画の目標達成のために必要な事項に関することなど、障がい者福祉の全般的な協議を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,131	1,131
			所要一般財源	1,131	1,131
概算人件費			5,562	5,562	
取組状況と 成果	・6つの部会が概ね月1回テーマごとに仕組みづくりの検討を行い、各部会長からなる運営会議で、それぞれの協議内容を共有している。 ・協議会の点検・評価を通したPDCAサイクルにより、障がい者計画及び障がい福祉計画の確実な推進につながっている。 ・障害者総合支援法の改正により、個別事例を通した地域課題の共有が位置付けられたことから地域自立支援協議会相談部会において検討を令和6年度より開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・引き続き、協議会での協議事項の優先順位や各部会をはじめ他団体や他会議体との役割分担や連携等を効率的に推進できるよう手法等の検討をしていく。併せて、個別事例から見えてくる地域課題に、柔軟に対応できる運営体制の整備に努めていく。				
3	事業名	障がい者相談支援体制の充実		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がいのある方からの相談に応じ、福祉サービスや社会資源等の利用支援、必要な情報提供等により、地域生活を営むことができるよう、相談支援事業を実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	68,938	76,797
			所要一般財源	50,999	58,855
概算人件費			1,854	1,854	
取組状況と 成果	・平成12年度 障がい者総合相談窓口の設置 ・平成25年度 第2地域障がい者相談窓口の設置 ・平成29年度 第5地域障がい者相談窓口の設置 ・令和4年度 第3地域障がい者相談窓口の設置 ・令和5年度 北会津地域障がい者相談窓口の設置 ・令和6年度 第2地域障がい者相談窓口の増員 ・令和7年度 第1地域障がい者相談窓口の設置 ・令和7年度 各相談窓口において、メタバースを活用したオンライン相談受付の開始 ・基幹相談支援センター機能や身近な地域の相談窓口の整備及びオンライン相談体制の拡充により、重層的かつ包括的な相談支援体制（地域包括ケアシステム）の構築が進み、これまで相談に至っていなかった困難を抱える障がい者等の早期発見、早期対応につながっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がいのある方が気軽に相談できる支援に取り組んでいく。また、通常支援の中で、関係機関等との日常的な連携を進めるとともに、県による会津圏域連絡協議会や市の地域自立支援協議会、医療や就労系の関係機関主催の研修会等を通じて、支援者間の「顔の見える関係づくり」を進めていく。 ・障がい者総合相談窓口における障がい者等に対する相談機能を分離し、基幹相談支援センター機能に注力できるよう、未設置の地域障がい者相談窓口の整備を進める。また、障がい者総合相談窓口の令和8年度の事業所移転を支障なく進める。				

4	事業名	地域生活支援拠点等の整備		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	障がい者の高齢化等や「親亡き後」を見据え、居住支援の機能として相談支援機能、地域生活体験の提供、緊急時における短期入所の確保などの支援体制を構築する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,914	6,073
			所要一般財源	729	603
概算人件費			696	696	
取組状況と 成果	・平成29年 緊急時入所事業、地域生活体験事業を実施 ・令和4年 地域障がい者相談窓口及び相談支援事業所に対し、 緊急時入所や地域生活体験事業コーディネート機能を付与 相談支援事業者、短期入所などへの地域生活支援拠点等の登録を勧奨 ・高齢家族と暮らす障がい者世帯に対し、親亡き後の意識づくりにつながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・緊急時入所事業については、利用の伸び悩みがあるが、医療的ケアが必要な方の受入のための看護師等の医療専門職の派遣等、事業手法の見直しを進める必要がある。 ・地域生活体験事業については、地域の利用ニーズを踏まえ、居住支援法人等支援による市営住宅の空室を活用した障がい者の地域移行の促進を進める必要がある。				
5	事業名	介護給付費等の適正化		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がいのある方が障がい福祉サービスを受ける際に必要となる障がい支援区分の認定を行うため、有識者等による審査会を開催・運営し、さらに障がい福祉サービスの審査・支払事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,757	9,595
			所要一般財源	7,343	7,605
概算人件費			3,013	3,013	
取組状況と 成果	・医療、福祉の専門職からなる審査会（委員12名、一合議体6名体制）を2合議体により毎月2回開催し、運営する。また、一次審査・支払事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、さらに二次審査等の支援ソフトの導入を図った。 ・審査会資料の基礎となる認定調査については、職員による調査の他、業務委託により実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・年々、利用者数は増加しており、支援区分審査件数及び支払件数は、増加傾向にあることから、より効率的かつ効果的な審査会の運営及び請求審査等による給付の適正化を図っていく。				
6	事業名	自立支援給付（訪問系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、在宅で生活する障がいのある方に対して、居宅を訪問するなどし、その障がいの状況に応じて必要な支援を提供する。※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	162,628	167,832
			所要一般財源	40,657	41,958
概算人件費			3,198	3,198	
取組状況と 成果	・生活を維持するために家事や入浴支援等、その障がいの状況に応じて必要な支援を提供している。 ・地域で生活する障がいのある方に、必要な支援をすることができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ホームヘルパー人材について、ニーズのある各時間帯で十分確保できておらず、入所施設から地域への移行や、高齢化する家族負担軽減等を図る際に大きな障壁となっている。 ・人材確保については、福祉業界全体の課題であるため、引き続き、国による処遇改善助成金や報酬改善の効果等を見極めつつ、機会を捉えて人材確保につながるPR活動や研修会等を検討していく。				

7	事業名	自立支援給付（日中活動系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、常に介護が必要な障がい者に対して、障がい者の日中活動を主に支援する。※生活介護：日常生活上の支援、自立訓練：生活能力の維持向上のための必要な訓練など	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	711,356	734,119
			所要一般財源	177,839	183,530
概算人件費			1,916	1,916	
取組状況と 成果	・事業所で入浴や食事等の介護、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供してきた。 ・地域で生活する障がいのある方に、必要な支援をすることができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・生活介護については、年々利用者が増加傾向にあることから、新規開設及び定員の拡充を協議し、安定した通所の実現に向け、環境整備を図っていく。 ・自立訓練については、対象者の能力向上のための事業という位置づけで、対象者のアセスメントを強化するとともに他のサービスへの移行を調整していく。				
8	事業名	自立支援給付（居住系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、障がいの程度等に応じて居住の場を提供し、必要に応じて、食事や入浴・排泄等の介護、日常生活の相談・家事支援などのサービスを提供する。 ※短期入所、施設入所支援、療養介護、共同生活援助（グループホーム）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	630,049	634,000
			所要一般財源	147,983	158,500
概算人件費			580	580	
取組状況と 成果	・共同生活援助は、障がいのある方の地域生活移行の推進に向け、整備が進んだ。 ・施設入所支援、療養介護は、主に重度障がい者の生活の場としてのニーズに対応してきた。 ・短期入所は、入所施設を短期間利用することにより、在宅で障がいのある人の支援を行う家族等の負担軽減を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がいのある方々が必要な支援を受けながら安心して地域で生活できるよう、引き続き、共同生活援助の体験等による地域生活への移行を進める。 ・受け皿となるグループホームの数・質の充実やきめ細かな支援体制の構築などに向け、地域連携推進会議などを通じ、事業者等と連携しながら取組を推進していく。				
9	事業名	自立支援給付（相談系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス利用者に対する計画相談支援や、施設や病院からの退所等にあたっての地域移行支援等を行う。※計画相談・地域移行支援など	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	81,516	84,988
			所要一般財源	20,379	21,247
概算人件費			3,059	3,059	
取組状況と 成果	・平成24年度 計画相談支援が創設され、地域定着支援、地域移行支援の3サービスの提供を開始。 ・平成30年度 自立生活援助を新設に基づき、事業実施周知するも実施事業所なし。 ・計画相談支援の提供率は、9割を超え、ほぼ充足している状況				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域移行、地域定着、自立生活援助は、施設や病院から地域に移行し安心して生活するため必要な福祉サービスであるが、提供事業所が限られていることもあり、利用者数が少ない状況である。 ・相談支援事業者に対して事業の必要性の認識を共有し働きかけることにより、事業所を確保するとともに施設や病院に対して事業の周知を進めていく。				

10	事業名	自立支援医療（更生医療）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障がい者が、障がいを軽減又は除去するために行われる手術や治療に係る医療費の自己負担分を支援する。対象者は原則医療費の1割を負担する（所得に応じて負担上限有り）。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	163,909	163,909
			所要一般財源	40,143	40,143
概算人件費			927	927	
取組状況と 成果	・平成18年度 障害者自立支援医療（更生医療）へ移行。 ・平成19年度 県から事務移管され、生活保護受給者の人工透析治療が自立支援医療の給付対象となる。 ・障がいの軽減を図るための手術について、本制度を利用し医療費の自己負担の軽減を図ることができる。 ・生活保護受給者の人工透析治療には本制度は不可欠である。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・腎臓機能障害の身体障害者手帳所持者数と比較し更生医療の受給者数は少なく、適正な事務執行及び公費負担軽減のため、更生医療の利用促進を図る必要がある。 ・引き続き、受給対象者や医療機関等に対し周知を図り、制度の利用及び適切な助成につなげていく。				
11	事業名	補装具費支給事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入または修理に要する費用を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,987	20,987
			所要一般財源	5,247	5,247
概算人件費			3,245	3,245	
取組状況と 成果	・平成18年度 障害者自立支援法施行により、自立支援給付事業へ移行。 ・平成25年度 障害者総合支援法に法改正。支給対象に難病患者を追加。 ・平成30年度 一部品目について借受け制度を開始。 ・関係機関との情報共有を図り、支給事務に遅れが出ないように、速やかな支給に努めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・対象者へ制度の利用についての丁寧な説明に努めるとともに、医療機関や補装具業者等と連携し制度の周知を図る。また、申請者が速やかに補装具の給付を受けることができるよう効率的な事務を行う。				
12	事業名	自立支援医療（精神通院医療）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	精神疾病により定期的に通院治療が必要な方の通院に要する医療費の負担を軽減する制度で、受理した申請に所得区分を認定のうえ県に進達し、交付された受給者証を対象者に交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	297	297
			所要一般財源	297	297
概算人件費			6,180	6,334	
取組状況と 成果	・昭和40年度 精神衛生法が改正され、通院医療費公費負担制度設立 ・平成18年度 障害者自立支援法へ移行。 ・平成22年度 診断書の提出が「毎年の提出」から「2年に1度の提出」に変更 ・精神疾病による定期かつ長期的な通院治療に係る自己負担の軽減が図られている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・県から事務移管された当初約1,200人から、平成30年度以降は約2,000人を超え、受給者数は年々増加している。 ・増加している受給者の対応を円滑に行うため、医療機関と連携するとともに、事務の効率化を進めていく。				

13	事業名	障がい者手帳・諸証明事務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請を受付し、県の認定後、各手帳を交付する。併せて、障がい者福祉制度の説明、NHK受信料、有料道路通行料の減免のための証明事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	742	742
14	取組状況と 成果	・障害者手帳の交付事務、転入手続き又は再交付申請時に、必要なサービスを利用できるように、障がい者福祉ハンドブックを配付し、利用要件や手続き方法等について丁寧な説明に努めている。 ・ホームページにおいて、手続き時の書類等について更新を随時行っている。 ・令和4年度から、県税事務所に提出する普通自動車税減免のための生計同一証明書の発行が不要となった。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・医療、福祉等の関係機関に対し、各種制度についての周知を図っていく必要がある。 ・手帳交付時の1人あたりの説明や各種制度の申請受付、証明事務に時間を要するものの、障がいの部位や等級により該当する制度や助成範囲が異なるため、申請や交付手続きが円滑となるようホームページによる周知やハンドブックを配布し、引き続き丁寧かつ効率的な説明に努めていく。			
	事業名	特別障害者手当等（特別障害者手当、(経過的)福祉手当）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
15	概要 (目的・内容)	在宅の身体又は精神に著しく重度の障がいがあるために日常生活において常時特別の介護を必要とする方を対象に手当を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	54,274	54,274
			所要一般財源	13,642	13,642
			概算人件費	773	773
15	取組状況と 成果	・障害者手帳交付時に在宅で重度の障がいのある方を対象に制度について説明し、市政だよりやホームページ等でも周知を行った。 ・在宅で常時特別の介護を必要とする重度の障がい者や家族の経済的な負担軽減を図ることができた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・現況届をはじめ住民票の異動状況などで受給資格の管理を適切に行うとともに、資格喪失時の届出の必要性について周知する。また、地域包括支援センター等の関係機関と連携した積極的な制度の周知を行い、受益の機会の公平性の確保に努めていく。			
	事業名	意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
15	概要 (目的・内容)	聴覚・視覚障がい者等との意思疎通を円滑にし、日常生活に必要な情報保障、障がい者理解及び障がい者の社会参加を目的として、手話通訳者等の養成及び派遣を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,846	2,846
			所要一般財源	712	712
			概算人件費	6,373	6,373
15	取組状況と 成果	・手話通訳を業務とする職員について、3名体制を維持している。 ・平成8年度 手話通訳者の頸肩腕障害予防のため健診を開始。 ・平成21年度 通訳者の県内広域派遣が開始され、平成25年度から国内に拡大。 ・平成27年度 要約筆記者の派遣を開始。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・手話通訳者の健康対策や研修を充実させることにより、持続的な手話通訳の活動体制を整備していく。 ・引き続き、合理的配慮としての意思疎通支援の重要性について、パンフレット等による広報や手話の出前講座の実施等により市民への周知に努めていく。 ・手話通訳の体制を維持していくため、手話通訳士の職員3名の退職時期を考慮して、手話通訳士の採用を行っていく。			

16	事業名	ガイドヘルパー派遣事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	屋外での移動に著しい制限のある障がいのある方に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動の介護および外出先での必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,550	8,550
			所要一般財源	2,137	2,137
			概算人件費	1,062	1,062
16	取組状況と成果	・平成23年度 重度の視覚障がい者について、自立支援給付「同行援護」に移行 ・平成25年度 障害者総合支援法に掲げる難病患者等について、対象に追加 ・令和6年度 法定サービスである居宅介護と同等の報酬単価とすることにより、事業所職員の処遇改善につなげ、持続可能なサービス提供体制の維持を図った。 ・単独での外出が困難な障がい者等に、外出や余暇の機会を提供することができた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・土曜、日曜の利用ニーズが多く、利用者が集中した場合、対応できるヘルパーが不足することがある。 ・障がい福祉サービス事業所等連携推進会議などを活用し事業所相互の連携強化や、質の高いサービス提供体制の整備を図る。			
	事業名	日常生活用具費助成事業		法定／自主	法定
17	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障がい・知的障がい・精神障がい者等であって、当該用具を必要とする障がい者に対して、自立生活支援用具等の購入に要する費用を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30,263	30,263
			所要一般財源	7,566	7,566
			概算人件費	2,549	2,549
	取組状況と成果	・日常生活用具の進化や、多様化した対象者ニーズに対応するため、必要とされる対象品目の見直し、要件の緩和、対象者の拡大を図ってきた。 ・令和7年度 ①対象品目の追加…人工内耳関連用品 ②要件の緩和…ストマ給付額の増、ストマ用具対象品目の増、障がい児世帯の所得割要件の廃止			
18	課題認識と今後の方針・改善点	・障がいの特性に応じた新たな用具については、他自治体の給付状況を参考に、対象品目への追加を検討していく。 ・排泄管理支援用具の基準額については、他市町村の状況等を踏まえ、改正を検討していく。			
	事業名	タイムケア事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	障がいのある方に日中活動する場を提供するとともに、見守り等の支援を行うことにより、障がいのある方の家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,148	10,095
			所要一般財源	2,287	2,287
			概算人件費	279	279
	取組状況と成果	・事業所数の増加により障がい者の日中活動の場を拡大し、その家族の就労支援や介護などの負担軽減を図ってきた。 ・令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、法定サービスである生活介護等の基本報酬については、サービス提供時間毎に設定されたことに加え、延長支援加算の拡充が示された。これを踏まえ、法定サービス優先に提供いただくように市独自の当該事業の提供のあり方について検討を行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・利用者数の増加や継続的なニーズが見込まれる中、個々のニーズを把握し、各事業所と連携をとりながら、地域資源充足に向けた対応策を検討していく。 ・法定サービス優先であることから、法定サービスで支援できない場合などについて支援策の拡充を図っていく。			

19	事業名	訪問入浴サービス事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	居宅で入浴することが困難な障がい者(児)に対し、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を供与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,381	6,381
			所要一般財源	1,595	1,595
			概算人件費	194	194
20	取組状況と 成果	・居宅で入浴することが困難な障がい者(児)に対して、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供する取り組みを継続して行っている。 ・入浴に課題を抱えている方への必要なサービスとして提供してきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・重度の在宅障がい者(児)の利用を想定している事業であるため、サービスを必要としている方が利用できるよう、内容を周知し、サービスの提供を継続していく。			
	事業名	身体障がい者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
21	概要 (目的・内容)	身体障がい者の就労・社会参加等を促進するため、自動車の取得・改造及び運転免許証取得にかかる費用の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	500
			所要一般財源	125	125
			概算人件費	39	39
21	取組状況と 成果	・平成18年度 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として開始。 ・本事業の利用者は障がいの受容を終え、自立へ向かう人々といえることから、効果が高い事業である。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本事業の利用による障がい者の社会参加を促進するため、引き続き事業の周知を図っていく。			
	事業名	重度心身障がい医療費助成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
21	概要 (目的・内容)	重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療機関受診の保険診療分の一部自己負担金助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	257,025	257,025
			所要一般財源	112,071	112,071
			概算人件費	15,706	15,706
21	取組状況と 成果	・平成29年10月診療分より原則、市内の医療機関で窓口の負担がなくなる現物給付を開始した。令和2年4月からは、医療費現物給付の範囲を福島県内の医療機関及び薬局まで拡大した。条例改正により、令和6年4月受診分から後期高齢者医療保険に加入しない65歳以上の受給者について令和4年10月受診分から発生していた高収入者ほど助成額が高くなる不均衡を是正した。 ・障がいのある方が安心して医療機関を受診でき、重症化の防止が図られた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・後期高齢者医療保険に加入しない65歳以上の受給者に対しては機会をとらえて丁寧な説明を行い、後期高齢者医療保険への加入を促進していく。 ・マイナ保険証と本制度との連携等について、今後の動向を注視するとともに、必要に応じて助成に係る事務の見直しや受給者への周知を行いながら、適切な助成に努めていく。			

22	事業名	在宅重度障がい者対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅の重度障がい者の福祉の増進を図るため、治療材料等を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,686	4,686
			所要一般財源	3,506	3,506
			概算人件費	569	569
23	取組状況と 成果	・令和3年度 高齢者紙おむつ給付事業の対象外となった、身体障害者手帳1～2級の所持者に対し、治療材料給付券（おむつ券）の給付を開始。 ・令和4年度 給付対象者の要件変更に伴う障がい者福祉システムの改修を行った。 ・治療材料または衛生器材の支給により、経済的負担の軽減が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・在宅の重度障がい者の経済的負担軽減を図るため、引き続き適切な給付に努めていく。			
	事業名	人工透析患者通院交通費助成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
24	概要 (目的・内容)	人工透析患者の通院にかかる経済的負担を軽減するため通院交通費を助成し、福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,029	5,029
			所要一般財源	2,524	2,524
			概算人件費	232	232
25	取組状況と 成果	・平成4年 会津若松市人工透析患者通院交通費助成事業実施要綱制定 ・自宅が医療機関から遠隔地であったり、車いすのため介護タクシーの利用が不可欠である患者にとって、透析通院にかかる経済的負担軽減が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・家族の高齢化や単身世帯、同居家族の共働き等により、透析患者を送迎できる家族が少なく、また、医療機関の送迎車が車いす対応型ではないなどの理由により、年々介護タクシー利用の受給者が増加している。 ・制度の必要な方が利用できるよう、医療機関等と連携し本制度の周知を図るとともに、適切な助成に努めていく。			
	事業名	共生型サービス事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
26	概要 (目的・内容)	障がいのある人や児童、高齢者が同じ場所で日常生活の支援を受けることができる事業	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費		
			所要一般財源		
			概算人件費	279	279
27	取組状況と 成果	・平成30年に「共生型サービス」が法定サービスとして新設された。 ・介護保険事業所に対して勉強会を開催し、情報提供を行った。 ・令和2年度に県内先進自治体への視察を実施 ・令和7年 多職種連携会議（地域包括センター主催）での事業説明実施			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・通常のサービスは、児童や高齢など年齢に応じ、提供事業所が異なるため、同一事業所内で高齢、障がい両サービスを提供できる事業として、利用者にメリットがあるものの、報酬単価の違いや障がい特性への対応が必要等の理由で、事業実施に至っていない。 ・障がいのある方が、利用されている介護保険事業所と個別に共生型サービス提供について協議を行うとともに指定権者である県と連携し情報交換等を行う。			

25	事業名	障がい者福祉システム管理業務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい者福祉業務を広範かつ適切・確実に行うため、障がい者福祉システム機器の賃貸借及びシステムの保守を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	31,721	28,685
			所要一般財源	31,721	28,685
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	業務システムの導入、制度改正等に対応した改修を行い、適切に使用することで、障害者手帳所持者の台帳管理、給付業務の管理、所得判定業務により速やかなサービスの給付と事務作業効率化が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・国が定めたシステム標準化仕様に移行しなければならない。 ・令和7年度にシステム標準化移行を予定していたが、システムメーカーが対応できないため、令和8年度のシステム標準化移行とした。				
26	事業名	外出支援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい者の外出時の経済的負担の軽減を目的として、資格要件に応じ、市と協定を締結した公共交通機関で利用できる利用券を交付し、運賃を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,906	8,906
			所要一般財源	8,906	8,906
概算人件費			792	792	
取組状況と 成果	・重度の障がい者には「重度障がい者タクシー運賃助成」を、車いす等を使用して外出される方には「車いすタクシー運賃助成」として実施してきた。 ・平成21年度 2つの事業を統合し、「外出支援事業」として実施。 ・平成31年度 一度に利用できる限度額を1,000円から1,500円に引き上げ。 ・令和3年度 一度に利用できる限度額を1,500円から2,000円に引き上げ。 ・令和6年度 利用券を月8枚交付を月10枚交付へ引き上げ車いすを利用していない障がい者の利便性向上を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和6年度から、車いすを利用していない障がい者の交付枚数を月8枚から月10枚へ引き上げたことによる利用率の変化等の効果を検証するとともに、利用者の利用実態やニーズ、他市町村の状況、取り巻く社会環境等を考慮しながら、必要に応じて対象者や助成額等のあり方を検討していく。				
27	事業名	緊急通報体制等整備事業（障がい者分）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	一人暮らしの重度身体障がい者、またはこれに準ずる世帯に緊急通報装置を貸与し、近隣住民等の協力により、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を整え、安心して地域生活ができるようにする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	283	283
			所要一般財源	283	283
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	・平成3年度 緊急通報体制整備事業として開始。 ・平成24年度 65歳未満の重度障がい者分について障がい者支援課所管となる。 ・平成31年度 固定電話か携帯電話の選択が可能となった。 ・一人暮らしの障がい者にとって、安心して地域で生活できる一助となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・一人暮らし障がい者等の増加が予想される中で、急病、事故等の緊急時において迅速かつ適切な対応をとるために緊急通報システムは必要不可欠である。 ・緊急通報協力員を3名確保できない場合においても柔軟に対応することなどにより、利用しやすい制度の運用を行っていく。				

28	事業名	訪問給食サービス事業（障がい者分）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅のひとり暮らし障がい者又はこれに準ずる世帯で、調理又は買物が困難な方に弁当を宅配し、栄養バランスの取れた食事を提供すると共に安否確認を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,955	2,955
			所要一般財源	2,955	2,955
概算人件費			116	116	
取組状況と 成果	・平成17年度から平成25年度までに、65歳未満の身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者を対象者に追加。 ・平成28年度 配食の事業者を複数事業者から選択できる方式に制度を変更。 ・平成31年度 第二土曜日の休配日を廃止（基本、日祝が休配日）。 ・利用者の栄養面からの体調管理と、安否確認を行うことで、障がい者が地域で安心して生活できる一助となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・利用者のニーズがあることから、サービス提供日の拡大について検討する必要がある。 ・単身の障がい者の健康維持、栄養改善、安否確認において有効な事業であることから、継続して実施していく。				
29	事業名	特定疾患患者見舞金		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県が認定した難病患者、小児慢性特定疾患患者の保護者、遷延性意識障がい者、および慢性腎不全による血液透析患者を対象に、年1回5千円の見舞金を支給する。（重度心身障がい者医療費助成の対象者は非該当）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,830	2,850
			所要一般財源	2,830	2,850
概算人件費			304	304	
取組状況と 成果	・昭和57年 支給開始 年1万円（対象24疾患） ・平成元年 支給額変更 年1万5千円 ・平成17年 支給額変更 年1万円 ・平成26年 受給資格変更 重度心身障がい者医療費受給者対象外 ・平成27年 難病医療法の施行、（対象疾患56→306）支給額変更 年5千円 ・令和7年 対象疾患が348へ拡大 ・重度心身障がい医療費助成を受けることができない難病患者等に見舞金を支給することで、福祉の増進に寄与している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・対象の難病が追加指定されていることから、新たな対象者の申請につなげるため、関係機関と連携して制度を周知する必要がある。 ・市政だより、市ホームページ、関係機関におけるチラシ配布により制度を周知し、申請の勧奨を行っていく。				
30	事業名	心身障がい者扶養共済制度		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい者の生活安定と保護者の不安軽減を図るための県の事業であり、障がい者（児）の保護者が加入している共済掛金を徴収し県へ納入、共済年金受給者の現況届を受付する事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6	6
			所要一般財源	6	6
概算人件費			91	91	
取組状況と 成果	・制度発足時、市独自の制度として低所得者の加入者に共済掛金の助成事業を実施していたが、平成24年度に助成制度は廃止となった。 ・保護者や障がい者の経済的不安軽減が図られている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	民間の類似制度の充実等により、掛金の払込者も減少しており、市が事務を行うことが受給者等の利便性の向上に資する状況ではなくなっている。 県からの権限移譲により行っている事務事業であるものの、市が事務を行う意義が薄れてきていることから、県が直接事務を担当するよう要望していく。				

31	事業名	高額障がい福祉サービス等給付費、新高額障がい福祉サービス等給付費、地域生活支援事業利用者負担金還付金		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい福祉サービス・介護保険サービス・地域生活支援事業を利用される方のうち一定の要件を満たす方に対し、償還することにより、利用者負担の軽減を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,538	1,424
			所要一般財源	384	356
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	【地域生活支援事業利用料負担金還付金】平成18年度～ 【高額障がい福祉サービス等給付費】平成18年度～ 【新高額障がい福祉サービス等給付費】平成30年度～			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・複数の制度が関係する複雑な制度であり、重複支給を避けるため、併給調整を行うべく、高齢福祉課、こども家庭課などと連携を継続していく。			

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

政策分野21 ユニバーサルデザイン

目指す姿

年齢、性別、身体的能力、言語の違いなどにかかわらず、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルなまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	ユニバーサルデザインの推進 「ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、情報の提供や研修会の開催などにより、広くユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。また、様々な分野においてユニバーサルデザインの導入を図ることにより、すべての人にとってやさしく暮らしやすいまちづくりを推進します。	   

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	ユニバーサルデザインの認知度				%	ユニバーサルデザインの言葉を知っており、考え方や意味も知っている人の割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	53.0	54.5	56.0	57.5	「ユニバーサルデザイン」という言葉と考え方は普及している。引き続き啓発に努める。
	実績	96.5	94.9	-	-	
	達成率	182%	174%	-	-	

2 施策の評価

施策1	ユニバーサルデザインの推進
主な取組状況と成果	令和4年3月に「第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」（期間：令和4年度～令和8年度）を策定し、「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現を目指して様々な施策に取り組んでいる。 【1】ユニバーサルデザインの理念の普及啓発 講演会、ワークショップ、セミナー、子ども向け体験講座、出前講座の開催や、市政モニターアンケートの実施、啓発用パンフレットの配布等により、ユニバーサルデザインの理念の普及を図っている。また、すべての人に分かりやすい情報発信について、全庁的な取組の指針となる「UDに配慮した情報発信のポイント集」を策定し、取組を進めている。 【2】安全、安心、快適なまちづくりの推進 ソフト施策とハード事業をそれぞれ補完するかたちで実施するとともに、各種計画・施策・事務事業において全庁的にユニバーサルデザインの理念に基づき取組を進めている。
課題認識と今後の方針・改善点	「第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」に示している各施策・事業を全庁的かつ計画的に推進してきたことから、一定程度ユニバーサルデザインという言葉、視点や考え方は普及してきた。今後は普遍的な理念として位置付け、推進プランの期間終了後は指針に基づいて取り組みを進めていくよう見直しを図る。 引き続き、出前講座や子ども向け体験講座を実施し、ユニバーサルデザインに関する意識啓発や学ぶ場の提供、情報発信を行う。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランを策定し、各種計画・施策・事務事業における全庁的なユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を推進した。 ・また、すべての人に分かりやすい情報発信について、全庁的な取組の指針となる「UDに配慮した情報発信のポイント集」を策定した。 ・この他、講演会、ワークショップ、セミナー、子ども向け体験講座、出前講座等の開催を通して、市民に向けたユニバーサルデザインの考え方の理解促進に努めた。 ○課題 ・第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランに示している各施策・事業を全庁的に推進してきたことにより、一定程度ユニバーサルデザインという言葉や考え方の普及は進んでいる。一方で、推進プランに掲げる分野によっては、浸透度合いにばらつきがあることから、引き続き各分野における施策の中で取り組んでいく。
--

5 最終評価

政策分野21「ユニバーサルデザイン」の推進にあたっては、第4次ユニバーサルデザイン推進プランに基づいた取組により、その視点や考え方が普及してきたことから、今後は普遍的な理念として位置付け、同推進プランの期間終了後は指針に基づき取組を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 ユニバーサルデザインの推進							
1				10.2	ユニバーサルデザイン推進事業（ユニバーサルデザイン推進プランの推進）	継続	企画政策部・企画調整課
2				10.2	ユニバーサルデザイン推進事業（ユニバーサルデザインの理解促進）	継続	企画政策部・企画調整課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 ユニバーサルデザインの推進					
1	事業名	ユニバーサルデザイン推進事業（ユニバーサルデザイン推進プランの推進）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	すべての人にやさしく、暮らしやすいまちの実現のため、ユニバーサルデザイン推進プランに基づき、各施策・事業を計画的に推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	475	475
	取組状況と 成果	市民意識調査・ワークショップ等の実施を経て第4次プラン（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定し、各種計画・施策・事務事業における全庁的なユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を推進している。都市計画マスタープランや学校改築・改修計画、地域防災計画、庁舎整備基本計画など、市の各種計画等にユニバーサルデザインの視点が盛り込まれるなど、その重要性、必要性が浸透している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	これまで庁内各所属と連携し、様々な分野において取組を推進してきたことから、一定程度市民にユニバーサルデザインの視点や必要性が浸透してきた。今後は普遍的な理念として位置付け、推進プランの期間終了後は指針に基づいて取り組みを進めていく。			
2	事業名	ユニバーサルデザイン推進事業（ユニバーサルデザインの理解促進）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	ユニバーサルデザインに関する講演会、ワークショップ、セミナー、出前講座、子ども向け体験講座の開催や情報発信等を行い、市民に対してユニバーサルデザインの理解促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	276	276
			所要一般財源	120	120
			概算人件費	1,553	1,553
	取組状況と 成果	市民や職員を対象とした講演会やワークショップ、セミナー、子ども向け体験講座、学校・市民団体・事業所等に出向く出前講座の開催に加えて、市政モニターアンケートの実施、啓発用パンフレットの配布等によりユニバーサルデザインの理念の普及・啓発を図っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	ユニバーサルデザインの推進のためには、その考え方に対する理解が重要であることから、引き続き、出前講座や子ども向け体験講座を実施し、ユニバーサルデザインに関する意識啓発や学ぶ場の提供、情報発信を行う。			

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策6 人と豊かな自然との共生

政策分野22 低炭素・循環型社会

目指す姿

省エネルギーや再生可能エネルギーが普及し、資源循環型のライフスタイルが根付く、環境への負荷が少ないまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール				
施策1	環境負荷の低減	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を				
	快適で豊かなくらしを実現できるよう、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和のとれたライフスタイルを実現します。					
施策2	ごみの減量化	11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 14 海の豊かさを 守ろう 17 パートナーシップで 目標を達成しよう				
	循環型社会の実現に向けた3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組のうち、そもそもの発生しないライフスタイルを目指し、2 R（リデュース、リユース）を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効活用とごみの最終処分量の減量化を図ります。					
施策3	廃棄物の適正な処理	6 安全な水とトイレ を世界中に 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任				
	廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。					

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	再生可能エネルギー発電施設の設備容量				kW	再生可能エネルギー発電施設(太陽光、風力、水力、バイオマス)の設備容量
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	236,205	236,959	237,713	279,467	高圧での系統接続が困難な状況や固定価格買取制度の変更を背景に、導入が鈍化傾向にある。脱炭素交付金等を活用した自家消費型の再エネ導入推進を図っていく。
	実績	230,012	-	-	-	
	達成率	97.4	-	-	-	
2	ごみの総排出量（ひとり1日あたり）				g	ごみ総排出量（燃やせるごみ+燃やせないごみ+リサイクル）÷現住人口÷年間日数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	1,031	1,001	970	970	令和6年度は前年度と比較して▲27g、▲2.3%の減少となっているが、令和8年3月までの目標達成には▲179g、▲18.5%の削減が必要であり、リデュース・リユースによるごみの減量をさらに強化していく。
	実績	1,176	1,149	-	-	
	達成率	87.7	87.1	-	-	
3	燃やせるごみの排出量(年間)				t	1年間の燃やせるごみ排出量（t/年）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	33,757	31,870	29,983	29,983	令和6年度は前年度と比較して▲1,782t、▲4.9%の減少となったが、令和8年3月までの目標達成には、▲4,171t、▲12.2%の削減が必要であり、令和8年度の目標達成に向けて、家庭ごみ処理有料化制度のスムーズな導入に向けた準備を進めていく。
	実績	35,936	34,154	-	-	
	達成率	93.9	93.3	-	-	

2 施策の評価

施策1	環境負荷の低減
主な取組状況と成果	【1】環境基本計画の推進 ・「環境基本条例」に基づく環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3期環境基本計画」に定める各事業を実施し、進捗状況を「会津若松市の環境」にまとめ公表している。 【2】地球温暖化対策の推進 ・令和3年には、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し全市一丸となって取り組む決意を表明した。 ・令和4年には、「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定し、実施計画に基づき庁内での取組を推進し、令和8年度の間目標値が達成できる見込みとなっている。 ・令和5年4月から電気自動車等の導入に対する補助事業を実施している。 ・令和5年8月、「脱炭素先行地域」を推進するための組織として、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」を設立し、市民・事業者・行政による相互連携等を行っている。 ・令和6年3月には、会津地域の再エネの地産地消や効率的なエネルギー利用を推進するため、「会津エネルギーアライアンス」が設立され、本市は、幹事団体として参画している。 ・「第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の「気候変動適応計画」において、熱中症対策として特別警戒アラートの運用、クーリングシェルターの指定を行っている。 ・脱炭素先行地域計画の初年度となる令和6年度は、国交付金を活用し、スーパーマーケット等の民間事業者に対し再エネ発電や省エネ設備等の導入支援を行うとともに、市公共施設における再エネ発電、省エネ設備導入、PPA事業による再エネ供給などを進めた。 【3】再生可能エネルギーの推進 ・令和6年8月、市公共施設の「電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、令和7年4月から本庁舎など9施設への市内産再エネ100%電力の供給を開始した。 ・住宅用太陽光発電システム等設置補助事業について、令和5年度からは蓄電池等の単独補助を開始するとともに子育て世帯への増額を行った。 ・平成31年に横浜市、令和3年に京都市と再エネの創出・導入・利用拡大に係る連携協定を締結し、令和4年度からは、横浜市と空家の活用や首都圏との交流事業を実施している。 ・令和5年度に公用車として燃料電池自動車（水素自動車）を導入した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】環境基本計画の推進 ・「第3期環境基本計画」の各目標について、あらゆる主体が自然に、当たり前環境行動に取り組む「×（かける）環境アクション」の視点に立ち、市民・事業者・市が相互に連携しながら、環境行動に取り組んでいく。また、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」等と連携しながら、計画の実効性を高めていく。 【2】地球温暖化対策の推進 ・「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現のため、宣言の趣旨等について市政だよりやホームページ、環境フェスタ、出前講座、事業者との意見交換の場を通じて広く周知していく。 ・脱炭素先行地域については、事業難度が高く計画の一部に遅れが生じているものの、計画を適宜変更しながら、令和7年度事業を着実に推進するとともに、令和8年度事業の円滑な執行に向けて準備を進めていく。 ・会津エネルギーアライアンスの活動に対し、幹事団体として関与し、地域への再エネ電力供給など地域課題の解決に貢献していく。 ・電気自動車等の普及促進を図るため、効果的な補助制度のあり方を検討するとともに、本庁舎駐車場への急速充電器の整備に併せ、北会津支所の急速充電器を機能集約していく。 ・再エネの利用を通じた地域経済の活性化のため、デジタル地域通貨（会津コイン）の活用について、令和8年度からの本格的な運用に向けて、仕組みの構築に取り組んでいく。 ・「気候変動適応計画」に基づき、熱中症等の回避・軽減対策に取り組んでいく。 ・庁内においては、「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」の目標達成に向けて、実施計画に基づき、取組状況の把握と効果の検証、有効な取組の共有を行っている。 ・庁外においては、「第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標達成に向けて、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」等と連携しながら、省エネの推進、再エネの地産地消等の取組を進め、市域全体の温室効果ガスの排出量削減を図っていく。 【3】再生可能エネルギーの推進 ・「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を踏まえ、使用するエネルギーを再エネへと移行させるため、「省エネ」・「電化」・「再エネの地産地消」をそれぞれ推進していく。 ・再エネの導入にあたっては、「第3期環境基本計画」に基づき、環境に配慮し、地域と合意形成が図られ地域課題の解決につながるような取組を推進していく。 ・市公共施設の「電力の調達に係る環境配慮方針」を踏まえ、再エネの地産地消を推進していく。 ・太陽光・風力発電設備等の導入による地域脱炭素の促進には、適正な環境への配慮や地域の社会経済の持続的発展への取組による、地域住民の円滑な合意形成が重要となることから、庁内各部署が連携し、事業者に対して必要な助言・指導等を行うとともに、地域脱炭素のための促進区域の設定についても検討を進めていく。 ・横浜市等との再エネ連携協定に基づき、脱炭素先行地域への取組に係る連携を含め、本市と横浜市との民間事業者間の交流事業を支援するなど、引き続き連携していく。 ・県や商工会議所、地元企業等と連携を図りながら、水素利活用の検討を行うとともに、国や県に対し、水素ステーション整備に係る補助の充実などを要望していく。

施策2	ごみの減量化
主な取組状況と成果	循環型社会の実現に向けた3Rの取組の中で、ごみが発生しないライフスタイルを目指し、2R（リデュース、リユース）を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図ります。 【1】ごみ減量化の推進 ・分別収集に加えて、資源物集団回収や有価物抽出により、再資源化を推進している。 ・市民・事業者・行政の協働により3Rに取り組む「会津若松市3R運動推進会議」を主体に食品ロス削減に向けて、事業者団体と連携して、3010運動を推進している。 ・ごみ減量化事業補助金では、令和5年度からは子育て世帯への支援を、令和7年度からは生ごみ処理機や生ごみ処理容器への支援を拡充することで、家庭での生ごみ減量化を推進してきた。 ・学校給食施設等の生ごみを堆肥へと再資源化し、学校教育や事業者啓発に活用している。 ・令和6年4月より、一部のプラスチック製品（24品目）の分別収集を実施している。 【2】燃やせるごみの緊急的な減量 (1)資源化品目の追加 ・令和3年9月から古着の拠点回収を行っている（現在12か所）。 (2)市民・行政との連携、協働の取組の推進 ・令和4年度から令和7年度まで、毎年6月と9月を「全市一斉ごみ減量運動」期間として、職員によるごみステーションでの立会い・排出説明を全町内会で実施した。 ・キエーロの普及に向けて、令和5年度から小学生向け学習会を開催し、令和6年度には、5月にキエーロ考案者等によるシンポジウムを開催するとともに、民間事業者との連携により、市内でのキエーロ既製品販売体制を整えた。 (3)ごみの見える化の推進 ・令和3年9月以降、ごみ情報紙「へらすべえ」を年4回発行している。 ・令和5年度から可燃ごみの組成を分析し、ごみ減量施策の強化・充実に繋げている。 ・ごみ緊急事態宣言後、市民・事業者アンケートを実施し、ごみの分別と減量の実態を調査した。 (4)事業系ごみの減量・資源化の啓発 ・排出事業所・許可業者を訪問し、排出・収集の実態を把握するとともに、「事業系ごみガイドブック」等を活用して啓発や助言を行っている。 (5)ごみ緊急事態宣言・家庭ごみ処理有料化導入 ・令和6年5月のごみ緊急事態宣言による市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの緊急的な減量を経て、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入を決定した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】ごみ減量化の推進 ・令和14年度稼働予定の「マテリアルリサイクル推進施設」について、ごみの減量・再資源化推進と衛生費負担金の縮減に繋がるよう、廃棄物担当課長会議等において協議していく。 ・令和8年度からの「古布の資源物ステーションからの分別収集に向けて、準備を着実に進めていく。また、新たな資源化品目についての調査研究を進めていく。 ・令和8年度からのリチウム蓄電池等の拠点回収に向け、廃棄物担当課長会議での協議、パブリックコメント、廃棄物処理運営審議会での諮問答申、収集運搬体制の構築などを進めていく。 ・リサイクルコーナーの今後のあり方について、市民協働事業との連携を図りながら検討していく。 ・家庭ごみ処理有料化導入を背景として、ごみ減量化事業補助金への市民ニーズが高まっていることから、ごみ処理手数料を活用した支援の充実を検討していく。 ・学校給食生ごみから再資源化された堆肥の学校教育等での活用を拡大するとともに、環境に配慮した収集方法について収集事業者、中間処理事業者、給食施設と協議を行っていく。 【2】燃やせるごみの緊急的な減量 ・令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化の円滑な導入に向けて、ガイドブックなどでの周知啓発、出前講座などの市民説明、指定ごみ袋の全戸配布を行うとともに、ごみステーションを管理する町内会の負担軽減に向けて、意見交換を踏まえた対策を行っていく。 ・家庭ごみ処理有料化導入に併せて、事業系ごみの適正排出対策が不可欠となることから、事業系ごみ収集運搬許可業者等の調査を通じて、実態把握と周知啓発、指導改善へと繋げていく。 ・令和8年度以降は、これまでのごみ減量に係る施策を「循環型社会形成推進事業」として再構築し、家庭ごみ処理有料化制度をスムーズに運用し、持続的なごみ処理体制を構築するとともに、ごみの減量、再資源化等を継続的に進めていく。また、令和10年度まで計画期間を延長した一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて、家庭ごみ処理有料化制度を前提としたごみ減量目標の設定と、ごみ減量施策の構築に取り組んでいく。

施策3	廃棄物の適正な処理
主な取組状況と成果	廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。 【1】廃棄物収集運搬処理 ・発災時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、令和3年度に「災害廃棄物処理計画」を改定し、令和4年度に発災初動期の対応手順書の策定と、仮置場候補地（第二候補）のリスト化を行った。以降、市民周知と訓練を継続している。 ・令和4年度、新型コロナウイルス感染症流行下における家庭系ごみ収集運搬の業務継続を目的に、業務継続体制の構築に取り組む家庭ごみ収集運搬業務受託者を支援した。また、令和4年度と5年度に原油価格の高騰により車両の運営経費が増大している一般廃棄物収集運搬業許可業者等の安定的な事業継続を支援した。 ・家庭ごみ収集運搬の迅速な情報共有と業務効率化を図るため、市自らが車両運行管理システムを導入するとともに、令和7年度に主要な収集委託業者への導入を完了できた。 【2】し尿くみ取り ・平成29年度から排出世帯の負担の公平性を確保するため清掃手数料を「定額制」から「従量制」に変更し、受益者負担の適正化のため令和4年4月に料金を改定した。 ・平成30年度の収納推進員の設置や令和4年度の滞納処分基準改正（滞納額・滞納期間）など滞納対策の強化により、清掃手数料の収納率は高い水準で推移している。 ・令和4年度からし尿くみ取り業務に係る委託車両を減車し、1者3台、2者合計6台とした。また、令和5年度から「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」という。）」の趣旨に基づく事業者支援として「川ざらい土砂最終処分場運搬業務」の委託を開始した。 ・令和7年度にし尿汲み取りシステムの更新を行った。 【3】会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業負担金 ・会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）に、ごみ及びし尿等の処理量に応じた負担金を支出しているが、新ごみ焼却施設整備費の償還のため本市の負担額は令和7年度の11.3億円から令和16年度には14.6億円へと増加する見込みである。 ・構成市町村全体でごみ減量を進めるため令和2年3月に「ごみ減量実施計画」が策定された。 ・新ごみ焼却施設については、令和元年度に規模縮減が決定され、令和3年度に事業者を決定し、令和8年3月の稼働に向けて整備が進められている。 ・令和3年度に新し尿処理施設が稼働、令和4年度に沼平第3最終処分場が共用開始 ・令和5年度からマテリアルリサイクル推進施設整備アドバイザー事業を実施している。 【4】管理庁舎維持管理 ・毎年度、環境共生課管理庁舎の保守管理、修繕、改修を計画的に実施している。 ・令和4年度から、管理庁舎について移転を含めた今後のあり方を調査・検討し、令和7年11月から追手町第二庁舎へ移転した。また、旧庁舎取壊し等について具体的な検討を行ってきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】廃棄物収集運搬処理 ・ごみの収集運搬は重要な社会基盤であることから、継続的・安定的な収集体制を維持する。また、粗大ごみの収集等については、許可制や外部委託などの手法、移行時期等を費用対効果や職員数の推移の観点から検討していく。 ・し尿くみ取り事業者への転業支援については、令和5年度から令和7年度までの「川ざらい土砂の最終処分場への搬出」の後継として、令和8年度から令和9年度までの「古布の収集運搬業務」へ変更する方向で事業者と協議していく。 【2】し尿くみ取り ・下水道の普及等により、し尿くみ取り量の減少傾向が続くことから、効率的なし尿くみ取り業務の実施と、事業者への支援等を通して業務の安定を図っていく。 ・し尿くみ取り手数料については、過去の廃棄物処理運営審議会答申で「受益者負担率70%以上の確保」が示されているが、令和5年度の受益者負担率は一般世帯が46.6%、事業所等が64.4%となっている。一方で、利用者減少により費用増加が避けられない状況にあることから、適正な受益者負担の考え方を検討していく必要がある。 ・清掃手数料の収納率については、現年度、過年度分とも毎年度改善しており、さらなる徴収率向上を目指し、口座振替利用の周知等を推進していく。 ・し尿くみ取り管理システムのeTAX納付の導入については、庁内の導入動向や納付方法の対応を踏まえ検討していく。 ・神明通り公衆便所については、老朽化が進み、社会情勢の変化により当初の設置目的の役割を終えたことから、廃止に向けた手続きを進める。 【3】会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業負担金 ・本市の負担を軽減し持続性のある市民サービスを提供するため、整備組合で策定した「ごみ減量実施計画」の目標達成に向け、「ごみ緊急事態宣言」での取組により生ごみの減量や分別の徹底、有料化の検討を通してごみの減量を図る。また、同計画の目標値をすべての構成市町村が達成するよう働きかけていく。 ・令和14年度中に稼働予定の「マテリアルリサイクル推進施設」については、市のごみの分別や収集方法、財政負担等に与える影響が大きいことから、整備組合における施設のあり方や規模、財政負担等の検討に対して、積極的に協議していく。 【4】管理庁舎維持管理 ・広域圏のマテリアルリサイクル推進施設の整備に伴い、環境共生課管理庁舎が支障となることから、取壊し等のスケジュールや費用負担等について広域圏と協議していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
11-1	会津材循環利用促進事業	農政部・農林課
40-1	公共施設マネジメントの推進	財務部・公共施設管理課
35-2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報戦略課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

- ・2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行い、市域全体で省エネや電化、地産地消による再エネ、3R+Renewable等を推進した。
- ・国の脱炭素先行地域に選定されるとともに、デジタル田園都市国家構想推進交付金などの活用により、（一社）AiCTコンソーシアムの活動を支援してきた結果、同コンソーシアムの会員企業を中心に、会津地域の再エネの地産地消や効率的なエネルギー利用を推進する枠組みとして、「会津エネルギーアライアンス」が設立された。
- ・国交付金を活用し、事業者に対し再エネ発電設備や省エネ設備などの導入支援を実施するとともに、市公共施設（本庁舎など9施設）においては、令和7年4月からPPA発電事業者が発電した市内産再エネ100%電力の供給を開始することにより、脱炭素先行地域内における再エネ利用率は、令和7年度には約15%に増加する見込みとなった。
- ・ごみの分別収集や再資源化品目の拡充、補助制度の運用や周知啓発により、ごみ減量の様々な取組を実施してきた。
- ・令和6年5月にごみ緊急事態宣言を行い、市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの集中的な減量を経て、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入を決定した。
- ・廃棄物収集運搬及びし尿の汲み取りについて、安定的に業務を継続してきた。

○課題

- ・低炭素・循環型社会の実現に向け、脱炭素先行地域の取組を着実に推進するとともに、市域全体での取組とするため、市民や事業者と連携・協力しながら、市内産再エネの導入や省エネ等の推進を図ることが必要である。
- ・再生可能エネルギーの普及促進にあたっては、地域における合意形成が図られ、環境に配慮し、地域に貢献する「地域共生型」の再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、地球温暖化が進む中、再生可能エネルギーの拡大が必要なことへの理解促進に取り組む必要がある。
- ・令和8年度以降、家庭ごみ処理有料化制度をスムーズに運用するとともに、これまでのごみ減量に係る施策を「循環型社会形成推進事業」として再構築し、持続的なごみ処理体制の構築と、ごみの減量・再資源化を継続的に進めていく必要がある。
- ・リチウム蓄電池等の拠点回収や、し尿汲み取りのニーズ低下による減車対応など、社会の変化に合わせて柔軟に対応を図っていくことが求められる。
- ・環境共生課管理庁舎の移転後も、市民の利便性低下を防ぎ、市民ニーズに沿ったサービスを実施していく必要がある。

5 最終評価

政策分野22「低炭素・循環型社会」の推進にあたっては、第3期環境基本計画に基づき、ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク等と連携し、市民、事業者及び市が相互に連携しながら、環境行動に取り組んでいく。また、脱炭素先行地域については、会津エネルギーアライアンス等関係者と連携し、電力の調達に係る環境配慮方針を踏まえ、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。さらに、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化の円滑な導入及び定着に向けた対策に取り組むとともに、事業系ごみの適正排出対策として、その実態把握と周知啓発、指導改善へとつなげていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 環境負荷の低減							
1	◎		基本目標3	7.1	住宅用太陽光発電システム等設置補助金事業	継続	市民部・環境共生課
2	◎		基本目標3	13.3	電気自動車等普及促進事業	継続	市民部・環境共生課
3			基本目標3	11.6	環境基本計画推進事業	継続	市民部・環境共生課
4			基本目標3	13.3	地球温暖化対策推進事業	継続	市民部・環境共生課
5			基本目標1	7.1	再生可能エネルギー推進事業	継続	市民部・環境共生課
6			基本目標3	13.3	環境活動推進事業	継続	市民部・環境共生課
7		◎	基本目標3	13.3	脱炭素先行地域推進事業	継続	市民部・環境共生課
8			基本目標3	7.2	スマートシティ会津若松推進事業（エネルギー分野）	継続	企画政策部・情報戦略課、市民部・環境共生課
施策2 ごみの減量化							
1			基本目標3	11.6	分別資源物回収事業	継続	市民部・環境共生課
2		◎	基本目標3	12.5	循環型社会形成推進事業	継続	市民部・環境共生課
3			基本目標3	12.5	ごみ減量化推進事業	終了	市民部・環境共生課
4			基本目標3	12.3	給食施設生ごみリサイクル事業	継続	市民部・環境共生課
5			基本目標3	12.5	緊急減量化対策事業	終了	市民部・環境共生課
6		◎	基本目標3	12.5	家庭ごみ処理有料化事業	終了	市民部・環境共生課
施策3 廃棄物の適正な処理							
1			基本目標3	12.5	廃棄物収集運搬処理事業	継続	市民部・環境共生課
2			基本目標3	6.2	し尿くみ取り事業	継続	市民部・環境共生課
3			基本目標3	11.6	会津若松地方広域市町村圏整備組合事業負担金	継続	市民部・環境共生課
4			基本目標3	11.6	管理庁舎維持管理事業	継続	市民部・環境共生課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 環境負荷の低減

1	事業名	住宅用太陽光発電システム等設置補助金事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減と、再エネの地産地消を推進するため、住宅用太陽光発電システムの導入に係る補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,116	2,116
			所要一般財源	2,116	2,116
			概算人件費	228	228
2	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	平成22年度より、住宅用太陽光発電システムのみを対象として補助事業を開始し、令和2年度からは、蓄電池又は電気自動車用充給電装置（V2H）の併設を対象とした。令和5年度からは、FIT契約は問わないこととするとともに、太陽光発電システムが既設の場合は蓄電池またはV2H単独での申請可とし、また、子育て世帯へは増額の補助を行った。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・補助交付実績では、近年、既存住宅の設置件数が増加しており、新築時のみならず、既存住宅においても関心が高まっている。 ・太陽光発電システム等の導入推進に向けて、太陽光発電システムのメリットや制度の内容を市政日より等で周知し、再エネの地産地消を推進していく。			
	事業名	電気自動車等普及促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	地球温暖化対策として、電気自動車等次世代自動車の市域への普及を推進するため、令和5年度から電気自動車若しくは燃料電池自動車の購入者に対して補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,798	3,047
			所要一般財源	3,798	3,047
			概算人件費	2,318	2,318
3	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	令和5年度から電気自動車及び燃料電池自動車の購入者に対する補助金交付を開始するとともに、子育て世帯への増額補助を行っている。 また、電気自動車等の普及促進を図るため、公共施設に急速充電器を整備するとともに、公用車への電気自動車導入による二酸化炭素及び燃料費の削減効果をホームページ等を通じ公表している。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・電気自動車に対する市民の関心は高いが、実際の導入には結び付いていない傾向が見られるため、「環境フェスタ」などのイベントや出前講座等で周知・PRしていく。 ・電気自動車等の普及促進を図るため、効果的な補助制度のあり方を検討するとともに、本庁舎駐車場への急速充電器を整備に併せ、北会津支所の急速充電器を機能集約していく。			
	事業名	環境基本計画推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	市環境基本条例に基づき、策定した「第3期環境基本計画」の「目指す将来像」の実現に向け、市民・事業者・行政が相互に連携しながら、様々な環境行動に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10	10
			所要一般財源	10	10
			概算人件費	2,318	2,318
3	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	平成26年3月：第2期環境基本計画策定 平成31年3月：第2期環境基本計画（改訂版）策定 令和4年度：第3期環境基本計画策定に向け、環境意識調査、市民ワークショップ等を実施 令和5年度：オープンハウスの開催 令和6年3月：第3期環境基本計画策定			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・「第3期環境基本計画」の各目標について、あらゆる主体が自然に、当たり前に環境行動に取り組む「×（かける）環境アクション」の視点に立ち、市民・事業者・市が相互に連携しながら、環境行動に取り組んでいく。また、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」等と連携しながら、計画の実効性を高めていく。			

4	事業名	地球温暖化対策推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の実現を目指し、「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」と「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の2つの実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	184	184
			所要一般財源	184	184
			概算人件費	10,042	10,042
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和3年12月に「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を表明。 ・令和4年2月に「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定。 ・令和5年8月に「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」を設立。 ・令和6年3月、「第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、同計画に「気候変動適応計画」を位置付けた。 ・環境マネジメントシステム（EMS）について、運用方法を見直した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・「第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標達成に向けて、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」等と連携しながら、進行管理を行い、市域全体の温室効果ガスの排出量削減を図っていく。 ・「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現のため、市政だよりやホームページ、環境フェスタ、出前講座、事業者との意見交換の場を通じて広く周知していく。 ・気候変動適応計画に基づき、熱中症等の回避・軽減対策に取り組んでいく。				
5	事業名	再生可能エネルギー推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	再生可能エネルギー設備の市公共施設へ率先導入するとともに、市民や事業者に対する意識啓発を行う。また、住宅用太陽光発電システム等設置補助金制度や、発電事業者等への情報提供や手続支援に取り組み、再エネの普及を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	109	109
			所要一般財源	109	109
			概算人件費	7,786	7,786
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・再生可能エネルギーの市公共施設への率先導入 ・住宅用太陽光発電システム設置等補助金制度による再エネの地産地消の推進 ・発電事業者等への情報提供や手続支援 ・横浜市・京都市との再エネの活用を通じた連携協定 ・令和6年8月、市公共施設の「電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、令和7年4月から本庁舎など9施設への市内産再エネ100%電力の供給を開始した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・太陽光・風力発電設備等の導入による地域脱炭素の促進には、適正な環境への配慮や地域の社会経済の持続的発展への取組による、地域住民の円滑な合意形成が重要となることから、庁内各部局が連携し、事業者に対して必要な助言・指導等を行うとともに、地域脱炭素のための促進区域の設定についても検討を進めていく。				
6	事業名	環境活動推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	ゼロカーボンシティ会津若松、持続可能な社会の実現を目指し、環境フェスティバルの開催支援や環境教室の実施、環境大賞による個人や団体等への顕彰等などにより市民の環境意識の高揚を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,732	1,732
			所要一般財源	1,732	1,732
			概算人件費	7,578	7,578
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・持続可能な社会の実現を目指し「環境フェスタ」を平成5年度から毎年開催し、令和5年度からは、県と連携し「ふくしまゼロカーボンDAY」と同日開催している。令和6年度は、実行委員会に組織強化部会を設置し、環境に関心の高い事業所等の加入を促している。 ・毎年、環境大賞と環境賞を選定・表彰し、ホームページ等でその功績を紹介しながら、市民の環境意識の高揚を図ってきた。また、令和4年度は、よりわかりやすく、応募者がより増えるよう、表彰内容や選定基準の見直しを行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・「環境フェスタ」については、脱炭素先行地域の取組を広く周知するとともに、再エネ等に関する技術展示や県イベントとの同時開催とするなど、市民の環境に対する意識を高める場として内容を充実させていく。 ・市民環境教室は、出前講座とメニューと統合するなど実施方法を見直していく。 ・環境大賞は、SNSを積極的に活用し、受賞者の取組内容を広くPRすることで応募者確保につなげていく。				

	事業名	脱炭素先行地域推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	「スマートシティ」や「ゼロカーボンシティ会津若松」を実現するため、国から選定を受けた「脱炭素先行地域」において、再エネや省エネ電化の推進につながる取組を進め、脱炭素社会の実現を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	592,869	592,569
			所要一般財源	2,400	2,400
概算人件費			22,246	29,661	
7	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	令和5年4月に、「脱炭素先行地域」を推進するための組織として、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」を設立した。 ・脱炭素先行地域計画の初年度となる令和6年度は、国交付金を活用し、スーパーマーケット等の民間事業者に対し再エネ発電や省エネ設備等の導入支援を行うとともに、市公共施設における再エネ発電、省エネ設備導入、PPA事業による再エネ供給などを進めた。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・電気自動車等の普及促進を図るため、効果的な補助制度のあり方を検討するとともに、本庁舎駐車場への急速充電器を整備に併せ、北会津支所の急速充電器を機能集約していく。 ・再エネの利用を通じた地域経済の活性化のため、デジタル地域通貨（会津コイン）の活用について、令和8年度からの本格的な運用に向けて、仕組みの構築に取り組んでいく。			
	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（エネルギー分野）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課、市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	住宅用太陽光発電システムにより発電された電力の自家消費分を、デジタルツールを活用し、Jクレジットとして価値化。これらを集約して、市内の事業者に販売することで、再生可能エネルギーの地産地消を促進し、「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	273	273
	8	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和5年度に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して一般社団法人AiCTコンソーシアムに補助金を交付し、対象世帯に設置したHEMSを通して電力の見える化・環境価値の顕在化を行い、Jクレジットに変換した上で、市内企業に売却する環境価値の地域循環プラットフォーム（会津ゼロカーボン倶楽部）を構築した。 ・民間企業自らが運営するデジタルサービスとして実装され、継続してサービス提供されている。		
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・今後も、一般社団法人AiCTコンソーシアムが自らの事業として環境価値の地域循環プラットフォームを運営していく。 ・太陽光発電側・環境価値購入側双方のサービス利用者が増えるほど、地域におけるゼロカーボンの実現に近づくことから、引き続き利用を促進していくため、官民が連携して市民・事業者のサービス利用者の増加に向けた周知等を行うことでサービスの自走を支援していく。			

施策2 ごみの減量

	事業名	分別資源物回収事業		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	持続可能な循環型社会を形成することを目標として、家庭から排出される廃棄物のうち資源物について、分別収集や拠点回収により資源化（再利用、再生利用、熱回収等）を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	334,844	351,803
			所要一般財源	334,844	324,405
概算人件費			15,656	15,833	
1	取組状況と 成果	平成6年度 古紙の分別回収開始 平成9年度 かん、びん、ペットボトル、紙製容器包装の分別収集開始 平成18年度 プラスチック製容器包装の分別収集開始 令和3年度 古着拠点回収開始 令和6年度 プラスチック製品24品目の収集開始 令和7年度 古布回収容器の購入と町内会への配布			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和14年度稼働予定の「マテリアルリサイクル推進施設」について、ごみの減量・再資源化推進と衛生費負担金の縮減に繋がるよう、廃棄物担当課長会議等において協議していく。 ・令和8年度からの「古布の資源物ステーションからの分別収集に向けて、準備を着実に進めていく。また、新たな資源化品目についての調査研究を進めていく。 ・令和8年度からのリチウム蓄電池等の拠点回収に向け、廃棄物担当課長会議での協議、パブリックコメント、廃棄物処理運営審議会での諮問答申、収集運搬体制の構築などを進めていく。 ・家庭ごみ処理有料化導入を背景として、ごみ減量化事業補助金への市民ニーズが高まっていることから、ごみ処理手数料を活用した規模拡大等を検討していく。			
2	事業名	循環型社会形成推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	令和8年度からの家庭ごみ処理有料化に合わせ、これまでのごみ減量に係る施策を再構築し、一般廃棄物の発生・排出抑制と適正処理を進め、持続可能なごみ処理体制を構築し、循環型社会の形成の推進を目的とした事業を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	-	308,273
			所要一般財源	-	0
			概算人件費	-	9,886
	取組状況と 成果	ごみ減量化推進事業では、平成2年度より資源物回収や有価物抽出、ごみ減量化事業補助金等によりごみの減量化を推進してきた。緊急減量化対策事業では、令和3年度より資源化品目の追加、市民・行政との連携、協働の取組の推進、ごみの見える化の推進、事業系ごみの減量・資源化の啓発を行ってきた。家庭ごみ処理有料化事業では、令和7年度に家庭ごみ処理有料化制度の導入に向けた準備を実施してきたところであり、段階的に各種施策を展開してきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・家庭ごみ処理有料化制度をスムーズに運用し、持続的なごみ処理体制を構築するとともに、ごみの減量、再資源化等を継続的に進めていく。 ・令和10年度まで計画期間を延長した一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて、家庭ごみ処理有料化制度を前提としたごみ減量目標の設定と、ごみ減量化施策の構築に取り組んでいく。			

3	事業名	ごみ減量化推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）におけるごみ排出量の削減目標達成のため、ごみ減量化施策の取組を着実に推進する。 【目標値（令和7年度）】 1人1日あたりのごみ排出量970g	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	16,489	
			所要一般財源	16,489	
			概算人件費	12,201	
	取組状況と 成果	・ 集団回収事業として集団回収実施団体及び回収業者に量に応じた奨励金を交付。 ・ 有価物抽出事業として収集運搬した燃やせないごみから金属等の有価物を抽出。 ・ リサイクルコーナーや環境フェスタを活用したリサイクルやリユースの促進 ・ 出前講座や施設見学、ごみ収集車を追いかけてよう、エシカル料理講座の実施。 ・ 福島県環境アプリの運用開始 ・ 事業者に対する食品ロス削減に向けた「3010運動」の協力依頼 ・ ごみ減量化事業補助金の交付（H10～）、補助率と限度額を引き上げ（R7）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ 食品ロス削減に向けて、本市の食品ロスの実態や対策について、一般廃棄物処理基本計画の次回策定時に同計画に位置付ける方向で調査研究していく。 ・ 資源物回収事業は、資源化推進やごみ減量の意識啓発に有効であるが、団体数や回数が減少しているため、回数の見直しや資源物保管庫の設置等による負担の軽減方法を提案するとともに、新任区長研修会等の機会を通じて活動の維持に取り組む。 ・ 有価物抽出事業は、燃やせないごみの減量化や再資源化のために継続していく。 ・ 3R運動推進会議の構成団体と連携し、簡易包装や店頭回収の取組状況、課題等を調査しながら、市民が資源物を出しやすい環境を整え、ごみ減量に繋げていく。 ・ リサイクルコーナーの今後のあり方について、市民協働事業や民間事業者との連携を図りながら検討していく。 ・ 家庭ごみ処理有料化導入を背景として、ごみ減量化事業補助金への市民ニーズが高まっていることから、ごみ処理手数料を活用した規模拡大等を検討していく。 ・ 令和8年度より循環型社会形成推進事業に移行する。			
4	事業名	給食施設生ごみリサイクル事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	給食施設から排出される生ごみを堆肥化することで、資源の有効利用とごみの減量化を図る。 また、堆肥化処理した生ごみを教育活動に活用してもらうことにより、リサイクル等の意識の啓発を図っていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,399	10,069
			所要一般財源	9,399	10,069
			概算人件費	2,356	2,356
	取組状況と 成果	【処理実績】 [令和元年度] 76,880kg [令和4年度] 84,535kg [令和2年度] 77,780kg [令和5年度] 87,830kg [令和3年度] 83,200kg [令和6年度] 74,280kg			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ 学校に対し、総合学習等でのリサイクル堆肥の利活用を依頼するとともに、給食生ごみ資源化の取組を市ホームページでの公開やチラシの配布により紹介し、児童生徒や保護者だけでなく、広く市民に周知し、リサイクル意識向上につなげていく。 ・ 事業者へ給食生ごみ資源化の事例を紹介することで、事業者による生ごみ資源化の取組拡大へとつなげていく。			

	事業名	緊急減量化対策事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・環境共生課	次年度方針	終了	
	概要 (目的・内容)	一般廃棄物処理基本計画で定めた令和7年度までに、燃やせるごみを年間29,983トン（82.1トン/日）まで緊急的に減量化するため、計画で4つの重点施策とした「資源化品目の追加」「市民・行政との連携、協働の取組の推進」「ごみの見える化の推進」「事業系ごみの減量・資源化の啓発」に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	99,830	
			所要一般財源	79,491	
概算人件費			16,915		
5	取組状況と 成果	・ごみ情報紙「へらすべえ」を年4回発行し全戸に配布（6・9・12・3月） ・毎年6月と9月を「全市一斉ごみ減量運動」の期間として、ごみステーションでの排出説明や地区区長会における「ごみ分別・減量説明会」開催 ・使用済小型家電のイベント回収や生ごみ削減モニター事業の実施 ・「事業系ごみガイドブック」の作成と事業者等への配布 ・ごみ減量施策の資料とするため、燃やせるごみの組成分析の実施 ・ごみ緊急事態宣言と家庭ごみ処理有料化導入の決定（R6） ・事業系ごみ適正排出対策の実施（R7）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・新ごみ焼却施設の処理能力に合わせた持続可能なごみ処理体制の確立と「ゼロカーボンシティ会津若松」の形成に向けて、令和8年3月までに燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トン以下まで削減するため、令和6年度にごみ緊急事態宣言による市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの緊急的な減量を経て、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入を決定。 ・令和8年度より循環型社会形成推進事業に移行する。			
	事業名	家庭ごみ処理有料化事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・環境共生課	次年度方針	終了	
	概要 (目的・内容)	令和8年4月から導入する家庭ごみ処理有料化に向けて、周知啓発・体制整備・不法投棄及び不定性排出への対策・古布分別収集の体制整備に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	88,631	
			所要一般財源	88,631	
			概算人件費		
	6	取組状況と 成果	令和7年度取組内容 (1)周知啓発：タウンミーティング、地区区長会との意見交換会、出前講座の開催、リーフレット、ガイドブック、周知啓発用指定ごみ袋の全戸配布 (2)家庭ごみ処理有料化の体制整備：指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託、ボランティア清掃専用ごみ袋の購入、減免用指定ごみ袋引換券の作成、計量器具の購入 (3)不法投棄・不適正排出等への対策：屋外用ポスターの配布等 (4)古布分別収集の体制整備：古布回収容器の購入、古着・古布中間処理業務の準備		
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化の円滑な導入に向けた、ガイドブックなどでの周知啓発、出前講座などの市民説明、指定ごみ袋の全戸配布を行うとともに、ごみステーションを管理する町内会の負担軽減に向けて、意見交換を踏まえた対策を行っていく。 ・家庭ごみ処理有料化導入に合わせて、事業系ごみの適正排出対策が不可欠となることから、事業系ごみ収集運搬許可業者等の調査を通じて、実態把握と周知啓発、指導改善へと繋げていく。 ・令和8年度より循環型社会形成推進事業に移行する。			

施策3 廃棄物の適正な処理

	事業名	廃棄物収集運搬処理事業		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例に基づき、一般廃棄物（家庭から出る生活系ごみ、粗大ごみ、川ざらい土砂、小動物死体）を収集運搬し適正に処理する。また、災害廃棄物処理計画に基づき、発災時に廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を整える。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	371,164	360,834
			所要一般財源	371,164	360,834
概算人件費			45,763	43,688	
1	取組状況と 成果	・令和3年度に発災時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため「災害廃棄物処理計画」を改定し、令和4年度に発災初動期の対応手順書を策定した。 ・令和4年度に家庭系ごみ収集運搬業務継続支援事業補助金を交付。また、令和4年度と5年度に一般廃棄物収集運搬業許可業者等に対し支援金を交付 ・家庭ごみ収集運搬の迅速な情報共有と業務効率化を図るため、市自らが車両運行管理システムを導入するとともに、令和7年度に主要な収集委託業者への導入を完了できた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ごみ収集運搬の安定的な収集体制を維持する。粗大ごみの収集については許可制や外部委託などの手法、移行時期等を費用対効果や職員数の推移の視点から検討する。また、粗大ごみ収集と連動するリサイクルコーナーの今後のあり方も検討する。 ・し尿くみ取り事業者への転業支援については、令和5年度から令和7年度までの「川ざらい土砂の最終処分場への搬出」の後継として、令和8年度から令和9年度までの「古布の収集運搬業務」へ変更する方向で事業者と協議していく。			
2	事業名	し尿くみ取り事業		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例に基づき、旧会津若松市内のくみ取りトイレを対象に、効率的なし尿くみ取り業務の実施と、事業者への支援等を通して業務の安定を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	181,204	170,899
			所要一般財源	181,204	170,899
			概算人件費	9,952	11,593
	取組状況と 成果	・平成29年10月1日に料金制度を「定額制」から「従量制」へ変更した。また、令和4年度より受益者負担の適正化のため一般家庭のくみ取り手数料を改定した。 ・令和4年度にし尿くみ取り業務に係る減車を実施。それに伴い、令和5年度より合特法に基づく事業者支援として「川ざらい土砂最終処分場運搬業務」を実施 ・令和7年度にし尿汲み取りシステムの更新を行った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・し尿くみ取り手数料については、過去の廃棄物処理運営審議会答申で「受益者負担率70%以上の確保」が示されているが、令和5年度の受益者負担率は一般世帯が46.6%、事業所等が64.4%となっている。一方で、利用者減少により費用増加が避けられない状況にあることから、適正な受益者負担の考え方を検討していく必要がある。 ・し尿くみ取り管理システムのeLTAX納付の導入については、庁内の導入動向や納付方法の対応を踏まえ検討していく。 ・神明通り公衆便所については、老朽化が進み、社会情勢の変化により当初の設置目的の役割を終えたことから、廃止に向けた手続きを進める。			

3	事業名	会津若松地方広域市町村圏整備組合事業負担金		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の一般廃棄物の処理は、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）で行っており、本市は、その経費を排出量等に応じて負担していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,120,971	1,280,223
			所要一般財源	1,120,971	1,280,223
			概算人件費	3,502	
3	取組状況と成果	令和元年度 新ごみ焼却処理施設の規模縮減の要望書を提案、規模変更を決定 令和2年度 広域圏がごみ減量実施計画を策定 令和3年度 新し尿処理施設（有機性廃棄物リサイクル推進施設）運転開始 令和4年度 沼平第3最終処分場の供用開始 令和5年度 マテリアルリサイクル推進施設についてアドバイザー事業を開始 令和7年度 事業系ごみ処理料金の改定（一廃）			
	課題認識と今後の方針・改善点	・新ごみ焼却施設の本市排出割当量以下にごみを削減するとともに、ごみ処理に要する負担金を軽減し市民サービスを持続するため、「ごみ緊急事態宣言」での取組により生ごみの減量や分別の徹底、有料化の検討を通してごみの減量を図る。あわせて、整備組合で策定した「ごみ減量実施計画」の目標について、廃棄物担当課長会議等で構成市町村のごみ減量の進行を管理しながら、全ての構成市町村が目標を達成するよう働きかけていく。 ・「マテリアルリサイクル推進施設」での硬質プラスチックを含む「プラスチック製品」の再資源化については、多数の品目に対応することや、市民の排出方法の利便性が重要となることから、環境センターと積極的に協議していく。			
	事業名	管理庁舎維持管理事業		法定／自主	自主
4	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	廃棄物対策課管理庁舎・設備の保守管理、修繕、改修及び光熱水費の管理、電話機器、清掃、警備業務等の業務委託を計画的、かつ、効率的に行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,797	1,445
			所要一般財源	1,797	1,445
			概算人件費	8,902	10,361
	取組状況と成果	令和4年度 ・事務室エアコン修理 令和5年度 ・電灯・動力構内引込線修繕 ・大会議室空調機修繕 令和6年度 ・湯沸器修理 ・管理庁舎車庫シャッター修繕 ・管理庁舎車庫コンセント修繕			
	課題認識と今後の方針・改善点	・管理庁舎については、必要最小限の修繕等を実施することで、利用者の利便性と適切な執務環境の維持、設備の延命化等を図っていく。 ・現在の管理庁舎の機能停止や取り壊しについて、広域圏との協議により、スケジュールを把握するとともに、手法や費用負担を検討していく。			

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策6 人と豊かな自然との共生

政策分野23 自然環境・生活環境

目指す姿

市民一人ひとりが環境保全・美化意識を持ち、豊かな自然に囲まれた、きれいで快適な生活環境が整ったまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	豊かな自然環境の保全	 
	自然環境の保全に関する意識啓発を行うとともに、様々な主体と環境保全につながる取組を推進します。	
施策2	快適な生活環境の保全	  
	良好な環境の中で快適に生活ができるよう、市民の参画のもと公害防止と生活環境の保全、まちの美化を推進します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	猪苗代湖の水質（湖心部COD75%値）				mg/ℓ	猪苗代湖中心点における化学的酸素要求量
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	0.5	0.5	0.5	0.5	猪苗代湖は自然の浄化作用が低下しており、県や流域市町村等と協力して様々な対策を実施しているが、目標値達成に向け、取組を継続する。
	実績	1.5	R7.12公表予定	R8.12公表予定	－	
	達成率	33%			－	
2	湯川の水質の環境基準達成箇所数				－	湯川水系のBOD75%値の環境基準達成箇所数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	7箇所中7箇所	7箇所中7箇所	7箇所中7箇所	7箇所中7箇所	事業所及び生活排水対策が着実に進んでおり目標を達成できているが、下流域では一時的に環境基準を超えることもあることから、引き続き啓発等に取り組む。
	実績	7箇所中6箇所	7箇所中7箇所	調査中	－	
	達成率	86%	100%		－	

2 施策の評価

施策1	豊かな自然環境の保全
主な取組状況と成果	【1】野生生物生息環境の保全 ・野生生物の生息環境調査や生息情報の把握に努め、開発行為の際に野生生物生息環境保全の配慮を要請するほか、自然環境教室の開催や市政だより等で身近な生き物を紹介し、生物多様性保全の啓発に努めている。 ・市政だより、生き物コラムを掲載するとともに、ホームページにGISを活用した生き物MAPや生き物図鑑を掲載し、生物多様性保全の啓発に取り組んでいる。 ・地域団体と協働でホタルの飼育管理や生息環境整備を行うほか、ホタルの発生状況や生態等の情報発信により、自然環境保全にかかる住民意識の高揚を図った。 ・北会津地域のホタル生息区域鑑賞ポイントを広報したり、新聞に写真を掲載されるなど、住民に広くアピールしてきた。 【2】猪苗代湖等の水環境の保全 ・猪苗代湖水環境保全推進計画に基づき、猪苗代湖の水環境の保全に向け、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会や猪苗代湖環境保全推進連絡会を中心に、市民ボランティアや民間団体等と連携し、湖岸清掃やヒシ・漂着水草の回収等の実践活動、水環境フォーラムや写真コンテスト、子ども交流会の開催、広報誌の発行、イベントの実施等による啓発活動、水環境保全に係る県への要望活動を行ってきた。 ・猪苗代湖の自然環境の保全活動を推進するため、ラムサール条約湿地登録に向け、地域住民や各種団体等の理解を得ながら、国県及び関係市町と連携して手続きを進め、令和7年7月、第15回締約国会議（COP15）においてラムサール条約湿地登録の認定証を受けた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】野生生物生息環境の保全 ・現在の自然環境を維持するため、市民の参加を求めながら、自然環境教室や出前講座、市政だよりやGIS等を活用した啓発や情報発信・収集などを行うとともに、工事事を行う所屬と希少な野生生物の生息地等の情報を共有し、生息環境を保全していく。 ・野生生物の生息状況について、自然環境の保全の意義を事業者等へ情報提供していくため、各種団体等と連携し、野生生物保護の意識啓発につながる調査方法等の検討を進めていく。 ・再生可能エネルギー事業に伴う環境影響評価の手続きにおいては、事業者に対し、生息環境への配慮を要請するなど、野生生物生息環境の保全に努めていく。 ・ホタル生息保全等について、現在は行政が主体的に行っているが、将来的には、地域住民が主体的に担うことができるよう、既存の団体以外の地域住民団体等との協働が必要である。 ・行政と住民との協働により、ホタル生息に良好な環境の保全・整備に継続して取り組むとともに、ホタル飼育の技術についても、行政が主体となって飼育や管理の技術を継承していきながら、住民に対するホタルの生態、飼育・管理についての情報を推進していく。 【2】猪苗代湖等の水環境の保全 ・猪苗代湖の水環境については、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会や猪苗代湖環境保全推進連絡会を中心に、市民ボランティアや民間団体等の参加をいただきながら、湖岸清掃等を継続して実施するとともに、写真コンテストや子ども交流会、広報紙発行等により、環境保全意識の高揚と活動への参加を呼びかけていく。 ・猪苗代湖のラムサール条約湿地登録を広く周知することで、猪苗代湖の価値を再認識していただくとともに、関係自治体や関係団体等との連携を図ることにより、保全活動と利活用の推進へと繋げていく。また、水質改善や湖水利用に関する安全性確保など、猪苗代湖に関する課題解決に向けた取組を推進していく。 ・環境用水の確保は、鶴ヶ城お濠の浄化や市街地の水路景観の向上に効果を上げており、後世に受け継ぐ重要な施策であるため、今後も継続していく。

施策2	快適な生活環境の保全
主な取組状況と成果	【1】生活環境対策 ・自動車騒音、高速道路騒音、飲用・非飲用地下水、悪臭、環境放射線等の各種環境調査を継続的にを行い、ホームページ等にて周知するとともに、市内の主要河川と猪苗代湖及び流入河川の水質調査を継続し、結果を公表することで市民の生活環境保全意識や水環境保全の啓発に努めている。 ・市街地でのムクドリ・カラスのねぐら追払い対策として、鳥害対策会議での情報共有と追払機材の市民への貸出や協働による活用など、市民・市民団体等と協働で取り組んでいる。 ・令和4年度から、ICTを活用した効果的な追払い方法について、会津大学と連携し、鳥害データの収集分析を行っている。 【2】生活環境の保全、ポイ捨て・犬ふんマナーの向上 ・18地区の環境美化推進協議会において、昭和63年度以降、①クリーン事業、②ごみの減量化・再資源化事業、③環境美化推進に関する事業を実施している。令和5年度までに補助要綱へ合わせた規約改正を完了。 ・不法投棄対策については、平成7年度以降、16名の不法投棄監視員と市職員の巡回により、不法投棄の情報収集、報告、指導等を行っている。 ・生活環境保全推進員については、平成12年度以降、33名の推進員の巡回により、ポイ捨て・犬ふん放置・自転車放置・野焼きに関する情報収集・報告・啓発・指導・軽微な散乱ごみの回収を実施している。また、令和5年度には、推進員の年齢条件を見直し推進員の確保に努めた。 ・環境美化推進会議、不法投棄監視員会議、生活環境保全推進員会議を定期的に開催し、取組や課題の情報を共有し、活動の活性化を図っている。 ・平成25年度から市職員によるボランティア清掃を年2回実施している。 ・「ポイ捨て・犬ふんマナー向上推進会議」において、令和6年度の鶴ヶ城ハーフマラソン大会では、コース沿いでの一斉ごみ拾い活動などを実施した。 【3】ごみステーション美化事業補助金 ・昭和61年度より町内会による衛生的で機能的なごみステーションの整備を支援することで、ごみの飛散防止と美観の形成、利便性の向上を図っている。 ・平成29年度から用地確保が困難な場所での飛散防止や美観形成等のため折りたたみ式ごみステーションを補助対象とし、令和6年度実績で支援した88基のうち49基・56%を占めている。また、令和5年度に補助金算定方法を地域の実情が反映できる年度上限額方法に見直した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】生活環境対策 ・騒音や悪臭、地下水水質等の調査について、事務負担軽減に向けて、委託拡大など手法を検討しながら継続して実施していく。 ・事業所等への周知やパトロール等により公害の未然防止を図るとともに、公害や生活環境の悪化に関する苦情が寄せられた場合は迅速に対応する。 ・生活排水対策により、主要河川の水質は全体的に改善傾向で推移しているが、改善が必要な水路等もあることから、公共用水域の水質については、引き続き調査を行うとともに、市民に対する水環境保全についての啓発を行っていく。 ・カラスやムクドリ等の鳥害に苦慮する町内会等に対して、追払いのための物品貸出や職員派遣のサポートを行うとともに、より効果的な方法等について検討を行っていく。 ・湯川の水質改善と水量確保の両面を達成するために、国、県、市が一体となり阿賀川本川から導水を行い、湯川の水環境の改善を行っていく必要がある。 【2】生活環境の保全、ポイ捨て・犬ふんマナーの向上 ・環境美化推進協議会の活動について、花いっぱいなどの環境美化に加えてごみ分別減量の取組も強化していくため、「全市一斉ごみ減量運動」との連携を深めていく。 ・清掃活動等を担ってきた環境美化推進協議会では、担い手の不足や高齢化などにより、活動継続が難しい団体が生じていることから、清掃活動等の継続に向けて、地域運営組織との連携や役割分担などについて検討を行っていく。 ・生活環境保全推進員と不法投棄監視員について、家庭ごみ処理有料化導入に合わせた活動充実や、人員確保が必要であることから、ごみ処理手数料の活用を検討していく。 ・不法投棄監視員の活動により、不法投棄の確認件数は減少しているが、根絶には至っていないことから、今後も、監視員活動と市のパトロールを継続していく。 ・生活環境保全推進員の活動により、ポイ捨て・犬ふん放置・自転車放置・野焼きの確認件数は減少しているが、今後も、根絶に向けて推進員活動と周知啓発を継続していく。特に、農業者によるもみ殻の野焼きによる苦情が一定数あるため、関係課と連携して、野焼き禁止の周知啓発を図っていく。 ・ポイ捨て、犬ふん放置の報告件数は、全体的には減少傾向にあるなど、これまでの取組により一定程度浸透していることから、ポイ捨て・犬ふんマナー向上会議を廃止し、生活環境保全推進員等の活動として啓発等を継続していく。 【3】ごみステーション美化事業補助金 ・町内会からの要望に適切に対応するため、町内会に対しごみステーションの計画的な整備と補助金の活用を周知するとともに、ごみ処理手数料の活用による支援充実を検討していく。 ・ごみステーションの常設が困難な町内会へは、個別の相談や新任区長研修会等での補助制度の説明を通して、ネットから折りたたみ式への変更を勧奨することで生活環境の美化を推進していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
10-4	環境保全型農業直接支援事業	農政部・農政課
11-3	会津東山自然休養林整備事業	農政部・農林課
32-3	公共下水道・農業集落排水事業・個別生活排水事業	上下水道局・下水道施設課

4 第7次総合計画の期中総括

- 主な成果
- ・野生生物の生息環境について、生息環境の調査や自然環境教室による啓発活動等を行うことにより保全を図った。
 - ・猪苗代湖の水環境について、県や流域自治体と連携し保全活動を行うとともに、ラムサール条約湿地として登録された。
 - ・騒音等の苦情に対し、法令等に基づき指導を行うとともに、各種調査を実施し、公害等の未然防止を図った。
 - ・環境美化推進協議会、不法投棄監視員、生活環境保全推進員が連携した環境美化活動を継続して実施してきた。
 - ・ごみステーション美化事業補助金による町内会のごみステーションの充実により、市民のごみ排出環境の向上を図った。
- 課題
- ・野生生物の生息環境について、市役所内や関係機関と連携しながら、保全活動を継続していくことが必要である。
 - ・猪苗代湖の保全について、これまでの活動を継続するとともに、ラムサール条約湿地登録を広く周知することで、保全と利活用を推進していくことが必要である。
 - ・公害の未然防止や苦情の早期解決を図るため、関係機関と連携しながら対応することが必要である。
 - ・環境美化推進協議会、不法投棄監視員、生活環境保全推進員の担い手不足や活動の継続、活動の充実などに向けた支援の在り方の検討が必要である。

5 最終評価

政策分野23「自然環境・生活環境」の推進にあたっては、野生生物の生息環境の調査や啓発活動等を行うことにより、引き続き、豊かな自然環境の保全を図っていくとともに、ラムサール条約湿地として登録された猪苗代湖の水環境について、県や流域自治体と連携し保全と利活用を推進していく。また、騒音等の苦情に対しては、法令等に基づく指導や各種調査を実施し、公害等の未然防止や苦情の早期解決を図るため、引き続き、関係機関と連携しながら対応していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 豊かな自然環境の保全							
1				15.4	野生生物生息環境保全事業	継続	市民部・環境共生課
2				6.6	猪苗代湖環境保全推進事業	継続	市民部・環境共生課
3				6.3	環境用水確保事業	継続	建設部・道路課
4			基本目標2	6,15	ホタル生息地保全事業	継続	企画政策部・北会津支所
施策2 快適な生活環境の保全							
1			基本目標3	6.3	生活環境対策事業	継続	市民部・環境共生課
2			基本目標3	17.17	生活環境保全事業	継続	市民部・環境共生課
3			基本目標3	11.6	ごみステーション設置補助	継続	市民部・環境共生課
4			基本目標3	11.6	生活環境啓発事業	継続	市民部・環境共生課
5				6.3	湯川水環境整備事業（湯川への導水）	継続	建設部・道路課
6				6.1	飲用地下水調査事業	継続	健康福祉部・健康増進課
7			基本目標3	11	市街地の鳥害対策事業	継続	市民部・環境共生課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 豊かな自然環境の保全

1	事業名	野生生物生息環境保全事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	本市の自然環境の現状や変化を捉えながら、自然環境教室の開催や出前講座、ホームページを利用した野生生物の情報提供等により市民に自然に親しむ機会を提供し、生物多様性の保全や共生の大切さを普及・啓発する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	118	118
			所要一般財源	118	118
			概算人件費	2,274	2,274
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・野生生物生息環境調査や身近な生き物基本調査会議委員からの情報等をもとに、開発行為等において希少種等の生息環境保全の要請をしている。 ・平成20年度からは自然環境教室を毎年2～3回程度開催し、鶴ヶ城や小田山など身近な場所にいる生き物を観察する機会を設けている。 ・市政だよりに生き物コラムを掲載するとともに、ホームページにGISを活用した生き物MAPや生き物図鑑を掲載し、生物多様性保全の啓発に取り組んでいる。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・市内において特定外来生物を含む外来生物の増加が懸念されていることから、外来生物の特徴や見分け方、防除方法などの情報について提供をしていく。 ・再生可能エネルギー事業に伴う環境影響評価の手続きにおいては、事業者に対し、生息環境への配慮を要請するなど、野生生物生息環境の保全に努めていく。				
2	事業名	猪苗代湖環境保全推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	猪苗代湖環境保全推進連絡会及び猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会等の事業により、猪苗代湖及び流入水系の水環境保全活動及び啓発活動を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,213	2,213
			所要一般財源	2,213	2,213
			概算人件費	4,737	4,737
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・猪苗代湖の水質改善を図るため、県や周辺市町村などと連携し、湖岸清掃活動や子ども交流会、水環境フォーラム、広報誌発行等による啓発活動に取り組んでいる。 ・猪苗代湖環境保全推進連絡会において環境保全に係る県要望を行っている。 ・猪苗代湖の自然環境の保全活動を推進するため、ラムサール条約湿地登録に向け、地域住民や各種団体等の理解を得ながら、国県及び関係市町と連携して手続きを進め、令和7年7月、第15回締約国会議においてラムサール条約湿地登録証の認定を受けた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・猪苗代湖の水環境については、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会等と連携し、湖岸清掃等を継続して実施するとともに、写真コンテストや子ども交流会、広報紙発行等により、環境保全意識の高揚と活動への参加を呼びかけていく。 ・猪苗代湖のラムサール条約湿地登録を広く周知することで、猪苗代湖の自然環境の価値を再認識していただき、保全活動と利活用の推進へと繋げていく。				
3	事業名	環境用水確保事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	鶴ヶ城お濠の浄化及び市街地水路等の修景用水としての環境用水を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	16,254	18,365
			所要一般財源	16,254	18,365
			概算人件費	4,635	4,635
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・環境用水の取水経路として、戸ノ口堰土地改良区が管理するかんがい用水施設（用水路等）を使用することから、当該施設の維持管理に要する費用を負担している。 ・水利使用許可の経過 当初 許可日：H21.1.21 最終 許可日：R7.3.24 最大取水量1.6412m³/s 期間R10.3.31迄 期間更新				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・鶴ヶ城お濠の浄化及び市街地水路等の修景用水として、現在市街地を流れている水路量を維持し、将来にわたって安定した水を利用していくことが出来るように、環境用水を確保していく。 ・環境用水の確保は、鶴ヶ城お濠の浄化や市街地の水路景観の向上に効果があり、後世に受け継ぐ重要な施策であるため、今後も継続していく。				

4	事業名	ホタル生息地保全事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・北会津支所		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	・ゲンジホタル生息地の環境保全活動を、地域住民団体等と協働で行い、発生個所を維持・安定させる。 ・ゲンジホタル生息箇所や発生状況を周知しながら、地域住民の環境保全意識の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	29	4,012
			所要一般財源	29	4,012
			概算人件費	1,159	1,159
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	【1】野生生物生息環境の保全 地域団体と協働でホタルの飼育管理や生息環境整備を行うほか、ホタルの発生状況や生態等の情報発信により、自然環境保全にかかる住民意識の高揚を図った。 北会津地域のホタル生息区域観賞ポイントを広報したり、新聞に写真を掲載されるなど住民に広くピーアールしてきた。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】野生生物生息環境の保全 ホタル生息保全等について、現在は行政が主体的に行っているが、将来的には地域住民が主体的に担うことができるよう、地域おこし協力隊を活用した地域協働のあり方について検討する。行政と住民との協働により、ホタル生息に良好な環境の保全・整備に継続して取り組むとともに、ホタル飼育の技術についても、行政が主体となって飼育や管理の技術を継承していきながら、住民に対するホタルの生態・飼育・管理についての情報共有を推進していく。			

施策2 快適な生活環境の保全

1	事業名	生活環境対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	生活環境等への苦情・水質事故などに対し、 現地調査及び原因特定、発生源者に対する指導 と、各種環境調査や公害関係法令に係る届出事 務、事業所パトロール等を行うとともに、主要 河川の水質調査による水環境保全の啓発及び放 射線状況を把握・公表により不安払拭を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,631	7,631
			所要一般財源	7,619	7,619
概算人件費			948	948	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」等に基づき公害・苦情を処理しており、申立て件数は近年40件程度で大きな変化のない状況である。 ・環境調査として環境騒音6ヶ所、自動車騒音6ヶ所、高速自動車道騒音1ヵ所、非飲用地下水9ヶ所、悪臭2ヶ所、公共用水域水質9ヶ所を毎年調査している。 ・平成23年5月から環境放射線詳細調査等の結果を市政だより等で公表している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・騒音や悪臭、地下水水質等の調査を継続的に実施するとともに、事業所等への公害防止対策の周知やパトロール等により公害の未然防止を図っていく。 ・公害や生活環境の悪化に関する苦情には迅速に対応していくほか、公害苦情が頻繁に寄せられる事業所に対しては事業所パトロールを実施していく。 ・騒音や悪臭、地下水水質等の調査について、事務負担軽減に向けて、委託拡大など手法を検討しながら継続して実施していく。				
2	事業名	生活環境保全事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	生活環境保全推進員、不法投棄監視員を各地 区に配置し、ポイ捨てや不法投棄に係る指導・ 啓発活動を行う。さらに、各地区の環境美化推 進協議会に対しクリーン事業（清掃活動）、ご み減量化事業等の活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,916	7,481
			所要一般財源	6,916	0
概算人件費			6,555	6,555	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和6年度の生活環境保全推進員については、1,370回の巡回を実施した。 ・不法投棄件数は、平成21年度57件から令和6年度17件と大きく減少した。 ・平成25年度から職員ボランティア清掃活動を実施している。(年2回) ・令和5年度には、生活環境保全推進員の年齢条件を見直し推進員の確保に努めた。 ・環境美化推進会議、生活環境保全推進員会議、不法投棄監視員会議を実施し、取り組みや課題について、情報共有を図っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・清掃活動等を担ってきた環境美化推進協議会では、担い手の不足や高齢化などにより、活動継続が難しい団体が生じていることから、清掃活動等の継続に向けて、地域運営組織との連携や役割分担などについて検討を行っていく。 ・生活環境保全推進員と不法投棄監視員について、家庭ごみ処理有料化導入に合わせた活動充実や、人員確保が必要であることから、ごみ処理手数料の活用を検討していく。				
3	事業名	ごみステーション美化事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	衛生的で機能的なごみステーションの設置を 図るため、ごみステーションを設置又は改修す る町内会に対し、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,200	4,000
			所要一般財源	2,200	0
概算人件費			2,255	2,255	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	補助額 基数 (折りたたみ式) 令和2年度 1,600,000円 73基 (38基・52%) 令和3年度 1,800,000円 104基 (74基・71%) 令和4年度 2,000,000円 115基 (82基・71%) 令和5年度 1,995,000円 109基 (62基・57%) 令和6年度 2,074,000円 88基 (49基・56%)				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・町内会からの要望に適切に対応するため、町内会に対しごみステーションの計画的な整備と補助金の活用を周知するとともに、ごみ処理手数料の活用による支援充実に検討していく。 ・ごみステーションの常設が困難な町内会へは、個別の相談や新任区長研修会等での補助制度の説明を通して、ネットから折りたたみ式への変更を勧奨することで生活環境の美化を推進していく。				

4	事業名	生活環境啓発事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	条例の禁止事項（ポイ捨て、犬ふん放置等）の周知や、モラル・マナーの向上に取り組み、美しく住み良いまちづくりを目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	138	138
			所要一般財源	138	138
概算人件費			1,137	1,137	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成20年度 市区長会、環境美化推進協議会、保健委員会等と合同で「ポイ捨て・犬ふんマナー向上推進会議」を立ち上げ、26年度からは鶴ヶ城マラソン前日に、コースの一部で一斉啓発・清掃活動を実施してきた。 ・狂犬病予防注射会場での啓発活動や啓発看板の配布を行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・ポイ捨て、犬ふん放置の報告件数は、全体的には減少傾向にあるなど、これまでの取組により一定程度浸透していることから、ポイ捨て・犬ふんマナー向上会議を廃止し、生活環境保全推進員等の活動として啓発等を継続していく。				
5	事業名	湯川水環境整備事業（湯川への導水）		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	・阿賀川本川から取水し、門田幹線水路及び会津総合運動公園外周水路を経由し、古川に着水した後、湯川に導水するために取水施設の操作を行い、湯川の水環境改善を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,545	1,545	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・H19.7.10「湯川導水に関する基本協定書」（阿賀川河川事務所、会津若松市） ・H21.10.9「湯川浄化用水導水に関する覚書」（阿賀川河川事務所、会津若松建設事務所、会津若松市） H22.1.12「多目的使用契約」（会津若松建設事務所、会津若松市） ・H23.3.30「湯川導水管理用情報施設に関する覚書」（阿賀川河川事務所、会津若松市） ・H25,26,27年度 試験導水の実施				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・阿賀川河川事務所の主導による導水関連施設の稼働状況と水環境改善効果の検証を目的として、試験導水を平成27年度まで実施した。これまでの試験導水で得られた検証結果をもとに、本稼働に向けて関係機関と協議を進めていく。 ・湯川の水質改善と水量確保の両面を達成するために、国、県、市が一体となり阿賀川本川から導水を行い、湯川の水環境を維持していく。				
6	事業名	飲用地下水調査事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	会津若松市飲用井戸等衛生対策要綱に基づき、飲用井戸に関する総合的な衛生の確保を図るため、市内の飲用井戸の有機塩素化合物3項目及び14項目の水質検査を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	312	312
			所要一般財源	312	312
概算人件費			309	309	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	水道法等の規制を受けない飲用に供する井戸等について、生活衛生の確保を図るために汚染リスクのある工場立地地区を中心に水質検査を実施している。 （検査地区：神指町高久地区2箇所、門田町徳久地区1箇所、河東町八田地区2箇所） 令和5年度：フッ素化合物2項目の水質検査を実施（高久地区） 令和6年度：フッ素化合物2項目の水質検査を実施（3検査地区5箇所）				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】課題認識 汚染リスクのある工場立地地区等における飲用地下水調査の実施は、住民の安全・安心を確保する上で重要であり、継続して行っていく必要がある。 【2】今後の方針・改善点 住民の安全・安心を確保するため、引き続き定期的に水質検査を行い、住民への情報提供を行っていく。				

7	事業名	市街地の鳥害対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・環境共生課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	市街地におけるムクドリ・カラスの集団ねぐらによる鳥害対策を町内会や市民団体と協働で実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	639	639
			所要一般財源	639	639
			概算人件費	3,032	3,032
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・市街地でのムクドリ・カラスのねぐら追い払い対策として、鳥害対策会議での情報共有や、追払機材の市民貸出、追払機材（携帯用ライト）の活用など、市民や市民団体等と協働で追払いに取り組んでいる。 ・令和4年度から、ICTを活用した効果的な追払い方法について、会津大学と連携し、鳥害データの収集分析を行っている。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・カラスやムクドリ等の鳥害に苦慮する町内会等に対して、追払いのための物品貸出や職員派遣のサポートを行っていく。また、習性を踏まえた効果的な追払い方法等について、ホームページ等で周知するとともに、より効果的な方法等について検討を行っていく。			

政策分野24 公園・緑地

目指す姿

公園や緑地など、誰もが集える、快適な憩いの空間が整ったまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール	
施策1	安全で快適な憩い空間の提供		
	地域における様々な主体と共に緑化・美化を推進します。また、公園や緑地、農村公園、児童遊園、広場等を適切に管理し公園施設の長寿命化を図ることで、安全で快適な憩いの空間を提供します。		

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	花と緑のスタッフ登録者数				人	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	87	88	89	90	毎年新規登録はあるものの、高年齢層の割合が高い状況にあり、目標としたスタッフ数増員が達成されていない。スタッフ登録が市民各層へ広がるような取組と、参加しやすい環境づくりが必要である。
	実績	42	46	52	-	
	達成率	48%	52%	58%	-	
2	公園等緑化愛護会登録団体数				団体	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	83	84	84	85	会員の高齢化により、活動が継続困難になることや、未結成の地区が多くあることから、愛護会活動紹介や趣旨の啓発を行い、適時継続した普及啓発活動を行っていく。
	実績	71	68	68	-	
	達成率	86%	81%	81%	-	
3	公園施設長寿命化10箇年計画の進捗率（第1期）				%	事業費（累計）／総事業費×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	97	100	-	-	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修を行い、目標を達成した。
	実績	128	132	-	-	
	達成率	132%	132%	-	-	
4	公園施設長寿命化10箇年計画の進捗率（第2期）				%	事業費（累計）／総事業費×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	-	-	3	11	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修を行い、目標を達成した。
	実績	-	-	3	-	
	達成率	-	-	100%	-	

2 施策の評価	
施策1	安全で快適な憩い空間の提供
主な取組状況と成果	【1】あいづ総合体育館空調設備整備事業 【2】国際的ふるさと会津創生事業及び花と緑推進事業 町内会等を母体とする「公園等緑化愛護会」のボランティア活動により、公園・緑地の愛護活動を推進し、地域の緑化美化に努めている。 【3】鶴ヶ城公園管理事業 史跡指定区域内については一般財団法人会津若松観光ビューロー、その他の公園区域については指定管理者である一般財団法人会津若松市公園緑地協会により維持管理を行っている。 【4】公園緑地等管理事業 公園や緑地等の施設改修や修繕、遊具の点検、遊具の更新や修繕、草刈り、樹木の枝払い、伐採、掃除等を実施している。 【5】会津総合運動公園等管理事業 会津総合運動公園等の運動施設管理・運営は、指定管理者である一般財団法人会津若松市公園緑地協会が行っており、適正な維持管理運営に努めている。 【6】公園施設長寿命化事業 公園利用者の安全・安心確保のため、公園施設長寿命化計画を基に、計画的な改修・更新を行っている。 【7】農村公園維持管理事業 農村公園設置箇所20箇所(管理業務委託、施設修繕、老朽施設撤去等) 【8】児童遊園施設管理事業 平成18年2月に県へ児童遊園の届出を提出し、同年4月より供用開始。 【9】森と湖に親しむ旬間実行委員会負担金 「若郷湖さわやかフェスティバル」の実施。(令和2～5年度コロナ禍休止。令和6年度再開。) 【10】大塚山墓園管理事業、大塚山納骨堂管理事業及び市営墓地管理事業 大塚山墓園については、ほぼ全墓所貸付済みであり、新たな貸付は返還墓所や平成25年度以降に実施した増設墓所に限られている。大塚山納骨堂については、令和5年度に改修工事を実施した。(期限付納骨壇50基増設、永年合葬室5,250体増設→収蔵規模:期限付納骨壇350基、永年合葬室6,600体)令和7年度に大塚山納骨堂納骨業務委託開始。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】あいづ総合体育館空調設備整備事業 施設の断熱性能等を踏まえた空調能力や空調方式の検討が必要になるほか、設備の設置や電気容量の増設、断熱性能の向上対策に係る工事費、光熱費や保守点検費用などのランニングコストなどの課題がある。 【2】国際的ふるさと会津創生事業及び花と緑推進事業 会員の高齢化により、活動が継続困難になることや、未結成の地区が多くあることが課題である。また、スタッフ登録が市民各層へ広がるような取り組みと参加しやすい環境づくりが必要である。 【3】鶴ヶ城公園管理事業 お濠の水環境やサクラを代表とする樹木の生育環境、史跡である石垣を含め良好な管理が必要である。今後も、良好な維持管理と、利用者の安全、安心の確保を図っていくとともに、老朽化した鶴ヶ城体育館等のあり方について、関係各所と検討していく。また、多目的広場の出入口の整備について、利用状況を踏まえながら検討していくことや、受動喫煙防止の観点から、分煙対策の検討を進める。 【4】公園緑地等管理事業 施設の老朽化による修繕、草刈りや樹木の管理などの毎年かかる維持管理費の縮減について検討が必要である。また、扇町土地区画整理事業地区内公園や中心市街地に位置する中央児童公園等の施設整備を進める必要がある。民間活力を生かした公園管理のあり方を検討していく。 【5】会津総合運動公園等管理事業 老朽化した公園施設の改修を行い、利用者の利便性の向上と安全、安心の確保を図るとともに、会津総合運動公園内の有料広告物を積極的に周知し、財源の確保を図る。また、多目的広場サッカー・ラグビー場の夜間照明施設設置に向けた検討を進める。 【6】公園施設長寿命化事業 公園施設の現状把握に努めながら、計画的に施設改修を行い、利用者の利便性の向上と安全・安心を確保する。 【7】農村公園維持管理事業 地域と協働し地域に密着した施設管理を行っていく。 【8】児童遊園施設管理事業 老朽化している設備等の修繕やヒバ等樹木の間伐など、適切な施設管理のあり方を整理する必要がある。 【9】森と湖に親しむ旬間実行委員会負担金 今後のイベントの在り方について、関係機関と検討していく必要がある。 【10】大塚山墓園管理事業、大塚山納骨堂管理事業及び市営墓地管理事業 墓園内で増設可能な土地が少なくなっていることから、墓所増設終了後の墓園のあり方について検討していく。また、納骨堂のニーズも高まっていることから、納骨業務の民間委託を継続していくとともに、墓地行政の一元化について協議していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

・花と緑推進事業における業績評価指標の進捗状況については、指標である花と緑のスタッフ登録者数において、令和6年度目標に対する達成率は58.4%であった。

・令和3年度から令和6年度にかけ、広報等により、スタッフ募集や活動の紹介等を実施し、毎年新規登録はあるものの、目標としたスタッフ数に増員が見込めず、中間評価時の達成率（令和2年59.8%）に対し、やや減少し、目標達成していない状況である。

・国際的ふるさと会津創生事業における業績評価指標の進捗状況については、指標である公園等緑化愛護会登録団体数において、令和6年度目標に対する達成率は81.0%であった。

・団体会員の高齢化により、活動が困難になり、登録団体数は減少傾向にあり、中間評価の達成率（令和2年87.8%）に対し、やや減少し、目標達成していない状況である。

・公園施設長寿命化事業における業績評価指標の進捗状況については、指標である公園施設長寿命化10箇年計画の進捗率（第1期）において、令和6年度目標に対する達成率は132.0%であった。

・令和3年度から令和6年度にかけ、計画的な施設改修を実施し、中間評価（令和2年109.5%）からさらに進捗し、目標を達成している。

・市民の墓地需要に応えるため、平成29年度から令和6年度に大塚山墓園の99墓所を増設した。

・令和5年度に大塚山納骨堂の改修(期限付納骨壇50基増設、永年合葬室5,250体増設→収蔵規模：期限付納骨壇350基、永年合葬室6,600体)を行った。

○課題

・公園緑化愛護会や花と緑のスタッフへの参加者については高齢化などにより、退会や活動が困難となり、減少傾向にある。市民各層がより参加しやすい環境づくりや、民間活力を生かした取組について検討を進める必要がある。

・大塚山墓園内で増設可能な土地が少なくなっていることから、墓所増設終了後の墓園のあり方について検討していく必要がある。

5 最終評価

政策分野24「公園・緑地」の推進にあたっては、利用者の利便性向上と安全・安心を確保するため、公園施設の現状把握に努め、計画的に施設改修を行っていく。また、公園緑化愛護会や花と緑のスタッフについては、高齢による退会者が増え、減少傾向にあるため、市民各層がより参加しやすい環境づくりや民間活力を活かした取組の検討を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 安全で快適な憩い空間の提供							
1		◎	基本目標3	11.3	あいづ総合体育館空調設備整備事業	新規	建設部・まちづくり整備課
2		◎	基本目標3	11.3	国際的ふるさと会津創生事業（公園等緑化愛護会）	継続	建設部・まちづくり整備課
3		◎	基本目標3	11.3	花と緑推進事業	継続	建設部・まちづくり整備課
4		◎	基本目標3	11.3	鶴ヶ城公園管理事業	継続	建設部・まちづくり整備課
5		◎	基本目標3	11.3	公園緑地等管理事業	継続	建設部・まちづくり整備課
6		◎	基本目標3	11.3	会津総合運動公園等管理事業	継続	建設部・まちづくり整備課
7		◎	基本目標3	11.3	公園施設長寿命化事業	継続	建設部・まちづくり整備課
8			基本目標3	11.3	農村公園維持管理事業	継続	農政部・農林課
9			基本目標3	11.3	児童遊園施設管理事業	継続	健康福祉部・こども保育課
10			基本目標3	11.3	森と湖に親しむ旬間実行委員会負担金	継続	建設部・まちづくり整備課
11		◎	基本目標3	11.3	大塚山墓園管理事業	継続	建設部・都市計画課
12		◎	基本目標3	11.3	大塚山納骨堂管理事業	継続	建設部・都市計画課
13			基本目標3	11.3	市営墓地管理事業	継続	建設部・都市計画課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 安全で快適な憩い空間の提供					
1	事業名	あいづ総合体育館空調設備整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	近年、熱中症特別警戒アラートの運用が実施されるなど、屋内においても、スポーツ活動における熱中症対策は重要であることから、あいづ総合体育館への空調設備の整備を検討する。 ①移動式冷風機の導入。②空調設備の整備。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	15,000
			所要一般財源	0	15,000
			概算人件費	0	773
取組状況と 成果	利用者等からの要望を受け、整備に向け関係各課と意見交換等を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	体育館のような大きな空間への空調設備の整備については、施設の断熱性能等を踏まえた空調能力や空調方式の検討が必要になるほか、設備の設置や電気容量の増設、断熱性能の向上対策に係る工事費、光熱費や保守点検費用などのランニングコストなどの課題がある。着工までに時間を要するため、暫定的に①移動式冷風機による対応も併せて実施する。				
2	事業名	国際的ふるさと会津創生事業（公園等緑化愛護会）		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	町内会等を母体とする「公園等緑化愛護会」のボランティア活動により、公園・緑地の愛護活動を推進し、地域の緑化美化に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,549	6,549
			所要一般財源	6,549	6,549
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	・令和6年度：68団体（実管理面積53,371㎡…令和7年3月31日現在） 町内会等を母体とする「公園等緑化愛護会」のボランティア活動により、公園・緑地の愛護活動を推進し、地域の緑化美化に努めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	町内会や老人会などが愛護会を結成し、地区の公園・緑地において、自主的・主体的に花の植付けや育成、草刈り等に取り組み、「美しいまちづくり」を進めているが、会員の高齢化等により、活動が継続困難になることや愛護会ごとの活動内容に差が生じていること、未結成の地区が多くあることが課題である。公園等緑化愛護会活動を拡大し、継続的に公園・緑地を町内会等に活用してもらうため、区長会総会での周知や広報誌・市ホームページのさらなる活用による愛護会活動紹介や趣旨の啓発を行い、適時継続した普及啓発活動を行っていく。				
3	事業名	花と緑推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	花と緑のスタッフの活動を中心に、公共施設等への花の植栽等を実施し、市民との協働による「美しいまちづくり」を推進する。さらに、花苗生産基地において、市民自らが花苗を生産し、市内の公共施設や商店街を花で彩り、地域の緑化美化を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,587	12,587
			所要一般財源	12,587	12,587
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	花と緑にあふれる美しいまちづくりの推進のため、花と緑のスタッフなどの市民との協働による花苗の生産活動及び公共花壇への植栽などを実施している。 令和3年度から花苗生産基地の花苗等の生産、公共施設等花壇の維持管理について、直営作業から民間委託へ移行した。（指名競争入札による業務委託で実施）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	花と緑のスタッフは、毎年新規登録はあるものの、高年齢層の割合が高い状況にあり、スタッフ登録を市民各層へ広げる必要がある。 市政だよりやホームページでの広報によるスタッフ募集や活動の紹介などにより、市民各層が参加しやすい環境づくりを図りながら、事業の魅力向上となる取り組みを検討していく。				

4	事業名	鶴ヶ城公園管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	鶴ヶ城公園は、市民の憩いと安らぎの場、観光の拠点として魅力のある施設であるため、お濠の水環境を含め、良好に管理を行う。利用者の利便性の向上や安全確保のため、適宜施設改修を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	146,057	82,470
			所要一般財源	146,057	82,470
概算人件費			18,538	18,538	
取組状況と 成果	史跡指定区域内については一般財団法人会津若松観光ビューロー、その他の公園区域については指定管理者である一般財団法人会津若松市公園緑地協会により良好な維持管理を行ってきた。 適宜、施設改修を行い、利用者の利便性の向上や、安全の確保を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	お濠の水環境やサクラを代表とする樹木の生育環境、史跡である石垣を含め、良好に管理する必要がある。今後も、良好な維持管理と、利用者の安全、安心の確保を図っていく。老朽化した鶴ヶ城体育館のあり方について、関係各所と検討していく。鶴ヶ城公園内の運動施設である武徳殿や会津水泳場等、適宜施設改修を進める。また、多目的広場の出入口の整備について、利用状況を踏まえながら検討していくことや、受動喫煙防止の観点から、分煙対策の検討も進める。				
5	事業名	公園緑地等管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	都市公園、市街化区域内の開発緑地及びその他の広場の管理を行う。 また、扇町土地区画整理事業地区内公園の施設整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	93,973	112,973
			所要一般財源	78,973	87,973
概算人件費			9,269	10,814	
取組状況と 成果	公園や緑地等の施設改修や修繕、遊具の点検、遊具の更新や修繕、草刈り、樹木の枝払い、伐採、掃除等を実施している。（管理している都市公園81箇所、緑地277箇所） また、令和6年度に扇町土地区画整理事業地区内公園基本計画を策定し、令和7年度に実施設計業務委託を進めた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	公園や緑地に求められる都市機能の保全と誰もが集える快適でうるおいのある憩いの空間を提供するためには良好な維持管理が必要である。 施設の老朽化による修繕、草刈りや樹木の管理などの毎年かかる維持管理費の縮減について検討が必要である。また、扇町土地区画整地事業地区内公園や中心市街地に位置する中央児童公園等の施設整備を進める必要がある。民間活力を生かした公園管理のあり方を検討していく。				
6	事業名	会津総合運動公園等管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地方のスポーツやレクリエーションなどの総合拠点施設である会津総合運動公園をはじめ、門田緑地、大川緑地等の運動施設の施設整備や改修を行うとともに、良好に管理することにより、施設利用者のニーズに応え、利用者の安全、安心を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	218,420	222,078
			所要一般財源	215,984	219,578
概算人件費			12,359	12,359	
取組状況と 成果	○会津総合運動公園等の運動施設管理・運営を指定管理者へ委託し実施。 ○公園の老朽化した施設について、適宜、改修などを行い、利用者の利便性の向上や、安全の確保を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	老朽化した公園施設の改修を行い、利用者の利便性の向上と安全、安心の確保を図っていく。また、指定管理者制度の継続により、利用者サービスの向上と経費削減、利用促進に努めていく。 会津総合運動公園内の有料広告物を積極的に周知し、財源の確保を図る。また、多目的広場サッカー・ラグビー場の夜間照明施設設置に向けた検討を進める。				

7	事業名	公園施設長寿命化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	老朽化が進行している都市公園施設について、利用者の安全・安心確保のため、公園施設長寿命化計画を基に、計画的な改修・更新を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	78,500	135,000
			所要一般財源	4,000	11,000
			概算人件費	5,793	5,793
8	取組状況と 成果	○平成27年度 会津若松市公園施設長寿命化計画策定（第1期計画期間10年間） ○令和2年度 公園施設長寿命化変更計画策定（5年毎の見直し） ○令和6年度 会津若松市公園施設長寿命化計画策定（第2期計画期間10年間） ○公園利用者の安全・安心確保のため、公園施設長寿命化計画を基に、計画的な改修・更新を行っている。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	公園施設の現状把握に努めながら、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修を行い、利用者の利便性の向上と安全・安心の確保を図る必要がある。 引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を進める必要がある。 今後は、あいづドーム膜屋根補修についても対応が必要である。			
	事業名	農村公園維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
9	概要 (目的・内容)	農村公園の主な施設（ブランコ・シーソー・滑り台・砂場・鉄棒・水飲み台・トイレ・照明灯）の維持管理を実施する。草刈・トイレの清掃・遊具の点検等の軽微な維持管理について地域に業務を委託している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,636	3,703
			所要一般財源	2,636	3,703
			概算人件費	927	927
	取組状況と 成果	農村公園設置箇所20箇所（管理業務委託、施設修繕、老朽施設撤去等） ・旧若松 1箇所 ・北会津町 10箇所 ・河東町 9箇所			
9	課題認識と 今後の方針・改善点	地域の快適な住環境改善のため、施設を適切に維持管理する必要がある。 地域と協働し地域に密着した施設管理を行っていく。			
	事業名	児童遊園施設管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	児童に健全な遊び場を与えることにより、児童の健康を増進し、豊かな情操の育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,130	2,130
			所要一般財源	2,130	2,130
			概算人件費	78	78
	取組状況と 成果	・平成16年11月に旧北会津村で設置されていた児童遊園を市町村合併により引き継ぐ。（同年9月に児童遊園条例制定、同年11月施行） ・平成18年2月に県へ児童遊園の届出を提出し、同年4月より供用開始。 ・平成23年3月の東日本大震災により忠魂碑が破損し、同年11月県遺族会・地元の遺族会等の寄付により修繕。			
9	課題認識と 今後の方針・改善点	・子どもの遊び場や市民の憩いの場となる施設であるが、市内に児童遊園は当該施設のみであることや、遊具も老朽化していることなどから、施設管理のあり方を整理する必要がある。老朽化している設備等の修繕やヒバ等樹木の間伐など、適切な施設管理に努めていく。 ・他の公園施設との一元的な管理による経費削減、管理業務の効率化の可能性について検討していく。			

10	事業名	森と湖に親しむ旬間実行委員会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	森と湖に親しむ旬間の趣旨(毎年7月21日～7月31日)を踏まえ、大川ダム及び若郷湖東公園において国、市町村、関係団体で構成する実行委員会による「若郷湖さわやかフェスティバル」を実施し、自然に親しむ機会を提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	300	300
			所要一般財源	300	300
概算人件費			464	464	
取組状況と 成果	「若郷湖さわやかフェスティバル」開催概要 大川ダム及び若郷湖東公園においてのイベント〔ステージ(広場)でのビンゴゲーム等、見学コーナー(大川ダム下郷発電所見学スタンプラリー)、体験コーナー、出店コーナー〕 ※昭和63年度より毎年開催 (平成22～平成25年度休止、令和2～5年度コロナ禍休止、令和6年度より再開)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	今後のイベントの在り方について、関係機関と検討していく必要がある。				
11	事業名	大塚山墓園管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	都市公園としての墓園を適切に維持管理し、良好な墓園環境を保持する。 ・大塚山墓園(3,206墓所)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	17,323	15,623
			所要一般財源	0	0
概算人件費			3,708	3,708	
取組状況と 成果	ほぼ全墓所貸付済みであり、新たな貸付は、返還墓所や平成25年度以降に実施した増設墓所に限られている。 市民要望に応えるため、平成25年度～令和6年度までに212墓所を増設した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	都市公園として良好な環境保持のため、立木の管理や施設補修など適宜実施し、良好な環境維持を図る。 また、墓園内で増設可能な土地が少なくなっていることから、墓所増設終了後の墓園のあり方について検討していく。 【令和8年度は墓地墓園関連事業のNo.11とNo.12とNo.13を統合】				
12	事業名	大塚山納骨堂管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	多様化する現代社会の要望に応えるため、納骨堂を適切に維持管理し、良好な施設環境を保持する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,371	5,371
			所要一般財源	0	0
概算人件費			4,867	3,905	
取組状況と 成果	○平成20年度 大塚山納骨堂新築工事 ○平成21年5月20日より大塚山納骨堂の供用開始 (収蔵規模：期限付納骨壇180基、永年合葬室1,350体) ○平成29年度 期限付納骨壇120基増設 ○令和5年度 大塚山納骨堂改修工事(期限付納骨壇50基増設、永年合葬室5,250体増設→収蔵規模：期限付納骨壇350基、永年合葬室6,600体) ○令和7年度 大塚山納骨堂納骨業務委託開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	納骨堂のニーズの高まりにより、職員の業務量及び納骨業務のための休日出勤も増加していることから、納骨業務の民間委託を継続していくとともに、墓地行政の一元化について協議していく。				

13	事業名	市営墓地管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市営墓地として適切な維持管理を行い、良好な墓地環境を保持する。 ・真宮墓地公園（147墓所） ・一本木墓園（142墓所） ・冬木沢墓園（365墓所）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,410	2,410
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	1,854	1,854
	取組状況と 成果	真宮墓地公園・一本木墓園・冬木沢墓園は、現在、空き墓所について随時受付を実施している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	良好な環境の維持管理（除草、支障木の撤去）を行う。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 安全で快適な憩い空間の提供

事業名	事業実績	短期成果	中期成果	最終成果
あいづ総合体育館空調設備整備事業	・ 現地調査 ・ 他自治体事例調査 ・ 空調方式検討 ・ 建設コスト、ランニングコストの算出	・ 市民や利用者のスポーツ活動における熱中症対策の推進	・ 県大会以上の大規模な各種大会の誘致による、交流人口の増加、経済効果の増進	・ 観客を含めたすべての人が快適に利用できるスポーツ環境の整備
	・ 指定管理制度の継続 ・ 有料広告物の積極的周知 ・ サッカーラグビー場の夜間照明施設検討	・ 利用者の利便性向上と安全、安心の確保	・ 利用者サービスの向上と経費削減 ・ 管理における財源確保による施設の長寿命化	
あいづ総合運動公園等管理事業				

成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
あいづ総合体育館空調設備整備事業	県大会以上の大会数（件）	—	26	26	—	26	—	30	—
あいづ総合運動公園等管理事業	利用者数（人）	—	113,542	114,000	—	114,000	—	115,000	—

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策7 災害や危機への備えの強化

政策分野25 生活・安全

目指す姿

交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心に生活できるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	交通・防犯体制の充実 警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。	  
施策2	市民相談・消費者保護の充実 市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。	  

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	交通事故発生件数（年間）				件	交通安全白書（会津若松警察署発行） 1月1日から12月31日までの1年間の件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	335	325	315	305	交通安全対策を推進することで目標を達成しているが、交通事故が増加傾向にあり、特に子どもと高齢者の被害が多いことから、事故の特徴を捉えた交通安全対策について、警察や学校などの関係機関・団体等と連携し、実施していく。
	実績	131	179	-	-	
	達成率	255.8%	181.6%	-	-	
2	犯罪発生（刑法犯認知）件数				件	生活安全白書（会津若松警察署発行） 1月1日から12月31日までの1年間の件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	830	820	810	800	警察をはじめとする関係機関と連携を図り防犯活動を推進することで目標を達成しているが、刑法犯が増加傾向にあり、特に窃盗犯の増加が顕著であることから、自主防犯意識の高揚に向けた広報活動等、引き続き警察などの関係機関・団体と連携した防犯活動を実施していく。
	実績	590	685	-	-	
	達成率	140.7%	119.7%	-	-	
3	消費者講座及び学習会参加者数					消費者講座及び学習会参加者数の延べ人数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	500	500	500	500	学校からの依頼が減少したが、市消費者安全確保地域協議会の設置による意識の向上により、関係団体からの出前講座依頼が増加傾向にある。参加者数の確保に向けて、引き続き、関係団体等と連携しながら取り組んでいく。
	実績	378	238	516	-	
	達成率	76%	48%	103%	-	

2 施策の評価

施策 1	交通・防犯体制の充実
主な取組状況と成果	【1】交通安全対策の推進 ・令和3年度～令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全対策全般にわたる総合的施策の大纲として「第11次会津若松市交通安全計画」を策定した。 ・交通関係団体等で組織される交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を、負担金の交付等により支援した。 ・関係機関・団体等と連携し、交通事故現場や交通事故多発箇所の現場検証を行うとともに、町内会や学校等からの交通環境改善要望への対応に努めた。 ・小学校の通学路における朝の立しよ活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 ・関係機関等と連携を図り、高齢運転者の事故防止の取り組みとして、「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動や高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発を実施した。 【2】防犯対策の推進 ・関係機関・団体等と連携し、自転車盗難防止の啓発を実施した。 ・夜間の防犯対策として、町内会が設置・管理する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助金交付による支援を行った。 ・町内会等からの要望を受け、町内会の区域外で防犯上危険な箇所に公設防犯灯を設置した。（令和6年度 6灯新設） ・市営の会津若松駅前駐輪場及び西若松駅前駐輪場に防犯対策として、防犯カメラを設置した。 ・官民一体となった取り組みにより、本市から暴力団事務所は全て撤去され、現在も存在していない。 ・教育機関と連携し、小中学校における暴排教育の取組を推進している。 ・市民及び事業者の暴力団排除意識の高揚を図るため、平成4年度より毎年、暴力追放市民大会を開催している。（県民大会は4年毎に本市で開催される。） ・令和6年度に町内会向けの防犯カメラ設置運用ガイドラインを作成した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】交通安全対策の推進 ・第11次交通安全計画の期間が、令和7年度までとなっているため、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期交通安全計画の策定を進める。 ・交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図るため、交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を負担金等で支援する。 ・交通事故発生件数はR6は179件（前年比+48件）と大幅に増加しており、特に高齢運転者の占める割合が約30%で推移していることから、引き続き高齢者向け交通安全対策を実施する。 ・高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないよう、高齢者向けの交通安全教室を充実するとともに、高齢運転者に対するサポカー（安全運転支援装置）の普及を促進する。 ・子どもの交通事故防止のため、家庭からの交通安全教育を推進する。 ・高校生のヘルメット着用率が低いため、高校生を対象とした街頭啓発の他、市内の高等学校と連携し効果的な啓発活動を推進する。 ・駐輪場内における自転車の放置及び盗難が課題であることから、年2回の放置自転車の撤去及び定期的な場内の整理・清掃を実施するとともに、警察と連携して盗難防止の看板を設置するなど、安全な利用環境に努める。 ・交通事故防止のため、町内会等からの交通環境改善要望への対応や、通学路合同点検等の実施などにより、危険箇所等の交通環境の実態を把握し関係機関と連携し交通環境の改善に努める。 ・放置自転車や自転車盗難の防止ため、市駅前駐輪場等を適正な管理に努める。 ・子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者が交通事故に遭わないようするため、交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施により交通教育専門員の資質向上を図る。 ・交通教育専門員の高齢化に加え後継者不足もあり、運用基準の見直しに向け関係機関等と情報共有を図りながら早期の後任確保に努める。 【2】防犯対策の推進 ・刑法犯認知件数は増加傾向にあり、そのうち、自転車盗などの窃盗犯が7割以上を占めていることから、関係機関・団体等と連携し、自転車利用者を対象とした街頭啓発の際に、チラシの配布や呼びかけによるツーロック啓発活動等の防犯対策を実施する。 ・刑法犯罪の抑止や住民の防犯意識を高めるため、防犯カメラは有効な手段であることから、ガイドラインの周知を図るとともに、その支援について検討を進める。 ・夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保するため、町内会が維持管理する防犯灯のLED化率が現在約80%であることから、100%を目指し、町内会に対し補助制度等の更なる周知を図る。 ・町内会の区域外の通学路における安全を確保するため、地区要望や地域の実情に配慮し、公設防犯灯の整備を公正かつ計画的に推進していく。 ・児童・生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。

施策2	市民相談・消費者保護の充実
主な取組状況と成果	【1】消費者保護の推進 ・平成23年度に消費生活センターを設置。消費生活相談員を配置し、相談体制を整備した。 ・消費生活講座や出前講座の実施等により、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 ・多重債務者対策庁内連絡会議等を開催し、庁内や警察と情報交換、相談体制の再確認等を行い、連携を強化している。 ・令和3年度には、広域的対応として磐梯町と猪苗代町の相談を本市にて取り扱うこととした。 ・人権や気象変動などの課題解決に繋がる消費行動の啓発のため、人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」講座を開催した。 ・令和7年9月に高齢者や障がいのある方、若年層等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、市消費者安全確保地域協議会を設立した。 【2】市民相談体制の充実 ・無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 【3】人権が侵害されることのない社会づくり ・女性相談員2名を配置して相談体制の充実・強化を図ることにより、離婚やDV等の複雑な相談内容への早期支援に努めてきた。 ・不当な差別、偏見等の相談について、チラシ等による差別解消の啓発と人権相談窓口の周知を行ってきた。 ・また、犯罪被害者等支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行うため、令和5年4月から犯罪被害者等見舞金制度を導入した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】消費者保護の推進 ・消費者を取り巻く状況は日々変化し、相談内容も複雑多様化していることから、消費生活相談員の専門知識の習得や交渉力の向上のため、各種研修へ積極的に参加し相談体制の充実を図る。また、国が示す令和8年度からの新システム導入に合わせた準備を進めていく。 ・消費者被害の未然防止を図るため、相談内容の最新事例や傾向を踏まえた出前講座や相談窓口、市公式SNS等を活用した情報提供に努めるとともに、「エシカル消費」の啓発により、安全で安心な消費活動につなげていく。 ・なりすまし詐欺対策として、警察との情報共有・情報発信等の連携を今後もより一層強化しながら、被害防止につなげていく。特に、増加傾向にある高齢者等の被害防止のため設立した、市消費者安全確保地域協議会において、関係機関との情報交換や見守り活動を実施しながら、地域における見守り体制を強化していく。 ・成年年齢引き下げによる悪質商法の被害が懸念されることから、若年者に対しては、複雑・巧妙化しているインターネットでの契約等をきっかけとした被害を未然に防ぐため、教育機関と連携し、学校に対する出前講座や市の公式SNS等を活用した啓発を強化していく。 【2】市民相談体制の充実 ・市民から寄せられる相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたり、市民相談実施の必要性が高いことから、引き続き相談、支援体制の充実を図る必要がある。 ・定期的に開催している専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有、連携に努めていく。また、一部の相談会については協力団体の負担なども考慮しながら実施体制の見直しを検討していく。 ・市政だより等による情報発信を継続し、専門相談を広く周知するとともに、市民からの問合せに応じた相談窓口について、個別に情報提供していく。 【3】人権が侵害されることのない社会づくり ・女性相談のニーズは高い傾向にあり、相談内容もDVや離婚、経済問題、住宅問題、職業問題等、多岐にわたり複雑化していることから、相談者のニーズに応じた支援ができるよう、相談員の研修参加等による資質向上を行うとともに、関係機関との連携と支援体制の強化を図る。 ・市政だよりへの記事掲載やDV防止街頭啓発キャンペーン等を通して、相談窓口の周知活動を実施することにより、DV等の問題に対し、早期支援が図られるよう努めていく。 ・人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、年々、複雑多様化しているため、「人権の花」運動等の啓発事業を継続実施しながら、理解促進に努めていく。また、人権相談は法務局が窓口となって無料相談会や電話相談を実施しており、関係団体や庁内関係部局等と連携しながら、市政だよりや市ホームページを活用し、差別解消の啓発や人権相談窓口の周知に取り組んでいく。 ・犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりやSNS等による情報発信、警察との街頭啓発、県等が行う被害者を社会全体で支えるための取組と連携しながら、市民の意識醸成に努めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4-1	通学路安全推進事業	教育委員会・学校教育課
4-2	青少年健全育成事業	教育委員会・教育総務課
30-2	市道舗装整備事業・道路維持修繕事業	建設部・道路課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 交通・防犯体制の充実】

・交通安全対策の推進では、警察や学校などの関係機関・団体等との連携のもと、交通安全運動期間を中心に交通安全意識の高揚を図る啓発活動や町内会等からの交通安全要望に対する交通環境改善への対応をはじめ、交通教育専門員による朝の立しや活動及び交通安全教室への講師派遣等、交通事故発生防止に向けた取り組みを行った。

・防犯対策の推進では、警察などの関係機関・団体等との連携のもと、街頭啓発や学校における防犯教育の推進及び町内会への防犯灯設置補助による夜間の犯罪抑制等の取り組みを行った。

・関係機関・団体等と連携した継続的な取組により、交通事故発生件数及び犯罪発生件数の目標値は達成している。

【施策2 市民相談・消費者保護の充実】

・平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門知識の習得に努めながら、消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用したトラブル防止の啓発を行い、消費者の安全・安心の確保と生活相談体制の整備・強化を図った。

・無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的に開催し、市民の不安解消に寄与することができた。

○課題

【施策1 交通・防犯体制の充実】

・交通事故件数が増加傾向にあり、警察署等と連携した交通事故防止対策が必要である。

・交通事故の被害者は、子どもや高齢の歩行者が多くを占めることから、対象者に適した交通安全教育や自動車運転者に対する継続的な啓発活動が必要である。

・市内高校生のヘルメット着用率が低調なことから、警察や市内高等学校と連携してヘルメット着用率を上げる取組が必要である。

・交通事故の約3割は高齢運転者が占め、その中でも自動車ペダルの踏み間違いは、死傷者が発生しやすい多衝突事故となる可能性が高い。こうした事故を未然に防ぐためには、高齢運転者を対象とした交通安全教室や安全運転支援装置の推進などが必要である。

・交通教育専門員の成り手不足や高齢化が深刻な状況であるため、募集周知の強化や運用基準の見直しが必要である。

・刑法犯認知件数が増加しており、特に窃盗犯の増加が顕著であることから、警察など関係機関・団体と連携した啓発活動や地域住民による防犯対策の推進が必要である。

【施策2 市民相談・消費者保護の充実】

・情報通信技術の高度化や高齢化などの社会情勢の変化に伴い、消費者相談もそうした傾向に対応していくことが求められている。引き続き消費生活相談員の専門知識の習得や交渉力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止のため、出前講座の充実や市政だよりや市公式SNS等を活用し、消費者教育と情報提供を行い、消費者保護の取組を進めていく必要がある。

・市民から寄せられる相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたり複雑多様化しており、引き続き、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく必要がある。

5 最終評価

政策分野25「生活・安全」の推進にあたっては、交通事故発生防止に向けた取組を継続し、警察や学校などの関係機関・団体等と連携した啓発活動や地域住民による防犯対策を推進していく。また、市民から寄せられる消費生活にかかる相談については、相談内容が複雑・多様化していることから、引き続き、相談機会の充実に向け、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 交通・防犯体制の充実							
1	◎		基本目標3	16.1	交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	新規	市民部・危機管理課
2		◎	基本目標3	3.6	交通対策事業	継続	市民部・危機管理課
3			基本目標3	3.6	交通安全推進事業	継続	市民部・危機管理課
4				3.6	交通教育専門員事業	継続	市民部・危機管理課
5	◎		基本目標3	16.1	防犯カメラ設置等補助事業	新規	市民部・危機管理課
6		◎	基本目標3	16.1	防犯灯設置等補助事業	継続	市民部・危機管理課
7				16.1	暴力追放事業	継続	市民部・危機管理課
施策2 市民相談・消費者保護の充実							
1		◎	基本目標2	12.8	消費者保護	継続	市民部・市民協働課
2		◎		12.8	市民相談（無料法律相談等）	継続	市民部・市民協働課
3		◎			女性福祉相談室相談業務	継続	健康福祉部・こども家庭課
4				16.1	人権啓発事業	継続	市民部・市民協働課
5				16.1	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）	継続	市民部・市民協働課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

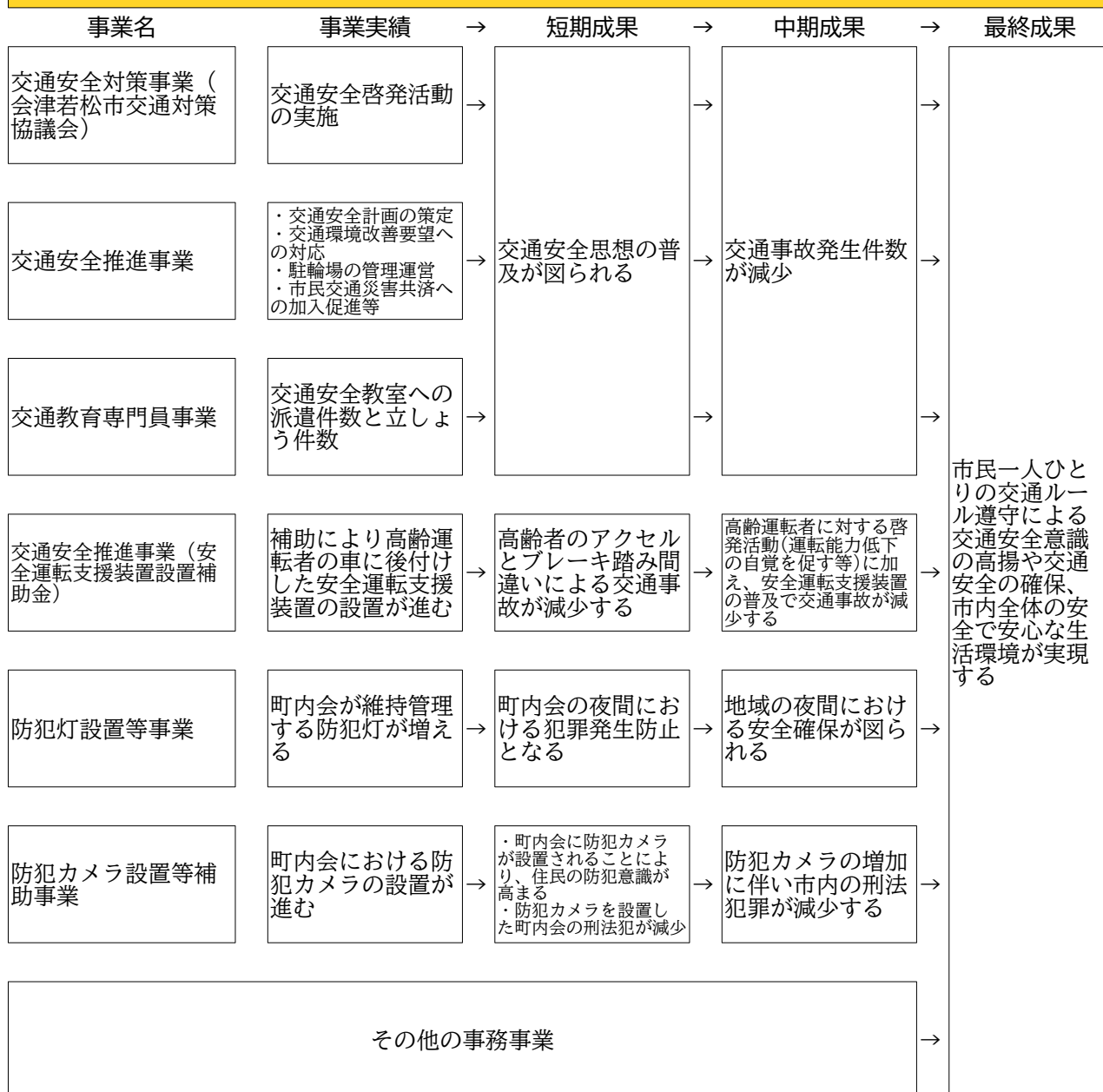
施策1 交通・防犯体制の充実					
1	事業名	交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	高齢運転者の交通事故防止対策として、自動車の安全運転支援装置の設置費用の一部を補助することで、アクセルとブレーキの踏み間違いによる高齢運転者の交通事故を減らし、もって交通安全を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	-	500
			所要一般財源	-	500
			概算人件費	-	485
	取組状況と 成果	-			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	-			
2	事業名	交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松市交通対策協議会に負担金を交付し、協議会の活動を通して、市内における交通安全確保並びに、円滑かつ快適な交通環境を確立するため、市交通安全計画に基づき、関係機関及び団体等と連携した交通安全施策の実施に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	150	150
			所要一般財源	150	150
			概算人件費	2,545	2,545
	取組状況と 成果	・交通対策協議会の事業として、市民大会、新入学児童・生徒及び保護者を対象とした啓発活動、偶数月の15日を「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動、高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発を実施した。 ・交通対策協議会として、関係機関・団体等が実施した啓発活動等への参加や啓発品の提供などを通し、交通安全意識の向上に努めた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図るため、交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を負担金等で支援する。 ・高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないよう、高齢者向けの交通安全教室を充実するとともに、高齢運転者に対するサポカー(安全運転支援装置)の普及を促進する。 ・子どもの交通事故防止のため、家庭からの交通安全教育を推進する。 ・高校生のヘルメット着用率が低いこと、高校生を対象とした街頭啓発の他、市内の高等学校と連携し効果的な啓発活動を推進する。			

3	事業名	交通安全推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通安全を推進するため、会津若松地区交通安全協会、会津若松市交通安全母の会連合会の活動を支援するとともに、交通安全運動期間を中心に啓発活動を行い、交通安全意識の高揚と交通事故発生件数の減少を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,095	1,095
			所要一般財源	1,095	1,095
概算人件費			2,949	2,949	
取組状況と 成果	・本市の交通安全対策の共有する指針として、「第11次会津若松市交通安全計画」を策定した。 ・関係機関・団体等と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応に努めた。 （令和6年度要望件数 町内会：12件、その他：15件） ・関係機関・団体等と連携し、交通事故現場や危険箇所の現場検証を実施した。 ・駐輪場の管理運営を行い、自転車利用者の利便性の向上に努めた。（市内8箇所） ・福島県市民交通災害共済の周知に努め、市民の加入促進を図り、被災者への見舞金等の支払いを行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・交通事故発生件数が、R6は179件（前年比+48件）と大幅に増加しており、特に高齢運転者の占める割合が約30％で推移していることから、引き続き高齢者向け交通安全対策を実施する。 ・駐輪場内における自転車の放置及び盗難が課題であることから、年2回の放置自転車の撤去及び定期的な場内の整理・清掃を実施するとともに、警察と連携して盗難防止の看板を設置するなど、安全な利用環境に努める。 ・第11次交通安全計画の期間が、令和7年度までとなっているため、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期交通安全計画の策定を進める。				
4	事業名	交通安全教育専門員事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通安全教育専門員を交通安全教室に講師として派遣し、交通安全思想の普及を図る。 また、市内の通学路において、朝の立しよう活動を通して、交通安全指導による交通事故防止対策に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,105	4,105
			所要一般財源	4,105	4,105
			概算人件費	4,700	4,700
	取組状況と 成果	・高齢者関係団体、幼稚園、小学校、町内会等が開催する交通安全教室へ交通安全教育専門員を講師として派遣した。（令和6年度受講者数：5,497人 前年比253人減、派遣した施設数：60施設 前年比4施設増） ・小学校の通学路における朝の立しよう活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 ・関係機関等と連携を図り、高齢者の交通事故防止対策や自転車マナーアップ等の啓発活動を行った。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者が交通事故に遭わないようするため、交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施により交通安全教育専門員の資質向上を図る。 ・交通安全教育専門員の高齢化に加え後継者不足もあり、運用基準の見直しに向け関係機関等と情報共有を図りながら早期の後任確保に努める。 ・小学校の通学路における朝の立しよう活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努める。				
5	事業名	防犯カメラ設置等補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	町内会が設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助することにより、身近で起こる犯罪の発生防止と地域の安全を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,100	2,100
			所要一般財源	2,100	2,100
			概算人件費	464	464
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	-				

6	事業名	防犯灯設置等事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	町内会で設置する防犯灯について、設置工事費及び電気料金の一部を補助することにより、夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保する。 また、町内会区域外の通学路等を対象に公設防犯灯を設置し、維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,950	21,950
			所要一般財源	21,950	21,950
			概算人件費	4,133	4,133
7	取組状況と成果	・令和6年度の町内会への補助状況（設置補助：344灯（前年比-232灯）、電気料補助：11,762灯（前年比+74灯）） ・町内会が維持管理する防犯灯のLED化率：約80%（令和7年3月末時点） ・町内会からの要望で設置した公設防犯灯件数（令和4年度：3灯、令和5年度：3灯、令和6年度：6灯） ・公設防犯灯（314灯）のLED化率：100%（令和4年度にLED化されていなかった137灯すべてをLED灯へ交換）			
	課題認識と今後の方針・改善点	・夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保するため、町内会が維持管理する防犯灯のLED化率が現在約80%であることから、100%を目指し、町内会に対し補助制度等の更なる周知を図る。 ・町内会区域外の通学路における安全を確保するため、地区要望や地域の実情に配慮し、公設防犯灯の整備を計画的に推進していく。			
	事業名	暴力追放事業		法定／自主	自主
7	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	あらゆる暴力行為を根絶し平和で住みよいまちづくりを実現するため、暴力追放会津若松市民会議に負担金を交付し、市民会議の事業を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
			概算人件費	1,391	1,391
	取組状況と成果	・暴力追放都市宣言（平成14年11月22日） ・会津若松市暴力団排除条例施行（平成24年7月1日） ・暴力団事務所は、平成18年10月に東山温泉街、平成21年1月に一箕地区、平成22年5月に門田地区が撤去され、現在、市内には存在していない。 ・平成4年度より毎年、暴力追放市民大会を開催。（県民大会は4年毎に本市で開催） ・令和6年中の会津若松警察署管内における暴力団員の犯罪検挙数（4件（前年比-1件））			
	課題認識と今後の方針・改善点	・現在、市内に暴力団事務所は存在しないものの、暴力団構成員は存在しており、市民が暴力行為や特殊詐欺等に遭わないよう、継続的な注意喚起が必要である。 ・暴力排除意識の普及と高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、市民大会の開催や市政だより・ホームページ等を活用した広報及び啓発活動等を展開していく。 ・児童、生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 交通・防犯対策の充実



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）	交通事故発生件数（年間）（市内）								
交通安全推進事業		325	179	315		305		163	
交通教育専門員事業									
交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	高齢運転者の交通事故発生件数（市内）	54	54	52		50		30	
防犯灯設置等事業	刑法犯の認知件数（市内）	820	685	810		800		705	
防犯カメラ設置等補助事業									

施策2 市民相談・消費者保護の充実

	事業名	消費者保護		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	消費生活センターを設置し、消費生活相談員が消費生活に関するトラブルの相談に応じる。自立した消費者としての基礎知識の習得を目指し、消費生活講座や出前講座を実施する。広報や啓発により消費者トラブルの未然防止に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,738	13,796
			所要一般財源	7,262	11,567
概算人件費			8,111	8,111	
1	取組状況と 成果	平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門的知識の習得に努めるなど、消費生活相談体制の整備及び強化を図ってきた。 消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用した消費者トラブル防止の啓発を行い、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 高齢者や障がいのある方、若年層等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、市消費者安全確保地域協議会を設立した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	相談件数の増加や複雑多様化している相談に対応するため、相談員の増員を検討しながら、専門知識の習得・交渉力の向上を図っていく。また、国が示す令和8年度からの新システム導入に合わせた準備を進めていく。 公式SNSを活用した相談情報の提供やエシカル消費の啓発を進めながら、高齢者等の被害防止を目的とする、市消費者安全確保地域協議会による、地域における見守り体制の強化を図っていく。			
	事業名	市民相談（無料法律相談等）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	○専門相談 市民からの民事に関する相談等に対し、有資格者による無料の専門相談会を定期開催する。 ○一般相談 市民からの行政や民事に関する相談等に対し、職員が直接対応する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	660	660
			所要一般財源	660	660
概算人件費			4,635	4,635	
2	取組状況と 成果	次の専門相談会を各種団体の協力により定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 ○無料法律相談（月1回）○無料登記相談（月1回）○宅地建物相談（奇数月） ○行政書士相談（偶数月）○社会保険労務士相談（奇数月） ○特設人権相談（年5回程度、7会場）○行政相談（年6回、3会場）ほか			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたっており、市民相談実施の必要性は高い。専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有や連携に努めていくとともに、市政だよりや市ホームページの充実を図りながら、広く周知していく。また、一部の相談会については協力団体の負担なども考慮しながら、実施体制の見直しを検討していく。			
	事業名	女性福祉相談室相談業務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、市福祉事務所に女性相談支援員を設置し、要保護女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導等を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,373	8,373
			所要一般財源	5,254	5,254
概算人件費			557	557	
3	取組状況と 成果	平成23年度より、離婚の増加やDVなどの複雑な相談内容にきめ細かに対応するため、相談員を配置し、専門的な研修に参加するなど、相談員の資質向上を図りながら相談体制の充実を図ってきた。 相談者の事情に応じて、事前予約による勤務時間外の相談にも対応している。 DV防止月間に合わせたDV防止街頭啓発キャンペーンや講演会を実施し、DVへの正しい理解を周知、啓発している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	DV被害や離婚相談についての「夫婦間の問題」や、家族内のトラブル、子どもの親権等についての「家族の問題」に係る相談の割合が高い傾向にある。 相談内容も、DVや離婚、経済問題や住宅問題など、多岐にわたり複雑化しているため、早期かつ適切に対応する必要がある。 研修会受講等により、相談員の資質向上を図るとともに、適切な支援策に確実につないでいくために、関係機関との連携と支援体制の強化を行う。			

4	事業名	人権啓発事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・市民協働課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	人権啓発活動により、市民の人権尊重思想の普及・高揚を図る。 人権相談や人権啓発活動を担う若松人権擁護委員協議会に対して負担金を交付することで、その活動を支援し、市民の不安解消や理解促進につなげる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	410	410
			所要一般財源	311	311
			概算人件費	1,043	1,043
取組状況と 成果	人権啓発活動として市立学校3校を毎年選定して取り組む「人権の花」運動等を実施し、市民の人権尊重思想の普及・高揚が図られるよう努めている。 人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会に負担金を交付し、その取組を支援している。また、人権相談窓口について、市政だよりや市ホームページを活用して市民に周知を行い、不安解消や理解促進につなげている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、複雑多様化しているため、「人権の花」運動の啓発や人権問題に関する市民参加型の事業を、関係団体・庁内関係部局等と連携しながら、継続して実施していく。 人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会への負担金を継続して交付しながら、その取組を引き続き支援し、人権擁護委員との連携を強化することで市民の不安解消や人権問題の解決、理解促進につなげていく。				
5	事業名	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・市民協働課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族やご遺族が必要とする情報を提供し、関係機関と連携しながら支援を行う。また、犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金・重傷病見舞金・転居費用助成金を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,393	1,393
			所要一般財源	1,393	1,393
			概算人件費	812	812
取組状況と 成果	人権擁護の観点から犯罪被害者等が置かれた状況に理解を深め、県条例に基づき各種支援の充実に向けて取り組んでいる。また、県の県犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金交付要綱の制定に伴い、令和5年4月より見舞金等制度を導入した。 また、市民の犯罪被害者支援への意識向上のため、犯罪被害者等遺族講演会を開催した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、経済的な問題や誹謗中傷など、様々な問題を抱えている場合が多いことから、支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていく。また、当該事業の制度内容や見舞金支給について、広く周知を行っていく。また、犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりや市公式SNS等による情報発信、警察との街頭啓発、県等が行う被害者を社会全体で支えるための取組と連携しながら、市民の意識醸成に努めていく。				

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策7 災害や危機への備えの強化

政策分野26 地域防災

目指す姿

高い防災意識と充実した消防・防災体制により、災害被害が少ないまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	災害に強いまちづくりの推進 地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ICTを活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。	  
施策2	消防力の充実・強化 市民等を火災・自然災害から守るため、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。また、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実、消防水利の確保等による消防力の充実・強化を図ります。	  

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	防災出前講座参加者数				人	防災出前講座の参加者の累計
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	880	920	960	1,000	近年の災害頻発化等により、市民の防災に関する意識の高まりが出前講座参加者数に現れていると考えられる。今後も出前講座をはじめ様々な機会を捉えた啓発を進めていく。
	実績	591	1,398	1,400	-	
	達成率	67.2%	152%	145.8%	-	
2	消防団員定員充足率（機能別消防団員を含む）					消防団員実数（機能別消防団員を含む）/消防団員定数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	94.6	94.7	94.8	95.0	令和6年度から消防団定員数を見直したが、充足率は目標未達成の状況であり、引き続き経済団体に対する団員確保要請活動やSNSでの消防団活動の周知等を通じて団員確保に取り組む。（団員定員：1,259人）
	実績	83.0	93.1	88.7	-	
	達成率	87.7%	98.3%	93.6%	-	

2 施策の評価

施策1	災害に強いまちづくりの推進
主な取組状況と成果	【1】防災計画 ・地域防災計画を全面改訂（H26）し、以後、時点修正を行ってきた。令和7年度の全面改訂に向け取り組んでいる。 ・災害時業務継続計画（H29）、受援マニュアル（H30）、国土強靱化地域計画（R2）を策定。 【2】個別避難計画作成事業 ・支援者である居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所等に委託し、一人ひとりの特性に合わせた計画の作成に取り組んでいる（R5～）。 【3】防災対策事業 ・令和7年度は東山地区における、地震発生を想定し夜間に市総合防災訓練を実施。 ・自主防災組織設立に向けて、出前講座や補助制度の新設（R元）、防災対策普及員の設置（R2）、地域防災リーダー研修（R5）、補助金制度の拡充（R6）などを実施し、これまで29組織が設立されている。 ・小型トイレカー（3台）を導入し、大規模災害時の衛生的で安全なトイレ環境の整備を図る（R7） ・ピクトグラムや英語表記によって、住民はじめ来訪者及び外国人にも分かりやすい避難所案内看板を整備する（R7） 【4】災害時備蓄品整備事業 ・毛布、簡易トイレ、災害時用電話機等を計画的に備蓄（H29～）。 ・避難所の感染対策、プライバシー確保としてパーティション及び段ボールベッドの備蓄の導入（R3～）、さらに令和7年度には不足分の備蓄品（パーティション及び折り畳みベッド）を追加。 ・災害発生直後の数日間を想定した食料品等（レトルト米、パン、ミルク）の備蓄（R6～） 【5】デジタル防災の活用等 ・GISを活用してハザードマップを作成（R元）、情報発信一元化システムの導入（R2）、災害時電話発信サービスの開始（R3）、福島県防災アプリの提供（R5～） 【6】防災行政無線等の整備 ・より重層的な情報伝達手段の構築のため、防災行政無線の整備に向けた実施計画を策定（R6）。 ・令和7年度から防災行政無線の整備に着手（～R8） 【7】水防活動事業 ・水防用資機材の充実や市民への啓発活動、土のう配備など、水防体制の強化を図ってきた。 ・防災関係機関と協議し、タイムラインを作成した（R元）。 ・救命胴衣の整備により、水防活動時における消防団員の安全対策の充実に取り組んできた（H25～R2にかけて230着整備）。 ・マイ・タイムラインの作成をホームページや出前講座等により促し、水害時に迅速な避難が行えるよう防災意識の向上に努めた。 ・阿賀川総合水防演習が開催され、市消防団の水防技術の習得を図った（R5）。 ・国・県、消防機関等とより迅速に連携した対応等を図るため、市水防計画の修正（R7）。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】防災計画 ・地域防災計画に基づき、地域の特徴を踏まえた災害種別に対応する防災訓練等を通じて市民の防災意識の高揚を図る。 【2】個別避難計画作成事業 ・個別避難計画の作成には避難行動要支援者の同意や避難支援者の協力が必要となることから、制度の周知を図るとともに、避難支援者の確保など地域住民や居宅介護支援事業所等の協力を得ながら計画作成を進めていく。 【3】防災対策事業 ・災害に強い地域づくりのためには、自助、共助の取組が不可欠であることから、出前講座や防災ミニケア会議の開催、町内会等における意見交換などを通じて、防災意識の高揚や自主防災組織の設立支援を行っていく。 ・季節や時間帯など様々な状況を想定した避難訓練が求められており、市総合防災訓練も含めて訓練のあり方を検討していく。 ・地域における防災リーダー等の人材不足に対応するため、潜在的防災士をはじめ地域防災リーダーを掘り起こし、地域への防災意識啓発や自主防災組織の推進などの活動の場をつくり、地域の主体的な防災活動の支援体制を構築し、地域防災力の向上を図る。 【4】災害時備蓄品整備事業 ・流通ネットワーク備蓄を基本として、民間事業所との更なる災害時応援協定の締結を進めていくとともに、災害発生直後の数日間を想定した食料品等の備蓄を行っていく。 【5】デジタル防災等の活用 ・防災情報メール（「あいべあ」）の登録者数は約16千人とまだ少ない状況にあり、従来の周知に加え、出前講座での登録サポートの実施などにより、登録者の拡充を図る。 ・大規模な災害時には防災対策業務が増大することが課題であることから、引き続き県防災アプリの活用や避難所管理システムの導入に向けた検討を行う。 【6】防災行政無線等の整備 ・既存の伝達手段での情報確知が困難な市民への情報伝達が課題であり、コミュニティFMの電波を利用した防災行政無線システムの構築を図る。 【7】水防活動事業 ・大規模な洪水に加え、ゲリラ豪雨による内水被害も近年頻発していることから、水防関係機関との連携強化及び水防資機材の充実を図る。さらに、水災害時に迅速な避難が行えるよう住民の防災意識の向上を図り、出前講座やホームページ等を通じたマイ・タイムラインの作成を支援する。

施策2	消防力の充実・強化
主な取組状況と成果	【1】会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金 ・令和3年度会津美里消防署建替工事（第1期）、令和4年度同署建替工事（第2期）、令和5年度城南分署大規模改修設計、令和6年度会津若松消防署城南分署大規模改修工事（第1期）、消防通信指令センター更新整備実施設計、広域市町村圏整備組合内の消防署・出張所等の修繕や車両を更新した。 また、令和7年度会津若松消防署城南分署大規模改修工事（第2期）、消防通信指令センター移転改修工事（若松署）を行う。 【2】消防施設整備事業 ・第7次総合計画（平成29年度）以降、基幹屯所1棟建替・6棟改修、小規模屯所1棟新築・4棟改修、消火栓新設24基・修繕30基、ホース乾燥塔4箇所新設、消防ポンプ自動車7台更新、小型動力ポンプ積載車6台新規配備・8台更新、小型動力ポンプ4台更新、屯所解体1棟を行ってきた。 【3】消防団管理運営事業 ・「非常勤消防団員の報酬等の基準」や「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会」報告書に基づき、令和6年4月に「会津若松市消防団条例」を改正し、団員報酬を改定、団員定数、行事・訓練の見直し、準中型免許取得支援制度や機能別消防団（音楽隊）を創設するなど、団員の処遇改善に努めてきた。さらに、班及び消防屯所の再編を進めるとともに、複数回に渡る技術講習会を開催し団員の消防技術の維持・向上を図った。 ・令和7年度より消防団活動の安全性を確保するため、高視認性活動服の更新を行う（～R8）。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金 少子高齢化の進行や人口減少等の厳しい状況が予測される中で、消防力（救急を含む）の維持・向上と消防の広域化などによる効率化が求められている。また、消防設備の老朽化による更新対策とその財源確保も必要となっている。このことから、広域市町村圏整備組合が策定した「公共施設等総合管理計画」や「第2次消防施設整備計画（R5-R14）」に基づき、消防署や指令センターなど施設・設備の更新を計画的に実施することで、財政負担の軽減や平準化に努めていく。 【2】消防施設整備事業 消防施設・車両等の整備については、経年劣化による老朽化が進んでいることから、更新等を計画的に進める。引き続き、適正な施設・車両等の整備のあり方を消防団と協議するとともに、消防水利計画に基づき消防水利の維持・新設に対応していく。 （令和7年度 基幹屯所2棟改修、消火栓新設2基・修繕15基、小型動力ポンプ積載車2台新規配備屯所解体1棟の予定） 【3】消防団管理運営事業 人口減少や就業構造の変化に伴い、団員の確保と現役団員の負担軽減が課題である。 地域防災力の中核的役割を担う消防団として、多岐にわたる任務を今後も担っていくため、分団ヒアリング等を実施しながら班や設備の再編、行事・訓練の見直し等、団員の確保と併せて、消防団と協議しながら取り組んでいく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
18-1	地域福祉計画の推進	健康福祉部・地域福祉課
27-1	総合治水計画の策定	建設部・都市計画課
33-3	耐震改修促進事業	建設部・都市計画課
35-2	地域情報化推進事業 (ICTまちづくり推進事業)	企画政策部・情報戦略課
36-1	町内会活動事業	市民部・市民協働課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 【施策1 災害に強いまちづくりの推進】 ・地域との意見交換・ワークショップで把握した地域防災の現状や課題等を活かし、地域防災計画の見直しに取り組んだ。 ・防災対策普及員を増員し、出前講座の実施や自主防災組織の設立支援など、市民への防災意識の醸成と共助体制の推進を図ってきた。 ・ICTを活用した情報伝達手段の整備・拡充など、重層的な防災情報発信手段の構築を行ってきた。 【施策2 消防力の充実・強化】 ・国の「非常勤消防団員の報酬等の基準」や「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会」報告書に基づき、令和6年4月に「会津若松市消防団条例」を改正し、団員定数及び団員報酬を見直した。 ・消防団の行事・訓練の見直し、準中型免許取得支援制度や機能別消防団（音楽隊）の創設など、団員の処遇改善を図ってきた。 ・消防施設・設備・車両等の整備・更新を計画的に行ってきた。 ○課題 ・地域防災力の強化に向けては、自助・共助・公助の取組が必要であることから、以下の通り取り組む。 ・ソフト面 （自助）単身高齢世帯等の増加により災害の備えが難しい、被災経験が無いことから災害意識の希薄の解消に向け、防災出前講座による平時からの備えの周知や地域ワークショップ等を通じた継続的な啓発活動が必要である。 （共助）人口減少に伴う地域防災リーダー等の人材不足、地域コミュニティの希薄化が課題であり、その解消にむけて、自主防災組織の設立など地域住民の主体的な取組みを継続して支援していく必要がある。 （公助）備蓄品及び避難所の確保、消防団員の確保と現役団員の負担軽減を図る。 ・ハード面 （公助）大量の消防施設及び設備の更新の長期化に向けた計画的な対応、消防水利（消火栓）の老朽化に伴う修繕対応、広域消防事業にかかる財政負担の平準化を図る。

5 最終評価

政策分野26「地域防災」の推進にあたっては、現在、改訂を進めている地域防災計画に基づき、地域の特徴を踏まえた防災訓練や出前講座の開催を推進し、市民の防災意識の高揚を図っていく。また、自主防災組織の推進など地域の主体的な防災活動を支援するとともに、重層的な情報伝達手段の確保に向けて、コミュニティFMの電波を利用した防災行政無線システムの構築を図っていく。
--

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 災害に強いまちづくりの推進							
1		◎	基本目標3	13.1	防災対策事業	継続	市民部・危機管理課
2		◎	基本目標3	13.1	防災行政無線等の整備	継続	市民部・危機管理課
3		◎		13.1	災害時備蓄品整備事業	継続	市民部・危機管理課
4		◎	基本目標3	13.1	デジタル防災等の活用	継続	市民部・危機管理課
5				13.1	県総合情報通信ネットワーク関連機器の更新	終了	市民部・危機管理課
6		◎	基本目標3	13.1	地域防災活動推進事業	継続	市民部・危機管理課
7		◎		13.1	水防活動事業	継続	市民部・危機管理課
8			基本目標3	13.1	スマートシティ会津若松推進事業（防災分野）	継続	企画政策部・情報戦略課、市民部・危機管理課
9		◎	基本目標3	1.5	個別避難計画作成事業	継続	健康福祉部・高齢福祉課
10		◎	基本目標3	1.5	個別避難計画作成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
11		◎	基本目標3	1.5	個別避難計画作成事業	継続	健康福祉部・こども家庭課
施策2 消防力の充実・強化							
1		◎		13.1	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金	継続	市民部・危機管理課
2		◎		13.1	消防施設整備事業	継続	市民部・危機管理課
3		◎		13.1	消防団管理運営事業	継続	市民部・危機管理課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 災害に強いまちづくりの推進

1	事業名	防災対策事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	次期地域防災計画に基づき、災害に備えた市民の防災意識の高揚、自主防災組織の推進など地域の主体的な防災活動を支援するとともに、重層的な情報伝達手段の確保に向けて、コミュニティFMの電波を利用した防災行政無線システムの構築を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	113,489	23,000
			所要一般財源	113,489	23,000
概算人件費			1,664	1,664	
取組状況と 成果	・市総合防災訓練を災害種別に対応した内容で毎年実施。 ・自主防災組織設立に向けては、出前講座や補助制度の新設（R元）、防災対策普及員の設置（R2）、地域防災リーダー研修（R5）を実施。 ・小型トイレカー（3台）の導入 ・ピクトグラムや英語表示の避難所案内看板を整備。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和6年度に実施した地域との意見交換等を踏まえ、令和7年度に地域防災計画の全面改訂を行う。 ・季節や時間帯など様々な状況を想定した訓練が求められており、市総合防災訓練も含めて訓練のあり方を検討していく。				
2	事業名	防災行政無線等の整備	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	地域防災計画に基づく、多様な情報伝達手段の強化のため、現行の情報伝達手段に加え、防災行政無線等の整備を行い、災害時において、全ての市民が情報確知できる伝達体制の確立に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	601,060	338,838
			所要一般財源	220,897	21,333
概算人件費			3,860	6,560	
取組状況と 成果	・災害時の情報伝達として、広報車や防災情報メール、エフエム会津など、複数の伝達手段を確保しており、さらに令和3年度には災害時電話発信サービスを導入し、ICTに不慣れな方への情報伝達手段を構築してきた。 ・国において全国自治体の防災行政無線の整備率を、令和7年度までに100%にするとされ、基準に沿った防災行政無線等の整備が求められた（R5）。 ・令和6年度に防災行政無線の実施計画を策定し、令和7年度は親局・中継局の設置工事を進めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・防災ラジオ配布該当者の抽出及び配布希望者を確認するとともに、FM電波が確実に受信できるよう屋外アンテナの設置工事が必要な世帯の確認を行う。				
3	事業名	災害時備蓄品整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	市、事業所、市民が役割を分担し、トイレや通信設備など公共性が高い物資や毛布など個人での備蓄が難しい物資は市が備蓄を進めることとしているところであり、流通ネットワーク備蓄を基本としながら、計画的な備蓄品の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,099	7,557
			所要一般財源	7,099	7,557
概算人件費			304	304	
取組状況と 成果	・毛布、簡易トイレ、災害時用電話機等を計画的に備蓄（H29～）。 ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、段ボールベッド及びパーティションの整備（R3～） ・災害発生直後の数日間を想定した食料品等（レトルト米、パン、ミルク）の備蓄（R6～）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・計画的な備蓄品の配備を継続するとともに、既存備蓄品の状態確認も定期実施していく。 ・流通ネットワーク備蓄を基本とし、民間事業所との災害時応援協定締結を進める。 ・事業所や市民自らの災害時備蓄品の必要性について、出前講座や広報などを通じて周知を図っていく。				

4	事業名	デジタル防災等の活用		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民等を対象とした防災・避難支援等に関するデジタル防災サービス等（災害情報発信、安否確認、避難ルート検索など）や本市が取組むべき災害対応の迅速化、省力化を図るためのデジタル防災サービス等（危険箇所投稿・管理や要配慮者の安否確認）の活用に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,575	4,575
			所要一般財源	4,575	4,575
概算人件費			1,091	1,091	
取組状況と 成果	・「あいべあ」の運用開始（H25～） ・情報発信一元化システムの導入（R2～） ・災害時電話発信サービスの導入（R3～） ・会津若松プラスアプリで「デジタル防災」サービスが提供開始（R5～） ・福島県防災アプリが提供開始（R5～）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年の自然災害の頻発化・激甚化や今後予想される大規模災害の脅威を受け、住民への迅速かつ効率的な情報提供が課題であり、また、災害時は行政の対応業務が過大となるため、業務の効率化を図る必要があることから、県防災アプリ及び避難所管理機能の活用検討など、デジタル技術（防災DX）を活用し、円滑な防災体制の構築を進めていく。				
5	事業名	県総合情報通信ネットワーク関連機器の更新		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	公衆網の回線断や輻輳の影響を受けない、平時・災害時の国や県、市町村、関係機関間の災害情報や気象情報等の情報伝達を行う独自の通信網である「県総合情報通信ネットワーク」を更新する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,000	0
			所要一般財源	8,000	0
概算人件費			78	0	
取組状況と 成果	令和6年度、新庁舎整備に合わせた更新について、庁内関係課や県担当課との協議・調整を実施。 令和7年度、関連予算（市負担分）を計上。新庁舎開庁に合わせ関連機器等に移設。6月には新たな機器等への更新が完了。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和7年度関連機器の設置事業終了。 今後は防災対策事業において、機器保守の安定稼働に努める。				
6	事業名	地域防災活動推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	潜在する防災士等地域防災の推進が期待される方を防災リーダーへとステップアップが図れるよう、地域防災に関する人と情報が集まるプラットフォームをつくり、人材不足等の課題解決を図りながら、防災意識の啓発や自主防災組織の活動を推進し持続発展的な地域防災力の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			304	304	
取組状況と 成果	令和5年度行政提案型協働事業として、県防災士会会津支部と連携し、約30名の防災士の防災知識のアップデート研修や、自主防災組織を設立する町内会と協働でフィールドワークやワークショップなど実施した。さらに、令和6年度からは関係者によるプラットフォームづくりのための情報交換会を開催している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域防災力の基盤となる町内会等は人口減少や高齢化などにより、地域の防災活動を牽引する人材が不足しており、牽引役の材を育成することが喫緊の課題となっている。 一方で、市内にはNPO法人日本防災士機構が認定する防災士が176名（R6.3末現在）いるなど、防災に関する一定程度の知識・技能を有し、地域防災の推進者として地域に貢献していきたいといった意識と熱意をもった方が地域での防災活動に関わることで地域防災力の向上を図っていく。				

7	事業名	水防活動費		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水防計画に基づき、水防用資機材の充実、連絡体制の構築により、水災害に対する防災体制の確立を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	349	349
			所要一般財源	349	349
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	水防用資機材の充実や市民への啓発活動、地域への土のう配備に加え、防災関係機関と協議しタイムラインの作成により、水防体制強化を行った。加えて、救命胴衣の整備により水防活動時における消防団員の安全対策の充実を図った。また、マイ・タイムラインの作成を出前講座やホームページ等で促し、水災害時に迅速な避難が行えるよう防災意識の向上に努めた。令和5年度には阿賀川総合水防演習を開催し、水防技術の習得を図った。令和7年度には水防計画の全面改訂を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	大規模な洪水に加え、ゲリラ豪雨による内水被害も近年頻発していることから、近年の気候変動に対応した災害対応が必要であり、水防団員の安全の確保が図られるよう設備の充実が求められている。そのため水防関係機関との連携強化及び水防装備・資機材の整備・充実を図るとともに、水災害時に迅速な避難が行えるよう住民の防災意識の向上を図り、出前講座やホームページ等によるマイ・タイムラインの作成を支援する。また、阿賀川総合水防演習開催を契機に、あらゆる関係機関・団体の役割を改めて確認し、今後も連携しながら治水対策に取り組む。				
8	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（防災分野）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課、市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	位置情報を活用した安否確認や避難ルート案内など、一人ひとりの状況に合わせた防災・避難支援等に資するデジタル防災サービスの取組を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			758	758	
取組状況と 成果	令和4年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した支援により、AiCTコンソーシアムにおいて、デジタル防災サービスの提供が開始された。 令和5年度以降は、上記サービスを、AiCTコンソーシアムが継続して提供するとともに、介護支援アプリと連携した避難所情報の登録や危険箇所投稿などの新たな機能付加に向けた実証が行われるとともに、他地域への展開に向け取組が進められている。 このような中、令和6年度より県において市民が利用できる防災アプリの提供も開始され利用が始まっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	本市におけるデジタル防災サービスの取組を踏まえ、県において広域的な防災アプリサービスの提供が始まったところであり、市民がデジタルを活用した防災に取り組む環境が整えられてきていることから、AiCTコンソーシアムが提供するデジタルサービスと県が提供する防災アプリの連携や役割の棲み分けを図ることで、より効果的な防災ツールとなるよう調整を進めていく。				
9	事業名	個別避難計画作成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・高齢福祉課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者や障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、一人ひとりの避難経路や避難場所を記載した個別避難計画を作成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,154	7,964
			所要一般財源	7,944	7,944
概算人件費			1,854	1,854	
取組状況と 成果	災害対策基本法の改正に伴い災害時要支援者に係る個別避難計画の策定が努力義務となった。 ・令和4年度 モデルケースの計画作成、避難行動要支援者システムの導入 ・令和5年度 計画作成開始、居宅介護支援事業所等に作成委託（33事業所） ・令和6年度 居宅介護支援事業所等に作成委託（37事業所） ・令和7年度 居宅介護支援事業所等に作成委託（35事業所）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年の災害発生により、地域住民の災害に対する意識が高まっており、避難行動要支援者を把握し、名簿掲載や計画策定の同意率を高めていく必要がある。 そのため、危機管理部門と健康福祉部で連携しながら庁内での情報共有と効率化を進めるとともに、地域住民や居宅介護支援事業所等の協力を得て個別避難計画の作成を進めていく。				

10	事業名	個別避難計画作成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者や障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、一人ひとりの避難経路や避難場所を記載した個別避難計画を作成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,540	2,002
			所要一般財源	1,540	2,002
概算人件費			696	696	
取組状況と 成果	令和4年度 モデルケースの計画作成 令和5年度 相談支援事業所及び障がい者相談窓口と作成受託契約（19事業所） 令和6年度 相談支援事業所及び障がい者相談窓口と作成受託契約（22事業所） 令和7年度 相談支援事業所及び障がい者相談窓口、障がい福祉サービス事業所と作成受託契約（27事業所）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年自然災害が多発している状況から対象者に対する速やかな計画作成が望まれるものの、制度の認知度が低いことによる作成同意率の低さがある。また、単身者等で避難支援者がいない対象者に対する、地域の支援体制作りがなかなか進まない状況がある。 そのため、危機管理課との連携による市民への防災意識の啓発と個別避難計画の必要性の周知を進め、計画同意率を上げていく。併せて、地域組織の協力による具体的な支援体制づくりを進めるとともに、計画作成をより効率的に進めていくため、委託先の拡大も図っていく。				
11	事業名	個別避難計画作成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	高齢者や障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、一人ひとりの避難経路や避難場所を記載した個別避難計画を作成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	97	97
			所要一般財源	97	97
			概算人件費	3,476	3,476
取組状況と 成果	災害対策基本法の改正に伴い災害時要支援者に係る個別避難計画の策定が努力義務となった。 ・令和4年度 モデルケースの計画作成 ・令和5年度 計画作成開始、障がい児相談支援事業所等に作成委託（16事業所） ・令和6年度 障がい児相談支援事業所等に作成委託（18事業所） ・令和7年度 障がい児相談支援事業所等に作成委託（19事業所）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年の災害発生により、地域住民の災害に対する意識が高まっており、避難行動要支援者の同意をいただきながら、災害時の要支援者を把握していく必要がある。また、対象者の保護者に対して個別避難計画作成の意向を定期的に確認していく必要がある。 令和7年度には、改めて文書で意向の確認を行っており、危機管理部門と健康福祉部で連携しながら庁内での情報共有と効率化を進めるとともに、地域住民や障がい児相談支援事業所等の協力を得て個別避難計画の作成を進めていく。				

施策2 消防力の充実・強化

1	事業名	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市ほか7町2村の消防事業等に関する経費を構成各市町村で負担し、消防・救急体制の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,371,723	1,500,000
			所要一般財源	1,348,423	1,476,700
概算人件費			618	618	
取組状況と 成果	令和3年度会津美里消防署建替工事（第1期）、令和4年度同署建替工事（第2期）、令和5年度城南分署大規模改修設計、令和6年度会津若松消防署城南分署大規模改修工事（第1期）、消防通信指令センター更新整備実施設計、広域市町村圏整備組合内の消防署・出張所等の修繕や車両を更新した。 また、令和7年度会津若松消防署城南分署大規模改修工事（第2期）、消防通信指令センター移転改修工事（若松署）を行う。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子高齢化の進行や人口減少等の厳しい状況が予測される中で、消防力（救急を含む）の維持・向上と消防の広域化などによる効率化が求められている。また、消防設備の老朽化による更新対策とその財源確保も必要となっている。このことから、広域市町村圏整備組合の「公共施設等総合管理計画」の策定や「第2次消防施設整備計画（R5-R14）」に基づき、消防署や指令センターなど施設・設備の更新を計画的に実施することで、財政負担の軽減や平準化に努めていく。				
2	事業名	消防施設整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民等を火災・自然災害等から守るため、常備消防及び消防団と協議しながら、施設や消防水利をはじめとする設備の維持・更新を行い消防・救急体制の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	78,910	78,910
			所要一般財源	17,840	17,840
概算人件費			618	618	
取組状況と 成果	第7次総合計画（平成29年度）以降、基幹屯所1棟建替・6棟改修、小規模屯所1棟新築・4棟改修、消火栓新設24基・修繕30基、ホース乾燥塔4箇所新設、消防ポンプ自動車7台更新、小型動力ポンプ積載車6台新規配備・8台更新、小型動力ポンプ4台更新、屯所解体1棟を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	消防施設・車両等の整備については、経年劣化による老朽化が進んでいることから、更新等を計画的に進める。引き続き、適正な施設・車両等の整備のあり方を消防団と協議するとともに、消防水利計画に基づき消防水利の維持・新設に対応していく。 （令和7年度 基幹屯所2棟改修、消火栓新設2基・修繕15基、小型動力ポンプ積載車2台新規配備屯所解体1棟の予定）				
3	事業名	消防団管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	消防団が火災や自然災害において、安心して活動が行えるよう装備品や資機材の適切な維持管理を行うとともに、団員任免・福利厚生等の事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	145,146	135,194
			所要一般財源	136,660	131,312
概算人件費			12,668	12,668	
取組状況と 成果	「非常勤消防団員の報酬等の基準」や「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会」報告書に基づき、令和6年4月に「会津若松市消防団条例」を改正し、団員報酬を改定、団員定数、行事・訓練の見直し、準中型免許取得支援制度や機能別消防団（音楽隊）を創設するなど、団員の処遇改善に努めてきた。さらに、班及び消防屯所の再編を進めるとともに、複数回に渡る技術講習会を開催し団員の消防技術の維持・向上を図った。また、令和7年度より消防団活動の安全性を確保するため、高視認性活動服の更新を行う（～R8）。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	人口減少や就業構造の変化に伴い、団員の確保と現役団員の負担軽減が課題である。 また、地域防災力の中核的役割を担う消防団として、多岐にわたる任務を今後も担っていくため、分団ヒアリング等を実施しながら班や設備の再編、行事・訓練の見直し等、団員の確保と併せて、消防団と協議しながら取り組んでいく。				

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策7 災害や危機への備えの強化

政策分野27 治水

目指す姿

治水対策の充実による、水害に強い安全安心なまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	総合的な治水対策 河川や雨水幹線の施設整備に加えて、事業所や住宅地における雨水の流出抑制対策を推進し、市内全域での治水対策に取り組めます。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	雨水幹線の整備進捗率				%	整備済面積÷計画面積×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	19.0	19.9	19.9	20.0	目標に対し遅れが生じているが、引き続き計画的な整備に取り組んでいく。
	実績	19.0	19.0	19.2	-	
	達成率	100%	95%	96%	-	

2 施策の評価

施策1	総合的な治水対策
主な取組状況と成果	【1】調整池維持管理事業 ・松長団地調整池の施設（フェンス）改修工事に着手した。 【2】総合治水計画の推進（貯留・浸透施設等の雨水流出抑制対策の促進） ・国、県など関係機関と連携して、情報提供や意見交換等を行い、浸水箇所の把握及び原因を検証し、平成29年度に総合治水計画を策定した。 ・民間開発行為における雨水流出を抑制する対策の促進を図るため、開発指導要綱の改正を行った。 ・自助の促進を図るため、既往最大降雨を想定した内水ハザードマップを公表した。 ・雨水出水浸水想定区域(想定最大規模降雨を想定した内水浸水想定区域)を指定し、公表した。 【3】雨水幹線整備事業 ・住吉町地区の浸水被害を軽減するため、南四合及び飯寺1号雨水幹線の工事に着手した。 ・東千石地区の浸水被害を軽減するため、八角6号雨水幹線を整備した。 【4】洪水対策事業（水路改修・施設整備・水門自動化） ・浸水箇所の現地調査により洪水の原因と対応策を検討し、短期で対応が可能な水路や道路側溝の部分的な改修などの整備を行ってきたが、平成26年度で完了したため、新たな計画を策定し浸水が発生している箇所等の対策を引き続き進めている。 ・準用河川宮沢川の河道掘削工事が完了した。 ・普通河川吹屋川、谷沢川、清水川の河道掘削工事が完了した。 ・古川町などの洪水対策のため、普通河川蟹川堀川の工事に着手した。 ・降雨時に市街地への雨水流入を抑えるため、22箇所の水門を遠隔制御化しているが、既存の電動水門機器の老朽化等により、不具合が生じているため、制御機器類及びシステムの改修に令和7年度から着手した。 【5】普通河川の整備 ・河川法の適用を受けない排水路、併用水路、生活排水路等について、流水の正常な機能を維持するとともに、流水機能の向上を図り良好な環境を整えるため整備を行ってきた。 【6】会津治水事業促進期成同盟会の活動 ・国管理河川の一級河川阿賀川及び湯川の一部について、治水・利水事業の推進に協力し、安全・安心の地域づくりを目指すため、要望活動を実施した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】調整池維持管理事業 ・ほとんどの調整池が整備から30年以上経過しており、老朽化による施設の破損や土砂が堆積している状況であるため、浚渫等の適正な維持管理により整備当初の機能回復を図っていく。 【2】総合治水計画の推進 ・平成29年度に策定した総合治水計画における流域対策として、これまで行ってきた公共施設への雨水貯留・浸透施設設置の取組みを継続して進めていく。 ・総合治水計画策定から10年となる令和9年の計画見直しに向け、令和8年度に業務委託を行う。 ・想定最大規模降雨による内水に対応するハザードマップを令和8年に作成・公表し、避難体制等の充実・強化を図る。 【3】雨水幹線整備事業 ・住吉町地区の浸水被害軽減のため、引き続き南四合及び飯寺1号雨水幹線の整備を推進する。 ・西栄町地区の浸水被害軽減のため、諏訪2号雨水幹線未整備区間について事業着手する。 【4】洪水対策事業（水路改修・施設整備・水門自動化） ・短期計画で対策が必要とされた地区については平成26年度で完了したが、計画された地区以外で局所的に洪水が発生している箇所があることや町内会等からの要望を踏まえ、対策が必要な箇所の整備を引き続き進めていく。 ・上流部で洪水が発生している普通河川蟹川堀川の調査を行い、整備手法について検討していく。 ・河道掘削工事については、普通河川別川等を順次着手していく。 ・降雨時に迅速な水門操作を行うため、水門の自動化整備を引続き進めていく。 【5】普通河川の整備 ・流水の正常な機能管理を図り、洪水等による災害を防止し市民の生命と財産を守るため、計画的な整備を進めていく。 【6】会津治水事業促進期成同盟会の活動 ・市民が安全で安心して暮らせるために自然災害に対して一級河川阿賀川の更なる安全性の向上が図れるように国への要望活動等を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

- ・城前団地や市役所本庁舎など公共施設への雨水浸透施設を設置し、雨水流出対策を実施した。
- ・想定最大規模降雨による内水浸水想定区域を指定し、公表した。
- ・東千石地区の浸水被害を軽減するため、八角6号雨水幹線の整備を行った。
- ・緊急自然災害防止対策事業債を活用し、普通河川蟹川堀川などの整備を行った。
- ・緊急浚渫推進事業債を活用し、普通河川の河道掘削を行った。
- ・緊急自然災害防止対策事業債を活用し、水路の環境改善のための整備を行った。

○課題

- ・水路や雨水幹線の整備は、用地や道路占用物件による制約により整備が困難となることがあるため、公共施設の地下空間を活用した雨水貯留施設等の導入について検討する必要がある。
- ・住吉町地区で浸水被害が頻発しているため、南四合及び飯寺1号雨水幹線の早期整備に努める。
- ・西栄町地区で浸水被害が発生しているため、諏訪2号雨水幹線未整備区間の整備が必要である。
- ・普通河川蟹川堀川の上流側で溢水が発生しており、整備手法について検討する必要がある。
- ・生活雑排水の滞留による悪臭が発生するなど、環境改善のための水路整備要望が多いため、計画的な整備を進める必要がある。

5 最終評価

政策分野27「治水」の推進にあたっては、総合治水計画に基づき推進してきた「雨水を流す」、「雨水を貯める・浸透させる」、「雨に備える」の3つの取組を検証し、令和9年度の計画見直しに向けた作業に着手する。また、雨水幹線や水路の整備等の「雨水を流す」対策として、南四合雨水幹線の整備を推進するとともに、西栄町地区の浸水被害を軽減するために、諏訪2号雨水幹線未整備区間の整備に向けた調査等を行う。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 総合的な治水対策							
1		◎		13.1	調整池維持管理事業	継続	建設部・道路課
2		◎		13.1	総合治水計画の推進	継続	建設部・都市計画課
3		◎		13.1	雨水幹線整備事業	継続	建設部・都市計画課
4		◎		13.1	溢水対策事業（水路改修事業）	継続	建設部・道路課
5		◎		13.1	溢水対策事業（施設整備事業）	継続	建設部・都市計画課
6		◎		13.1	溢水対策事業（水門自動化事業）	継続	建設部・道路課
7		◎		13.1	普通河川整備事業	継続	建設部・道路課
8				13.1	準用河川改修事業（第2沼川）	継続	建設部・都市計画課
9		◎		13.1	河川管理業務	継続	建設部・道路課
10				13.1	会津治水事業促進期成同盟会	継続	建設部・都市計画課
11				13.1	一級河川氷玉川・宮川流域整備促進期成同盟会	継続	建設部・道路課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 総合的な治水対策					
1	事業名	調整池維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	調整池は、宅地開発に伴い下流域へ河川流量が著しく増加するのを防ぎ、洪水軽減を図るための施設として整備しているが、ほとんどの施設が整備から30年以上経過しており、老朽化による施設の破損や土砂が堆積している状態であるため、機能回復のための措置を進めていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,100	21,900
			所要一般財源	5,100	21,900
			概算人件費	4,635	4,635
取組状況と 成果	・調整池の破損箇所の修繕や草刈り等の維持管理を実施している。 ・令和6年度より、松長団地調整池の施設（フェンス）改修工事を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和9年度以降、調整池（五月町、上居合、三本松団地1、2号）の機能回復を図るため土砂浚渫の実施を検討する。				
2	事業名	総合治水計画の推進		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	河川・下水道（雨水）などの施設整備とあわせ、雨水を貯留・浸透させる流域対策や内水ハザードマップ等のソフト対策を体系化した総合治水計画を推進し、浸水被害の軽減を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,615	10,000
			所要一般財源	1,115	10,000
			概算人件費	3,862	5,407
取組状況と 成果	・国、県など関係機関と連携して情報共有や意見交換等を行い浸水箇所の把握及び原因を検証し、平成29年度に、総合治水計画を策定した。 ・民間開発行為における雨水流出を抑制する対策の促進を図るため、開発指導要綱の改正を行った。 ・自助の促進を図るため、既往最大降雨を想定した内水ハザードマップを公表した。 ・雨水出水浸水想定区域(想定最大規模降雨を想定した内水浸水想定区域)を指定し、公表した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・総合治水計画に基づき、「流す」対策である雨水幹線整備事業、溢水対策事業、河川整備事業や「貯める・浸透させる」対策及び備える対策について計画の推進を図る。 ・総合治水計画策定から10年となる令和9年の計画見直しに向け、令和8年度に業務委託を行う。 ・想定最大規模降雨に対応する内水ハザードマップを令和8年に公表し、避難体制の強化を図る。				
3	事業名	雨水幹線整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市街地における浸水被害を軽減するため、雨水幹線の整備により、安全で安心できるまちづくりを推進する。 特に浸水被害の多い住吉町地区、八角地区の雨水幹線の整備を進めていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	332,000	311,000
			所要一般財源	35,600	33,600
			概算人件費	15,642	15,642
取組状況と 成果	・住吉町地区の被害軽減を図るため、南四合雨水幹線及び飯寺1号雨水幹線の工事に着手した。 ・東千石地区の浸水被害軽減を図るため、八角6号雨水幹線を整備した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	浸水被害軽減策としての雨水幹線整備は有効であるが、多額の事業費と時間を要するため、財源確保も含めた長期的な視点に立ち、効率的に整備を進める。 住吉町地区の浸水被害軽減のため、南四合雨水幹線の整備を推進する。また、西栄町地区の浸水被害軽減のため、諏訪2号雨水幹線未整備区間について事業着手する。				

4	事業名	洪水対策事業（水路改修事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水路等の本来の機能を維持し、浸水被害を解消するために、水路の改修や土砂の浚渫を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,500	24,000
			所要一般財源	5,000	5,000
			概算人件費	4,635	4,635
取組状況と 成果	・平成14年度に三度にわたり浸水被害を受けたことから、浸水箇所の現地調査を行い、 洪水の原因と対応策を検討し、短期的な対応として、水路や道路側溝の部分的な改修 などの整備を行い平成26年度で完了したため、新たな計画を策定し洪水が発生してい る箇所等の対策を引き続き進めている。 ・普通河川吹屋川、谷沢川、清水川の河道掘削工事が完了した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・これまでに洪水対策に取り組んできた地区は、浸水被害の解消が図られるなど、治水安全度 が高くなり、安全で安心なまちづくりが進められたが、土地利用の変化などにより、新たな浸 水発生箇所等の対策を継続していく必要がある。 そのため、今後は局所的に洪水が発生している箇所や町内会等からの要望を踏まえ、対策 が必要な箇所の整備を引き続き進めていく。 ・河道掘削工事については、普通河川別川等を順次着手していく。				
5	事業名	洪水対策事業（施設整備事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市街地における浸水被害の軽減を図るため、 河川や水路の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	78,500	50,000
			所要一般財源	0	12,500
			概算人件費	8,497	8,497
取組状況と 成果	これまで浸水被害を受けた箇所について、現地調査を行い通水断面の確保や流下能 力の向上など、洪水の原因となるような要因を取り除く、あるいは軽減する対策を進 めてきた。 準用河川宮沢川の河道整備が完了した。 古川町等の浸水被害軽減を図るため普通河川蟹川堀川の工事に着手した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	豪雨の発生頻度の増加や民間開発等による市街地利用の改変により、新たな洪水が 発生しており、対策を継続して進める必要がある。 これまでの浸水被害状況を踏まえ、河川・水路の効果的な整備を計画的に進め流下 能力不足を解消するとともに、新たに確認された洪水箇所についても、緊急性の高い 箇所より整備を行い、浸水被害の発生及び拡大を防止する。 令和7年度においても継続して普通河川蟹川堀川の整備を進めるとともに、洪水が 発生している上流部の調査を行い、整備手法について検討していく。				
6	事業名	洪水対策事業（水門自動化事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水路水量の増減により自動的に水門を開閉す るとともに、降雨が予想される場合の迅速な対 応を図るため、水門の開閉を任意に行なえる遠 隔で制御可能なシステムの整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	113,000	33,000
			所要一般財源	0	33,000
			概算人件費	4,635	4,635
取組状況と 成果	降雨時に市街地への雨水流入を抑えるため、22箇所の水門を遠隔制御化しているが 、既存の電動水門機器の老朽化等により、不具合が生じているため、制御機器類及び システムの改修について、令和7年度から着手した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・降雨時に迅速な水門操作を行うため、水門の自動化整備を引続き進めていく。 ・水門の自動化により、降雨時に水門が可動することで、治水安全度の向上が図られ ており、適切な可動のため施設の管理や更新を進めていく。 ・新たな水門を自動化することで治水安全の向上が図られる地区等が確認されたため 、整備に向け調整を図る。（徳久工業団地水門、花春水門）また、システムの更新作 業を行い、安全性および安定性の向上を図ることで、良好な電動水門遠隔操作シス テム環境を維持する。				

7	事業名	普通河川整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	普通河川の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	23,500	23,000
			所要一般財源	8,700	8,800
概算人件費			4,635	4,635	
取組状況と 成果	河川法に基づく指定を受けていない排水路や生活排水路等について、正常な機能を維持するとともに、流水機能の向上を図り良好な環境を整えるための整備を行った。 全体計画延長 L=11,290.2m H18～R6の整備実績 L=5,532.1m				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	水路整備については計画的に進めているが、出水による破損や生活雑排水の滞留による悪臭が多く発生しており、市民からの要望が年々増加しているため、これに対応する整備を推進していく。 また、流水の正常な機能管理を図り、洪水等による災害を防止し、市民の生命と財産を守るため、計画的な整備を進めていく。				
8	事業名	準用河川改修事業（第2沼川）		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市街地の拡大等により洪水流量が増加し、冠水被害が発生している河川の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	・一級河川瀬川から町北町藤室地区までの4,330m区間の内、アピオ北側までの2,145m区間と国道49号交差部の47mについては平成9年度に完成。 ・平成19年度より事業用地が確保されているアピオ北側から国道49号までの930m区間の内、アピオ北側から225mについて暫定整備（通水断面確保）を平成21年度まで進めてきた。 ・令和6年度に平沢地区基盤整備事業予定区間の測量設計を実施し、関係機関との調整を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	近年の降雨状況の変化や宅地開発などによって、洪水流量が増加の一途をたどり浸水被害が深刻な社会問題となっていることから、雨水を安全安心に流下させるため、当該整備を進める必要がある。 基盤整備事業等による周辺整備の進捗状況を踏まえ、実施設計を行い関係機関と整備に向けた調整を図る。				
9	事業名	河川管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	出水時に水門の適正な調整を行うとともに、河川区域内の除草を実施し、洪水時の正常な機能の確保を図る。また、河川敷内で憩いの場となっている箇所に花苗を植付けし、水辺環境の保全を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	23,521	24,000
			所要一般財源	11,585	12,000
概算人件費			4,635	4,635	
取組状況と 成果	市管理の河川の浄化作業及び樹木管理を行っている。また、県管理の河川の水門管理や除草作業、緑化作業について、県より委託を受け実施してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	河川環境については、良好な保全が求められていることから、河川浄化や緑化、水門管理は地域住民の協力により取組がされているが、地域住民の高齢化等によって市民協働による河川管理の今後のあり方が懸念される。 河川環境の保全については、市民の協力が必要であり、市の広報や河川浄化の取組を通して地域住民の河川に対する認識を深め、河川愛護意識を高めることにより、多くの市民に参加してもらえるよう取り組んでいく。				

10	事業名	会津治水事業促進期成同盟会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津治水事業促進期成同盟会の上位機関である北陸直轄河川治水期成同盟会連合会を通じて、国への要望により会津地方における河川改修に関する事業の促進と、関係機関との連携を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			379	379	
取組状況と 成果	国が直轄管理する一級河川阿賀川及び湯川の一部について、治水・利水事業の促進に協力し、安全・安心の地域づくりを目指すため、要望活動及び情報交換を行ってきた。現在、阿賀川下流部の狭窄部の改修を段階的に進めている。弱小堤防対策については令和3年度に完成した。堤防の基盤漏水の解消は全10.7kmのうち9.0kmが完了している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	阿賀川は、会津盆地を貫流し沿川地域に豊かな恵みを与える一方、幾多の洪水被害をもたらしており、治水事業の重要性が高まっている。平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では計画高水位に迫る水位を記録し、河川の安全性向上が緊急の課題である。安全・安心な社会や水害に強いまちづくりを実現するため事前防災対策を計画的に実施できる必要かつ十分な予算の確保、河川管理体制の充実等を国に要望する。				
11	事業名	一級河川氷玉川・宮川流域整備促進期成同盟会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	一級河川氷玉川・宮川流域整備促進期成同盟会に加盟し、河川整備促進、農業施設を含めた周辺地域住民の安全と水害等の未然防止のため、改修等の要望活動や関係機関との連携を図る。(当市・会津坂下町・会津美里町)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20	20
			所要一般財源	20	20
			概算人件費	387	387
取組状況と 成果	一級河川氷玉川・宮川流域の整備促進等について、関係機関に対する要望活動を毎年実施し、堆積土砂の除去等による河床整正が計画的に進められている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	一級河川氷玉川・宮川流域の河川改修整備の促進、農業施設を含めた周辺地域住民の安全と水害等の未然防止のため、関係機関との連携を図りながら、改修等の要望活動を継続して実施する必要がある。 そのため、要望活動を継続するとともに、関係機関との連携強化等を図っていく。				

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策7 災害や危機への備えの強化

政策分野28 雪対策

目指す姿

市民、事業者、行政がともにつくる雪に強いまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	除排雪作業の情報化・効率化 ICTを活用した除雪車両の運行情報の共有や事業者と市民、行政による除排雪体制の強化などにより、情報の共有のもとで効率的で効果的な除排雪を行います。また、私道の除雪等にも取り組み、冬季間の交通の確保に努めます。	11 住み続けられるまちづくりを
施策2	除雪困難世帯の外出支援 地域での助け合いやボランティア体制を充実することで、高齢者や障がいのある人のみの世帯など、除雪困難世帯への更なる支援を図ります。	11 住み続けられるまちづくりを
施策3	除雪インフラの整備 歩道などの消融雪施設や防雪柵の整備推進を図ります。	11 住み続けられるまちづくりを
施策4	親雪・利雪の推進 雪が持つ魅力や面白さを楽しむイベントやレクリエーションを推進するとともに、雪の有効活用に向けた情報収集・発信を充実します。	11 住み続けられるまちづくりを

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	除雪車1台あたりの除雪延長	km	1台あたりの除雪延長
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	4.1 4.1 4.0 4.0	新たな除雪機械保有者の発掘に向けた情報収集により必要な台数を確保しており、目標を達成できている。
	実績	4.1 4.1 4.0 -	
	達成率	100% 100% 100% -	
2	地域と連携した除雪困難世帯の支援体制が整った町内会	町内会	除雪困難世帯の間口除雪について、市へ登録している町内会数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	71 74 76 80	社会福祉協議会と事業が一元化されたことで登録町内会数は確保されており、目標を達成できている。
	実績	92 96 96 -	
	達成率	129.6% 129.7% 126.3% -	

2 施策の評価

施策1	除排雪作業の情報化・効率化
主な取組状況と成果	【1】除排雪体制の充実 ・除排雪作業の効率化を図るため、新たな除雪機械保有者の発掘に向けた情報収集を行うとともに、令和6年度は歩車道合わせて307台の体制で除雪を行った。 ・面的除雪の拡充や雪溜め場の定期的な排雪により次の除雪の準備を行うなど、除排雪作業の効率化を図った。 ・私道除雪については、公道から公道へ通り抜けができる地域の道路交通ネットワークを担う「公共性の高い私道」43路線、3.8kmの除雪を実施した。 ・冬期間における除雪体制を維持していくため、市で所有している耐用年数を経過した除雪機械の更新を実施している。 ・市が事務局を担っている「会津若松除雪対策協力会」において、生活道路等の除排雪に要する経費について、町内会への支援を行った。 ・令和6年度においては、大雪のため臨時雪捨て場3箇所を、新たに開設した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】除排雪体制の充実 ・宅地化の進行により雪溜め場となる空地・農地が減少しているため、道路上へ多くの雪を残すこととなり、これがザケ雪となり除排雪費が増加する要因となっており、対応を検討していく。 ・除雪車運行システムにより取得されるデータを分析することで、様々な課題を洗い出し、除雪車の配車計画などに活かすことにより除排雪作業の効率化を図る。また、除雪車運行システムへのアクセス集中による障害発生防止のため、システムの機能強化や改良を図るとともに、わかりやすい表示を行っていく。 ・私道の除雪は、公共性の高い一部の私道について除雪を行っているが、狭隘路線が多く雪溜め場がないこと、路線が点在していることなどの問題があり、効率的な除排雪を検討していく。 ・民間の除雪機械の老朽化が進む中、維持管理費の増加から大型の除雪機械を保有しない委託業者が多くなっている。除雪延長や道路幅員に適した除雪車の路線配置のためには、除雪専用機械の確保・適切な更新が重要であることから、継続して機械の計画的な更新と増車に努めていく。 ・除雪体制の維持強化のため除雪オペレーター育成支援事業により、民間除雪受託業者のオペレーターの確保・育成を支援していく。 ・老朽化の進む消融雪施設については、補修や設備の更新など、適正な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図り、冬期間における安全な道路通行を確保する。 ・大雪による交通障害防止のため、国や県と連携して道路交通網の確保を図るとともに、大量の雪を排雪する必要があることから、臨時的雪捨て場の確保や排雪車両の充実を検討する。 ・市民からの要望、苦情に対する受付体制の充実を図るため、既存システムの改良やICTを用いた受付体制の整備を進めていく。 ・除雪オペレーターが安全、安心に作業できる取組として、市所有の除雪車両へドライブレコーダーを設置する。 ・市民に除雪作業の理解を得るため、除雪作業従事者の作業内容を市政だよりやホームページ等で周知していく。 ・排雪作業の実施状況と稼働時間の正確な情報を得るために、迅速に稼働状況を把握するための仕組みづくりとGPS機器を活用した確認を行う。
施策2	除雪困難世帯の外出支援
主な取組状況と成果	【1】除雪ボランティア体制の整備 ・高齢者や障がいのある人、ひとり親世帯等の除雪困難世帯に対して、町内会と連携した間口除雪や除雪ボランティアネットワーク事業（地域ぐるみ除雪ボランティア、スノーバスターズ）を通じて、冬期の生活及び外出支援に取り組んでおり、令和6年度においても、間口除雪と地域ぐるみ除雪ボランティア事業の一元化を継続し、登録町内会が96町内会、対象世帯が918世帯であり、実施町内会数が70町内会、実施世帯が271世帯となった。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】除雪ボランティア体制の整備 ・間口除雪と地域ぐるみ除雪ボランティア事業の一元化を継続しており、登録町内会及び対象世帯数を確保している。 ・今後は、外出支援を必要としている除雪困難世帯に対し、市の広報などを通じて更なる拡充を図っていく。

施策3	除雪インフラの整備
主な取組状況と成果	【1】除排雪・防雪施設の整備 ・冬期間における交通障害対策として、市道幹Ⅰ-32号線の防雪柵設置工事を継続して実施している。 ・歩道融雪については、都市計画道路会津若松駅中町線において、平成26年度から工事に着手し、完成した区間から供用を開始した。（令和3年度完了）
課題認識と今後の方針・改善点	【1】除排雪・防雪施設の整備 ・防雪柵や歩道融雪等の除雪インフラの整備は、冬期間の交通安全の確保のために有効な施策であることから、今後も計画的に整備を行う。
施策4	親雪・利雪の推進
主な取組状況と成果	【1】利雪の推進 ・福島県雪対策協議会による情報交換（総会、幹事会）と要望活動（書面による要望）を実施している。 ・県や近隣市町村等と連携し、豪雪被害等に関する国への要望活動や、利雪・克雪対策に関する調査・研究を行っている。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】利雪の推進 ・雪寒地帯対策の充実強化に関する要望や、豪雪時において緊急提言等については、引き続き県や近隣市町村と連携し行っていく。 ・国や県が行う利雪・克雪対策についての調査・研究等に協力し、関係機関と情報共有・有効活用を図っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 除排雪作業の情報化・効率化】

・除雪車運行システムを導入、市HPに稼動状況を配信し、除雪作業の見える化を図り市民への情報共有を進めた。また、老朽化した除雪車を計画的に更新し除排雪作業の効率化に努め、除雪オペレーター育成支援事業によりオペレーターの確保及び育成を図った。

【施策2 除雪困難世帯の外出支援】

・間口除雪と地域ぐるみ除雪ボランティアの一元化を実施し、登録町内会及び対象世帯数を確保した。

【施策3 除雪インフラの整備】

・冬期間における交通障害対策として、市道幹I-32号線の防雪柵設置工事を実施した。

【施策4 親雪・利雪の推進】

・国や県の調査・研究等に協力し、関係機関と情報共有・有効活用を図った。

○課題

【施策1 除排雪作業の情報化・効率化】

・ICTを活用した除雪車両の運行情報の共有のため、システムの機能強化や改良に努める。
・消融雪施設については、経年劣化や老朽化のため施設の点検や更新を図り、適正な維持管理に努める必要がある。

・大雪による交通障害防止を図るため、国や県と連携した道路交通網を確保する手法について検討する必要がある。

・市民からの要望、苦情に対する体制づくりとして、既存システムの改良やデジタル技術による受付体制を検討する必要がある。

・除雪オペレーターが安全、安心に作業できる環境づくりが必要である。

・市民に除雪作業の理解を得るため、除雪作業従事者の作業内容を周知する必要がある。

【施策3 除雪インフラの整備】

・新たな防雪施設の整備は、冬期間の交通障害対策が重要なため、継続して行っていく必要がある。

5 最終評価

政策分野28「雪対策」の推進にあたっては、除雪車運行システムの導入等による除雪作業の見える化や、老朽化した除雪車の計画的な更新により除排雪作業の効率化に努めるとともに、除雪オペレーター育成支援事業により、オペレーターの確保及び育成を図っていく。また、外部評価にもあるように、大雪による交通障害を防止するため、国・県と連携し道路交通網を確保する手法について検討するとともに、除雪作業の理解を得るため、市民へ除雪作業従事者の作業内容を周知していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 除排雪作業の情報化・効率化							
1		◎	基本目標3	11.7	除雪対策事業	継続	建設部・道路課
2		◎	基本目標3	11.7	雪寒機械整備事業	継続	建設部・道路課
3			基本目標3	11.7	会津若松除雪対策協力会	継続	建設部・道路課
施策2 除雪困難世帯の外出支援							
1		◎	基本目標3	11.7	除雪対策事業【間口除雪】	継続	建設部・道路課
施策3 除雪インフラの整備							
1			基本目標3	11.7	防雪柵整備事業	継続	建設部・道路課
施策4 新雪・利雪の推進							
1			基本目標3	11.7	利雪・克雪対策調査研究事業	継続	建設部・道路課
2			基本目標3	11.7	福島県雪対策協議会	継続	建設部・道路課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 除排雪作業の情報化・効率化

1	事業名	除雪対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	直営及び民間委託除雪車両等により除排雪作業を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	730,121	850,121
			所要一般財源	671,363	750,121
		概算人件費	139,728	171,377	
	取組状況と 成果	冬期間における安全な道路の通行確保を図るため、直営及び民間除雪受注者の除雪機械により除排雪作業を実施する。また、平成26年度より一定の要件を満たす「公共性の高い」私道除雪を実施する。令和6年度は、大雪のために臨時雪捨て場3箇所を新たに開設した。 ・令和6年度 車道除雪856.1km 歩道除雪118.9km 私道除雪43路線3.8km			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・除雪延長や道路幅員に適した除雪車の路線配置のため、除雪専用機械の確保・適切な更新が重要であることから、継続して機械の計画的な更新と増車に努めていく。 ・除雪車運行システムにより取得されるデータを分析することで、様々な課題を洗い出し、除雪車の配車計画などに活かすことにより除排雪作業の効率化を図る。また、アクセス集中による障害発生防止のため、システムの機能強化や改良を図るとともに、わかりやすい表示を行っていく。 ・老朽化の進む消融雪施設については、補修や設備の更新など、適正な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図り、冬期間における安全な道路通行を確保する。 ・大雪による交通障害防止のため、国や県と連携して道路交通網の確保を図るとともに、大量の雪を排雪する必要があることから、臨時の雪捨て場の確保や排雪車両の充実を検討する。 ・市民からの要望、苦情に対する受付体制の充実を図るため、既存システムの活用や他自治体のシステムを参考にしながら、ICTを用いた受付体制の整備を進めていく。 ・除雪オペレーターが安全、安心に作業できる取組として、市所有の除雪車両ヘドライブレコーダーを設置する。また、市民に除雪作業の理解を得るため、除雪作業従事者の作業内容を市政だよりやホームページ等で周知していく。 ・排雪作業の実施状況と稼働時間の正確な情報を得るために、迅速に稼働状況を把握するための仕組みづくりとGPS機器を活用した確認を行う。			
2	事業名	雪寒機械整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	冬期間の除排雪事業を行う直営除雪車両（雪寒機械）について、耐用年数の経過した車両を順次更新し、常に万全な除雪体制を整える。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,000	210,000
			所要一般財源	7,392	7,000
		概算人件費	773	773	
	取組状況と 成果	冬期間における除雪体制を構築するため、耐用年数が経過し老朽化が進む除雪機械の更新を実施する。 ・令和6年度 ハンドロータリ1台、5tドーザ1台 更新			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	通勤通学時間までに通行を確保する早期除雪への市民要望が多く、適切な除雪機械の配置が求められている。また令和6年度の豪雪を受けて、緊急車両等の通行確保のため、排雪作業が重要なことから、今後も市保有除雪機械の確保、計画的な更新を行い、除雪体制の維持に努めていく。			
3	事業名	会津若松除雪対策協力会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内の商工団体・企業などを会員として組織され、負担金により運営されており、除雪に関する広報活動をはじめ、町内会への除雪に要する経費の支援を行っている。（事務局は市）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
		概算人件費	387	387	
	取組状況と 成果	・チラシ配布等の広報活動により市が行う除雪への協力、周知を実施 ・町内会が私道の除雪を業者委託した場合の経費を支援(除雪機械借上補助金) ・平成22年度より町内会が購入する除雪機械等の経費を支援（小型除雪機械等購入補助金）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市と民間団体との連携により、官民一体となった除雪対策を取組んでいる。町内会への私道の除雪費の支援や除雪機械の購入補助等、市民協働による除排雪を進めるため、今後も除雪対策協力会の事業活動を支援しながら、同団体が作成しているチラシについて周知し、官民一体となった除雪対策に取り組む。			

施策2 除雪困難世帯の外出支援					
1	事業名	除雪対策事業【間口除雪】		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	除雪困難世帯の外出支援として市道除雪作業後の間口除雪を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,500	2,200
			所要一般財源	1,500	2,200
			概算人件費	1,236	1,236
	取組状況と成果	高齢者や障がいのある人、ひとり親世帯等の除雪困難世帯に対して、町内会と連携した間口除雪や除雪ボランティアネットワーク事業（地域ぐるみ除雪ボランティア、スノーバスターズ）を通じて、冬期の生活及び外出支援に取り組んでいる。 ・令和6年度 間口除雪登録96町内会 918世帯（実施70町内会271世帯）			
	課題認識と今後の方針・改善点	・間口除雪業務委託など高齢者のみの除雪困難世帯等への支援策について、市民及び町内会と連携するとともに、社会福祉協議会が行っている「地域ぐるみ除雪ボランティア」と一元化したことから、継続して市の広報などを活用し対象世帯の拡充を図っていく。			

施策3 除雪インフラの整備					
1	事業名	防雪柵整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	道路に防雪柵を設置することにより、冬期間の風雪等による交通障害を防止する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21,000	21,000
			所要一般財源	1,400	1,400
			概算人件費	773	773
	取組状況と 成果	冬期間における安全な道路の通行確保を図るため、平成18年度から固定式防雪柵の整備を実施。 ・市道幹 I-32号線 防雪柵整備 ・平成18年度～令和6年度整備延長 L=1,813m			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・当該路線は、風雪等による吹き溜まりや視界不良等の交通障害が全線に渡り発生することが確認されていることから、冬期交通の安全確保に有効な防雪柵について、今後も計画的に整備を図っていく。			

施策4 親雪・利雪の推進					
1	事業名	利雪・克雪対策調査研究事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	雪対策に関する施策目的を達成するため、国への要望活動や利雪・克雪対策に関する調査・研究を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	97	97
	取組状況と 成果	・全国市長会や県、近隣市町村と連携し、国への要望活動を実施してきたほか、雪を楽しむイベント等の推進に向けた情報の発信を行ってきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・国・県が行う利雪・克雪対策に関する調査・研究等について関係機関と情報共有を図るとともに、全国市長会や県、近隣市町村と連携し、国への要望活動を行っていく。			
2	事業名	福島県雪対策協議会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	雪対策に関する国の諸施策の実施及び地方予算の確保など、施策目的を達成するための各種要望活動などを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	773	773
	取組状況と 成果	雪対策に関する国の諸施策の実施及び地方予算の確保などを目的に、国等への各種要望活動などを実施する。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・雪対策の推進を図るため、県内積雪寒冷地域の20市町村が結束し、さらに全国雪対策連絡協議会とも連携を図りながら、国の諸施策の予算確保等のため、関係市町村とともに、今後も活動していく。			

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野29 都市づくり

目指す姿		
「ひと」「まち」「くるま」が共生する、効率的でコンパクトなまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進	
	適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	扇町土地区画整理事業進捗率（事業費ベース）				%	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	99.8	99.9	99.9	99.9	扇町土地区画整理事業の進捗率は、令和6年1月に換地処分を実施し、令和6年度からの清算事務についても着実に進んでいる。
	実績	99.8	99.9	99.9	-	
	達成率	100	100	100	-	
2	国土調査認証率				%	認証面積／調査対象面積
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	38.17	38.24	38.33	38.42	国土調査の進捗率は、概ね目標値を達成している。
	実績	38.12	38.13	38.15	-	
	達成率	99.87	99.71	99.53	-	

2 施策の評価

施策1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
主な取組状況と成果	【1】都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進 ・平成25年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきた。 ・現在の社会情勢に応じた新しいまちづくりの方針を定めるため、令和7年3月に都市計画マスタープランを改定した。 【2】立地適正化計画推進事業 ・令和4年度に策定した立地適正化計画に基づき、令和7年度に居住や都市機能の誘導を図るため、中心市街地の未利用地の利活用方針などを取りまとめた、中心拠点地区まちなかウォークアブル基本計画を策定した。 【3】三本松地区宅地整備事業 ・当該地区の有効活用方法として現状の地形を利用した利活用について、地区の意向を確認しながら検討を進めており、令和5年度の周辺環境への影響等調査及び令和6年度の造成設計を行い、土壌汚染対策法や令和6年に制定された盛土規制法に対する措置を踏まえ、令和7年度は崩落防止や景観改善を目的とした盛土整形工事を行う。 【4】開発許可・建築確認制度 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んできた。 ・開発許可制度の運用について、地域の実情に応じた基準の見直しを行っており、令和6年度には、本市の提案により、県開発審査会基準の一部改正が行われ、地域コミュニティの維持・再生を目的として、市街化調整区域の空家を宿泊施設や飲食店等の事業用建築物に用途変更することが可能となる新たな審査基準が設けられた。 【5】扇町土地区画整理事業 ・区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園、宅地等の面的整備により快適な都市空間が形成された。 ・令和6年1月に換地処分を実施したことから、令和6年度から清算事務を進めている。 【6】国土調査事業 ・資産価値や土地利用の需要の高い都市部（人口集中地区内の旧市街地）において平成24年度より調査を開始し、土地の有効利用によるまちづくりの促進と課税の適正化を図ってきた。 【7】住居表示整備事業 住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第26次まで整備を行った。 ・直近の整備内容 第26次住居表示整備事業（令和6年10月21日実施） 新町名数4 飯寺南一丁目、飯寺南二丁目 飯寺南三丁目、飯寺南四丁目
課題認識と今後の方針・改善点	【1】都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進 ・令和7年3月に改定した都市計画マスタープランにおいて、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定め、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かし、魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。 ・また、権現堰地区における都市計画見直しに向けた手続きを進める。 【2】立地適正化計画推進事業 ・立地適正化計画及び中心拠点地区まちなかウォークアブル基本計画に基づき、所有者や関係団体と連携を図りながら事業の展開を図る。 【3】三本松地区宅地整備事業 ・盛土整形工事後の利活用方法については、地下水モニタリングによる安全性の確認を行い、住民の合意形成を図りながら検討を進める必要がある。 【4】開発許可・建築確認制度 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境を確保していく必要がある。 【5】扇町土地区画整理事業 ・清算事務の完了をもって事業終結となることから、清算事務を着実に進めていく。 【6】国土調査事業 ・国土調査事業は、市全体の認証率が38.13%（令和6年度）で市街地や山間部での認証率が低い状況にあり、都市部における地籍調査の優先的な実施が求められている。国土調査事業の都市部における事業化にあたっては、土地の資産価値や権利意識に留意しながら法務局が実施している登記所備付地図作成作業と連携し、事業を進めていく。 【7】住居表示整備事業 ・基本計画改訂時に実施要件を満たしていた区域の整備に加え、宅地化率の上昇等により新たに実施要件を満たした区域についても随時整備を進めてきた一方で、住民にとっては、当該事業の実施に伴う各種手続きの負担等の課題がある。 ・当該事業については、住民の理解と協力が必要であることから、現基本計画の進捗状況の検証と併せ、事業の効果についても検証し、その結果を踏まえて、計画の見直し等の必要性の検討を行う。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
16-2	中心市街地活性化事業	観光商工部・商工課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・平成25年3月に策定した都市計画マスタープランについて、令和4年度に策定した立地適正化計画との整合性を図るとともに、現在の社会情勢に応じた新しいまちづくりの方針を定めるため令和7年3月に改定した。 ・これまで汚染されていない土砂の有効活用として道路盛土材への利活用について検討を進めてきたが、課題解決には至らない状況であったことから、令和4年度より当該地の新たな有効活用方法として、現状の地形を活かした利活用について検討を進め、これまで地域住民の意向確認や調査業務、県との協議を行ってきた。 ・令和5年度の周辺環境への影響等調査及び令和6年度の造成設計を行い、土壌汚染対策法や令和6年に制定された盛土規制法に対する措置を踏まえ、令和7年度は崩落防止や景観改善を目的とした盛土整形工事をを行う。 ・開発許可制度の運用について、地域の実情に応じた基準の見直しを行っており、令和6年度には、本市の提案により、県開発審査会基準の一部改正が行われ、地域コミュニティの維持・再生を目的として、市街化調整区域の空家を宿泊施設や飲食店等の事業用建築物に用途変更することが可能となる新たな審査基準が設けられた。 ・建築確認申請について、建築確認手続き等の運用改善マニュアルに基づき確認審査の迅速化、申請図書の簡素化を図ってきた。 ・扇町土地区画整理事業について、区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園、宅地等の面的整備により快適な都市空間が形成された。 ・令和6年1月に換地処分を実施したことから、令和6年度から清算事務を進めている。 ・資産価値や土地利用の需要の高い都市部（人口集中地区内の旧市街地）において平成24年度より調査を開始し、土地の有効利用によるまちづくりの促進と課税の適正化を図ってきた。 ・住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第26次まで整備を行った。第26次住居表示整備事業については、門田町の一部において、町の境界や住所の表示を整備し、新町名とすることにより、郵便物その他の集配業務や緊急車両等の到着などの正確性・迅速性を確保し、市民生活の利便性向上を図った。 ○課題 ・人口減少及び少子高齢化の進行とともに、空き地・空き家の増加等による市街地の低密度化が懸念されることから、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の誘導を図るとともに、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かし、魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく必要がある。 ・盛土整形工事後の利活用方法については、地下水モニタリングによる安全性の確認を行い、住民の合意形成を図りながら検討を進める必要がある。 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでいく必要がある。 ・建築確認申請の審査については、確実に実施してきたところであるが、令和7年度における建築基準法等の改正により、住宅等の建築物についても省エネ基準の適合性や構造規定の審査対象範囲が拡大したため、更に迅速かつ確実な審査に努めていく必要がある。 ・扇町土地区画整理事業について、清算事務の完了をもって事業終結となることから、清算事務を着実に進めていく。 ・国土調査事業は、市全体の認証率が38.13%（令和6年度）で市街地や山間部での認証率が低い状況にあり、都市部における地籍調査の優先的な実施が求められている。国土調査事業の都市部における事業化にあたっては、土地の資産価値や権利意識に留意しながら法務局が実施している登記所備付地図作成作業と連携し、事業を進めていく。 ・住民にとっては、当該事業の実施に伴う各種手続きの負担等の課題がある。当該事業については、住民の理解と協力が必要であることから、現基本計画の進捗状況の検証と併せ、事業の効果についても検証していく必要がある。

5 最終評価

政策分野29「都市づくり」の推進にあたっては、令和7年3月に改定した都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の誘導を図るとともに、市街地と周辺地域の連携を強化するなど、本市の地域特性を活かし、魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進							
1		◎	基本目標3	11.3	都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進	継続	建設部・都市計画課
2		◎		11.3	立地適正化計画推進事業	継続	建設部・都市計画課
3		◎		11.3	会津都市計画（権現堰地区）変更	継続	建設部・都市計画課
4		◎		11.3	開発許可に関する業務	継続	建設部・開発管理課
5		◎		11.3	建築確認に関する業務	継続	建設部・建築住宅課
6				11.3	みなし道路整備事業	継続	建設部・建築住宅課
7				11.3	扇町土地区画整理事業	継続	建設部・開発管理課
8		◎		11.3	国土調査事業	継続	農政部・農林課
9				11.3	街区基準点維持管理事業	継続	農政部・農林課
10				11.3	法定外公共物管理事務事業	継続	建設部・開発管理課
11				11.3	住居表示整備事業	継続	市民部・市民課
12				11.3	三本松地区宅地整備事業	継続	建設部・都市計画課
13				11.3	特殊地下壕対策事業	終了	建設部・都市計画課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進					
1	事業名	都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、計画的に都市基盤を整備し、地域特性を活かしながら、社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりの推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,123	1,193
			所要一般財源	1,123	1,193
			概算人件費	6,952	6,952
取組状況と 成果	・平成25年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきた。 ・現在の社会情勢に応じた新しいまちづくりの方針を定めるため、令和7年3月に都市計画マスタープランを改定した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和7年3月に改定した新たな都市計画マスタープランに基づき、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かし、魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。 ・これまでの都市計画変更を反映するため、都市計画図の修正が必要であるが、修正と併せてDX化に向けた基図のデジタル化について検討する。				
2	事業名	立地適正化計画推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	コンパクトシティの実現のため、立地適正化計画において居住や都市機能を誘導する区域を定め、各種誘導施策を官民連携で展開し誘導を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	3,862	4,249
取組状況と 成果	・居住や都市機能を誘導する区域を定めるとともに、各誘導施策を官民連携により誘導を図るため、令和4年度に立地適正化計画を策定した。 ・立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の誘導を図るため、まちなかに点在する未利用地等の利活用方針などを取りまとめた、中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画を令和7年度に策定した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・立地適正化計画及び今年度策定したウォークラブル基本計画に基づき、所有者や市中心市街地活性化協議会等の関係団体と連携を図りながら事業の展開を図る。				
3	事業名	会津都市計画（権現堰地区）変更		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	令和5年6月定例会議において、「権現堰地区の土地所有者の意向を尊重し、状況の改善にむけて協議調整を進めること」とする「権現堰地区の都市計画の見直し」が採択されたことを受け、都市計画の見直しが必要となった。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	269	193
			所要一般財源	269	193
			概算人件費	1,159	1,159
取組状況と 成果	・当該地区は、平成13年に地区の要望及び都市計画に整合する事業であることから、区域区分の変更、土地区画整理事業（組合）の決定、用途地域の変更、権現堰地区計画を決定したが、事業化の見通しが無いまま22年が経過している状況であり、地権者より都市計画見直しの議会陳情を受け、令和5年度に都市計画見直しのガイドライン策定や地区説明会を開催しながら、地区意向を確認し、各種都市計画を廃止する方針とした。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・各種都市計画の廃止の方針を受け、国・県等の関係機関との協議や手続きを進めていく。 ・特に、市街化調整区域へ戻す区域区分の見直しについては、県が農林水産省や国土交通省等との協議を進めていく。 ・地権者の意向調査を行い見直し方針を定めたが、今後も情報提供等をしながら丁寧に手続きを進めていく。				

4	事業名	開発許可に関する業務		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	都市計画法に基づき、無秩序な開発を防止し、良好な宅地水準を確保することにより、都市計画マスタープランや立地適正化計画の内容を具現化し、適正な都市的土地利用を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	975	975
			所要一般財源	975	975
概算人件費			15,062	15,062	
取組状況と 成果	・開発許可制度については、県の開発許可制度の手引きや市の開発行為等指導要綱等に基づいた運用を行っている。また、適宜、地域の実情に応じた基準の見直しを行っている。 ・令和6年度には、本市の提案により、県開発審査会基準の一部改正が行われ、地域コミュニティの維持・再生を目的として、市街化調整区域の空家を宿泊施設や飲食店等の事業用建築物に用途変更することが可能となる新たな審査基準が設けられた。 開発許可申請件数（面積） 令和4年度 8件（1.3ha）、令和5年度 11件（16.7ha）、令和6年度 12件（4.5ha）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・都市計画法及び関係法令を遵守し、市のまちづくりの方針に基づきながら、適正に開発許可制度の運用を行っていく。 ・開発許可制度の運用にあたり、指導の統一性及び公平性を確保するため、運用基準等を総合的にまとめた市の開発許可制度の手引きの作成が必要である。 ・また、開発許可書類や地図台帳、開発履歴の電子化を進め、窓口業務や審査業務の効率化を図るなどDX化を推進する。				
5	事業名	建築確認に関する業務		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	確認申請の受付・審査、確認済証の交付及び中間・完了検査申請の受付・検査、検査済証の交付等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	961	961
			所要一般財源	961	961
概算人件費			9,038	9,038	
取組状況と 成果	・建築確認申請については、建築確認手続きの運用改善に基づき、確認審査の迅速化を図ってきた。また、建築物の安全・安心の確保及び向上のため、県内の特定行政庁とともに「福島県建築行政マネジメント計画」を策定し、計画に基づく建築行政の取組みを行っている。 ○建築確認件数				

7	事業名	扇町土地区画整理事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	土地区画整理事業の区域において、総合的かつ計画的な都市づくりを推進し、良好な住環境を創設するため、区画整理方式によって都市計画道路等の公共施設と併せ、宅地までを一体的に整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	287,299	228,157
			所要一般財源	287,299	228,157
概算人件費			31,128	31,128	
取組状況と 成果	・区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園宅地等の面的整備により、快適な都市空間が形成された。 ・令和6年1月の換地処分により本事業の大きな節目を迎え、令和6年度から清算事務に着手している。 ○施行面積107.3ha (主な公共施設整備：都市計画道路5,250.2m、区画道路17,969.8m、公園12箇所)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・事業の終結に向け、清算事務を着実に進めていく。				
8	事業名	国土調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国土調査法に基づき、国・県の補助の下、地籍調査を実施し土地の実態を明確化して、不動産登記制度に寄与するとともに、土地に関するあらゆる施策の基礎資料、課税の適正化、土地の有効利用を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,015	12,060
			所要一般財源	3,892	9,831
概算人件費			11,586	11,586	
取組状況と 成果	・市での地籍調査は昭和28年から着手しており、全市を対象とする認証率は令和6年度38.13%だが、山林・ほ場整備地区・法務局地図作成作業実施地区等を除いた平地の認証率は95.67%である。 ・人口集中地区内の旧市街地においては、平成24年度から調査に着手し、現在は国土調査事業第7次十箇年計画に基づき、実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市街地の調査においては、権利関係や図面等も複雑で、現地立会いには十分時間をかける必要がある。また、山間部においては、地籍調査の着手が遅れるほど土地境界を認識している人が高齢化や相続などによって少なくなり、調査が困難となることから早期実施が必要となる。				
9	事業名	街区基準点維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国土交通省が「都市再生街区基本調査」の一環として、地籍整備の推進を図ることを目的に平成17年度～18年度に設置された街区基準点を適正に維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	567	593
			所要一般財源	567	593
概算人件費			387	387	
取組状況と 成果	・都市部の地籍調査や公共事業施工者及び土地取引を行う個人・事業者へ情報提供する街区基準点の管理。 対象数722点				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・街区基準点を適正に維持管理することで土地測量を行う際の基準点として、都市開発事業や公共事業の円滑化・迅速化に寄与し、土地取引などの基盤を守るためにも、街区基準点の精度維持や保全は重要である。 ・街区基準点の毀損や滅失を防ぐために、関係する機関や部署に周知するとともに、工事等による再設置や移設など復元作業を義務付けている。また、基準点の亡失を巡回して点検し、修復・復元作業を行って維持管理に努めていく。				

10	事業名	法定外公共物管理事務事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	法定外公共物（道路・水路等）の財産管理、 占用許可や工事施行承認等の管理事務を行うと ともに、原材料支給や地元で対応できない維持 工事、立木伐採等業務委託を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,208	3,561
			所要一般財源	3,208	3,561
概算人件費			8,111	8,111	
取組状況と 成果	・法定外公共物は、平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、各自治体が国から譲与 を受け管理をすることとなり、平成16年度までに、地区ごとに順次譲与を受けたこと から、今後も適正な管理を行っていく。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・維持管理について、規模や技術的に地元での対応が困難な案件に対し、原材料支給 や維持工事、立木伐採等業務委託を実施する。 ・日常的な維持管理については、地元をお願いしているが、高齢化の進展等により、 管理が困難となる地区の発生が懸念される。 ・適正な占用許可申請の手続き等について、ホームページ等により、制度の周知に継 続的に努めていく。				
11	事業名	住居表示整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	住居表示に関する法律と市の住居表示整備事 業基本計画に基づき、分かりやすい住居表示の 実施、住居表示台帳の整備及び街区表示板等の 維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,736	1,946
			所要一般財源	1,736	1,946
概算人件費			14,095	14,305	
取組状況と 成果	・住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第26次まで整備を行っ た。 ○直近の整備内容 第26次住居表示整備事業（令和6年10月21日実施） 新町名数4 飯寺南一丁目、飯寺南二丁目 飯寺南三丁目、飯寺南四丁目				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・基本計画改訂時に実施要件を満たしていた区域の整備に加え、宅地化率の上昇等 により新たに実施要件を満たした区域についても随時整備を進めてきた一方で、住民に とっては、当該事業の実施に伴う各種手続きの負担等の課題がある。 ・当該事業については、住民の理解と協力が必要であることから、現基本計画の進捗 状況の検証と併せ、事業の効果についても検証し、その結果を踏まえて、計画の見直 し等の必要性の検討を行う。				
12	事業名	三本松地区宅地整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	北会津地域の均衡ある発展と地元経済の活性 化のため、良好な田園環境と調和した区画数127 区画の住宅地を造成した。平成20年売後は、 事業地内の維持管理を行い、良好な住環境の維 持向上に努めている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	94,367	27,120
			所要一般財源	94,367	27,120
概算人件費			1,507	1,507	
取組状況と 成果	・売後は、事業地内（公共空地、旧第3工区）の除草、旧第3工区隣接箇所や周辺 井戸の水質検査を行い、良好な住環境の維持に努めてきた。 ・当該地の有効活用方法として現状の地形を利用した利活用について地区の意向を確 認しながら検討を進めており、令和5年度の地盤の強度や周辺環境への影響を調べる ための調査業務及び、令和6年度の造成設計を踏まえ、令和7年度に崩落防止や景観 改善を目的に盛土の整形工事を実施する。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・今後も事業地内の適正な維持管理に努めていくとともに、特別会計の今後のあり方 について、検討を進める必要がある。 ・現状の地形を利用した今後の利活用方法については、住民との合意形成を図りなが ら検討を進める。				

13	事業名	特殊地下壕対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した、市街地に現存する特殊地下壕（防空壕）で、陥没が顕著で危険度が増し放置しがたい防空壕について、国の特殊地下壕対策事業を活用し埋戻しを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,000	0
			所要一般財源	5,000	0
			概算人件費	387	0
	取組状況と 成果	・防空壕の確認を行うため、これまで、現地調査及び各種文献等の確認を行い、対策の手法について県との協議を行ってきた。 ・令和7年度の埋め戻し工事については、事業主体は市であるが、実施箇所が民有地であることから、事業の実施にあたっては所有者と協議を進めながら国補助金を活用し、対策工事を実施する。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・現在、市において確認されている特殊地下壕は現箇所のみであり、当該箇所の対策により事業は完了する。			

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野30 道路

目指す姿

人と車が安全で快適に移動できる道路交通網が整ったまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	道路交通ネットワークの整備 交流人口の拡大に向け、広域道路交通ネットワークの整備推進を関係機関に働きかけていきます。また、市内の交通混雑の解消に向けて、主要な道路の整備を推進します。	
施策2	身近な道路環境の整備・保全 すべての人が安全で安心して利用できる道路環境を整え、適切な維持管理を行っていきます。また、道路パトロールや定期的な点検、さらには道路利用者からの情報提供などにより道路施設の状態を把握し、予防的な補修を行うことによって施設の長寿命化を図りながら、良好な道路環境の保全を行っていきます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	都市計画道路の整備率	%	都市計画道路整備延長/計画決定延長（98,010m）
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	65.5 65.5 65.5 65.5	目標を達成した。
	実績	65.5 65.5 65.5 -	
	達成率	100% 100% 100% -	
2	生活道路の整備率	%	3・4級市道整備延長/3・4級市道認定延長（1,201.30km）
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	64.4 64.6 64.8 65.0	目標を達成した。
	実績	65.3 65.5 65.6 -	
	達成率	101.4% 101.4% 101.2% -	
3	橋りょうの修繕率	%	累計修繕費/総事業費（事業費ベースで修繕率）
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	79.8 86.0 100 100.0	老朽している橋梁が多いことから、目標を達成していない。
	実績	63.6 65.8 89.4 -	
	達成率	79.7% 75.9% 89.4% -	

2 施策の評価

施策1	道路交通ネットワークの整備
主な取組状況と成果	【1】高速道路や国県道などの整備促進に向けた要望活動 ・本市が加盟する同盟会等の要望活動に積極的に参加し、要望路線の整備促進とともに、地方における道路整備の必要性、緊急性を訴え、必要な財源の確保に努めた。 【2】都市計画道路の整備促進 ○藤室鍛冶屋敷線（山鹿町工区） ・平成9～令和2年度：山鹿町工区間（L=574.0m）の整備完了 ○藤室鍛冶屋敷線（本町工区） ・令和2年度～令和8年度：計画延長L=170.0m事業着手 ○会津若松駅中町線 ・平成22～令和3年度：計画延長L=945.0mの整備完了 【3】地域を連携する道路の整備促進 ○市道幹Ⅰ-6号線道路整備事業 ・平成19～27年度：計画延長 L=1,600mのうち踏切部L=300mの整備完了 ・平成28～令和3年度：国道49号荒久田交差点南側の整備を完了した。交差点北側については、交差点形状として機能していることから、当面整備を休止する。 ○市道幹Ⅰ-32号線道路整備事業 ・平成18～29年度：計画延長 L=1,140m（歩道含）の整備完了 ○その他の幹線市道整備事業 ・市道若3-223号線外：令和6年度 新庁舎度周辺道路改良（L=357.8m） ・市道幹Ⅱ-13号線：令和4～6年度 歩道橋梁整備完了（L=11.3m） ・市道幹Ⅱ-5号線：令和4～5年度 国道49号観音前交差点の拡幅整備完了（L=150.0m） ・市道幹Ⅱ-5号線：令和4年度 国道49号観音前交差点の拡幅整備完了（L=120.0m） ・市道幹Ⅱ-21号線：平成18～28年度 整備完了（L=575.0m） ・市道幹Ⅰ-26号線：平成19～30年度までにL=740mの整備完了 ・市道一箕3-356号線：平成29～令和2年度 整備完了 ・市道幹Ⅰ-28号線：平成28～30年度 部分拡幅工事3箇所 ・市道門3-13号線：令和元年度詳細測量設計業務委託業務委託
課題認識と今後の方針・改善点	【1】高速道路や国県道などの整備促進に向けた要望活動 ・本市は会津地方における交通の要衝であることから、関係市町村・団体等との連携を深め、本市が加盟する各同盟会等において、高速交通体系の整備及び国県道を中心とする幹線道路整備の必要性や緊急性について、継続して要望活動等に取り組む。 【2】都市計画道路の整備促進 ・本市の東西を連絡する重要な幹線道路である藤室鍛冶屋敷線は県事業も含めて整備が進み、交通量の増加が見込まれるため、日新町徳久線（本町工区）の交差点部の整備を県事業と連携を図りながら進める必要がある。 【3】地域を連携する道路の整備促進 ・門田小学校や周辺の保育園への導線となる市道幹Ⅰ-22号線など、主要な幹線市道の整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成する。 ・市道若3-182号線外4路線については、鶴城小学校、第二中学校、若松第三保育園が隣接しており、多くの子供たちの通学路になっているが、歩道がなく、また道路側溝は両側とも蓋がかかっていない箇所も多く、子ども達だけでなく、多くの歩行者にとって危険な状態となっているため、安全で快適な歩行空間を確保する。

施策2	身近な道路環境の整備・保全
主な取組状況と成果	【1】生活に密着した市道の舗装整備 ・令和3年度に新市道舗装整備計画（令和4～令和8年度 第11次5ヶ年計画）を策定した。 ・3・4級市道認定延長L=1,201.30km 令和6年度末現在舗装済延長L=787.02km(整備率65.5%) 【2】人にやさしいみちづくり歩道整備事業（平成11年度～） 安全で安心な歩道整備に効果を上げており、計画的に整備を推進 （令和6年度末現在 計画延長L=20,184m 整備済延長L=12,334.5m（整備率61.1%） 【3】道路維持管理の推進 ・道路の安全性確保のため、日常の道路パトロールや町内会等からの情報提供により、道路施設の異常箇所の早期発見・早期修繕の実施や交通安全施設の整備など維持管理に努めている。 さらに、平成25年6月道路法の改正により予防保全の観点を踏まえて道路の点検を行うことが明確化されたことを受け、道路パトロール等による点検を強化している。 ・舗装の老朽化及び凍上の影響により路面の平坦性が損なわれている路線には、舗装の更生を計画的に実施している。 ・町内会に碎石、側溝などの原材料を支給し、町内会が作業するなど、道路の維持管理を市民協働で取り組んでいる。 ・市民による道路愛護活動（平成27年度～令和6年の10年間）に対し、個人16名、11団体（4町内会、企業等法人3団体、その他任意団体4団体）の表彰を実施した。 【4】私道の整備支援 ・生活道路を整備する者に対して、整備に必要な経費の一部を補助した。 【5】道路交通安全施設の整備 ・道路交通の安全を図るため、歩行者や自動車等が安全に通行できる交通安全施設（歩道、道路区画線、転落防止柵、カーブミラー等）の整備を実施している。 【6】各種台帳の電子化によるDXの推進 ・道路や、道路に接続・関連する施設の膨大な地理情報を一元管理化することにより、情報の有効活用や事務事業の効率化、市民サービスの向上を図る。 ・これまで紙で管理していた道路台帳について、令和4年度より、「道路台帳管理システム」を導入・電子化し、事務事業の効率化やサービスの向上を図っている。 ・令和7年度においては、「道路台帳管理システム」への、庁内各課が保有する各種地理情報の追加に向けた検証等、機能拡張の実施に向けた計画策定業務委託を行っている。 【7】都市計画道路会津若松駅中町線（野口英世青春通り）の整備 令和7年度に地元からの再整備の要望を受け、野口英世青春通り景観協定会会議に出席し、再整備に向けた意見交換等を行った。

【1】生活に密着した市道の舗装整備

・毎年、各地区から新規の舗装等要望が出されていることから、今後も優先度に応じた計画的な整備を進め、安全・安心な生活道路の確保を図る。

【2】人にやさしいみちづくり歩道整備事業（平成11年度～）

・すべての歩行者が安全・安心に通行できる歩道を整備することは重要であり、引き続き計画的に歩道を整備していくとともに、景観や環境に配慮した道路整備を推進する。

【3】道路維持管理の推進

・道路の基本である安全・安心の確保のため、町内会等と連携し市民協働で維持管理を強化するとともに、道路施設の老朽化の進行により、道路舗装や側溝等のリニューアルを計画的に進めていく必要がある。そのため、道路施設の維持管理に必要な道路維持修繕事業や老朽化路線の更生などを国の交付金を活用し、道路の維持管理を強化する。さらに、効率的な維持管理の手法について調査・研究を行い、管理業務の外部委託について検討していく。

【4】私道の整備支援

・私道は所有者が管理義務を負うものであるが、沿線住民の高齢化が進む中で整備や維持管理が負担となっていること、私道も市民生活に密着した道路であり、地域の交通ネットワークを担う道路もあることから、私道路を整備しようとする町内会等の活動に対して生活道路整備補助事業による支援をしていく。

【5】道路交通安全施設の整備

・交通事故の未然防止や事故発生時における被害最小化を図るため、道路交通安全施設の保全や新たな整備の要望が年々増加している。道路交通安全施設は、市民の安全安心な道路通行を確保するために必要不可欠な施設であり、危険箇所の把握による新設と適切な維持管理を行っていく必要があることから、県公安委員会と連携し継続して事業の推進を図りながら交通事故の抑制に努めていく。

【6】各種台帳の電子化によるDXの推進

・令和8年度以降は、令和7年度に策定した実施計画に基づき、開発道路網図や境界確定データの追加等、「道路台帳管理システム」の機能拡張の実現を図りながら、さらなる事務事業の効率化やサービスの向上を図っていく。

【7】都市計画道路会津若松駅中町線（野口英世青春通り）の整備

・中心市街地活性化のため、地元まちづくり団体との協働で沿道の景観に配慮して整備を行った会津若松駅中町線の再整備など、安全で快適な歩行者ネットワークを形成する。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・高速道路の整備については、福島県内の区間が4車線化優先整備区間に選定されるなど、着実に進展が見られた。また、国・県道の整備においても、縦貫道北部の起工式の実施や縦貫道南部における小沼崎バイパスの開通など、これまでの要望活動の成果が具体的に表れている。今後も関係市町村や関係団体との連携を一層強化し、地域の交通利便性や安全性の向上を目的とした、計画的かつ効果的な要望活動を実施していく。 ・都市計画道路藤室鍛冶屋敷線(本町工区)については、令和6年度までに拡幅用地の取得等を行った。令和8年度事業完了に向けて整備を進めていく。 ・市道幹Ⅱ-13号線については、令和6年度までに歩道を整備し、歩行者の安全性と利便性が向上した。 ○課題 ・新たに整備された道路バイパスについては、維持管理の予算確保や効果的な管理体制が不可欠であり、老朽化や災害対策を踏まえた要望活動に取り組む必要がある。 ・藤室鍛冶屋敷線と日新町徳久線との交差点については、取付け部との拡幅整備に取り組む必要がある。

5 最終評価

政策分野30「道路」の推進にあたっては、都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（本町工区）の整備を進めていく。また、道路パトロールや定期的な点検により道路施設の状況を把握し、舗装路面や橋りょう等の経年劣化による破損等の予防的な補修を行うことで、施設の長寿命化を図り、良好な道路環境を保全していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 道路交通ネットワークの整備							
1	◎			11.7	都市計画道路日新町徳久線（本町工区）外1路線	新規	建設部・まちづくり整備課
2				11.a	会津縦貫道整備促進期成同盟会	継続	建設部・都市計画課
3				11.a	会津地区東北横断自動車道建設促進期成同盟会	継続	建設部・都市計画課
4				11.a	国道121号改良促進期成同盟会	継続	建設部・都市計画課
5		◎		11.7	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（本町工区）	継続	建設部・まちづくり整備課
6		◎		11.7	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（城前工区）	継続	建設部・まちづくり整備課
7		◎		11.7	市道幹Ⅰ－22号線道路整備事業	継続	建設部・まちづくり整備課
8		◎		11.7	その他の幹線市道の整備事業	継続	建設部・まちづくり整備課
9				11.a	その他の期成同盟会	継続	建設部・都市計画課
施策2 身近な道路環境の整備・保全							
1	◎			11.7	都市計画道路会津若松駅中町線（野口英世青春通り）道路改修事業	新規	建設部・まちづくり整備課
2		◎		11.7	環境整備事業	継続	建設部・道路課
3		◎		11.7	市道舗装整備事業	継続	建設部・道路課
4		◎		11.7	人にやさしいみちづくり歩道整備事業	継続	建設部・まちづくり整備課
5		◎		11.2	道路管理事務事業	継続	建設部・開発管理課
6		◎		11.7	道路維持修繕事業	継続	建設部・道路課
7		◎		11.7	橋梁長寿命化修繕事業	継続	建設部・道路課
8				11.7	災害復旧事業	継続	建設部・道路課
9				11.3	会津若松市道路愛護会	継続	建設部・道路課
10		◎		11.7	開発道路維持管理事業	継続	建設部・開発管理課
11				11.7	生活道路整備補助事業	継続	建設部・道路課
12				11.7	交通安全施設等整備事業	継続	建設部・道路課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 道路交通ネットワークの整備					
1	事業名	都市計画道路日新町徳久線(本町工区) 外1路線整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	都市内幹線道路の主要な交差点として広域道路ネットワークを形成するうえで重要な箇所であり、県事業も含めて都市計画道路藤室鍛冶屋敷線の整備が進み、交通量が増加することを見込み、都市計画道路日新町徳久線(本町工区)の交差点部について整備を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,000	3,000
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	5,562	5,562
取組状況と 成果	【1】経過等 令和7年度、県が市施工区間も含めて測量及び設計を実施しており、都市計画変更および県と市の事業認可の年度内取得に向けた協議を進めている。				
課題認識と 今後の方針・改善点	【1】課題認識 都市計画道路藤室鍛冶屋敷線の整備が進んでおり、交通量が増加することを見込み、国交付金の財源を確保しながら県のスケジュールに合わせて計画的に事業を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 国交付金を活用し、県事業(都市計画道路藤室鍛冶屋敷線新横町工区、日新町徳久線本町工区)と連携を図りながら整備を進める。				
2	事業名	会津縦貫道整備促進期成同盟会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津縦貫道における沿線自治体9市町村(会津若松市・喜多方市・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・会津坂下町・湯川村・会津美里町)の首長及び議長並びに商工団体等により組織し、本道の早期整備を図るため要望活動等を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	136	136
			所要一般財源	136	136
			概算人件費	3,032	3,032
取組状況と 成果	○会津縦貫北道路 平成27年度 1～4工区が全線供用開始(一部暫定2車線) ○会津縦貫南道路 平成30年度 1工区若松西バイパス全区間開通 令和5年度 4工区小沼崎バイパスが開通(約1.5km)				
課題認識と 今後の方針・改善点	本道路は、国道118号及び国道121号の緊急時における代替性確保、道路ストックの急速な老朽化への対応などから、早期の整備が必要なため、加盟自治体や関係機関との調整を図りながら、要望活動に努めていく必要がある。 本道路は、磐越自動車道とともに広域的なネットワークを形成し、関東・東北圏との地域間交流の促進などに大きく寄与するものであることから、米沢市や日光市と連携して、早期整備に向けた要望活動を行っていく。				
3	事業名	会津地区東北横断自動車道建設促進期成同盟会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	東北横断自動車道いわき新潟線(磐越自動車道)における会津地域の沿線自治体8市町(猪苗代町、磐梯町、会津若松市、喜多方市、会津美里町、会津坂下町、柳津町、西会津町)の首長・議長により組織し、会津若松IC～新潟中央JCTの完全4車線化を図るための要望活動を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	81	81
			所要一般財源	81	81
			概算人件費	379	379
取組状況と 成果	平成30年度には、磐越自動車道三川IC～安田IC間(約5km)が財政投融資を活用した4車線化等路線となり、令和元年9月には会津若松IC～安田IC間(約71km)が4車線化優先整備区間に選定され、令和2年3月には、会津坂下IC～西会津IC(約7.1km)、西会津IC～津川IC(約8.8km)が事業認可され、令和3年3月には会津坂下IC～西会津IC(1.7km)、三川IC～安田IC(約3.2km)が事業認可され、令和6年3月27日には西会津IC～津川IC(約8.7km)が事業認可された。				
課題認識と 今後の方針・改善点	本道路の会津若松インターチェンジ以西については、いまだ暫定2車線の区間が残されたままであり、重大な事故が発生するなど、安全性や走行性、大規模災害時の対応等に大きな課題が顕在化しているため、4車線化に向け、加盟自治体や関係機関との調整を図りながら、要望活動に努めていく必要があり、本道路は、東北、北陸地方の交流発展に欠くことのできない重要な道路であり、年間を通じた迅速性・定時性・安全性の確保を図るため、新潟県内市町村等との連携を強化し、早期整備に向けた要望活動を行っていく。				

4	事業名	国道121号改良促進期成同盟会	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	国道121号の沿線自治体（会津若松市・米沢市・日光市・喜多方市・湯川村・下郷町・南会津町・鹿沼市・壬生町・宇都宮市・真岡市・益子町）の首長・議長等により同盟会を設立し、改良促進を図るため要望活動等を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	60	60
			所要一般財源	60	60
概算人件費			607	607	
取組状況と 成果	国道121号の改良促進のため、毎年、国及び沿線の各県（山形県・福島県・栃木県）出身国会議員に対し要望活動を実施している。 ■要望箇所の主な整備実績 ○会津縦貫北道路 平成27年度 1～4工区が全線供用開始（一部暫定2車線） ○会津縦貫南道路 平成30年度 1工区若松西バイパス全区間開通 令和5年度 4工区小沼崎バイパスが開通(約1.5km)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	国道121号は、3県を縦貫する幹線ネットワークとして、各県沿線の活力ある地域づくりや快適な生活環境の実現のため、さらには防災の支援機能として大変重要な役割を担っていることから、引き続き関係機関と連携を図りながら要望活動を実施していく。				
5	事業名	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（本町工区）	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	会津地域の中核的な医療施設である竹田総合病院への導線として、また中心市街地と市街地西部地区及び北会津地区を結ぶ主要な幹線道路として重要な役割を担う都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（本町工区）を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	111,598	158,000
			所要一般財源	2,870	3,600
概算人件費			9,269	9,269	
取組状況と 成果	【1】経過等 事業認可を受け、令和2年度から、本町工区（計画延長L=170m）の事業を着手した。 【2】成果等 令和6年度までに用地取得と支障物件移転補償が概ね完了した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】課題認識 本市の東西を連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、国交付金の財源を確保しながら計画的に事業を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 国交付金を活用し、県事業と連携を図りながら本町工区の整備を進めており、令和8年度に事業が完了する見込みである。				
6	事業名	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（城前工区）	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	市内の幹線道路として東西道路ネットワークの主要な道路であり、官公庁や文化、体育施設等が集約し、さらに鶴ヶ城へ観光客を迎え入れる市の顔とされている都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（城前工区）を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	75,000
			所要一般財源	0	1,800
概算人件費			9,269	9,269	
取組状況と 成果	【1】経過等 令和6年度、概略設計を実施し、都市計画変更および事業認可を取得に向けた協議を進めた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】課題認識 本市の東西を連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、国交付金の財源を確保しながら計画的に事業を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 国交付金を活用し、城前工区を整備する。				

7	事業名	市道幹Ⅰ－22号線道路整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国道118号から徳久集落までを結び、門田小学校や周辺の保育園への導線として歩行者の利便性の向上や安全性の確保のため、拡幅整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	80,592	111,100
			所要一般財源	15,311	2,595
概算人件費			7,416	7,416	
取組状況と 成果	【1】経過等 近隣の小学校の通学路として、また、門田地区の市道幹Ⅰ-17号線と連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、国交付金の財源を確保しながら計画的に事業を進めている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】課題認識 近隣の保育園・小中学校の通学路として、また、門田地区の幹Ⅰ-17号線と連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、事業完了に向け国交付金の財源を確保し、計画的に事業を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 国の道路交通安全施設等整備事業費補助金を活用し、令和8年度まで一定の整備効果を出しながら、引き続き国道118号まで全線の整備完了を目指す。				
8	事業名	その他の幹線市道の整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内の幹線道路の道路交通体系を構築する事業として、幹線市道等の道路整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	53,000	66,000
			所要一般財源	1,150	1,500
概算人件費			5,562	5,562	
取組状況と 成果	市道幹Ⅱ-5号線道路整備事業 令和5年度 道路改良工事 L=150m 市道幹Ⅱ-13号線 令和4～6年度 歩道橋梁整備 L=11.3m 市道若3-182号線外 令和5～6年度 測量設計 L=670m 令和7年度 道路改良工事 L=315m				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】課題認識 幹線市道と、これに準じる路線について、国交付金の財源を確保し、計画的に整備を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 引き続き国交付金を活用し、城前団地等の施設周辺道路(若3-184号線外)を含め幹線市道等の整備を計画的に進め、早期の完了を目指す。				
9	事業名	その他の期成同盟会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	各同盟会において、国・県等に対し、地方における道路整備の必要性、緊急性等を訴えながら、国・県道の整備促進に向け、関係機関との連携を図りながら要望活動を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,112	1,112
			所要一般財源	1,112	1,112
概算人件費			1,420	1,420	
取組状況と 成果	道路のさらなる整備促進を図るため、加盟自治体による関係機関への要望活動を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	災害に強く、地域間の連携強化を図る広域的な道路ネットワークの構築や、沿線地域の産業や雇用、地域の生活を守るためには、道路の整備促進は必要不可欠な事業であり、継続的な予算の確保とともに各加盟団体と連携を図りながら、引き続き関係機関への要望活動を行っていく。				

施策2 身近な道路環境の整備・保全

1	事業名	都市計画道路会津若松駅中町線（野口英世青春通り）道路改修事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	野口英世青春通りは、整備から20年以上経過し、融雪施設が機能しない箇所やレンガの破損箇所が目立ち、冬季間を含めて、道路交通に支障を来しており、地元要望を受け周辺の景観に配慮した全面的な再整備を検討する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	8,000
			所要一般財源	0	800
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	令和7年度に地元からの再整備の要望を受け、野口英世青春通り景観協定会会議に出席し、再整備に向けた意見交換等を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	融雪施設が機能しない現状にてこれまでの大雪ではレンガ舗装上の除雪対応ができず、冬季間の通行が困難となり、中心市街地の主要道路機能が果たせていないため、今後再整備に向けた基本計画を策定し、冬期間の安全確保と周辺の景観に配慮した道路環境の整備に向けて、地元との協議・調整を十分に行っていく。				
2	事業名	環境整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津縦貫北道路若松北バイパス及び阿賀川新橋梁整備の事業区域に該当する各町内会から、事業実施による生活道路の路線変更などに伴い生活環境の利便性が低下することへの懸念から、舗装整備や道路拡幅などの環境整備の要望を多数受けており、当該事業の推進を図るため環境整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,200	20,000
			所要一般財源	600	2,000
概算人件費			4,635	4,635	
取組状況と 成果	○平成27年度より、高野町木流地区の道路拡幅整備を継続で実施している。 令和6年度には、高野町柳川地区、神指町北四合地区の環境整備を実施した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・毎年、各地区から新規の舗装等要望が出されている中で、各町内会の要望に対応できるよう財源の確保に努め、今後も優先度に応じた計画的な整備を進めていく。 ・令和8年度以降は、神指町高瀬地区の道路拡幅整備を実施する。				
3	事業名	市道舗装整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民からの舗装等要望に対応するため、舗装整備計画を策定し整備を進めてきたが、未整備路線が多数あることから、新舗装整備計画として5年間（R4～R8年度）の整備計画を策定し、引き続き優先順位の高いものから整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	61,900	83,000
			所要一般財源	6,200	8,300
概算人件費			4,635	4,635	
取組状況と 成果	○令和6年度末現在の3・4級市道の舗装整備状況 3・4級市道認定延長L＝1,201.3kmに対して舗装済延長L＝787.02km・整備率65.5%である。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・毎年、各地区から新規の舗装等要望が出されている中で市街化区域や市街化調整区域など地域性を含め、各町内会の要望に対応できるよう財源の確保に努め、今後も優先度に応じた計画的な整備を進めていく。 ・市民生活に最も密着した生活道路である3・4級市道の舗装等整備要望が数多く寄せられていることから、人家連担度や利用状況などから優先度を判断し、優先度の高い路線から計画的に整備を進めていく。				

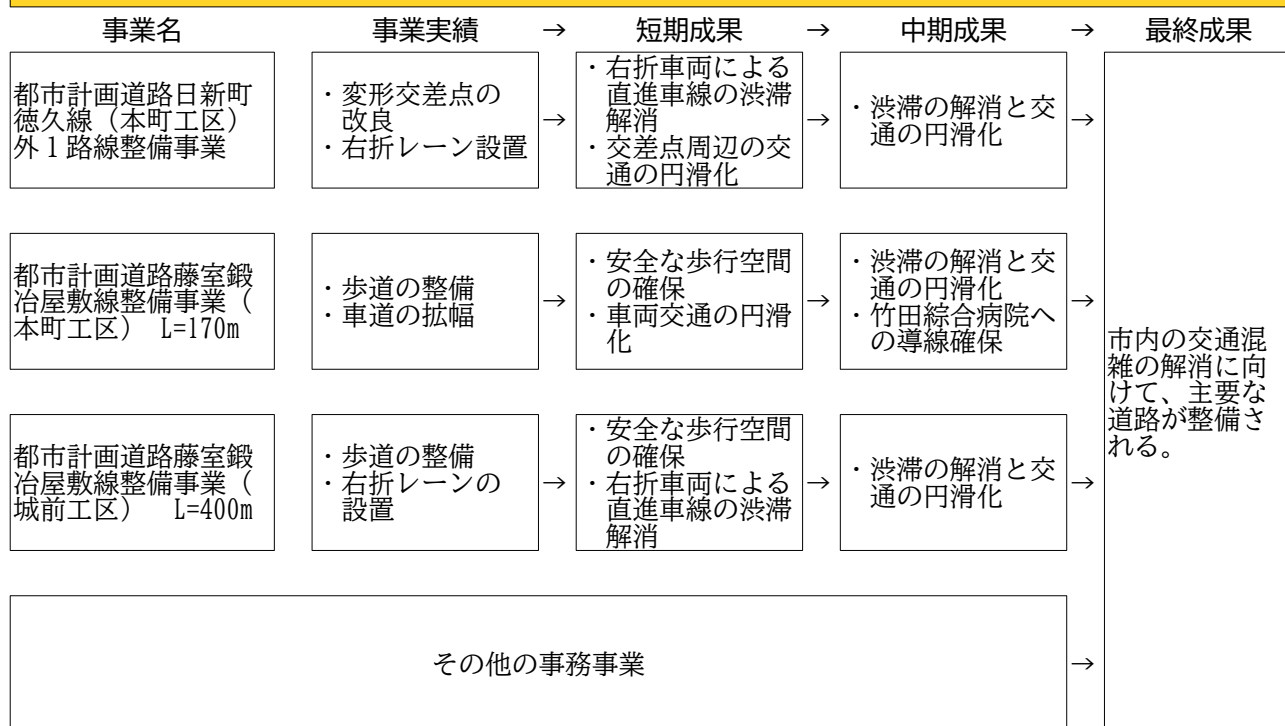
4	事業名	人にやさしいみちづくり歩道整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通バリアフリー基本構想、冬期バリアフリー基本構想及びあんしん歩行エリアとして定めた市内の歩道を、高齢者や障がい者、通学する児童・生徒、観光客の方々を含むすべての歩行者が、年間を通し、安全・安心に通行できるよう整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
所要一般財源			0	0	
		概算人件費	9,416	9,416	
	取組状況と 成果	令和元年度までに、計画延長L＝20,184mのうちL＝12,334.5mの整備を完了。（整備率61.1％） 市道幹Ⅰ－11号線（1,496.5m）、幹Ⅰ－12号線（641.6m）、幹Ⅱ－11号線（959.1m）、一箕3-47号線（413.8m）等の歩道を整備した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】課題認識:歩道等整備に対する市民要望は増えており、観光客の方々や通勤・通学の道路利用者、また高齢者や障がい者の方々など、だれもが安全で快適に歩行できる歩道整備が求められている。 【2】今後の方針・改善点：国交付金の財源を確保しながら、景観や環境に配慮し歩行者が安全・安心に通行できる歩道を計画的に整備していく。			
5	事業名	道路管理事務事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	全ての人が安全で安心して利用できる道路環境を整え、適切な維持管理を行えるよう、道路法に基づき、市道認定や道路占用許可をはじめとする各種管理事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	38,836	76,218
			所要一般財源	38,836	76,218
			概算人件費	62,256	62,256
	取組状況と 成果	市道認定に伴う道路敷地調査。 道路台帳・道路網図の整備や電子化。 道路法第32条占用許可、道路法第24条承認等の、道路法に基づく許認可。 市道や法定外公共物の境界確定等の、財産管理。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	道路延長が年々延びていくなかで、引き続き適切な管理が求められている。 道路法をはじめとする法令に基づき、引き続き適切な管理を行っていく。 道路や、道路に接続・関連する施設の膨大な地理情報を一元管理化することにより、情報の有効活用や事務事業の効率化、市民サービスの向上を図る。 令和8年度以降は、令和7年度に策定した実施計画に基づき、開発道路網図や境界確定データの追加等、「道路台帳管理システム」の機能拡張の実現を図りながら、さらなる事務事業の効率化やサービスの向上を図っていく。 令和8年度の道路台帳補正業務においては、県基盤整備事業（高野地区）の認定が予定されており、事業費の増加が見込まれる。			
6	事業名	道路維持修繕事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	安全な道路を確保するため、パトロールや維持管理のための業務委託及び修繕工事（側溝整備・舗装補修・災害防除・緊急補修工事等）、必要な資材の購入を行う。また、国県道の除草は、道路管理者である県が必要な費用を負担し、市と地元町内会等が契約を結び実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	252,217	340,000
			所要一般財源	252,217	340,000
			概算人件費	96,146	96,146
	取組状況と 成果	道路施設の維持管理のため、業務委託及び修繕工事、また必要な道路補修用資材を購入し一部を町内会へ支給することにより市民協働で道路施設の維持管理を行う。 ・業務委託：道路機械清掃、国県道除草、道路機械除草、舗装道路修繕、側溝浚渫道路植栽管理、川ざらい土砂運搬、地下道清掃等 ・維持工事：側溝工事、舗装修繕工事、災害防除工事、緊急修繕工事 ・原材料支給：道路維持補修資材(碎石、側溝資材等を町内会へ支給)			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・道路の安全・安心な通行を確保するため、町内会等と連携し市民協働で維持管理を図る。 ・道路維持修繕事業や老朽化路線の更生、交通安全施設整備などを国交付金等を活用しながら修繕を行い、誰もが安全に安心して通行できる道路の維持管理を図る。 ・職員の定年退職による担い手不足などにより、維持管理業務が持続できなくなることが危惧される状況にあるため、道路管理業務の外部委託の検討を進めていく。			

7	事業名	橋梁長寿命化修繕事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	老朽化する道路橋等の増加に対応するため、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理コストの縮減と事業費の平準化を図るとともに、予防的な修繕や計画的な架替えを行い、道路の安全性を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	150,288	81,000
			所要一般財源	8,783	4,600
			概算人件費	3,476	3,476
7	取組状況と 成果	橋梁長寿命化修繕計画策定のため、平成24年度から2ヶ年で業務委託を実施、平成28年4月に修繕計画を策定。近接目視点検第1期目の結果により平成31年1月に計画の見直しを実施。 また、平成26年の道路法改正により法定化された市内全橋梁やトンネル等の5年に1度の近接目視点検を平成27年度より開始、実施しながら、修繕計画に基づいた橋梁の補修を実施する。 令和6年 ・修繕計画に基づき新柳原橋、門37号橋の補修工事を実施。 (門37号橋については繰越明許にて令和7年度も施工。)			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・中央自動車道笹子トンネル崩落事故や熊本地震による高速道路高架橋崩落事故以降、橋梁を含む道路施設の老朽化対策に対して、市民の安全意識が高まっており、安全な通行のため補修や定期的な点検が求められていることから、法定点検により橋梁の健全度を把握するとともに修繕計画を策定し、効率的な修繕を実施することで橋梁等の長寿命化と維持管理コストの縮減及び修繕費の平準化を図っていく。 なお、現在の橋梁長寿命化修繕計画が令和7年度までのため、同計画を更新し効率的に事業を推進する。			
8	事業名	災害復旧事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	豪雨や地震など異常気象等に伴う自然現象により被災した公共土木施設（道路・河川）について、災害復旧工事を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	348	348
8	取組状況と 成果	異常気象等により被災した、公共土木施設（道路・河川）を、国庫補助事業等を活用し復旧を行ってきた。 ・平成23年 地震被災の復旧 河川1路線、道路10路線 ・平成24年 凍上による路面被災の復旧 9路線			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	異常気象等により、公共土木施設（道路・河川）が被災した際には早急に復旧し、安全・安心な市民生活の確保に努める。 また、日常的な道路パトロールや道路施設の定期的な点検などにより、施設の状況を把握し必要な修繕を行い、道路施設の被災を最小限に抑えるよう適切な維持管理を行っていく。			
9	事業名	会津若松市道路愛護会		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	道路の美化保全・愛護活動を自発的に実行し、成果をあげた団体及び個人に対し、市区長会地区会長からの推薦により、道路愛護会長（市長）が、毎年1回表彰を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7	7
			所要一般財源	7	7
			概算人件費	47	47
9	取組状況と 成果	○表彰実績（平成27年度～令和6年度の10年間） ・個人16名 ・団体11（4町内会、企業等法人3団体、その他任意団体4団体）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域の道路環境を良好に保つためには、町内会をはじめとする市民の参加による維持管理が不可欠であり、参加者の増加を図ることが課題である。 そのため、本団体が行う表彰制度や市政だより等を活用した道路愛護団体の活動の周知を図ることで、道路の管理と愛護について、市民への普及啓発に努めていく。			

10	事業名	開発道路維持管理事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市が管理する開発道路について、通行の安全性を確保するために未舗装路線の舗装整備や破損した側溝の補修などの維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,640	2,700
			所要一般財源	2,640	2,700
			概算人件費	1,545	1,545
取組状況と 成果	・パトロールを実施し、状況の把握に努めている。 ・老朽化に伴い破損した舗装や側溝等の補修を随時実施している。 ・市民からの要望に対応するため、必要に応じ舗装整備や側溝整備などの改良工事を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・パトロールを実施し、状況の把握に努める。 ・老朽化に伴い破損した舗装や側溝等について、随時修繕を実施し、安全の確保を図る。 ・市民からの要望に対応するため、必要に応じ舗装整備や側溝整備などの改良工事を実施する。 ・市道と同等の管理を行っている中で、事務事業の効率化を図り、サービス水準を確保するため、管理体制の一元化について調査研究を行う。				
11	事業名	生活道路整備補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	生活道路として利用されている私道路の整備に対し、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	500
			所要一般財源	500	500
			概算人件費	618	618
取組状況と 成果	生活道路を整備する町内会等に対して、整備に必要な経費の一部を補助する。 平成10年度～令和5年度 18地区 L = 1,162.0m ・花園町内会 L = 29.0m (平成27年度) ・城北町内会 L = 48.9m (平成28年度) ・門田町根岸地区 L = 34.2m (平成29年度) ・神指町南四合幕内北地区 L=41.9m (令和2年度) ・日新町地区 L=25.9m (令和3年度) ・千石ニュータウン地区 L=84.6m (令和3年度)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	私道路も市民生活に密着した道路であり、地域の交通ネットワークを担う道路もあることから、私道路を整備しようとする町内会の活動に対して、今後もその経費の一部を補助していくとともに、この制度の活用のためPRに努めていく。				
12	事業名	交通安全施設等整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・道路課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	道路交通の安全に必要な施設（道路標識・区画線・防護柵・反射鏡・照明灯、歩道修繕等）の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,000	20,000
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	1,545	1,545
取組状況と 成果	道路交通の安全を図る上で、歩行者や自動車等が安全に通行するための交通安全施設の整備を実施する。 ・道路標識、区画線、防護柵、反射鏡、照明灯の整備更新 ・歩道修繕				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	区画線や反射鏡、防護柵、転落防止柵などの交通安全施設は、市民の安全安心な道路通行を確保するためには必要不可欠な施設であり、危険箇所の把握による施設の新設や適切な維持管理を行っていく必要があることから、県公安委員会と連携し、継続して事業の推進を図りながら交通事故の抑制に努めていく。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 道路交通のネットワークの整備

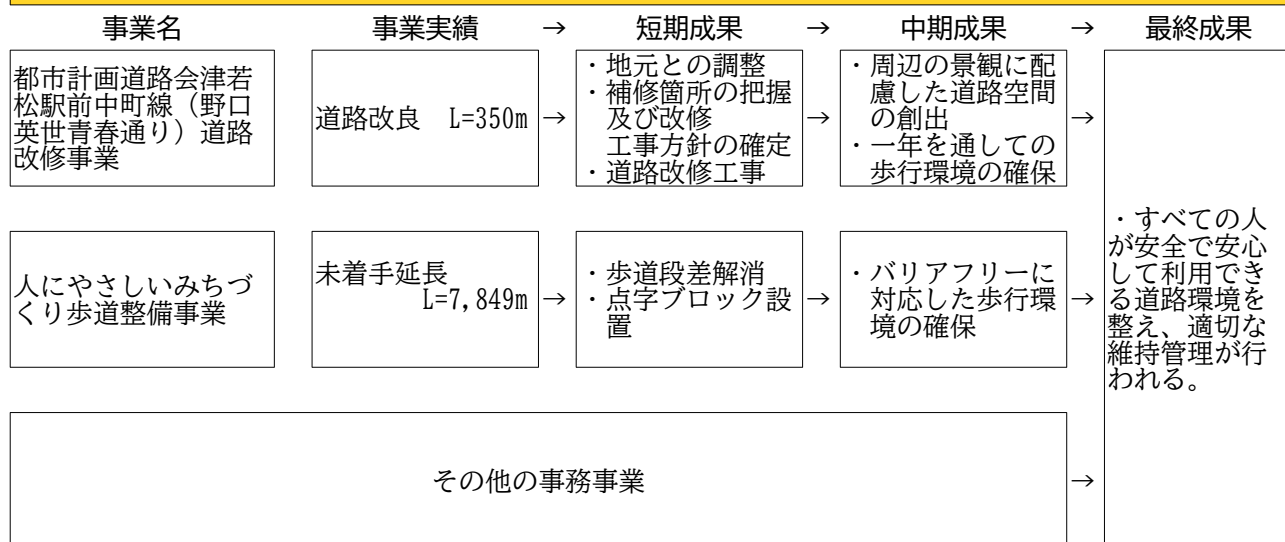


成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
都市計画道路日新町徳久線（本町工区）外1路線整備事業	平日朝（7時～8時）の平均渋滞長（m）	-	-	-	60	60	-	60	-
都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（本町工区）	整備率（当該年度までの整備延長／全体計画延長）	-	-	50	-	100	-	-	-
都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（城前工区）	平日朝（7時～8時）の平均渋滞長（m）	-	-	-	60	60	-	60	-

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 身近な道路環境の整備・保全



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
都市計画道路会津若松駅前中町線（野口英世青春通り）道路改修事業	1日平均歩行者数（人）	-	950	950	950	950	-	950	-
人にやさしいみちづくり歩道整備事業	整備率（完了延長/計画延長）（%）	-	61.1	61.1	-	61.1	-	61.1	-

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野31 公共交通

目指す姿

公共交通ネットワークの再構築と活性化により公共交通利用者が増え、市内外の交流が盛んなまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	公共交通ネットワークの活性化と再生 鉄道や路線バス、タクシーなど多様な交通形態の選択・連携による、公共交通ネットワークの確保と再構築を図ります。さらに、観光振興や中心市街地活性化、健康増進などとの連携を図ることにより、公共交通の活性化に取り組みます。	11 住み続けられるまちづくりを 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	路線バス利用者数（年間）				万人	路線バス利用者数（年間）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	178	178	178	178	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したが、コロナ禍前の8割程度に回復。
	実績	121	125	-	-	
	達成率	68.0%	70.2%	-	-	
2	会津鉄道輸送人員				万人	会津鉄道輸送人員（年間）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	55	55	55	55	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したが、コロナ禍前の9割程度に回復。
	実績	43	46	-	-	
	達成率	78.2%	83.6%	-	-	
3	会津若松駅の乗車人員				人	会津若松駅の乗車人員（1日あたり）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	2,800	2,800	2,800	2,800	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したが、コロナ禍前の9割程度に回復。
	実績	2,164	2,190	-	-	
	達成率	77.3%	78.2%	-	-	

2 施策の評価

施策1	公共交通ネットワークの活性化と再生
主な取組状況と成果	【1】公共交通ネットワークの再構築 ・県と周辺市町で構成する会津圏域公共交通活性化協議会による会津圏域の地域公共交通網形成計画、再編実施計画、及び第2期市地域公共交通再編実施計画に基づき、市内及び広域バス路線の再編など、公共交通ネットワークの再構築に取り組んできた。 ・令和2年6月の地域公共交通活性化再生法改正を受け、持続可能な公共交通を実現する新たなマスタープランとして、市地域公共交通計画と利便増進実施計画（アクションプラン）を策定し、利便性の向上に取り組んでいる。 【2】地域内交通の構築・支援 ・金川町・田園町や湊、北会津、河東地区において、地区住民と協議し、バスの実証運行や検証、アンケート調査を行いながら、住民組織による運営や公共交通空白地域における地域内交通の構築、ボランティア輸送等に対する支援を行ってきた。 ・湊地区では、令和2年3月に「みんなと湊まちづくりネットワーク」がNP0法人格を取得し、令和3年10月から自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）を開始した。 【3】多様な交通手段と異業種連携サービスを提供するMaaSと新たなモビリティサービスの構築・支援 ・令和元年度に交通事業者やICT企業、有識者等により会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会が設立、地方版MaaS構築の取組がスタートした。令和2年度から市も協議会に参画し、MaaSと連携して、新しいモビリティサービス（リクエスト型最適経路バス等）の実証運行を行い、令和7年2月から本格運行を開始した。車内混雑状況等のリアルタイム発信、スマートフォン等による乗車券購入など、利用環境整備に取り組んできた。 【4】会津鉄道・野岩鉄道への支援 ・市も出資する会津鉄道と野岩鉄道について、運行継続を図るため、事業者と行政が定めた経営改善計画に基づき財政支援を行ってきた。 ・施設整備補助による鉄道施設の維持・更新に努めつつ、会津・野岩鉄道利用促進協議会を中心に、関係自治体・団体が連携し両鉄道の利用促進を図ってきた。 【5】JR只見線の利活用 ・豪雨災害により一部区間（只見駅～会津川口間）が不通になっていた只見線については、不通区間の施設を県が保有する上下分離方式とし、令和4年10月1日に全線運転再開。県及び会津17市町村で覚書を締結し、上下分離区間における施設の維持管理費を負担している。 ・令和4年度に策定された「第2期只見線利活用計画（R5～9）」に基づき、県や沿線自治体、関係機関が連携して、只見線の利活用と地域活性化に取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】公共交通ネットワーク再構築 ・路線バス等の利用者数は減少傾向にあり、公共交通を担う運転手も不足しており、将来的に公共交通を維持していくためには、様々な交通モードの連携による公共交通ネットワークの再構築と担い手の確保が必要となっている。 ・市地域公共交通計画及びそのアクションプランに基づき、事業の具現化と進捗管理を行いながら、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築・維持に取り組んでいく。 【2】地域内交通の構築・支援 ・交通空白地域対策として運行する金川町・田園町さわやか号、みなとバス、北会津ふれあい号及び河東みなづる号について、持続可能な交通として定着できるよう、各地区の取組等の情報を共有し、運行の改善を図りながら、各地区の実情に応じた運行支援を行っていく。 【3】多様な交通手段と異業種が連携しサービスを提供するMaaSと新たなモビリティサービスの構築・支援 ・路線バス利用者は減少しており、路線網、運行本数の充実や運賃割引を行なったとしても、高齢者等の移動を路線バスで支え続けることは、費用対効果や財政負担の面で課題が多い。そのため、ICTを活用し効率的に利用者の移動需要に応えることができるリクエスト型最適経路バスについて、関係者と連携し、運行を継続させていく。 ・MaaSアプリ等の電子チケットの利用拡充を図るなど、事業者が自走できるMaaSの実現を目指していく。 【4】会津鉄道・野岩鉄道への支援 ・会津・野岩鉄道の経営は、沿線地域の人口減少や少子化等により、厳しい経営状況が継続している。両鉄道のさらなる経営の安定化に向けて、県や関係自治体等と連携し、令和6年度に策定した新たな経営改善計画に基づき両鉄道の支援等を継続していく。 ・両鉄道の施設老朽化が進み、更新等の必要性が増していることから、安全運行の確保に向けた施設整備等を促進するため、国の再構築事業制度による補助の活用を図りながら、国、県、沿線自治体と協調して支援を継続していく。 【5】JR只見線の利活用 ・令和4年の全線運転再開以降、観光客の利用が増加したものの、運行本数や2次交通等に課題がある。また、施設の老朽化や資材費等の高騰により維持管理費が増加している。 ・県、関係自治体、関連団体等と連携して、利便性向上に向けたJRへの要望等を行うとともに、只見線を利活用した地域の活性化に取り組んでいく。また、維持管理費の自治体負担の軽減に向けて、鉄道再構築事業を活用していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
36-2	地域づくりビジョン推進事業補助金	市民部・市民協働課
36-2	地域づくり活動支援事業（北会津地域づくり委員会）	企画政策部・北会津支所
36-2	地域づくり活動支援事業（河東地域づくり委員会）	企画政策部・河東支所
36-2	地域づくり活動支援事業（みんなと湊まちづくりネットワーク）	市民部・市民協働課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・令和4年3月に市地域公共交通計画を、令和5年3月に利便増進実施計画（アクションプラン）を策定し利便性の向上に取り組んだ。 ・金川町・田園町や湊、北会津、河東地区において、住民組織による地域内交通の運営等の支援を行った。 ・湊地区では、「みんなと湊まちづくりネットワーク」が令和3年10月から自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）を開始した。 ・会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会を中心に、新しいモビリティサービス（リクエスト型最適経路バス等）の実証運行を行い、令和7年2月から本格運行を開始した。 ・事業者と行政が経営改善計画を令和3年度に策定し、計画に基づき財政支援を行い、運行の継続を図ってきた。 ・一部区間が不通になっていた只見線は、不通区間の施設を県が保有する上下分離方式を取り、令和4年10月に全線運転再開し、県及び会津17市町村で施設の維持管理費を負担しつつ、只見線の利活用と地域活性化を図ってきた。 ○課題 ・会津圏域地域公共交通計画、同利便増進実施計画の終了年度となる令和7年度には、これまでの広域路線バス（幹線）を総括（現状と課題を分析）し、新たな計画を取りまとめ、地域の移動ニーズを踏まえた、利便性の高い公共交通体系の構築、維持に取り組む必要がある。 ・持続可能な交通として定着していけるよう、各地区の特性や実情に応じて、継続的に協議を行っていく必要がある。 ・高齢者等の移動を支えるため、ICTを活用し効率的に移動需要に応えることができるリクエスト型最適経路バスの運行を継続するため、関係者と連携し、利便性の向上と利活用の推進を図る必要がある。 ・会津・野岩鉄道の経営は、沿線地域の人口減少や少子化等により、厳しい経営状況が継続している。 ・両鉄道の施設老朽化が進み、更新等の必要性が増していることから、安全運行の確保に向けた施設整備等を促進する必要がある。 ・令和4年の全線運転再開以降、観光客の利用が増加したものの、運行本数や2次交通等に課題がある。また、施設の老朽化や資材費等の高騰により維持管理費が増加している。
--

5 最終評価

政策分野31「公共交通」の推進にあたっては、地域公共交通計画に基づき、多様な交通形態の選択・連携により交通ネットワークの確保及び維持を図るとともに、利用者の負担軽減を含めた公共交通の利用促進策を展開していく。また、公共交通を担う運転手が不足しており、担い手の確保に向けた取組を検討していく必要がある。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 公共交通ネットワークの活性化と再生							
1	◎			11.2	第二種運転免許取得等支援補助事業	新規	企画政策部・企画調整課
2				11.2	会津総合開発協議会特別負担金	継続	企画政策部・企画調整課
3				11.2	会津・野岩鉄道施設整備事業補助金	継続	企画政策部・企画調整課
4			基本目標2	11.2	会津・野岩鉄道利用促進協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
5				11.2	福島県会津線等対策協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
6				11.2	福島県鉄道活性化対策協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
7				11.2	只見線活性化対策協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
8				11.2	JR只見線維持管理費負担金（福島県只見線復旧復興基金負担金）	継続	企画政策部・企画調整課
9			基本目標2	11.2	会津線・只見線体験事業負担金（只見線復旧支援事業）	継続	企画政策部・企画調整課
10				11.2	地域公共交通会議負担金	継続	企画政策部・企画調整課
11			基本目標3	11.2	新モビリティサービス推進事業	継続	企画政策部・企画調整課
12			基本目標3	11.2	リクエスト型最適経路バス運行事業	継続	企画政策部・企画調整課
13				11.2	広域交通確保維持改善事業（生活交通路線対策事業）	継続	企画政策部・企画調整課
14			基本目標3	11.2	地域内交通構築・支援事業（公共交通空白地域対策事業）	継続	企画政策部・企画調整課
15				11.2	会津圏域公共交通活性化協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
16			基本目標3	11.2	中山間地域等遠距離通学支援事業	継続	企画政策部・企画調整課
17			基本目標3	11.2	河東地域内交通運営支援事業	継続	企画政策部・河東支所
18			基本目標3	11.2	北会津地域内交通運営支援事業	継続	企画政策部・北会津支所

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 公共交通ネットワークの活性化と再生					
1	事業名	第二種運転免許取得等支援補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	運転手不足が深刻化している乗合バス事業者及びタクシー事業者への就業機会の拡大及び人材の確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、第二種運転免許取得に要する経費を負担する事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	8,000
			所要一般財源	0	4,000
			概算人件費	0	194
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	-				
2	事業名	会津総合開発協議会特別負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津鉄道及び野岩鉄道の経営安定化を図るため、それぞれが策定した経営改善計画に基づく経常損失額（計画値）に対し、県及び関係自治体が協調して財政支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	62,060	62,284
			所要一般財源	62,060	62,284
			概算人件費	1,159	1,159
取組状況と 成果	【1】会津鉄道策定の経営改善計画（H15～） R4～6年度：第7次経営健全化3ヶ年計画、R7～9年度：第8次経営健全化3ヶ年計画 【2】野岩鉄道策定の経営改善計画（H16～） R4～6年度：第8次経営改善計画、R7～9年度：第9次経営改善計画 【3】新型コロナウイルス・燃料価格高騰の影響を踏まえた緊急支援（R2～6）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	両鉄道は、生活・観光・防災上の観点から重要な公共交通機関であるが、沿線人口の減少やマイカー移動の定着等により、利用者は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症や燃料価格高騰の影響もあり、厳しい経営状況が続いている。令和7年度を初年度とする経営改善計画に基づき、両鉄道事業者の経営改善が効果的に図られるよう、経営検討委員会を通じて県及び関係自治体と協議し、事業者に対し、経営改善に資する取組の提言や支援を行っていく。				
3	事業名	会津・野岩鉄道施設整備事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津線及び会津鬼怒川線の安全で円滑な運行を確保するとともに、車両改修などにより鉄道の魅力や利便性を向上させるため、鉄道施設の整備に対し、国及び県、沿線自治体と協調して補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	33,817	38,508
			所要一般財源	33,817	38,508
			概算人件費	1,159	1,159
取組状況と 成果	鉄道事業者の施設整備に対し、国、県、沿線市町と協調して補助金を交付する。 [R7の整備内容] 【1】会津鉄道（固定資産税納付見込額を基に、沿線市町の負担を按分） マクラギ交換、分岐器交換、連動装置電気転てつ機更新等 【2】野岩鉄道（株式保有割合を基に、沿線市町の負担を按分） モーターカー更新				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和元年度に会津線でマクラギの老朽化を要因とする脱線事故が発生するなど、両鉄道ともに施設の老朽化が進んでいることから、安全運行の確保に向け、鉄道施設の計画的な更新・改良に対して、国、県、沿線自治体と協調し支援を継続していく。 会津鉄道については、県及び事業者等と連携して国庫補助率の高い鉄道再構築事業を活用していく。野岩鉄道についても、再構築事業の活用の検討を進めながら、計画的に施設更新等が図られるよう県や関係自治体と協調して支援等に取り組んでいく。				

4	事業名	会津・野岩鉄道利用促進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	沿線市町村及び商工・観光団体、会津鉄道、野岩鉄道で構成する当該協議会へ負担金を支出し、会津・野岩鉄道の利用促進を図るための広告宣伝や鉄道利用者への支援等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	388	388
			所要一般財源	388	388
概算人件費			1,159	1,159	
取組状況と 成果	令和7年度協議会事業計画 ・マイルール意識醸成・PR事業（鉄道フォトギャラリー事業、鉄道絵画コンクール、鉄道魅力発信事業、鉄道イベント支援事業） ・地域住民利用促進事業（ファミリー割引事業、会津鉄道との共催事業） ・インバウンド・ふくしまDC誘客促進事業（ガイドブック製作事業、インバウンド・ふくしまDC施策強化事業）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	沿線人口の減少や少子化、マイカー移動の定着等により、両鉄道の利用者は今後も減少傾向が継続することが予想される。一方で、令和6年度には台湾等のインバウンド観光客が多く利用しており、さらに利用が増加することが期待される。 令和8年度デスティネーションキャンペーンに向けて、沿線市町村及び商工・観光団体と連携し、インバウンド向けのガイドブック作成など、観光路線として利用促進の取組を強化していく。				
5	事業名	福島県会津線等対策協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	福島県と会津地方の市町村等によって構成される当該協議会に負担金を支出し、会津鉄道及び野岩鉄道の安定的な経営を維持するための協議、広報、要望活動を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	133	133
			所要一般財源	133	133
概算人件費			93	93	
取組状況と 成果	第三セクター鉄道会社への支援措置について、国（国土交通省）への要望活動を実施（R5年6月9日）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	沿線人口の減少や少子化、マイカー移動の定着により、沿線住民による両鉄道の利用者は今後も減少傾向が継続することが予想される。 鉄道利用者を増やし、両鉄道の活性化と安定的な運行が図られるよう本協議会を通じて国等への要望活動等を継続していく。				
6	事業名	福島県鉄道活性化対策協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	福島県と県内の鉄道敷設市町村等によって構成される当該協議会に負担金を支出し、新幹線及び在来線の利便性向上や被災路線の復旧のために必要な協議等を行うとともに、その目的達成のための要望活動を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	21	21
			所要一般財源	21	21
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	【1】取組状況 県内の市町村が一体となって、JR東日本東北本部や各支社に対し、鉄道の施設や車両、ダイヤ等に関する要望活動を行い、改善が図られるなど一定の成果があった。 【2】改善内容 ・磐越西線での指定車両「あいづ」の運行開始。（R2.3～） ・磐越西線濁川橋りょうの早期復旧工事による全線運転再開(R5.4.1)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	磐越西線や只見線については、沿線人口の減少やマイカー移動の定着等による長期的な利用者数の減少が課題となっている。 鉄道施設の整備やダイヤ改正、運行本数の充実、新型車両の導入など、利便性や魅力の向上が図られ、利用者が増加するよう本協議会を通じて国やJRへの要望活動等を継続していく。				

7	事業名	只見線活性化対策協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	沿線市町村で構成する当該協議会に負担金を支出し、只見線の利用促進と利便性の向上を図るため、広報活動や要望活動等を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	58	58
			所要一般財源	58	58
			概算人件費	93	93
7	取組状況と 成果	・他団体と連携し、全線復旧を求める要望活動の実施（H27～） ・只見線全線運転再開（R4.10.1） ・広報活動：只見線キャラクター「キハちゃん」動画の製作・発信等			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	只見線については、県を中心とする「只見線利活用推進協議会」があることから、当該協議会でなければ果たせない役割を検討する必要性が生じている。 今後も活動を継続しつつ、只見線利活用推進協議会との役割分担を図るなど、活動のあり方については関係市町村と継続して協議していく。			
8	事業名	JR只見線維持管理費負担金（只見線復旧復興基金負担金）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	令和4年10月に全線運転再開したJR只見線の上下分離区間（会津川口～只見駅）の鉄道施設等の維持管理費について、県及び会津17市町村により負担金を支出し、その確保・維持を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,244	9,244
			所要一般財源	9,244	9,244
			概算人件費	1,159	1,159
8	取組状況と 成果	・H25：「福島県JR只見線復興推進会議」設立、只見線復旧復興基金を設置 ・H26～28：基金に121,978千円を拠出（基金総額2,100百万円） ・H28：維持管理に係る県と会津17市町村の負担割合について、県と確認書を締結 ・R3：令和4年度以降の維持管理費を明記した「覚書」を、県と会津17市町村で締結 ・R4：只見線全線運転再開 ・R5：只見線利活用計画（2023～2027）策定			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和4年の全線運転再開以降、観光客の利用が増加したが、運行本数や2次交通等に課題がある。また、施設の老朽化や資材費等の高騰により維持管理費が増加している。 県、関係自治体、関連団体等と連携して、利便性向上に向けたJRへの要望等を行うとともに、只見線を利活用した地域の活性化に取り組んでいく。また、維持管理費の自治体負担の軽減に向けて、鉄道再構築事業の活用を目指していく。			
9	事業名	会津線・只見線体験事業負担金（只見線復旧支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市内の小学生及び大人を対象に、会津線・只見線及び会津地域の魅力を体験するツアーを企画・実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	896	896
			所要一般財源	896	896
			概算人件費	387	387
9	取組状況と 成果	・H27～：市内小学生を対象とした只見線・会津線体験ツアーの実施 ・R2：新型コロナウイルスの影響により中止。 ・R3：只見線・会津線体験ツアーの再開（1回） ・R4：全線運転再開を受け、初めて秋（10月）ツアーを実施 ・R5：小学生対象のツアーに加え、大人向けのツアーを実施			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和4年10月の只見線全線運転再開以降、観光客等の増加により、利用者が増加しているが、ローカル鉄道の運行継続には、地域住民の理解や利用が不可欠であり、市民等の只見線に対するマイレール意識の醸成等が必要である。 只見線の復旧・復興への理解を深め、また会津線も含む地域ローカル鉄道へのマイレール意識の醸成を図るため、引き続き、地域住民に乗車機会を提供し、効果的な事業の在り方を検討しながらツアーを企画・実施していく。			

10	事業名	地域公共交通会議負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民生活に必要な移動手段を確保・維持するため、地域公共交通会議を設置し、地域住民や交通事業者を含めた関係者との連携のもと、持続可能な交通体系を構築していくための協議、調整を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,400	6,400
			所要一般財源	1,400	5,150
概算人件費			2,704	2,704	
取組状況と 成果	H27：地域公共交通網形成計画を策定 H30：第1期地域公共交通再編実施計画に基づく路線再編 R2：第2期地域公共交通再編実施計画に基づく路線再編 R3：会津若松市地域公共交通計画を策定 R4：地域公共交通利便増進実施計画を策定				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	路線の再編や利便性の向上等により利用促進に取り組んでいるが、人口減少や少子化等により、公共交通全体の利用者数の減少傾向が継続している。 策定した計画を確実に履行することにより、鉄道やバス、タクシー等のあらゆる交通モードが連携した利便性の高い公共交通ネットワークを構築するとともに、令和8年度には次期計画の策定を進め、持続的な運行に向けて、これまで以上に利用促進に取り組んでいく。				
11	事業名	新モビリティサービス推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会に参画し、多様な交通手段と異業種が連携してサービスを提供するMaaSに取り組み、ICTを活用した利便性の向上に向け、交通事業者や関係者等との協議・調整を進めていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	R1：会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会設立（民間事業者） R2：協議会に市が参画 【事業概要】 ・リクエスト型最適経路バスの実証運行（R2～R6） ・相乗りタクシーの実証運行（R2～3） ・デジタルチケット導入（R2～）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	MaaSアプリ等の電子チケットの利用の拡充を図るなど、事業者が自走できるMaaSの実現を目指していく。				
12	事業名	リクエスト型最適経路バス運行事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会による実証事業を経て、令和7年2月に会津乗合自動車により本格運行を開始したリクエスト型最適経路バス（MyRideどこでもバス）の運行を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,160	12,160
			所要一般財源	12,160	12,160
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	市街地における公共交通空白地域の解消及び観光客の個人旅行化に伴うパーソナルな公共交通需要に対応するため、定時定路線ではなく、利用者のリクエストに応じてAIにより最適化したルートで運行するリクエスト型最適経路バス（MyRideどこでもバス）の運行を支援する。 ・リクエスト型最適経路バスの実証運行（R2～） ・本格運行（R7.2～）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	自家用車の普及や人口減少等に伴う利用者の減少と運転手不足により、従来の路線バスやタクシーだけでは交通空白地域の解消をはじめ、高齢者や観光客等の移動手段の確保が難しくなっている。そのため、事業者と連携して、利便性の向上や運行の効率化を図るため、リクエスト型最適経路バスの運行を継続する。				

13	事業名	広域交通確保維持改善事業（生活交通路線対策事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民生活にとって必要不可欠な生活交通の維持を図るため、市町村との運行契約により交通事業者が運行する市町村生活交通路線（委託路線）及び国・県補助対象の生活交通路線（地域間幹線系統）の運行を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	109,221	109,221
			所要一般財源	109,221	109,221
			概算人件費	1,545	1,545
13	取組状況と成果	【1】生活交通路線（地域間幹線系統：国県補助） 運行欠損額と国・県補助金額との差額を関係市町村で補助。R3～：対象6路線（河東・湊線、本郷循環線、高田線、塩川・喜多方、坂下線、北会津線） 【2】市町村生活交通路線 運行欠損額を県と関係市町村で補助 H20～：対象5路線（金堀線、芦の牧線、高坂線、笈川線、新鶴線）			
	課題認識と今後の方針・改善点	自家用車の普及や人口減少、少子化による利用者の減少に加え、燃料費高騰等運行経費の増加により支援額が増加傾向にある。また、国庫補助の特例対象となっている地域間幹線系統については、特例の期限が令和7年度までとなっている。 地域間幹線系統については、国庫補助特例の延長に向けて、県及び近隣市町村と連携し、会津圏域地域公共交通計画の改訂及び路線再編を令和7年度に検討していく。委託路線についても、利用者意向等を踏まえながら、路線の再編等を検討していく。			
14	事業名	地域内交通構築・支援事業（公共交通空白地域対策事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	交通事業者のみでは対応が困難な公共交通空白地域の解消に向け、国・交通事業者と協調しながら、地域住民が主体的に運営する地域内交通の運行を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,101	3,101
			所要一般財源	3,101	3,101
			概算人件費	1,545	1,545
14	取組状況と成果	本市における地域内公共交通 【1】金川町・田園町 協議会を設立し「さわやか号」H26～運行開始 【2】湊地区 地元NP0がR3年10月～交通空白地有償運送登録により、自家用有償運送開始			
	課題認識と今後の方針・改善点	人口減少等により地域内交通の利用者数が減少傾向にあり、新たな利用者の掘り起こしのための周知・広報をはじめ、利用促進のための取組を行う必要がある。 地域内交通を運営する地域住民と連携して、それぞれの地域にあった利用促進等の対応を検討しながら、持続的な地域内交通の運行を目指していくとともに、交通空白地として課題を抱えている地域住民からの相談も受けながら、新たな地域内交通の立ち上げなどの支援も行っていく。			
15	事業名	会津圏域公共交通活性化協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	生活交通路線（地域間幹線系統）の確保・維持に向け、県が中心となり組織された会津圏域公共交通活性化協議会に参画し、会津圏域公共交通網形成計画、同再編実施計画を策定するとともに、近隣市町村に跨る広域路線バスの再編に向けた具体的な検討等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	357	357
			所要一般財源	357	357
			概算人件費	1,545	1,545
15	取組状況と成果	R1：協議会設立総会、会津圏域地域公共交通網計画の策定 R2：会津圏域地域公共交通再編実施計画等の策定、路線再編の実施 R3：会津圏域地域公共交通再編実施計画の改定、路線再編の実施 R4：路線再編の実施			
	課題認識と今後の方針・改善点	会津圏域地域公共交通計画の策定による国庫補助の特例措置の期限が令和7年度までとなっており、令和7年度中に計画の改定及び路線再編等の検討が必要である。 今後も、国庫補助の特例を受けられるよう、県や近隣自治体と連携して、計画の改定や路線の再編・見直しに取り組んでいく。			

16	事業名	中山間地域等遠距離通学支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中山間地域等にある自宅から市内の高校までの距離が遠く、高額な通学交通費を負担している世帯に対して、定期券代の一部を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	778	1,852
			所要一般財源	778	1,852
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	令和6年4月 支援事業開始 【補助内容】・月額定期購入の場合：20,000円/月を超える額を補助 ・年額定期購入の場合：144,000円/年を超える額を補助 (R7から108,000円/年を超える額を補助に変更) 【実績】・6世帯 交付額合計 257,010円				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	湊地区、大戸地区などの中山間地域等では、自宅から市街地の高等学校までの距離が遠いため、通学に公共交通機関を利用する場合に、非常に高額な交通費負担が発生してしまう世帯があり、通学支援が必要である。また、県立中学校や小規模特認校へ通学する中学生についても、通学に高額な交通費が発生する世帯がある。 遠距離通学により多額の交通費を負担している世帯を対象に、通学費の支援を実施するとともに、公共交通の利用促進と利用者の負担軽減を図るため、路線バスの路線再編と料金体系の見直しを交通事業者も交えて議論し、検討していく必要がある。				
17	事業名	河東地域内交通運営支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・河東支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	河東地域の公共交通空白地域等において、地域内での買い物や通院、また、主要な公共施設等への移動手段の確保のため、地域住民との協働を基軸とした地域内交通の構築及び持続的な運行に向けた運営支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,993	1,993
			所要一般財源	1,993	1,993
概算人件費			3,708	3,708	
取組状況と 成果	・平成29年度に、河東地域づくり委員会の中に設置した「交通環境部会」において、運行事業者やルート、待合乗降場所等の具体的な必要事項を決定し、平成30年4月より、河東地域内交通「みなづる号」の運行を開始した。 ・令和元年度からは、無料乗車会の実施や各種イベントとの連携、利用者アンケート等を実施しながら、さらなる利便性の向上と利用促進等について、交通環境部会での協議を行ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・異常気象等により、年間利用者数の減少傾向が課題となっている。 ・現状の利用者の大半が移動手段を持たない高齢者であることを踏まえ、河東地域づくり委員会交通環境部会との協働により、潜在的な利用者のニーズ調査等を行い運行方法の見直しなど利便性向上を図っていく。 ・移動手段としての利用に加え、住民同士の交流促進や生活の質の向上等につながる機会の創出に努め、その効果の検証に取り組んでいく。				
18	事業名	北会津地域内交通運営支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・北会津支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	北会津地域内からの日常的な移動手段の確保や交流促進などを図るため、各町内と医療機関や商業施設、地域内の主要公共施設とを結ぶ、地域内交通「北会津ふれあい号」の運営を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,942	3,942
			所要一般財源	3,942	3,942
概算人件費			3,708	3,708	
取組状況と 成果	・「北会津ふれあい号」の利用促進や利便性、持続性の向上への取り組みや、冬期間の児童の通学利用、また住民の生活の質の向上につながる取り組みの検討を地域住民と共に進めてきた。 ・イベント等でチラシや啓発物品を配布し周知活動を継続するとともに、乗車体験会を実施し、新規利用層の増加に向けて取り組みを行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域住民の日常を支える生活路線であり、地域住民が主体的に関わりながら、一定の利用者の確保のもとに、持続可能な運営を図るよう収支率の改善に努めていく必要がある。 ・通院等の移動手段としての役割に加え、買い物・食事等のお出かけ目的の利用層を増やし、新たな交流の機会を提供できるように、引き続き新規利用のきっかけにつながるよう乗車体験会を実施する。 ・地域住民の利便性向上を図るため、令和7年度から導入した定期券等新たなサービスの住民への周知に務める。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 公共交通ネットワークの活性化と再生



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
第二種運転免許取得等支援補助事業	路線バス利用者数（万人/年間）	178	125	178	-	178	-	178	-
会津総合開発協議会特別負担金	会津鉄道輸送人員（万人/年間）	55	46	55	-	55	-	55	-
会津・野岩鉄道施設整備事業補助金	会津鉄道輸送人員（万人/年間）	55	46	55	-	55	-	55	-
リクエスト型最適経路バス運行事業	路線バス利用者数（万人/年間）	178	125	178	-	178	-	178	-
中山間地域等高等学校遠距離通学支援事業	会津鉄道輸送人員（万人/年間）	55	46	55	-	55	-	55	-
中山間地域等高等学校遠距離通学支援事業	路線バス利用者数（万人/年間）	178	125	178	-	178	-	178	-

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野32 上下水道

目指す姿

安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール	
施策1	水道水の安定した供給と健全な経営	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを
	水道施設整備の総合的な計画を策定し、浄水場や配水池、ポンプ場、水道管の計画的な維持・整備を図ります。また、水道施設の維持更新事業の平準化と、適正な水道料金による運営により、健全な水道事業の運営を図ります。		
施策2	上水道未整備地区における飲料水の安定確保	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを
	上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。		
施策3	安定した汚水処理サービスの提供	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを
	快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽の普及を推進します。また、少子高齢化による人口減少を踏まえ、効率的な運営による持続可能な汚水処理サービスを提供します。		

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	老朽铸铁管路の更新率				%	老朽铸铁管路更新延長／更新対象の老朽铸铁管路延長×100
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	42.41	43.99	45.57	47.15	老朽铸铁管路の更新に努めていく。
	実績	45.90	48.18	50.33 (見込値)	-	
	達成率	108.23	109.52	110.45 (見込値)	-	
2	上水道が整備されていない地区数				地区	給水施設が整備されていない地区数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	7	7	7	7	引き続き未整備地区との協議を行いながら、解消に努めていく。
	実績	8	8	8	-	
	達成率	87.5%	87.5%	87.5%	-	
3	汚水処理人口普及率				%	汚水処理区域内人口・汚水処理区域外個人設置合併浄化槽人口／住民基本台帳人口
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	87.9	88.6	89.3	90.0	今後も普及促進に努めていく。
	実績	89.6	90.2	91.2 (見込値)	-	
	達成率	101.9	101.8	102.1 (見込値)	-	

2 施策の評価

施策1	水道水の安定した供給と健全な経営
主な取組状況と成果	【1】管路の更新・耐震化 ・老朽管更新計画に基づき、管路の更新を実施し、水道水の安定供給を図った。 （対象延長29,630mのうち、令和6年度末の進捗率は48.18%） ・重要給水施設への既存管路の耐震化や付随する応急給水拠点施設の整備を行い、災害時における継続的な給水機能の強化を図った。 （基幹管路の全延長45,650mのうち、令和6年度末の耐震適合率は48.71%） 【2】浄水施設の機器の更新 ・東山浄水場では老朽化した水質計器の更新、六軒浄水場では老朽化したろ過設備の修理を行い、一層の安定給水が実現した。 【3】デジタル技術の活用 ・IoT技術を活用した施工管理や常時監視型の漏水調査に取組み、工事の施工品質の向上や水道施設の維持管理の効率化を図った。 【4】健全な水道事業経営に向けた取組 ・浄水場運転管理や送配水施設維持管理業務においては、第三者委託を導入し、事業の適正な進行管理に向けたモニタリング結果の検証及び評価を行い、事業の効率化と内部管理経費の削減に努めた。 ・水道事業の広域連携については、周辺事業体との「広域的な技術連携基本協定」を締結し衛星の画像診断技術を活用した管路診断の共同発注を行うなど、費用負担の軽減を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】安全な水の安定した供給 ・漏水事故防止や災害時における継続的な給水を確保するため、管路の更新・耐震化を継続して取り組んでいく。 ・安全で質の高い水道水を供給するために、水質検査を強化し、臭気に対応した活性炭処理等により適切な水質管理を行う。 【2】管路の整備・更新の効率化 ・水道管路の整備については設計・工事・監理の各業務を一括して発注する管路更新工事の新たな発注方式の導入など、一層の効率化と高度化を図っていく。 ・公民連携、ウォーターPPPなどの各種施策への対応については、国や県さらには他事業体や他部署と連携を図り、新たな交付金の活用も視野に、効率的な管路の更新整備と維持管理が持続できる体制を構築していく。 【3】デジタル技術の活用による水道DXの実現 ・水道施設及び水質の保全や監視、施設情報の管理などの業務にデジタル技術を広くかつ積極的に活用していくことで、予防保全型の維持管理により安全性を高めていくとともに、将来にわたり持続可能な水道事業を目指し、基盤強化を図っていく。 【4】各浄水場の長寿命化対策と配水区の再編 ・大戸浄水場や東山浄水場などにおいては、給水人口の減少と施設の老朽化を踏まえ、各機器の更新や施設の改修を実施するとともに、管路や施設の統廃合及び再構築などを進めていく。 【5】健全な水道事業経営の継続 ・第三者委託による施設の適切な維持管理のため、モニタリングの実施を通して安定した業務運営に努める。 ・社会情勢の変化による水需要や給水収益の減少が続く中でも、健全な経営の継続を図るため、アセットマネジメントの手法を用いた事業計画・財政計画の実行と財務状況の検証を実施しながら、引き続き適正な水道料金の検討を行う。 ・広域連携においては、周辺事業体との共同発注や災害時の応急給水などの連携体制を維持するとともに、引き続き広域化の研究等を行っていく。

施策2	上水道未整備地区における飲料水の安定確保
主な取組状況と成果	【1】給水施設等整備 ・平成26年度から「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づき、水道が未普及で給水不安な地区の水源調査の実施や、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を図ってきた。 （令和6年度までの実施状況） 水源調査：18地区、給水施設等整備費補助金交付：28地区 【2】市営簡易水道事業 ・湊町の3地区の市営簡易水道について、地区住民に安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、点検や修理など施設の適正な維持管理に努めてきた。 ・令和2年度から地方公営企業法の財務規程等の一部を適用し、同年度末に経営戦略を策定した。 ・経営戦略に今後の整備計画を位置づけるため、既設配水管試掘調査（令和4年度）と専門機関が実施する整備手法検討調査（令和5年度）等を実施した。 ・令和6年度から東田面地区の老朽管更新に着手した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】給水施設等整備 ・湊地区の3民営簡易水道の将来的な維持管理について、地区と十分な協議のうえ、各施設の現状把握と施設台帳の整備を進めるとともに、市への移管も含めた今後のあり方について検討を進めていく。 ・簡易水道以外の上水道未整備地区についても、地区住民の意思や状況を尊重しながら、整備要望があった場合には、給水施設整備等の必要な支援を行っていく。 【2】市営簡易水道事業 ・地域住民に安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、引き続き施設の適切な維持管理に努めていくとともに、既存老朽施設の更新に向けた施設整備のあり方について継続して検討していく。 ・令和7年度中に簡易水道料金及び経営戦略の見直しに取り組む。
施策3	安定した汚水処理サービスの提供
主な取組状況と成果	【1】地域に適した下水道事業の運営 ・地域に適した下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業）を推進することで、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図った。 【2】管渠及び処理場の長寿命化 ・下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠及び処理場の予防保全型の管理及び健全度の向上を図った。（令和6年度末の長寿命化率：管渠54.6%、処理場42.9%） 【3】農業集落排水処理施設の統合 ・維持管理費のコスト削減を図るため、湊地区（赤井を共和へ）及び北会津地区（上米塚・宮木を北会津西部へ）における、処理施設の統合を進めてきた。令和5年度に北会津地区の統合が完了し、湊地区については令和10年度末の完了を目指し統合を進めている。（令和6年度末の進捗率：84.8%） 【4】個別生活排水事業の工事費の削減 ・湊地区（福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例による指定区域）を除き、浄化槽の仕様を高度処理型から国の基準である通常型へ変更したことで、工期の短縮や浄化槽の設置スペースを縮小し、整備費用のコスト削減を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域に適した下水道事業の運営 ・快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き地域に適した下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業）を推進していく。 ・人口減少やエネルギー分野を始めとする物価高騰、頻発する自然災害への対応など社会情勢の変化の中でも、健全な経営を継続していくため、財政状況の検証を実施しながら、引き続き適正な下水道使用料の検討を行っていく。 【2】管渠及び処理場の長寿命化 ・管渠施設を維持するため、管内ライニングによる更生、補修材による部分修繕など、損傷度に応じた取り組みを行い、計画的な更新を進めていく。 ・下水浄化工場については、供用開始後42年が経過しており、安定した汚水処理を継続していくため、老朽化した施設の改築を計画的に進めていく。 ・増え続ける老朽化施設や職員不足等の課題解決策の一つとして、官民連携手法（ウォーターPPP）の導入に向けた検討を行っていく。 【3】農業集落排水処理施設の統合と接続率の向上 ・処理施設の統合については、施設の機能診断（老朽度、健全度調査）により策定した最適化構想に基づき、引き続き湊地区（赤井を共和へ）の処理施設の統合を進めていく。 ・農業集落排水処理区域の一部は、接続率が低いことから普及活動を通して接続率の向上を図っていく。 【4】下水道施設の脱炭素化 ・施設の改築及び管理における高効率化や汚水処理の過程で発生する消化ガスを活用した発電施設の増設などにより脱炭素化への取組みを進めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
23-1	猪苗代湖環境保全推進事業	市民部・環境共生課
27-1	雨水幹線整備事業	建設部・都市計画課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 水道水の安定した供給と健全な経営】

・令和2年度に策定した「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき、管路と施設の再構築及び強靱化を進めてきた。
 ・管路については、デジタル技術を積極的に活用しながら、老朽管の更新や災害時に拠点となる避難所や医療機関などへの配水管の耐震化を進め、災害に強い管路の構築を図ってきた。
 ・浄水施設については、老朽化した機器等の更新とともに、大戸浄水場の休止を含む、大戸配水区再編事業の着手や東山浄水場更新に関する基本方針の策定など、将来の給水人口の減少を踏まえた効率的な水運用と健全経営を目的とした施設の再構築を検討してきた。

【施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保】

・「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づき、給水施設未整備地区との協議・検討を重ね、補助金活用し計画的に整備を進めた結果、希望する地区の整備は完了した。
 ・老朽化が著しい市営簡易水道施設の効果的な整備手法を調査した結果、東田面地区を先行して着工し、民営施設も含めた共和地区統合の検討を進めている。

【施策3 安定した污水处理サービスの提供】

・地域に適した下水道事業を計画的に推進し、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図ってきた。
 ・管渠及び処理場については、下水道ストックマネジメント計画に基づき管更生工事及び改築工事を行い、施設の長寿命化を進めてきた。
 ・農業集落排水処理施設については、湊地区及び北会津地区の処理施設の統合を進め、令和5年度に北会津地区の統合が完了し、維持管理費用のコスト縮減が図られた。
 ・個別生活排水事業については、湊地区を除いた区域の浄化槽の仕様を高度処理型から通常型に変更するなど、工期の短縮や浄化槽の設置スペースの縮小により、整備費用の削減が図られた。

○課題

【施策1 水道水の安定した供給と健全な経営】

・人口減少による給水収益の減少や事業の担い手不足の一方で、第7次拡張事業で整備された水道施設の老朽化により管路経年化率が上昇する中、管路の更新・維持管理を継続的かつ計画的に実施していくためにはデジタル技術の活用や広域連携などの効率的な取組が必要である。
 ・大戸配水区再編事業や東山浄水場更新については、水需要や給水収益の減少などの社会情勢の変化を的確にとらえながら事業を着実に推進していくことが求められる。

【施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保】

・湊地域は地理的・地形的要因から、市営簡易水道の給水区域についても現在の上水道に接続することは現実的ではなく、地域内の水源を利用した施設整備を進めているが、地域人口が少なく給水費用で賄うことは困難なことから、引き続き市が安定的な飲料水供給を支援していく必要がある。
 ・少子高齢化の影響も相まって、地区管理の簡易水道施設運営も将来的な不安から、市への移管要望の声もあり、引き続き動向を注視していく必要がある。

【施策3 安定した污水处理サービスの提供】

・下水道整備後の接続率の向上に努めていく必要がある。
 ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故の発生による機能停止等を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の更新を進める必要がある。
 ・増え続ける老朽化施設や職員不足等の、課題解決策の一つとして、官民連携手法（ウォーターPPP）の導入が必要である。

5 最終評価

政策分野32「上下水道」の推進にあたっては、漏水事故防止や災害時における継続的な給水を確保するため、管路の更新と耐震化に取り組むとともに、給水区域内人口の減少と施設の老朽化を踏まえ、施設の改修や統廃合及び再構築を進める。また、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き地域に適した下水道事業を推進し、老朽化した施設の改築工事を実施するとともに、老朽化施設の増大や職員不足等の課題解決策の一つとして、管渠更新及び維持管理において、官民連携手法を活用した包括的民間業務委託の導入に向けた検討を進める。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 水道水の安定した供給と健全な運営							
1		◎		6.1	上水道事業（管路の更新・耐震化事業）	継続	上下水道局・上水道施設課
2		◎		6.1	上水道事業（浄水施設の更新・耐震化事業）	継続	上下水道局・上水道施設課
施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保							
1		◎	基本目標3	6.1	市営簡易水道施設更新事業	継続	健康福祉部・健康増進課
2		◎	基本目標3	6.1	市営簡易水道事業	継続	健康福祉部・健康増進課
3			基本目標3	6.1	給水施設等整備事業	継続	健康福祉部・健康増進課
施策3 安定した汚水処理サービスの提供							
1		◎		6.2	公共下水道事業（下水道事業会計）	継続	上下水道局・下水道施設課
2		◎		6.2	農業集落排水事業（下水道事業会計）	継続	上下水道局・下水道施設課
3		◎		6.2	個別生活排水事業（下水道事業会計）	継続	上下水道局・下水道施設課
4		◎		6.2	下水道施設長寿命化事業	継続	上下水道局・下水道施設課
5				6.2	生活排水対策事業	継続	上下水道局・下水道施設課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 水道水の安定した供給と健全な経営					
1	事業名	管路の更新・耐震化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・上水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水道水の安定供給と災害に強い水道管網を構築するために「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき老朽管更新事業や重要給水施設配水管整備事業など、老朽化した水道管の更新や耐震化を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	882,101	828,743
			所要一般財源	807,456	747,579
			概算人件費	13,904	13,904
	取組状況と 成果	・老朽管更新事業については、計画更新延長29,630mのうち、令和6年度末の進捗率は、48.18%である。 ・重要給水施設配水管整備事業については、対象となる基幹管路の計画延長45,650mのうち、令和6年度末の耐震適合率は48.71%である。また、耐震管路に付随する応急給水拠点施設の整備を行った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・水道管路の最適化については、デジタル技術を活用し、一層の高度化を図り、人口減少下においても将来にわたり安全かつ安定的で、災害時においても供給可能な体制の構築を目指していく。 ・広域連携や公民連携、上下水道一体化などの各種施策への対応については、国や県さらには他事業体や他部署と連携をしながら、新たな交付金の活用も視野に、効率的な管路の更新整備と維持管理が持続できる体制を構築していく。			
2	事業名	浄水施設の更新・耐震化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・上水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	水道水の安定供給を図るため、「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき、浄水施設の老朽化した施設及び設備等の更新と耐震化を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	74,285	52,250
			所要一般財源	74,285	52,250
			概算人件費	9,269	9,269
	取組状況と 成果	・東山浄水場では、老朽化した水質計の更新、六軒浄水場では、老朽化したろ過設備の修理を行い、一層の安定給水が実現した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・安全で質の高い水道水を供給するために、水質検査を強化し、臭気に対応した活性炭処理等により適切な水質管理を行う。 ・大戸配水区については、前年度の調査結果を基に、工事に着手をする。 ・東山浄水場については、今後の更新事業の履行にあたって、更新に関する基礎調査を継続実施するとともに、更新に係る基本方針を取りまとめる。			

施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保

1	事業名	市営簡易水道施設更新事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、点検や修理など施設の適正な維持管理に努めているが、施設の老朽化が著しいことから、早急に順次更新を図ろうとするものです。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	47,983	22,754
			所要一般財源	83	54
概算人件費			3,476	1,545	
取組状況と 成果	・市営簡易水道事業の3地区の施設更新にかかる効果的な手法を確認するため、既設配水管試掘調査（令和4年度）と専門機関が実施する整備手法検討調査（令和5年度）を実施。 ・令和6年度に東田面地区内の測量設計業務を完了し、施設更新（管路）に着手している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和6年度より着工した東田面地区の施設更新状況・進捗を見定めながら、各地区の配水池の更新及び西田面地区と下馬渡地区統合整備に向けた検討を行っていく。 ・適切な維持管理に向け、配水流量計設置等の施設改修や土地利用に関する所有者確認など、管理体制の整備も併せて進めていく。				
2	事業名	市営簡易水道事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部 健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地区住民が健康で快適な生活をおくることができるよう、簡易水道施設により、対象となる地区住民に安全かつ安心な飲料水の安定供給を図る。 ※対象地区 湊町東田面地区、下馬渡地区、西田面地区	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,841	18,833
			所要一般財源	18,841	18,833
概算人件費			57,930	57,930	
取組状況と 成果	・安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、点検や修繕など施設の適正な維持管理に努めている。 ・国の要請に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年4月から市営簡易水道事業について、地方公営企業法の財務規程等の一部を適用した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・施設のほとんどが昭和30年代に整備されたものであり、老朽化により適切な維持管理が困難な状況も見受けられるため、施設のあり方も含めた総合的・計画的な改修が必要である。 ・地区住民に安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、引き続き施設の適切な維持管理に努めていくとともに、既存老朽施設の改修や適正な受益者負担など、今後のあり方を検討するとともに、令和7年度中に料金改定及び経営戦略の見直しを行う。				
3	事業名	給水施設等整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部 健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地区住民に安心・安全な飲料水を安定的に供給するため、水道が未普及で給水が不安な地区の水源調査の実施や、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を図る。 「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づき計画的に給水施設等の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,794	75,884
			所要一般財源	3,794	75,884
概算人件費			7,724	7,724	
取組状況と 成果	○令和6年度までの実施状況 ・水源調査 18地区 ・給水施設等整備費補助金交付 28地区 ○令和7年度の状況 ・大戸町閼川水道組合（管路老朽化整備）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づく整備は、地区意向により変更があった箇所を除き、計画どおり平成30年度までに完了した。今後は湊地区の3民営簡易水道の老朽化対策や、将来に向けた管理運営の在り方を検討していく必要がある。 ・地区管理施設の老朽化対策については、要望等に基づき計画的に補助金対応する。 ・上水道未整備地区については、地区住民の意思や状況を尊重しながらも、整備要望等があった場合に必要の支援を行っていく。				

施策3 安定した汚水処理サービスの提供

1	事業名	公共下水道事業(下水道事業会計)		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・下水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	管渠や処理場の計画的な整備により、快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、生活排水等による公共用水域の水質保全を図る。 全体計画面積：2,719ha(会津若松処理区2,330ha、芦ノ牧処理区50ha、北会津北部処理区123ha、河東処理区216ha)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,170,444	4,555,459
			所要一般財源	438,729	487,641
概算人件費			223,298	223,298	
取組状況と 成果	・管渠や処理場の計画的な整備を進め、令和6年度末現在の全体計画に対する進捗(面整備)状況は、会津若松処理区で1,667.1ha(71.5%)、北会津北部処理区で123.0ha(100%：H21完了)、河東処理区で206.2ha(95.5%)で、全体計画2,719haに対する整備完了面積は1,996.3haで進捗率は73.4%となっている。 ・一方、令和6年度末現在の接続率は処理区全体で87.8%、会津若松処理区で88.8%、北会津北部処理区で81.2%、河東処理区で74.4%となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・北会津北部処理区及び河東処理区の接続率が低い状況にあり、接続率向上に努める必要がある。 ・管渠及び処理場の計画的な整備と適正な維持管理に努めるとともに、普及活動により接続率の向上を図る。また、健全な経営を継続していくため、財務状況の検証を実施しながら、引き続き適正な下水道使用料の検討を行う。				
2	事業名	農業集落排水事業(下水道事業会計)		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・下水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	管渠や処理場の計画的な整備により、水循環と生活環境の向上、農業用水の水質保全を図る。 計画地区数：7地区 全体計画面積：417.4ha(赤井地区11ha、共和地区35ha、界沢地区20ha、宮木地区13ha、上米塚地区24ha、下荒井地区135ha、北会津西部地区179.4ha)	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	416,246	417,648
			所要一般財源	206,606	200,946
概算人件費			6,033	6,033	
取組状況と 成果	・7地区(赤井・共和・界沢・宮木・上米塚・下荒井・北会津西部地区)において、平成27年度までに管渠や処理場の整備が全て完了した。 ・一方、令和6年度末現在の接続率は地区全体で73.6%(赤井地区99.4%、共和地区95.6%、界沢地区93.9%、宮木地区91.7%、上米塚地区83.6%、下荒井地区74.3%、北会津西部地区62.9%)となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・全ての地区で平成27年度までに整備が完了したが、一部地区(特に北会津地区、下荒井・北会津西部地区)では、依然として接続率が低く、普及活動を通して農業集落排水事業の目的と市民の方の理解を深める必要がある。 ・人口減少など社会情勢の変化の中でも、健全な経営を継続していくため、財務状況の検証を実施しながら引き続き適正な下水道使用料の検証を行う。				
3	事業名	個別生活排水事業(下水道事業会計)		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・下水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	集合処理(公共下水道事業・農業集落排水事業)区域外において、浄化槽の普及を推進し、適正な管理を行うことにより、快適で衛生的な生活環境の提供と、河川等公共用水域の水質保全を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	462,124	482,050
			所要一般財源	217,450	252,896
概算人件費			18,905	18,905	
取組状況と 成果	市民からの申請に基づき浄化槽の設置を進め、令和6年度末現在の設置基数は1,202基で、全体計画基数に対する進捗率は27.9%となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和4年度より浄化槽設置を高度処理型から通常型(BD0処理)へ転換し、初期コストの削減を図ってきたところであり、今後も、工事費のコスト削減と適正な浄化槽の維持管理に努めながら、長寿命化対策の検討も行っていく。 ・人口減少など社会情勢の変化の中でも、健全な経営を継続していくため、財務状況の検証を実施しながら、引き続き適正な下水道使用料の検証を行う。				

4	事業名	下水道施設長寿命化事業		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・下水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	事故の未然防止とライフサイクルコストの削減を図るため、「下水道ストックマネジメント計画」や「農業集落排水施設最適整備構想」を策定し、公共下水道施設（処理場・管渠）及び農業集落排水処理施設（処理場・管渠）の長寿命化対策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	441,798	297,339
			所要一般財源	40,027	22,748
概算人件費			7,984	7,984	
取組状況と 成果	・下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠及び処理場の予防保全型の管理及び健全度の向上を図った。（令和6年度末長寿命化率：管渠54.6%、処理場42.9%） ・維持管理費のコスト削減を図るため、湊地区（赤井を共和へ）及び北会津地区（上米塚・宮木を北会津西部へ）における、処理施設の統合を進めてきた。令和5年度に北会津地区の統合が完了し、湊地区については令和10年度末の完了を目指し統合を進めている。（令和6年度末の進捗率：84.8%）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・管渠施設を維持するため、管内ライニングによる更生、補修材による部分修繕など、損傷度に応じた取り組みを行い、計画的な更新を進めていく。 ・下水浄化工場については、供用開始後42年が経過しており、安定した汚水処理を継続していくため、老朽化した施設の改築を計画的に進めていく。 ・処理施設の統合については、施設の機能診断（老朽度、健全度調査）により策定した最適化構想に基づき、引き続き湊地区の処理施設の統合を進めていく。				
5	事業名	生活排水対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	上下水道局・下水道施設課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	下水道計画区域のうち、未整備区域を対象に、10人槽以下の浄化槽設置に対して、必要な経費について補助金を交付し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。また、浄化槽法に基づく各種事務及び地域汚水処理施設の適正な維持管理に必要な整備に対し補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,025	8,025
			所要一般財源	4,632	4,632
			概算人件費	9,011	9,011
	取組状況と 成果	・既存の単独処理浄化槽・くみ取り便槽を使用している住宅等の増改築による合併処理浄化槽の設置を対象とし、設置に係る経費に対して国・県等の制度を活用し、補助金を交付した。 ・浄化槽法に定められた届出書の受理のほか、浄化槽台帳の整備、浄化槽の機能点検、放流水質検査等、浄化槽に関する法定事務を継続して行っている。 ・地域汚水処理施設に対し、市要綱に基づき補助金を交付した。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・単独処理浄化槽や汲み取り便所使用の市民に浄化槽の設置を推進する必要がある。 ・個人管理の浄化槽については、浄化槽法に基づく適正な管理を個人の責任において行うことが義務付けられており、使用者への管理指導啓発を行っている。 ・個人管理浄化槽の管理状況について情報を提供し、清掃業者との協力により適正管理への指導対応を行っている。				

政策目標4 安全、快適な基礎づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野33 住宅・住環境

目指す姿

安全で快適な住環境が整っているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	空家等対策の推進	
	防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生未然防止に取り組めます。	
施策2	市営住宅の管理運営	
	低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行うとともに、長寿命化に向けた改善や建て替え等を進めます。	
施策3	住宅・建築物の耐震化の促進	
	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	安全、衛生、景観等の問題を抱える空家等の解消率					特定空家等のうち問題が解消された数/特定空家等の総数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	21	24	27	45	各年度において特定空家の増減があるが、近年5ヵ年では40%台で推移していることから、同水準を維持していくことが妥当であると考え、令和8年度からの目標値を45%とした。
	実績	43	41	41	-	
	達成率	204.8%	170.8%	151.9%	-	
2	市営住宅の長寿命化に向けた改善戸数					
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	430	458	473	473	市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改善を実施している。
	実績	430	458	458	-	
	達成率	100%	100%	96.8%	-	
3	住宅の耐震化率					
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	92.4	93.7	95.0	95.0	目標に対して遅れが生じているため、今後、さらに耐震化に対する市民の意識を高めていく必要がある。
	実績	87.0	87.4	87.8	-	
	達成率	94.2%	93.3%	92.4%	-	

2 施策の評価

施策 1	空家対策の推進
主な取組状況と成果	【1】第2期空家等対策計画の推進 ・平成27年に学識経験者や法務、不動産、建築等の関係団体で構成する空家等対策協議会及び庁内の関係課長会議を設置し、以降、空家等対策に係る情報共有や意見聴取等を行っている。 ・令和3年4月に第2期空家等対策計画を策定し、未然発生防止の取組や特定空家への対応を強化するための施策の充実を図った。 【2】空家等の実態調査 ・町内会へのアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、空家等の実態把握のための現地調査を行ってきた。また、調査結果については、毎年町内会と共有している。（空家実数：1,490戸 令和7年3月時点） 【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進 ・適正管理が必要な空家等の所有者等に対し、適正管理の依頼を行うとともに、特に周辺への影響が大きく、危険性が高い空家等について、特定空家等に指定し、法に基づく、助言・指導を実施した。 ・空家等に関する相談体制を構築し、チラシの作成・配布等により、空家等の発生抑制対策を実施した。（令和6年度の主な実績 相談数：157件、固定資産税納税通知書同封チラシ：47,000枚） ・平成30年度に空家等改修支援事業を創設し、これまで12件の空家等の利活用を支援し、空家等の解消と地域コミュニティの活動拠点づくりや移住促進を支援した。 ・令和5年度に空家等解体撤去事業を創設し、居住環境の改善及び地域活性化を推進している。（令和6年度実績15件） ・危険空家等の応急的対応ができるよう、令和5年度に空家等応急措置条例を制定した。 【4】空家等対策特別措置法（以下、空家法）の改正に伴う対応 ・令和7年度において、空家法に基づく相続財産清算人の選任申立てを行い、特定空家の解消に取組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】第2期空家等対策計画の推進 ・少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等の近隣環境への影響が危惧され、行政の対応が求められている。適正に管理されていない空家等への対応に重点をおいていく必要がある。 ・都市計画など、各種計画と連携し、人口減少・少子高齢化の進行の中でも持続可能なまちづくりに寄与していく。 ・令和7年度は第2期空家等対策計画の最終年度となるため、これまでの空家対策の総括を行うとともに、次期計画においては、住生活に係る計画期間を含めた各種計画との整合性を図り、また、庁内の関連施策との連携や、不動産業界等が取組む空家関連事業への支援など、複雑かつ多様化する空家等の課題解決に向けた体制のあり方等について協議・検討を進めていく。 【2】空家等の実態調査 ・空家等においては建物の経年劣化や所有者や管理者等の状況の変化など、取り巻く環境が変化することから、実態調査に基づく情報管理を適切に行っていく必要がある。空家等対策における実態の把握は、行政のみならず、関係機関・団体や地域住民とともに取り組む必要があり、所有者と地域住民の日頃のコミュニケーションが重要であることから、地域との連携を図りながら対策を推進する。 【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進 ・空家等は第一義的には、所有者の責任のもと適正管理を促すとともに、所有者個々の事情等にも考慮しながら対応を図る必要がある。特に特定空家等の対応においては、具体的なロードマップを作成しながら、法に基づく助言・指導を順次行うとともに、所有者不在の特定空家については相続財産清算人制度を活用するなど、法務、不動産等の関係団体と連携し、施策を推進し、解消につなげていく。 ・発生抑制のためには、空家を未然に防ぐ情報冊子を作成し、建物等の所有者及び管理者に対し、空家について啓発活動を行う。また、相談窓口に関するチラシを固定資産税納入通知書に同封するなど、空家等の未然発生防止の取組により注力していく。 ・利活用については、不動産の利活用・流通促進に取り組み、市民や移住者などのニーズを踏まえ、国の補助制度を活用しながら空家対策支援事業の拡充を調査検討していく。 【4】空家法の改正に伴う対応 ・空家等の発生抑制対策として、相続登記の義務化について周知の徹底を図る。 ・所有者等が土地・建物を管理せずに放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合には、管理不全土地・建物の管理制度の活用を協議・検討していく。

施策2	市営住宅の管理運営
主な取組状況と成果	【1】会津若松市住生活基本計画の策定（政策分野全体に係るものであるが、施策2に記載） 【2】セーフティネット住宅供給促進事業 ・民間賃貸住宅の大家等に対して、住宅セーフティネット制度についての説明会を開催するとともに、登録について業界団体へ協力を依頼するなど、制度の周知に努めてきた。 【3】市営住宅大規模改善事業 ・昭和40年代後半から供給された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。 ・令和2年度から城西団地に着手し、令和6年度までに5棟108戸の改善を行った。 【4】市営住宅管理運営事業 ・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。 ・市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。 ・火災等により住宅に困窮している人の一時避難場所として市営住宅を使用できるように制度を整えた。 【5】城前団地建替事業 ・令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。 ・建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】会津若松市住生活基本計画の策定（政策分野全体に係るものであるが、施策2に記載） ・関係各課と連携し、令和8年度の策定に向けて取り組んでいく。 【2】セーフティネット住宅供給促進事業 ・大家や不動産事業者等の制度についての理解が深まっていないため、業界団体に依頼するなどして、大家等へ制度について説明する機会を創出していく。また、人口減少対策の観点から、新婚世帯や子育て世帯などについても対象とするか研究していく。 【3】市営住宅大規模改善事業 ・経年により事業の対象となる住宅は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。 ・長期的に利用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を行っていく。 【4】市営住宅管理運営事業 ・住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、社会・経済情勢等を踏まえて、入居者資格の緩和について検討していく。 ・老朽化が進む市営住宅の修繕や入居者対応のほか、市営住宅の予防保全の推進、市営住宅を活用した地域活性化や人口減少対策などの新たな取組も求められていることから、そうした取組等を推進する体制を構築するため、市営住宅の管理運営業務についての民間委託を検討していく。 【5】城前団地建替事業 ・城前団地については、令和7年度で既存入居者の移転が概ね完了し、令和8年度以降は公募による入居者募集を開始する予定であることから、若者世帯や子育て世帯等の入居を促進させるなど、既存コミュニティの活性化を図っていく必要がある。 ・事業の進捗や社会的ニーズ等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。

施策3	住宅・建築物の耐震化の促進
主な取組状況と成果	【1】耐震改修の促進 ・木造住宅耐震診断促進事業、大規模建築物耐震診断支援事業及び避難路沿道建築物耐震診断等支援事業を実施するとともに、令和3年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでいる。 木造住宅耐震診断の実績 令和4年度 4件、令和5年度 1件、令和6年度 6件 ・大規模盛土造成地においては、第2次スクリーニングの結果、安全性が確認されなかった盛土（河東町南高野地区）の滑動崩落防止対策として、令和5年度に対策工事の詳細設計を実施し、令和6年度から工事を進めている。 令和2年度～令和5年度：大規模盛土造成地変動予測調査（第2次スクリーニング） 合計4箇所 令和5年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計 1箇所 令和6年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事 1箇所
課題認識と今後の方針・改善点	【1】耐震改修の促進 ・耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。 ・第2次スクリーニングにより安全性が確認されなかった大規模盛土造成地（河東町南高野地区）においては、滑動崩落を防止する対策工事を継続的に実施し令和8年度までに完了する予定である。一方、対象となる大規模盛土造成地については、今後も経過観察マニュアルに基づき、定期的な点検や、震度5弱以上の地震又は大雨が発生した場合の異常時点検を実施し安全を確認する。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 空家等対策の推進】

・第2期空家等対策計画に基づき、空家等の実態調査をベースに、空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進の各種対策を推進。
・空家等総合支援事業により、改修支援12件、解体撤去支援21件による空家等の解消に繋がった。
・空家数では、令和4年度の1,587戸をピークにその解消数も増加しており、令和7年3月現在で、令和元年度同水準の1,490戸となっており、各種対策の推進が空家等の増加に歯止めをかけているなど、一定の成果が現われている。

【施策2 市営住宅の管理運営】

・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設を長寿命化しライフサイクルコストを縮減することができた。
・城前団地建替計画に基づき、既存住宅解体、実施設計、住棟建設を進め、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備し、既存住宅入居者に良好な住環境を提供することができた。

【施策3 住宅・建築物の耐震化の促進】

・木造住宅耐震診断促進事業及び大規模建築物耐震診断支援事業を実施するとともに、令和3年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでおり、住宅の耐震化率の向上を図っている。

○課題

【施策1 空家等対策の推進】

・空家対策を「まちづくり」の長期的な視点にたてば、年々増え続ける空家等を対処療法的に改修、解体を行うだけではなく、家を新築しようとする方、家を所有している方などに対し、空家化を未然に防ぐ方策を周知するなど、入口対策を徹底して行うことにより空家をこれ以上増やさないこと、既存の空家等を貴重な地域資源として活用を促進し、また、空家解消後の跡地利用を、不動産としてうまく流通させていく出口対策までを一貫して行うなど、住環境の好循環を生み出すことで、持続可能な安心安全で住みよい「まちづくり」に繋げていかなければならない。

【施策2 市営住宅の管理運営】

・経年により大規模改善事業の対象となる住宅は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。
・城前団地については、令和7年度で既存入居者の移転が概ね完了し、令和8年度以降は公募による入居者募集を開始する予定であることから、若者世帯や子育て世帯等の入居を促進させるなど、既存コミュニティの活性化を図っていく必要がある。

【施策3 住宅・建築物の耐震化の促進】

・建築物の耐震化については、会津若松市耐震改修促進計画に基づき、今後も普及啓発に努め木造住宅耐震診断促進事業を継続し、市民の生命・財産を守るために重要な住宅の耐震化を促進していく必要がある。
・また、不特定多数が利用する大規模建築物や緊急輸送路に指定された避難路沿道建築物への耐震改修工事の支援を進めていく。

5 最終評価

政策分野33「住宅・住環境」の推進にあたっては、人口減少・少子高齢化の進行や自然災害が頻発・激甚化する中で、放置された空家等への対処や住環境の安全・安心に向けた取組が一層求められていることから、住生活の分野において市が直面している問題を整理した上で、住生活基本計画を新たに策定し、住環境の整備を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 空家対策の推進							
1		◎	基本目標2	11.1	空家等対策事業	継続	建設部・建築住宅課
2				11.1	空家等対策支援事業	継続	建設部・建築住宅課
施策2 市営住宅の管理運営							
1	◎			11.1	会津若松市住生活基本計画の策定	新規	建設部・建築住宅課
2	◎	◎		11.1	セーフティネット住宅供給促進事業	継続	建設部・建築住宅課
3	◎	◎		11.1	市営住宅大規模改善事業	継続	建設部・建築住宅課
4		◎		11.1	市営住宅管理運営事業	継続	建設部・建築住宅課
5		◎		11.1	城前団地建替事業	継続	建設部・建築住宅課
施策3 住宅・建築物の耐震化の促進							
1		◎		11. b	耐震改修促進事業	継続	建設部・建築住宅課
2		◎		11. b	宅地耐震化促進事業	継続	建設部・開発管理課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

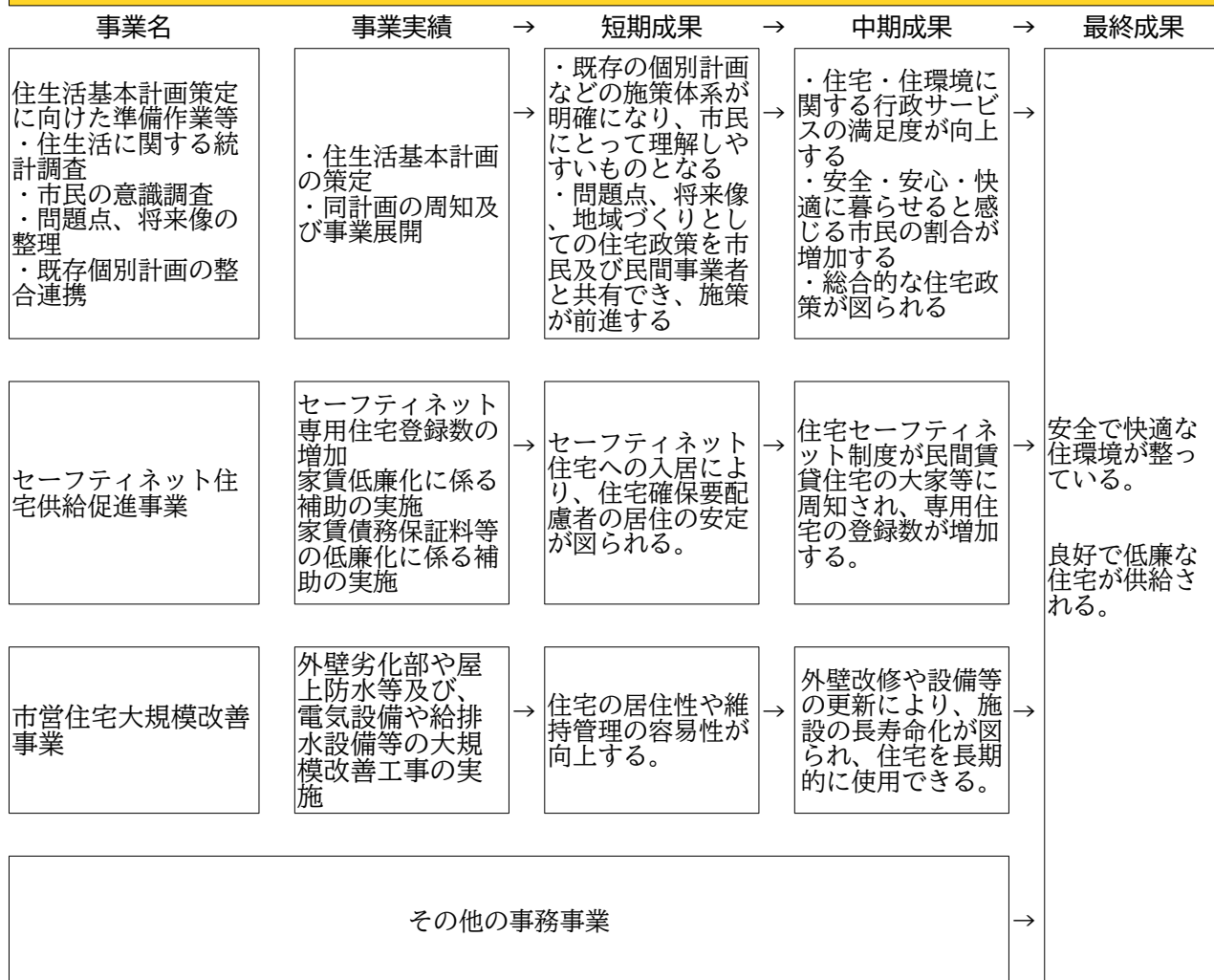
施策1 空家対策の推進					
1	事業名	空家等対策事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・建築住宅課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	令和3年4月に策定した第2期空家等対策計画に基づき、空家等の実態の把握とともに適正管理の促進、発生抑制対策、利活用対策、特定空家等対策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,170	16,028
			所要一般財源	9,670	13,028
			概算人件費	21,622	23,321
	取組状況と 成果	・各種施策の充実のため、学識経験者や関係団体等で構成する空家等対策協議会を設置し、その助言等に基づく効果的な施策運営を行ってきた。 ・町内会へのアンケート調査等により、空家等の実態把握を行ってきた。 ・実態把握や通報による現地確認、所有者・相続人等の実態調査（登記や戸籍等の調査）、所有者等への適正管理依頼文書の送付や直接の交渉に等により空家の解消に取組んできた。 ・より状態の悪い空家については、特定空家の指定を行い、助言、指導等により重点的に空家の解消に取組んできた。 ・令和5年に空家等応急措置条例を制定し、応急措置を要する空家等が発覚した場合の実施基準等を整備した。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・空家等のうち、適正に管理されていない空家等への対応に重点を置いていく必要があることから、今後、特定空家の解消に向け、具体的なロードマップを作成し、とりわけ所有者不存在の特定空家については相続財産清算人制度の活用を進めていく。 ・令和7年度は第2期空家等対策計画の最終年度となるため、これまでの空家対策の総括を行うとともに、次期計画においては、住生活に係る計画期間を含めた各種計画との整合性を図り、また、庁内の関連施策との連携や、不動産業界等が取組む空家関連事業への支援など、複雑かつ多様化する空家等の課題解決に向けた体制のあり方等について協議・検討を進めていく。			
2	事業名	空家等対策支援事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・建築住宅課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	第2期空家等対策計画に基づき、安全・安心なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、適正な管理が行われていない空き家等について、「空家等改修・解体撤去補助金」を交付することにより改修や除却等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,400	15,800
			所要一般財源	8,050	14,950
			概算人件費	1,545	3,090
	取組状況と 成果	・平成30年度に空家等改修支援事業を創設。令和6年度までに12件を支援。 ・令和6年度に空家等解体撤去支援事業を新設し、改修支援事業と合わせて空家等対策支援事業補助金交付要綱を制定。令和6年度まで21件を支援。 ・解体撤去支援事業を活用しての特定空家の解消については令和5年度1件、令和6年度1件となっている。 ・本事業については、特定空家等や管理が不十分な空家所有者等に対し、適正管理依頼と併せて周知を行っている他、市HP、市政だより、ラジオ、固定資産税納税通知書への同封、空家情報冊子への掲載など、あらゆる媒体を通じて広報に取組んでいる。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・空家対策は、所有者等の責任が原則であるが、適切に管理されていない空家の解消のため、空家対策支援事業の拡充を図っていく。（令和7年度は改修支援事業が4月中に予定の3件（7月1日現在で相談は7件）に達し、解体・撤去支援事業が5月中に予定の21件（7月1日現在で相談は62件）に達し募集を終えている。） ・空家の解体、改修に関連する相続登記や、空家内の残置物撤去などへの支援に関する相談も増加傾向にあり、それらの支援メニューを整備している自治体もあることから、国の補助制度の利活用も含め、調査検討していく。			

施策2 市営住宅の管理運営					
1	事業名	会津若松市住生活基本計画の策定		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	住まいに関する市の個別計画及び国・県の住生活基本計画と連携を図った、安全・安心・快適に暮らせるための「会津若松市住生活基本計画」を策定する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	20,000
			所要一般財源	0	10,000
			概算人件費	1,507	7,531
	取組状況と成果	—			
	課題認識と今後の方針・改善点	関係各課と連携し、令和8年度の策定に向けて取り組んでいく。			
2	事業名	セーフティネット住宅供給促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	民間賃貸住宅の大家や不動産事業者等に対して、住宅確保要配慮者専用の民間賃貸住宅（セーフティネット専用住宅）への登録を促す。また、セーフティネット専用住宅の大家等に対して家賃低廉化に係る補助及び家賃債務保証料等の低廉化に係る補助を行う（入居時のみ）。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,000	6,600
			所要一般財源	1,500	1,650
			概算人件費	4,021	4,021
	取組状況と成果	民間賃貸住宅の大家等に対して、住宅セーフティネット制度についての説明会を開催するとともに、登録について業界団体へ協力を依頼するなど、制度の周知に努めてきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	大家等の制度についての理解が深まっていないため、業界団体に依頼するなどして、大家等へ制度について説明する機会を創出していく。また、人口減少対策の観点から、新婚世帯や子育て世帯などについても対象とするか研究していく。			
3	事業名	市営住宅大規模改善事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市営住宅の外壁劣化部や屋上防水等及び、電気設備や給排水設備等を改善し、経年により低下した安全性や居住性の向上及び長寿命化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	70,000	70,000
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	2,519	2,519
	取組状況と成果	昭和40年代後半から建設された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。 令和2年度から城西団地に着手し、令和6年度までに5棟108戸の改善を行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	経年により事業の対象となる住宅数は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。 長期的に使用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修等に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を実施していく。			

4	事業名	市営住宅管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	住宅施設を適切に管理供給するため、入退去管理、家賃の賦課・徴収、空家修理、計画的改善、用地取得などを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	218,520	270,214
			所要一般財源	72,390	64,100
			概算人件費	101,025	106,289
5	取組状況と 成果	安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。 市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。 火災等により住宅に困窮している人の一時避難場所として市営住宅を使用できるように制度を整えた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、社会・経済情勢等を踏まえて、入居者資格の緩和について検討していく。 老朽化が進む市営住宅の修繕や入居者対応のほか、市営住宅の予防保全の推進、市営住宅を活用した地域活性化や人口減少対策などの新たな取組も求められていることから、そうした取組等を推進する体制を構築するため、市営住宅の管理運営業務についての民間委託を検討していく。			
	事業名	城前団地建替事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	城前団地の市営住宅は、その多くが建設から50年程度経過し、老朽化が進行していることから、建て替えによって施設を更新することにより、ユニバーサルデザインなどに配慮した住環境の改善を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	506,571	380,500
			所要一般財源	11,295	4,750
			概算人件費	7,277	7,277
	取組状況と 成果	令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。 建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	城前団地については、令和7年度で既存入居者の移転が概ね完了し、令和8年度以降は公募による入居者募集を開始する予定であることから、若者世帯や子育て世帯等の入居を促進させるなど、既存コミュニティの活性化を図っていく必要がある。 事業の進捗や社会的ニーズ等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 市営住宅の管理運営



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
会津若松市住生活基本計画の策定	「住み続けたい」と思う市民の割合	—	—	—	—	—	—	—	—
セーフティネット住宅供給促進事業	セーフティネット専用住宅数	—	—	20	—	25	—	30	—
市営住宅大規模改善事業	大規模改善工事を実施した住宅のうち、現在も供給が可能な住宅の割合（％）	100	100	100	97	100	—	100	—

施策3 住宅・建築物の耐震化の促進					
1	事業名	耐震改修促進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物について、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用について支援を行う。また、昭和56年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断及び耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,160	5,900
			所要一般財源	3,160	5,900
			概算人件費	9,038	9,038
	取組状況と成果	「会津若松市耐震促進計画」に基づき、新耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震診断の支援（R6まで76件）に取り組んできた。また、改正耐震改修促進法が施行されたことに伴い、平成26年度より大規模建築物の耐震診断の支援（6件）、平成29年度から避難路沿道建築物への支援（診断18件、改修2件）を実施している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・木造住宅の耐震診断、耐震改修の実施数が少ないことから、耐震化への意識の醸成が課題である。 ・市ホームページでの情報発信、個別訪問等を継続して実施し、耐震化への周知に努める。また改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。			
2	事業名	宅地耐震化推進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	大規模な地震時における盛土造成地の滑動・崩落による被害から市民の生命と財産を守るため、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地において、滑動崩落防止対策を進め、被害の防止・軽減を図るとともに、経過観察マニュアルに基づき、対象となる造成地について定期的な点検や異常時点検を実施し、安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	56,213	61,213
			所要一般財源	3,963	4,213
			概算人件費	2,240	2,240
	取組状況と成果	大規模盛土造成地の安全性を確認するための第2次スクリーニング計画を基に、対象盛土41ブロックの内、優先度の高い4ブロックの第2次スクリーニングを完了し、3ブロックの安全性を確認した。安全性が確認されなかった1ブロックの盛土（河東町高塚地区）については、令和5年度に滑動崩落防止対策工事の詳細設計を実施し、令和6年度から工事を実施している。 令和2年度～令和5年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング) 合計4箇所 令和5年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計 1箇所 令和6年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事 1箇所			
	課題認識と今後の方針・改善点	第2次スクリーニングにより安全性が確認されなかった大規模盛土造成地（河東町南高野地区）においては、滑動崩落を防止する対策工事を継続的に実施し令和8年度までに完了する予定である。一方、対象となる大規模盛土造成地については、今後も経過観察マニュアルに基づき、定期的な点検や、震度5弱以上の地震又は大雨が発生した場合の異常時点検を実施し安全を確認する。			

政策分野34 景観

目指す姿

自然景観、歴史的景観、まちなみ景観など、本市の景観の特性を活かした、うるおいと魅力にあふれるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成 	
	歴史、文化、地域の特性を活かした、魅力にあふれ、賑わいのある景観の創出と、豊かな自然景観の保全を図ります。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	景観に関する市民満足度				%	他市と比べて優れていると感じる人の割合（アンケート調査の結果）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	59	61	63	65	中心市街地における空地の増加等の影響もあり昨年度の実績値を下回ったものの達成する見通しである。
	実績	73	75	67	-	
	達成率	124%	123%	106%	-	
2	屋外広告物の更新率					更新済件数÷更新申請が必要な件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	95	96	97	98	所有者不確知の案件があるため更新率100%の達成は難しいところだが、未更新物件の所有者等に対する通知等を徹底することにより達成する見通しである。
	実績	96	96	97	-	
	達成率	101%	100%	100%	-	

2 施策の評価

施策1	自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成
主な取組状況と成果	【1】景観形成事業 ・景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の改正を行い、法を根拠とした実効性の高い規制や誘導を実施してきた。 （景観形成基準適合件数：R3年度116件、R4年度93件、R5年度68件、R6年度74件） ・景観重点地区や景観まちづくり協定地区の修景への助成等によるまちなみ景観づくりを進め、まちなかの魅力向上に寄与するとともに、歴史的景観建造物や自然景観緑地の登録や指定、維持管理経費等の一部助成による景観形成に努めてきた。 （景観助成件数：R3年度18件、R4年度16件、R5年度14件、R6年度14件） ・大好きな会津絵画コンクール等を実施し、景観形成に向けた市民意識の高揚を図るとともに、情報発信のあり方に関する検討を行った。 （絵画コンクール応募件数：R3年度432件、R4年度392件、R5年度372件、R6年度434件） 【2】屋外広告物対策事業 ・屋外広告物の許可申請（新規、更新、変更等）の受付や適切な規制、誘導、指導等を実施してきた。 （受付件数：R3年度386件、R4年度389件、R5年度377件、R6年度390件） ・本市の地域特性に応じた独自の屋外広告物等に関する条例を制定したことで、大規模屋外広告物において使用する色彩の低減等の景観的配慮がなされた。 （景観配慮大規模屋外広告物件数：R3年度21件、R4年度28件、R5年度8件、R6年度18件） ・本市独自の屋外広告物等に関する条例を制定したことで既存不適格となった物件に対する助成制度を創設し活用を促したことで、47件中45件が是正された。（是正率：95.7%） ・屋外広告物の安全性を確保するため、安全点検の義務化等について屋外広告物等に関する条例の改正を行った。 【3】歴史的風致維持向上計画推進事業 ・歴史的風致に関する各種活動団体へのヒアリングや資料収集等を実施するとともに、庁内の関係部局と連携を図りながら計画を策定し国の認定を受けた。 ・歴まちカードの配布を通じて計画の周知に努めた。 （歴まちカード配付枚数：R5年度4,811枚、R6年度6,101枚） ・歴史的風致維持向上計画推進協議会を発足し、計画に位置づけた各種事業の進捗等に対する評価を受けながら計画を推進し、新庁舎及び日新館天文台跡地周辺の整備を行い、また、茶室隣閣及び山鹿素行生誕地の整備を行っている。 ・歴史的建造物に対する新たな支援制度を検討するため、各所有者等を対象とするアンケート調査を実施する。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】景観形成事業 ・景観重点地区における修景等に対する助成制度を活用しながら、各地区にふさわしいまちなみ景観づくりを市民協働により進めていく。 ・景観形成に向けた意識の高揚を図るため、本市らしいまちなみ景観づくりに向けた周知活動等を継続的かつ効果的に行う。 【2】屋外広告物対策事業 ・本市らしい良好な広告景観の形成のため、規制、誘導、指導等を適切に実施していく。 ・既存不適格となった屋外広告物の所有者等に対し、是正に向けた働きかけを行う。 ・屋外広告物の安全性確保がより求められていることから、その所有者等に対し安全点検等に関する周知啓発を行い、適正な維持管理を促す。 【3】歴史的風致維持向上計画推進事業 ・歴史的価値の高い建造物の保存・活用など、市民との協働による歴史まちづくりを進めるため、引き続き計画の周知を行う。 ・市内に残る歴史的資源を活かすため、庁内各課（文化スポーツ課、観光課、まちづくり整備課等）との横断的な連携により各種事業を推進する。 ・歴史的建造物の所有者等に対するアンケート調査の結果を踏まえて、新たな支援制度の必要性について検討する。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
7-3	文化財保存活用地域計画推進事業	教育委員会・文化スポーツ課
15-1	史跡若松城跡総合整備事業	観光商工部・観光課
24-1	鶴ヶ城公園管理事業	建設部・まちづくり整備課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・平成28年度に景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の改正を行い、法を根拠とした実効性の高い規制や誘導により景観形成基準に適合した大規模行為が行われた。 ・景観助成制度を活用することで景観形成による魅力向上に寄与した。 ・平成29年度に本市の地域特性に応じた独自の屋外広告物等に関する条例を制定したことで、大規模屋外広告物において景観的配慮がなされた。 ・令和3年度に屋外広告物の安全性を確保するため、安全点検の義務化等について屋外広告物等に関する条例の改正を行った。 ・令和4年度に歴史的風致維持向上計画を策定し、令和5年度に国の認定を受けた。 ・歴史的風致維持向上計画に位置付けた各種事業に対し国からの財政的支援を受け整備を行った。 ○課題 ・景観法に基づく景観計画の策定から8年が経過し、現地パトロールの実施により届出を促した案件が依然見受けられることから、建設業界に対する制度の周知等を行う必要がある。 ・良好な広告景観の形成のため、既存不適格物件の所有者等に対する是正に向けた働きかけを継続するとともに、安全点検等に関する周知啓発を行い、適正な維持管理を促していく。 ・歴史的建造物の利活用に関して、所有者等を対象とするアンケート調査を実施し、ニーズを踏まえたうえで新たな支援制度について検討する。
--

5 最終評価

政策分野34「景観」の推進にあたっては、外部評価にもあるように、景観重点地区における修景等に対する助成制度を活用し、市民協働によるまちなみ景観づくりを進めるとともに、景観形成に向けた意識の高揚を図るため、本市らしいまちなみ景観づくりに向けた周知活動等を継続していく。特に、歴史的価値の高い建造物の保存・活用については、歴史的風致維持向上計画に基づき取組を推進していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成							
1				11.4	景観形成事業	継続	建設部・都市計画課
2				11.3	屋外広告物対策事業	継続	建設部・都市計画課
3				11.4	歴史的風致維持向上計画推進事業	継続	建設部・都市計画課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成

1	事業名	景観形成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松らしい景観を「まもり」「つくり」「そだてる」ため、景観条例及び景観計画等に基づき、市民協働による各種景観施策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,080	15,080
			所要一般財源	9,080	10,080
			概算人件費	3,862	3,862
2	取組状況と成果	景観計画により会津若松らしい景観形成に向けた規制、誘導を図る一方、景観重点地区や景観まちづくり協定地区における修景、歴史的景観建造物や自然景観緑地に対する支援を行うことで市民協働による景観形成を推進し、また、大好きな会津絵画コンクール等による景観形成に向けた市民意識の高揚を図るとともに、情報発信のあり方に関する検討を行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	景観重点地区における修景等に対する助成制度を活用しながら、各地区にふさわしいまちなみ景観づくりを市民協働により進めるとともに、景観形成に向けた意識の高揚を図るため、周知活動等を継続的かつ効果的に行っていく。			
	事業名	屋外広告物対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
3	概要 (目的・内容)	良好な広告景観の形成を図るため、本市独自の屋外広告物等に関する条例に基づき、屋外広告物の適切な規制、誘導等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	378	378
			所要一般財源	378	378
			概算人件費	5,021	5,021
	取組状況と成果	屋外広告物の許可申請（新規、更新、変更等）の受付や適切な規制、誘導、指導等を実施し、本市の地域特性に応じた独自の屋外広告物等に関する条例を制定したことで既存不適格となった物件に対し、屋外広告物適正化助成制度を創設し早期は正に向け活用を促したことで、47件中45件が是正され（是正率：95.7%）、屋外広告物の安全性の確保を図るため、安全点検義務化等について条例の改正を行った。			
3	課題認識と今後の方針・改善点	本市らしい良好な広告景観の形成のため、規制、誘導、指導等を適切に実施するとともに、屋外広告物の安全性確保が最優先となっていることから、所有者等による適正な維持管理に向けた安全点検等に関する周知啓発を行い、本市独自の屋外広告物等に関する条例を制定したことで既存不適格となった屋外広告物の所有者等に対する是正に向けた働きかけを継続して行う。			
	事業名	歴史的風致維持向上計画推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	歴史的建造物と地域の伝統的な人々の活動を歴史的風致とみなし、歴史的風致維持向上計画に位置付け、国の認定を受けることで各種事業を推進し、市街地環境の魅力を向上させる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	532	532
			所要一般財源	532	532
			概算人件費	1,352	1,352
3	取組状況と成果	歴史的風致維持向上計画を策定し国の認定を受け、歴まちカードの配布等を通じて計画の周知に努めるとともに、歴史的風致維持向上計画推進協議会を発足して計画に位置づけた各種事業の進捗等に対する評価を受けながら計画を推進し、新庁舎や日新館天文台跡地周辺の整備を行い、また、茶室隣閤及び山鹿素行生誕地の整備を行うとともに、歴史的建造物に対する新たな支援制度を検討するため、各所有者等を対象とするアンケート調査を実施する。			
	課題認識と今後の方針・改善点	歴史的価値の高い建造物の保存・活用など、市民との協働による歴史まちづくりを進めるため引き続き計画の周知を行い、庁内各課（文化課、観光課、まちづくり整備課等）との横断的な連携により各種事業を推進するとともに、歴史的価値の高い建造物が解体等により年々減少するなど、歴史と伝統を反映した人々の生活が薄れつつあることから、歴史的建造物の活用等に対する新たな支援制度について検討する必要がある。			

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野35 情報通信技術

目指す姿

ICT（情報通信技術）の活用により、市民の誰もが積極的にまちづくりに参加できる環境が整備され、地域の課題解決や活力の維持・発展につながるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール		
施策1	ICTへの興味関心・リテラシーの向上 多くの市民がICTの利便性を享受し、日々進歩する技術等を身近に感じることでできる機会を創出することにより、ICTへの興味関心の向上を図ります。さらに、情報格差（デジタルデバイド）の解消及び情報を使いこなす力（情報リテラシー）の向上を図ります。	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
施策2	ICTを活用した地域活力の維持・発展 多種多様な公開できうる情報やデータ（オープンデータ）の拡充を図ります。また、それらの解析等を行うアナリティクス人材（データサイエンティスト）の育成を図りながら、その解析結果をまちづくりや企業活動等に活用するなど、地域活力の維持・発展につなげていきます。また、ICTの専門大学である会津大学等と連携しながら、ICTやIoTを活用した他の自治体の先導的なモデルとなる取組により、地域のしごとの創出に努めます。	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	オープンデータ登録件数				件	オープンデータ利活用基盤に登録されたデータセット数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	240	260	280	300	登録データの目標を達成した。今後も目標に向け、収集・登録を行っていく。
	実績	240	261	280	-	
	達成率	100.0%	100.4%	100.0%	-	
2	庁内研修会の開催回数				回	統計分析データ利活用の庁内研修会開催回数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	2	2	2	2	実務データ分析活用研修に加え、地理空間情報の活用研修を行い、目標回数となった。引き続き職員の理解とスキルの向上を図っていく。
	実績	2	2	2	-	
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	-	

2 施策の評価

施策1	ICTへの興味関心・リテラシーの向上
主な取組状況と成果	【1】ICTの利活用に関する講習会等の開催 ・スマートフォン教室を開催するとともに、令和6年度からは、スマートフォンの操作等を教えることができるデジタルサポーターの育成や活用にも取り組み、デジタルデバイドの解消に向けた取組を継続して実施してきた。 ・行政手続きや行政からの情報発信においてICTを積極的に活用することにより、「デジタルシフト(※)」への対応を推進してきた。 ※情報伝達媒体や各種手続きなどの社会の仕組みが電子的な手段に移行し、これまでよりデータやデジタル技術との接点が増えた状態のこと。 【2】ICTを体感する機会の創出 ・スマートフォン教室などを通じ、デジタルを活用した様々な行政サービスを体感する機会を設けてきた。 ・また、AiCT企業と連携したイベントやデジタル活用の地域支援、スマートシティサポーターなどの取組を通して、「手続きナビシステム」や「会津若松+」と連携したサービスを体験できる場を設け、市民の皆様が「スマートシティ会津若松」のサービスを体感し、ICTの利便性を実感して、さらなる利用を促進するよう取り組んできた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】ICTの利活用に関する講習会等の開催 ・ICT活用能力の向上を図るため、デジタル申請の操作方法など、市民生活の手続きを体験できる、市民生活に身近なスマートフォンなどの講習会を継続していく。 ・一方で、「スマートシティ会津若松」の取組の推進等により、官民で様々なデジタルサービスが実装されていくなか、町内会などのより身近な場所や日常的な場面での支援の要望など市が開催するスマートフォン教室での対応のみではカバーしきれないニーズや要望が存在している。これらに対しては、AiCTコンソーシアムや主体的に取り組む町内会等と連携することで対応の裾野を広げていくとともに、スマートフォンやデジタルサービスを地域で教えていくことが出来る人材の育成や活用の取組を拡充していく。 【2】ICTを体感する機会の創出 ・引き続き、AiCT企業と連携したイベントやデジタル活用への地域支援、スマートシティサポーターなどの取組などを通して、市民の皆様がスマートシティ会津若松の各種ICTサービスを体感していただく機会を設けていく。

施策2	ICTを活用した地域活力の維持・発展
主な取組状況と成果	【1】オープンデータの蓄積、活用とアナリティクス・サイバーセキュリティ関連人材の育成 ・市が保有するデータを標準規格でオープンデータ化して公開することで、様々なサービス等で利用しやすくし、掲載データや活用事例の紹介等を行うことで、ユーザーの利活用を促してきた。 ・職員のデータ分析・利活用のリテラシー向上を図り、証拠に基づく政策立案（EBPM）など効果的なデータ利活用が進むよう環境を整備することで、人口減少等の行政課題の解決に資する人材の育成に取り組んできた。 ・また、行政運営の効率化や生産性向上を図るため、市内の各種統計データや分析ツールを利活用してきた。 【2】ICTを活用した市民の主体的な活動の促進 ・「あいべあ」「ペコミン」は、防災情報メールなど市の情報発信手段として、また団体やコミュニティにおける連絡網や掲示板として活用できるため、ICTを活用した市民活動や地域活動に繋がっていくことを期待してサービスを継続し、周知活動等を行ってきた。 【3】「スマートシティ会津若松」の推進による地域活力の維持・発展 ・平成27年度より、「会津若松+」において、地域情報ポータルサイトとして情報発信するとともに、様々なサービスを連携させるデータ連携基盤として「除雪車ナビ」などの市民の利便性向上に資するサービスの提供に取り組んできた。 ・令和4年度には、会津大学、一般社団法人AiCTコンソーシアムと「スマートシティ会津若松」の推進に関する基本協定を締結し、産学官連携の推進体制の強化を図るとともに、令和4・5・6年度においては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、基本協定に基づきAiCTコンソーシアムを実施主体とした、データ連携基盤の改修や拡張、食・農業や決済など市民生活にかかわる多くの分野でのサービス実装や利用促進の取組を支援することで、魅力的なしごとづくりや市民生活の利便性向上に取り組んできた。 ・本市の取組が横展開され、令和5年度末より福島県が主体となったデータ連携基盤の提供が始まったところであり、令和7年度においては、新しい地方経済・生活環境交付金を活用し、県基盤とのサービス連携・共同利用に取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】オープンデータの蓄積、活用とアナリティクス・サイバーセキュリティ関連人材の育成 ・市が保有するデータをオープンデータ化して公開することにより様々なサービス等で利用しやすくなり、掲載データや活用事例の紹介等を行うことで、ユーザーの利活用を促すことができるため、オープンデータの掲載を拡充していく。 ・実務課題と実データを用いた実践研修や地理空間情報の活用研修により、職員のデータ分析・利活用のリテラシー向上を図り、効果的なデータ利活用が進むよう環境を整備することで、人口減少等の行政課題の解決に資する人材の育成に取り組んでいく。 【2】ICTを活用した市民の主体的な活動の促進 ・「あいべあ」は、市の防災情報などの提供手段でもあることから登録者も着実に増えており、サービスの運用及び市民への周知を継続していくが、構築から10年以上が経過しており、活発な双方向のコミュニケーションを促進する観点から、使いやすさや利便性の向上のためのリニューアルの必要性を含めてサービスのあり方を検討する。 ・令和7年2月に発生した豪雪では、大雪に対する注意やごみ収集の一時停止等の情報を「あいべあ」やホームページを活用してタイムリーにお知らせすることが出来た。一方で、電子的に情報を受け取れない町内会長や地域住民は、紙等で情報を受け取ることによる時間的な格差や地域内で情報を共有するための負担があったものと認識しており、市・町内会・地域住民間における公共連絡網としての「あいべあ」の有効な活用について検討する。 ・「ペコミン」は、運用を継続しながら行政サービスとしてのあり方を検討する。 【3】「スマートシティ会津若松」の推進による地域活力の維持・発展 ・これまでの取組により、本市においては多くのデジタルサービスが提供され利便性が高まっている取組が着実に増えている一方で、認知や利用が十分に拡大していないサービスも存在している。このため、多くの市民が「スマートシティ会津若松」を日常的に実感出来るよう、一般社団法人AiCTコンソーシアムが中心となり取り組む、既存のデジタルサービスの利用促進や利用拡大に繋がる仕組みの構築等を支援するとともに、町内会などの身近な場面でスマートフォンやデジタルサービスを教えるなど、市民理解や地域連携を促進する取組を継続していく。 ・また、令和7年度から県との連携により取組を開始した県データ連携基盤の共同利用について、将来的な基盤の統合に向け、市側の基盤にある官民それぞれのサービス連携・移行の検討を進めるとともに、スマートシティAiCTを拠点に活動する一般社団法人AiCTコンソーシアム及び関連企業の定着にも繋がるサービス連携・拡大について支援していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
1-3	地方創生推進事業（デジタル未来アート事業）	企画政策部・情報戦略課
15-2	スマートシティ会津若松推進事業（観光分野）	企画政策部・情報戦略課
16-1	スマートシティ会津若松推進事業（決済分野）	企画政策部・情報戦略課、観光商工部・商工課
17-1	スマートシティ会津若松推進事業（ヘルスケア分野）	企画政策部・情報戦略課、健康福祉部・健康増進課
17-3	オンライン診療推進事業	企画政策部・情報戦略課
22-1	スマートシティ会津若松推進事業（エネルギー分野）	企画政策部・情報戦略課、市民部・環境共生課
26-1	スマートシティ会津若松推進事業（防災分野）	企画政策部・情報戦略課、市民部・危機管理課
41-2	会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	企画政策部・企画調整課
41-3	スマートシティ会津若松推進事業（行政分野）	企画政策部・情報戦略課
41-3	情報管理費	企画政策部・情報戦略課
41-3	庁内情報化推進事業費	企画政策部・情報戦略課
41-3	情報ネットワーク基盤整備事業	企画政策部・情報戦略課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果
 ・本政策分野では、ICTを活用した地域課題の解決や地域活力の維持・発展を目指し、様々な取組を進めてきた。
 ・なかでも、スマートシティAiCTの整備、会津大学及び一般社団法人AiCTコンソーシアムとの産学官連携による推進体制の構築、デジタル田園都市国家構想交付金等の国の支援制度を活用したデジタルサービスの構築等、いわゆる「スマートシティ会津若松」の取組において、ヒト・モノ・カネの環境を整えながらICTの取組を推進することで、地域課題の解決や生活利便性の向上に資する多くのデジタルサービスが実装された。
 ・さらに、企業誘致や地域のしごと創出に繋がってきたところであり、政策目標に対して成果をあげることができたものと評価する。

○課題
 ・これまでの「スマートシティ会津若松」の取組は、進出企業が推進役となり進めてきた面があるが、持続性を高めより効果的に進めていくためには、進出企業と地元企業・市民が、これまで以上に互いに理解を深め、連携していくことが必要となる。
 ・このため、市民理解に向けては、デジタルデバйд対策や体験の機会創出のみならず、サービス提供企業と利用者のコミュニケーションを図ることができるデジタルな仕組みの活用を促進していくとともに、地元企業に向けては、進出企業との交流の場や機会の創出、さらには企業体への参加支援などを進めていく。
 ・また、将来的に市データ連携基盤を県データ連携基盤へ統合することを目指す中で、スマートシティAiCTを拠点とする企業が事業を継続していくことが必要であるが、官民それぞれのサービス移行の検討において本市やAiCTへの定着に繋がる連携のあり方を検討し、支援していくことが必要である。
 ・総合計画の更新に合わせ、スマートシティに向けた次代のデジタル活用や情報化・dXを推進する（仮称）デジタル社会実現戦略（情報化推進計画基本方針の刷新）の検討が求められる。（政策分野41再掲）

5 最終評価

政策分野35「情報通信技術」の推進にあたっては、ICTを活用した地域課題の解決や地域活力の維持・発展を目指し、引き続き、会津大学や一般社団法人AiCTコンソーシアムとの産学官連携による推進体制のもと、「スマートシティ会津若松」の取組を推進していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 ICTへの興味関心・リテラシーの向上							
1			基本目標3	9.1	地域情報化推進事業（ICT活用能力向上等）	継続	企画政策部・情報戦略課
2			基本目標3	4.8.9	スマートシティ会津若松推進事業（スマートシティサービス共創推進事業）	継続	企画政策部・情報戦略課
施策2 ICTを活用した地域活力の維持・発展							
1			基本目標3	9.1	データ利活用推進事業	継続	企画政策部・情報戦略課
2			基本目標3	9.1	地域情報化推進事業（あいべあ、ペコミン）	継続	企画政策部・情報戦略課
3			基本目標3	9.1	スマートシティ会津若松推進事業（地域課題解決型先端サービス実装化支援事業）	継続	企画政策部・情報戦略課
4			基本目標3	4.8.9	スマートシティ会津若松推進事業（複数分野のデータ連携による共助型スマートシティ推進事業）	継続	企画政策部・情報戦略課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 ICTへの興味関心・リテラシーの向上

1	事業名	地域情報化推進事業（ICT活用能力向上等）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市情報化推進計画に基づく「デジタルシフト」の推進に向け、市民のICTへの意識や活用能力の向上、市民の生活の利便性向上を図るため、スマートフォンによる操作方法等を学ぶ講習会を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,929	10,625
			所要一般財源	2,929	7,094
概算人件費			1,298	1,298	
取組状況と 成果	・平成17年度からのシニアパソコン講習会を始め、平成27年度から情報活用能力向上に向けた各種セミナー等を開始し、現在スマートフォン教室や困りごと相談会など、デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた取組を継続。 ・令和6年度からは、スマートフォンの操作等を教えることができるデジタルサポーターの育成や活用にも取り組み、デジタルデバイドの解消に向けた取組を継続して実施してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ICT活用能力の向上を図るため、デジタル申請の操作方法など、市民生活の手続きを体験できる、市民生活に身近なスマートフォンなどの講習会を継続していく。 ・一方で、「スマートシティ会津若松」の取組の推進等により、官民で様々なデジタルサービスが実装されていくなか、市が開催するスマートフォン教室での対応のみではカバーしきれないニーズや要望が存在している。これらに対しては、AiCTコンソーシアムや主体的に取り組む町内会等と連携することで対応の裾野を広げていくとともに、スマートフォンやデジタルサービスを地域で教えていくことが出来る人材の育成や活用の取組を拡充していく。 ・企業や事業者も含め、地域社会の様々な主体が円滑にデジタルサービスを利用できる機会や環境のあり方を検討する。				
2	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（スマートシティサービス共創推進事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	デジタルサービスを積極的に体験・活用・周知するスマートシティサポーター等の市民、地域の業界団体、サービス提供企業等が連携し、デジタルサービスについての体験や意見交換などを行いながら、より一層使いやすく地域に浸透するサービスの創出のための体制を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,448	6,384
			所要一般財源	2,724	3,192
			概算人件費	1,669	1,669
	取組状況と 成果	・スマートシティ会津若松の市民理解の促進にあたり、デジタルサービスを実際に体験してみること、自分の身近な方からの口コミなどが効果的であることから、令和4年度にスマートシティ市民理解促進事業として「スマートシティサポーター制度」を立ち上げ、デジタルサービスについての体験や意見交換会などを行いながら、より一層使いやすく地域に浸透するサービスの創出のための体制整備に努めてきた。 ・令和6年度に、交流会を3回、意見交換会を4回を実施し、交流を促進した。 ・令和7年度は、「スマートシティ会津若松」の取組をより推進するため、スマートシティにつながる取組に関するコンテストを実施する。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・デジタルサービスの体験や意見交換会等を通し、地域の課題や問題意識を発信する市民を増やすとともに、スマートシティサポーター同士の交流を活発にしていけることを通じ、地域におけるデジタルサービスの普及や活用を拡大していく。				

施策2 ICTを活用した地域活力の維持・発展

1	事業名	データ利活用推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	オープンデータ利活用基盤「DATA for CITIZEN」上にオープンデータの蓄積を行い、データ活用を促進する。また統計情報の分析やデータ利活用による効果的・効率的な行政運営を推進するため、庁内職員の資質やスキルの向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30,766	22,809
			所要一般財源	26,991	22,809
概算人件費			6,063	6,063	
取組状況と 成果	・オープンデータ利活用基盤「DATA for CITIZEN」の運用・更新 ・データ分析・活用の考え方や進め方を学ぶ庁内職員向けの研修会を実施した。 ・標準規格の形式(NGSI)対応のインターフェースを構築し、都市OS(会津若松+)各種サービスの分野間での連携、横展開を図った。 ・GISの運用管理や各所属での活用のサポートを行うことで、分かりやすい地図情報でのデータの可視化を行った。また基幹業務標準化に伴うシステム改修を実施した。 ・市が保有するデータを標準規格でオープンデータ化して公開することで、様々なサービス等で利用しやすくし、掲載データや活用事例の紹介等を行うことで、ユーザーの利活用を促してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・実務課題と実データを用いた実践研修や地理空間情報の活用研修により、職員のデータ分析・利活用のリテラシー向上を図り、効果的なデータ利活用が進むよう環境を整備することで、人口減少等の行政課題の解決に資する人材の育成に取り組んでいく。 ・市が保有するデータをオープンデータ化して公開することにより様々なサービス等で利用しやすくなり、掲載データや活用事例の紹介等を行うことで、ユーザーの利活用を促すことができるため、オープンデータの掲載を拡充していく。				
2	事業名	地域情報化推進事業(あいべあ、ペコミン)		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	大規模災害等においても有効な連絡手段を確保し、日常生活での地域ICTの利活用を促進するため、インターネット公共連絡網システム「あいべあ」を運用する。また周辺地図との連動による防災・減災の情報配信や健康増進、地域の交流促進等の機能を有するアプリ「ペコミン」の活用推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,310	19,408
			所要一般財源	7,069	12,808
概算人件費			1,159	2,318	
取組状況と 成果	・「あいべあ」「ペコミン」は、防災情報メールなど市の情報発信手段として、また団体やコミュニティにおける連絡網や掲示板として活用できるため、ICTを活用した市民活動や地域活動に繋がることを期待してサービスを継続し、周知活動等を行ってきた。 ・平成24年度～インターネット公共連絡網システム「あいべあ」運用継続。 ・平成28年度～ローカル情報交流スマホアプリ「ペコミン」運用継続。あいべあと連携。 ・令和4年度 あいべあ、ペコミン「会津若松+」との連携を開始。 ・令和5年度 あいべあのメール遅延対策を実施。 ・令和6年度 デジタル田園都市国家構想交付金を使用し、あいべあを一部改修。 ・令和7年度 あいべあ、ペコミンを福島県のデータ連携基盤と接続する。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・「あいべあ」は、市の防災情報などの提供手段でもあることから登録者も着実に増えており、サービスの運用及び市民への周知を継続していくが、構築から10年以上が経過しており、活発な双方向のコミュニケーションを促進する観点から、リニューアルの必要性を含めてサービスのあり方を検討する。 ・令和7年2月に発生した豪雪では、大雪に対する注意やごみ収集の一時停止等の情報を「あいべあ」やホームページを活用してタイムリーにお知らせすることが出来た。一方で、電子的に情報を受け取れない町内会長や地域住民は、紙等で情報を受け取ることによる時間的な格差や地域内で情報を共有するための負担があったものと認識しており、市・町内会・地域住民間における公共連絡網としての「あいべあ」の有効な活用について検討する。 ・「ペコミン」は、運用を継続しながら行政サービスとしてのあり方を検討する。				

3	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（地域課題解決型先端サービス実装化支援事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	本市に拠点を構えた進出企業が地元団体等と連携して行うサービスの実装や、地元団体等による進出企業が提供するサービスの導入に対して補助金を交付することで、進出企業の事業継続や関係人口の増加、地域の課題解決や経済の活性化等を促進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	10,028	16,028
			所要一般財源	5,028	10,028
			概算人件費	387	387
	取組状況と 成果	令和4年度に、サービスの企画、実証、開発等を支援する「進出企業支援型」の補助制度を創設。また、令和5年度に、進出企業が提供する先端サービスの導入に要する経費等を支援する「地域企業等支援型」を追加した。（※以下、補助金交付実績） ・令和4年度 「進出企業支援型」4事業者 ・令和5年度 「進出企業支援型」4事業者 「地域企業等支援型」5事業者 ・令和6年度 「進出企業支援型」募集なし 「地域企業等支援型」6事業者			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	今後も「地域企業等支援型」を中心に事業を展開することとし、主に地域の業界団体で構成される「スマートシティ会津若松共創会議」などにおいて、事業成果の共有や制度の周知を行うことで企業・団体間の連携や補助金の活用を促進する。 また、補助活用事業者からのヒアリング等を踏まえ、事業の実効性の検証と制度の見直しを継続しながら、より一層の地域の課題解決や経済の活性化に取り組んでいく。			
4	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（複数分野のデータ連携による共助型スマートシティ推進事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	・官民によるデジタルサービスを連携させる基盤となる「会津若松＋（プラス）」が、安定的かつ効果的な運用となるよう支援する。 ・新しい地方経済・生活環境交付金デジタル実装型実施計画に基づき実施するデータ連携基盤の改修や民間サービスの実装等を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	40,000	100,000
			所要一般財源	25,928	55,928
			概算人件費	4,017	4,017
	取組状況と 成果	・平成27年度より、「会津若松＋」において、地域情報ポータルサイトとして情報発信するとともに、様々なサービスを連携させるデータ連携基盤として「除雪車ナビ」などの市民の利便性向上に資するサービスの提供に取り組んできた。 ・令和4年度には、会津大学、一般社団法人AiCTコンソーシアムと「スマートシティ会津若松の推進に関する基本協定」を締結し、産学官連携の推進体制の強化を図るとともに、令和4・5・6年度においては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、基本協定に基づきAiCTコンソーシアムを実施主体とした、データ連携基盤の改修や拡張、食・農業や決済など市民生活にかかわる多くの分野でのサービス実装や利用促進の取組を支援することで、魅力的なしごとづくりや市民生活の利便性向上に取り組んできた。 ・本市の取組が横展開され、令和5年度末より福島県が主体となったデータ連携基盤の提供が始まったところであり、令和7年度においては、新しい地方経済・生活環境交付金を活用し、県基盤とのサービス連携・共同利用に取り組んでいる。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・これまでの取組により、本市においては多くのデジタルサービスが提供され利便性が高まっている取組が着実に増えている一方で、認知や利用が十分に拡大していないサービスも存在している。このため、多くの市民が「スマートシティ会津若松」を日常的に実感出来るよう、一般社団法人AiCTコンソーシアムが中心となり取り組む、既存のデジタルサービスの利用促進や利用拡大に繋がる仕組みの構築等を支援するとともに、市民理解や地域連携を促進する取組を継続していく。 ・また、令和7年度から県との連携により取組を開始した県データ連携基盤の共同利用について、将来的な基盤の統合に向け、市側の基盤にある官民それぞれのサービス連携・移行の検討を進めるとともに、スマートシティAiCTを拠点に活動する一般社団法人AiCTコンソーシアム及び関連企業の定着にも繋がるサービス連携・拡大について支援していく。			

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策9 ひとの力を活かした地域活力の創造・再生

政策分野36 地域自治・コミュニティ

目指す姿

地域コミュニティの主体的で活発な活動により、強い絆のもと特色ある地域づくりが進むまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール	
施策1	地域コミュニティへの支援		
	地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。		
施策2	地域主体のまちづくりの推進		
	地域の活性化や個性あふれる地域づくりに向けて、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考え、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう、地域による主体的なまちづくりを支援していきます。		
施策3	中山間地域の活力の向上		
	人口減少や高齢化が進む中山間地域の集落においても、地域の担い手の育成や集落間の連携強化などにより安全安心な生活環境を維持し、地域活力を向上するための仕組みづくりを進め、中山間地域の特色を生かした地域振興を図ります。		

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	町内会加入率				%	全世帯に占める町内会加入世帯数の割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	92.0	92.0	92.0	92.0	役員の高齢化やなり手不足などに伴い加入率は減少傾向にある。今後も町内会が抱えている課題に対し、区長会と連携しながら町内会活動の維持に向けた支援を行う。
	実績	92.2	91.3	90.7	-	
	達成率	100.2	99.2	98.6	-	
2	地域づくり活動組織数				団体	活動を継続している組織数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	8	8	9	10	北会津・河東・湊のモデル地区の取組成果が認知され、他地域で取り組みが始まっている。引き続き、未設置地区における組織づくりに向けた支援を行い、設立を進める。
	実績	5	7	7	-	
	達成率	62.5	87.5	77.8	-	

2 施策の評価

施策1	地域コミュニティへの支援
主な取組状況と成果	【1】町内会、区長会活動への支援 ・市と市区長会が協働で組織活性化や支援策を検討し、町内会活動ガイドブックの作成や市区長会のホームページ開設、町内会加入促進チラシの活用や市区長会における地区区長会交付金制度の創設など、町内会や市区長会活動への支援に取り組んできた。また、市・市区長会・県宅地建物取引業協会会津若松支部とで「町内会への加入促進に関する協定」を締結し、町内会への加入促進に取り組んでいる。 ・令和4年度から、市が区長に依頼している業務を調査し、区長の事務負担軽減に向けた取組として、文書の配布時期の調整や市が要請する各種会議の委員への就任、出席要請への配慮と再検討について、庁内各部署に依頼している。 【2】市民憲章の推進 ・市民憲章の実践活動を推進するため、クリーン鶴ヶ城作戦や花いっぱい運動などの環境美化、花園コンクールや作文コンクール、小さな親切運動などの啓発活動を実施するとともに、実践した団体や個人の表彰を行っている。また、「はたちのつどい」において市民憲章啓発チラシを配布するなど、若年層への啓発活動に努めるとともに、推進事業の活性化や推進委員の組織力強化に向けて取り組んでいる。 ・令和7年度のクリーン鶴ヶ城作戦（清掃活動）については、市内25団体416名の参加を得た。 【3】コミュニティセンターの運営及び活性化 ・平成30年度から、指定管理協定に地域コミュニティの育成や発展及び活性化に関する事業への積極的な取組について規定し、円滑な地域コミュニティ活動の推進を図るとともに、トイレの洋式化や集会室への冷暖房設備の設置を計画的に実施し、令和5年度からはWi-Fi環境を整備するなど、利便性の向上を図っている。 ・令和5年に地域課題の把握と早期解決を図るための取り組みとして、各コミュニティセンターに「コミュニティご意見箱」を設置する等、コミュニティセンターを核とした地域コミュニティの育成、発展及び活性化につながる施設のあり方について、意見の集約を行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】町内会、区長会活動への支援 ・高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化している等の地域課題の解決に向け、地域と行政がともに考え取り組む必要があることから、市区長会と連携を図りながら効果的な方策を検討していく。 ・区長の行う事務について、情報収集しながら検証を行い、事務負担軽減や地域の活性化につながるよう整理していく。 【2】市民憲章の推進 ・市民憲章の市民への理解促進と組織力の強化を図るため、市政だより等の広報手段を活用したPR、クリーン鶴ヶ城作戦や花いっぱい運動等の環境に配慮した市民憲章活動事業を通し、普及啓発に努めていく。 ・推進委員の高齢化に加え、各種活動への参加者も減少傾向にあり、今後、幅広い世代、特に若年層への市民憲章の啓発や企業を中心とする市内各種団体の加入促進などを進め、組織や事業を見直しながら事業の推進を図っていく。 【3】コミュニティセンターの運営及び活性化 ・コミュニティセンターが地域のコミュニティ活動や課題解決に取り組む地域づくり活動の拠点として活発に利活用できるよう、引き続き指定管理者・関係団体・庁内関係部局等と連携した取組を行っていく。 ・利用者の高齢化や市民ニーズの変化や、新型コロナウイルス感染症の影響による地区活動等の自粛やサークルの解散など、コミュニティセンターにおける地域・市民活動の停滞・減少が懸念されている。 ・施設や設備の計画的な改修等を実施するとともに、指定管理者による自主事業の開催、親子連れや若年層等もコミュニティセンターを利用しやすいような環境づくりについて検討し、新規利用者の確保に向けた取り組みを進めていく。 ・コミュニティセンターを核とした地域コミュニティの育成、発展及び活性化に向けて、地域課題の把握とともに、その手法について指定管理者と検討を進め、早期解決を図っていく。

施策2	地域主体のまちづくりの推進
主な取組状況と成果	【1】地域づくり活動への支援 ・令和3年度：「地域づくりビジョン推進事業補助金」を新設 ＜北会津地域づくり委員会＞ ・平成25年度設立、令和3年度地域づくりビジョン策定 ＜河東地域づくり委員会＞ ・平成25年度設立、令和2年度地域づくりビジョン策定 ＜みんなと湊まちづくりネットワーク＞ ・平成27年度設立、平成27年度地域づくりビジョン策定、令和元年度NPO法人化、令和5年度基幹集落センターの指定管理受託 ＜大戸まちづくり協議会＞ ・令和2年度設立、令和2年度地域づくりビジョン策定、令和5年度NPO法人化 ＜北地区地域づくり協議会＞ ・令和元年度設立、令和4年度地域づくりビジョン策定 ＜一箕地区ひとみ創造ネットワーク＞ ・令和6年度設立、令和6年度地域づくりビジョン策定 ＜行仁まちづくり協議会＞ ・令和6年度設立、令和6年度地域づくりビジョン策定 【2】北会津・河東地域審議会、北会津・河東地域連携会議 北会津及び河東地域においては、合併後、市の付属機関である「地域審議会」を設置し、新市建設計画の執行状況などを調査・審議し、答申を行ってきたが、設置期間の満了に伴い、後継組織として「地域連携会議」を設置した。 【3】地域おこし協力隊・集落支援員事業 住民主体の地域づくり活動を支援するため、地域おこし協力隊や集落支援員を配置 ・令和7年度：地域おこし協力隊（大戸2名、湊2名、一箕1名、行仁2名）、集落支援員（大戸1名、湊1名、河東1名、北1名）
課題認識と今後の方針・改善点	【1】地域づくり活動への支援 ・各地域の地域づくり活動は、地域づくりビジョンの策定や活動の実践等を通じてコミュニティの醸成や協働のまちづくりへの理解が進んでいるが、高齢化による各種団体の活動の低下などの課題を抱えている。若年層の参画や地域の方が気軽に集える活動拠点等について地域とともに検討していく。 ・令和3年度、類似の補助制度を統合し、「地域づくりビジョン推進事業補助金」を新設。今後、他地域への横展開を図るため、制度内容や取り組み事例などの周知を行っていく。 ・地域づくり活動の進展や地域の実情に応じて地域おこし協力隊や集落支援員の配置など人的支援も検討していく。 ・地域づくり活動に取り組む地区の増加に伴い、支援を担う職員の不足や支援の継続性の面で職員による支援に課題もあることから、先進自治体を参考に、新たな組織の立ち上げも視野に本市に適した中間支援のあり方を検討していく必要がある。 ・中間支援組織について、先進事例の情報収集を行い、本市の地域特性等を踏まえて、本市に適した組織形態や運営、人材確保等について整理を行い、中間支援組織の設置に向けて庁内検討を進めていく。 【2】北会津・河東地域連携会議 ・設置期間は令和8年3月31日までであり、まちづくりに関する意見交換等の機能について、地域づくり委員会等への移行を検討する。 【3】地域おこし協力隊・集落支援員事業支援事業 ・地域づくり活動を住民の無償ボランティアのみで担うには限界があり、地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用した人的支援を行っていく。 ・持続的な地域運営のためには、地域運営組織の事務局を担える人材の配置が重要であり、人材の募集・掘り起こしを行いながら、各地区の取組状況を踏まえ、増員や新たな配置を進めていく。

施策3	中山間地域の活力向上
主な取組状況と成果	【1】定住支援住宅供給事業の実施 ・大戸・湊地区の空家を活用した定住支援住宅の整備に向け、庁内及び地域・民間団体とともに、空家情報を収集してきた。 【2】中山間地域等地域づくり支援事業 ・大戸地区と湊地区において、県のサポート事業を活用した地域づくりの取組みを実施。（閤川地区（H21～22）、上雨屋地区（H21～24）、湊地区地域活性化協議会（H27～）） ・国の「どぶろく特区」認定を取得し、新たな地域資源の創出による地域の活性化を図る。（平成24年度） ・「会津若松市中山間地域連絡調整会議」を設置し、庁内での意識共有や事業マネジメントを図る。（平成25年度～） ・湊町原地区において「はら笑楽交プロジェクト実行委員会」が、旧原小学校を改修（H29.7オープン）し活動を開始（平成28年度～） 【3】ICTを活用した中山間地域づくり事業 ・平成28年度から、国の交付金を活用して、中山間地域の活力向上およびコミュニティづくりのため、湊地区において、通信網を整備し、地域内の防災や地域内交通の運行等の情報共有、高齢者の見守り等に活用できるテレビを利用した「中山間地域生活支援システム（みなとチャンネル）」を構築・実証を行った。実証は平成30年度で終了したが、地域住民主体により事業を継続してきた。 ・令和4年度に大戸地区において「中山間地域生活支援システム（おおとチャンネル）」を導入し、地域の課題解決に資する活用体制の構築を行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】定住支援住宅供給事業 ・中山間地域（大戸・湊地区）において人口減少が進展していること、また、同地域内に空家はあるものの借家が不足していることから、地元の地域づくり組織や業界団体との協働による空家の掘り起こしを継続するとともに活用に取り組んでいく。 【2】中山間地域等地域づくり支援事業 ・中山間地域では急速に少子高齢化が進行している。将来的な集落機能の維持と地域の活性化を図るために、湊・大戸地区において、地域の住民や団体とともに、地域ニーズの把握、ビジョン策定、ビジョンに基づく活動を行ってきた。 ・庁内関係部署が情報共有・連携して各地域の住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、活動と連携して地域資源や既存施設の有効活用策を調査研究し、具体的な実践・成功事例を積み上げ、他地域に取組を広げていく。 【3】ICTを活用した中山間地域づくり事業 ・導入地区内で「中山間地域生活支援システム（みなと・おおとチャンネル）」の有用性の理解が進んでいるところであり、自走性の向上に向けて事業を継続していく。 ・令和4年度に湊地区と大戸地区にhoam（タブレット型）端末の導入を行ったところであり、利用者の増加や発信する情報の充実を図りながら、同システムを活用した地域コミュニティの活性化に取り組んでいく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
10-4	基幹集落センター管理運営事業	農政部・農政課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果
 ・高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域コミュニティが希薄化していることから、市民のもっとも身近なコミュニティ組織である町内会に対し、交付金の交付や活動事例や関連する市の事業等の情報をまとめたガイドブックを作成・配付し、活動への支援ができた。
 ・地域課題の解決に向けた取組を実践する地域づくり活動組織においては、地域づくりビジョン推進事業補助金や地域おこし協力隊・集落支援員の活用等、地域の実情に応じた支援を行い、既存の組織の取組を継続・発展させるとともに、新たな組織も複数設立され、地域による主体的なまちづくりが進んでいる。

○課題
 ・地域の活性化や様々な地域課題の解決に向けて、地域課題の解決や活性化に向けた取組を地域住民と行政の協働により進めていくことが求められており、町内会や地域づくり活動組織が、自立的・継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。
 ・持続的な地域づくり活動のためには、地域住民の主体性が重要であることから、丁寧に地域づくりの必要性等の理解を深めながら、地域運営組織による地域づくりへの合意形成を図っていく。
 ・中山間地域では、急速に少子高齢化が進行しており、今後、集落機能の維持が困難となることも予測される。将来的な集落機能の維持と地域の活性化を図るために、地域が主体となった継続的な取組が必要であり、地域づくり活動組織と集落との連携を強化し、相互に補完する支援の仕組みを構築していく必要がある。

5 最終評価

政策分野36「地域自治・コミュニティ」の推進にあたっては、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、地域運営組織が自立的・継続的に活動できる環境を整えるため、地域づくりビジョンの策定やビジョンに基づく活動を支援していく。また、中間支援組織については、本市に適した組織形態や運営、人材確保等について整理を行い、設置に向けて検討を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 地域コミュニティへの支援							
1		◎		17.17	町内会活動事業	継続	市民部・市民協働課
2		◎		17.17	区長会補助事業	継続	市民部・市民協働課
3		◎		11.7	コミュニティセンター運営費	継続	市民部・市民協働課
4				11.7	八田地区交流センター運営費	継続	企画政策部・河東支所
5				11.7	集会所整備事業	継続	市民部・市民協働課
6		◎	基本目標2	17.17	市民憲章事業	継続	市民部・市民協働課
7				17.17	集落案内標識維持管理事業	継続	市民部・市民協働課
8				17.17	コミュニティ助成事業	継続	市民部・市民協働課
施策2 地域主体のまちづくりの推進							
1		◎		11.17	中間支援組織	継続	市民部・市民協働課
2		◎	基本目標1	11.17	地域おこし協力隊	継続	市民部・市民協働課
3		◎	基本目標2	11.17	集落支援員	継続	市民部・市民協働課
4		◎		11.17	地域づくりビジョン推進事業補助金	継続	市民部・市民協働課
5		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（北会津地域づくり委員会）	継続	企画政策部・北会津支所
6		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（河東地域づくり委員会）	継続	企画政策部・河東支所
7		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（みんなと湊まちづくりネットワーク）	継続	市民部・市民協働課
8		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（大戸まちづくり協議会）	継続	市民部・市民協働課
9		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（北地区地域づくり協議会）	継続	市民部・市民協働課
10		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（一箕地区ひとみ創造ネットワーク）	継続	市民部・市民協働課
11		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（行仁まちづくり協議会）	継続	市民部・市民協働課
12		◎	基本目標2	11.17	地域づくり活動支援事業（新たな地域づくり活動組織の支援）	継続	市民部・市民協働課
13				11.17	北会津地域連携会議	継続	企画政策部・北会津支所
14				11.17	河東地域連携会議	継続	企画政策部・河東支所
15				11.17	地域活性化センター負担金	継続	市民部・市民協働課
施策3 中山間地域の活力の向上							
1	◎	◎	基本目標2	11.17	定住支援住宅供給事業	新規	建設部・建築住宅課
2				11.17	中山間地域等地域づくり支援事業	継続	市民部・市民協働課
3		◎	基本目標2	11.17	I C Tを活用した中山間地域づくり事業	継続	市民部・市民協働課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 地域コミュニティへの支援

1	事業名	町内会活動事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	町内会と行政は協働によりまちづくりを行うパートナー関係にある。町内会より推薦のあった区長を委嘱し、広報紙の配付や市政情報の周知、各種調査等により、市民福祉の増進と市政との円滑な協力関係の構築に努める。また、町内会運営が円滑に行えるよう活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	43,402	43,484
			所要一般財源	43,402	43,484
概算人件費			4,518	4,518	
取組状況と 成果	・市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るため各町内会の区域ごとに区長を置き、区長を置いた町内会には交付金を交付している。 ・平成26年度から、町内会の組織づくりや活動事例、市補助事業等の情報をまとめた町内会活動ガイドブックを作成し、各区長へ配付している。 ・令和4年度から、市が区長に依頼している業務を調査し、区長の事務負担軽減に向けた取組の推進について、庁内各部局に依頼している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化している等の地域課題の解決に向け、地域と行政がともに考え取り組む必要があることから、市区長会と連携を図りながら効果的な方策を検討していく。 ・区長の行う事務について、情報収集しながら検証を行い、事務負担軽減や地域の活性化につながるよう整理していく。				
2	事業名	区長会補助事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市区長会は、市内の全区長で構成され、環境美化推進事業や各種研修会を通じ、地域貢献活動を実施している。市区長会の円滑な運営と、地域コミュニティの基盤強化につなげるため、活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,278	12,156
			所要一般財源	10,278	12,156
概算人件費			11,586	11,586	
取組状況と 成果	市区長会は、市補助金を活用しながら、各地区清掃事業や各研修会等を実施し、市民の福祉の増進と、市政との円滑な協力を推進している。 平成29年度の市・市区長会・県宅地建物取引業協会会津若松支部との「町内会への加入促進に関する協定」締結を契機とし、町内会加入促進対策に取り組んできた。また、平成28年度に創設した市区長会から18地区区長会への交付金により、地区区長会の支援、運営力強化や区長会組織全体の連携強化等につなげている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・町内会活動活性化のための研修会は、誰もが気軽に参加できる行事やSNSの活用などの身近な事例を紹介するなど、より有用なものとなるよう助言を行い、参加率の向上を目指す。 ・町内会加入促進は、アパート入居者等への対応に苦慮している町内会が多いことから、関係団体との連携強化・加入促進事例集の作成や個別対応も含め支援策を充実させ、地域コミュニティの基盤強化に繋げていく。				
3	事業名	コミュニティセンター運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	各コミュニティセンターの指定管理者と連携し、施設の適切な管理運営を図るとともに、コミュニティセンターを拠点とした地域活動や住民相互の交流を活性化させ、地域社会の連帯意識、自治意識の高揚を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	61,559	78,367
			所要一般財源	46,548	65,707
概算人件費			8,690	8,690	
取組状況と 成果	平成30年度から指定管理協定に地域コミュニティの育成や発展及び活性化に関する事業への積極的な取組について規定し、円滑な地域コミュニティ活動の推進を図るとともに、トイレの洋式化や集会室への冷暖房設備、Wi-Fi環境の整備等により、利便性の向上を図っている。また、地域課題の把握と早期解決を図るため令和5年度から各施設に「コミュニティご意見箱」を設置し、地域コミュニティの活性化につながる地域のあり方について、意見の把握を行った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・コミュニティセンターが地域のコミュニティ活動や課題解決に取り組む地域づくり活動の拠点として活発に利活用できるよう、引き続き指定管理者・関係団体・庁内関係部局等と連携した取組を行っていく。 ・照明のLED化やトイレの洋式化など施設設備の計画的な改修を実施するとともに、指定管理者による自主事業の開催等を通して、親子連れや若年層等も利用しやすい環境づくりに努め、新たな利用者の確保に取り組む。				

4	事業名	八田地区交流センター運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・河東支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域住民のコミュニティ活動の活性化及び健康の増進を図るための施設として、八田地区交流センターを適切に管理運営する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	835	245
			所要一般財源	835	245
			概算人件費	742	742
	取組状況と 成果	・施設の適切な維持管理及び改修により、利用環境の維持向上、施設の長寿命化及び施設イメージの向上につながっている。 ・施設の日常的な管理及び運営について地区住民の協力を得ており、低コストでの管理運営となっている。 ・直近の改修等 令和4年度：街灯修繕、屋外給水管凍結防止ヒーター修繕、令和5年度：ホール内LED電球交換、令和6年度：エアコン2台設置、令和7年度：エアコン1台設置			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域コミュニティの活性化や健康の増進、地域防災計画上の避難施設でもあることから、地区区長をはじめ地域と連携しながら、適切な管理運営を継続していく。 ・施設の老朽化に伴い、施設の修繕等を必要とする箇所が増加しており、公共施設等総合管理計画に基づき、照明のLED化等、計画的に施設の維持修繕等を実施していく。 ・施設の利用拡大に向け、市ホームページ等を通じ積極的な周知に取り組むとともに、地域関係団体等との協議連携や安全・快適な利用環境の向上に努める。			
5	事業名	集会所整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域自治活動や地域住民の相互交流の場として活用する集会所の整備を行う町内会等に対し、補助金を交付し、地域コミュニティ活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,829	3,349
			所要一般財源	8,829	3,349
			概算人件費	1,738	1,738
	取組状況と 成果	毎年度、町内会に当該補助事業の利用について照会し、要望する町内会と工事内容や金額等の協議を行い、優先順位を付けて、次年度予算に計上している。実施した町内会の集会所においては、屋根や外壁等の修繕のほか、玄関へのスロープの設置や洋式トイレへの改修など、利便性の向上が図られている。なお、令和7年度より空調設備の工事費についても補助対象としながら、また令和7年2月の雪害により集会所の屋根等に被害のあった町内会に対して支援を行うなどの緊急対応も行っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	老朽化した集会所の修繕や高齢者の利用に配慮した改修の問い合わせが増加しており、地域コミュニティ活動を活性化するためには、活動の拠点となる施設が不可欠であることから、集会所整備への支援を継続していく。 なお、老朽度や有効性等の客観的な選考基準により、優先順位をつけて補助を行っている。			
6	事業名	市民憲章推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「会津若松市民憲章」を周知、推進することにより、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、その推進団体である市民憲章推進委員会とともに、啓発運動や推進事業に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	705	705
			所要一般財源	705	705
			概算人件費	3,708	3,708
	取組状況と 成果	・市民憲章の実践活動を推進するため、クリーン鶴ヶ城作戦や花いっぱい運動などの環境美化、花園コンクールや作文コンクール、小さな親切運動などの啓発活動を実施するとともに、実践した団体や個人の表彰を行っている。また、「はたちのつどい」において市民憲章啓発チラシを配布するなど、若年層への啓発活動に努めるとともに、推進事業の活性化や推進委員の組織力強化に向けて取り組んでいる。 ・令和7年度のクリーン鶴ヶ城作戦は、市内25団体416名の参加があった。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	市民憲章の市民への理解促進と組織力の強化を図るため、市政だより等の広報手段を活用したPR、クリーン鶴ヶ城作戦や花いっぱい運動等の環境に配慮した市民憲章活動事業を通し、普及啓発に努めていく。 活動にあたっては、推進委員の高齢化に加え、各種活動の参加者が減少傾向にあり、幅広い世代、特に若年層への市民憲章の浸透と企業を中心とする市内各種団体への加入促進などを進め、組織や事業を見直しながら事業の推進を図っていく。			

7	事業名	集落案内標識維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	集落案内標識211基について、標識の落下等の危険防止のための点検や補修等の維持管理を適正に行う。 ○旧会津若松市地区（高野、町北、神指、湊、大戸、一箕、東山、門田）108基 ○旧北会津村地区50基 ○旧河東町地区53基	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	132	1,200
			所要一般財源	132	1,200
		概算人件費	580	580	
取組状況と成果	集落案内標識については、合併前の旧市町村においてそれぞれ整備されてきたが合併後は所管が一元化されないままに様々な部局で補修、撤去等を行ってきた。 平成27年度からは、合併前の旧北会津村及び旧河東町分を含めて市民部が、安全に配慮した適切な管理を一元的に行っている。 【市による修繕等実施件数：平成28年度1件、令和2年度1件、令和4年度1件、令和6年度1件、令和7年度1件】				
課題認識と今後の方針・改善点	・現在設置されている211基の現状を把握し、点検・補修等を実施していく。なお、新たな標識の整備は行わないものとする。 ・標示板の文字の経年劣化、標示板の破損や落下、標識柱の転倒等の危険防止のため、定期的な現地確認作業や修繕を行っていく必要がある。また、道路の付け替え等により移設等の対応が必要な場合は、町内会や関係機関と協議・連携し、危険箇所の早期発見と対応により危害を防止し、適切な維持管理に努めていく。				
8	事業名	コミュニティ助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益を財源に実施している。町内会やその連合組織によるコミュニティ活動に直接必要な設備や備品の整備に関する事業及び集会施設の建設整備に関する事業に対して助成を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,300	1,100
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	387	773
	取組状況と成果	平成27年度から、全区長へ配布する「町内会活動ガイドブック」や市政だより、ホームページを活用し、公平な事業告知を行っている。また、本事業に対して同一年度中に複数の申請があった場合は、市で「審査会」を実施し、より有益性が見込まれる事業選定を行っている。【実施状況：平成28年度LED防犯灯の整備、平成30年度・令和3年度・令和4年度櫓他祭り用備品整備、集会施設の建設及び備品整備、令和5年度櫓他祭り用備品整備、令和6年度屋外放送設備整備、令和7年度除雪機・草刈機購入】			
課題認識と今後の方針・改善点	・有利な助成制度であるが、県を経由した一般財団法人自治総合センターへの申請可能件数に上限があり、事業採択に確実性がないため、町内会への支援としては不安定である。事業対象や申請要件が分かりにくいため、より明確な周知を行っていく。 ・事業に対して同一年度中に複数の申請があった場合は、必要に応じて市で審査会を実施し、より有益性の高い事業選定を継続して行っていく。 ・「町内会活動ガイドブック」や市政だより等々を活用して広く情報発信していく。				

施策2 地域主体のまちづくりの推進

1	事業名	中間支援組織		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域住民と行政の間をつなぐ中間支援組織を設立し、専門性の向上を図りながら、地域住民主体の地域づくりを持続的に支援する	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	101	427
			所要一般財源	101	427
			概算人件費	927	4,017
取組状況と 成果	・令和4年度～：中間支援組織の研究 ・令和6年度：中間支援組織に係る研修会の開催、設置に向けた検討 ・令和7年度：庁内での情報収集や協議を行い、具体的な設計等を検討				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域づくり活動に取り組む地区の増加に伴い、支援を担う職員の不足や支援の継続性の面で職員による支援に課題もあることから、先進自治体を参考に、新たな組織の立ち上げも視野に本市に適した中間支援のあり方を検討していく必要がある。 中間支援組織について、先進事例の情報収集を行い、本市の地域特性等を踏まえて、本市に適した組織形態や運営、人材確保等の課題を整理しながら、令和9年度以降の設置に向けて、検討を進めていく。				
2	事業名	地域おこし協力隊事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国の地域おこし協力隊制度（都市地域から生活拠点を移し、地域おこし等に従事する人材に市が委嘱）を活用し、地域おこし活動、地域づくり活動と連携しながら地域の維持・活性化及び、産業の進行を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	41,928	55,118
			所要一般財源	41,928	55,118
			概算人件費	348	425
取組状況と 成果	平成28年度から伝統産業の後継者育成、移住・定住業務に計3名を配置。令和4年度に地域づくり担当として大戸地区に1名配置した。その後、地域づくり担当として湊地区や行仁地区等に配置し、令和7年度現在は7名配置している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	全国的に需要過多の状況で、導入を希望する自治体間の競争となっている。優秀な人材の確保には、魅力的な業務内容、待遇改善が必要である。 地域おこし協力隊の確保に向け、活動し易い環境の整備に加えて、将来の定着・定住に向けたサポート体制を充実させていく。さらに、各地区の取組状況を踏まえ、増員や新たな配置を進めていく。				
3	事業名	集落支援員事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	人口減少・少子高齢化により担い手不足が課題となっている地域等に対し、集落支援員を配置し、住民と行政の協働のもと、地域の実情に応じた地域支援活動により、地域の維持活性化を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	15,927	16,921
			所要一般財源	15,927	16,921
			概算人件費	271	271
取組状況と 成果	令和元年度に地域運営組織活動支援担当として湊地区に1名配置し、その後、河東地区、北地区に各1名配置した。令和7年度は湊地区、大戸地区に各1名を配置している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	本市では集落支援員を地域運営組織の活動を支援する職員として位置づけて配置を進めているが、組織の形態や運営の手法は地域ごとに異なり、集落支援員の業務スキルの習得や業務運営のサポート体制を構築することが求められる。 地域運営組織の持続的な運営のためには、組織の活動を支援する人材の配置が重要であり、人材の掘り起こしを行いながら、各地区の取組状況を踏まえ、新たな配置を進めていく。				

4	事業名	地域づくりビジョン推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,600	7,600
			所要一般財源	7,600	7,600
概算人件費			201	201	
取組状況と 成果	・令和3年度：住民による地域づくり活動に対する類似の支援制度を統合して「地域づくりビジョン推進事業補助金」を創設。 ・令和4年度～：北会津・河東・湊・永和・大戸地区の計5地区へ補助金を交付。 ・令和6年度：新たに一箕地区・行仁地区へ補助金を交付。 ・令和7年度：地域運営組織の設置されていない東山地区などにおいて、地域課題の解決に向けた説明を行い意識の共有を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域コミュニティを維持するため、地域課題の解決や活性化に向けた取組を地域住民と行政の協働により進めていくことが求められており、地域づくり活動組織が、自立的・継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。 地域づくりビジョンの策定や地域づくりビジョンに基づく活動を支援することにより、持続的な住民主体の地域づくり活動の実践による地域コミュニティの維持・活性化を図る。				
5	事業名	地域づくり活動支援事業（北会津地域づくり委員会）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・北会津支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす住民を中心として地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う地域づくり活動組織に対し、組織づくりの支援や活動経費の助成を行うことで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,621	2,621	
取組状況と 成果	<主な構成団体>・地区区長会、各種団体、教育機関、事業者、個人(会員数43名) <取組経過>・平成25年7月：北会津地域づくり委員会設立 ・令和6年度「北会津地域づくりビジョン2024」策定 <主な取り組み>・地域内公共交通（ふれあい号）・地域イベントの支援・まちづくり推進ニュースの発行・ふれあい運動会・朝のあいさつ運動・体操教室・地域づくりフェス・ふれあいコンサート				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	北会津地域においては、その目的に沿った団体・組織がそれぞれの分野で活動を行っているものの、地域全体の組織の解散や、集落ごとの組織も解散や縮小傾向にあるため、組織の安定的な継続に向けた活動の活性化が必要となっている。 地域資源の有効活用や住民主体の地域活性化の更なる推進にむけて、新ビジョンを踏まえて設置した各部会の活動を効果的に支援していく。				
6	事業名	地域づくり活動支援事業（河東地域づくり委員会）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・河東支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域づくり活動団体を支援し、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			7,647	7,647	
取組状況と 成果	<取組経過>・平成25年6月：河東地域づくり委員会設立 ・令和2年度：河東地域づくりビジョン策定（令和3～7年度） ・令和6年度：集落支援員による集落点検 <主な取組>・総務部会：河東地域イメージキャラクター作成、委員会ニュース発行 ・生活環境部会：花いっぱい運動・河東地域グリーン大作戦の開催 ・交通環境部会：地域内交通「みなづる号」の運営と広報				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・活動会員の固定化や高齢化は、持続可能な組織運営にとって大きな課題である。特に若年層の課題認識を探るとともに、参加しやすい事業の検討を行いながら、委員会と行政が一体となって地域コミュニティの活性化に取り組んでいく。 ・集落支援員が令和6年度に実施した集落点検を柱として、令和7年度に第2期河東地域づくりビジョンを策定することにより、地域の課題を確認し、地域づくり委員会が地域で出来ることを検討していく。				

7	事業名	地域づくり活動支援事業（みんなと湊まちづくりネットワーク）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	1,090	1,090
7	取組状況と成果	・平成27年3月：湊地区地域活性化協議会設立。 ・令和元年度：NPO法人格を取得。集落支援員を配置。 ・令和5年度：基幹集落センターの指定管理受託。地域おこし協力隊（1名）配置。 ・令和6年度：地域おこし協力隊（1名）配置。集落支援員退職。 ・令和7年度：集落支援員（1名）配置。			
	課題認識と今後の方針・改善点	湊地区は高齢化・少子化の割合が市内でも高い地域であり様々な地域課題があるため、今後もみんなと湊まちづくりネットワークが、地域住民の主体性を高め、より自立した組織運営を行っていくことが課題となる。 今後の方針・方向性 集落支援員が中心となり取組を実行し計画の評価を行いながら、より自立した組織運営を行っていけるよう支援を継続する。加えて、地域おこし協力隊による、組織の重点事業の企画・運営の支援を行っていく。			
8	事業名	地域づくり活動支援事業（大戸まちづくり協議会）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	2,009	2,009
8	取組状況と成果	・令和2年度：大戸まちづくり協議会設立。 ・令和3年度：大戸・地域づくりビジョン策定。 ・令和4年度：地域おこし協力隊（1名）を配置。 ・令和5年度：NPO法人化。 ・令和6年度：地域おこし協力隊（1名）を配置。1名退任（任期満了）。 ・令和7年度：集落支援員（1名）を配置。地域おこし協力隊（1名）配置。			
	課題認識と今後の方針・改善点	大戸まちづくり協議会は令和5年度にNPO法人となり、今後はより地域住民の主体性を高め、継続的な組織運営が行えるよう、地域活動の担い手発掘や自己財源確保が求められる。 地域おこし協力隊・集落支援員を活用し、地域づくりビジョンの取組を確実に実行し、計画の評価を行い、将来的に地域住民が事務局を担えるよう、支援を継続する。			
9	事業名	地域づくり活動支援事業（北地区地域づくり協議会）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	1,893	1,893
9	取組状況と成果	・令和元年度：永和地区地域づくり協議会設立。 ・令和4年度：永和地区地域づくりビジョン策定。 ・令和5年度～：夏まつりの開催。 ・令和6年度：集落支援員（1名）を配置。 ・令和7年度：北地区地域づくり協議会へ名称変更。			
	課題認識と今後の方針・改善点	人口減少・少子高齢化が進行しており、地域コミュニティの希薄化や各種団体の担い手不足等の地域課題がある。地域住民の主体性を高め、継続的な組織運営が行えるよう体制の強化が課題である。 地域づくりビジョンの取組を確実に実行し、計画の評価を行いながら、集落支援員を活用し、将来的に地域住民が事務局を担えるよう支援を継続する。			

10	事業名	地域づくり活動支援事業（一箕地区ひとみ創造ネットワーク）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,009	2,009	
取組状況と 成果	・令和6年度：一箕地区ひとみ創造ネットワーク設立、地域づくりビジョン策定。 ・令和7年度：地域おこし協力隊（1名）を配置。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	多様な地域課題の解決に向け、ビジョンに基づき部会活動において優先順位をつけながら具体的な活動内容について協議を行い、関係機関と連携し事業を進める必要がある。 事業ごとの評価・反省を行った上、次年度以降の取組に生かしながら、事務局機能の強化のため集落支援員の配置について検討していく。				
11	事業名	地域づくり活動支援事業（行仁まちづくり協議会）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			2,009	2,009	
取組状況と 成果	・令和6年度：地域おこし協力隊1名配置。行仁まちづくり協議会設立、地域づくりビジョン策定。 ・令和7年度：地域おこし協力隊（1名）配置。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	役員の担い手不足等により解散する町内会があるなど、地域コミュニティの希薄化が顕著である。地域づくり活動の拠点となるコミュニティセンターには、市職員が配置されていないため、中山間地域等とは異なる仕組み等を構築する必要がある。 ビジョンに基づいた事業を実証的に実施し、事業ごとの評価・反省を行い、次年度以降の取組に生かしていく。また、取組状況を踏まえながら、地域おこし協力隊を活用し、事務局機能の強化を図っていく。				
12	事業名	地域づくり活動支援事業（新たな地域づくり活動組織の支援）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			1,669	1,854	
取組状況と 成果	・平成27年度：門田地区が「門田地区独自の住民・行政・事業者連携型地域づくりシステム構築事業」を実施。 ・令和3～4年度：行仁・門田地区が行政提案型協働事業「未来につなげる地域の活動拠点づくり事業」を実施。 ・令和6年度：行仁・一箕地区が地域運営組織を設立。 ・令和7年度：東山地区などにおいて、地域課題の解決に向けた組織設立への説明を行い、意識の共有を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域コミュニティを維持するため、地域課題の解決や活性化に向けた取組を地域住民と行政の協働により進めていくことが求められており、地域づくり活動組織が、自立的・継続的に活動できる環境を整備していく必要がある。 持続的な地域づくり活動のためには、地域住民の主体性が重要であることから、時間をかけて丁寧に地域づくりの必要性等の理解を深めながら、地域運営組織による地域づくりに向けた合意形成を図っていく。				

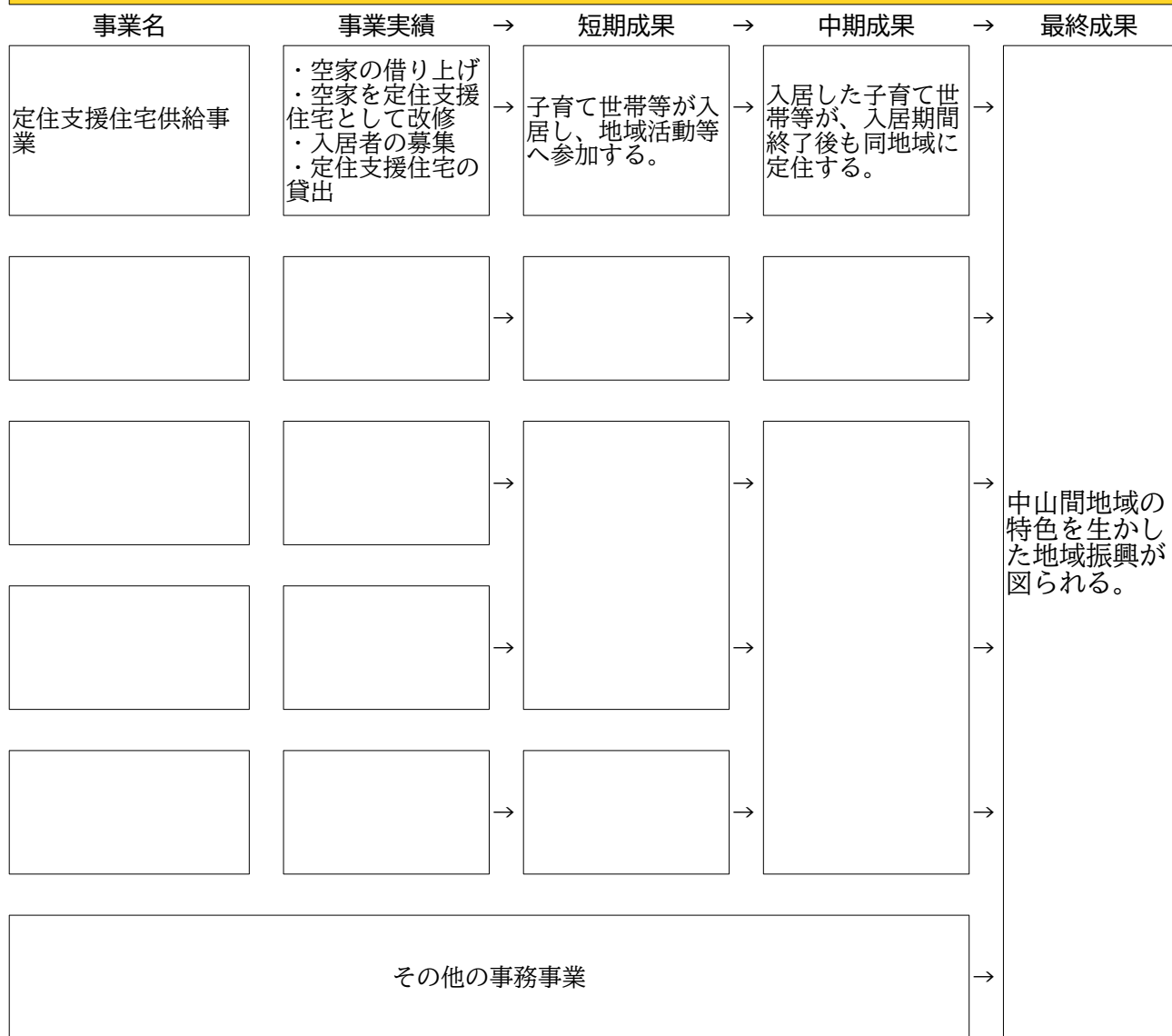
13	事業名	北会津地域連携会議		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・北会津支所		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	北会津地域の合併後のまちづくりを推進するにあたり、北会津地域の意見を市政に反映させる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7	0
			所要一般財源	7	0
概算人件費			0	0	
取組状況と 成果	・前身の北会津地域審議会を継承し、平成27年度より北会津地域連携会議を設置し、北会津地域のまちづくりに関する身近な地域課題について、委員同士で話し合い、取りまとめた内容を地域の声として発信してきた。また、北会津地域づくり委員会との情報・意見交換を行い連携を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・設置期間は令和8年3月31日までであり、まちづくりに関する意見交換等の機能について、地域づくり委員会等への移行を検討する。				
14	事業名	河東地域連携会議		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・河東支所		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	河東地域の合併後のまちづくりを推進するにあたり、河東地域の意見を市政に反映させる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	618	0
取組状況と 成果	前身の河東地域審議会の役割を継承し、新市建設計画の執行状況の確認等を行うとともに、地域のまちづくりに関する協議、検討等を行いながら、河東地域づくり委員会との情報・意見交換を行い、連携を図ってきた。 ＜河東地域審議会＞ ○平成17年～27年度 通算40回開催 ＜河東地域連携会議＞ ○平成28年～令和7年度 各年1～4回開催 通算23回開催				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	河東地域連携会議は、実践を通じたまちづくりに取り組む河東地域づくり委員会との役割を明確にしながら新市建設計画の執行状況に対する意見交換や検証を行ってきた。 設置期間は令和8年3月31日までであり、まちづくりに関する意見交換等の機能について、地域づくり委員会等への移行を検討する。				
15	事業名	地域活性化センター負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域におけるまちづくり、産業おこし等、地域づくりや地域活性化を支援している「一般財団法人地域活性化センター」の支援制度を活用し、活力のあるまちづくりを推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	140	140
			所要一般財源	140	140
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	・平成23年度から一般加入。（以前は県市長会で加入） ・平成27年7月10日、会津若松市において地域活性化センター主催により「地方創生フォーラムin福島」開催。 ・令和2年度「地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業」に「地域活性化人材の伴走支援者養成事業（商工課）」が採択。（1,500千円）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域活性化センターの支援制度は、地域活力向上の手段となりえるが、近年は有効活用できていないところであり、先進的な取り組み事例等を本市の施策に生かしつつ、今後のあり方を検討していく。				

施策3 中山間地域の活力の向上

1	事業名	定住支援住宅供給事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	中山間地域の活力維持及び定住人口の維持を図るため、大戸地区および湊地区において空家を活用した定住を支援する住宅を整備し、子育て世帯等に貸し出す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	16,920
			所要一般財源	0	1,420
概算人件費			585	3,013	
取組状況と 成果	-				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	-				
2	事業名	中山間地域等地域づくり支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	集落等における地域づくり活動に対し、先進事例や各種支援制度等の情報提供、関係団体との調整及・連携などにより適切に支援を行うことで、各地域における地域住民と行政、他の多様な主体との協働による地域おこしを推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	・平成21年度～：大戸地区及び湊地区において、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）を活用した地域づくりの取組みを実施。 ・平成22年度～：「会津若松市定住・二地域居住推進協議会」において中山間地域支援のための「魅力創出支援事業助成金」を創設。 ・平成28年度～：湊町原地区において「はら笑楽交プロジェクト実行委員会」が、旧原小学校を改修（H29.7オープン）し活動を開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	中山間地域では急速に少子高齢化が進行しており、今後集落機能の維持が困難となることも予測される。将来的な集落機能の維持と地域の活性化を図るためには、地域が主体となった継続的な取組みが必要であり、地域運営組織と各集落との連携を強化し、相互補完的に支援する仕組みを構築していく。				
3	事業名	ICTを活用した中山間地域づくり事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民協働課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	中山間地域の活力向上及びコミュニティづくりの推進に向け、湊地区をモデル地区として構築した「中山間地域づくり生活支援システム」について、湊地区に加えて大戸地区において地域のプラットフォームとして継続運用を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,706	2,706
			所要一般財源	2,706	2,706
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	・平成28年12月：地方創生推進交付金交付決定、地域再生計画認定 ・平成28～30年度：湊地区において、通信網の整備、中山間地域生活支援システムの実証 ・平成31年4月～：湊地区において中山間地域生活支援システムの本格運用 ・令和4年度：大戸地区で中山間地域生活支援システムの構築（情報配信システムの構築、各地区集会所への通信網の整備）、hoam（タブレット型）端末の導入				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	本市の中山間地域は、交通や医療機関、商店等の生活基盤が不利な状況にあり、都市部と比較して少子高齢化、人口減少、基幹産業である農林業の後継者不足が急速に進み、様々な地域課題が顕在化しており、今後も「中山間地域生活支援システム（みなと・おおとチャンネル）」の利用者の増加や発信する情報の充実を図りながら、同システムを活用した地域コミュニティの活性化に取り組んでいく。				

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策3 中山間地域の活力の向上



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
定住支援住宅供給事業	入居期間終了後に地域に定住した世帯数	—	—	—	—	—	—	—	—

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策9 ひとの力を活かした地域活力の創造・再生

政策分野37 交流・移住

目指す姿

相互理解と平和意識が醸成され、人や文化、経済の交流により、新しい価値が生まれ続けるまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	交流の促進 国内外の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業、次世代を担う子ども等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。また、被爆地などとの交流を通して、核兵器の廃絶と平和意識の醸成を図ります。	   
施策2	定住・二地域居住の推進 若年層に重点を置きながら幅広い年齢層に向けて、積極的・効果的に本市での暮らしに関する情報を発信します。また、各種相談に適切に対応しながら、交流体験や受入体制の充実を図ります。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	国際交流協会活動参加人数				人	参加人数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	4,000	4,000	4,000	4,000	目標達成には至らなかったが、国際理解講座や英会話サークル等の開催、在住外国人への生活支援などを実施し、本市の国際交流の促進に寄与した。
	実績	2,290	2,481		-	
	達成率	57.3%	62.0%		-	
2	ゆかりの自治体との交流事業数				件	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	57	58	59	60	各部局における交流の状況や各種交流情報を庁内で共有化することなどにより、観光商工・農政・教育・文化等の幅広い交流が行われた。
	実績	61	63		-	
	達成率	107%	108%		-	
3	移住相談件数（年間）				件	移住に関する相談件数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	400	450	500	240	実績は前年度を下回ったものの、首都圏での相談会の開催等、積極的な情報発信により、堅調に推移している。
	実績	363	323	-	-	
	達成率	90.8%	71.8%	-	-	
4	移住実践者数（累計）				世帯	市への移住実践世帯の累計（二地域居住を含む）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	179	194	209	224	移住支援制度の拡充など、各種移住施策を実施した結果、目標を大幅に上回った。
	実績	220	254	-	-	
	達成率	122.9%	130.9%	-	-	

2 施策の評価

施策 1	交流の推進
主な取組状況と成果	【1】姉妹都市・親善交流都市等交流事業 ○交流事業 毎年、会津まつりへ交流都市の首長・議長を招待するとともに、むつ市との2年毎の相互訪問事業などを行ってきたところである。 ○記念事業 節目の年において戊辰150周年、会津藩北方警備200周年、保科正之公生誕400周年などの記念事業を行ってきたところである。また、姉妹都市のむつ市、親善交流都市の鳴門市や伊那市、友好都市の横須賀市と盟約締結後10年毎に記念事業を行ってきたところである。 令和7年度は余市町と親善交流都市締結10周年、横須賀市と友好都市締結20周年の節目であり、訪問団を迎え本市において記念調印式などの記念事業を行った。 ○交流の拡大 北海道稚内市、利尻町、利尻富士町と会津藩北方警備ゆかりの地交流都市共同宣言を行い、京都府京都市と相互交流宣言、福岡県みやこ町と郡長正ゆかりの地交流都市宣言、新潟県新潟市と観光交流宣言、北海道余市町と親善交流都市の盟約締結を行ったところである。また、観光振興に関する連携協定を日光市と締結し、災害時相互応援協定を山形県米沢市、新潟県長岡市、東京都日野市、神奈川県横須賀市、三重県桑名市、新潟県三条市と締結し、さらに令和7年7月に、会津まつり交流参加自治体のうち12市町間で災害時相互支援協定を締結した。 ○ゆかりの地の理解促進 今後の交流の一層の促進につなげるため、ゆかりの地を紹介する冊子を作成し、ゆかりの地に対する市民の理解促進を図った。 【2】核兵器廃絶平和都市宣言事業 核兵器や戦争の凄惨さと平和の尊さを伝えることで、核兵器廃絶と平和に対する市民意識の高揚を図ってきた。特に、次代を担う若い世代への継承事業に力を入れてきたところである。 市内中学生による被爆地訪問については、令和2年度より広島市と長崎市を交互に訪問することとし、令和2・3年度は事業を中止したりオンライン開催としたが、令和4年度に初めて長崎市を訪問し、以後、広島と長崎を交互に訪問した。被爆体験講話については、被爆体験者の高齢化に伴い、令和5年度からは被爆体験伝承者を広島から招いて開催している。 【3】磐越自動車道沿線都市交流会議負担金 ・磐越自動車道沿線自治体と関係団体で構成される「磐越自動車道沿線都市交流会議」に負担金を支出し、公式ホームページによる情報発信やサービスエリアでの魅力発信イベントの開催等に取り組んだ。 【4】福島空港利用促進協議会負担金 ・福島県をはじめ60自治体及び関係団体で構成する「福島空港利用促進協議会」に負担金を支出し、広報活動等による福島空港の利用促進に取り組んだ。 【5】多文化共生理解の促進と在住外国人の生活支援 国際理解に関する各種イベントや、外国人向け日本語学習支援や相談窓口機能を担う国際交流協会への負担金支出（平成8年～）を通して支援に取り組んだ。 【6】国際的な感覚・視野をもった人材の育成 中学生を対象に、社会の第一線で活躍する講師陣の講義や、将来の生き方を考えるワークショップを実施する「あいづ未来人材育成塾」に取り組んだ。 高校生を対象に、ワークショップや英会話講座等を通じて、グローバルな視点を持った人材を育成する「グローバル人材育成事業」に取り組んだ。 【7】海外友好都市との交流 平成3年に友好都市締結を行った中国湖北省荊州市と、青少年書画交換交流（平成4年度～）を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響や希望する診療科への調整が難しかったことにより、本市訪問団派遣・荊州市訪問団受入、技術研修生受入（平成3年度～）については中止となった。

【1】姉妹都市・親善交流都市等交流事業

本事業によりゆかりの地等との交流を深めながら、歴史の再認識や次世代への伝承を行い、地域の活性化につなげてきたものであり、今後とも、より一層経済効果につながる取組を行っていく必要がある。

各部局における交流の状況や各種交流情報を庁内で共有化することなどにより、新たな分野での交流や地域の活性化により効果的につながる交流の展開を図るための仕組みづくりを検討する。また、今後においても節目の年には記念の取組を行っていく。

令和8年度は、姉妹都市であるむつ市との相互訪問の年であり、本市がむつ市へ訪問し、交流の推進を図る。

【2】核兵器廃絶平和都市宣言事業

広島市と長崎市に原爆が投下されてから80年が経過し、若い世代への戦争や被爆体験の継承が課題となっている。

核兵器廃絶と平和への願いを次代を担う若い世代へ継承するとともに、幅広い市民参加が可能となるような事業を展開していく。なお、中学生による被爆地訪問事業については、長崎への旅程が広島より1日多く、生徒の負担となることや、広島の平和祈念式典は生徒全員が参加できるが、長崎平和祈念式典は参列人数の制限があり全員参加ができないことを踏まえ、相互訪問の見直しについて検討していく。

【3】磐越自動車道沿線都市交流会議負担金

・磐越自動車道は、物流・都市間連携・交流において大きな役割を担っている。また、東日本大震災以降、災害時の人員・物資の輸送ルートとしても重要度が高まっている。

・今後も引き続き、協議会を通じて磐越自動車道沿線都市間の連携を図り、地域の魅力向上と相互の振興を図っていく。

【4】福島空港利用促進協議会負担金

・福島空港は路線の廃止などによる利便性低下や新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度には過去最低の利用者数を記録したところである。

・令和5年1月にベトナムからのチャーター便が運航再開され、令和6年1月から台湾チャーター便も運航され、台湾からのインバウンドが好調となっている。

・今後も、協議会事務局である県空港交流課を中心に、県内自治体や関係団体と連携しながら利用促進に継続して取り組んでいく。

【5】多文化共生理解の促進と在住外国人の生活支援

市民への多文化共生理解の促進と在住外国人への生活支援を図るうえで、国際交流協会との連携は不可欠であることから、課題となっている運営の安定化に努めるとともに、事業内容を精査しながら取組を進めていく。

【6】国際的な感覚・視野をもった人材の育成

国際的ふるさと会津創生基金を財源とする事業については基金の払底を見据えながら、グローバル人材育成事業は、内容の見直しや国際交流協会への移管に向けた協議・検討を進める。また、未来人材育成塾は、令和7年度で事業を終了する。

【7】海外友好都市との交流

国際情勢の変化を踏まえ、交流目的を明確にしながら取組を進めていく。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中断している荊州市との相互訪問等の交流の再開検討も含め、書画交換交流等、実施可能な事業を検討しながら交流を継続する。

施策2	定住・二地域居住の推進
主な取組状況と成果	【1】取り組みの経過 ・平成19年度：商工会議所及びJAなど関係団体とともに、市定住・二地域居住推進協議会を設立。ホームページを開設。 ・平成20年度：移住体験住宅の開設（令和3年度に廃止） ・平成22年度：空き家バンク開設 ・平成23年度：移住者ネットワーク「愛友あいづネット」設立 ・令和3年3月：空き家バンクに係る県宅地建物取引業協会との連携協定締結 ・令和4年度：「移住婚事業」実施 ・令和5年度：若年層への経済的支援の開始及びUターン等促進キャンペーンの実施 ・令和5年度：「市住宅取得支援事業補助金」開始 ・令和6年度：ウェブサイトの刷新 ・令和7年度：ガイドブックの刷新 ・令和7年度：「市UIJターン等移住給付金」を開始し、会津コインによる給付を実施 ・令和7年度：奨学金返還支援事業補助金の申請期間を年2回から年1回に変更 【2】移住実践者数 ・平成19年度～令和6年度 合計（254世帯455人） ・令和6年度 増加分（34世帯50名） 【3】愛友あいづネット会員数 ・令和6年度（56世帯69名）
課題認識と今後の方針・改善点	・地方の人口減少が進む中、本市の人口も就業・就学に伴い、特に若年層の流出等により減少が続いている。一方、首都圏在住の20～40代の現役世代では、地方移住の動きが活発化している。 ・移住希望者は、移住先の選択条件として「就労の場がある地方都市」を希望する割合が高いことから、今後も、ハローワークなどの関係団体との連携による就労支援への取組を強化し、現役世代にターゲットを絞り情報提供を行う。 ・令和5年度から、Uターンや孫ターンの若年層をターゲットとした各種移住支援策の拡充やキャンペーンを実施しており、取組の効果を検証しながら、さらなる移住促進を図っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 交流の促進】

- ・姉妹都市むつ市や親善交流都市伊那市との節目の年の記念事業に取り組み、学生交流につなげることができた。また、令和4年には福岡県みやこ町との盟約締結を行い交流を拡大を図った。
- ・むつ市とは、姉妹都市として、2年おきに両市議会の相互訪問を行うことにより、両市の相互理解に基づく交流の発展につなげてきたところであり、引き続き交流促進に取り組む。
- ・市内中学校等における被爆体験伝承講話に引き続き取り組み、中学生の被爆地訪問事業では、令和4年から長崎と広島の交互訪問を行い、若い世代への継承を行ってきた。
- ・国際的な感覚・視野をもった人材の育成については、これまで、中高生を対象としたグローバル人材育成事業や未来人材育成塾を実施し、異文化理解を深めるとともに社会を生き抜く実践的な力を学ぶための取組を進めてきた。

【施策2 定住・二地域居住の推進】

- ・移住を希望する若年層への経済的支援のため、Uターンや孫ターン促進キャンペーンや、各種移住支援策の拡充を図ってきた。
- ・特に令和5年度以降はUターンや孫ターンの若年層をターゲットとした各種移住支援策の拡充や、キャンペーンなどの取組を強化した結果、移住相談件数及び移住実践件数は目標を上回る成果を上げることができた。

○課題

【施策1 交流の促進】

- ・ゆかりの地等との交流を深めながら、歴史の再認識や次世代への伝承を行い、地域の活性化につなげてきたものであり、今後もより一層様々な分野における相互効果につながる取組を行っていく必要がある。
- ・国際的な感覚・視野をもった人材の育成については、社会のグローバル化の進展に伴い、広い視野を持ち物事に対する柔軟な考え方や判断力、積極性や行動力を身に付けることが重要であり、引き続き、参加者の興味・関心を捉えながら、国際社会や異文化への関心・理解を深めるプログラムを実施していく。

【施策2 定住・二地域居住の推進】

- ・移住希望者は、移住の条件として「就労の場がある地方都市」を希望する割合が高いことから、今後も、ハローワークなどの関係団体との連携による就労支援への取組の強化や、いかに現役世代に届く情報を提供できるかが課題となっている。
- ・移住支援策の周知については、移住対象者のご家族等も含めた幅広い方々をターゲットとして、引き続き情報発信の強化に努めるとともに、利用者にとって分かりやすい移住支援制度とするため、これまでの説明手法や支援事業の名称について、誰もが分かりやすくなるよう整理、改善をしていく。
- ・また、二地域居住者や関係人口対象者の人数を把握し、拡大に繋げるための施策の構築が課題となっており、近年は移住相談や支援制度の利用件数についても増加傾向にあることから、さらなる事業推進に向けた体制を整えるため、専門員（会計年度任用職員等）の配置についても検討が必要である。

5 最終評価

政策分野37「交流・移住」の推進にあたっては、交流事業として、むつ市との相互訪問事業をはじめ、姉妹都市・親善交流都市等との交流を推進していく。また、定住・二地域居住の推進については、各種移住支援策を効率的・効果的に展開し、本市への移住及び居住を促すとともに、引き続き、情報発信の強化に努め、より利用しやすい移住支援制度となるよう取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 交流の促進							
1			基本目標2	8.9	姉妹都市・親善交流都市等交流事業	継続	総務部・総務課
2				8.9	姉妹都市むつ市との交流事業	継続	議会事務局
3			基本目標2	11.2	磐越自動車道沿線都市交流会議負担金	継続	企画政策部・企画調整課
4			基本目標2	11.2	福島空港利用促進協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
5				4.7	国際交流推進事業	継続	企画政策部・企画調整課
6				4.7	グローバル人材育成事業	継続	企画政策部・企画調整課
7				4.7	友好都市交流事業	継続	企画政策部・企画調整課
8			基本目標2	4.7	未来人財育成塾	終了	企画政策部・企画調整課
9				4.7	核兵器廃絶平和都市宣言事業	継続	総務部・総務課
施策2 定住・二地域居住の推進							
1	◎		基本目標2	11.3	会津若松市移住コーディネーターの設置	新規	企画政策部・シティプロモーション課
2	◎		基本目標2	11.3	地方学生就職支援事業	継続	企画政策部・シティプロモーション課
3	◎	◎	基本目標2	11.3	会津若松市定住・二地域居住推進協議会負担金	継続	企画政策部・シティプロモーション課
4	◎	◎	基本目標2	11.3	移住支援金	継続	企画政策部・シティプロモーション課
5	◎	◎	基本目標2	11.3	UIJターン等移住給付金	継続	企画政策部・シティプロモーション課
6	◎	◎	基本目標2	11.3	住宅取得支援事業補助金	継続	企画政策部・シティプロモーション課
7	◎		基本目標2	11.3	奨学金返還支援事業補助金	継続	企画政策部・シティプロモーション課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 交流の促進					
1	事業名	姉妹都市・親善交流都市等交流事業		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市と各都市を結ぶ共通の歴史や人物の情報を発信しながら、都市間交流の窓口として民間交流を支援し、その活性化を図る。また、節目の年には、記念事業等へ積極的に取組み、歴史の再認識を効果的に促す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	601	1,186
			所要一般財源	601	1,186
概算人件費			3,691	2,704	
取組状況と 成果	毎年、会津まつりへ交流都市の首長・議長を招待するとともに、むつ市との2年毎の相互訪問事業を行ってきた。また、戊辰150周年などの節目の年に記念事業を行うとともに、姉妹都市のむつ市、親善交流都市の鳴門市や伊那市、友好都市の横須賀市と盟約締結後10年毎に記念事業を行ってきた。さらに災害時相互応援協定を締結や、福岡県みやこ町との「郡長正ゆかりの地交流宣言」交流宣言を行うなど交流の拡大を図ってきたところである。令和7年度は余市町と親善交流都市締結10周年、横須賀市と友好都市締結20周年の節目であり、訪問団を迎え本市において記念調印式などの記念事業を行った。さらに令和7年7月に、会津まつり交流参加自治体のうち12市町間で災害時相互支援協定を締結した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	本事業によりゆかりの地等との交流を深めながら、歴史の再認識や次世代への伝承を行い、地域の活性化に繋げてきた。各部局における交流の状況や各種交流情報を庁内で共有化することなどにより、新たな分野での交流や地域の活性化により効果的につながる交流の展開を図るための仕組みづくりを検討するとともに、節目の年には記念事業を開催し、交流の推進促進を図っていく。令和8年度はむつ市との相互訪問事業の年であり、むつ市を訪問し交流の推進を図っていく。				
2	事業名	姉妹都市むつ市との交流事業		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市と姉妹都市であるむつ市との交流を深め、相互の市勢発展を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	2,216
			所要一般財源	0	2,216
概算人件費			0	464	
取組状況と 成果	姉妹都市として、2年おきに両市議会の相互訪問を行うことにより、両市の相互理解に基づく交流の発展につなげてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	姉妹都市交流の推進は、相互の理解促進と市勢発展につながるものであり、さらに、観光、物産面での経済効果も期待できることから、本事業を継続して実施し、両市の発展につなげていく。 なお、令和8年度はむつ市との相互訪問事業の年であり、むつ市を訪問し交流の推進を図っていく。				
3	事業名	磐越自動車道沿線都市交流会議負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	磐越自動車道沿線の自治体や商工関係団体等で構成する当該協議会に負担金を支出し、各種交流イベントやホームページ運営等を通じて沿線地域の都市間連携・交流促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
概算人件費			93	93	
取組状況と 成果	【1】取組経過等 H19年度：磐越道全線開通10周年記念フォーラム開催 H23～25年度：復興支援イベント開催 H26年度～：沿線魅力発信イベント開催 H29年度：磐越道全線開通20周年記念イベント実施				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	磐越自動車道は都市間連携・交流において大きな役割を担うとともに、東日本大震災以降、災害時の人員・物資の輸送ルートとしても重要度が高まっている。 引き続き、当該協議会を通じて磐越自動車道沿線都市間の連携を図り、地域の魅力向上と相互の振興を図っていく。事務局は沿線自治体で持ち回りで担当しており、令和9年度に市長が会長、本市が事務局の予定。				

4	事業名	福島空港利用促進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県内自治体及び関係団体で構成する福島空港利用促進協議会に負担金を支出し、福島空港の利用促進のためのPR活動等に貢献する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	77	77
			所要一般財源	77	77
			概算人件費	93	93
5	取組状況と 成果	【1】取組経過等 H21年度：177千円（リムジンバス運行に係る特別負担金100千円を加算） H22年度：127千円（リムジンバス廃止に伴う高速バス乗り継ぎ等対策特別負担金50千円を加算） H23年度～：0千円（東日本大震災に伴い負担金請求を中止） H25年度～：77千円			
	課題認識と 今後の方針・改善点	福島空港は路線の廃止などによる利便性低下や新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度には過去最低の利用者数を記録したところである。令和5年1月にベトナムからのチャーター便が運航再開され、さらに、令和6年1月から台湾チャーター便も運航され、台湾からのインバウンドが好調となっている。 今後も当該協議会の事務局となっている県空港交流課を中心に、県内自治体や関係団体と連携しながら、引き続き利用促進に取り組んでいく。			
	事業名	国際交流推進事業		法定／自主	自主
6	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	多文化共生理解の促進と在住外国人の生活支援を目的に、国際理解に関する各種イベント、外国人向け日本語学習支援や相談窓口機能を担う国際交流協会に負担金を支出し、民間による国際交流活動を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	22,202	22,309
			所要一般財源	22,202	22,309
			概算人件費	749	749
	取組状況と 成果	国際交流協会の主な取組 ・国際交流フェスティバルの開催 ・日本語会話教室の実施 ・在住外国人の生活相談 ・国際交流ボランティアの育成			
6	課題認識と 今後の方針・改善点	・市民への多文化共生理解の促進と増加傾向にある在住外国人住民への生活支援を図る上で、国際交流協会との連携は不可欠であることから、組織運営の在り方について協議をしていく。 ・令和8年度に栄町第二庁舎への移転を予定していることから、移転に係る費用等について協会と協議をしていく。			
	事業名	グローバル人材育成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	国際社会への高い関心・理解を持ち、世界で活躍するグローバル人材の育成を目的に、会津地域の高校生を対象に、グローバルな学習・体験や、グローバル人材について考えるワークショップ等を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,520	3,520
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	752	752
6	取組状況と 成果	・グローバル人材について考えるワークショップ、英会話講座、JICA等への訪問、グローバル人材との交流を実施した。 ・令和6年度は、JICA横浜への訪問やTokyo Global Gateway立川でのネイティブスピーカーとの実用的な英会話体験など1泊2日のサマーキャンプを実施した。 ・直近3年間の参加者 R4：9名、R5：26名、R6：31名			
	課題認識と 今後の方針・改善点	・社会のグローバル化の進展に伴い、広い視野を持ち、物事に対する柔軟な考え方や判断力、積極性や行動力を身に着けることが重要であり、引き続き、参加者の興味・関心を捉えながら、国際社会や異文化への関心・理解を深めるプログラムを実施していく。 ・会津若松市国際交流協会において、英会話サークルや高校生を対象としたワークショップの運営を行っていることを踏まえて、今後、協会への事業移管に向けた協議・検討を進める。			

7	事業名	友好都市交流事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	海外の友好都市との交流推進を目的に、中国湖北省荊州市と相互訪問や技術研修生の受入、青少年書画交換交流等による交流を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,913	1,913
			所要一般財源	1,913	1,913
			概算人件費	749	749
8	取組状況と 成果	中国湖北省荊州市との交流（平成3年より友好都市提携） ・本市訪問団派遣・荊州市訪問団受入、技術研修生受入（平成3年度～）、青少年書画交換交流（平成4年度～） ・新型コロナウイルス感染症に伴う荊州市へのマスク送付（令和元年度）※令和2年度中国総領事より返礼あり。 ・友好都市締結30周年（令和3年度）※市政だより、市ホームページに記事掲載。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、両市の訪問団の派遣・受入、技術研修生の荊州市からの派遣など人的な交流が制限される状況が続いていたが、今後は、書画交換交流の継続に加え、国際情勢の変化を見極めながら、観光誘客や経済交流等の目的を明確にした荊州市への訪問再開など、交流の取組を検討していく。			
	事業名	未来人財育成塾		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	終了
9	概要 (目的・内容)	「自立」と「自律」の心を培う機会の提供を通じた、次の世代を担う人財の育成を目的に、中学生を対象に、社会の様々な分野で活躍する講師陣による講義、自分の将来の夢や生き方などを考えるグループワーク等を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,292	-
			所要一般財源	0	-
			概算人件費	2,086	-
	取組状況と 成果	・社会の様々な分野で活躍する講師陣の講義や、講義の振り返り、将来の夢や生き方を考えるグループワークのほか、地域資源を活かした課外活動を実施した。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたが、令和3年度に対象者を会津地域に限定した日帰り形式で再開、令和4年度には福島県内を対象とした合宿形式（3泊4日）で実施し、令和5年度からは対象者を全国まで拡大した。 ・直近3年間の参加者 R4：22名、R5：24名、R6：16名			
9	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・事業開始（H25）以降、次の世代を担う人財の育成に寄与してきたが、近年の参加者減少等の課題や、財源である国際的ふるさと会津創生基金の払底を見据え、令和7年度で事業を終了する。			
	事業名	核兵器廃絶平和都市宣言事業		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	被爆地（広島市・長崎市）への市内中学生代表の派遣、被爆体験講話、原爆パネル展、平和まつりへの参加	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,034	2,108
			所要一般財源	2,034	2,108
			概算人件費	1,449	1,449
9	取組状況と 成果	核兵器や戦争の凄惨さと平和の尊さを伝えることで、核兵器廃絶と平和に対する市民意識の高揚を図ってきた。特に、次代を担う若い世代への継承事業に力を入れてきたところである。市内中学生による被爆地訪問については、令和2年度より広島市と長崎市を交互に訪問することとし、令和4年度に初めて長崎市を訪問し、以後、広島と長崎を交互に訪問した。被爆体験講話については、被爆体験者の高齢化に伴い、令和5年度からは被爆体験伝承者を広島から招いて開催している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	広島・長崎に原爆が投下されてから80年が経過し、若い世代への戦争や被爆体験の継承が課題となっている。 核兵器廃絶と平和への願いを次代を担う若い世代へ継承するとともに、幅広い市民参加が可能となるような事業を展開していく。中学生による被爆地訪問事業については、長崎への旅程が広島より1日多く生徒の負担となることや、広島の平和祈念式典は生徒全員が参加できるが、長崎の平和祈念式典は人数制限により生徒全員が参加できないことから、これらを踏まえ交互訪問の見直しについて検討していく。			

施策2 定住・二地域居住の推進					
1	事業名	会津若松市移住コーディネーターの設置		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	地方への移住を希望する都市住民を積極的に本市に受け入れるため、「移住コーディネーター」を設置し、移住希望者等に対する情報提供や相談対応等の支援などに取り組み、定住・二地域居住を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	-	4,161
			所要一般財源	-	4,161
概算人件費			-	232	
取組状況と 成果	※事業費は人件費 ※概算人件費はコーディネーター採用に係る職員人件費				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	-				
2	事業名	地方学生就職支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスに通う学部生・院生が卒業後のU I J ターン促進のため、地方の企業で実施される就職活動に参加するための交通費、実際に地方に移住する際に要した移転費を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	780	780
			所要一般財源	195	195
概算人件費			1,931	1,931	
取組状況と 成果	・令和6年10月「市住宅取得支援事業補助金交付要綱」施行。 (令和6年10月1日施行) ・令和7年4月 移転費を追加(令和7年4月1日適用)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	大学等への進学を機に県外へ転出する学生等が多いものの、卒業後、地元に戻る割合が低く、若年層の減少傾向が続いている。 若年層の本市への定住を促進するため、当該支援制度を活用して、本市出身者等を中心に、事業の周知を図りながら、本市への就職を支援していく。				
3	事業名	会津若松市定住・二地域居住推進協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地方への移住を希望する都市住民を積極的に本市に受け入れるため、関係団体等と協力・連携しながら情報発信や交流体験の機会を提供、さらには受入態勢の整備などに取り組み、定住・二地域居住を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,610	2,200
			所要一般財源	4,610	2,200
概算人件費			5,793	5,793	
取組状況と 成果	・平成19年度：市定住・二地域居住推進協議会を設立、HPを開設 ・令和3年度：定住コネクトスペース・黒河内サテライトオフィスの供用開始 ・令和5年度：若年層への経済的支援の開始及びUターン等促進キャンペーンの実施 ・令和6年度：ウェブサイトの刷新 ・令和7年度：ガイドブックの刷新 【移住実践者数】令和6年度(34世帯50名) ※平成19年度～令和6年度合計(254世帯455人)				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	地方の人口減少が進む中、本市の人口も就業・就学に伴う若年層の流出等により減少傾向にある。一方、首都圏在住の20～40代の現役世代では地方移住の動きが活発化しており、移住希望者は、「就労の場がある地方都市」を希望する割合が高いため、今後も就労支援を軸とし現役世代にターゲットを絞り情報提供を行う。 令和5年度より実施しているUターンや孫ターンの若年層をターゲットとした各種移住支援策の拡充や情報発信、各種セミナー・移住相談会の開催を継続していくほか、二地域居住者及び関係人口対象者の把握や推進を図っていくため、関係人口証明書(仮称)の発行や特典の付与等について検討を進めるなど、取り組みの効果を検証しながら更なる移住促進を図っていく。				

	事業名	移住支援金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	5年以上、東京23区居住、又は東京圏から通勤していた者等が市内に移住し就職などをした場合に、給付金を交付する。 また、世帯で移住する場合は、子どもの人数に応じて支援金を加算する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30,000	36,000
			所要一般財源	7,500	9,000
概算人件費			1,931	1,931	
4	取組状況と 成果	【1】経過 平成30年度：地域再生計画認定 令和元年7月：支援開始 令和4年度：子育て世代への加算開始 令和5年度：子育て世帯加算を30万円から100万円に増額 令和7年度：支給要件の見直し 【2】実績 令和6年度：14件（世帯9件、単身5件）※令和元年度～令和6年度合計（世帯20件、単身17件）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	新型コロナウイルスの感染拡大による地方への移住志向の高まりや移住支援金の支給要件緩和、加算額の増加等により、交付申請者が増加している。 今後も国や県と連携のもと「移住支援給付金」を効果的に運用し、市独自のUターン者向け施策や各種移住支援施策との連携を図りながら、移住者の増加を図っていく。			
5	事業名	U I J ターン等移住給付金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県外に3年以上居住した者のうち、市内に移住し、就職などをした40歳以下の移住者に給付金を給付する。また、Uターン・孫ターン等での移住、18歳以下の子どもが世帯員にいる場合には給付金を加算する。 給付金は「会津コイン」により給付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,000	8,000
			所要一般財源	6,000	8,000
			概算人件費	1,931	1,931
	取組状況と 成果	【1】経過 令和5年6月、「市Uターン等移住給付金交付要綱」施行 ・令和7年4月 「市U I J ターン等移住給付金要綱」施行※旧制度全部改正（令和7年4月1日以降に移住した者について適用） 会津コインによる給付を開始 【2】実績 令和5年度：3件（世帯2件、単身1件） 令和6年度：3件（世帯3件）			
		課題認識と 今後の方針 ・改善点	市定住・二地域居住推進協議会ホームページや首都圏での移住イベントでの給付金の周知により若年層からの移住支援策に関する問い合わせが増加している。 若い世代に重点を置いた移住支援策を実施することは、社会動態に加え自然動態による人口減少の抑制が期待できるため、今後は、親世代を対象とした事業の周知や、就業・就農・起業支援と連携した移住支援策をとって、若年層の移住者の増加による人口減少の抑制に向け取り組んでいく。また、効果を検証しながら、より効果的な支援のあり方について検討していく。		

6	事業名	住宅取得支援事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県外からの移住者が市内へ移住するための住宅取得に要した費用に対し、補助金を交付する。 〔補助限度額〕1,700千円（市700千円、県700千円と合わせて最大300千円の加算あり） ※県「来てふくしま住宅取得支援事業」を活用して実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,600	17,000
			所要一般財源	5,600	7,000
			概算人件費	387	483
7	取組状況と成果	【1】経過 令和5年度：市住宅取得支援事業補助金交付要綱の施行 令和6年度：地域活性化加算の追加 ・令和7年4月 申請期限を移住から2年間とした（令和7年4月1日以降の申請について適用） 【2】実績 令和5年度：6件 令和6年度：4件（加算3件）			
	課題認識と今後の方針・改善点	首都圏在住の20～40代の若年層の地方移住の動きが活発化している。一方、移住希望者の多くは、移住前と同水準の収入を希望しているが、希望を満たす就労先は多くない状況にある。 中高年と比べ相対的に所得水準が低く、子育て等により家計の支出が多い若年層の移住の増加を図るため、住宅取得費用の支援を行い経済的負担の軽減を図る。また、効果を検証しながら、より効果的な支援のあり方について検討していく。			
	事業名	奨学金返還支援事業補助金		法定／自主	自主
7	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	若年層の地元企業への就職や県外からの移住を促進するため、県外から市内に移住し、市内に本社がある事業所等に就職した30歳以下の者の奨学金返還を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,250	4,050
			所要一般財源	2,250	4,050
			概算人件費	1,931	1,931
	取組状況と成果	【1】経過 令和5年度：市奨学金返還支援事業補助金の施行 令和6年度：会津大学等の卒業生を対象者に追加 ・令和7年4月 申請受付期間を年2回から1回へ変更 （令和7年4月1日以後の補助金の交付について適用） 【2】実績 令和5年度：2件 令和6年度：7名（交付件数10件）			
	課題認識と今後の方針・改善点	奨学金制度を活用し、卒業後に奨学金の返済に苦慮している方が増加している。 奨学金返還を支援することにより、経済的負担を緩和し、本市で就労することの魅力向上を図り、本市への若年層の移住実践者の増加につなげていく。また、支援による効果を検証しながら、より効果的な支援のあり方について検討していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 定住・二地域居住の推進



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
会津若松市移住コーディネーターの設置	移住相談件数（年間）	450	323	500	-	510	-	520	-
会津若松市移住コーディネーターの設置	移住実践世帯数（累計）	194	254	209	-	224	-	239	-

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策9 ひとの力を活かした地域活力の創造・再生

政策分野38 大学等との連携

目指す姿

多くの人が会津大学をはじめとする高等教育機関で学び、将来にわたって地域で活躍するまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	大学等を活かした人口の流入・定着の促進 地域内高等教育機関の魅力発信・誘致と、高等教育機関等と有効に連携を図ることのできる研究機関等の誘致を図り、知的資源の質の向上と活用を図ることで、人口流入を促進するとともに、卒業後の地域内定着を促進します。	  
施策2	大学等と地域の連携促進 地域の重要な知的資源である会津大学をはじめとする高等教育機関と企業、行政などとの連携を促進し、地域課題の解決や地域の活性化、アナリティクス人材等の人材育成などへつなげます。	  

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	卒業後の会津地域内就職者の割合 (会津大学)	%	会津地域内就職者÷就職者 ※「就職者」には家業従事者・起業者を含む
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	27 30 35 40	実績には年度でばらつきはあるが、コンピュータ理工学を専攻した会津大学生は全国から需要が高い人材であり、給与や待遇、キャリア形成の観点から地域外の企業へ就職すると思われるため、目標の達成には至っていない。
	実績	4.6 4.8 - -	
	達成率	17.0% 16.0% - -	
2	卒業後の会津地域内就職者の割合 (会津大学短期大学部)	%	会津地域内就職者÷就職者 ※「就職者」には家業従事者・起業者を含む
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	42 44 47 50	年度でばらつきはあるが、一定以上の水準で推移している。
	実績	36.7 28.2 - -	
	達成率	87.4% 64.1% - -	
3	卒業後の会津地域内就職者の割合 (専門学校)	%	会津地域内就職者÷就職者 ※「就職者」には家業従事者・起業者を含む
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	87 88 89 90	年度でばらつきはあるが、一定以上の水準で推移している。
	実績	75.7 73.0 - -	
	達成率	87.0% 82.9% - -	

2 施策の評価

施策1	大学等を活かした人口の流入・定着の促進
主な取組状況と成果	・全国の高校生を対象とした「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」の取組を支援し、コンピュータの可能性や楽しさを体験、参加者同士のふれあいの場の提供などにより、会津大学並びに会津地域の魅力を継続して発信している。（平成10年度～）
課題認識と今後の方針・改善点	・少子化が進行する中で、会津大学において学生の確保を図るためには、中高生のコンピュータへの関心を高めること、及び会津大学の教育内容や立地の魅力を知ってもらうことが重要である。そうした意味において、全国から毎年60名近い高校生が参加する「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」は、非常に有効な取組みとなっており、今後も引き続き開催を支援していく。
施策2	大学等と地域の連携促進
主な取組状況と成果	・地域の「知の拠点」である会津大学に対し、本市の活性化に向けて新たな産業の創出を促進させるような環境づくりを行うことを目的に奨学寄附を行っている（平成22年度～）。 ・奨学寄附金は、技術革新に挑戦する精神と技術力を持つ創業意識の高い人材の育成を目的とした「会津IT日新館」事業や、先端技術の実証、人材育成、新規産業創出支援などを目的として平成27年10月に供用開始された先端ICTラボLiCTiAの取組みなどに活用されている。 ・令和元年度から寄附額を1,500万円に増額。（増額分はスマートシティAiCTと会津大生の交流連携等に活用）
課題認識と今後の方針・改善点	・会津大学において、本市の奨学寄附金を財源に、新規産業創出に繋がるような人材育成や、技術開発促進に資する研究・支援活動等が行われていることは重要であるが、研究成果の実用化・商品化やベンチャー企業への増加等についてはすぐに成果が現れるものではないため、息の長い取り組みが必要である。 ・令和元年度から実施されているスマートシティAiCTとの交流連携についても継続して支援していく。 ・会津大学の研究成果が企業との共同研究に結び付くよう、PR等について大学を支援していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
12-2	産学連携推進事業	観光商工部・商工課
13-2	I C T関連産業集積	観光商工部・企業立地課
13-3	起業支援	観光商工部・商工課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・会津コンピュータサイエンススクール実行委員会負担金による毎年夏に開催される高校生を対象とした「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」の支援。 ・新規産業創出に繋がるような人材育成や、技術開発促進に資する研究・支援活動等への奨学寄附 ○課題 ・負担金の拠出や寄附金によるイベントや研究への支援は、新規産業創出につながるような人材育成はもとより、研究成果の実用化・商品化などの目に見える成果を感じるまで、多くの財政負担が伴うとともに、時間がかかることが多い。

5 最終評価

政策分野38「大学等との連携」の推進にあたっては、新規産業創出につながるような人材育成や、技術開発促進に資する研究・活動への支援を継続していく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 大学等を活かした人口の流入・定着の推進							
1			基本目標1	4.4	会津コンピュータサイエンススクール実行委員会負担金	継続	企画政策部・シティプロモーション課
施策2 大学等と地域の連携促進							
1			基本目標2	4.4	会津大学地域教育研究等支援事業	継続	企画政策部・シティプロモーション課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 大学等を活かした人口の流入・定着の促進					
1	事業名	会津大学地域教育研究等支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	全国の中・高校生が、会津大学においてコンピュータサイエンスの魅力を学ぶ「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」の取組を支援し、コンピュータの可能性や楽しさを学ぶことで創造性を育み、参加者同士の交流の場の提供等で会津大学や会津地域の魅力を発信する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	700	700
			所要一般財源	700	700
			概算人件費	39	39
	取組状況と 成果	平成10年度から毎年開催。 平成18年度地域づくり総務大臣表彰を受賞。 令和2、3年度は新型コロナウイルスの感染防止のため中止。 令和7年度で28回目の開催。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子化が進行する中で、会津大学において学生の確保を図るためには、高生のコンピュータへの関心を高めること、及び会津大学の教育内容や立地の魅力を知っていただくことが重要であり、「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」を通して、コンピュータサイエンスの楽しさを学び、交流を深めることで、会津大学への進学増加にもつながることが期待できる。本取り組みは会津地域の魅力を知る機会にもなっており、今後も引き続き開催を支援していく。				

施策2 大学等と地域の連携促進

1	事業名	会津大学地域教育研究等支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地域の「知の拠点」である会津大学に対して奨学寄附金の寄付を行うことにより、同大学における本市地域の特性やニーズを踏まえた新たな産業創出の促進に向けた人材育成や研究活動、地域との連携交流活動等の促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	15,000	15,000
			所要一般財源	15,000	15,000
			概算人件費	39	39
	取組状況と 成果	平成22年度～ 会津大学地域教育研究等支援事業として会津大学に1,000万円を奨学寄附金として支出（会津IT日新館、先端ICTラボ事業等に充当） 令和元年度から寄付を1,500万円に増額。 （増額分はスマートシティAiCTと会津大生の交流連携促進等に活用）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本市の奨学寄附金を財源とし、新たな産業の創出に繋がる人材育成及び技術開発促進に資する研究等が行われている。研究の実用化・商品化、ベンチャー企業の増加等については、すぐに成果が現れるものではないため、息の長い取り組みとして継続していく。 ・スマートシティAiCTと会津大学生の交流連携についても継続して支援していく。			

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策9 ひとの力を活かした地域活力の創造・再生

政策分野39 まちの拠点

目指す姿

人、物、情報がつながる、賑わいと活気の創造に向けて、市民に親しまれる拠点が整っているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	新市建設計画の推進 平成16年の旧北会津村及び平成17年の旧河東町との合併に伴い策定した「新市建設計画」に基づく取組の着実な推進を図ります。	11 住み続けられるまちづくりを
施策2	市役所庁舎の整備 情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備します。その際、市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していきます。	5 ジェンダー平等を實現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 持続可能なエネルギーを 9 産業と雇用革新の促進 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 消費責任
施策3	会津若松駅前の整備検討 主要交通の拠点であり、また、本市の玄関口である会津若松駅前については、交通動線（人やバス、車などの動き）等を整理しながら、駅及び駅周辺施設の利用者などの利便性の向上と安全性の向上に向けた検討を進めます。	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを
施策4	未利用地等の利活用検討 県立病院跡地など、市街地中心部にある大規模な未利用地等については、本市のまちづくりへの有効活用に向けた提案や協議を行っていきます。	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	新市建設計画の事業着手率				%	主要事業のうち、着手済みの事業の割合 (※中止・再編等を行った事業を除く)
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	97	98	99	100	おおむね目標どおりの進捗となっている。
	実績	96	96	-	-	
	達成率	98%	98%	-	-	

2 施策の評価

施策 1	新市建設計画の推進
主な取組状況と成果	「新市建設計画」は当初、平成27年度までの計画期間であったが、平成26年・令和2年に計画期間の延長等を含む改訂を行い、現在は令和12年度までの計画となっている。合併特例債を活用する事業として位置づけた事業については、中期財政見通しや公債費負担適正化計画など、財政状況を踏まえながら、事業熟度や緊急性を見極め、条件の整ったものから順次実施している。 北会津・河東地域においては、合併に伴い設置した「地域審議会」の設置期間（10年間）終了後も、後継的な組織として「地域連携会議」（令和7年度まで）を設置し、両地域住民の意見を聞きながら事業を推進している。
課題認識と今後の方針・改善点	新市建設計画のうち合併特例債を活用する事業については、引き続き、各事業の進捗管理を適切に行い、必要性・緊急性に応じて事業の見直しや追加等、適切に対応していくとともに、中期財政見通しや公債費負担適正化計画など、財政状況を踏まえた全体調整の中で事業熟度や緊急性を見極め、条件の整ったものから実施していく。

施策2	市役所庁舎の整備
主な取組状況と成果	【1】庁舎整備 ・平成27年度に開催した「庁舎検討懇談会」からの、「庁舎整備の方向性に関する意見書」を踏まえ、「第7次総合計画（H29～H38）」の中で、「現在の本庁舎を中心に庁舎を整備すること」、「本庁舎旧館の活用を検討しながら保存すること」を位置づけた。 ・これを受け、平成29年度に、本庁舎旧館の利活用に対する技術的所見を示し、耐震改修や保存活用の方向性を検討した「本庁舎旧館保存活用計画」及び、本庁舎と分庁舎の複数の整備パターン、駐車場整備案、事業スケジュール案を示した「庁舎整備行動計画」を作成した。 ・平成30年度は、本庁舎敷地の測量及び地盤調査を行い、本庁舎旧館の保存、活用と分庁舎も含む複数の整備パターンを絞り込むとともに、整備に関する基本事項を示す「庁舎整備基本計画」を取りまとめた。 ・令和元年度は、「庁舎整備基本計画」について、市民の皆様との意見交換を踏まえ、特に「事業費」や「駐車場のあり方」を中心に再検討し、「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」を取りまとめた。また、設計者選定の要項等を作成するなど、設計発注に向けた準備を行った。 ・令和2年度は、公募型プロポーザルにより設計者を選定し、「庁舎整備基本計画」等に基づき、庁舎整備に向けた条件整理を行い、また、市民の皆様や市議会などからの意見・提言等を踏まえ、基本設計をとりまとめ、実施設計に着手した。 - また、「庁舎整備ニュース」等により事業の進捗状況の広報を行ったほか、ECI方式※による事業の推進に向け、実施設計技術協力及び調査業務（施工予定者選定）に係る要項等を作成するなど、業務発注に向けた準備を行った。 ※ECI(Early Contractor Involvementの略)方式・・・設計段階から施工予定者が関与する方式 ・令和3年度は、建築工事においてECI方式を採用し、公募型プロポーザルにより実施設計技術協力及び調査業務の受託者（施工予定者）を選定した。また、デジタルガバメントの推進に向けた窓口レイアウト等の検討を行いながら実施設計を進めるとともに、庁舎建設工事発注に向けた準備を行った。 ・令和4年度は、仮庁舎への移転後、本庁舎新館等の解体工事や埋蔵文化財の発掘調査を行った。また、基本設計に基づき、ECI方式により実施設計をとりまとめ、令和6年度までの3ヵ年継続事業として庁舎建設工事に着工した。 ・令和5年度は、庁舎建設工事を進め、また、来庁者駐車場（謹教小学校跡地）整備や庁舎周辺道路拡幅の設計をとりまとめた。さらに、新庁舎での業務を見据え、申請手続き等のデジタル化に対応した窓口などの仕様や庁舎及び駐車場の管理運営方法、什器・備品等の調達計画などの検討を行った。 ・令和6年度は、庁舎建設工事、来庁者駐車場の工事を進めたが、災害救助法の適用を受けた令和7年2月4日からの大雪により工事の進捗が図れず、工期を令和7年4月中旬まで延長した。なお、庁舎周辺道路の拡幅工事については予定通り完了した。 - また、新庁舎の開庁に向け什器・備品の調達を行ったほか、事業の進捗状況は現場見学会の開催や庁舎整備ニュースの全戸配布などにより広報を行った。 ・令和7年4月29日に新庁舎完成記念式典や内覧会を行い、5月7日に新庁舎の供用を開始した。 【2】庁舎整備基金積立金 ・昭和41年度に「庁舎整備基金」を設置し、昭和41年度から昭和61年度まで一般財源により積立を行ってきた。昭和62年度以降は、利子相当額の積立を行なっている。 - また、令和2年6月からは、「城下町會津まちづくり寄附金」に「市役所本庁舎旧館の保存・活用のために活用」のコースを新設し、寄附金の積立を行っている。 - なお、新庁舎は、旧館部分も含め「市のシンボル」として多くの方々に利用頂くことを想定していることから、引き続き、ふるさと納税の寄附目的に位置付ける。 ・平成30年度より「庁舎整備事業」への充当を開始し、令和7年度からは「市債の償還財源」として充当を行う。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】庁舎整備 ・市のシンボルとして、また、情報や防災、市民サービスの拠点、市民生活を支える中心施設としての役割を果たしていくことが求められる。 - また、多くの寄附をいただき、引き続き、保存を行う旧館部分については、その歴史や景観をいかし、人が集い、賑わいを創り出す場などとして、多くの方々に利用していただくことが求められる。 ・新庁舎供用開始後も、市役所を訪れる人が快適かつ効率的に目的を達することができるよう環境を整えていく。 【2】庁舎整備基金積立金 - 後年度負担も鑑みながら、庁舎整備に伴う市債の償還財源として充当する。また、次の庁舎整備に向けて寄附金等の積立と適正な運用・管理を行っていく。

施策3	会津若松駅前広場の整備検討
主な取組状況と成果	【1】会津若松駅前広場の整備検討 ・平成26年度に交通事業者等の関係者による勉強会を設置し、平成29年度末まで、6回の勉強会を開催した。 ・平成28年度には、「会津若松駅前公共基盤調査」により、駅前の「課題の整理」と「公共基盤整備に向けての検討」を行った。 ・平成29年度は、勉強会を継続するとともに、駅前の機能や配置、整備範囲などについて関係者と個別協議を行った。 【2】包括連携協定 ・平成30年度、J R 東日本、福島県と「会津若松駅前広場の整備等を起点とした会津地域の観光振興等に関する包括連携協定」を締結した。 【3】会津若松駅前都市基盤整備基本構想 ・国からの支援を受け業務委託を実施し、現地測量など施設整備についての基礎データ収集や官民連携可能性について調査を行い、市民や関係団体などからの幅広い意見を踏まえながら、令和2年度、今後の事業の基本的な方針としての基本構想をとりまとめた。 【4】覚書の締結 ・本事業の事業化に向け、関係事業者が緊密に連携、協力して取組みを推進することを確認するため、市・J R 東日本、J R 貨物の三者にて令和3年度に「覚書」を締結した。覚書では、三者が連携協力して、基本計画の作成に向け取組むこととし、基本計画の内容に合意が図られた際には、基本協定を締結するものとしている。 【5】基本計画の策定 ・覚書を踏まえ、事業のマスタープランとなる基本計画の策定を進めてきた。基本計画の策定においては、移転が必要となる物件の補償協議や、土地の再編に係る事業手法など条件の整理と関係者との協議を重ねてきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】課題の認識 ・東西をアクセスする道路（市道幹Ⅰ-6号線）は、朝夕の通勤通学時間帯に渋滞が発生し、駅前利用を阻害している。また、駅とまちをつなぐ歩行者通路が十分ではなく、大町通り等への歩行者動線も分かりにくい。このため、安全で円滑な駅周辺の交通環境の整備が求められている。 ・歩行者の動線が自動車の動線と交錯しており、歩行者にとって歩きにくく危険である。また車道横断が必要なバス乗降場はわかりにくく、一般車の乗降場がないなど利便性に問題がある。 ・このため、安全で利便性の高い駅前広場への再生が求められている。 ・駅前空間は駐車場やタクシープール、古くからの物流施設が立地しており自動車空間で占められている。また、駅前公園は駅から視認しにくい形状で閉鎖的であるため利用者が少ない。このため、会津の玄関口にふさわしい景観になるよう改善が望まれる。 【2】今後の方針 ・基本計画に基づいた都市基盤整備の基本設計を実施する。 ・事業の有効な財源確保のため、国、県と事業メニューや必要な手続きについて、具体的協議を行う。 ・駅前公園を活用し関係機関と連携したイベント等の実証実験により、持続的な駅前周辺の賑わい創出に向け検討する。 ・民間事業者による駅前周辺の活性化に向けた取り組みを後押しし、将来的な駅前空間の利活用や維持管理に向け官民連携の体制づくりについて、協議検討を進めていく。

施策4	未利用地等の利活用検討
主な取組状況と成果	【1】 県立病院跡地地活用事業 平成29年3月に県に対し「旧会津総合病院跡地の取得意向について」回答。 平成31年4月に「県立病院跡地利活用基本構想」策定。 令和5年6月に「県立病院跡地利活用基本計画」策定。 令和6年2月に県立病院跡地利活用事業者の公募 令和6年6月に県立病院跡地利活用事業者の再公募 令和6年7月に県立病院跡地(土地)を取得 令和7年1月に県立病院跡地利活用事業者（公共施設部分）の公募 令和7年8月に優先交渉権権者の決定 令和7年10月に基本契約の締結
課題認識と今後の方針・改善点	【1】 県立病院跡地利活用事業 子どもの屋内遊び場を核とした公共施設の整備については、令和10年5月の供用開始に向けて、令和7年12月に設計・建設工事請負契約を締結し、令和8年度は設計及び建設工事を順次行っていく。また、敷地南側への立地を目指す収益施設は、市場調査を行いながら検討を進めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
36-2	北会津地域連携会議	企画政策部・北会津支所
36-2	河東地域連携会議	企画政策部・河東支所

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・新市建設計画の推進については、計画に位置付けた事業について財政状況等を踏まえながら実施した。 ・市役所庁舎の整備については、「庁舎整備基本計画（平成31年4月）」、「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理（令和元年11月）」及び「庁舎整備基本設計（令和3年2月）・実施設計（令和4年10月）」に基づき、庁舎建設工事等を進め、令和7年5月7日に新庁舎の供用を開始した。 ○課題 ・会津若松駅前都市基盤整備事業については、事業スケジュールを調整し着工時期を検討するとともに、民間事業者による駅前周辺の活性化に向けた取り組みを後押しし、将来的な駅前空間の利活用や維持管理に向け官民連携の体制づくりについて協議検討を進めていく。 ・県立病院跡地利活用事業については、子どもの屋内遊び場を核とした公共施設の早期整備に向けて取組を進めるとともに収益施設の立地については、市場調査を行いながら検討を進めていく。
--

5 最終評価

政策分野39「まちの拠点」の推進にあたっては、県立病院跡地に子どもの屋内遊び場を核とした公共施設の整備を進め、子育て環境の充実と子どもたちの「居場所」を確保する。会津若松駅前の整備については、基本計画に基づき基本設計を行うとともに、国や県等と、都市計画や有効な財源確保に向けた手続きにかかる具体的な協議を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 新市建設計画の推進							
1				11. a	新市建設計画の進捗管理	継続	企画政策部・企画調整課
施策2 市役所庁舎の整備							
1			基本目標2	12. 5	庁舎整備事業	終了	企画政策部・企画調整課
2					庁舎整備基金積立金	継続	企画政策部・企画調整課
施策3 会津若松駅前の整備検討							
1		◎	基本目標2	11. 3	会津若松駅前都市基盤整備事業	継続	建設部・まちづくり整備課
施策4 未利用地等の利活用検討							
1		◎	基本目標2	11. 3	まちの拠点整備事業（県立病院跡地利活用事業）	継続	企画政策部・企画調整課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 新市建設計画の推進					
1	事業名	新市建設計画の進捗管理		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成16年の旧北会津村及び平成17年の旧河東町との合併に伴い策定した「新市建設計画」に位置づけた取組について、合併特例債の有効活用を図りながら、適切に事業調整を行い、着実に推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	78	78
	取組状況と成果	「新市建設計画」は当初平成27年度までの計画期間であったが、平成26年・令和2年に計画期間の延長等を含む改訂を行い、現在は令和12年度までの計画となっている。合併特例債を活用する事業として位置づけた事業については、中期財政見通しや公債費負担適正化計画など、財政状況を踏まえながら、条件の整ったものから順次実施している。 北会津・河東地域では、合併に伴い設置した「地域審議会」の設置期間（10年間）終了後も、後継的な組織として「地域連携会議」（令和7年度まで）を設置している。			
	課題認識と今後の方針・改善点	新市建設計画のうち合併特例債を活用する事業については、引き続き、各事業の進捗管理を行い、必要性・緊急性に応じて事業の見直しや追加等、適切に対応していくとともに、中期財政見通しや公債費負担適正化計画など、財政状況を踏まえた全体調整の中で事業熟度や緊急性を見極め、条件の整ったものから実施していく。			

施策2 市役所庁舎の整備					
1	事業名	庁舎整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	終了
	概要 (目的・内容)	現在の本庁舎を中心として、本庁舎旧館を保存・活用しながら、本庁舎及びその他の庁舎における行政サービスや庁舎機能等を集約した新庁舎を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,031,517	0
			所要一般財源	8,573	0
			概算人件費	15,564	1,931
	取組状況と 成果	「現在の本庁舎を中心に庁舎を整備すること」、「本庁舎旧館の活用を検討しながら保存すること」を踏まえ、旧館の保存・活用方法、本庁舎と分庁舎の整備パターン、駐車場整備の検討や各種測量・調査などをおし、「庁舎整備基本計画」等を策定した。また、市民の皆様や市議会などからの意見・提言も踏まえた「設計」に基づき庁舎建設工事等を進め、令和7年5月7日に新庁舎の供用を開始した。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	市のシンボルとして、また、情報や防災、市民サービスの拠点、市民生活を支える中心施設としての役割を果たしていくことが求められる。 また、多くの寄附をいただき、引き続き、保存を行う旧館部分については、その歴史や景観をいかし、人が集い、賑わいを創り出す場などとして活用していく。			
2	事業名	庁舎整備基金積立金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	庁舎の整備に充てるため、庁舎整備基金を設置し、積立を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	623	8,493
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	194	194
	取組状況と 成果	昭和41年度に「庁舎整備基金」を設置し、昭和41年度から昭和61年度まで一般財源により積立を行ってきた。昭和62年度以降は、利子相当額の積立を行なっている。また、令和2年6月からは、「城下町會津まちづくり寄附金」に「市役所本庁舎旧館の保存・活用のために活用」のコースを新設し、寄附金の積立を行っている。 なお、新庁舎は、旧館部分も含め「市のシンボル」として多くの方々に利用頂くことを想定していることから、引き続き、ふるさと納税の寄附目的に位置付けている。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	後年度負担も鑑みながら、庁舎整備に伴う市債の償還財源として充当する。また、次の庁舎整備に向けて寄附金等の積立と適正な運用・管理を行っていく。			

施策3 会津若松駅前整備検討					
1	事業名	会津若松駅前都市基盤整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・まちづくり整備課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津若松駅前について、交通結節点機能の充実や道路交通の円滑化など、本市の玄関口として求められる都市機能を高め、人・物・情報がつながり、地域の方々に親しまれる「まちの拠点」を形成するため、駅前広場及びその周辺の都市基盤を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	40,000
			所要一般財源	0	40,000
			概算人件費	11,123	13,904
	取組状況と成果	【1】平成26年度から平成29年度まで、交通事業者等の関係者による勉強会及び個別協議を重ね、平成30年度、JR東日本、福島県と「会津若松駅前広場の整備等を起点とした会津地域の観光振興等に関する包括連携協定を締結した。 【2】令和元年度に各種基礎調査や検討委員会による議論を重ね、令和2年度は「基本構想」を取りまとめ、令和3年度は事業化に向けた連携強化のため、市・JR東日本・JR貨物の3者にて「覚書」を締結した。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・駅前周辺道路は朝夕の交通渋滞が発生し駅前利用を阻害しており、駅とまちをつなぐ歩行者通路は十分でなく大町通りへの歩行者動線が分かりにくい。また、車道横断が必要なバス乗降場は分かりにくく一般車の乗降場がないなど利便性に問題がある。 ・国、県との協議を重ね、必要な財源確保に努める。また、民間事業者による駅前周辺の活性化に向けた取組みを後押しし、将来的な駅前空間の利活用や維持管理に向けて官民連携の体制づくりの協議検討を進めていく。			

施策4 未利用地等の利活用検討				
1	事業名	まちの拠点整備事業（県立病院跡地利活用事業）		法定／自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針
	概要 (目的・内容)	県立病院跡地について、子どもの屋内遊び場と子育て支援を核とした公共施設などを整備することで、本市の子育て環境の充実と多世代交流の促進・賑わいの創出を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)
			事業費	4,236
			所要一般財源	4,236
			概算人件費	580
	取組状況と 成果	平成29年3月に県に対し「旧会津総合病院跡地の取得意向について」回答。 平成31年4月に「県立病院跡地利活用基本構想」策定。 令和5年6月に「県立病院跡地利活用基本計画」策定。 令和6年2月に県立病院跡地利活用事業者の公募 令和6年6月に県立病院跡地利活用事業者の再公募 令和6年7月に県立病院跡地(土地)を取得 令和7年1月に県立病院跡地利活用事業者（公共施設部分）の公募 令和7年8月に優先交渉権者の決定 令和7年10月に基本契約の締結		
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	子どもの屋内遊び場を核とした公共施設の整備については、令和10年5月の供用開始に向けて、令和7年12月に設計・建設工事請負契約を締結し、令和8年度は設計及び建設工事を順次行っていく。また、敷地南側への立地を目指す収益施設は、市場調査を行いながら検討を進めていく。		

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策10 社会の変化に対応した行財政運営

政策分野40 公共施設

目指す姿

適切な公共施設の環境のもと、最適な公共サービスが提供されているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	公共施設マネジメントの推進 すべての公共施設等を対象として、その現状、利用状況等について市民との情報共有を図り、それらの維持や有効活用などについて検討を進めます。また、安全で適切な環境を持った施設の管理運営と財政負担の低減・平準化といった総合的かつ計画的なマネジメントを進め、社会状況の変化に応じた適切な施設サービスを提供します。	  
施策2	市有財産の利活用 土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	市有建築物の耐震化率				%	耐震性能有建築物／（防災上重要建築物＋特定建築物）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	安心・安全な公共施設サービスの提供を目指し、計画的に市有建築物の耐震化を進めていく必要がある。
	実績	93.8%	94.3%	94.3%	-	
	達成率	98.7%	99.2%	99.2%	-	

2 施策の評価

施策1	公共施設マネジメントの推進
主な取組状況と成果	【1】「公共施設等総合管理計画」等の策定 ・公共施設マネジメントを推進するにあたり、平成28年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、全ての公共施設等の総合的かつ計画的な整備や管理、有効活用などの方向性を示している。 ・また、平成30年度に策定した「公共施設保全計画」や、令和3年度に策定した「公共施設再編プラン」を実施計画として位置づけ、施設・機能の将来のあり方や各施設の整備の考え方、改修・更新の予定等を示している。 【2】公共施設マネジメントの推進体制 ・「公共施設等総合管理推進本部（部長級）」を中心とする全庁的な体制のもと、PDCAサイクルを踏まえた総合的な公共施設等のマネジメントを推進している。 ・また、推進本部の下部組織である「公共施設等総合管理推進会議（副部長級）」が主体となり、長期的視点で「施設評価」を作成し、その結果に基づき、施設再編の検討や、総合調整、計画保全までを総合的かつ計画的に推進している。 【3】施設再編、利活用の取組 平成30年度から、湊、北会津、河東の3地区において、大学等関係機関と連携しながら、地域活動の拠点となる施設・機能の再編を検討するため、地域組織を主体とした住民ワークショップを開催するなど、地域別の施設再編に向けた取組を進めている。また、令和3年度からは、地域課題の解決や地域活性化につながる公共施設の利活用等を推進するため、市民公益活動団体とともに行仁地区等においても、施設再編に向けた取組を進めている。 【4】公共施設の長寿命化・省エネ化・耐震化の推進 建物系公共施設の長寿命化や省エネ化、耐震化、ユニバーサルデザインへの対応を進めており施設の安全性や機能性の確保と利便性の向上を図っている。
課題認識と今後の方針・改善点	■課題認識 【1】「公共施設等総合管理計画」の推計データによると、施設の多くは老朽化が進んでおり、予防型の計画的な維持保全に加え、維持整備コストの縮減や平準化、施設・機能の再編、管理運営方法の改善等による施設総量の見直しが必要な状況である。 【2】大規模地震時に防災・救護活動の拠点となる施設は早期の耐震化が求められている。 【3】施設総量の最適化やより良い公共施設サービスのあり方について検討するにあたり、施設の利用者や地域住民とともに、地域や施設の現状、将来像などを共有する必要がある。 【4】効率的で効果的な施設整備や維持管理等を進め、財政負担の低減、平準化へ取り組むため、民間事業者の資金やノウハウ等を活用するPPP/PFI手法の導入を推進する必要がある。 【5】工事の良好な品質や出来形を確保する必要があることから、適切な工事監理を実施する必要がある。 ■今後の方針・改善点 【1】「公共施設等総合管理計画」に基づくマネジメントの推進 ・施設再編の実施計画である「公共施設再編プラン」に基づき、用途別や地域別での施設総量の最適化や更なる有効活用に向けた取組を進める。 ・施設を計画的かつ適切に維持管理していくため、予防型の計画的な維持保全、ライフサイクルコストの低減などに加えて技術的視点を踏まえた取組を進め、施設カルテや施設データの分析等に業務システムを活用し、より効率的・効果的な業務の推進を図る。 ・「公共施設等総合管理計画」並びに、「公共施設保全計画」及び「公共施設再編プラン」については、令和8年度をもって計画期間が終了となるので、今後も限られた財源の中で、公共施設等の維持管理や公共サービスの提供を適切に行っていく必要があることから、地域や施設の現状等を適切に把握しながら、計画見直しを図っていく。 【2】市民との情報共有・参画の推進 ・「施設カルテ」の公表を通じ、市民と公共施設の現状について情報を共有し、市HPやワークショップ等の開催等により、公共施設マネジメントの考え方について継続的に周知を図っていく。 ・施設再編等の検討にあたっては、計画の検討段階から、地域住民や関係機関等の参画を得て、将来のまちづくりを踏まえた施設のあり方や管理運営方法について検討していく。 ・行仁地区と門田地区においては、令和3・4年度に開催した「未来につなげる地域の活動拠点づくり事業」の成果を基に、地域住民と協働しながら、地域課題解決につながる公共施設の有効活用等を推進していく。 【3】官民連携（PPP/PFI）手法の導入推進 ・公共施設等の整備や複合化、維持管理等において、「優先的検討規程」に基づき従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討し、施設の有効活用や効率的で最適な公共サービスの提供を図る。 【4】公共施設の維持保全の適正化 ・施設の改修・更新にあたっては、コスト縮減や費用対効果を検証し、財政負担の低減・平準化を図りながら施設の維持保全の適正化に取り組んでいく。 ・引き続き、技術職員の専門的な視点からの適切な工事監理を実施していくとともに、市民の共有財産である公共施設の品質を確保する。

施策2	市有財産の利活用
主な取組状況と成果	・市有財産管理については、平成24年2月に「市有財産利活用基本方針」を策定し、未利用財産の公平、公正で透明性のある利活用の推進を図ってきた。 ・追手町第二庁舎については、新庁舎供用開始後においても、各種事務対応を確実に実施するため、施設の一部を執務室として利用している。グラウンドについては、イベント時や観光繁忙期の臨時駐車場等としても使用している。
課題認識と今後の方針・改善点	・市有財産の更なる利活用に向けて、未利用財産の状況把握及び境界確認等の条件整備を行いながら、公共施設マネジメントの取組とも連携し、売却等の有効活用を進めることが必要である。 ・また、市有財産（普通財産）の立木や構造物等の適正な維持管理が求められている。今後、「市有財産利活用基本方針」に基づき、必要に応じて個別案件ごとの利活用方針を決定し、未利用財産の解消、有効活用を図る。あわせて、公共施設マネジメントの取組と連携しながら、市有財産の更なる利活用に努める。 ・追手町第二庁舎については、栄町第一庁舎改修工事に伴う建設部の仮庁舎として使用していくほか、当面は、執務室の補完等を目的とした暫定的な利用を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
42-1	健全な財政運営	財務部・財政課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設保全計画及び公共施設再編プランを策定し、各施設の整備方針に沿って、令和3年度の事業から技術的な視点による優先度の評価を行い、令和3年度から令和6年度までに410件を事業化し、耐震化や長寿命化、省エネ化等を図りながら適切な公共施設の維持整備を実施してきた。 ・地域課題の解決や地域活性化につながる活動拠点の整備については、湊地区における公共施設の機能集約化や公共施設での各種イベントの開催など、地域住民との協働による公共施設の再編・利活用の取組みを実施してきた。 ・「市有財産利活用基本方針」に基づき、個別案件ごとの利活用方針を決定し、未利用財産の解消、有効活用を図ってきた。また、公共施設マネジメントの取組と連携し、その資産価値を最大限に活かす利活用を進めてきた。 ○課題 ・限られた財源を有効に活用しながら、公共施設等の維持管理や公共サービスの提供を適切に行っていく必要があることから、地域や施設の現状等を十分に把握し、市民協働による施設の再編・利活用の検討を行い施設総量の最適化を図る取組を進める必要がある。 ・また、その取組の推進にあたっては、公共施設がまちづくりの基盤であることや公共施設マネジメントの実践が安定した財政運営の継続に寄与する重要なことを踏まえ、公共施設マネジメントの考えやその取組を広く浸透させることが重要である。

5 最終評価

政策分野40「公共施設」の推進にあたっては、公共施設等を適切に維持管理し、市民の皆さんの安全安心な利用を図るため、優先度を判断しながら計画的な施設の維持保全に取り組むとともに、維持整備コストの縮減や平準化、施設・機能の再編等による施設総量の最適化に取り組んでいく。また、市有財産の利活用については、引き続き、市有財産利活用基本方針に基づき、未利用財産の解消及び有効活用を図っていく。
--

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 公共施設マネジメントの推進							
1		◎	基本目標3	11.3	公共施設マネジメントの推進	継続	財務部・公共施設管理課
2		◎		13.1	公共施設の設計積算及び発注・工事監理事務	継続	財務部・公共施設管理課
施策2 市有財産の利活用							
1					市有財産管理事務	継続	総務部・総務課
2					追手町第二庁舎暫定利活用	継続	総務部・総務課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 公共施設マネジメント

	事業名	公共施設マネジメントの推進		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・公共施設管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「公共施設等総合管理計画」に基づき、本市が所有・管理する全ての公共施設等の現状を総括的かつ横断的に把握・分析したうえで、公共施設等の適正な配置や長寿命化、効果的・効率的な管理運営を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,582	1,441
			所要一般財源	1,582	1,441
概算人件費			11,453	11,673	
1	取組状況と 成果	・令和3年度に「公共施設再編プラン」を策定し、用途別及び地域別での施設・機能の将来のあり方や各施設の整備の考え方、改修・更新の予定等を示すとともに、再編プランに合わせて「公共施設等総合管理計画」と「公共施設保全計画」を改定した。 ・湊、北会津、河東地区において、地域活動の拠点となる施設や地域別の施設再編に向けた取組を進めており、令和3年度から行仁地区等においてもワークショップ等を開催し、小学校施設の有効活用の実現など、地域の課題解決に取り組んでいる。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・施設の多くは老朽化が進んでおり、予防型の計画的な維持保全に加え、維持整備コストの縮減や平準化、施設・機能の再編、管理運営方法の改善等による総量の見直しが必要な状況である。 ・施設総量の最適化や更なる有効活用、施設の長寿命化や市民サービスの向上を進めるとともに、施設再編等にあたっては、施設のあり方や利活用等を検討し、令和9年度に向けて計画の見直しを図っていく。また、官民連携手法の導入推進に向けた取組等を進めていく。			
2	事業名	公共施設の設計積算及び発注・工事監理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・公共施設管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「公共施設保全計画」と「公共施設再編プラン」による建物系公共施設の維持整備の実施計画を踏まえ、適切な設計・工事監理を通じて、維持整備コストの適正化と利用者の安全性や利便性の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,659	2,915
			所要一般財源	4,659	2,915
			概算人件費	122,158	108,948
	取組状況と 成果	・建物系公共施設の建築・設備改修による長寿命化や省エネ化、耐震補強による耐震化、ユニバーサルデザインへの対応を進めてきており、施設の安全性や機能性の確保と利便性の向上を図っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・大規模地震時に防災活動等の拠点となる施設の耐震化が求められている。また地球温暖化対策として施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が必要である。 ・施設の改修・更新では、コスト縮減や費用対効果を検証し財政負担の低減・平準化を図りながら施設の適切な維持保全に取り組んでいくとともに、将来の施設整備や管理運営について、官民連携手法の導入に向け検討を進める。また、技術職員の専門的な視点からの適切な工事監理を実施することで、公共施設の品質を確保する。			

施策2 市有財産の管理

1	事業名	市有財産管理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,247	7,900
			所要一般財源	6,247	7,900
概算人件費			13,904	13,904	
取組状況と 成果	市有財産管理については、平成24年2月に「市有財産利活用基本方針」を策定し、未利用財産の公平、公正で透明性のある利活用の推進を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市有財産の更なる利活用に向けて、未利用財産の状況把握及び境界確認等の条件整備を行いながら、売却等の有効活用を進める。また、市有財産の立木や構造物等の適正な維持管理が求められている。今後も、「市有財産利活用基本方針」に基づき、個別案件ごとの利活用方針を決定し、未利用財産の解消、有効活用を図る。あわせて、公共施設マネジメントの取組と連携しながら、市有財産の更なる利活用に努める。				
2	事業名	追手町第二庁舎暫定利活用		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	新庁舎供用開始後における追手町第二庁舎の仮庁舎としての活用終了後の暫定的な利活用のあり方について、検討していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,000	3,500
			所要一般財源	3,000	3,500
			概算人件費	773	1,545
	取組状況と 成果	平成19年10月に県から譲渡を受けた旧校舎については、平成19年度から中央公民館代替施設や選挙管理委員会事務局等として、平成23年4月からは大熊町役場会津若松出張所として利用してきた。令和2年6月からは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、サテライトオフィスとして利用してきた。令和4年5月からは、庁舎整備に伴う追手町第二庁舎として使用してきた。新庁舎供用開始後においても、施設の一部を執務室の補完として暫定的に利用している。 グラウンドについては、イベント時や観光繁忙期の臨時駐車場等としても使用している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想を踏まえ、今後の追手町第二庁舎の暫定的な利活用のあり方について、検討していく必要がある。 今後は、栄町第一庁舎改修工事に伴う建設部の仮庁舎として使用していくほか、当面は、執務室の補完等を目的とした暫定的な利用を行っていく。			

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策10 社会の変化に対応した行財政運営

政策分野41 行政運営（①企画）

目指す姿

社会経済状況の変化に柔軟に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げ、適切な行政サービスが持続的に提供されているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	市民と行政とのコミュニケーションの推進 自治による自主自立のまちをつくるため、ICTを活用した情報の収集と発信、懇談会やワークショップ、タウンミーティングなど多様な手段による市民参画の機会創出などにより、情報の共有を図りながら市民と共にまちづくりを進めます。	
施策2	社会の変化に対応していく行政運営 総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価によるPDCAサイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。さらに、高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に対応できる体制を整えるため、業務の一部を外部委託するアウトソーシングや、市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員の育成を進めます。	        
施策3	行政サービスの最適化と利便性向上 行政事務について、ICTを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ICTの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。加えて、ICTの活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。	          
施策4	広域行政の推進 将来に向けて魅力ある会津地方を創っていくため、広域的な取組により、より効率的で効果的なサービスが提供できる行政事務を進めます。広域的な諸課題について、会津地方をはじめ、国や県、県内外の自治体や事業者との連携を強化しながら取組を進めます。	   

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	市ホームページアクセス数				万件	ホームページ全体のセッション数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	188	192	196	200	新型コロナウイルス感染症の落ち着きとともにホームページへのアクセス数は減少傾向となっていたものの、令和7年2月の豪雪被害によりアクセス数が急伸し、2年ぶりに上昇に転じた。
	実績	233	247	-	-	
	達成率	124%	129%	-	-	

2 施策の評価

施策1	市民と行政とのコミュニケーションの推進
主な取組状況と成果	【1】広報 市政情報を分かりやすく伝えるとともに、市政だよりからホームページの情報へのスムーズなアクセスを図るための二次元コードの活用など、さらなる情報発信の充実や市民サービスの向上に努めている。 また、ホームページにおいては、情報の見やすさ・検索のしやすさに配慮しているほか、テレビやラジオ、各種SNSを活用した情報発信及びシティプロモーション事業を展開している。 ・令和2年度：多言語に対応した広報紙のスマホアプリ「カタログポケット」を導入 ・令和4年度：市政だよりによりユニバーサルデザインフォント・二次元コードを導入 ・令和5年度：YouTube動画による「手話の市政だより」の配信を開始 ・令和6年度：テレビのデータ放送を活用した市政情報の発信を開始 ・令和7年度：市ホームページの全ページを解析し、課題を整理 ・令和7年度：さっぽろ雪まつりに鶴ヶ城の大雪像を出展し、プロモーション活動を展開 【2】広聴 市長への手紙や市長とのふれあいの日のほか、市民要望の受付、市政モニターアンケートなど、さまざまな手法により市民意見や要望を的確に受け止め、その対応に努めてきた。 また、令和4年度には市民3,000人（無作為抽出）を対象に「広報活動に関する市民アンケート」を実施し、その集計結果をホームページで公表するとともに、テレビのデータ放送に市民ニーズの高かった情報を反映するなどして活用を図っている。 【3】パブリックコメントの推進 ・市の政策（計画、条例案など）を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、広く市民からの意見を求め、寄せられた意見について検討を行い、政策への反映を図る仕組みとしてパブリックコメントを実施してきた。 ・平成25年度には対象案件の拡充を行い、また、平成28年度には、同年6月に施行された自治基本条例に本制度の位置づけを行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】広報 ・市政情報を発信する上で、市政だよりやホームページの役割は大きいことから、引き続き分かりやすい紙面作り等に努めるとともに、ウェブアクセシビリティの推進を図っていく。 ・デジタル化の進展による、情報格差の解消が課題であり、テレビのデータ放送による市政情報の発信など、スマートフォンやパソコンなどの操作に慣れていない人でも情報を取得しやすい機会を提供しながら、格差の解消に努めていく。 ・同時配布チラシについては、町内会等の負担の軽減に向け、その種類を整理するとともに、電子版の活用や市政だよりへの記事化、組回覧、挟み込み印刷での対応などを積極的に活用していく。 ・燃料費や物価の高騰などにより、市政だよりの印刷や配送に係るコストに影響が出ていることから、今後もその動向を注視し、広報紙の配布や配送費について適切に対応していく。 ・情報の視認性と検索の利便性を向上させるため、ホームページを新たに構築する。これにより、ユーザーが快適で直感的に情報にアクセスできる環境を提供し、多様なニーズに応えることを目指す。 ・市民自らが本市に住んで愛着を持ち、市を良くしていこうという自負心である「シビックプライド」を醸成していく「市民向けシティプロモーション」を引き続き展開し、若者の地元定着や、移住（Uターン）の定着につなげ、若年層の人口増につなげるとともに、本市の地域資源や魅力等の情報発信を通じて広くプロモーションすることで、交流・関係人口の増加を目指していく。 【2】広聴 ・多様化する市民ニーズを迅速かつ的確に把握する必要があることから、「市長への手紙」や「ふれあいの日」など、これまでの広聴活動を基本としながら、メールやオンラインフォームアンケートといったインターネット媒体による広聴活動のさらなる活用も検討する。 ・市民からの要望や意見は多岐にわたるため、庁内はもちろん、県や関係機関との連携を図り、きめ細かな対応に努めていく。 【3】パブリックコメントの推進 ・今後の自治体を取り巻く環境を踏まえ、行政と住民との協働によるまちづくりが求められる中で、より多くの自民に、行政の施策や取組に関心を持っていただく必要がある。また、政策形成過程の段階から多様な意見を聴取していくことが重要であり、パブリックコメントをはじめ、アンケート、ワークショップ、懇談会、審議会など、これまでも進めてきた市民参画の手法を複合的に実施していくなど、市民がより参画しやすい環境の整備に努めていく。

施策2	社会の変化に対応していく行政運営
主な取組状況と成果	【1】次期総合計画の策定 ・令和9年度を始期とする次期総合計画の策定に向けて、令和7年度は、庁内での策定作業と並行して、市民、高校・大学生、子育て世代などを構成員とする各種ワークショップをはじめ、総合計画審議会などの市民参画の取組を通じ、意見聴取等を進めてきた。 【2】行政評価による総合計画の推進 ・行政評価システムにより総合計画の進行管理を行うことを自治基本条例及び第7次総合計画に位置づけ取り組んでいる。データ等により証拠を示し適切な評価を行いながら、真に効果のある政策・施策を展開するためにEBPMを取り入れ、令和5年度から一部の事務事業評価にロジックモデルを活用している。 【3】地方創生の推進 ・平成27年4月に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめで以降、令和2年3月に第2期総合戦略、令和6年3月には第3期総合戦略を策定し、地方創生に資する取組を進めてきた。 ・平成27年に発足したまち・ひと/創生包括連携協議会に所属する地域の関係団体により、地方創生関連事業の進捗確認・効果検証を行い、PDCAサイクルにより取組に反映させてきた。 【4】自治基本条例の推進 ・平成28年に「市自治基本条例」を施行し、パンフレットの配布、タウンミーティング等により市民周知を図ってきた。 ・条例に基づき、地域運営組織の構築支援と、地域内分権の実地での検証により、5つの組織が地域の課題解決と活性化に向け活動を開始。 ・令和3年度には、地域の定義、地域の拠点、地域に対する財政支援や人的支援のあり方について、庁内での議論や庁内WGでの検討内容等を踏まえ、方向性を整理。 ・令和6年度には、自主自立のまちづくりに係る総合的なシミュレーションを実施し、地域ごとの特徴や課題、組織委員等、状況の把握を行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】次期総合計画の策定 ・本市における重要エリアである鶴ヶ城周辺地域のあり方を含め、未来のまちづくりを推進していくために、人口をはじめ、様々な将来予測などの情報を共有するとともに、デジタル技術も活用しながら、引き続き、各種ワークショップやタウンミーティング、総合計画審議会などの市民参画の取組を進め、令和8年度に次期総合計画を策定する。 【2】行政評価による総合計画の推進 ・総合計画による各種施策を着実に推進するため、引き続き行政評価により施策の検証と改善策の検討、事務事業の構築を進める。 ・行政評価における課題を検証しながら、EBPMやロジックモデルの活用を含め、より実効性の高い評価手法を検討していく。 ・第7次総合計画の計画期間が終盤を迎えていることから、まちづくりのビジョンや政策目標を確実に達成するため、政策分野ごとの重要業績評価指標の達成状況を評価した上で、既存事業の見直し等を行う。 【3】地方創生の推進 ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、引き続き、最重要課題である人口減少対策など、危機感とスピード感をもって地方創生に資する取組を推進していくとともに、まち・ひと・しごと創生包括連携協議会に所属する地域の関係団体による事業効果検証等を行うことで、より効果的・効率的に取組を進めていく。 ・一方、国は「人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、地方を元氣にする」という考え方のもと、令和7年6月、「地方創生2.0基本構想」を策定したところであり、国等の動向を踏まえ、次期総合戦略の策定等を検討していく。 【4】自治基本条例の推進 ・条例の認知向上と自治意識の醸成を図るため、タウンミーティング等、様々な機会を活用し周知していく。また、市民ファシリテーターの育成に向け、様々な活動機会を提供するとともに、この活動により「地域のことを自ら考え実行できる」人材を増やし、住民自治活動等の活性化につなげていく。 ・地域の定義、地域の拠点、財政支援や人的支援のあり方については、令和3年度に整理した方向性や、令和6年度に実施した総合的なシミュレーションの結果を踏まえ、関係部局と緊密な連携を図り、地域住民と対話しながら、具体的な仕組み等を検討していく。

施策3	行政サービスの最適化と利便性向上
主な取組状況と成果	【1】効率的で最適な事務事業の構築と実施 ・職員が業務環境で申請フォームを作成でき、市民がインターネット上から手続きができる新たな電子申請サービスを導入した。また、令和7年度には、業務効率化のため、生成AIサービスおよび文字起こしサービスを新たに導入するとともに、税外収納システムを更新する。 ・市内のデジタル化のため、財務会計システムの電子決裁化を行った。 ・新庁舎の業務用ネットワークの無線環境等について、機器調達の手続きを進め、令和7年度の新庁舎の開庁に向けたネットワーク環境を構築した。 ・基幹統計調査における業務効率化のため、オンライン回答の利用を積極的に推奨するとともに、調査従事者の確保、資質向上に取り組んできた。 【2】各種手続きにおける利便性・快適性の向上 ・市民の皆様の利便性向上と市による現金取扱いの抑制、事務負担の軽減を図るため、令和6年度にキャッシュレス決済システムを導入し、令和7年度には利用窓口等を拡大した。 ・各種申請手続きを電子化した「手続きナビシステム」については、令和7年度の新庁舎の開庁に向け、更に窓口業務を円滑にする情報連携機能を追加した。また、このシステムと連携する「窓口予約システム」の対象手続きの拡充に向け、市窓口サービスdXチームで検討を進めた。 ・給付金等の受取の簡易化・迅速化のため、さらには地域経済の好循環のため、「会津コイン」活用の拡大に向けて取り組み、令和5年度から申請者の希望に応じた「出産・子育て応援給付金」の「会津コイン」での支給を開始した。また、令和7年度からは「妊婦支援給付金」及び「UIターン等移住給付金」での「会津コイン」支給を開始した。 ・法に基づく令和7年度までの基幹業務システムの標準化（※）については、各所属の担当者が参加する「基幹業務標準化検討チーム会議」を設置し、全体的な進捗管理、情報共有、共通作業、ベンダーとの連絡調整等を行ってきた。しかし、システム開発やデータ移行作業の遅延により、標準化の移行予定時期については、市民への影響を避け、安全かつ確実にシステム運用を開始できるよう、調整を行っている。 ※基幹業務システムの標準化 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録や税等にかかる全自治体が利用している20の基幹業務システムを令和7年度までに標準準拠システムへ移行することが義務づけられている。 【3】ふるさと寄附金 ・平成20年度の制度創設以来、鶴ヶ城の整備など寄附者の善意を活かした取組を行ってきた。また、平成27年度からは、事業者からの提案を活用した返礼品の拡充に取り組むとともに、ふるさと納税ポータルサイトの増設による情報発信の強化とクレジット納付等の利用により納付利便性の向上を図ってきた。令和5年度からは、寄附受入額のさらなる増加を図るため、返礼品提供事業者の選定を登録制とし返礼品の更なる拡充を図るとともに、市場調査やプロモーション等の業務を委託し、民間事業者のノウハウも活用しながら情報発信の強化に取り組んだことから毎年寄附額が増加している。令和7年度については、さらなる寄附額の増加を目指し、市内事業者等を対象とした返礼品登録事業者説明会・相談会を開催するとともに、令和8年度に向けて一部事務を委託する中間事業者のプロポーザル審査を実施していく。

- 【1】効率的で最適な事務事業の構築と実施
- ・職員の業務効率化と住民サービスの向上を実現するため、文書作成の補助や校閲、要約などの事務を効率化する文章生成AIを運用していく。
 - ・令和7年度の基幹業務標準化に伴う内製システム改修への対応やシステム効率化のため、各種料金の調定や消込等の業務を統合した税外収納システムを運用していく。また、令和8年度中にはeL-QR対応のため、システム改修を行い、各科目の収納において市民の利便性向上を図っていく。
 - ・職員が業務環境で申請フォームを作成でき、市民がインターネット上から手続きができる電子申請サービスについては、引き続き拡充を進めていく。
 - ・市内のデジタル化のため、令和6年10月から財務会計システムの一部電子決裁化を開始しており、今後も段階的に拡大を進めていくとともに、eL-QRへ対応するシステム改修を行い、令和8年度以降の効率的な運用を検討していく。また、令和8年度に現行グループウェアのサポート終了が見込まれるため、移行を検討する。また、各会議等での音声を自動的に文字起こしをするシステムを運用し、情報共有の迅速化を図っていく。
 - ・令和8年度後半の現行グループウェアのサポート終了が見込まれるため、次期グループウェアへ移行する。
 - ・平成22年10月15日付けで決定した協議第1号「会津地方市町村電子計算機管理運営協議会の今後について」に基づき、今後、基幹業務システム標準化等をひとつの目途として、協議会への参加のあり方について検討していく。
 - ・新庁舎供用や旧庁舎廃止に伴う光ケーブルの撤去、回線契約の見直し等を実施していく。また、各公民館内の公共インターネット利用可能エリア拡大に向けて検討を進める。
 - ・基幹統計調査における業務効率化のため、回答を支援するブースの設置等によるオンライン回答の普及促進を図るとともに、調査従事者の確保と資質向上に取り組んでいく。
- 【2】各種手続きにおける利便性・快適性の向上
- ・更なる市民の利便性向上と市による現金取扱いの抑制、事務負担の軽減を図るため、キャッシュレス決済サービスを拡充するとともに、全国的な行政手続きのデジタル化・オンライン化の普及や市民ニーズから、各種申請手続きを電子化した「手続きナビシステム」の対象手続きを拡充していく。
 - ・市民の利便性・快適性の向上を図るため、生成AIを活用した電話対応やアバター接客のサービスを拡充し、手続きの効率化と市民の負担軽減を図っていく。また、窓口業務での言語翻訳や本庁と出先機関との連携、郵便請求の事務効率についても検討を進めていく。
 - ・給付金等受取の簡易化・迅速化のための「会津コイン」活用の拡大、対象となる給付金等の拡充に向けて取り組んでいく。特に、地域内経済循環などの「会津コイン」活用の効果を最大化するため、「会津コイン」を使える・受け取る機会の増加、「会津コイン」利用状況等の見える化、「会津コイン」の理念の情報発信強化などにより、「会津コイン」を選ぶ方が増えるよう取り組んでいく。
 - ・制度改正時のシステム改修等の業務負担や費用負担が大きくなっていることから、システム管理や法改正対応の省力化、業務効率化、運用経費削減を図るため、法に基づき、令和7年度を目標として標準化対象全20業務の基幹システムを標準準拠システムへの移行作業を進めてきたが、システム開発やデータ移行作業の遅延により、令和7年度末までに一部システムの移行が完了しない状況となっており、担当所属と連携してシステム最適化を見据えた効果的な移行作業を進めていく。また、ガバメントクラウドへの移行などにより運用経費が増加することが見込まれており、今後はシステム最適化に加えて業務の効率化をさらに検討していく必要がある。
- 【3】ふるさと寄附金
- ・ふるさと納税については、本市の更なるPRや地域活性化の視点から、議会等から様々な意見を頂いてきた経過にある。一方で、国においては、過度な返礼品競争に歯止めをかけるため、平成31年度の地方税法等の改正により、ふるさと納税の対象となる自治体（寄附金特例控除の対象とする自治体）を、各自治体からの申し出に基づき審査の上、指定することとした。
 - ・ふるさと納税制度については、制度内容を遵守した上で、本市の更なるPRや地域活性化の視点を踏まえ、寄附歳入の確保に向けて継続して取り組んでいるところである。今後とも、民間事業者のノウハウを活用しながら返礼品の充実や情報発信の強化を行うとともに、寄附目的の明確化を図りさらなる寄附受入額の増加に取り組んでいく。

施策4	広域行政の推進
主な取組状況と成果	【1】ダム・発電関係市町村全国協議会負担金 ・電源立地地域対策交付金は、当初の交付期間は昭和56年度から平成7年度までとされていたが、本協議会が中心となり交付金延長に向け要望活動を行ったことにより、現在では令和12年度までの交付期間となっている。 【2】周辺市町村との広域的な取組 ・近隣市町村と共同で対応することが効率的かつ効果的である消防、ゴミ処理など、一部事務組合等の事業に対して負担金を支出し、広域的な事務処理を行っている。 【3】広域的課題の解決 ・会津地方の急速かつ計画的な開発を促進するため、各市町村により国・県等に対して地域課題への対応に関する要望を行い、その解決を図っている。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】ダム・発電関係市町村全国協議会負担金 ・電源立地地域対策交付金のさらなる期間延長や、制度の恒久化に向けた活動を展開していく上で、関係市町村の連携は不可欠であり、今後も協議会に加盟し要望活動等を継続していく。 【2】周辺市町村との広域的な取組 ・本市ほか7町2村が共同で設置した一部事務組合への適切な運営により、地域住民の方々へのサービスを維持していく。 【3】広域的課題の解決 ・全会津17市町村が一体となった要望活動を行うことは、市町村単位で実施するよりもアピール力が強く有効であるため、今後も各市町村及び関係団体との連携を深め、会津の一体的な発展を図っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
35-1	地域情報化推進事業	企画政策部・情報戦略課
35-2	データ利活用推進事業	企画政策部・情報戦略課
35-2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部・情報戦略課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進】

- ・市政だよりにおいては、市政情報発信の中核を担う広報媒体として、情報を的確に提供するとともに、記事へのユニバーサルデザインフォントの使用や二次元コードの導入など、幅広い世代に向けて分かりやすい紙面編成に努めた。
- ・令和5年度に開始したYouTube動画による「手話の市政だより」の配信や、令和6年度のテレビデータ放送を活用した市政情報の発信開始など、情報格差の解消に努めてきた。
- ・SNS、特にLINEによる情報発信においては、利用者に配慮した発信時間や頻度（1日1回）など、配信方法を工夫することで、登録者数の増に努めた。

【施策2 社会の変化に対応していく行政運営】

- ・総合計画の推進については、行政評価による進行管理を行うとともに、令和3年度の間評価を踏まえながら、各種施策を着実に推進してきた。
- ・地方創生の推進については、人口ビジョンや総合戦略を策定し、雇用の創出や交流人口の拡大などの取組を進めてきた。
- ・自治基本条例の推進については、地域運営組織の構築支援と地域内分権の実地での検証により、5つの組織が地域の課題解決と活性化に向け活動を開始した。

【施策3 行政サービスの最適化と利便性向上】

- ・令和3年度 仮庁舎への移転に伴い、業務用ネットワークを民間通信サービスへ移行した。
 - ・令和4年度 市民の各種申請手続きを電子的に行える「手続きナビシステム」を導入し、機能追加を行った。また、新庁舎整備とともに庁内のデジタル変革を推進するため、「庁内dXアクションプラン」を策定した。
 - ・令和5年度 来庁前の予約を可能にする「来庁予約システム」の受付を開始した。また、給付金の受け取りを簡易化・迅速化するため、さらには地域経済の好循環のため、「会津コイン」を活用した行政給付を開始した（出産・子育て応援給付金など）。
 - ・令和6年度 「キャッシュレス決済サービス」を開始するとともに、オンライン手続きを拡充するため、簡易電子申請システムへ移行した。また、庁内事務効率化のため、財務会計システムの一部業務を電子決裁化した。さらに、法令に基づく基幹業務システムの標準化に向けて、庁内の各所属担当者が参加する検討チームにより、全対象業務の進捗を管理しながら、情報共有や課題の洗い出し、移行後の運用見直しに関する検討を進めた。
 - ・事業者からの提案を活用した返礼品の拡充
 - ・ふるさと納税ポータルサイトの増設による情報発信の強化とクレジット納付等の利便性の向上
 - ・返礼品提供事業者の選定から登録制に変更したことによる参加事業者の増
 - ・市場調査やプロモーション等の業務委託による民間事業者のノウハウ活用と情報発信の強化
- ふるさと納税寄附金の推移（過去5年間）
- ・令和2年度 約3,720万円
 - ・令和3年度 約3,950万円
 - ・令和4年度 約6,000万円
 - ・令和5年度 約2億130万円
 - ・令和6年度 約3億6,500万円

○課題

【施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進】

・広報物の配布は、協力いただく各町内会役員の高齢化が進み、負担が大きくなっていることから、その解消が急務である。また、燃料費や物価の高騰などにより、市政だよりの印刷や配送に係るコストに影響が出てきており、その動向に今後も注意が必要である。

・多様化する市民ニーズを迅速かつ的確に把握するため、「市長への手紙」や「ふれあいの日」など、これまでの広聴活動を基本としながら、メールやオンラインフォームアンケートといったインターネット媒体による広聴活動のさらなる活用を検討する。

【施策2 社会の変化に対応していく行政運営】

・次期総合計画の策定については、本市における重要エリアである鶴ヶ城周辺地域のあり方を含め、未来のまちづくりを推進していくために、市民等と様々な情報を共有するとともに、デジタル技術も活用しながら、引き続き、各種ワークショップやタウンミーティング、総合計画審議会などの市民参画の取組を進め、令和8年度に次期総合計画を策定する。

・自治基本条例の推進においては、地域の定義、地域の拠点、財政支援や人的支援のあり方について令和3年度に整理した方向性や、令和6年度に実施した総合的なシミュレーションの結果を踏まえ、関係部局と緊密な連携を図り、地域住民と対話しながら、具体的な仕組み等を検討していく。

【施策3 行政サービスの最適化と利便性向上】

・行政サービスの最適化と持続的な提供に向け、オンラインサービスや窓口手続きにデジタル化、キャッシュレス決済などを整備してきた。その一方で、標準準拠システムへの移行が一部の業務で令和7年度末までに完了しない見込みであるとともに、ガバメントクラウドへの移行に伴う運用経費増加の可能性があることから、今後はさらなるシステム最適化や業務効率化を検討する必要がある。

・また、幅広い市民のニーズに対応するため、「手続きナビシステム」の対象手続きやキャッシュレス決済サービスの一層の拡充を図るとともに、生成AIを活用した案内やリモート窓口などのオンラインサービス導入、「税外収納システム」のeL-QR対応による利便性向上・効率化が不可欠である。

・さらに、新技術の業務活用に向けた検討や先進事例の情報収集を積極的に行うとともに、業務プロセスの見直しや行政DX実現のための人材育成・活用と情報技術の具体的活用を検討する庁内検討チームの推進、加えて、情報セキュリティ脅威が巧妙化する中、職員のセキュリティ意識向上と技術的対策強化を継続することが重要である。

・新たな総合計画の策定に合わせ、スマートシティに向けた次代のデジタル活用や情報化・dXを推進する（仮称）デジタル社会実現戦略（情報化推進計画基本方針の刷新）の検討が必要である（政策分野35再掲）

・ふるさと納税制度の内容を遵守した、ふるさと納税返礼品の増加と返礼品紹介などのPR

・民間事業者のノウハウを活用した返礼品の充実や情報発信の強化

・寄附目的の明確化によるさらなる寄附受入額の増加

・ポータルサイトを増やしていくことについての調査研究

5 最終評価

政策分野41「行政運営（①企画）」の推進にあたっては、引き続き総合計画に基づく政策、施策を展開していく。また、次期総合計画の策定については、市民会議や各種ワークショップ、タウンミーティングなど市民参画の機会を設け、様々なデータを共有しながら本市の将来像を描き、取り組むべき施策を市民とともに立案し、総合計画審議会への諮問、議決を経て策定する。また、シティプロモーションの取組として、ふるさと納税制度の返礼品の拡充や造成等を通じて、本市の魅力や価値を広く発信するなど、シティプロモーションの強化に取り組んでいく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進							
1			基本目標3	11.3	広報発刊費	継続	企画政策部・シティプロモーション課
2			基本目標3	11.3	広報活動費	継続	企画政策部・シティプロモーション課
3			基本目標3	11.3	広聴活動費	継続	企画政策部・シティプロモーション課
4					パブリックコメント制度等の推進	継続	企画政策部・企画調整課
施策2 社会の変化に対応していく行政運営							
1		◎		17.17	総合計画策定事業	継続	企画政策部・企画調整課
2					行政評価システムの推進	継続	企画政策部・企画調整課
3				11.3	会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	継続	企画政策部・企画調整課
4				17.17	自治基本条例の取組	継続	企画政策部・企画調整課
施策3 行政サービスの最適化と利便性向上							
1					秘書事務費	継続	企画政策部・秘書課
2				11.7	北会津庁舎等管理運営費	継続	企画政策部・北会津支所
3				11.7	河東庁舎等管理運営費	継続	企画政策部・河東支所
4			基本目標3	9.1	庁内情報化推進事業（基幹業務システムの標準化）	継続	企画政策部・情報戦略課
5			基本目標3	9.1	庁内情報化推進事業	継続	企画政策部・情報戦略課
6			基本目標3	9.1	情報管理費	継続	企画政策部・情報戦略課
7			基本目標3	9.1	会津地方市町村電子計算機管理運営協議会負担金	継続	企画政策部・情報戦略課
8			基本目標3	9.1	情報ネットワーク基盤整備事業	継続	企画政策部・情報戦略課
9			基本目標3	9.1	スマートシティ会津若松推進事業（デジタル行政給付等環境構築事業）	継続	企画政策部・情報戦略課
10			基本目標3	11.3	基幹統計調査	継続	企画政策部・企画調整課
11			基本目標3	11.3	福島県現住人口調査	継続	企画政策部・企画調整課
12			基本目標3	11.3	統計事務費	継続	企画政策部・企画調整課
13		◎	基本目標2	8.3	ふるさと寄附金等に関する事務	継続	企画政策部・シティプロモーション課
施策4 広域行政の推進							
1				11	ダム・発電関係市町村全国協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課
2					一部事務組合に係る負担金	継続	企画政策部・企画調整課
3					会津総合開発協議会負担金	継続	企画政策部・企画調整課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進

	事業名	広報発刊費	法定／自主	自主	
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	市政だよりを月1回編集・発行し、町内会等を通じて全世帯への配布を行う	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	33,337	37,190
			所要一般財源	33,237	37,090
概算人件費			24,795	18,152	
1	取組状況と 成果	市政だよりや新聞折込チラシなど市の広報物の発行と配送 ・令和2～3年度：新型コロナウイルス感染症の情報を新聞折込みチラシで発行 ・令和4年度：市政だよりによりユニバーサルデザインフォント（UDフォント）や二次元コードを導入 ・令和5年度：YouTube動画による手話の市政だよりの配信を開始 ・令和6年度：広報物の配布に関する区長アンケートの実施			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市政だよりにおいては、市政情報発信の中核を担う広報媒体として、情報を的確に提供するとともに、記事へのユニバーサルデザインフォントの使用や専門用語の多用を控えるなど、幅広い世代に向けて分かりやすい紙面編成を行う。 ・燃料費高騰などによる印刷や配送コストへの影響を注視し、広報紙の配布や配送費について適切に対応していく。 ・同時配布チラシについては、町内会等の負担の軽減に向けその種類を整理し、電子版の活用や市政だよりへの記事化、組回覧、挟み込み印刷での対応などを積極的に活用していく。			
	事業名	広報活動費	法定／自主	自主	
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課、情報戦略課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	市政情報や本市の魅力をテレビやラジオ、公式ウェブサイト、SNS、新聞広告等を活用し、広く市内外に情報を発信するシティプロモーションを展開することで本市への興味・関心を高め、もって市民のシビックプライドの醸成を目指す。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	38,775	25,508
			所要一般財源	36,621	23,366
概算人件費			17,959	13,904	
2	取組状況と 成果	・ホームページやテレビ、ラジオ、SNSを活用した情報発信 ・学生PR部「AiZ'Sモーション」による会津の魅力を若者目線で発信する取組 ・令和2年度：広報紙のスマホアプリ「カタログポケット」を導入（12月号） ・テレビ番組「あいづわかまつ情報チャンネル」・エフエム会津「市役所情報スタジオ」の放送 ・令和5年度：YouTube動画を活用した市政情報の発信を開始 ・令和6年度：テレビデータ放送を活用した市政情報の配信を開始 ・令和7年度：市ホームページの全ページを解析し、課題を整理。 ・令和7年度：さっぽろ雪まつりに鶴ヶ城の大雪像を出展しプロモーション活動を展開			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・テレビやラジオによる広報を、より多くの人に活用してもらうため、分かりやすい内容での情報発信を行うとともに、テレビのデータ放送を活用した市政情報の発信など、情報格差の解消に努める。 ・情報の視認性と検索の利便性を向上させるため、ホームページを新たに構築する。これにより、ユーザーが快適で直感的に情報にアクセスできる環境を提供し、多様なニーズに応えることを目指す。 ・SNSによる情報発信においては、市民が必要な情報にスムーズにアクセスできるよう、LINE公式アカウントへの機能の追加など、利便性の向上に向けた検討をしていく。 ・本市の観光資源や地場産業、農作物など、本市の地域資源や魅力を、市民が再発見・再認識し、シビックプライドの醸成につながる情報を広く発信するシティプロモーションに取り組んでいく。			

3	事業名	広聴活動費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市政に対する市民（個人・団体）の要望や意見を、様々な手法で的確に受け止め、市民生活の向上、より良い市政運営につなげていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	660	346
			所要一般財源	660	346
			概算人件費	9,038	6,952
	取組状況と 成果	さまざまな手法を用いて市民の要望や意見を受け止めている。 ①市長への手紙（年2回、市政だよりにはがきを刷り込み）・メール・Logoフォーム ②市政モニター ③ふれあいの日 ④対話集会の開催 ⑤提案ポストの設置 ⑥陳情・要望の受付			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	多様化する市民ニーズを迅速かつ的確に把握する必要があることから、「市長への手紙」や「ふれあいの日」など、これまでの広聴活動を基本としながら、メールやオンラインフォームアンケートといったインターネット媒体による広聴活動のさらなる活用も検討する。また、市民からの要望や意見は多岐にわたるため、庁内はもちろん、県や関係機関との連携を図り、きめ細やかな対応に努めるとともに、要望内容の公表について手法を検討していく。			
4	事業名	パブリックコメント制度等の推進		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民参画の促進を目的に、市が策定する計画や条例を案の段階で公表し意見を募り、寄せられた意見や、それに対する市の考え方を公表するとともに、政策への反映を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	226	226
	取組状況と 成果	・当該年度に実施予定のパブリックコメントを、事前に市政だより及び市ホームページに掲載した。（平成24年度～） ・平成28年度には、同年6月に施行された自治基本条例に本制度を位置づけた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・今後の自治体を取り巻く環境を踏まえ、行政と住民との協働によるまちづくりが求められる中で、より多くの市民に行政の施策や取組に関心を持っていただく必要がある。 ・政策形成過程の段階から多様な意見を聴取していくことが重要であり、パブリックコメントをはじめ、市長との意見交換会やタウンミーティングなどを通して、市民がより参画しやすい環境の整備に努めていく。			

施策2 社会の変化に対応していく行政運営

1	事業名	総合計画策定事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：令和9年度を始期とする次期総合計画の策定 内容：効率的かつ効果的な手法を導入しながら、市民参画により計画の策定を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30,494	21,704
			所要一般財源	30,494	21,704
概算人件費			15,448	15,448	
取組状況と 成果	・令和6年度には、キックオフ講演会・トークセッションの開催等によるまちづくり意識醸成や、市民意識調査などの基礎調査などに取り組み、令和7年度からは、庁内での策定作業と並行して、市民、高校・大学生、子育て世代などを構成員とする各種ワークショップのほか、総合計画審議会などの市民参画の取組を通じ、意見聴取等を進めてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本市における重要エリアである鶴ヶ城周辺地域のあり方を含め、未来のまちづくりを推進していくために、人口をはじめ、様々な将来予測などの情報を共有するとともに、デジタル技術も活用しながら、引き続き、各種ワークショップやタウンミーティングなどの市民参画の取組を進め、令和8年度に次期総合計画を策定する。				
2	事業名	行政評価システムの推進		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：総合計画の進行管理 内容：総合計画に基づく施策・事務事業について、社会情勢、市民ニーズ等を踏まえ、必要性、効果、効率性などの視点で毎年度評価を実施し、結果を公表する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	620	571
			所要一般財源	620	571
概算人件費			1,158	1,158	
取組状況と 成果	・自治基本条例及び第7次総合計画に位置づける、行政評価の実施及び公表。 ・公募の市民や学識経験者による外部評価の実施で評価の客観性、透明性を確保。 ・総合計画期間の5年を経過する令和3年度に中間評価を実施。 ・データ等により証拠を示し適切な評価を行いながら、真に効果のある政策・施策を展開するためにEBPMを取り入れ、令和5年度から一部の事務事業評価にロジックモデルを活用している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・総合計画による各種施策を着実に推進するため、引き続き行政評価により施策の検証と改善策の検討、事務事業の構築を進める。 ・行政評価における課題を検証しながら、EBPMやロジックモデルの活用を含め、より実効性の高い評価手法を検討していく。 ・第7次総合計画の計画期間が終盤を迎えていることから、まちづくりのビジョンや政策目標を確実に達成するため、政策分野ごとの重要業績評価指標の達成状況を評価した上で、既存事業の見直し等を行う。				
3	事業名	会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：地方創生関連事業の推進による「暮らし続けたいまち」の実現 内容：産官学金労言の各主体を構成団体とする包括連携協議会との連携のもと、PDCAサイクルによる検証を行いながら、地方創生に資する取組を進めていく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	71	210
			所要一般財源	71	210
概算人件費			3,862	7,724	
取組状況と 成果	・令和6年3月、魅力的なしごとづくり、新たなひとの流れの創出、安全・安心なまちづくり、結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備という4つの基本目標掲げる第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。 ・産官学金労言の各主体を構成団体として、平成27年に「まち・ひと・しごと創生包括連携協議会」を発足（令和6年度末現在構成団体数：54団体）。 ・協議会所属団体により、毎年度、地方創生関連事業の効果検証を実施。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、引き続き、最重要課題である人口減少対策など、危機感とスピード感をもって地方創生に資する取組を推進していくとともに、まち・ひと・しごと創生包括連携協議会に所属する地域の関係団体による事業効果検証等を行うことで、より効果的・効率的に取組を進めていく。 ・一方、国は、令和7年6月、「地方創生2.0基本構想」を策定したところであり、国等の動向を踏まえ、次期総合戦略の策定等を検討していく。				

4	事業名	自治基本条例の取組		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：自治・協働による自主自立のまちの実現 内容：本条例の更なる周知や意識の醸成を図る タウンミーティング等の開催、地域づくり組織 の構築支援など、条例に位置づけた事項の推進 や改善、検証を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	580	580
	取組状況と 成果	・平成28年に「市自治基本条例」を施行し、パンフレットの配布、タウンミーティング等により市民周知を図ってきた。 ・条例に基づき、地域運営組織の構築支援と、地域内分権の実地での検証により、5つの組織が地域の課題解決と活性化に向け活動を開始。 ・令和3年度には、地域の定義、地域の拠点、地域に対する財政支援や人的支援のあり方について、庁内での議論や庁内WGでの検討内容等を踏まえ、方向性を整理。 ・令和6年度には、自主自立のまちづくりに係る総合的なシミュレーションを実施し、地域ごとの特徴や課題、組織委員等、状況の把握を行った。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・条例の認知向上と自治意識の醸成を図るため、タウンミーティング等、様々な機会を活用し周知していく。また、市民ファシリテーターの育成に向け、様々な活動機会を提供するとともに、この活動により「地域のことを自ら考え実行できる」人材を増やし、住民自治活動等の活性化につなげていく。 ・地域の定義、地域の拠点、財政支援や人的支援のあり方については、令和3年度に整理した方向性や、令和6年度に実施した総合的なシミュレーションの結果を踏まえ、関係部局と緊密な連携を図り、地域住民と対話しながら、具体的な仕組み等を検討していく。			

施策3 行政サービスの最適化と利便性向上

1	事業名	秘書事務費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・秘書課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市長・副市長の日程調整、随伴、情報管理等の秘書業務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,602	9,602
			所要一般財源	9,602	9,602
			概算人件費	40,316	40,316
	取組状況と成果	少子高齢化・地域情報化の進展など、多様な課題への対応等により、市長の政策判断の領域は拡大する傾向にあり、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの地方創生の取組のほか、農産物や地場産品の販売促進事業・観光PR策など、市長・副市長の活動範囲は広がっている。そのような中において、効率的で効果的な行政運営を目指し、二役の公務が円滑に行われるよう、日程管理・情報管理等を行ってきた。			
2	課題認識と今後の方針・改善点	市長・副市長の活動範囲が広がっていることから、二役を支援する業務はますます重要になっている。今後も引き続き、様々な状況に応じたきめ細かな対応に努め、適切に秘書業務を遂行していく。			
	事業名	北会津庁舎等管理運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・北会津支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	支所機能を確保し、安定した市民サービスを提供するため、支所庁舎の維持管理や改修を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	116,739	100,672
			所要一般財源	21,542	89,848
			概算人件費	5,774	5,774
	取組状況と成果	来庁者に対する安全確保や利便性向上のため、日常の庁内清掃、各種設備の定期点検を適切に行うとともに、老朽化等に伴う施設設備の修繕・改修に計画的に取り組んでいる。 地域住民が気軽に集える場所として、令和6年4月に住民ふれあいホールを設置した。 ・令和5年度：昇降機改修、冷温水発生器パラジウムセル取替、地下1階機械室給水管漏水修繕、吸収式冷温水発生機修繕、自動火災報知設備改修（法定点検による改修） ・令和6年度：自動火災報知設備改修（法定点検による改修）、給水ポンプ改修			
	課題認識と今後の方針・改善点	・庁舎建設後の年数経過に伴う設備の修繕・更新等の増加が見込まれる。 ・修繕箇所の早期発見、把握に努め、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な実施に取り組む。			

3	事業名	河東庁舎等管理運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・河東支所		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	支所機能を確保し、安定した市民サービスを提供するため、支所庁舎の維持管理や改修を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,538	18,684
			所要一般財源	15,686	15,988
概算人件費			7,416	7,416	
取組状況と 成果	来庁者に対する安全確保や利便性の向上のため、庁舎の維持管理及び計画的な大規模改修・修繕等に取り組んでいる。 令和2年度 庁舎防排煙設備修繕、屋上防水修繕等 令和3年度 正面玄関スロープ改修工事等 令和4年度 冷暖房設備改修工事等 令和6年度 自動ドア改修工事（外側ドア）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・昭和58年の建設から42年が経過し、老朽化による設備の修繕・改修等の増加が見込まれる。 ・不具合箇所の早期発見、把握に努め、公共施設等総合管理計画等に基づき、庁舎の適切な維持管理に取り組む。				
4	事業名	庁内情報化推進事業（基幹業務システムの標準化）		法定／自主	法定
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	住民の利便性向上と地方公共団体の行政運営の効率化のため、法に基づき、標準化対象の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	320,939	135,186
			所要一般財源	0	調整中
			概算人件費	4,635	4,635
取組状況と 成果	・各所属の担当者が参加する基幹業務標準化検討チーム会議を設置し、国の動向を注視しつつ、全体的な進捗管理や情報共有、各業務共通の作業、ベンダーとの連絡調整等を効率的に行いながら、法に基づく令和7年度までの基幹業務システムの標準化に向けた移行作業に関する課題の洗い出しや移行後の運用見直しの検討などの対応を進めてきた。 ・しかし、システム開発やデータ移行作業の遅延により、標準化の移行予定時期については、市民への影響を避け、安全かつ確実にシステム運用を開始できるよう、調整を行っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和7年度中の移行を目指してきたが、システム開発やデータ移行作業の遅延により、令和7年度末までに一部システムの移行が完了しない状況となっており、担当所属と連携してシステム最適化を見据えた移行作業を進めていく。 ・ガバメントクラウドへの移行等により、標準準拠システム移行後の運用経費が増加することが見込まれることから、今後はシステム最適化や業務効率化を検討していく必要がある。				

5	事業名	庁内情報化推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	事務処理の効率化及び行政サービスの向上を図るため、各種システムやデジタル・オンラインサービスの導入、運用など、庁内の情報化を推進するICTを利活用する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	94,277	96,534
			所要一般財源	65,661	96,534
概算人件費			3,411	3,411	
取組状況と 成果	・令和2年度「ビデオ会議システム」導入、「業務用チャットツール」導入 ・令和2～3年度「デジタルガバメント推進調査業務委託」実施 ・令和4年度「手続きナビシステム」導入・機能追加、「庁内dXアクションプラン」策定 ・令和5年度「来庁予約システム」稼働・受付開始 ・令和6年度「キャッシュレス決済システム」運用開始、簡易電子申請システム移行 ・令和7年度「手続きナビシステム」機能追加、「生成AIサービス」導入、 「文字起こしサービス」導入、「税外収納システム」導入、 「キャッシュレス決済システム」運用拡大				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・更なる市民の利便性向上と市による現金取扱いの抑制、事務負担の軽減を図るため、キャッシュレス決済サービスを拡充するとともに、全国的な行政手続きのデジタル化・オンライン化の普及や市民ニーズから、各種申請手続きを電子化した「手続きナビシステム」の対象手続きを拡充していく。 ・生成AIを活用した案内やリモート窓口等のオンラインサービスにより、市民の利便性・快適性の向上とともに、手続きの効率化と市民の負担軽減を図っていく。 ・「税外収納システム」は、国の方針を踏まえ、令和8年度中にeL-QR対応改修を進め、令和9年度からの運用開始により、市民の利便性を向上していく。				
6	事業名	情報管理費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	庁内IT・dX推進リーダー制度運用とともに、職員の情報リテラシー及び情報セキュリティのスキル向上に向けた研修のほか、庁内の包括的なセキュリティ対策の実施など、情報化に係る一般事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,510	7,682
			所要一般財源	3,510	7,682
			概算人件費	758	758
	取組状況と 成果	・平成24年度～情報リテラシー及び情報セキュリティ対策のためのスキルを備えた職員を登録する「情報化人材」制度により、スキルを有する人材を活用してきた。 ・平成25年度～ICTの先進的取組を推進、研究する検討チーム設置（令和7年度現在：統合GIS・窓口サービスdX・基幹業務標準化・アナログ規制改革） ・平成27年度～資産管理システム導入、情報セキュリティ統一窓口「CSIRT(シーサート)」設置 ・平成29年度～県自治体情報セキュリティクラウド移行 ・令和5年度～全職員のICTスキル向上のための全職員対象情報化・dX研修を開始			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・効率的に行政運営を行うにはICT活用が求められ、新技術の業務活用に向けた検討や情報化セミナー等による先進事例の情報収集を積極的に行っていく必要がある。 ・行政DXを実現するため、業務へのICT活用が必須となっていることから、人材の育成及び活用とともに、情報技術の具体的な活用を検討する庁内検討チームを推進する。 ・情報セキュリティへの脅威が巧妙化する一方、端末の持ち運びやウェブ会議サービス等による業務効率化が求められているため、継続して職員のセキュリティ意識の向上を図り、技術的対策を強化することにより、セキュリティを確保していく。 ・全職員対象情報化・dX研修を継続して実施し、職員のICTスキルの向上を図っていく。				

7	事業名	会津地方市町村電子計算機管理運営協議会負担金		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会津地方の市町村事務の合理化に向け、電子計算機事務を共同して管理、執行することを目的に、市の情報処理システムの運用及び情報機器ネットワーク等の維持管理・強靱化について、同協議会を通して外部委託している。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	343,381	490,454
			所要一般財源	343,381	490,454
概算人件費			3,789	3,789	
取組状況と 成果	・昭和42年 大型汎用コンピュータによる共同電算開始 ・平成17年 会津iDCを活用した共同運用システムが稼働（構成市町村の共同運用） ・庁内で使用するパソコン・プリンタの整備（順次更新） ・令和6年10月～ 財務会計システム電子決裁化一部運用開始 ・令和7年 MSOfficeライセンスの一括調達開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和7年11月の標準化対応に伴い、総合行政システムがガバメントクラウドへ移行するため、運用見直しが必要となる。 ・文書管理・財務会計システムの電子決裁対応の拡大とともに、eL-QRへ対応するシステム改修を行い、令和8年度以降の効率的な運用を検討していく。また、令和8年度に現行グループウェアのサポート終了が見込まれるため、移行を検討する。 ・平成22年10月15日付けで決定した協議第1号「会津地方市町村電子計算機管理運営協議会の今後について」に基づき、令和7年度の基幹業務システム標準化等を目途に、協議会への参加のあり方を検討していく。 ・MicrosoftOfficeはライセンス管理や各所属業務の効率化に向け全職員分を一括調達する。				
8	事業名	情報ネットワーク基盤整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公共施設や学校等を光ケーブルで接続し、高速で大容量の通信ができるよう、情報通信基盤を整備する。さらに、インターネット及び総合行政ネットワークへ接続するための環境を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	66,931	57,299
			所要一般財源	55,531	57,299
			概算人件費	7,578	7,578
	取組状況と 成果	・令和3年度 仮庁舎移転に伴う業務用ネットワークの民間通信サービスへの移行 ・令和6年度 業務用ネットワーク契約更新、第五次総合行政ネットワークへ移行 ・令和7年5月 新庁舎ネットワーク整備、運用開始 ※庁内ネットワーク接続施設数：60施設（令和7年6月時点）			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・サービス提供事業者や保守委託業者と密に連携を取って、障害時の対応やネットワーク環境改善を行っていく。 ・業務用ネットワークを民間サービスに移行したことに伴い、市で整備した光ケーブルが残地されたままとなっているため、撤去を進めていく。 ・ガバメントクラウドへの移行対応を行っていく。 ・栄町第一庁舎や栄町第二庁舎等の庁舎整備が今後行われるため、庁舎整備と合わせてネットワーク整備計画を検討していく。 ・各公民館内の公共インターネット利用可能エリア拡大に向けて検討を進める。				

9	事業名	スマートシティ会津若松推進事業（デジタル行政給付等環境構築事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・情報戦略課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	行政が行う給付金等の事業について、申請者が簡単かつ迅速に給付金を受け取ることができるようにするため、申請者の希望に応じた「会津コイン」での給付に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	1,584	130,816
			所要一般財源	1,584	1,496
概算人件費			1,365	1,365	
取組状況と 成果	・令和5年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、一般社団法人AiCTコンソーシアムの取組を補助金により支援し、民間企業自らが運営するデジタルサービスとして、「会津コイン」を給付できるサービスが実装されている。 ・市は、令和5年度からこのサービスを利用し、給付金の受け取りを簡易化・迅速化するため、さらには地域経済の好循環のため、「出産・子育て応援給付金」の「会津コイン」支給を選択できるようにした。また、令和7年度からは「妊婦支援給付金」及び「UIターン等移住給付金」での「会津コイン」支給を開始した。 ・「会津コイン」での給付実績は、令和5年度は0件、令和6年度は8件、令和7年度は218件（10月時点）であった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・令和5、6年度は利用が十分に進んでいなかったが、令和7年度には「会津コイン」の認知が進んだことに加え、給付方法で「会津コイン」を選択することによる金銭的インセンティブにより、着実に実績が増えている。 ・その一方で、金銭的インセンティブに頼る利用促進だけではなく、「会津コイン」を使える機会・受け取る機会の増加、「会津コイン」の利用状況等のデータの見える化による地域内経済循環状況のPRなどによる利用促進が求められる。 ・「会津コイン」での給付は、申請してから給付金を受け取るまでの時間を大幅に短縮する選択肢で、給付金が地域内に留まり、「会津コイン」の流通量を増やすこととなる。このため、「会津コイン」による行政給付のための環境整備の業務を担うAiCTコンソーシアムへの貸付金制度を設けることで事務負担の軽減を図りながら、「会津コイン」の理念の周知や「会津コイン」を使える機会の増加、対象となる給付金等の拡大等による受け取る機会の増加などに取り組んでいく。				
10	事業名	基幹統計調査		法定／自主	法定
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	経済活動や国民生活の実態等を明らかにするとともに、各種行政施策の基礎資料等を提供するために、国が行う公的統計の中核となる重要な統計調査であり、正確な統計を作成する必要性が特に高い調査である。（R7：国勢調査 R8：経済センサス-活動調査）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	65,928	7,535
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	27,573	27,573
取組状況と 成果	【1】沿革 ・指定統計調査：昭和22年度より指定統計として各種調査を指定 ・基幹統計調査：平成22年度より法改正に伴い基幹統計調査と名称変更 【2】令和6年度の統計調査 ・学校基本調査（令和6年5月1日基準日）…毎年実施 ・農林業センサス（令和7年2月1日基準日）…5年毎実施				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・行政施策の立案・評価の基礎資料だけでなく、民間での利活用もあることから、統計情報提供の重要性は高い。一方、個人情報保護意識の高まりによる調査拒否、ライフスタイルの多様化による不在宅の増加等、調査環境は厳しくなっており、より効率的で効果的な調査回答が求められる。 ・回答支援ブースの設置等によるオンライン回答の普及促進を図るとともに、調査従事者の確保、資質向上に取り組んでいく。				

11	事業名	福島県現住人口調査		法定／自主	法定
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市町村別人口及び世帯数並びに人口移動の実態を把握、公表することにより、各種行政施策の基礎資料等となる市勢の基本的な統計情報を提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30	30
			所要一般財源	30	30
概算人件費			1,808	1,808	
取組状況と 成果	【1】沿革 昭和25年 毎月1日現在推計人口を発表 【2】内容 ・市民の出生、死亡、転入、転出の移動届出を月ごとにまとめ県に報告する。 ・県より公表された市町村別推計人口の会津若松市分をまとめ、ホームページ及び「市政だより」により公表する。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・行政施策の立案・評価の基礎資料だけでなく、民間での利活用もあることから、市HP（市勢統計データ）等を通して、市民によりわかりやすく現住人口を提供していく。				
12	事業名	統計事務費		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・企画調整課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	統計事務を円滑に推進するため、統計知識及び統計技術の向上を図り、統計情報を発信する。また、統計調査員としての資質向上を図るための事業を行う団体に対し、運営費の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	379	379
			所要一般財源	379	379
			概算人件費	1,886	1,886
	取組状況と 成果	統計業務の知識及び技術向上、並びに統計情報発信に係る一般事務 ・各種統計会議への出席 ・市勢統計データの作成等 ・市統計調査員協議会の運営の補助（研修会、表彰、市統計調査員だよりの発行）			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市統計調査員協議会については、会員の高齢化により、会員数の減少が懸念される。 ・また、広域的な調査を担える会員の確保が急務である。 ・新規会員の確保及び調査員としての資質向上を図るため、研修会や啓発活動を通して協議会活動をより一層活発化していく。				

13	事業名	ふるさと寄附金等に関する事務		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部・シティプロモーション課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	寄附の一層の促進を図るため、寄附金納付等における利便性向上を図るとともに、寄附者へのお礼として地元産品等を贈り、本市の更なるPRや地域活性化を促進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	181,105	269,807
			所要一般財源	181,105	269,807
			概算人件費	3,152	3,152
	取組状況と成果	平成20年度の制度創設以来、鶴ヶ城の整備など、寄附者の善意を活かした取組を行ってきた。また、平成27年度からは、事業者からの提案を活用した返礼品の拡充に取り組むとともに、ふるさと納税ポータルサイトの増設による情報発信の強化とクレジット納付等の利用により納付利便性の向上を図ってきた。令和5年度からは、寄附受入額のさらなる増加を図るため、返礼品提供事業者の選定を登録制とし、返礼品の更なる拡充を図るとともに、市場調査やプロモーション等の業務を委託し、民間事業者のノウハウも活用しながら情報発信の強化に取り組んだことから毎年寄附額が増加している。令和7年度については、さらなる寄附額の増加を目指し、市内事業者等を対象とした返礼品登録事業者説明会・相談会を開催するとともに、令和8年度に向けて一部事務を委託する中間事業者のプロポーザル審査を実施していく。			
	課題認識と今後の方針・改善点	ふるさと納税制度については、制度内容を遵守した上で、本市の更なるPRや地域活性化の視点を踏まえ、寄附歳入の確保に向けて継続して取り組んでいるところである。今後とも、民間事業者のノウハウを活用しながら返礼品の充実や情報発信の強化を行うとともに、寄附目的の明確化を図り、さらなる寄附受入額の増加と本市の活性化にむけて取り組んでいく。			

施策4 広域行政の推進

1

事業名	ダム・発電関係市町村全国協議会負担金	法定／自主	自主	
担当部・課	企画政策部・企画調整課	次年度方針	継続	
概要 (目的・内容)	発電施設等が所在する全国の市町村が連携し、国の施策等に関する情報収集を行うとともに、国等の関係機関への電源立地地域対策交付金の交付期間延長や制度の恒久化に向けた要望活動を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
		事業費	13	13
		所要一般財源	13	13
		概算人件費	309	309
取組状況と 成果	・電源立地地域対策交付金は、当初の交付期間は昭和56年度から平成7年度までとされていたが、本協議会が中心となって要望活動をしてきたことにより、平成22年度までの15年延長、続いて令和2年度までの10年延長、さらに令和12年度までの10年延長が実施された。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・電源立地地域対策交付金のさらなる期間延長や、制度の恒久化に向けた活動を展開していく上で、関係市町村の連携は不可欠であり、今後も協議会に加盟し要望活動等を継続していく。			

2

事業名	一部事務組合に係る負担金	法定／自主	自主	
担当部・課	企画政策部・企画調整課	次年度方針	継続	
概要 (目的・内容)	目的：広域的な事務処理を行う。 内容：近隣市町村と共同で対応することが効果的かつ効果的である消防やごみ処理など、一部事務組合の事業に対して、負担金を支出する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
		事業費	71,533	85,677
		所要一般財源	71,533	85,677
		概算人件費	77	77
取組状況と 成果	・一部事務組合事業（介護認定審査事業、廃棄物処理事業、水道用水供給事業、消防本部）への拠出金を負担。 ・令和3年3月からは、新たなし尿処理施設が稼働し、令和4年7月からは沼平第3処分場の供用が開始されている。また、令和7年度中の竣工を目指し、新たなごみ焼却施設の整備が進められている。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・会津若松市ほか7町2村が共同で設置した一部事務組合の適切な運営により、地域住民の方々へのサービスを維持していく。			

3

事業名	会津総合開発協議会負担金	法定／自主	自主	
担当部・課	企画政策部・企画調整課	次年度方針	継続	
概要 (目的・内容)	目的：会津地方の急速かつ計画的な開発の促進 内容：各市町村により国・県等に対して地域課題への対応に関する要望や調査研究事業を行い、その解決を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
		事業費	963	1,237
		所要一般財源	963	1,237
		概算人件費	8,168	8,168
取組状況と 成果	・毎年度、会津地域の各市町村からの要望事項を取りまとめ、会津地方の総意として国、県、関係機関に対し、要望活動を行っている。 ・会津地域の振興に資する取組として、例年、講師を招いて調査研究事業を行っている。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・全会津17市町村が一体となった要望を行うことは、市町村単位で実施する活動よりもアピール力が強く有効であり、今後も、各市町村及び関係団体との連携を深め、会津の一体的な発展を図っていく。 ・会津地域の特性や資源を活かした価値を知り、創造していくため、官民連携による調査研究事業等を行っている。			

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり / 政策10 社会の変化に対応した行財政運営

政策分野41 行政運営（②総務）

目指す姿

社会経済状況の変化に柔軟に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げ、適切な行政サービスが持続的に提供されているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	市民と行政とのコミュニケーションの推進 自治による自主自立のまちをつくるため、ICTを活用した情報の収集と発信、懇談会やワークショップ、タウンミーティングなど多様な手段による市民参画の機会創出などにより、情報の共有を図りながら市民と共にまちづくりを進めます。	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
施策2	社会の変化に対応していく行政運営 総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価によるPDCAサイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。さらに、高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に対応できる体制を整えるため、業務の一部を外部委託するアウトソーシングや、市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員の育成を進めます。	5 ジェンダー平等を 実現しよう  8 働きがいも 経済成長も 
施策3	行政サービスの最適化と利便性向上 行政事務について、ICTを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ICTの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。加えて、ICTの活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	人口1万人当たりの職員数				人	
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	78	78	78	78	職員数は7名減少し943人となったが、人口も1,569人減少し110,118人となったため、指標は前年度から増加となった。第4次定員管理計画に基づき、適正な定数管理を行っていく
	実績	83.9	85.1	85.6	-	
	達成率	92%	91%	90%	-	

2 施策の評価

施策1	市民と行政とのコミュニケーションの推進
主な取組状況と成果	【1】附属機関の適切な運営 ・「附属機関の運営及び委員構成に関する基準」を策定し、毎年度、各所属に対して、基準の周知徹底を図るとともに、附属機関の設置状況を調査し、調査結果をホームページで公表している。また、改選も含めて委員を選任する際には、各所属と事前に協議しながら基準に沿った委員構成となるよう指導している。 ・先進自治体の事例等を研究し、女性委員割合の増加に向けた検討を行った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】附属機関の適切な運営 ・基準において目標に設定している女性委員の割合は、令和7年4月1日現在29.4%となり、目標である30%を下回っている。また、努力目標にしている市民委員の割合40%以上を達成している附属機関は1つ（男女共同参画審議会）にとどまっている。 ・基準未達成の附属機関について、各所属に未達成要因等を確認しながら、関係団体に積極的な女性委員の推薦を依頼する等、具体的な取組を促し、基準の徹底を図っていく。
施策2	社会の変化に対応していく行政運営
主な取組状況と成果 (1/2)	【1】未来の働き方創造事業 ・限られた人員の限られた時間数で必要な市民サービスを提供できる体制構築に向け、全庁的な働き方改革の取組を推進するため、令和3年2月に基本的な方向性を定めた働き方改革の指針を策定した。 ・令和3年度から令和5年度まで、外部専門機関の知見を活用しながらモデル職場を基軸とした取組を進め、業務改善の取組が一部進んだことに加え、心理的安全性の重要性に係る認識が高まり、業務改善を継続的に行うための土台を築くことができた。 ・令和6年度からは、モデル職場等の取組より明らかとなった「全庁的な課題（①増え続ける業務量と困難な事業廃止、②職場の課題について意見を出し合う機会の不足、③業務の属人化と特定の職員への偏り）」を解決するため、幹部職員で構成する「働き方改革課題解決特別タスクフォース」を設置し、外部専門機関の支援や働き方改革コンサルタント養成講座を受講した人事課職員を活用して、業務改革及び意識改革に取り組んでいる。 【2】職員採用 ・本市採用試験を積極的に周知するとともに、SPI試験コースの導入や大卒試験での東京試験会場の追加など受験しやすい体制を整備して受験者の確保に取り組んでいる。 ・令和5年度からは、33歳から45歳までの職務経験を持つ者を対象に社会人経験者採用枠を実施し、有為な人材を採用している。この採用枠の導入で、既存の採用区分と合わせて、18歳～45歳までの者が切れ目なく採用試験を受験することが可能となった。 ・令和6年度からは、退職者を対象とした再採用選考を『会津若松市キャリア・リターン制度』として制度化した。 ・任期付職員、育休任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員など多様な任用形態の職員を採用しながら必要な人材の確保に努めている。 【3】行政機構の整備 平成31年度（H31.4） 公共施設管理課の設置、情報政策課を企画政策部に移管し、情報統計課に改称 令和2年度（R2.4） 建設部の再編、上下水道局の新設 令和7年度（R7.4） 情報戦略課の設置、シティプロモーション課の設置、庁舎整備室の廃止、両支所の体制見直し、市民協働課の設置、環境共生課の設置、空き家対策の移管、市営住宅設備に係る維持管理業務の移管、教育委員会の再編、担当課長制の導入 【4】職員研修事業 ・「第3次会津若松市人材育成基本方針（令和4年度一部改定）」及び同方針の具体的なアクションプランである「人材育成推進プラン（令和5年度～9年度）」に基づき、計画的かつ効果的に職員研修をはじめとする各取組項目を進めている。 ・職員研修の実施に当たっては、行政課題やニーズを的確に捉え、研修科目の検討・見直しを行いながら、研修メニューの充実を図っている。 ・令和6年度からは、人事評価記録書に資格取得欄を設けるとともに、自主研修支援の拡充を行うなど、職員のキャリア開発の視点を含めた自己啓発支援の強化を図った。 【5】職員管理 ・職員の人材育成や昇任、給与等に活用するために人事評価制度を導入し、持続可能な行政運営に資するために定員管理計画を策定するなど、適正な職員管理に取り組んでいる。また、定年引上げに伴う高齢期職員の勤務条件や雇用環境の整備、適正な退職管理に取り組むとともに、給与支給事務の効率化に取り組んでいる。 - 平成28年度～ 人事評価制度の本格施行 - 平成29年度～ 退職者の再就職状況の公表 - 令和4年度～ 定年引上げに係る関係規程の整備、第4次定員管理計画の策定 - 令和5年度～ 定年引上げ制度の導入

- 【6】会計年度任用職員（事務補助員）
- ・平成29年5月の地方公務員法及び地方自治法一部改正に伴い、制度設計を進め、令和2年4月1日から制度を導入し、適切に運用している。
 - ・定型的・補助的な事務補助に従事する会計年度任用職員（事務補助員）を各職場に配置することで、各職場の事務事業の効率化や職員の時間外勤務の抑制を図っている。
 - ・令和6年度から、令和5年4月の地方自治法の改正に伴う勤勉手当の支給を開始した。また、制度開始から令和6年度で5年目となり、任用中の職員の多くが「再度の任用」の期限を迎えたため、令和7年度の任用に向けて公募試験を実施した。
- 【7】障がい者就労支援事業
- ・法定雇用率の達成と職場への定着を図るため、令和3年度より障がい者就労支援員を配置し、障がい特性に応じた配慮や支援を行っている。
 - ・令和6年度に「会津若松市障がい者活躍推進計画」と「会津若松市特定事業主行動計画」を包含した「会津若松市魅力ある職場づくり推進計画」を策定した。また、令和6年度から、会津若松公共職業安定所主催の障害者就職面接会に参加し、障がい者雇用の推進を図っている。
- 【8】安全衛生管理事業
- ・健康診断、予防接種、健康管理医による職場環境の改善（職場巡視）、メンタルヘルス検診（ストレスチェック）、感染症対策、労働安全講座等を実施してきた。
 - ・令和4年度からは、「外部資源ケア（従業員支援プログラム（EAP）」）を導入し、職員のメンタルヘルス対策の強化を図っている。
- 【9】会津若松市職員共助会交付金
- ・職員の給料に算定率を乗じて算定し、交付金の交付を行ってきた。また、充当しなかった交付金については、返還を受けてきた。なお、財政状況や社会情勢を踏まえ、順次、見直しを行っている。
 - ・令和5年度から、会計年度任用職員も会員の対象となるよう制度を改正した。
- 【直近3年間の交付金額】
R4 9,439千円 R5 10,769千円 R6 10,520千円（決算見込）

【1】未来の働き方創造事業

・令和6年度に設置した幹部職員で構成する特別タスクフォースに加えて、令和7年度からは一般職員で構成するワーキンググループを設置し、全庁的な課題である事務事業の廃止や効率化に取り組んでいるが、限られた職員で行政サービスを持続的に提供できる成果を出していくためには、全庁的に継続した取組が必要である。

・引き続き、幹部職員と一般職員の双方から、事務事業の廃止・効率化や仕事の進め方の見直しに取り組んでいくとともに、この取組を持続的かつ継続的に進められる仕組みを検討していく。

【2】職員採用

・少子化、公務員志望者の減少により人材の確保が非常に厳しくなっており、少数精鋭の組織体制を目指すために、第3次人材育成基本方針に基づき、本市に求められる『より高い水準で知識、意欲、能力のバランスがとれた人材』を的確に見極められるような採用を行う必要がある。

・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、障がい者の募集、採用等についての差別等の禁止など事業主としての適切な対応が求められる。

・受験者増のための採用試験の広報の方法や本市の求める人物を採用するための試験方法等について、外部資源の一層の活用も含めて、より効果的な方法を検討し、より有為な人材の確保に努めていく。

・障がい者の募集、採用にあたり、障がいの特性に配慮した必要な措置を講じていく。

・任期の定めのない職員を補完するため、引き続き任期付職員、育休任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員など多様な任用形態を活用していく。

・なお、採用者数の確保に苦慮している任期付職員の採用のあり方については、見直しを検討していく。

【3】行政機構の整備

・効率的に業務を遂行できるよう「簡素で大括りな組織」を目指して組織再編を進めているが、業務量の増加等により、期待する効果が得られなくなっている。

・持続可能な行政運営を目指し、「より効率的に業務を遂行できる組織」を基本の考え方として、これまでに整理してきた方向性や各部局の課題を踏まえるとともに、働き方改革による業務量の削減と連動した組織再編の検討を進めていく。

【4】職員研修事業

・市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員を育成していくため、人材育成基本方針等に基づき、各種の職員研修等を効果的に実施していく。

・人材育成を主眼とする人事評価制度を適正に運用していく。

・入庁からの年次によって受講する階層別研修について、内容に重複がある研修を整理しスリム化を図るとともに、その財源を活用して、職員が自主的・自発的にスキルアップするための支援の充実を図っていく。

【5】職員管理

・評価者研修等により人事評価制度を適正に運用するとともに、職員の適正な退職管理を行い、再就職状況の公表を行っていく。

・定年引上げにより、高齢期職員が増加していくことから、高齢期職員が長年の職務経験で培った豊富な知識、経験、技能を活かして公務に貢献できるよう、人事配置のあり方を検討していく。

・持続可能な行財政運営に資するため、第4次定員管理計画に基づき、将来の退職予定や事務事業見通し等を踏まえながら、適切な定員管理を行っていく。

・不正行為や事務ミスを未然に防止するために財務事務の適正化、内部統制の強化に取り組んでいく。

・働き方改革の推進や職員の健康管理、労務管理の適正化が求められる中で、管理職を含む全職員の勤務状況を客観的かつ正確に把握する必要性が高まっていることから、全庁的な勤怠管理システムの導入を進めていく。

・年々制度が複雑になるとともに、職員区分が多様化し、年間を通じて逐次対応が求められるなど、専門性と即時対応性が高まっている給与支給事務について、事務委託を含め、より適正で効率的な事務執行について研究していく。

- 【6】会計年度任用職員（事務補助員）
 ・令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されて以来、庁内の理解を深めながら適切に制度運用を行ってきたところであり、引き続き、必要な人員の確保に努めていく。
 ・今後も、「再度の任用」の期限を迎える職員がいる場合には、公募試験を実施し、公平に必要な人員の確保していく。
- 【7】障がい者就労支援事業
 ・職員ごとに障がいの程度や特性が異なることから、障がい特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、外部資源の活用も検討しながら、就労支援員が随時相談を行い、安心して働き続けることができる働きやすい職場環境を整えていく。
 ・令和8年7月に地方自治体の法定雇用率が3.0%（本市は令和7年6月2.91%）に引き上げられるため、採用計画の達成に向けて引き続き取組を進めていく。
- 【8】安全衛生管理事業
 ・近年の業務量の増大や業務の複雑化など、職員の労働環境は厳しい状況にある中で、身体的、精神的に職員の健康を維持することが重要となっている。
 ・メンタルヘルス対策については、セルフケア及びラインケアを基軸としたうえで、令和4年度に導入した「外部資源ケア（従業員支援プログラム（EAP）」の活用を図りながら、更なる強化充実を図り、職場環境の改善につなげていく。
 ・作業服については、新規採用職員に対して一律に貸与しているが、業務の必要性等を踏まえた希望制への変更について検討していく。
- 【9】会津若松市職員共助会交付金
 ・市の財政状況や社会情勢等を考慮し、交付金の算定や使途については、これまでも見直しを行ってきたところである。
 ・専任書記の人材確保に苦慮していることなどから、今後については、業務委託の導入について研究していく。

施策3	行政サービスの最適化と利便性向上
主な取組状況と成果	【1】庁舎管理 ・来庁者及び職員の安全確保、利便性の向上及び執務環境の向上を図るため、日常点検や定期点検を通して事故の未然防止に努めてきた。施設・設備等の改修に当たっては、年次計画を立てながら計画的な修繕に努めるとともに、庁舎整備事業との連携を図りながら進めてきた。 ・本庁舎については、本庁舎西側隣接地の取得など、さらなる駐車台数の確保に努め、来庁者の利便性の向上を図ってきた。 ・新庁舎整備に伴い必要となる仮庁舎の整備や引越し、設備の移設等に係る管理運営について、必要な対応を図ってきた。 ・多目的スペース等の具体的な利用方法について検討し、必要な対応を図ってきた。 【2】入札・契約事務 ・入札制度については、関係法令等に則り、競争性、透明性、公平性の確保のため、余裕期間制度やゼロ市債を活用した施工時期の平準化、物品購入への制限付一般競争入札の導入を進めてきた。さらに電子入札については、工事等に係る発注に加え、印刷業務への導入に向けて準備を進めてきた。また、令和2年度から、透明性の更なる向上及び客観性の確保を図るため、学識経験者による「入札等に関する有識者会議」を開催し、工事に係る入札及び契約の状況等について第三者の意見を聴取してきた。 ・旧庁舎で使用してきた物品については、可能な限り新庁舎や学校などで再利用を図った上で、売却益が見込まれる資源物について売却を行うとともに、市内の町内会等に譲渡又は売却を行った。売却が困難な物品については、適正に処分を進めてきた。 【3】工事検査業務 ・工事請負代金額130万円超の請負工事について、検査により工事目的物が設計図書に定められた出来形・品質等を満たしているか確認し、不良工事に対する修補の指示、不適格業者の排除等を行い公共工事の品質を確保してきた。 ・また、前年度の工事成績評価において、高評価を獲得した工事から優良工事を選定し、その受注者等を表彰することにより受注者の施工意欲を高め、施工技術の向上を図ってきた。 【4】文書事務 ・文書管理規則や文書管理ガイドライン等に基づき文書を適正に管理することにより、庁内における事務処理の適正化及び効率化並びに文書の検索性の向上に取り組んできた。 ・また、電子決裁の拡大や行政手続における申請書等への押印見直しによる手続の電子化の環境整備を行うことで、文書の電子化を推進してきた。 【5】法規事務 ・条例・規則等の改正等に伴う本市例規の管理及び法制執務等の支援のため、例規データシステムや法令解説サービスの導入を行い、法制支援情報の充実等に努めてきた。 【6】個人情報保護制度の適切な運用 ・国における個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の改正に伴い、令和4年度に個人情報保護法施行条例など関係規程の整備や市独自のガイドラインの策定など運用の見直しを行った。これにより、令和5年4月1日から、改正個人情報保護法に対応した新たな個人情報保護制度の運用を開始し、適切な制度運用を図っている。 【7】公用車管理 ・公用車の効果的・効率的な活用を図るため、本庁舎の公用車を総務課で一元管理し、一定の年数が経過した車両や走行距離の多い車両について更新を図ってきた。また、ハイブリット車や電気自動車などの低公害車を導入するなど、環境負荷低減に向けた取組を推進してきた。 ・令和7年度より本庁舎等で使用する公用車の適正台数を85台と定め、このうち77台の公用車について総務課の一元管理として、外部委託による公用車管理を開始した。車両予約システムの導入や車載機の設置、車両のメンテナンスを外部委託することで、より効果的かつ効率的な車両管理を図っている。

課題認識と
今後の方針
・改善点

- 【1】庁舎管理
・庁舎管理については、来庁者及び職員の安全確保、利便性及び執務環境の向上のため、効果的かつ効率的な施設管理を行っていく。
・引き続き庁舎として継続利用する栄町第一庁舎については、昭和58年の建設から41年が経過し、建物や設備等の老朽化が見られることから施設や設備機器等の大規模改修に向けた実施設計を行っていく。
・本庁舎については、日常点検及び定期点検の結果を適切に評価し、市民等から寄せられる意見を踏まえ、適宜必要な対応を行いながら利便性の確保を図っていく。また、庁舎の維持管理に当たっては、包括的管理業務など、より効果的・効率的な管理手法を検討していく。
・多目的スペース等については、イベントや市民活動の発表の場として利用しやすい施設となるよう管理運営を行っていく。
・処分期限の定まっている低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、適正に処分を行っていく。
- 【2】入札・契約事務
・入札・契約事務については、引き続き適正な執行を図るとともに、関係法令等の規定に則り、公共工事の品質の確保及び適正な入札制度の運用に必要な取組を進める。入札契約手続の電子化に向けた調査研究を行っていく。
・また、入札参加資格登録事務については、国の標準化の動向を見ながら、電子化を含めた省力かつ効率的な手法について検討していく。
- 【3】公共工事の品質確保
・将来にわたって公共工事の品質の確保が図られるよう、工事の週休2日の確保や遠隔臨場・情報共有システムの活用などの建設業の働き方改革に資する取組を促進する。また、改正労働安全衛生規則の施行により、職場における熱中症対策が義務化されたことを踏まえ、本市発注工事においても建設現場での熱中症対策を促進する。
- 【4】文書事務
・保存を要する文書が増える一方で、書庫の保存容量には限りがあるため、保存年限を経過した文書の適切な廃棄を継続するとともに、電子決裁の推進をはじめとした文書の電子化を進め、事務の効率化及び紙文書の削減を図る。
・新庁舎で保存可能な量を超える文書の保存のため、各庁舎で保存している文書・物品の全体量を把握し、今後の必要量の推移を見極めた上で、必要となる書庫・倉庫スペースを確保していく。
- 【5】法規事務
法規事務の効率化に向け、例規データベースシステムや法制支援システムの利便性向上や機能拡充等について検討していくとともに、例規改正への新旧対照表方式の導入について検討していく。
- 【6】個人情報保護制度の適切な運用
・個人情報保護については、市民の関心が年々高まっており、また、令和5年4月の改正個人情報保護法の施行に伴い、地方自治体においては、全国共通ルールのもと、適切な個人情報保護制度の運用が求められている。
本事務は、市政の信頼の確保のために不可欠な事務であり、引き続き国の動きなどを注視しながら、制度の適切な運用を図っていく。
- 【7】車両管理
・公用車の一元管理のため導入した車両予約システムのデータを活用し、公用車の稼働状況を可視化し、公用車利用のさらなる効率化を図っていく。また、ドライブレコーダー搭載の車載器の設置を通して、安全運転の意識啓発及び運転行動の適正化を推進していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進】

・多様な市民の参画のもとでの行政運営を進めていくため、女性委員や公募による市民委員の割合の増加に努めてきた。

【施策2 社会の変化に対応していく行政運営】

・効率的かつ効果的な行政サービスの実現に向け、行政機構の見直しによりデジタル化の推進やシティプロモーション強化、地域自治の推進などの重点政策を着実に進めるための体制を整備した。また、未来の働き方創造事業においては、これまでの取組の中で明らかになった全庁的な課題を解決するため、幹部職員で構成する「働き方改革課題解決特別タスクフォース」を設置し、働き方改革の取組をより推進した。

【施策3 行政サービスの最適化と利便性向上】

・新庁舎整備に伴い必要となる仮庁舎の整備や引越し、設備の移設等に係る管理運営について必要な対応を図り、来庁者の利便性の向上を図ってきた。

○課題

【施策2 社会の変化に対応していく行政運営】

・住民ニーズの多様化により業務が複雑化し業務量が増加している一方、少子高齢化により、人材の確保が困難になり、子育てや介護等により時間的制約のある職員が増加し、長時間労働を前提とした働き方の抜本的な見直しが益々急務となっており、働き方改革をさらに推進していく必要がある。

5 最終評価

政策分野41「行政運営（②総務）」の推進にあたっては、本年5月に開庁した本庁舎について、日常点検及び定期点検の結果を適切に評価し、市民等から寄せられる意見を踏まえ、適宜必要な対応を行いながら利便性の確保を図っていく。また、事務事業の効率化や仕事の進め方の見直しに取り組むとともに、取組を持続的かつ継続的に推進できる仕組みを検討していく。さらに、人材を確保し、持続的な市民サービスを図るため、採用試験の受験者増に向けた広報等について、外部資源の一層の活用も含め、より効果的な手法を検討し、有為な人材の確保に努めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進							
1				5.5	附属機関の適切な運営	継続	総務部・人事課
施策2 社会の変化に対応していく行政運営							
1		◎	基本目標4	8.5	未来の働き方創造事業費	継続	総務部・人事課
2		◎	基本目標1	8.5	職員採用	継続	総務部・人事課
3				8.5	行政機構の整備	継続	総務部・人事課
4		◎		8.5	職員研修事業	継続	総務部・人事課
5	◎	◎		5.5	職員管理	継続	総務部・人事課
6				8.5	会計年度任用職員（事務補助員）	継続	総務部・人事課
7			基本目標1	8.5	障がい者就労支援事業	継続	総務部・人事課
8				8.8	安全衛生管理事業	継続	総務部・人事課
9				8.5	会津若松市職員共助会交付金	継続	総務部・人事課
施策3 行政サービスの最適化と利便性向上							
1		◎		11.3	庁舎管理事務	継続	総務部・総務課
2		◎		12.5	文書事務	継続	総務部・総務課
3					行政管理事務	継続	総務部・総務課
4				16.6	法規事務	継続	総務部・総務課
5				16.6	印刷機等管理事務	継続	総務部・総務課
6				16.6	公平委員会に関する事務	継続	総務部・総務課
7		◎		12.7	入札・契約事務	継続	総務部・契約検査課
8		◎		11.7、11.a	工事検査業務	継続	総務部・契約検査課
9		◎		16.6	情報公開・個人情報保護に関する事務	継続	総務部・総務課
10					車両管理事務	継続	総務部・総務課
11					労働団体補助金	継続	総務部・総務課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 市民と行政のコミュニケーションの推進					
1	事業名	附属機関の適切な運営		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市政運営の透明性の向上や行政の簡素化・効率化を図るため、附属機関の適切な運営に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	232	232
	取組状況と 成果	「附属機関の運営及び委員構成に関する基準」を策定し、毎年度、各所属に対して、基準の周知徹底を図るとともに、附属機関の設置状況を調査し、調査結果をホームページで公表している。また、改選も含めて委員を選任する際には、各所属と事前に協議しながら基準に沿った委員構成となるよう指導している。 先進自治体の事例等を研究し、女性委員割合の増加に向けた検討を行った。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	基準において目標に設定している女性委員の割合は、令和7年4月1日現在29.4%となり、目標である30%を下回っている。また、努力目標にしている市民委員の割合40%以上を達成している附属機関は1つ（男女共同参画審議会）にとどまっている。 基準未達成の附属機関について、各所属に未達成要因等を確認しながら、関係団体に積極的な女性委員の推薦を依頼する等、具体的な取組を促し、基準の徹底を図っていく。			

施策2 社会の変化に対応していく行政運営

1	事業名	未来の働き方創造事業費		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	必要な人材の確保が益々困難になる中、求められる市民サービスを提供できる持続可能な組織を再構築するため、意識改革・業務改革・制度改革を一体的に推進し、職員が自律的かつ幸せに働くことができ、既存の考え方に捉われない未来の働き方を創る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,396	6,000
			所要一般財源	6,396	6,000
			概算人件費	11,586	11,586
取組状況と 成果	令和3年度から令和5年度まで、外部専門機関の知見を活用しながらモデル職場を基軸とした取組を進め、業務改善の取組が一部進んだことに加え、心理的安全性の重要性に係る認識が高まり、業務改善を継続的に行うための土台を築くことができた。令和6年度からは、モデル職場等の取組より明らかとなった「全庁的な課題を解決するため、幹部職員で構成する「働き方改革課題解決特別タスクフォース」を設置し、外部専門機関の支援や人事課職員を活用して、業務改革及び意識改革に取り組んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和6年度に設置した幹部職員で構成する特別タスクフォースに加えて、令和7年度からは一般職員で構成するワーキンググループを設置し、全庁的な課題である事務事業の廃止や効率化に取り組んでいるが、限られた職員で行政サービスを持続的に提供できる成果を出していくためには、全庁的に継続した取組が必要である。引き続き、幹部職員と一般職員の双方から、事務事業の廃止・効率化や仕事の進め方の見直しに取り組んでいくとともに、この取組を持続的かつ継続的に進められる仕組みを検討していく。				
2	事業名	職員採用		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	実力ある少数精鋭の体制づくりを目指すため、市が求める能力や人物像を広く発信し、また、人物重視の採用試験を行い、高い資質と意欲を有する人材を採用する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,401	4,596
			所要一般財源	2,401	4,596
			概算人件費	7,724	7,724
取組状況と 成果	本市採用試験を積極的に周知するとともに、SPI試験コースの導入や大卒試験での東京試験会場の追加など、受験しやすい体制を整備して受験者の確保に取り組んでいる。令和5年度からは、33歳～45歳までの職務経験を持つ者を対象に社会人経験者採用枠を実施し、有為な人材を採用している。この採用枠の導入で、既存の採用区分と合わせて、18歳～45歳までの者が切れ目なく採用試験を受験可能となった。令和6年度からは、退職者を対象とした再採用選考を『会津若松市キャリア・リターン制度』として制度化した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	少子化等により人材の確保が非常に厳しくなっており、より高い水準で知識、意欲、能力のバランスがとれた人材を的確に見極められるような採用を行う必要がある。また、受験者増のための採用試験の広報の方法や本市の求める人物を採用するための試験方法等について、外部資源の一層の活用も含めて、より効果的な方法を検討し、より有為な人材の確保に努めていく。				

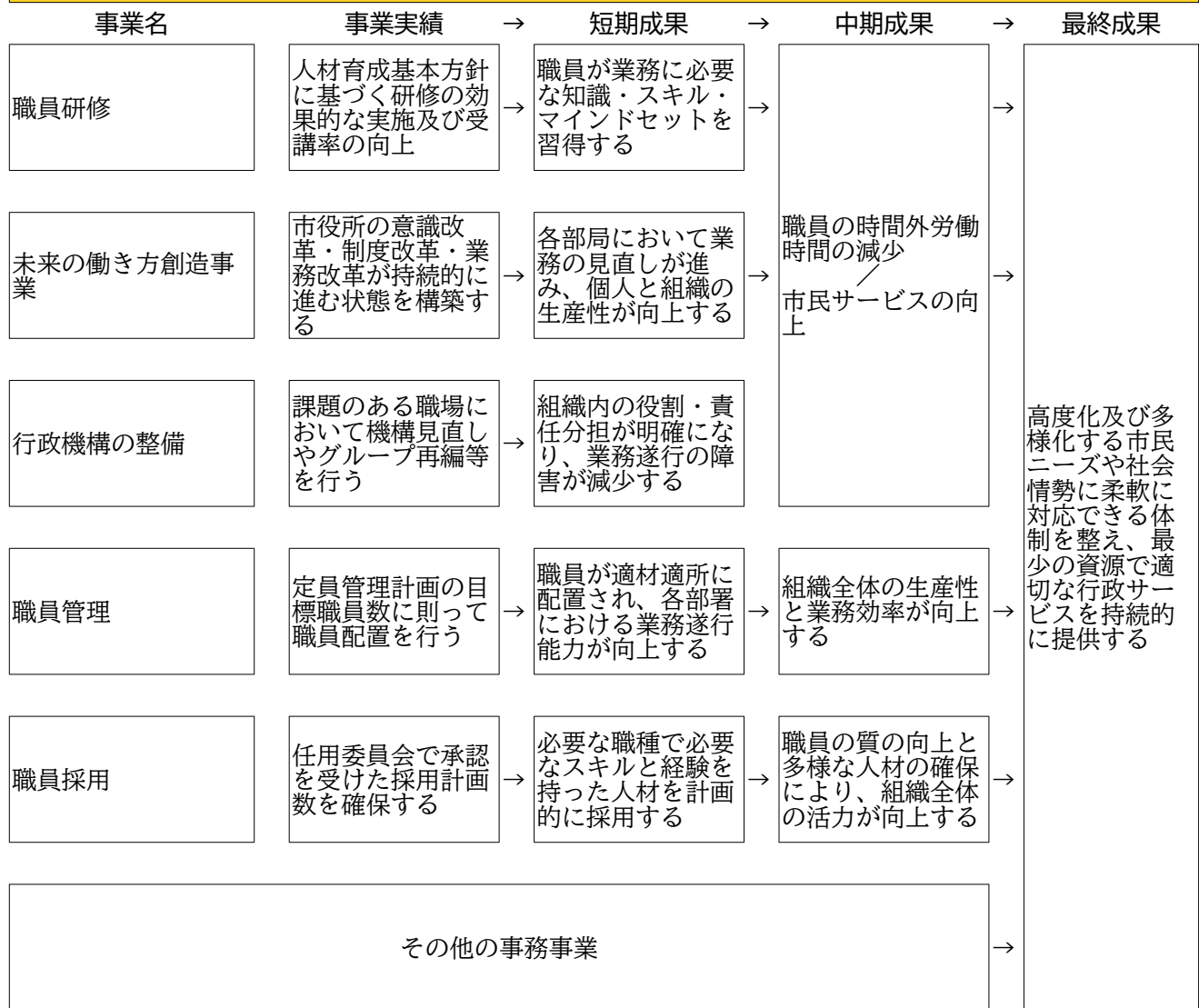
3	事業名	行政機構の整備		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	より効率的かつ効果的な行政運営を実現するため、現行の行政機構の課題等を検証し、必要な組織体制を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			3,862	3,862	
取組状況と 成果	平成31年度（H31.4） 公共施設管理課の設置、情報政策課を企画政策部に 移管し、情報統計課に改称 令和2年度（R2.4） 建設部の再編、上下水道局の新設 令和7年度（R7.4） 情報戦略課の設置、シティプロモーション課の設置、庁舎整備 室の廃止、両支所の体制見直し、市民協働課の設置、環境共生課の設置、空き家対策 の移管、市営住宅設備に係る維持管理業務の移管、教育委員会の再編、担当課長制の 導入				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	効率的に業務を遂行できるよう「簡素で大括りな組織」を目指して組織再編を進め ているが、業務量の増加等により、期待する効果が得られなくなっている。 持続可能な行政運営を目指し、「より効率的に業務を遂行できる組織」を基本の考 え方として、これまでに整理してきた方向性や各部局の課題を踏まえるとともに、働 き方改革による業務量の削減と連動した組織再編の検討を進めていく。				
4	事業名	職員研修事業		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	平成30年3月に策定した「第3次会津若松市 人材育成基本方針」等に基づき、職員研修を効 果的に実施し、職員の能力開発と意識改革を推 進することにより、市民ニーズや時代の要請に 的確に応えることのできる人材を育成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,586	10,586
			所要一般財源	10,586	10,586
概算人件費			7,782	7,782	
取組状況と 成果	「第3次会津若松市人材育成基本方針」及び「人材育成推進プラン」に基づき、計 画的かつ効果的に職員研修をはじめとする各取組項目を進めている。 ・職員研修の実施に当たっては、行政課題やニーズを的確に捉え、研修科目の検討・ 見直しを行いながら、研修メニューの充実を図っている。 令和6年度からは、人事評価記録書に資格取得欄を設けるとともに、自主研修支援 の拡充を行うなど、職員のキャリア開発の視点を含めた自己啓発支援の強化を図った 。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員を育成していくため、人材育成基本 方針に基づき、各種職員研修等を効果的に実施していく。 入庁からの年次によって受講する階層別研修について、内容に重複がある研修を整 理しスリム化を図るとともに、その財源を活用して、職員が自主的・自発的にスキル アップするための支援の充実を図っていく。				
5	事業名	職員管理		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民の信頼を高めていくため、人事評価の実 施や適正な退職管理など職員の管理に必要な業 務を行う。また、県の取扱いに準じ給与制度 を見直すとともに、税や社会保障制度を反映 し、適正に給与を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			11,586	11,586	
取組状況と 成果	職員の人材育成や昇任、給与等に活用するために人事評価制度を導入し、持続可能 な行政運営に資するために定員管理計画を策定するなど、適正な職員管理に取り組ん でいる。また、定年引上げに伴う高齢期職員の勤務条件や雇用環境の整備、適正な退 職管理に取り組むとともに、給与支給事務の効率化に取り組んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	第4次定員管理計画に基づき、中期的な視点で、適切に定員管理を行っていく。 不正行為や事務ミスを未然防止するために財務事務の適正化、内部統制の強化を行 う。 管理職を含む全職員の勤務状況を客観的かつ正確に把握する必要性が高まっている ことから、全庁的な勤怠管理システムの導入を進めていく。 給与支給事務について、事務委託を含め、より適正で効率的な事務執行について研 究していく。				

6	事業名	会計年度任用職員（事務補助員）		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	定型的・補助的な事務補助に従事する会計年度任用職員（事務補助員）を配置する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	145,200	145,200
			所要一般財源	145,200	145,200
概算人件費			8,303	8,303	
取組状況と 成果	平成29年5月の地方公務員法及び地方自治法一部改正に伴い、制度設計を進め、令和2年4月1日から制度を導入し、適切に運用している。 定型的・補助的な事務補助に従事する会計年度任用職員（事務補助員）を各職場に配置することで、各職場の事務事業の効率化や職員の時間外勤務の抑制を図っている。 また、制度開始から令和6年度で5年目となり、任用中の職員の多くが「再度の任用」の期限を迎えたため、令和7年度の任用に向けて公募試験を実施した。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されて以来、庁内の理解を深めながら適切に制度運用を行ってきたが、応募者は多くないため、人材確保が課題となっている。 今後も、「再度の任用」の期限を迎える職員がいる場合には、公募試験を実施し、公平に必要な人員の確保していく。				
7	事業名	障がい者就労支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	障がいのある職員が市役所で就労するにあたり、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、安心して働ける環境を整備するため、障がい者就労支援員の配置を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	3,990	3,990
			所要一般財源	3,990	3,990
概算人件費			348	348	
取組状況と 成果	法定雇用率の達成と職場への定着を図るため、令和3年度より障がい者就労支援員を配置し、障がい特性に応じた配慮や支援を行っている。令和6年度に「会津若松市障がい者活躍推進計画」と「会津若松市特定事業主行動計画」を包含した「会津若松市魅力ある職場づくり推進計画」を策定した。また、令和6年度から、会津若松公共職業安定所主催の障害者就職面接会に参加し、障がい者雇用の推進を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	職員ごとに障がいの程度や特性が異なることから、障がい特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、外部資源の活用も検討しながら、就労支援員が随時相談を行い、安心して働き続けることができる働きやすい職場環境を整えていく。 ・令和8年7月に地方自治体の法定雇用率が3.0％（本市は令和7年6月2.91％）に引き上げられるため、採用計画の達成に向けて引き続き取組を進めていく。				
8	事業名	安全衛生管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 （目的・内容）	会津若松市職員安全衛生管理規則に基づき、職員安全衛生管理事業計画を策定し、職員の健康診断、予防接種、健康管理医等による職場環境の改善（職場巡視）、労働安全講座等を実施する。また、被服貸与規定に基づき、職員に作業服を貸与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 （予算）	令和8年度 （見込み）
			事業費	25,639	27,000
			所要一般財源	19,857	21,500
概算人件費			9,040	9,040	
取組状況と 成果	健康診断、予防接種、健康管理医による職場環境の改善（職場巡視）、メンタルヘルス検診（ストレスチェック）、感染症対策、労働安全講座等を実施してきた。 令和4年度に、「外部資源ケア（従業員支援プログラム）」を導入し、職員のメンタルヘルス対策の強化を図っている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	メンタルヘルス対策については、ラインケアを基軸としながら、令和4年度に導入した「外部資源ケア（従業員支援プログラム（EAP）」の活用により強化充実を図り、職場環境の改善につなげていく。また、感染症対策については状況に応じて必要な対応を講じていく。 作業服については、新規採用職員に対して一律に貸与しているが、業務の必要性等を踏まえた希望制への変更について検討していく。				

9	事業名	会津若松市職員共助会交付金		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・人事課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地方公務員法第42条の規定により、市が職員の福利厚生事業を実施する必要がある、その事業を会津若松市職員の互助団体設置に関する条例に基づき、会津若松市職員共助会が実施するため、交付金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,965	10,965
			所要一般財源	10,965	10,965
			概算人件費	16	16
	取組状況と 成果	職員の給料に算定率を乗じて算定し、交付金の交付を行ってきた。また、充当しなかった交付金については、返還を受けてきた。なお、財政状況や社会情勢を踏まえ、順次、見直しを行っている。なお、令和5年度から、会計年度任用職員も会員とする制度を改正した。 【直近3年間の交付金額】 R4 9,439千円 R5 10,769千円 R6 10,520千円（決算見込）			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	市の財政状況や社会情勢等を考慮し、交付金の算定や使途については、これまでも見直しを行ってきたところである。 専任書記の人材確保に苦慮していることなどから、今後については、業務委託の導入について研究していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 社会の変化に対応していく行政運営



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
職員研修	職員の研修受講率	100%以上	109%	100%以上	—	100%以上	—	—	—
未来の働き方創造事業	時間外勤務時間数が年間360時間を超過する職員の割合	10%以下	14.9%	10%以下	—	10%以下	—	—	—
未来の働き方創造事業	年次有給休暇を年5日以上取得している職員の割合	100%	96.8%	100%	—	100%	—	—	—
職員管理	定員管理計画の目標職員数	955	—	946	—	944	—	—	—
職員採用	採用者数の確保率（任期の定めのない職員）	100	—	100	—	100	—	—	—

施策3 行政サービスの最適化と利便性向上					
1	事業名	庁舎管理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	庁舎施設及び設備機器の維持管理、修繕、改修工事、光熱水費の管理を行う。また、庁舎総合案内及び電話交換、清掃、警備等のアウトソーシングを継続し、効率的な施設管理体制を確立する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	313,667	258,000
			所要一般財源	307,001	250,000
			概算人件費	3,708	3,708
	取組状況と成果	・来庁者及び職員の安全確保、利便性の向上及び執務環境の向上を図るため、施設、設備機器等の日常点検や定期点検を通して事故の未然防止に努めるとともに、庁舎トイレへのオストメイト対応設備の導入、二段式手摺りの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した改修を行い、利用者の利便性の向上に努めてきた。さらに、庁舎へのLED照明設備、二重サッシの取付、遮熱塗料の屋根への塗布など、省エネルギー対策を重視した施設の改修にも取り組んできた。 ・本庁舎については、本庁舎西側隣接地の取得など、さらなる駐車台数の確保に努め、来庁者の利便性の向上を図ってきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・各種必要性を踏まえ施設を有効に利用しているところであり、今後においても、来庁者及び職員の安全確保、利便性及び執務環境を保つ一定の修繕を行いつつ、適正に管理していく。 ・引き続き庁舎として継続利用する栄町第一庁舎については、施設や設備機器等の大規模改修に向けた実施設計を行っていく。 ・本庁舎については、日常点検及び定期点検の結果を適切に評価し、市民等から寄せられる意見を踏まえながら、随時必要な対応を図っていく。また、庁舎の維持管理に当たっては、包括的管理業務など、より効果的・効率的な管理手法を検討していく。 ・多目的スペース等については、イベントや市民活動の発表の場として利用しやすい施設となるよう管理運営を行っていく。 ・処分期限の定まっている低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、適正に処分を行っていく。			
2	事業名	文書事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市が作成又は取得した文書の適正な管理及び文書の収発事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,233	20,185
			所要一般財源	9,233	20,185
			概算人件費	5,558	5,558
	取組状況と成果	・文書管理規則や文書管理ガイドライン等に基づき文書を適正に管理することにより、庁内における事務処理の適正化及び効率化並びに文書の検索性の向上に取り組んできた。 ・また、電子決裁の拡大や行政手続における申請書等への押印見直しによる手続の電子化の環境整備を行うことで、文書の電子化を推進してきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・保存を要する文書が増える一方で、書庫の保存容量には限りがあるため、保存年限を経過した文書の適切な廃棄を継続するとともに、電子決裁の推進をはじめとした文書の電子化を進め、事務の効率化及び紙文書の削減を図る。 ・新庁舎で保存可能な量を超える文書の保存のため、各庁舎で保存している文書・物品の全体量を把握し、今後の必要量の推移を見極めた上で、必要となる書庫・倉庫スペースを確保していく。			

3	事業名	行政管理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	行政事務の適切な執行、紛争等の法律問題を適切に解決するための弁護士の活用。 官報、行政情報誌等を通じた行政情報の収集。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	863	887
			所要一般財源	863	887
概算人件費			371	371	
取組状況と 成果	法律相談、各種行政情報の収集に継続的に取り組み、行政事務の適切な執行に努めてきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	行政を取り巻く環境がめまぐるしく変化している状況において、事務事業の適正な執行や紛争等の法律問題を適切に解決するため、情報の収集や弁護士の有意義な活用を図っていく必要がある。 今後も、事務事業の適正な執行や紛争の未然防止等を図るため、継続して実施していく。				

4	事業名	法規事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	条例・規則等の審査を行うとともに、他の所属からの法令等の解釈の相談に応じる。 条例等をデータベース化して定期的に管理更新し、庁内及び市民に公開する。 行政不服審査会の事務処理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,752	12,599
			所要一般財源	5,752	12,599
概算人件費			1,545	1,545	
取組状況と 成果	平成25年1月 平成26年4月 令和3年4月 令和7年4月	新例規管理システムの導入によるより効率的な法規事務環境の整備 第一法規インターネットサービスの導入による法制支援情報の充実 第一法規出版の加除式図書の一部電子化による事務の効率化 株式会社ぎょうせいの加除式図書の電子化による事務の効率化			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本業務は、条例・規則等の改正等に伴う本市例規の管理及び法制執務等の支援を行うものであり、例規データシステム等については、今後もバージョンアップ等を含めシステムの利便性の向上を図っていく必要がある。 ・今後、例規データベースシステムや法制支援システムの利便性向上や機能拡充等について検討していくとともに、例規改正への新旧対照表方式の導入について検討していく。また、行政不服審査制度について、引き続き、適正な事務遂行を行っていく。				

5	事業名	印刷機等管理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	議案書や各課から依頼された印刷物の印刷業務を行うとともに、印刷用機器の適切な管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,605	8,706
			所要一般財源	8,406	8,706
			概算人件費	3,705	3,705
取組状況と 成果	印刷に必要となる機器の導入と計画的な機器更新により、効率的な事務処理に努めてきた。 【導入機器】 ・電動裁断機（購入） ・印刷機（賃貸借） ・紙揃機（賃貸借） ・コピー機（賃貸借、総務部3課用） ・丁合機（賃貸借） ・コピー機（賃貸借、印刷室）				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・全庁的な紙使用量の削減の取組による印刷枚数の減少が図られている一方で、直営による印刷業務の増加や物価高騰による事業費（紙、消耗品）の増加が見込まれる。また、計画的な機器の更新が必要である。 ・今後も、本市の事務事業全般に係る各種行政資料等の印刷事務が円滑に行われるよう、印刷機等機器のメンテナンス及び更新並びに消耗品の管理等を適切に行っていく。				
6	事業名	公平委員会に関する事務		法定／自主	法定
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地方公務員法に規定する公平委員会の所掌事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	307	300
			所要一般財源	307	300
			概算人件費	201	201
取組状況と 成果	委員の改選に伴う委員長等の選任事案のほか、公平委員会規則の制定改廃等の承認、次年度予算及び事業計画の承認等のため公平委員会を開催した。 【近年実績】 令和3年度 1回 令和4年度 1回 令和5年度 6回 令和6年度 3回				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・近年の公務員制度改革により公務労働を取り巻く環境が大きく変化している中、人事行政の中立・公平性の確保という責務を担う公平委員会の役割は、一層重要になっている。 ・措置要求、審査請求び苦情の処理に備えて研鑽を積みながら、適切な対応を行う。				

	事業名	入札・契約事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・契約検査課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	本市の事務事業の推進に必要な工事、工事関係委託、物品調達等の発注について、地方自治法その他関係法令等に基づき、入札・契約事務を執行する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,804	8,492
			所要一般財源	5,407	6,484
概算人件費			10,041	10,041	
7	取組状況と 成果	・入札制度については、関係法令等に則り、競争性、透明性、公平性の確保のため、余裕期間制度やゼロ市債を活用した施工時期の平準化、物品購入への制限付一般競争入札の導入を進めてきた。さらに電子入札については、工事等に係る発注に加え、印刷業務への導入に向けて準備を進めてきた。また、令和2年度から、透明性の更なる向上及び客観性の確保を図るため、学識経験者による「入札等に関する有識者会議」を開催し、工事に係る入札及び契約の状況等について第三者の意見を聴取してきた。 ・旧庁舎で使用してきた物品については、可能な限り新庁舎や学校などで再利用を図った上で、売却益が見込まれる資源物について売却を行うとともに、市内の町内会等に譲渡又は売却を行った。売却が困難な物品については、適正に処分を進めてきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・入札・契約事務については、引き続き適正な執行を図るとともに、関係法令等の規定に則り、公共工事の品質の確保及び適正な入札制度の運用に必要な取組を進める。入札契約手続の電子化に向けた調査研究を行っていく。 ・また、入札参加資格登録事務については、国の標準化の動向を見ながら、電子化を含めた省力かつ効率的な手法について検討していく。			
	事業名	工事検査業務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・契約検査課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市が発注する工事請負代金額130万円超の工事の検査（竣工・部分払い・部分引渡し・中間）を関係書類及び現場において行い、その検査結果に基づく工事成績評定（解体工事等を除く。）を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	542	544
			所要一般財源	0	0
概算人件費			4,669	4,669	
8	取組状況と 成果	・工事請負代金額130万円超の請負工事について、検査により工事目的物が設計図書に定められた出来形・品質等を満たしているか確認し、不良工事に対する修補の指示、不適格業者の排除等を行い公共工事の品質を確保してきた。 ・また、前年度の工事成績評定において、高評定を獲得した工事から優良工事を選定し、その受注者等を表彰することにより受注者の施工意欲を高め、施工技術の向上を図ってきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・公共工事の品質を確保するため、今後も引き続き、厳正な検査を実施する。 ・受注者の施工意欲を高め、施工技術の向上を図るため、今後も引き続き優良建設工事表彰を実施する。 ・将来にわたって公共工事の品質の確保が図られるよう、工事の週休2日の確保や遠隔臨場・情報共有システムの活用などの建設業の働き方改革に資する取組みを促進する。また、改正労働安全衛生規則の施行により、職場における熱中症対策が義務化されたことを踏まえ、本市発注工事においても建設現場での熱中症対策を促進する。			

	事業名	情報公開・個人情報保護に関する事務		法定／自主	法定
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民の市政参加の推進、信頼される市政の実現を図るため、市が保有している情報を適正に管理するとともに、公文書の開示請求等の各種請求に応じて対応する。また、制度の公平かつ公正な運用の確保を目的とする情報公開及び個人情報保護審査会の所掌する事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	354	266
			所要一般財源	354	266
概算人件費			2,318	2,318	
9	取組状況と 成果	・公文書の開示を請求する権利を制度的に具体化し、あわせて市民の市政参加の推進と市政に対する信頼の確保を図ること、また、市の個人情報の取扱いルールを明確にし、個人のプライバシーを保護することを目的として取り組んできた。また、個人情報の保護に関する法律の改正が行われたため、それに伴い、令和4年度に個人情報保護法施行条例など関係規程の整備や市独自のガイドラインの策定など運用の見直しを行い、令和5年度からこれらの法律等に基づき適切な制度運用を図っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・行政が保有する情報や個人情報保護については、市民の関心が年々高まっており、公文書開示請求及び自己情報開示請求件数は増加傾向にある。また、令和5年4月の改正個人情報保護法の施行に伴い、地方自治体においては、全国共通ルールのもと、適切な個人情報保護制度の運用が求められている。 ・本事務は、市民の知る権利を実現し、市民の市政参加の推進と市政の信頼の確保のために不可欠な事務であり、引き続き制度の適切な運用を図っていく。			
10	事業名	車両管理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公用車の点検・整備、公用車の運転業務、自動車損害共済の加入・災害共済金請求手続きを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	40,546	37,467
			所要一般財源	40,546	37,467
			概算人件費	41,247	41,247
	取組状況と 成果	・公用車の効果的・効率的な活用を図るため、本庁舎の公用車を総務課で一元管理し、一定の年数が経過した車両や走行距離の多い車両について更新を図ってきた。また、ハイブリット車や電気自動車などの低公害車を導入するなど、環境負荷低減に向けた取組を推進してきた。 ・令和7年度より本庁舎等で使用する公用車の適正台数を85台と定め、このうち77台の公用車について総務課の一元管理として、外部委託による公用車管理を開始した。車両予約システムの導入や車載機の設置、車両のメンテナンスを外部委託することで、より効果的かつ効率的な車両管理を図っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・公用車の一元管理のため導入した車両予約システムのデータを活用し、公用車の稼働状況を可視化し、公用車利用のさらなる効率化を図っていく。また、ドライブレコーダー搭載の車載器の設置を通して、安全運転の意識啓発及び運転行動の適正化を推進していく。			

11	事業名	労働団体補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	労働団体の活動を支援するため、メーデー及び会津若松地区労働福祉協会活動費の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	240	200
			所要一般財源	240	200
			概算人件費	39	39
	取組状況と 成果	団体の自主的な活動を促すため、平成18年度まで助成額を漸次縮小してきた。以降補助額は一定で推移している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	事業内容を十分確認したうえで助成を行っていく必要がある。 事業内容を確認しながら、労働福祉の向上のため必要最小限の助成をしていく。			

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策10 社会の変化に対応した行財政運営

政策分野41 行政運営（③市民）

目指す姿		
社会経済状況の変化に柔軟に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げ、適切な行政サービスが持続的に提供されているまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策3	行政サービスの最適化と利便性向上	   
	行政事務について、ICTを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ICTの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。加えて、ICTの活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標					
	実績					
	達成率					
2	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標					
	実績					
	達成率					

2 施策の評価

施策3	行政サービスの最適化と利便性向上
主な取組状況と成果	【1】行政サービスのデジタル化の推進 電子申請等に必要なマイナンバーカードの保有率向上に取り組むとともに、令和4年10月からは「ゆびナビぷらす」、令和5年2月からは「引越しワンストップサービス」、令和7年5月からは「DXSaaS」の運用を開始するなどの窓口サービスにおけるデジタル化が図られた。また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向け、新行政システムの整備を進めている。 【2】各種手続きにおける利便性・快適性の向上 平成21年度からは繁忙期（3～4月）における休日開庁や平日窓口時間延長の実施、平成22年度からはコンビニエンスストアにおける各種証明書等の交付（自動交付サービス事業）の開始、平成25年度からは市役所窓口における「タッチパネル端末による受付」・「タブレット端末等による申請書記載不要の受付」（簡単ゆびナビ窓口事業）の開始、令和3年度からは「おくやみ支援窓口」の設置、そして、令和5年10月からは出生届のオンライン窓口予約を開始するなど、「待たない」「書かない」「行かない」等の窓口サービスの取組みにより、市民の利便性・快適性の向上を図ってきた。 【3】斎場の長寿命化と整備に向けた取組等 「斎場火葬炉設備長寿命化方針」に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策（改修工事）と、火葬・収骨業務の業務委託による安定的な斎場運営をはじめ、令和7年4月には、棺及び骨箱等並びに搬送車の運行に関する補助金制度における補助金額の改定を行うなど、市民サービスの維持を図ってきた。 また、新たな施設の整備に向け、令和6年3月に「新斎場整備基本方針」、令和7年5月に「新斎場整備基本計画」を策定し、これらを踏まえ、効果的な施設整備と効率的な施設運営が図られるよう、取組みを進めている。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】行政サービスのデジタル化の推進 オンラインで確実に本人確認ができ、各種デジタル手続きに不可欠となるマイナンバーカードについては、約2割の方が保有していないことから、そのさらなる保有率向上に努めていく必要がある。そのため、ホームページや市政だより等により、カードの安全性と利便性を周知しながら、引き続き、窓口予約システムを活用した窓口での交付申請支援をはじめ、出張申請窓口の開設、福祉施設利用者に対する申請支援等について継続していくとともに、新たに行政書士会への業務委託による交付申請支援等に取り組んでいく。なお、マイナンバーカードの各種更新手続き件数が令和9年度にピークを迎えることから、カードを円滑に交付・更新できる窓口体制についても検討していく。 また、市民の利便性の向上のため、タブレット端末等での受付による書かない窓口やインターネットを利用したオンライン転出、出生届のオンライン窓口予約の利用促進など、引き続き窓口サービスのさらなるデジタル化を進めていく。 【2】各種手続きにおける利便性・快適性の向上 「待たない」「書かない」「行かない」等の窓口サービスのさらなる向上に向けて、コンビニエンスストアでの各種証明書等の交付や、市役所窓口における「タッチパネル端末による受付」・「タブレット端末等による申請書記載不要の受付」などについて、ホームページ等での周知や窓口での声掛けにより、利用率のさらなる向上に努めていく。 また、繁忙期の休日開庁・平日窓口時間延長の実施などを継続していくとともに、おくやみ支援窓口サービスの充実を図り、窓口業務のあり方や効果的な運用についても検討していく。 【3】斎場の長寿命化と整備に向けた取組等 新たな施設が供用開始されるまでの間、施設を安定的に運用することが重要であり、引き続き「斎場火葬炉設備長寿命化方針」に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、火葬・収骨業務の業務委託による安定的な斎場運営および市民サービスの維持向上に努めるとともに、令和8年度をもって終了する当該業務委託についての令和9年度以降の方向性やあり方についても検討する。 また、「新斎場整備基本方針」及び「新斎場整備基本計画」等を踏まえ、効果的な施設整備と効率的な施設運営に向け、アドバイザー業務受託者による支援を受けながら、事業者の募集・選定・契約に至る一連の業務や都市計画決定等の各種法規制の手続きについて着実に進めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・繁忙期における休日開庁及び平日窓口時間延長の実施は、日中の窓口混雑の緩和にも効果があった。 ・マイナポータルを活用したオンライン転出や、ゆびナビぷらすを利用した事前の住民異動届書の作成、また、窓口でのタブレット端末等を用いた受付により、市民の利便性の向上が図られている。 ・窓口予約システムを活用した窓口での交付申請支援をはじめとして、出張申請窓口の開設、福祉施設利用者に対する申請支援、行政書士会への業務委託による交付申請支援などに取り組み、マイナンバーカードの保有率が80%を超えた。 ・新たな斎場の整備については、基本方針や基本計画等を策定し、これらを踏まえ、効果的な施設整備と効率的な施設運営が図られるよう、取組みを進めている。 ○課題 ・窓口業務のあり方や効果的な運用（窓口開庁時間の見直しやアウトソーシングなど）については、引き続き検討が必要である。 ・各種受付システムやマイナンバー等に係る連携システム等、多種多様なシステムの適切な維持管理とともに、複雑な操作を要するシステムを運用していく専門的な人材配置も必要となっている。 ・マイナンバーカードの各種更新手続き件数が令和9年度にピークを迎えることから、カードを円滑に交付、更新できる窓口体制についての検討が必要である。 ・新たな斎場の効果的な施設整備と効率的な施設運営に向け、アドバイザー業務受託者による支援を受けながら、事業者の募集・選定・契約に至る一連の業務や都市計画決定等の各種法規制の手続きなど、着実に進めていく必要がある。

5 最終評価

政策分野41「行政運営（③市民）」の推進にあたっては、持続的な市民サービスに向け、老朽化する斎場については、斎場火葬炉設備長寿命化方針に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、新斎場整備基本方針や新斎場整備基本計画等を踏まえ、効果的な施設整備と効率的な施設運営に向けた取組を進めていく。また、窓口サービスの利便性向上に向け、「待たない」「書かない」「行かない」窓口など、さらなるデジタル化を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策3 行政サービスの最適化と利便性向上							
1				16.9	住民基本台帳事務	継続	市民部・市民課
2				16.9	住民基本台帳ネットワークシステム事業	継続	市民部・市民課
3				16.9	戸籍事務	継続	市民部・市民課
4				16.9	人口動態調査	継続	市民部・市民課
5		◎		16.9	個人番号カード交付事業	継続	市民部・市民課
6		◎		9.5	自動交付サービス事業	継続	市民部・市民課
7		◎		9.5	簡単ゆびナビ窓口事業	継続	市民部・市民課
8				11.3	斎場運営	継続	市民部・市民課
9		◎		11.3	新斎場整備事業	継続	市民部・市民課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策3 行政サービスの最適化と利便性向上

1	事業名	住民基本台帳事務		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	住民基本台帳法・番号制度関連法・印鑑条例・手数料条例等に基づき、住民票の写しや各種証明書の交付を行うほか、住民基本台帳の整備・管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,514	6,514
			所要一般財源	6,514	6,514
			概算人件費	116,729	116,729
2	取組状況と成果	平成21年 繁忙期(3・4月)における休日開庁、平日窓口時間延長の実施 平成28年1月 マイナンバーカードに関する住民情報変更等の事務開始 平成31年1月 広告付窓口番号案内表示システムの運用開始 令和4年10月 ゆびナビぶらすによる住民異動運用開始 令和5年2月 引っ越しワンストップサービス運用開始 令和7年5月 DXSaaS運用開始			
	課題認識と今後の方針・改善点	・繁忙期における休日開庁及び平日窓口時間延長の実施については、さらなる利用者の増加のため、効果的な周知により、継続した取り組みをしていく。 ・窓口業務の改善に向けて、窓口業務のあり方や効果的な運用(窓口開庁時間の見直しやアウトソーシングなど)については引き続き検討が必要である。また、令和7年5月から運用を開始したDXSaaSについても、さらなる効果的な利活用を図っていく。			
	事業名	住民基本台帳ネットワークシステム事業		法定／自主	法定
3	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	各市町村の住民基本台帳のネットワーク化により、全国共通で本人確認が可能となり、公的年金受給の際の現況届が省略されたほか、広域住民票の交付や、マイナンバーカード所持者の場合は転入転出手続きの簡素化(特例転出)などによる住民負担の軽減、住民サービスの向上を図っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,163	15,363
			所要一般財源	8,193	8,198
			概算人件費	2,009	2,009
	取組状況と成果	平成23年1月～24年3月末 住民基本台帳カード発行手数料の無料化により、カードの普及率向上を図った 平成27年12月 住民基本台帳カードの新規発行終了 平成28年1月 個人番号制度スタート 平成28年8月 支所、市民センターへ住基ネット統合端末を設置			
3	課題認識と今後の方針・改善点	・マイナポータルを活用したオンラインによる転入転出手続きのさらなる利用者の増加のため、ホームページ等を活用した広報活動による利用促進を図っていくとともに、各市町村間においてもスムーズな異動情報の連携が行えるように対応していく。 ・システムの標準化に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携については、国の仕様にに基づき適切に対応、運用を行っていく。			
	事業名	戸籍事務		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	民法及び戸籍法に基づき、国民の出生、死亡、婚姻、離婚等による親族的な身分関係を戸籍に登録・公証するための事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	71,769	28,067
			所要一般財源	24,743	28,067
			概算人件費	73,917	58,361
	取組状況と成果	平成26年2月 戸籍謄抄本のコンビニ交付サービスを開始 令和3年10月 「おくやみ支援窓口」サービスを開始 令和5年10月 出生届のオンライン窓口予約サービスを開始 令和6年3月 戸籍証明の広域交付等を開始 令和7年5月 戸籍への氏名振り仮名届出受付開始			
	課題認識と今後の方針・改善点	・全戸籍の在籍者への振り仮名登録をする必要があるため、戸籍への氏名振り仮名届出期間が終了する令和8年5月25日までに振り仮名の届出がなかった戸籍を対象に、職権で一括して氏名振り仮名の記載を行う。 ・現在、一部の自治体で試験的に実施している出生届のオンライン手続きについて、令和8年度に全国的に導入される予定であるため、今後の国の方針等を踏まえ、事務処理手順等を検討し、必要な準備を進めていく。			

4	事業名	人口動態調査		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	法定受託事務の人口動態調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、人口動態調査令に基づき、出生・死亡・婚姻・離婚・死産の届出について人口動態調査票を作成し、保健所に提出する業務を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	108	108
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	910	910
取組状況と 成果	本市に届出のあった出生・死亡・婚姻・離婚・死産について人口動態調査票を作成し、月ごとに管内の保健所に提出している。その後、国が集計結果を速報、月報及び年報として公表している。県からは調査事務に要する経費として人口動態調査委託金を受けている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	正確な調査結果の提出のため、届出時において調査項目について記載誤りが無いか聞き取り確認を行い、事実即した記載を促すなど、今後とも法令等の定めに基づき正確かつ迅速に業務を行う。				
5	事業名	個人番号カード交付事業		法定／自主	法定
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	個人番号制度（平成27年10月）の開始に伴い、平成28年1月から法定受託事務としてマイナンバーカードの交付を開始。身分証明書等としても利用可能なこのカードは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が発行主体で、受け取るには申請が必要となる。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	40,302	40,302
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	124,479	155,607
取組状況と 成果	平成27年10月 番号法（通称）施行・通知カード送付開始 平成28年1月 個人番号カード交付開始 平成28年11月 個人番号カード申請支援サービス開始 令和元年10月 マイナンバーカード交付円滑化計画策定 令和元年11月 電子証明書の更新開始 令和3年2月 窓口の予約制を開始（休日窓口） 令和5年3月 マイナンバーカード交付円滑化計画期間終了 令和6年5月 福祉施設利用者に対するカード申請支援等開始 令和7年7月 行政書士会へのカード申請支援等の業務委託開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・オンラインで確実に本人確認ができ、各種デジタル手続きに不可欠となるマイナンバーカードについては、約2割の方が保有していないことから、そのさらなる保有率向上に努めていく必要がある。 ・引き続き、窓口予約システムも活用しながら、窓口での交付申請支援をはじめ、出張申請窓口の開設、福祉施設利用者に対する申請支援等について継続していくとともに、新たに行政書士会への業務委託による交付申請支援等に取り組み、マイナンバーカードのさらなる保有率向上に努めていく。また、マイナンバーカードの各種更新手続き件数がピークとなる令和9年度に向け、カードを円滑に交付・更新できる窓口体制についても検討していく。				
6	事業名	自動交付サービス事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	マイナンバーカードを利用して、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍附票をコンビニエンスストアのマルチコピー機で自動交付することにより、市民の利便性に寄与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	14,805	16,290
			所要一般財源	14,805	16,290
			概算人件費	2,009	2,009
取組状況と 成果	平成23年2月 コンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書の交付開始 平成26年2月 戸籍謄抄本、戸籍附票の交付開始 平成27年6月 個人番号制度に対応するためのシステム改修実施 平成28年1月 マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの交付開始 平成28年12月 本籍が会津若松市で本市以外に住民登録している方の戸籍謄抄本交付開始				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・マイナンバーカードを利用して、閉庁日や開庁時間外でも、全国のコンビニエンスストア等での住民票の写しなどの取得が可能になることなどのメリットを周知するため、機会をとらえ普及啓発を図りながら、自動交付率のさらなる向上に努めていく。 ・自動交付サービスについては、窓口混雑の緩和にもつながるため、今後も、普及啓発に努めていく。				

7	事業名	簡単ゆびナビ窓口事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がいのある方、高齢者、乳幼児連れの方等をはじめとした市民の方に対する申請書記入の負担軽減のため、タブレット端末を活用した受付と、マイナンバーカード所有者に窓口でのタッチパネルを活用した受付を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,088	1,736
			所要一般財源	5,088	1,736
			概算人件費	2,009	2,009
8	取組状況と成果	平成25年12月 「簡単ゆびナビ窓口システム」構築開始 平成26年3月31日 「簡単ゆびナビ窓口システム」本稼働 平成28年度 「簡単ゆびナビ窓口システム」を活用して、市民課フロアでの受付を開始 平成29年6月 タッチパネル受付サービスのマイナンバーカード対応が本稼働			
	課題認識と今後の方針・改善点	・書かないデジタル行政手続きの実現に向け、「ゆびナビシステム」及び後継システムであるDXaaSでの受付サービスの利用促進を図る。 ・タッチパネル受付サービスについては、引き続きコンシェルジュの積極的な誘導等により利用拡大を図る。			
	事業名	斎場運営		法定／自主	自主
8	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	墓地、埋葬等に関する法律に基づき火葬業務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	79,145	79,009
			所要一般財源	67,055	67,646
			概算人件費	19,455	19,455
	取組状況と成果	平成28年10月 棺及び骨箱等並びに搬送車の運行に関する補助金制度開始 平成29年6月 「斎場火葬炉設備長寿命化方針」策定 ※毎年度火葬炉改修工事を実施 平成31年4月 火葬・収骨業務等の業務委託開始 令和7年4月 棺及び骨箱等並びに搬送車の運行に関する補助金制度補助金額改定 「斎場火葬炉設備長寿命化方針」に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、火葬・収骨業務の業務委託による安定的な斎場運営および市民サービスの維持を図ってきた。			
9	課題認識と今後の方針・改善点	・新施設が供用開始されるまでの間、施設を安定的に運用することが重要であり、引き続き「斎場火葬炉設備長寿命化方針」に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、火葬・収骨業務の業務委託による安定的な斎場運営および市民サービスの維持向上に努める。 また、令和8年度をもって終了する当該業務委託についての令和9年度以降の方向性やあり方についても検討する。			
	事業名	新斎場整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部・市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	現斎場の老朽化に伴い、これまで「火葬炉設備長寿命化方針」に基づき、計画的な改修等を実施してきたが、新たな施設の整備が必要となっていることから、「新斎場整備基本方針」、「新斎場整備基本計画」に基づき、新たな斎場整備を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	72,734	253,836
			所要一般財源	41,384	38,471
			概算人件費	19,455	19,455
	取組状況と成果	平成29年6月 「斎場火葬炉設備長寿命化方針」策定 令和6年3月 「新斎場整備基本方針」策定 令和7年5月 「新斎場整備基本計画」策定 令和7年9月 アドバイザリー業務委託契約締結			
9	課題認識と今後の方針・改善点	・「新斎場整備基本方針」及び「新斎場整備基本計画」を踏まえ、効果的な施設整備と効率的な施設運営に向け、アドバイザリー業務受託者による支援を受けながら、事業者の募集・選定・契約に至る一連の業務や都市計画決定等の各種法規制の手続きについて着実に進めていく。			

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策10 社会の変化に対応した行財政運営

政策分野41 行政運営 (④会計・委員会等)

目指す姿

社会経済状況の変化に柔軟に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げ、適切な行政サービスが持続的に提供されているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策2	社会の変化に対応していく行政運営 総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価によるPDCAサイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。さらに、高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に対応できる体制を整えるため、業務の一部を外部委託するアウトソーシングや、市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員の育成を進めます。	  
施策3	行政サービスの最適化と利便性向上 行政事務について、ICTを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ICTの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。加えて、ICTの活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名	単位	説明又は計算式
1	適正な会計業務及び公金管理等の遂行	%	適正に処理した件数/取扱業務総件数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	100 100 100 100	
	実績	100 100 100 -	会計業務及び公金管理等を適正に遂行しており、目標を達成できている。
	達成率	100% 100% 100% -	
2	日々の収入金額・支払い金額の確定	%	適正に処理した件数/取扱業務総件数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	100 100 100 100	
	実績	100 100 100 -	会計業務及び公金管理等を適正に遂行しており、目標を達成できている。
	達成率	100% 100% 100% -	
3	データ伝送による口座振替依頼件数	%	口座振替依頼件数/伝送可能なデータ件数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	100 100 100 100	
	実績	100 100 100 -	会計業務及び公金管理等を適正に遂行しており、目標を達成できている。
	達成率	100% 100% 100% -	
4	監査実施計画に基づく監査履行	%	監査実施件数/監査実施計画における件数
	年度	R5 R6 R7 R8	検証
	目標	100 100 100 100	
	実績	100 100 100 -	監査実施計画に基づいて進めてきたことで、目標を達成できている。
	達成率	100% 100% 100% -	

5	政策研究に係る会議（所管事務調査）の開催回数（1月～12月）				回	政策研究に係る会議（所管事務調査）の開催回数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	80	80	80	80	行政諸課題の解決や地域づくりに向け、政策研究を行い、政策提言等を行っている。
	実績	74	83	80（見込）	-	
	達成率	93%	104%	100%	-	
6	市民との意見交換会（地区別）参加者数				人	市民との意見交換会（地区別）参加者数（年2回・15地区合計）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	500	500	400	400	より多くの方に参加していただけるよう、開催周知活動の強化や、開催手法などの見直しを行い、広聴機能の充実に努めている。
	実績	271	263	360（見込）	-	
	達成率	54%	52%	90%	-	
7	選挙事務適正執行率				%	選挙事務実施項目数／法定事務項目数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	100	100	100	100	目標を達成できており、今後も選挙事務を適正に執行していく
	実績	100	100	100	-	
	達成率	100%	100%	100%	-	

2 施策の評価

施策2	社会の変化に対応していく行政運営
主な取組状況と成果	《会計課》 【1】会計管理 ・関係法令等に基づき、適正で迅速な会計事務、安全で効率的な公金管理、正確な決算の調製を行っている。 ・ゼロカーボンシティ宣言の推進や効率的な会計事務等の面から、財務会計システム電子決裁化運用方針に基づき、歳入事務、備品管理事務について電子決裁を導入している。 ・市から指定金融機関への公金振込に係る手数料について、県内他自治体の取組状況を踏まえながら、適正な費用負担を図っている。 【2】収入管理 ・OCR（収納データの読み取り）業務を委託し、効率的に収入管理業務を行っている。 ・市の収入に関する口座振替データの金融機関との授受について、データ伝送システムにより安全性の確保に努めている。 ・公金収納のキャッシュレス化を進めるべく、国から示されているe L T A X対象拡充に向けた庁内検討を行っている。 《監査事務局》 【1】監査基準に基づく各種監査の実施 ・監査基準に基づく各種監査を実施し、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障及び透明性の向上に資する監査に努めてきた。 ・令和2年4月に全国都市監査委員会の監査基準に準じ、本市の監査基準の改正を行った。 ・平成30年度までに指定管理者を対象とした監査を終了したことから、令和元年度より、新たに市が負担金等を支出している実行委員会や協議会を対象に財政援助団体等監査を行ってきた。 【2】監査計画・結果の公表 ・年間監査計画の公表とともに、分かりやすい監査結果の公表に努めた。 【3】監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究 ・年間を通じて、監査事例について内部研究や研修会の実施、オンライン研修への参加など、個々の能力向上を図り、専門性の高い監査機能の強化に努めた。
課題認識と今後の方針・改善点	《会計課》 【1】会計管理 ・地方自治法及び市財務規則等に則り、適正で迅速な会計事務、安全で効率的な公金管理等が求められており、支出事務、公金管理、決算書の調製等の適正な会計管理に努めていく。 ・紙帳票等の削減、効率的な会計事務、不正行為防止の面から、財務会計システムでの更なる電子決裁化が求められている。そのため引き続き庁内協議を進め、順次、電子決裁の導入拡大を進める。 ・公金について、適正かつ効率的な管理運用に努める。 【2】収入管理 ・迅速かつ正確に、日々の市税等の公金収入金額を確定するため、効率的な収入管理業務が求められており、引き続き、OCR（収納データの読み取り）及びデータ伝送システムによる効率かつ確実な収納事務を行っていく。 ・国が活用を進めているe L T A Xについて、令和9年4月を目途に対象を拡充し、公金収納のキャッシュレス化を進める。 《監査事務局》 【1】監査基準に基づく各種監査の実施 ・本市の監査基準に基づき、引き続き行政の適法性、効率性、妥当性の保障及び透明性の向上に資する監査に取り組んでいく。また、監査基準については、今後とも国や全国都市監査委員会の動向に注視しながら、見直し等に取り組んでいく。 ・財務会計の電子決裁に伴う監査手法については、進捗状況を見極めながら、調査・検討していく。 ・行政運営におけるさまざまなリスクに着目した監査、デジタル技術を活用した監査など新たな監査手法について研究し、検討を進めていく。 ・契約手続及びその履行の確保について、法令等に従い適正に実施されているかに着目して監査を実施していく。 【2】監査計画・結果の公表 ・年間監査計画の公表とともに、引き続き、分かりやすい監査結果の公表に取り組んでいく。 【3】監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究 ・多様化する社会や市民ニーズに対し事務事業や市民サービスの変革が求められるなか、監査する側においても監査機能の強化、専門性の強化が必要となっている。そのため、専門家の知見の活用について、調査・検討していく。 ・県・東北都市監査委員会や各種研修機関が主催する研修に職員が参加するなど、引き続き市民の負託に応えられるよう、監査の品質や監査機能の向上に取り組んでいく。また、令和8年5月に本市で開催が予定されている、東北都市監査委員会総会・研修会の準備に取り組んでいく。

施策3	行政サービスの最適化と利便性向上
主な取組状況と成果	《議会事務局》 【1】議会基本条例及び議員政治倫理条例を平成20年に制定し、議会改革に取り組んでいる。市民との意見交換会をはじめ、市民参加を基軸とした政策サイクルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくといった取組が着実に進んでいる。 【2】市民との意見交換会については、市民と議会との話し合いの場として開催され、定着している。市民の意見を起点としながら議会内で議論し、政策形成につなげていく等の取組を行うとともに、必要に応じて市長への政策提言を行っている。 【3】平成25年度から「見て知って参加するための手引書～会津若松市議会白書～」を毎年作成するとともに、平成26年度、平成28年度、令和2年度、令和6年度に全戸配布し、議会活動の「見える化」を積極的に推進している。 【4】令和2年7月に「政務活動費ガイドライン」の見直しを行うとともに、ホームページにおいて政務活動費収支報告書を公表し、政務活動費の適切な活用と使途の透明性確保に努めている。 【5】平成30年5月に議会広報紙編集の参考とするため、「広報議会モニター制度」を創設し、モニターへのアンケート結果についての協議・検討を行い、その内容を広報紙づくりに反映させてきた。令和6年度からは、議会に対する市民意見を聴取するため、「議会モニター」を新たに委嘱し、アンケート調査や議員との意見交換等を実施している。 【6】令和4年8月に通年議会を導入し、議会活動の充実に取り組んでいる。 【7】令和4年10月に議会のICT化の推進の取組の一つとして全議員にタブレット端末を配布し、迅速かつ効率的な情報発信、情報共有体制の構築に取り組んでいる。 【8】令和4年8月に設置した議会制度検討特別委員会において、議会が自らその活動を振り返り、課題を明確化するとともに、必要な改善を継続して行うための手法として、議会評価の導入について調査研究を行った。令和5年度からは議会評価特別委員会を設置し、議会評価を活用した議会活動の充実に向けた調査研究に取り組んでいる。 【9】令和7年5月に開庁した新庁舎の議場においては、防音設備を備えた傍聴室や、傍聴席へのモニターの設置、車いすの方なども利用しやすい段差のない床、開かれた議会に向けた環境が整備された。 《選挙管理委員会事務局》 【1】選挙事務の執行 ・当日投票システムの導入、投票用紙自動交付機の配置等による的確かつ円滑な執行 ・投開票事務実施体制の見直しによる執行経費削減 ・開票事務実施体制の見直しによる開票時間の短縮 【2】投票率向上に向けた投票環境の整備 ・投票所出入口の段差解消や車イス用投票記載台の整備 【3】若年層への選挙啓発 ・新有権者への選挙啓発カード送付 ・期日前投票所の投票立会人への会津大学生の選任
課題認識と今後の方針・改善点	《議会事務局》 【1】議会改革の取組の推進 ・議会基本条例に基づき、市民の負託にこたえ、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを進めるため、市民に開かれた議会運営の推進、市民参加の機会の拡充、政策提案・政策立案機能の強化、市政運営の監視・評価などの取組を推進していく。また、議会自らがその活動を振り返り、課題を明確化するとともに、必要な改善を継続して行うための手法として、議会評価を活用した議会活動の充実に向け取り組む。 《選挙管理委員会事務局》 【1】選挙事務の適正かつ効率的な執行 ・今後の選挙の適正かつ効率的な執行に向け、関係法令に関する理解を深めるとともに、機器導入や投開票事務の実施体制の見直し等による投開票事務の効率化や経費削減の取組を継続していく。 【2】投票率向上のための取組 ・これまで実施してきた啓発事業を継続するとともに、特に学生や若年層に対し、選挙制度への理解を深め、投票行動につながる事業の検討を行う。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ＜会計課＞ ・ 公金収納にかかるOCR業務や、データ伝送システムによる口座振替データの授受、財務会計システムにおける電子決裁の一部導入などにより、適正で迅速な会計事務、安全で効率的な公金管理を進めた。 ＜監査事務局＞ ・ 本市監査基準の改正（令和2年4月1日施行）を行い、監査を実施する際に遵守すべき基本原則を明確にした。 ・ 過去の指摘事項の類型化や財政援助団体監査として市職員が事務に従事する外郭団体等の事務の監査を実施するなど、リスクの高い事務に着目した監査を実施した。 ・ 県・東北都市監査委員会における研修会や外部研修への参加や局内研修の実施など、監査実務の知識の修得に努めた。 ＜議会事務局＞ ・ 議会基本条例及び議員政治倫理条例に基づき、市民参加を基軸とした政策サイクルの確立と実践によって積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくといった取組が着実に進んでいる。 ・ 特に、広報広聴機能の充実及び議会活動の見える化の推進に向けて、市民との意見交換会をはじめ、会議及び常任委員会の本会議録の検索・閲覧、本会議のインターネットライブ中継に継続して取り組んできた。 ・ また、令和4年度からは通年議会の導入やICT化の推進、議会自らが必要な改善を継続して行うための議会評価の調査研究を開始し、令和6年度には多様属性の市民からなる「議会モニター」の委嘱やこれまでの議会白書に代えて新たに「議会参加ガイドブック」の作成・全戸配布や、議会広報紙のリニューアルを行うなど、議会活動の更なる充実に取り組んでいる。 ・ 引き続き、議会基本条例の基本理念である「市民の負託に応えうる合議体たる議会づくり」を目指し、市民に開かれた議会運営の監視・評価などの取組により、さらなる議会改革を推進していく。 ＜選挙管理委員会事務局＞ ・ 機器導入や投開票事務の実施体制の見直し等による各種選挙事務のより効率的で的確かつ円滑な執行に努め、投票区・投票所の見直しなど投票環境の整備を図り、有権者の利便性の向上に努めた。また、若年層への啓発事業を継続し、投票率向上のための取組を行った。 ○課題 ＜会計課＞ ・ 適正で迅速な会計事務、安全で効率的な公金管理に向け、財務会計システムの電子決裁化や公金収納のキャッシュレス化等について更なる取組が必要となっている。 ＜監査事務局＞ ・ 限られた人的資源をよりの確かつ有効に活用するための監査手法について調査研究を進めるとともに、財務会計システムの電子化その他の庁内のデジタル化に対応した監査の実施に向けた検討を進めていく。 ＜議会事務局＞ ・ 議会基本条例に基づき、市民の負託にこたえ、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを進めるため、市民に開かれた議会運営の推進、市民参加の機会の拡充、政策提案・政策立案機能の強化、市政運営の監視・評価などの取組を継続して推進していく必要がある。 ＜選挙管理委員会事務局＞ ・ 投票率が低下傾向にあり、特に学生や若年層の投票率が低い状況であり、選挙制度への理解を深め、投票行動につながる取組を進めていく。
--

5 最終評価

政策分野41「行政運営④会計・委員会等」の推進にあたっては、地方自治法等に基づき、適性で迅速な会計事務と安全で効率的な公金管理を行う。各種監査については、本市の監査基準に基づき、適法性・効率性・妥当性の保証及び透明性の向上に資する監査を実施していく。また、議会基本条例に基づき、市民の負託に応え、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを進めるため、市民に開かれた議会運営の推進や市民参加の機会の拡充、政策提案・政策立案機能の強化、市政運営の監視・評価などの取組を推進していく。投票率及び投票環境の向上のための取組については、学生や若年層の投票率が低い状況にあるため、選挙制度への理解を深め、投票行動につながる取組を進めていくとともに、投票所の投票環境の整備を図り、有権者の利便性向上に努めていく。
--

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策2 社会の変化に対応していく行政運営							
1		◎		10	会計管理に関する業務	継続	会計課
2		◎	基本目標3	10	収入管理業務	継続	会計課
3		◎	基本目標3	10	会計事務の電子決裁化	継続	会計課
4		◎		16.6	監査・審査・検査業務	継続	監査事務局
5		◎		16.6	監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究	継続	監査事務局
施策3 行政サービスの最適化と利便性向上							
1		◎		17.17	政策活動の推進	継続	議会事務局
2		◎		17.17	広報広聴機能の充実	継続	議会事務局
3		◎		17.17	議会 I C T 化の推進	継続	議会事務局
4				17.17	議会映像配信及び議場カメラ・マイクシステム運用事業	継続	議会事務局
5				17.17	会議録閲覧・検索システム運営事業	継続	議会事務局
6				17.17	議会活動・議員活動の「見える化」推進	継続	議会事務局
7				17.17	政務活動費交付金	継続	議会事務局
8				17.17	市議会議長会関係事務（福島県・東北・全国）	継続	議会事務局
9				17.17	市議会議員改選に伴う経費	継続	議会事務局
10		◎		17.17	選挙管理委員会費	継続	選挙管理委員会事務局
11		◎		17.17	選挙啓発推進運営費	継続	選挙管理委員会事務局
12				17.17	県知事選挙費	継続	選挙管理委員会事務局

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策2 社会の変化に対応していく行政運営					
1	事業名	会計管理に関する業務		法定／自主	法定
	担当部・課	会計課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	会計管理の適正な執行に向けて、支出負担行為の確認及び支出命令の審査、公金の出納業務や管理業務、決算の調製を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	18,920	16,714
			所要一般財源	18,920	16,714
			概算人件費	105,599	105,599
2	取組状況と 成果	関係法令等に基づき、適正で迅速な会計事務、安全で効率的な公金管理、正確な決算の調製を行っている。 市から指定金融機関への公金振込に係る手数料について、県内他自治体の取組状況を踏まえながら、適正な費用負担を図っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	地方自治法及び市財務規則等に基づき、適正で迅速な会計事務、安全で効率的な公金管理等が求められており、支出事務、公金管理、決算書の調製等の適正な会計管理に努めていく。 公金について、適正かつ効率的な管理運用に努める。			
3	事業名	収入管理業務		法定／自主	法定
	担当部・課	会計課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	収納管理の適正な執行に向けて、OCR（収納データの機械的読み取り）業務により、市の収入金額の確定とともに、データ伝送システムに基づいた安全で効率的に市税等の口座振替データの授受を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	13,133	15,987
			所要一般財源	13,133	15,987
			概算人件費	8,111	8,110
3	取組状況と 成果	OCR業務を委託し、効率的に収入管理業務を行っている。 市の収入に関する口座振替データの金融機関との授受について、データ伝送システムにより安全性の確保に努めている。 公金収納のキャッシュレス化を進めるべく、国から示されているe L T A X対象拡充に向けた庁内検討を行っている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・迅速かつ正確に、日々の市税等の公金収入金額を確定するため、効率的な収入管理業務が求められており、引き続き、OCR（収納データの読み取り）及びデータ伝送システムによる効率的かつ確実な収納事務を行っていく。 ・国が活用を進めているe L T A Xについて、令和9年4月を目途に対象を拡充し、公金収納のキャッシュレス化を進める。			
3	事業名	会計事務の電子決裁化		法定／自主	自主
	担当部・課	会計課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	迅速かつ適正な会計事務の取組と帳票及び添付書類のペーパーレス化の推進に向けて、財務会計システムにおける会計事務（収入及び支出、その他経理が伴う事務全般）について、電子決裁を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	9,269	9,269
3	取組状況と 成果	ゼロカーボンシティ宣言の推進や効率的な会計事務等の面から、財務会計システム電子決裁化運用方針に基づき、歳入事務、備品管理事務について電子決裁を導入している。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	紙帳票等の削減、効率的な会計事務、不正行為防止の面から、財務会計システムでの更なる電子決裁化が求められている。そのため引き続き庁内協議を進め、順次、電子決裁の導入拡大を進める。			

4	事業名	監査・審査・検査業務		法定／自主	法定
	担当部・課	監査事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・公正で合理的かつ効率的な行財政運営確保のため、市の監査基準に基づき、違法、不当の指摘のみならず、業務改善・課題提案型の監査に努める。また、行政の適法性、効率性、妥当性の保障、さらには透明性の確保のため、分かりやすい監査結果の公表に努める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	847	847
			所要一般財源	847	847
			概算人件費	37,887	37,887
	取組状況と 成果	・令和2年4月に本市の監査基準の改正を行い、行政の適法性、効率性、妥当性の保障及び透明性の向上に資する監査に努めてきた。また、平成30年度までに指定管理者を対象にした監査を終え、令和元年度からは、市が負担金等を支出している財政援助団体等への監査を行ってきた。 ・年間監査計画において、決算審査・定期監査といった各種監査の年間計画を公表するとともに、分かりやすい監査結果の公表に努めた。			
5	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・監査基準に基づき、引き続き行政の適法性、効率性、妥当性の保障及び透明性の向上に資する監査に取り組む。また、監査基準については、今後とも国や全国都市監査委員会の動向に注視しながら、見直し等に取り組んでいく。 ・引き続き、年間監査計画の公表とともに、分かりやすい監査結果の公表に取り組んでいく。 ・会計事務の電子決裁化に伴う監査手法については、進捗状況を見極めながら、調査・検討していく。 ・行政運営におけるさまざまなリスクに着目した監査、デジタル技術を活用した監査など新たな監査手法について研究し、検討を進めていく。 ・契約事務について法令等に従い適正に処理されているかに着目して監査を実施していく。			
	事業名	監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究		法定／自主	法定
	担当部・課	監査事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・監査の機能の強化、専門性の向上による監査品質の確保のため、外部研修への参加や内部研修を積極的に行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	197	197
			所要一般財源	197	197
			概算人件費	8,806	8,806
	取組状況と 成果	・年間を通じて、監査事例について内部研究や研修会の実施、さらにはオンラインによる研修への参加など、個々の能力向上を図り、専門性の高い監査機能の強化に努めた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・多様化する社会や市民ニーズに対応する市民サービスの変革に備え、監査機能や専門性の強化が必要であり、専門家の知見の活用についての調査・検討等、引き続き研修等への参加を通して、さらなる職員の能力向上に資する体制づくりを進めていく。また、令和8年5月に本市で開催が予定されている、東北都市監査委員会総会・研修会の準備に取り組んでいく。			

施策3 行政サービスの最適化と利便性向上						
1	事業名	政策活動の推進		法定／自主	自主	
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	議会における政策提言・政策立案機能の強化のため、常任委員会及び議会運営委員会が、行政諸課題の解決や地域づくりなどにおける先進事例の調査、大学教授等の招へいによる専門的知見の活用等をしながら政策研究を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	3,240	3,240	
			所要一般財源	3,240	3,240	
			概算人件費	2,318	2,318	
	取組状況と 成果	これまで以下の政策提言等を行ってきた。 ・財政健全化（新たな市債管理のルール、公共施設マネジメントの推進） ・子どもの支援体制の充実（子どもの居場所の整備、専門職員等の人材確保） ・中小企業及び小規模企業の振興に係る協議の場（中小企業及び小規模企業振興条例を活かした産業振興の取組など） ・官民連携による降雪対策（除排雪業務の全面民間委託の検討など）				
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	地域主権の推進に伴い、地方公共団体には、地域における政策を形成する力が求められており、二元代表制の一翼を担う地方議会にも執行機関の監視機能に加え、議会自らが政策形成の主体として機能することが求められている。今後も、政策課題に沿った調査研究の実施や専門的知見の活用により、議会における政策提案・政策立案機能の強化を行う。さらに、議会が自らその活動を振り返り、課題を明確化し、必要な改善を継続して行うため、議会評価の取組を進める。				
	2	事業名	広報広聴機能の充実		法定／自主	自主
		担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
概要 (目的・内容)		議会広報機能として、議会の活動状況等の情報を市民に提供するため、議会広報紙「あいつわかまつ議会だより」を年4回、全戸配布する。 議会広聴機能として、市民との活発な意見交換を図る場として、年2回、市内15カ所において地区別意見交換会を開催する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	7,633	7,633	
			所要一般財源	7,633	7,633	
			概算人件費	3,708	3,708	
取組状況と 成果		○議会広報紙 ・昭和49年 発行開始 ・平成30年度広報議会モニター開始⇒令和6年度 議会モニター開始 ○市民との意見交換会 市民意見をもとに湊地区の水資源問題や私道の除雪などの課題に取り組み、一定の課題解決につなげている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点		議会広報機能について、議会広報紙は、読み手の立場に立った広報紙づくりを行う。令和6年度からは、議会モニターを委嘱し、アンケート調査や議員との意見交換等を実施。 議会広聴機能について、地区別意見交換会は、開催手法などの見直しを行い、充実した地区別意見交換会が開催できるようにする。分野別意見交換会の積極的な実施を検討するとともに、より多様な意見を聴取するための仕組みづくりを行う。				
3		事業名	議会ICT化の推進		法定／自主	自主
		担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	各議員にタブレット端末を貸与し、迅速かつ効率的な情報伝達や情報共有の体制を構築するとともに、災害時の安否確認や感染症まん延時のオンライン会議の開催等、議会活動の業務継続に資する環境を整える。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	3,041	3,041	
			所要一般財源	3,041	3,041	
			概算人件費	136	136	
	取組状況と 成果	令和4年度にタブレット端末及びペーパーレス文書共有システム等を導入し、各種情報の伝達や、会議資料等の情報共有に活用している。また、防災訓練において、安否確認の手段としても活用している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	社会におけるICTを活用した取組が加速している中、議会においてもICTを活用した迅速かつ効率的な情報伝達及び情報共有体制を構築し、議会活動の充実・強化を図る必要がある。 防災訓練においてタブレットを活用した安否確認の訓練を行うなど、災害時におけるICTの活用を図る。さらに、感染症まん延時等におけるオンライン会議の開催等、ICTを活用した議会業務継続の取組について検討を行う。					

4	事業名	議会映像配信及び議場カメラ・マイクシステム運用事業		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に開かれた議会の実現を図るため、本会議及び予算決算委員会について、インターネットでのライブ中継や過去の録画映像の配信を行うとともに、議場の音響・映像機器の維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,320	2,480
			所要一般財源	0	2,480
			概算人件費	147	147
	取組状況と成果	平成20年度に議場カメラ・マイクシステムを導入した。 平成24年9月定例会から既存システムを活用し、本会議及び予算決算委員会のインターネットでのライブ中継と録画映像の配信を開始した。 令和4年4月に、議会機能の追手町第二庁舎への移転に伴い、議場カメラ・マイクシステムを本庁舎議場から追手町第二庁舎議場へ移設した。 令和7年5月の新庁舎開庁に伴い、新たな議場カメラ・マイクシステムを導入した。			
5	課題認識と今後の方針・改善点	本会議の様子を安定的で確実に記録し、会議録を作成する必要がある。 議場カメラ・マイクシステムについて、点検を実施し、継続的な維持管理を行う。			
	事業名	会議録閲覧・検索システム運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	インターネットにおいて、市議会本会議、常任委員会の会議録の閲覧・検索システムサービスを提供する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,287	1,287
			所要一般財源	1,287	1,287
			概算人件費	309	309
	取組状況と成果	平成19年2月定例会からの本会議及び平成26年2月定例会からの常任委員会の会議録の閲覧・検索システムサービスをインターネットにおいて提供している。			
6	課題認識と今後の方針・改善点	議会の会議録をインターネットにおいて公開することにより、市民に開かれた議会の実現に寄与している。 会議録閲覧・検索システムにおいて公開の対象とする会議等の範囲について、必要に応じて検討を行う。			
	事業名	議会活動・議員活動の「見える化」推進		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市民に対する議会活動の周知及び議会への参加推進を図るため、「議会参加ガイドブック（以下「議会白書」という。）」を発行する。 （議員改選の翌年度に市内全戸に配布を行っている。）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	0	0
	取組状況と成果	【議会白書の発行】 ・平成26年7月 議会白書を市内全戸配布 ・平成28年9月 議員改選の翌年度、議会白書を改訂し市内全戸に配布。 ・令和3年2月 議員改選の翌年度、議会白書を改訂し市内全戸に配布。 ・令和7年3月 議員改選の翌年度、議会白書を改訂し市内全戸に配布。			
	課題認識と今後の方針・改善点	議会白書は、市民に議会の仕組みを知ってもらい、議会に参加してもらうための活用を目的としており、その目的を達成するための有効なツールとして機能するよう、活用手法や掲載内容について検討を行い、令和10年度に市内全戸に配布する。			

7	事業名	政務活動費交付金		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、会派に対して政務活動費を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	11,340	11,340
			所要一般財源	11,340	11,340
			概算人件費	309	309
	取組状況と 成果	条例に基づき政務活動費を交付してきた。 また、政務活動費の事務手続きや項目別の取扱い例を示した政務活動費ガイドラインを作成し、順次改正してきた。			
8	課題認識と 今後の方針 ・改善点	政務活動費の適正な活用と透明性の確保がより一層求められている。 引き続き政務活動費を適正に交付し、議員の調査研究等の活動促進につなげる。 より適正な交付金の活用に向け、広報費の取扱基準の策定やガイドラインの見直しを行ってきた。引き続き、判例等を参考に用途や内容について検証し、必要に応じて政務活動費ガイドラインの見直しを行う。			
	事業名	市議会議長会関係事務（福島県・東北・全国）		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地方自治の本旨に沿って都市の興隆発展を図るため、福島県・東北・全国それぞれの市議会議長会に加盟し、地方自治の拡充強化対策等の調査研究や国県等に対する要望活動を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,530	1,530
			所要一般財源	1,530	1,530
			概算人件費	1,545	1,236
	取組状況と 成果	各市の現状や課題、解決方策について情報交換等を行うとともに、国等への要望活動などを通して各市の興隆・発展や市民福祉の向上のため、各市議会が一丸となって活動を行っている。			
9	課題認識と 今後の方針 ・改善点	引き続き、各市議会と連携を図りながら相互間の連絡や共通する課題解決に向け、福島県・東北・全国の各市議会議長会において、調査研究及び提言・要望等を行っている。慣例により、県内4市が持回りで会長市を務める。			
	事業名	市議会議員改選に伴う経費		法定／自主	自主
	担当部・課	議会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市議会議員の改選に伴い、新たな議会の体制を整える。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	0	0
	取組状況と 成果	4年に一度の市議会議員の改選に伴い、新たな議員の記章等の購入や議会構成周知のための広報紙の発行、さらには新議員対象の研修会を開催してきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	改選後の議会構成の市民への周知や研修会等を効果的に実施し、引き続き、円滑な議会運営を支援していく。			

10	事業名	選挙管理委員会費		法定／自主	法定
	担当部・課	選挙管理委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・目的 各種選挙事務の管理執行 ・内容 地方自治法第181条の規定に基づき、4人の委員で構成する選挙管理委員会を設置し、公職選挙法その他法令等に基づき各種選挙事務を管理執行する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	7,412	3,012
			所要一般財源	7,406	3,006
概算人件費			38,254	38,254	
取組状況と 成果	・令和5年12月 委員改選 ・平成28年、選挙権年齢18歳以上への引き下げや、平成31年、地方公共団体の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁等、法改正への対応 ・令和4年度参議院議員通常選挙、福島県知事選挙、令和5年度市議会議員一般選挙及び市長選挙、県議会議員一般選挙等、令和6年度衆議院議員総選挙、各種選挙事務を執行				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・複雑・多岐に渡る公職選挙法ほか法令等を十分に理解した上で、様々な事務を迅速かつ適切に処理しなければならない。 ・有権者の投票環境や利便性、投票率の向上のための取組と効率的な選挙執行の検討を行う。				
11	事業名	選挙啓発推進運営費		法定／自主	法定
	担当部・課	選挙管理委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・目的 選挙に関する啓発、周知等 ・内容 公職選挙法第6条の規定に基づき、選挙に関する啓発、周知等を行う。実施に当たっては、会津若松市明るい選挙推進協議会との協働により実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	363	363
			所要一般財源	363	363
概算人件費			5,407	5,407	
取組状況と 成果	・会津若松市明るい選挙推進協議会事業として、選挙時の街頭啓発活動や若年層への啓発事業等を実施 (主な若年層への啓発事業) ・はたちのつどいでの選挙啓発冊子配布 ・小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターコンクール ・新有権者への選挙啓発カード配布等				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・全体的な投票率の低下傾向に対する啓発事業が求められており、これまでの啓発事業を継続するとともに、会津若松市明るい選挙推進協議会において個別事業の見直し等を進めていく。 ・公職選挙法改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられたが、18歳の投票率に比べ19歳の投票率が低い傾向にあることから、学生や若年層に対し選挙制度への理解を深め、投票行動につながる事業を検討する。				
12	事業名	県知事選挙費		法定／自主	法定
	担当部・課	選挙管理委員会事務局		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	・目的 任期満了に伴う県知事選挙の執行 ・概要 令和8年11月11日任期満了に伴う第23回県知事選挙を執行する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	60,600
			所要一般財源	0	1,797
概算人件費			0	10,814	
取組状況と 成果	・令和4年10月30日 第22回県知事選挙執行				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・県の選挙事務として県内の市町村において同時に執行されるものであることから、本市特有の状況を勘案しながらも、公職選挙法をはじめとする各種法令等の規定に基づき、県選挙管理委員会と連携し、適正かつ効率的に事務を進めなければならない。 ・投票しやすい環境整備として期日前投票所の維持継続をするとともに、公職選挙法等の改正内容を踏まえた選挙事務の適正かつ効率的な管理執行を図る。				

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり/政策10 社会の変化に対応した行財政運営

政策分野42 財政基盤

目指す姿

社会の変化に対応した財政運営と、適正な税収の確保により、将来にわたって持続可能で安定的な行財政基盤が構築されたまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	健全な財政運営 中期的な財政見通しに基づき、市債発行額の管理による実質公債費比率の低減、財政調整基金の安定的な確保、総人件費等の義務的経費の圧縮などをはじめとした行財政改革を継続し、健全で持続可能な財政基盤を確立します。	11 国土強靱化 16 平和と公正
施策2	税収の確保 税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税を行い、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。また、税務申告等の手続の簡素化、民間サービスやインターネットを活用した納税環境の整備・充実を進めます。	10 人や国の不平等をなくそう 11 国土強靱化

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	実質公債費比率				%	実質公債費/（標準財政規模-基準財政需要額算入元利償還金）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	6%程度	6%程度	6%程度	6%程度	
	実績	4.8	4.9	5.2	-	令和4年度からの新たな市債管理において目標を達成できている。
	達成率	100%	100%	100%	-	
2	標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合				%	財政調整基金残高/標準財政規模
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	
	実績	10.2	6.2	-	-	令和6年度においては、大雪への対応により、年度末時点で目標を下回ったが、引き続き決算剰余金等の積立により、目標達成を目指す。
	達成率	102%	62%	-	-	
3	市税徴収率				%	市税の収入額 ÷ 市税の調定額
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	97.2	97.2	97.2	97.2	
	実績	97.2	97.1	-	-	多様な納付方法の整備や効率的な徴収事務の実施により目標を概ね達成した。
	達成率	100%	99.9%	-	-	

2 施策の評価

施策1	健全な財政運営
主な取組状況と成果	【1】中期財政見通し ・国の動向等を踏まえた「中期財政見通し」の作成・公表（平成15年度～） 【2】公債費負担適正化計画の進行管理（実質公債費比率・市債残高の低減） ・市債残高の低減を図るため、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制（平成16年度～） ・公債費負担適正化計画に基づく実質公債費比率の低減に向けた取組（平成18年度～） ・市債発行額の管理について、臨時財政対策債を除き、かつ、平成30年度～令和3年度までの4年間の元金償還額の合計額で管理（平成30年度～） ・実質的な後年度負担を重視し、実質公債費比率を6%程度で管理（令和4年度～） 【3】行財政改革 ・「行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組」の推進・総括（平成29年度～） ・「行財政改革の取組～未来へつなぐ自治体経営に向けて～」の推進（令和4年度～） 【4】総枠配分方式による予算編成 ・歳入に見合った歳出構造とするため、各部局のマネジメントを活かした総枠配分方式による予算編成の実施（平成17年度～） 【5】財政調整基金及び公共施設維持整備等基金の適正な運用 ・財政調整基金については、決算剰余金の一部の積立及び年度間の財源調整や健全な財政運営のために適切に活用 ・公共施設維持整備等基金については、公共施設マネジメントの取組と連携し、公共施設の計画的な修繕・改修等の経費への活用、令和3年度より未利用財産の売却収入の積立による財源の確保 【6】社会経済状況の変化等に応じた財政措置 ・物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症対策として、局面に応じた補正予算編成等、必要な財政措置の実施（令和2年度～） ・毎年度の中期財政見通しの作成と総枠配分方式による予算編成、適正な市債管理、財政調整基金等の適正な運用により、財政の健全性を確保しながら、社会経済状況の変化に対応した必要な財政措置を行ってきた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】中期財政見通し ・社会経済状況に応じた施策の実施に備え、持続的で安定的な財政基盤の構築が重要である。特に今後の大型事業の実施や物価高騰、市場金利の動向、人口減少対策等も踏まえ、財政見通しを精査していく。 【2】公債費負担適正化計画の進行管理（実質公債費比率の適正管理） ・公共施設の整備等に係る優先順位を検討し、現在と同水準の行政サービスが継続できる実質公債費比率6%程度を維持しながら、将来に向けて必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図る。 【3】行財政改革 ・自主財源の確保に向け、未利用財産の有効活用やネーミングライツ等の広告事業の取組、使用料等の負担水準適正化の検討等による持続可能な財政運営をはじめ、公共施設の管理運営の最適化やデジタル化・働き方改革による行政サービスの質の向上と効率化に取り組む。 【4】総枠配分方式による予算編成 ・第7次総合計画に基づくまちづくりの推進、少子化・人口減少対策等に取り組んでいくため、各部局が限られた財源の中で効果的な事務事業を構築し、各施策の実現に向けた予算編成を行うとともに、物価高騰対策など社会経済状況の変化等に対応した必要な財政措置を講じる。 【5】財政調整基金及び公共施設維持整備等基金の適正な運用 ・財政調整基金については、物価高騰対策経費等への活用、災害等の不測の事態に対応できる財政状況を確保するとともに、年度間の財源調整としての機能を活かした市民サービス確保の財源として活用を図れるよう、標準財政規模の10%を安定的に確保することを目標とする。 ・公共施設維持整備等基金については、公共施設マネジメントの取組と連携し、必要な公共施設の維持整備等への活用を図る。また、前年度の繰越金等を踏まえた2億円程度の積立と、未利用財産の売却収入の積立により財源を確保する。 【6】社会経済状況の変化等に応じた財政措置 ・物価高騰対策をはじめ、デジタルガバメントの推進や働き方改革、ゼロカーボンシティへの対応など、バランスのとれた財政運営に意を用いながら、局面に応じた必要な対策を講じる。

施策2	税収の確保
主な取組状況と成果	【1】公平・公正な課税事務 ・ 地方税法や市税条例等に基づく資料の収集や調査等による適正な課税事務を継続して実施 ・ 国の総合経済対策に基づく個人住民税の定額減税や、定額減税補足給付（調整給付）に係る事務の適正な実施（令和6年度） ・ 温泉地域の景観改善等の支援に要する経費に充てる財源として、入湯税の引上げについて、市税条例を改正（令和6年度） 【2】セキュリティ対策 ・ マイナンバーの利用に係る「番号法」の規定に基づく取扱規程を整備するとともに、特定個人情報保護のための環境を整備し、厳格に運用 【3】納税者の利便性の向上 ・ 地方税ポータル（eTAX）の継続的な環境整備（平成21年度～） ・ 固定資産課税台帳等の閲覧対応の電子化（令和3年度～） ・ 軽自動車税OSSシステムとの連携開始（令和5年1月～） ・ 個人住民税税額シミュレーションシステムの運用開始（令和6年2月～） 【4】自主納付の促進 ・ 多重債務等により納税が困難な市民に対し、専門的な見地からの助言及び指導を行うため、「納税等相談専門員」を配置（平成24年度～） 【5】納付方法の拡充 ・ コンビニエンスストアや東北六県のゆうちょ銀行で市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の納付取扱を開始（平成28年度～） ・ 地方税共通納税システムによる法人市民税、市県民税（特別徴収）の電子納税を開始（令和元年度～） ・ インターネット納付システムによる市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の電子納税を開始（令和2年度～） ・ スマートフォンのアプリ決済による電子納税を開始（令和4年度～） ・ 地方税統一QRコードによる電子納税（固定資産税、軽自動車税）を開始（令和5年度～） 【6】早期納付の奨励 ・ 早期納付の推進を図るため、窓口相談、文書催告、電話催告等の実施 【7】適正な徴収の推進 ・ 税外債権についても、市税徴収と併せた効率的な滞納整理の実施（平成25年度～） ・ 相続放棄による相続人不存在について、相続財産管理人選任の申立を実施 ・ 預貯金照会業務の電子化や遠隔地居住者実態調査業務の委託により、効率的・効果的な徴収事務を推進（令和4年度～）
課題認識と今後の方針・改善点	【1】公平・公正な課税事務 ・ 市の自主財源の基幹となる市税を確保するため、地方税法等の規定に基づき、今後も適正な課税事務に努める。 ・ 国の総合経済対策に基づく令和7年度定額減税補足給付（不足額給付）に係る事務を適正に実施する。 ・ 入湯税の引上げについて、特別徴収義務者、納税義務者等への十分な周知を行い、10月から円滑に実施する。 ・ 個人住民税の申告相談会、納税通知書発送業務、税証明窓口の一元化などについて、事務の効率化に向けた検討を進めていく。 【2】セキュリティ対策 ・ 個人情報保護の観点から、税情報・特定個人情報の取扱について引き続き十分に配慮する。 【3】納税者の利便性の向上 ・ 税務手続において利便性の高いeTAXによる電子申告を推進し、その利用拡大を進め、納税者の利便性の向上や市税の課税事務の迅速化・効率化を図る。 ・ 他自治体等とのマイナンバー情報連携等に係る課税情報の登録等について、引き続き適切に対応する。 ・ 税証明の交付について、マイナンバーを活用したコンビニ交付システムやオンライン申請システムの導入に向けた検討を行う。 【4】自主納付の促進 ・ 納税等相談専門員による納税相談窓口の充実、口座振替の加入促進など、納税者の自主納付促進及び利便性向上に継続して取り組む。 【5】納付方法の拡充 ・ 地方税共通納税システムやクレジットカード決済等を利用したインターネット納付システム等の電子納税については、対応税目の拡大など納税者の利便性向上に向け、円滑な運用を図っていく。 【6】早期納付の奨励 ・ 納め忘れ等に対する、きめ細かな初期納付奨励に継続して取り組み、新規滞納者発生の抑制と現年度未納額の縮減を図る。 【7】適正な徴収の推進 ・ 市税徴収の制度や手続きについて、市民の理解を得ると共に、預貯金照会業務の電子化や遠隔地居住者実態調査により、効率的・効果的な徴収事務を推進し、徴収率の向上に努める。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
41-2	行政評価システムの推進	企画政策部・企画調整課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 【施策1 健全な財政運営】 ・毎年度、向こう3年間の中期財政見通しを作成し、総枠配分方式による予算編成、令和4年度からは実質的な後年度負担を重視した市債管理により、財政の健全性を確保しながら、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策など、社会経済状況の変化に対応した必要かつ機動的な財政措置を行ってきた。 ・財政調整基金については、決算剰余金の1/2の金額を基本として確実な積立を行い、年度間の財源調整としての機能を活かした市民サービス確保の財源として適正に運用してきた。 【施策2 税収の確保】 ・市税の課税については、法令に基づく適正な課税事務を継続して実施し、公平・公正な課税に努めた。 ・課税手続の効率化と納税者の利便性の向上を図るため、地方税ポータル（「eLTAX」（エルタックス））のサービス拡充に合わせた環境整備、マイナンバーを利用した各種情報連携、固定資産税課税台帳の電子化や軽自動車税OSSシステムとの連携など、課税事務の電子化にも取り組んできた。 ・新型コロナウイルス感染症に係る減免措置、個人住民税の定額減税や定額減税補足給付（調整給付）、温泉地域の景観改善等の支援に要する経費に充てる財源とするための入湯税の引上げなどに取り組んできた。 ・納税環境の整備については、地方税共通納税システムやインターネット納付システム等の電子的な納税方法を拡充し、納税者の利便性向上に寄与することにより、徴収率向上に努めてきた。 ・預貯金照会業務の電子化により効果的・効率的な徴収事務を推進してきた。 ○課題 【施策1 健全な財政運営】 ・社会経済状況に応じた施策の実施に備え、持続的で安定的な財政基盤の構築が重要であり、特に今後の大型事業の実施や物価高騰、市場金利の動向、人口減少対策等も踏まえ、財政見通しを精査していくとともに、将来に向けて必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図り、適正な行政サービスが継続できるよう、実質公債費比率6%程度を維持していく必要がある。 ・令和6年度においては、大雪への対応により、年度末時点で目標を下回ったが、今後においても、災害等の不測の事態や市民サービスに対応できる財政状況を確保できるよう、標準財政規模の10%を目標としながら、安定的な残高確保に努めていく必要がある。 【施策2 税収の確保】 ・今後についても、電子化に対応した課税事務のシステム改修や納税方法拡充における対象税目の拡大を進め、様々な課題に応じた公平・公正な課税や相続人不存在案件の増加に伴う調査・徴収体制の強化に努めるなど、適正な課税と納税者の利便性向上の取組を継続し、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保に努めていく。
--

5 最終評価

政策分野42「財政基盤」の推進にあたっては、「中期財政見通しの作成による歳入に見合った歳出構造」、「限られた財源の中で効果的な事務事業を構築するための総枠配分方式による予算編成」、「必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図るための実質公債費比率による適正な市債管理」の3つの財政規律を堅持するとともに、持続的な財政運営のため、財政調整基金残高について、標準財政規模の10%を安定的に確保することを目標に財政運営を行っていく。また、税収の確保については、法令に基づく公平・公正な課税事務を行うとともに、効果的・効果的な徴収事務を推進し、徴収率の向上に努めていく。
--

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 健全な財政運営							
1		◎		16.6	財政管理に要する経費	継続	財務部・財政課
2				16.6	財政調整基金積立金	継続	財務部・財政課
3				16.6	「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類作成	継続	財務部・財政課
4		◎		11.a、16.6	予算編成事務	継続	財務部・財政課
施策2 税収の確保							
1		◎	基本目標3	10.4	市税課税事務	継続	財務部・税務課
2					固定資産評価審査委員会事務	継続	財務部・税務課
3		◎	基本目標3	10.4	課税事務電子化推進事業	継続	財務部・税務課
4		◎	基本目標3		納税環境整備事業（自主納付促進事業）	継続	財務部・納税課
5		◎	基本目標3		納税環境整備事業（納付方法拡充事業）	継続	財務部・納税課
6		◎	基本目標3		納税環境整備事業（早期納付勧奨事業）	継続	財務部・納税課
7					徴収事務（徴収率向上対策）	継続	財務部・納税課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 健全な財政運営					
1	事業名	財政管理に要する経費		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・財政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：安定的な財政基盤の確立 内容：行財政再建プログラムによる改革の成果を活かし、収支均衡のとれた財政運営や公債費の適正化等、財政の健全化を推進し、堅固な財政基盤を確立する。また、引き続き行財政改革の取組を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,008	2,008
			所要一般財源	2,008	2,008
			概算人件費	19,465	19,465
取組状況と 成果	・平成15年度から「中期財政見通し」の作成・公表 ・平成30年度から令和3年度までの4年間合計額で新規市債発行額を元金償還額以下に管理（臨時財政対策債を除く） ・令和4年度から、実質公債費比率を6％程度で管理する新たな市債管理の導入 ・これらの取組により、財政の健全性の確保に努めてきた。 ・令和3年度までの行財政改革の取組の総括及び新たな行財政改革の取組の推進				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・社会経済状況に応じた施策の実施に備え、持続的で安定的な財政基盤の構築が重要である。特に今後の大型事業の実施や物価高騰、市場金利の動向、人口減少対策等も踏まえ、財政見通しを精査していく。 ・公共施設マネジメントの取組と連携し、必要な公共施設の維持整備等への活用を図る。また、前年度の繰越金等を踏まえた2億円程度の積立と、未利用財産の売払収入の積立により財源を確保する。 ・自主財源の確保に向け、未利用財産の有効活用やネーミングライツ等の広告事業の取組、使用料等の負担水準適正化の検討等による持続可能な財政運営をはじめ、公共施設の管理運営の最適化やデジタル化・働き方改革による行政サービスの質の向上と効率化に取り組む。				
2	事業名	財政調整基金積立金		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・財政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：標準財政規模の10％の安定的な確保 内容：地方財政法第7条の「決算剰余金の1/2を下らない金額は、積み立て又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還財源に充てなければならない」との規定を踏まえ、決算剰余金の基金への積立を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,249	1,206,249
			所要一般財源	0	1,200,000
			概算人件費	116	116
取組状況と 成果	・決算剰余金の1/2の金額を基本として、財政調整基金への積立を行い、標準財政規模の10％の額を目標として取り組んできた。 ・平成26年度から令和元年度、令和4年度から令和5年度の決算において、標準財政規模の概ね10％を確保した。 ・当初予算の財源補填のほか、除排雪経費、災害等の不測の事態、物価高騰対策や感染症対策などの財源として活用してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・物価高騰対策経費等への活用、災害等の不測の事態に対応できる財政状況を確保するとともに、年度間の財源調整としての機能を活かした市民サービス確保の財源として活用を図れるよう、標準財政規模の10％を安定的に確保することを目標とする。				
3	事業名	「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類作成		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・財政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類の作成 内容：国からの要請による複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を柱とした「統一的な基準による地方公会計」の整備を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	5,098	5,098
取組状況と 成果	・総務省方式改定モデルによる財務書類4表の作成・公表（平成21年度～） ・統一的な基準による公会計の整備に向け、庁内推進体制の整備（平成26年度～） ・統一的な基準による財務書類の作成・公表（平成29年度～）により、財務状況の見える化が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・統一的な基準による財務書類を継続的に作成・公表するとともに、他自治体との比較など財務状況の分析等に活用する。				

4	事業名	予算編成事務		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・財政課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	目的：第7次総合計画に基づき、限られた財源の中で各施策の実現による安定的な市民サービスの提供とまちづくりの推進、住民福祉の増進を図る。 内容：中期財政見通しを踏まえ、歳入に見合った歳出構造の堅持を基本とし、総枠配分方式による予算編成事務を継続する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	24,331	24,331
4	取組状況と 成果	・中期財政見通しの作成・公表 ・歳入に見合った歳出構造とするため、各部局のマネジメントを活かした総枠配分方式による予算編成の実施 ・物価高騰対策や感染症対策など、局面に応じた必要な財政措置を実施してきた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・予算編成にあたっては「財源には限りがある」との認識を全庁的に共有し、市民の理解を得るため説明責任を果たしていく必要がある。 ・各部局における各事務事業のスクラップアンドビルドなど、マネジメント力の強化を促し、歳入に見合った歳出構造の堅持を図る。 ・中期財政見通しを踏まえた総枠配分方式による予算編成を継続する。 ・第7次総合計画に基づくまちづくりの推進、少子化・人口減少対策等に取り組んでいくため、各部局が限られた財源の中で効果的な事務事業を構築し、各施策の実現に向けた予算編成を行うとともに、物価高騰対策など社会経済状況の変化等に対応した必要な財政措置を講じる。			

施策2 税収の確保					
1	事業名	市税課税事務		法定／自主	法定
	担当部・課	財務部・税務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地方税法、市税条例等の規定に基づき、市の自主財源の基幹となる市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税）の課税事務を適正に行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	742,583	45,717
			所要一般財源	726,203	45,717
			概算人件費	372,288	372,288
取組状況と 成果	○公平・公正な課税のため、法令に基づく資料の収集や調査等による適正な事務を実施 ○国の総合経済対策に基づく個人住民税の定額減税や、定額減税補足給付（調整給付）に係る事務の適正な実施 ○温泉地域の景観改善等の支援に要する経費に係る財源として、入湯税の引上げについて、市税条例を改正 ○マイナンバーの利用に係る「番号法」の規定に基づく取扱規程を整備するとともに、特定個人情報の保護のための環境を整備し、セキュリティ対策を厳格に運用				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	・市の自主財源の基幹である市税を確保するため、地方税法等の規定に基づき、今後も適正な課税事務に努めるとともに、個人住民税の申告相談会、納税通知書発送業務、税証明窓口の一元化など、事務の効率化についても検討を進めていく。 ・個人情報保護の観点から、税情報や特定個人情報の取扱にも引き続き十分に配慮していく。 ・国の総合経済対策に基づく令和7年度定額減税補足給付（不足額給付）に係る事務を適正に実施する。 ・入湯税の引上げについて、特別徴収義務者、納税義務者等への十分な周知等を行い、10月から円滑に実施する。				
2	事業名	固定資産評価審査委員会事務		法定／自主	法定
	担当部・課	財務部・税務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	地方税法等の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するための機関として設置する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	117	117
			所要一般財源	117	117
			概算人件費	124	124
取組状況と 成果	○令和3年度 審査申出（2件）に係る委員会開催（計3回） ○令和6年度 審査申出（3件）に係る委員会開催（計6回）				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	・法定委員会として適切な審査・運営を行うため、委員、事務局ともに、引き続き研修等を受講し、必要な知見の習得に努める。 ・審査においては、書面審理の他に口頭審理や現地調査を伴って審理に時間を要し、審査決定までの期間が長期化することがある。 ・審査申出に迅速に対処するため、委員5名体制を維持する。				
3	事業名	課税事務電子化推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・税務課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市税（市民税・固定資産税等）の課税事務において、ICTを活用し、電子申告の利用拡大及び利用促進により、市民の利便性の向上と課税事務の効率化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	35,081	32,174
			所要一般財源	34,542	32,174
			概算人件費	6,949	6,949
取組状況と 成果	○平成29年度 マイナンバー情報連携本格運用開始、国税への申告書等のデータ引継ぎ開始（11月13日～） ○令和元年度 地方税共通納税システムの運用開始（10月1日～） ○令和3年度 固定資産課税台帳等の閲覧対応の電子化 ○令和4年度 軽自動車税OSSシステム連携開始（1月～） ○令和5年度 個人住民税税額シミュレーションシステム運用開始（2月～） ○令和7年度 個人住民税電子申告運用開始（2月～（予定））				
課題認識と 今後の方針・ 改善点	・年々サービス内容が拡充し、利用が増加しているeLTAXについて、サービス拡充に合わせたシステム改修を行い、納税者の利便性の向上と事務の迅速化・効率化を図る。 ・他自治体等とのマイナンバー情報連携等を図るため、中間サーバーへの課税情報の登録等に、引き続き適切に対応していく。 ・市民等の利便性の向上を図るため、税証明の交付について、マイナンバーを活用したコンビニ交付システムやオンライン申請システムの導入に向けた検討を行う。				

4	事業名	納税環境整備事業（自主納付促進事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部 納税課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	自主納付に向けた納税相談窓口の整備・拡充を図るとともに、納税者に対して口座振替の加入促進や納税意識の啓発により、納期内納付の促進及び納税者の利便性向上に取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,026	7,585
			所要一般財源		
			概算人件費	119,321	119,321
	取組状況と成果	○多重債務等で納税が困難な市民の相談窓口として、専門的な「納税等相談専門員（H24～弁護士・司法書士、H27～ファイナンシャルプランナー）」を配置した。 ○平成25年度に安定的な収納を図るため『納税貯蓄組合会員加入促進』と『口座振替新規加入促進』のキャンペーンを実施した。 ○納税貯蓄組合奨励金について、納税貯蓄組合の減少や活動内容の変化及び縮小に伴い、令和6年度に令和8年度交付分からの交付基準額の見直しを行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○課題認識：納税が困難な相談者に対して納税等相談専門員によるきめ細かな助言等により滞納解消を推進する必要がある。納税貯蓄組合については納付方法の多様化により、組合数、組合員数が減少し、組合活動が縮小している。 ○今後の方針・改善点：納税等相談専門員による納税等相談窓口の充実、口座振替の加入促進を継続し、納税者の自主納付促進及び利便性向上に取り組む。納税貯蓄組合については、組合の役割や在り方を見直していく。			
5	事業名	納税環境整備事業（納付方法拡充事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部 納税課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を全国の主要なコンビニエンスストアや東北六県のゆうちょ銀行で納付できる環境を維持する。また、民間サービス等を活用した新たな納付方法を検討する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	12,173	12,718
			所要一般財源		
			概算人件費	14,916	14,916
	取組状況と成果	○平成28年度にコンビニエンスストアやゆうちょ銀行での納付取扱を開始。 ○令和元年度に法人市民税、市県民税（特別徴収）の電子納税対応の、地方税共通納税システムを導入。 ○令和2年度にクレジットカード決済等のインターネット納付システムを導入。 ○令和4年度にスマートフォンのアプリ決済による電子納税を導入。 ○令和5年度にQRコードによる電子納税（固定資産税、軽自動車税）を開始。			
	課題認識と今後の方針・改善点	・地方税共通納税システムやスマートフォンのアプリ決済、コンビニエンスストアやインターネットによる納税など、納税方法の進展に合わせ、納税者の利便性向上のための環境を整備し、円滑な運用を図っていく。			
6	事業名	納税環境整備事業（早期納付勧奨事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部 納税課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	現年度の市税未納者に対して、早期の納付勧奨をすることにより、納め忘れによる未納者の増加を抑えるとともに、現年度課税分の未納額の縮減を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	24,887	26,313
			所要一般財源		
			概算人件費	44,746	44,746
	取組状況と成果	○徴税吏員による窓口相談、文書催告や、納税推進員による電話催告等により、早期納付の勧奨を行い、毎年度目標の徴収率を概ね達成してきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	○課題認識：現年度の市税未納者に対して、早期の納付勧奨をすることにより、未納者の増加を抑えるとともに、現年度課税分の未納額の縮減を図る必要がある。 ○今後の方針・改善点：納め忘れ等に対する、きめ細かな初期納付勧奨等により、新規滞納者発生の抑制と現年度未納額の縮減が図られているため、今後も取り組んでいく。			

7	事業名	徴収事務（徴収率向上対策）		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部 納税課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	公平・公正の観点から、地方税法、市税条例等の関係法令を遵守し、市民の理解と協力のもと、適正な徴税を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	22,616	11,801
			所要一般財源		
			概算人件費	164,066	164,066
	取組状況と 成果	○平成21年度より、機能分担型徴収体制を構築し、滞納整理の迅速化を図り、徴収率の向上に努めた。 ○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難な方に対して、申請に基づく徴収猶予の特例制度を適用した。 ○令和4年度から、預貯金照会業務の電子化や遠隔地居住者実態調査業務の委託により効率的・効果的な徴収事務を推進し、徴収率の向上に努めた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	○課題認識：持続可能で強固な財政基盤の確立のため、市税徴収率の維持向上と滞納額の縮減に取り組む必要があるため、徴収事務の計画的な進行管理の徹底、税務関係各課や関係機関との連携に努め、効率的・効果的な徴収事務の推進が必要。 ○今後の方針・改善点：今後も、きめ細かな相談体制による適切な対応を図るとともに、預貯金照会業務の電子化や遠隔地居住者実態調査により、効率的・効果的な徴収事務を推進し、徴収率の向上に努める。			